

第357回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月22日	月	本会議	開会 会期の決定（29日間） 議案の上程81件（予算41、条例21、その他17、報告2） 提出者の説明 濱田知事 議席の一部変更
23日	火	休 会	
24日	水	休 会	議案精査
25日	木	休 会	議案精査
26日	金	休 会	議案精査
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
3月1日	月	休 会	議案精査
2日	火	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 坂本議員 米田議員
3日	水	本会議	質疑並びに一般質問 黒岩議員 大石議員 上治議員
4日	木	本会議	質疑並びに一般質問 橋本議員 浜田議員 土居議員
5日	金	本会議	質疑並びに一般質問 田中議員 森田議員
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	休 会	議案精査
9日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 横山議員 田所議員 中根議員 西森議員 武石議員 土森議員 大野議員 岡田議員
10日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 上田（貢）議員 石井議員 金岡議員 下村議員 野町議員 西内（隆）議員 依光議員 桑名議員 委員会付託
11日	木	休 会	委員会審査
12日	金	休 会	委員会審査

13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	委員会審査
16日	火	休 会	委員会審査
17日	水	休 会	委員会審査
18日	木	休 会	委員会審査
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	本会議	委員長報告 討論 塚地議員 採決 議案の追加上程（第80号—第83号） 提出者の説明 濱田知事 採決 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号） 採決 議案の上程（議発第3号） 採決 議案の上程（議発第4号—議発第5号） 討論 吉良議員 採決 議案の上程（議発第6号） 討論 橋本議員 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 米田議員

			採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 閉会
--	--	--	--

第357回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7
議席の一部変更	20

第2日（3月2日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
議事日程	22
諸般の報告	24
質疑並びに一般質問	
梶原議員	25
1 新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン接種に向けた市町村支援、新型インフルエンザ等対策特別措置法と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正、次の大きな波に備えた医療提供体制、営業時間短縮要請協力金・営業時間短縮要請対応臨時給付金制度の創設、申請・給付状況、給付金の円滑な支給）について	26
2 進化への挑戦（2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めてい	

くための意気込み、推進体制、デジタル化の取組への意気込み) について……………	28
3 教育の充実 (第2期教育大綱の改訂、ICT活用指導力と質の確保、高知工科大学のデータ&イノベーション学群設置構想) について……………	29
4 経済の活性化 (産業振興計画の今年度の取組の評価と今後の強化策、関西・高知経済連携強化戦略の実行に向けた意気込み、外商拡大に向けた具体的な取組、観光推進プロジェクトの展開、リョーマの休日キャンペーンの取組) について……………	31
5 日本一の健康長寿県づくり (第4期構想のバージョン2への改定) について……………	33
6 南海トラフ地震対策とインフラの充実・有効活用 (「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、公共事業予算の効果的かつ迅速な執行、建設業の活性化) について……………	33
7 危機管理 (潜水艦衝突事故) について……………	34
濱田知事……………	35
鎌倉健康政策部長……………	43
松岡商工労働部長……………	43
川村林業振興・環境部長……………	44
伊藤教育長……………	45
沖本産業振興推進部長……………	45
吉村観光振興部長……………	46
村田土木部長……………	46
梶原議員……………	47
伊藤教育長……………	47
梶原議員……………	47
坂本議員……………	49
1 政治姿勢 (誰一人取り残さないという考え、自らの共感力、高知県脱炭素社会推進協議会によるアクションプランづくり、火災に気づかない集落が散在する事実の受け止め、新過疎対策法、集落实態調査とこれまでの中山間対策を踏まえた対策のスケジュール、調査を踏まえた中山間・奥山間地対策) について……………	49
2 南海トラフ地震のリスクへの対応 (公助の備え、被災者生活再建支援法の支援対象、被災者総合支援法の創設、事前復興まちづくり計画策定指針策定後の取組、検討会メンバー、前倒ししてできる仕組み、避難行動要支援者対策の加速化、高知市の長期浸水対策におけるボート調達と救助日数の短縮、津波避難ビルの避難者への支援、広域避難の方向性、災害ケースマネジメント体制の検討) について……………	51
3 新型コロナウイルス感染症対策 (重症患者対応の代替医療機関の確保、公的医療機関等2025プランにおける感染症病床の確保と財政支援等の検討、自宅	

療養の支援、法改正における刑事罰、福祉保健所における罰則の正当な理由の判断、精神的負担と業務過重への配慮、社会福祉施設等職員のワクチン接種、接種会場へのアクセス方法と費用負担、隣接市町村での接種条件、情報提供の在り方、大学生の休退学、文部科学省からの支援策周知と相談対応の依頼) について……………	53
4 地域共生社会（重層的支援体制整備事業、市町村の取組への関わり、集いの場づくりへの空間的支援、孤独・孤立問題の窓口設置、生活福祉資金特例貸付における償還免除要件の拡大、生活保護の申請・開始件数、申請・相談時の心理的負担の軽減、生活困窮者への食の支援ネットワーク構築における県の役割) について……………	56
濱田知事……………	59
福留地域福祉部長……………	65
堀田危機管理部長……………	67
鎌倉健康政策部長……………	68
岡村文化生活スポーツ部長……………	70
坂本議員……………	71
濱田知事……………	72
岡村文化生活スポーツ部長……………	72
坂本議員……………	73
福留地域福祉部長……………	73
堀田危機管理部長……………	73
米田議員……………	74
1 政治姿勢（政府予算案、ケア労働の体制強化と処遇改善、医療機関等での定期的な検査と飲食店等での検査への助成、入院・宿泊療養者への支援体制、罰則規定に対する歴史的反省や懸念の声の受け止めと実際の運用、事業者への補償、医療機関への丁寧な対応、医療・公衆衛生の再構築と保健所・衛生環境研究所の充実強化、東京オリンピック・パラリンピックの中止、森前会長の発言の教訓と研修材料としての取り入れ、県の職員や学校で素直に意見を言えるためのメッセージとシステムの構築、福島原発事故の現状と原発ゼロ、容量市場の見直し、営農型太陽光発電) について……………	74
2 介護保障（介護保険の公費負担引上げ、中山間・離島での事業支援と処遇改善への助成) について……………	80
3 教員の採用・審査（制度の見直し、臨時教員対象の特別選考枠、臨時教員を正規化する仕組み) について……………	81
4 県土の軍事化（潜水艦衝突事故の防衛省からの報告と公開の場での説明、訓練・演習をさせない要請、リマ水域の撤廃、米軍機低空飛行の映像記録機器の設置と管理・活用) について……………	82

濱田知事	83
伊藤教育長	90
米田議員	92
伊藤教育長	93
濱田知事	94
米田議員	94

第3日（3月3日）

出席議員	97
欠席議員	97
説明のため出席した者	97
事務局職員出席者	98
議事日程	98
諸般の報告	100
質疑並びに一般質問	
黒岩議員	101
1 ワクチン接種について	101
2 産業振興計画と県経済（本県の経済動向、産業振興計画に掲げた戦略の方向性、雇用対策充実に向けた思い、高校生が卒業後県内にとどまるための取組、県内大学ごとの県内・県外出身者別の県内外就職割合、県外大学進学者へのUターン就職支援と県外大学との就職支援協定、来年度の移住促進策、雇用対策協定に基づく事業計画、高齢者雇用、就職氷河期世代への取組）について	102
3 桂浜水族館への支援について	104
4 高齢者福祉・介護（高齢者介護に対する思いと介護保険制度の評価及び今後の在り方、第8期介護保険事業支援計画、中山間地域介護サービス確保対策事業、高齢者向け住まいの整備、介護人材の確保、他業種から介護職等への就職者の支援制度、介護報酬改定の評価、給与改善への取組）について	105
5 国民健康保険（制度改革による安定化と公費負担拡充に対する評価、保険料負担上昇の緩和、保険料水準の統一の議論、被保険者の理解、保険者機能を果たすための支援、国との保険者機能の在り方の検討）について	107
6 糖尿病の重症化予防（糖尿病・透析患者数と各医療費及び糖尿病を起因とする透析患者の割合、レセプトデータを用いた支援体制の検討、国保ヘルスアップ支援事業）について	109
7 土木行政（「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」の総括と今後のインフ	

ラ整備、技術職員のマンパワー不足への取組) について	109
濱田知事	110
伊藤教育長	114
岡村文化生活スポーツ部長	115
松岡商工労働部長	116
沖本産業振興推進部長	117
福留地域福祉部長	118
鎌倉健康政策部長	121
村田土木部長	123
黒岩議員	124
松岡商工労働部長	124
福留地域福祉部長	125
村田土木部長	125
鎌倉健康政策部長	125
黒岩議員	125
大石議員	126
1 政治姿勢（コロナ禍における職員の意識や悩みの把握と期待する仕事への姿勢や進め方、県政運営における哲学、危機的状況下における情報発信の在り方と今後の考え方、新型コロナウイルス対策における市町村の課題と連携、市町村財政の現状と課題・将来予測と今後の取組、令和3年度当初予算編成作業）について	126
2 新型コロナウイルス感染症第4波対策（これまでの教訓、きめ細やかな事業者支援、支える取組の強化、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関する市町村との情報共有と今後の取組、高知医療センターのバックアップ体制）について	128
3 デジタル化（中小企業デジタル化促進モデル事業の横展開、保護者に対する説明や広報、タブレット端末の家庭での取扱いと紛失等への対応、データの取扱い）について	130
4 カツオ・マグロ漁業の振興（多角的な価値の評価、事業戦略策定を支援する10事業者以外の事業者のサポート、特定技能制度に関する申合せの要件緩和）について	131
5 公共交通（とさでん交通発足の評価、事業再生計画の総括、今後の課題）について	132
6 中山間問題（集落活動センターの経済活動の位置づけ、人材確保、産業振興推進地域本部が担う役割）について	134
7 県史編さんについて	135
8 県有施設のさらなる活用（牧野植物園の駐車場、長江圃場の高台移転、天文	

研究者育成の取組、芸西天文学習館の施設整備とバリアフリー化、関勉先生 が与えた影響と県に対する貢献) について……………	135
濱田知事……………	138
松岡商工労働部長……………	144
井上総務部長……………	145
鎌倉健康政策部長……………	146
伊藤教育長……………	146
田中水産振興部長……………	148
尾下中山間振興・交通部長……………	149
沖本産業振興推進部長……………	150
岡村文化生活スポーツ部長……………	151
川村林業振興・環境部長……………	152
大石議員……………	152
濱田知事……………	153
川村林業振興・環境部長……………	153
大石議員……………	153
上治議員……………	154
1 政治姿勢（県民の命と生活を守ることへの所見、県民座談会を生かした中山 間地域の活性化、観光リカバリーキャンペーンの評価、キャンペーン終了後 の観光需要喚起対策）について……………	154
2 林業振興（再造林率の目標に向けた取組、事業戦略を実践した中小製材事業 体への支援、地球温暖化防止に関する普及啓発動画、脱炭素化の流れを取り 入れた持続可能な林業振興、土木事業での木材製品の活用）について……………	156
3 鳥獣対策（農業大学校での狩猟免許の受験必須化、わな猟における止め刺し 技術の習得）について……………	159
4 道路整備（迂回路がない道路区間の優先整備）について……………	159
濱田知事……………	160
川村林業振興・環境部長……………	162
村田土木部長……………	164
西岡農業振興部長……………	164
尾下中山間振興・交通部長……………	165
上治議員……………	165

第4日（3月4日）

出席議員……………	167
-----------	-----

欠席議員	167
説明のため出席した者	167
事務局職員出席者	168
議事日程	168
諸般の報告	170
質疑並びに一般質問	
橋本議員	171
1 足摺沖での潜水艦衝突事故（所見、漁業者の不安の解消、早急な対応、運輸安全委員会の調査結果とタイムスケジュール、国に向き合う姿勢と確実な再発防止策のイメージ）について	171
2 2050年カーボンニュートラルの宣言（実質ゼロに向けた道筋、地球温暖化対策計画の中期目標への向き合い方、新エネルギービジョン、県民や市町村・事業者の協力・連携、数値目標に関するデータの把握、市町村へのサポート体制、新たなアクションプランと環境関連の計画との連動性、再生可能エネルギー導入の仕組みづくり、条例化）について	172
3 集落対策の充実強化（中山間地域の暮らしの現状認識、中山間振興策の総括と評価、集落活動センターの現状と見通し、集落实態調査における限界集落の数と生産性の追求、集落活動センター事業を導入できない集落への支援）について	174
4 コロナ禍における生活困窮者対策（政策の進め方、生活福祉資金の返済への対応）について	175
5 SDGsについて	176
濱田知事	177
田中水産振興部長	180
堀田危機管理部長	181
川村林業振興・環境部長	181
尾下中山間振興・交通部長	183
福留地域福祉部長	184
橋本議員	184
濱田知事	186
川村林業振興・環境部長	187
福留地域福祉部長	187
浜田議員	187
1 コロナ禍における女性支援政策（所見、DV・性暴力被害の現状と支援体制、妊婦の不安解消、子ども・福祉政策部にする目的と意義、産後鬱の対策、妊産婦支援へのデジタルの活用）について	187
2 教育政策（校則の在り方と見直し、県立青少年センターの位置づけと意義、	

運用の改善) について……………	191
3 農業政策 (学校給食での地場産物の活用、地場産物の地産地消の促進、寒害被害の現状と支援) について……………	193
濱田知事……………	195
岡村文化生活スポーツ部長……………	197
鎌倉健康政策部長……………	197
伊藤教育長……………	198
西岡農業振興部長……………	199
浜田議員……………	200
濱田知事……………	200
浜田議員……………	201
土居議員……………	201
1 2050年カーボンニュートラルに向けた取組 (実現に向けたロードマップの作成、日本みどりのプロジェクト推進協議会における提案と本県への成果、住宅用太陽光発電の普及促進、食品ロス削減運動の推進体制と県民運動の展開、環境に配慮した製品の優先購入・使用、SDGs推進のための市町村や県民との連携、実現を見据えた環境教育への取組) について……………	201
2 ウイズコロナ・アフターコロナの経済戦略 (感染症防止対策を情報発信する団体の動きに寄り添った取組、アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021に向けた取組の現状、デジタルプロモーション事業を踏まえたインバウンド再開に備えた誘致の取組) について……………	204
3 地域政策 (れんけいこうち広域都市圏事業の評価と期待する展開、地域プロジェクトマネージャー制度活用のための支援、地域おこし協力隊の定住率向上に向けた就労面からの支援) について……………	205
4 少子化対策 (安心して不妊治療が受けられる環境づくり) について……………	206
5 介護人材の確保 (介護福祉士の養成に係る危機的状況、地元の介護人材の確保と育成のさらなる強化、専門学校と高等学校の一層の連携) について……………	207
6 建設業の働き方改革 (週休2日制モデル工事への要請や課題に対する取組、発注に当たっての配慮) について……………	208
濱田知事……………	209
川村林業振興・環境部長……………	212
伊藤教育長……………	213
吉村観光振興部長……………	214
尾下中山間振興・交通部長……………	215
福留地域福祉部長……………	216
村田土木部長……………	216
土居議員……………	217

濱田知事	217
土居議員	217

第5日（3月5日）

出席議員	219
欠席議員	219
説明のため出席した者	219
事務局職員出席者	220
議事日程	220
質疑並びに一般質問	
田中議員	222
1 新型コロナウイルス感染症による影響と対策（影響を受けた農業生産者への支援、令和3年産米の需給対策、農業の現状認識と今後の取組、営業時間短縮要請対応臨時給付金の対象者、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分、県民の声の施策への反映、短期間や短時間の仕事の掘り起こしとマッチング、県民による地産地消を進めるための取組）について	223
2 南海トラフ地震対策など（公共施設等総合管理計画の見直しにおける市町村の広域連携推進、統合型地理情報システム、ワクチン接種事業を通じた自治体職員と地域医療関係者との関係性の施策への反映、消防防災ヘリコプターの安全運行体制の確立）について	226
3 高知広域都市計画（南国市の市街化調整区域内の開発許可基準緩和）について	228
4 警察行政（公務中の交通事故減少への取組、過去5年間の警察職員による交通違反と今後の取組、県警察の交通事故・違反に対する公安委員長との認識）について	228
5 たばこ（これまでの受動喫煙防止に向けた取組、今後の取組）について	229
6 eスポーツ（活性化に向けたこれまでの取組と今後の関わり方）について	230
濱田知事	230
西岡農業振興部長	236
松岡商工労働部長	236
沖本産業振興推進部長	237
井上総務部長	237
鎌倉健康政策部長	238
熊坂警察本部長	238
小田切公安委員長	239

田中議員	239
熊坂警察本部長	240
濱田知事	240
田中議員	240
森田議員	240
1 南海トラフ地震の巨大津波対策（地震に立ち向かう決意、東日本大震災からの学びと教訓、津波が襲うところには住ませない対策、浸水想定区域内に暮らさない課題、集団での高台移転、避難スペースなどの適正整備、仮設住宅の供給計画と取組状況、宏観異常現象に関する情報の信頼度向上、積極的な収集・分析、急激な潮位変化の監視、先人が残した教訓と報告された情報の活用、高知の漫画文化を活用した啓発）について	241
2 3世代同居・近居施策（今後の具体的な取組）について	249
3 副知事の御貢献への感謝（県庁時代の思い出と県政への期待）について	249
濱田知事	249
堀田危機管理部長	252
村田土木部長	254
福留地域福祉部長	254
岩城副知事	255
森田議員	255

第6日（3月9日）

出席議員	257
欠席議員	257
説明のため出席した者	257
事務局職員出席者	258
議事日程	258
諸般の報告	260
質疑並びに一般質問（一問一答）	
横山議員一（濱田知事、村田土木部長、伊藤教育長、西岡農業振興部長、尾下中山間振興・交通部長）	261
1 政治姿勢（コロナ禍における県民への思い、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略への郷土愛育成の位置づけ、市町村のデジタル化推進における県の役割、新しい人の流れの中山間地域への広がり）について	261
2 新たな「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（公共事業への積極的な取組、1.5車線の道路整備の今後の取組、予防保全型インフラメンテ	

ナンスへの転換を踏まえた取組、平準化率のK P I 達成、公立小中学校施設の老朽化対策) について……………	264
3 流域治水 (取組、仁淀川の流域治水における鎌田用水の議論) について……………	267
4 とさでん交通路面電車への支援 (ダイヤ改正に関する協議、伊野便の半減に対する考え、支援策、クラウドファンディングによる寄附募集、中期経営計画に望むビジョン) について……………	268
田所議員一 (濱田知事、伊藤教育長、松岡商工労働部長、福留地域福祉部長、岡村文化生活スポーツ部長) ……………	271
1 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法及び改正感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (国との役割分担を踏まえた措置、人権尊重に対する自治体の責務、実情に見合った対策や支援、私権制限の規定) について……………	271
2 学校における働き方改革 (変形労働時間制の導入、時間外上限規制の遵守に対する取組、少人数学級導入による加配定数への措置、小学校における少人数教育措置の計画、中学校における少人数教育措置の導入) について……………	274
3 ウイズ・アフターコロナ時代を見据えた雇用・経済政策 (国の支援制度を活用した雇用維持や県経済の活性化、業務転換政策の活用による町の空洞化防止、都道府県プラットフォームの体制整備の進捗、市町村における整備に向けた県の取組) について……………	275
4 男女共同参画 (デジタル化とテレワーク促進、意識改革と社会制度及び慣行の見直し、アウトティングやS O G I ハラスメントの防止に努めた社会づくり) について……………	277
5 ウイズ・アフターコロナ社会における地域包括ケアシステム (在宅医療推進におけるA C Pの重要性、ヤングケアラーへの支援、医療的ケア児とその家族への支援、精神障害に対応したシステムの構築) について……………	278
中根議員一 (濱田知事、福留地域福祉部長、鎌倉健康政策部長) ……………	281
1 ジェンダー平等と男女共同参画推進 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会前会長の発言に対する受け止め、日本の現状に対する認識、選択的夫婦別姓制度に対する現状認識、男女共同参画プランの見直しに関するパブリックコメント、女性幹部登用への決意、パートナーシップ制度への県の対応、推進する決意) について……………	281
2 子育て支援 (これまでの高知版ネウボラの取組、今後の方向性、妊産婦医療費助成制度の創設) について……………	286
3 部局再編 (男女共同参画業務の子ども・福祉政策部への移管、在宅療養推進に特化しているかのような課の設置) について……………	288
西森議員一 (鎌倉健康政策部長、濱田知事、熊坂警察本部長、伊藤教育長、福留地域福祉部長) ……………	290

1	新型コロナウイルス感染症対策（県内における無症状から重症者までの患者の割合、割合の特徴、重症化した患者数、亡くなった人数、情報収集、ワクチン接種の効果、県の役割、配付の流れ、市町村などの割当て量の調整、人数の目標、終了目途、知事の接種、ワクチン接種対策本部の設置、相談窓口の設置、正確な情報提供、同時接種の安全性、副反応に対する準備、効果期間、市町村の準備状況、ワクチン接種記録システムの完成時期、市町村の声、活用、外国人の接種、意思表示のできない方への接種、接種をしてはいけない方、接種を希望しない方への対策、詐欺対策）について……………	290
2	デジタル社会に向けた教育の推進（新しい学習スタイルの狙い、計画的・体系的な教育の取組、タブレット端末の返却、今後の整備、費用負担）について……………	298
3	里親制度（虐待事件、過去の実態、発生時の対応、今回の原因、再発防止に向けた具体的な対策）について……………	300
武石議員一（福留地域福祉部長、鎌倉健康政策部長、濱田知事、伊藤教育長、岩城副知事）……………		302
1	健康長寿県づくり（安心して中山間地域で暮らすための入院から退院・在宅までの流れの確立、寿命を延ばすための取組、かかりつけ医を軸とするプライマリーケアの体制充実、医療機関への受診控えによる病状の悪化、新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関への支援策）について……………	302
2	子育て支援（妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的な支援の強化、サービスの提供を充実させるための取組、独り親家庭への支援策の充実、不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保）について……………	305
3	都市部から地方への流れづくり（具体的な取組、二地域居住の推進）について……………	307
4	退任にあたり県庁生活を振り返っての感想について……………	309
土森議員一（松岡商工労働部長、濱田知事、伊藤教育長、鎌倉健康政策部長、川村林業振興・環境部長、村田土木部長、吉村観光振興部長）……………		310
1	新型コロナウイルス感染症対策（雇用維持臨時支援給付金では対応できない事業者への支援、アフターコロナ時代を見据えた経済対策）について……………	310
2	教育（コロナ禍における児童生徒のメンタル面のケア体制、スクールカウンセラーの常勤配置、教育事務所へのスーパーバイザーの配置、濃厚接触者の定義、感染者発生時における学校での対応）について……………	311
3	人材の育成・確保（ミドル・シニア世代も含めたりカレント教育の推進、小・中・高等学校と引き継ぐ社会学習の仕組み、高校生対象の林業研修、農業高校における次世代型農業の学び、建設分野におけるデジタル化への支援）について……………	313

4	関西圏との経済連携（SDGsを取り入れた観光による幡多地域への誘客、観光地域づくりをマネジメントする人材の確保と育成）について	316
5	脱炭素化・SDGsを目指した取組（県内事業者におけるサーキュラーエコノミーとESG経営の取り入れ、大阪・関西万博での県産材の利用促進）について	318
6	無電柱化の推進について	319
大野議員一（濱田知事、鎌倉健康政策部長、福留地域福祉部長、尾下中山間振興・交通部長、熊坂警察本部長、伊藤教育長）		
1	コロナ禍における本県の医療・保健体制（感染拡大防止対策への所見、現場の最前線にある福祉保健所の課題、専門職員の人員体制、体制強化の今後の方針）について	320
2	障害者施設の新型コロナウイルス対策（就労支援施設への影響、障害者に対する就労支援策、ワクチン接種の対象高齢者施設、対象障害者施設、課題を踏まえた対策）について	323
3	中山間地域対策（来年度における強化策のポイント、集落实態調査の対象）について	325
4	横断歩道などの点検の現状について	326
5	学校施設のバリアフリー化（多機能トイレの整備状況、エレベーターの整備状況、予算措置）について	327
岡田議員一（西岡農業振興部長、濱田知事、尾下中山間振興・交通部長）		
1	農業政策（JA高知県の信頼回復の取組に対する受け止め、食の信頼回復に向けた決意、農家への支援策、国にミニマムアクセス米の制限を求める考え、米価対策を求める考え、貿易自由化における食料主権、総合的な政策の推進、施設園芸の現状認識、想定する農業参入企業、次世代型ハウスの採算、参入企業と地元の協働、JAへの期待、新3か年経営計画案による農家等への影響）について	328
2	中山間地域の集落实態調査（前回調査後の取組の総括、アンケート調査の対象者、対象地域、聞き取り調査における女性の視点、集落活動センターとあったかふれあいセンターとの連携、アンケート調査後の支援、生活基盤の整備、中山間振興への決意）について	335

第7日（3月10日）

出席議員	339
欠席議員	339
説明のため出席した者	339

事務局職員出席者	340
議事日程	340
諸般の報告	342
質疑並びに一般質問（一問一答）	
上田(貢)議員一（吉村観光振興部長、濱田知事、岡村文化生活スポーツ部長、川村林業振興・環境部長）	343
1 文化芸術との融合による経済活性化（本県ゆかりの作品を活用した関西圏での観光プロモーション、文化芸術振興ビジョンへの位置づけ、全世界への漫画文化の発信）について	343
2 横浪スカイライン（清潔で美しい高知県をつくる条例に基づくボランティアの活動状況、横浪県立自然公園の再整備）について	346
3 次世代エネルギー（水素の活用、水素ステーションの設置）について	347
4 林業の振興（木質バイオマスを燃料とした発電所の稼働状況、本山町に着工されるトリジェネ木質バイオマス発電所の燃料調達の体制、川下需要の喚起と素材生産性の向上、アメリカへの木材輸出の実績、支援、木材輸出戦略）について	348
5 スポーツの振興（子供たちの日常的なスポーツ活動の充実、競技力の引上げ）について	351
石井議員一（濱田知事、福留地域福祉部長、井上総務部長、岩城副知事、伊藤教育長）	352
1 介護を取り巻く課題（介護保険制度の長期的な展望、介護職員の賃金の現状、社会評価を高める施策、会計年度任用職員の相談体制、人材育成メニュー、昇給を含むキャリアアップの仕組み、介護保険制度と実態とのギャップ、介護サービスの環境整備、仕事と介護の両立に向けた支援制度の整備、教育課程における介護の学習、持続可能な介護保険制度）について	352
金岡議員一（鎌倉健康政策部長、西岡農業振興部長、尾下中山間振興・交通部長、濱田知事、川村林業振興・環境部長）	359
1 HACCPの義務化（周知の状況、今後の対応）について	359
2 過疎法など（県産農畜産物のブランド化、メディアの活用、新規就農者や農地集積の県内全域の成果、嶺北地域の状況、地域特性を生かした新ビジネス創出、嶺北地域公共交通網形成計画での検討、大杉駅での社会実験、大豊バスストップでの社会実験、物流の維持、新法での方針と計画）について	360
3 林業振興（コウヨウザンの植栽実績、次年度の普及、苗木の供給対応、生産体制の強化）について	365
下村議員一（濱田知事、川村林業振興・環境部長、田中水産振興部長、西岡農業振興部長、伊藤教育長、熊坂警察本部長、松岡商工労働部長）	367
1 脱炭素化・SDGsを目指した取組（機運醸成のための呼びかけ、県産木材製品の出荷・販売の方策、自伐型林業への支援と育成、84からイメージで	

きるブランディング戦略) について……………	367
2 水産振興 (カツオ一本釣り文化の継承、高知県漁協のさらなる発展に対する 意気込み) について……………	369
3 農業 (J A高知県の産地偽装問題による風評被害と実害、再発防止策への所 見) について……………	371
4 航空会社との連携・協調について……………	372
5 交通安全対策 (子供たちへの道徳教育を通じた交通安全意識の醸成、歩行者 の横断時における意思表示の啓発・教育) について……………	373
6 外国人技能実習生の支援について……………	375
野町議員一 (濱田知事、村田土木部長、福留地域福祉部長、西岡農業振興部長、伊藤 教育長、沖本産業振興推進部長) ……………	377
1 国土強靱化の推進 (命の道の整備促進、和食ダムと周辺河川の工事、和食川 河口の排水対策) について……………	377
2 ひきこもりや障害者などの就労支援 (ひきこもりに関する実態把握調査を踏 まえた支援、農福連携拡大の効果、農業における効果、新たな取組への支援 による成功事例づくり、施設整備支援のための独自の補助制度、就労後の定 着支援体制、農福連携支援調整会議の役割) について……………	379
3 県立特別支援学校における職業教育の充実 (外部人材を交えた協議、農業関 係者等との交流) について……………	382
4 高知なすの販売促進 (機能性表示食品への登録を好機とした支援、研究への 積極的な関わり、加工品開発に向けた支援) について……………	383
西内(隆)議員一 (濱田知事、井上総務部長、村田土木部長、松岡商工労働部長) ……………	386
1 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者への経済的な支援について……………	386
2 審査基準 (現状調査と必要な措置の実施、建設業許可基準の策定と公表) に ついて……………	387
3 企業支援 (中小企業等事業再構築促進事業の評価、活用に向けた県内企業へ のバックアップ、ものづくり補助金の製造品出荷額等への影響、継続実施に 向けた国への要請、中小企業生産性革命推進事業の県内企業活用への取組) について……………	389
4 2050年カーボンニュートラルに向けた取組 (公共建築物省エネ化による推進、 既存住宅断熱改修等によるエネルギー消費量削減への支援) について……………	391
依光議員一 (鎌倉健康政策部長、濱田知事、松岡商工労働部長、村田土木部長、沖本 産業振興推進部長) ……………	393
1 ウイズコロナ社会 (専門知識を有する医師や看護師による診療体制の確保、 リスク許容に対する所見、新型コロナウイルス感染症対応の目安の評価、改 善、求職者が興味を持つ情報の発信、大工技術を生かす機会の確保、データ サイエンスの普及、高知工科大学の新学群設置における県の役割) について……………	393

桑名議員—（濱田知事、岩城副知事、堀田危機管理部長、鎌倉健康政策部長、橋口公 営企業局長、沖本産業振興推進部長、松岡商工労働部長）……………	403
1 政治姿勢（危機管理の要諦、新型コロナウイルス感染症対応の考え方と心の 変化、県民へメッセージを出すときの心がけ、知事の共感力に対する副知事 の思い、県民の新型コロナウイルス感染症への対応、県庁の危機管理体制、 複数の危機管理事象発生時の危機管理体制）について……………	403
2 新型コロナウイルス感染症による受診控えへの対応（歯科・接骨・鍼灸の受 診控えの現状、県民へのメッセージ、広く知ってもらうための方策）につい て……………	406
3 医師の負担軽減（医師事務作業補助者導入の効果、県立病院での評価、増員、 スキルアップのための教育体制、処遇の向上）について……………	407
4 新しい人の流れ（県推計人口の社会増減の分析、分析結果の受け止め、県内 大学の県外出身者の就職促進、まち・ひと・しごと創生高知イノベーション システムの趣旨を生かした取組）について……………	409
5 公衆衛生の強靱化（自民党が取りまとめた政策の受け止め、部局横断型の体 制）について……………	411
議案の付託……………	412

第8日（3月22日）

出席議員……………	415
欠席議員……………	415
説明のため出席した者……………	415
事務局職員出席者……………	416
議事日程……………	416
諸般の報告……………	419
委員長報告	
浜田危機管理文化厚生委員長……………	419
黒岩商工農林水産委員長……………	422
田中産業振興土木委員長……………	426
横山総務委員長……………	429
討論……………	433
塚地議員……………	433
採決……………	435
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第80号—第83号）……………	435
濱田知事……………	436

議案の上程、採決（議発第1号 規則議案）	437
議案の上程、採決（議発第2号 意見書議案）	437
議案の上程、採決（議発第3号 意見書議案）	438
議案の上程、討論、採決（議発第4号—議発第5号 意見書議案）	438
吉良議員	439
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	441
橋本議員	441
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	443
米田議員	443
常任委員の選任	445
議会運営委員の選任	445
継続審査の件	446
議長辞職の件	446
三石議員	446
議長の選挙	447
森田議員	448
副議長辞職の件	449
西内(健)議員	449
副議長の選挙	450
加藤議員	451
前正副議長に対する謝辞	451
明神議員	451
副知事の退任挨拶	
岩城副知事	452
副知事選任同意に伴う挨拶	
井上浩之君	452
閉会の挨拶	
森田議長	453
濱田知事	453

巻末掲載文書

委員会報告書	457
意見書に関する結果について	460
議案の提出について	464
議席の一部変更（案）	467

人事委員会回答書	468
議案付託表	469
議案の追加提出について	475
規則議案の提出について	
議発第1号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案	476
意見書議案の提出について	
議発第2号 「望まない受動喫煙」を防止するための環境整備支援を求める意見書議案	478
議発第3号 地域産業を担うデジタル人材育成への支援を求める意見書議案	481
議発第4号 中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書議案	484
議発第5号 中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じること を求める意見書議案	486
議発第6号 海上自衛隊潜水艦「そうりゅう」事故に関する原因究明と再発防止を求 める意見書議案	489
議発第7号 医療制度改悪に反対し、誰もが安心できる医療を求める意見書議案	492
常任委員指名案	494
議会運営委員指名案	495
継続審査調査の申出書	496
委員会審査結果一覧表	498
議決一覧表	502

招 集 告 示

高知県告示第99号

高知県議会定例会を、令和3年2月22日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和3年2月15日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第357回高知県議会定例会会議録

令和3年2月22日（月曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君

34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 沖 本 健 二 君
 産 業 振 興 推 進 部 長 尾 下 一 次 君
 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長 松 岡 孝 和 君
 商工労働部長 吉 村 大 君
 観光振興部長 西 岡 幸 生 君
 農 業 振 興 部 長 川 村 竜 哉 君
 林 業 振 興 ・ 環 境 部 長 田 中 宏 治 君
 水産振興部長 村 田 重 雄 君
 土 木 部 長 井 上 達 男 君
 会 計 管 理 者 橋 口 欣 二 君
 公 営 企 業 局 長 伊 藤 博 明 君
 教 育 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 長 原 哲 君
 人 事 委 員 会 長 小 田 切 泰 禎 君
 事 務 局 長 熊 坂 隆 君
 公 安 委 員 長
 警 察 本 部 長

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 中村 知佐 君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局 長 行宗 昭一 君
事務局 次長 織田 勝博 君
議事課 長 吉岡 正勝 君
政策調査課長 川村 和敏 君
議事課長補佐 馬殿 昌彦 君
主 幹 春井 真美 君



議事日程(第1号)

令和3年2月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 令和3年度高知県一般会計予算
 - 第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

- 第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 30 号	令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	ルス感染症対策基金条例議案
第 31 号	令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 47 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案
第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 48 号 高知県中小企業・小規模企業振興条例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 65 号 南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 67 号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 68 号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 69 号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 70 号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 71 号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 72 号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 73 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 74 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 75 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 76 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に

に関する議案

- 第 77 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 78 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第4 議席の一部変更の件



午前10時開会 開議

- 議長(三石文隆君) ただいまから令和3年2月高知県議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

- 議長(三石文隆君) 御報告いたします。
- 総務委員長、商工農林水産委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。
- さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。
- 次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果に
ついて それぞれ巻末457、460ページ
に掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところ
により、今期定例会を通じて次の3君にお願い
いたします。

3番 上 田 貢太郎 君
17番 依 光 晃一郎 君
30番 橋 本 敏 男 君



会 期 の 決 定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決
定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本
日から3月22日までの29日間といたしたいと存
じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めま
す。よって、今期定例会の会期は、本日から3
月22日までの29日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元
にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末464ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和3年度高知県一般会

計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地
団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の
締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和
2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報
告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計
補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題
といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出
者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のご御出
席をいただき、令和3年2月県議会定例会が開
かれますことを厚くお礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立
ち、当面する県政の主要な課題について御説明
を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のご
御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

昨春からの一年は、新型コロナウイルス感染
症という誰もが今までに経験したことのない難
題に全力を傾けて対応した、言わば守りの一年
でありました。こうした中においてもピンチを
チャンスに変えるべく、局面の変化を見据えて、
各施策のさらなる発展に向けた準備を進めてき
たところです。

来る令和3年度は、感染症対策に万全を期し
つつも、これまで準備を進めてきた各施策を実
行に移す年、言わば攻めに転じて具体的な成果
につなげる一年にしたいと考えております。ウ
イズコロナ、アフターコロナの時代においてキ
ーワードとなるデジタル化などの潮流を捉えて、
新たな取組にも果敢に挑戦し、経済の活性化を
はじめとする5つの基本政策と3つの横断的な
政策をさらに進化させてまいります。

新たな時代の1つ目のキーワードは、デジタ
ル化であります。非対面、非接触の活動の広が
りといった社会構造の変化に対応し、県民生活

の利便性や経済活動における生産性を飛躍的に向上させるためには、AIやIoTといったデジタル技術の活用が必要不可欠です。このため、各産業分野におけるデジタル技術の導入を加速させるとともに、医療・福祉分野、教育分野、行政分野などにおいても積極的にデジタル化を進めてまいります。

2つ目のキーワードは、グリーン化であります。リモートワークの普及などを背景に、都会では密を避け、自然豊かな地方での生活を志向する新たな人の流れが生まれつつあります。また、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、経済と環境の好循環を目指した取組を進めようとしています。こうした人々の価値観や働き方、暮らし方の変化に速やかに対応するとともに、脱炭素に向けた国の政策展開などを追い風とし、県勢の発展につなげたいと考えております。都市部からの移住促進策を一層強化するとともに、豊富な森林資源を生かした吸収源対策と持続可能な産業振興、自然を生かした体験型観光などを推進してまいります。

3つ目のキーワードは、グローバル化であります。我が国全体の将来的な人口減少が避けられない中、県経済の中長期的な発展のためには、外国人観光客の誘致や海外市場の開拓など、海外に目を向けた施策についても、今からしっかりと備えておく必要があります。コロナ収束後の国際的な経済活動再開も見据え、インバウンド観光や県産品の輸出拡大、外国人材受入れなどの取組を着実に進めてまいります。

また、県政運営の基本姿勢であります共感と前進の実現に向け、県民の皆様との対話を行う県民座談会「濱田が参りました」については、来月末までに全市町村にお伺いをさせていただく予定としております。来年度からはこれまで

の座談会に加え、様々な取組の現場を直接訪問させていただき、地域地域の実情をより具体的に把握したいと考えているところです。

引き続き、官民協働、市町村政との連携・協調の下、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知の実現に向けて、県民の皆様と共に全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症については、昨年12月に感染が急拡大し、医療提供体制が逼迫した状況となりましたことから、県内全域の飲食店に対して営業時間の短縮要請を行うなど、集中的に対策を講じてまいりました。多くの県民の皆様、事業者の皆様に一丸となって感染拡大防止に取り組んでいただいた結果、年明け以降次第に感染者数が減少し、現在は比較的落ち着いた状況にあるものと捉えております。

一方、全国では依然として10都府県で緊急事態宣言が発令されております。本県においても断続的に新たな感染者が確認されており、まだまだ気を緩めることはできません。再度の感染拡大に備え、マスクや防護服の備蓄を進めるほか、入院患者を受け入れるための病床数を増やすなど、引き続き医療提供体制の拡充に取り組みます。

また、感染収束に向けた目下の最重要課題でありますワクチン接種については、医療従事者は来月中旬、高齢者は4月以降に接種を開始することを想定して、市町村や医師会などとの調整を急ぎ進めているところです。県においては今月8日、健康政策部内にワクチン接種推進室を設け、専任の担当者を配置するなど体制を強化したところであり、円滑にワクチン接種が開始されるよう、国や関係者と緊密に連携しながら、全庁を挙げて取り組んでまいります。

また、県経済に目を向けますと、飲食店の営業時間短縮やGo To事業の停止などの影響で、多

くの事業者が大変厳しい状況に置かれています。

このため、先月29日には、飲食店の取引先のほか、外出自粛などの影響を受けた幅広い事業者を支援するため、県独自の給付金を支給することとし、必要な補正予算について専決処分をさせていただいたところです。加えて、従業員規模に応じた新たな支援策を実施するための補正予算についても今議会に提案しております。

また、県内の消費拡大、需要喚起を図るため、地元での買物や飲食、県内観光を促進する「コロナに負けるな！ 高知家応援プロジェクト」を今月から実施し、順次取組を拡大することとしております。

今後とも、県民の皆様の健康と生活を守ることを第一に考え、かつ県経済へのダメージを最小限に食い止めることができるよう、必要な対策を迅速に講じてまいります。

次に、令和3年度当初予算案及び令和2年度2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応を着実に進めるとともに、あらゆる分野においてデジタル技術の活用を促進するなど、5つの基本政策と3つの横断的な政策に関する取組を一層強化すべく、工夫を重ねてまいりました。加えて、新型コロナウイルスの影響を受けた県経済を下支えするため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする有利な財源を最大限に活用し、地域の実情を踏まえたインフラ整備などを加速することといたしました。

この結果、一般会計当初予算案は前年度を上回る総額4,635億円となっております。また、2月補正予算案に計上した国の経済対策を含む実質的な当初予算ベースでは、対前年度比205億円、4.3%増の総額4,959億円となり、中でも投資的経費は、国の公共事業関係費の伸び率を大きく上回る5.4%増の1,216億円を確保しており

ます。

このように、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行する一方、今後の財政運営の持続可能性を確保するため、歳入歳出両面で努力を行いました。

まず、歳入面では、新型コロナウイルスの影響で県税収入が減少するものの、地方交付税の増などにより、前年度を上回る一般財源総額を確保したところです。加えて、地方交付税措置率の高い地方債をはじめ、有利な財源を最大限に活用することにより、一般財源の負担軽減を図っております。

また、歳出面においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に臨機応変に対応しつつも、県勢浮揚に向けた新たな施策を着実に実行するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、マンパワーと財源の確保に努めました。

こうした一連の取組の結果、来年度末時点において129億円の財政調整的基金を確保できる見込みとなっております。また、臨時財政対策債を除く県債残高については、国の5か年加速化対策を活用したインフラ整備などにより一時的に増加するものの、令和6年度をピークに通減する見込みであり、今後必要な投資事業を実施しても安定的に推移する見通しが得られたところです。

このように、今般の予算編成においては、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたものと考えております。しかしながら、感染症の影響もあり、当面は予断を許さない財政状況が続くと予想されます。このため、今後も国に対し、地方交付税などの一般財源の確保について積極的に政策提言を行うとともに、歳入歳出両面から見直しを行い、安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、県庁の組織改正について御説明申し上げます。

令和3年度を迎えるに際し、施策の実行力を一段と高め、具体的な成果に結びつけていくため、部及び課室の組織改正を行いたいと考え、今議会において4年ぶりに部設置条例の改正案を提出いたしました。

まず、日本一の健康長寿県づくりに関しては、妊娠期から子育て期までの関連施策を切れ目なく一体的に進めるため、子育て支援や母子保健、女性の活躍推進などの所管を地域福祉部に一元化し、同部の名称を子ども・福祉政策部に変更することとしております。

また、中山間地域における担い手の確保をより力強く推進するため、移住関連施策を産業振興推進部から中山間振興・交通部に移管いたします。

このほか、デジタル化の推進や在宅療養体制の充実などに向けた組織の改編を行ってまいりたいと考えております。

次に、新年度における5つの基本政策と3つの横断的な政策の取組について御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてであります。本県経済は、新型コロナウイルスの影響で観光分野をはじめとする幅広い業種が大きな打撃を受けており、経済活動の本格的な回復には、なお時間を要するものと考えられます。こうした影響を最小限に食い止め、県経済を再び成長軌道に乗せていくためには、コロナ禍を契機とした社会構造の変化に的確に対応するとともに、さらに一歩先を見据えて施策を強化することが重要であります。

来年度に向けた第4期産業振興計画のバージョンアップに当たっては、付加価値や労働生産性の高い産業を育むと、ウイズコロナ・アフターコロナ時代への対応という2つの大きな方向性の下、関西圏との経済連携の強化や各産業分野におけるデジタル化の加速など6つの重点

ポイントを中心に、一連の施策をさらに強化してまいります。

まず、1つ目のポイントである関西圏との経済連携の強化につきましては、アドバイザー会議での議論を踏まえ、関西・高知経済連携強化戦略の原案を取りまとめたところです。この新たな戦略は、大阪・関西万博も見据えた上で、第4期産業振興計画に合わせ、令和5年度までの3年間の取組をまとめたものとなっており、観光推進、食品等の外商拡大、万博・IRとの連携の3つのプロジェクトで構成しております。

このうち、まず観光推進については、令和5年に関西圏からの観光客入り込み数を121万人以上、関西空港経由の外国人延べ宿泊者数を3万4,000人泊にする目標を掲げ、公益財団法人大阪観光局とも連携し、関西圏をはじめ全国からの誘客に向けた取組を進めることとしております。具体的には、自然・体験型観光の基盤を活用したワーケーションやグリーンツーリズムなどを推進するとともに、大阪の都市型観光と高知の自然・体験型観光を組み合わせた新たな観光ルートの創出に取り組みます。加えて、今後のインバウンド需要の回復を見据えた外国人観光客の誘致などの取組を積極的に進めてまいります。

食品等の外商拡大については、地産外商公社の支援による関西圏での成約金額を令和5年度までに65%増の20億3,000万円とするなど、産業分野ごとの目標を掲げ、これまでに培ってきた関西圏の卸売市場関係者などとの連携を一層強化し、外商活動を拡大することとしております。具体的には、大阪市中心部で再開発が進められている大規模商業施設をターゲットとした販路開拓に取り組むと同時に、外商エリアをこれまでの大阪府中心から兵庫県や京都府まで拡大し、地域に密着した量販店においても高知フェアを開催するなど、活動を一段と強化します。

さらに、万博・IRとの連携については、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトを契機に、関西圏を訪れる国内外の観光客を本県へ誘致するとともに、万博関連施設の建設に当たっての県産木材の活用や、同施設における県産食材の利用に向けた取組を展開したいと考えております。

あわせて、これらの取組をスピード感を持って実行していくため、県大阪事務所の体制を強化するとともに、地産外商公社や産業振興センター、TOSAZAIセンターの関西圏における外商支援体制を拡充します。今後、来月末までに戦略を策定し、関西圏との経済連携を強化する取組を本格的にスタートさせます。

産業振興計画のバージョンアップの2つ目のポイントは、各産業分野におけるデジタル化の加速であります。ウイズコロナ、アフターコロナにおける社会構造の変化も見据え、各産業分野のデジタル化の取組をスピード感を持って展開します。

まず、農業分野では、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発をさらに進めます。具体的には、インターネット上の共有基盤IOPクラウドに集積される各ハウス内の環境データや出荷データを分析し、その結果をフィードバックして収量や売上げの増加につなげるなど、データを活用した営農支援体制の構築に取り組みます。あわせて、県内外の機器メーカーなどと連携し、さらなる生産性向上につながるシステムの開発に取り組んでまいります。

また、林業分野では、情報通信技術などを活用して効率化や省力化を図るスマート林業を推進します。具体的には、航空レーザ測量による地形や森林資源の情報をデータ化し、効率的な伐採計画の策定につなげるほか、資材の運搬を行う大型ドローンなど先進機器の導入を支援し、林業事業体の生産性向上を図ってまいります。

水産業分野では、生産・流通・販売の各段階においてデジタル化を図る高知マリンイノベーションの取組をさらに加速させます。来年度は、海洋観測の結果や赤潮プランクトンの発生状況に加え、漁場の位置や赤潮発生の予測などに関する情報を漁業者に発信するシステムを構築します。また、産地市場において、魚の計量結果など様々な電子データを関係者間で共有する自動計量システムの導入を推進するとともに、電子入札についても導入を進め、作業の省力化と情報伝達の迅速化を図ってまいります。

こうしたデジタル化の取組を着実に進めることにより、本県の第1次産業の生産・流通体制を効率化し、生産者や事業者の所得向上を図るとともに、担い手の確保につなげたいと考えております。

商工業分野においても、生産性の向上や付加価値の高いサービスの創出を実現するためには、デジタル技術を活用していくことが重要であります。例えば、製造業においては、IoT技術を介して生産工程の情報を社内の管理部門や営業部門ともリアルタイムで共有することにより、生産の効率化や受発注の拡大が期待できます。また、小売業においても、来店者の行動をAIで解析することで、より効果的な販売促進が可能になると期待されます。

しかしながら、県内ではこうした活用事例が少ないことに加え、デジタルの専門人材が不足していることから、全体的に取組が進んでいないのが現状であります。このため、デジタル技術を活用して生産管理の効率化や顧客サービスの向上を実現するモデル事例を創出し、その取組の過程で得られた効果を多くの県内事業者に展開したいと考えております。

さらには、産業振興センター内にデジタル技術導入を支援する専門部署を新たに設け、中小企業からの相談にきめ細かく対応し、伴走支援

を行います。あわせて、IT・コンテンツアカデミーを高知デジタルカレッジに改称し、企業の経営者や従業員を対象とした講座を新規に開設するなど、企業のデジタル化を担う人材の育成にも取り組んでまいります。

また、県内の建設事業者においては、頻発、激甚化する自然災害への対応が期待される中で担い手不足が顕著となっており、建設現場の生産性向上や働き方改革の観点からもデジタル技術の活用を進める必要があると考えております。このため、建設事業者のICT機器導入を支援し、その効果を県内全域へ横展開してまいります。

こうした各産業分野の取組に加え、行政分野においてもデジタル化の取組をさらに加速させてまいります。具体的には、本年度から取組を開始した電子申請システムの対象業務を拡大するとともに、市町村に対して同システムの共同利用を働きかけることにより、県全体で行政手続のオンライン化を促進します。あわせて、押印手続の見直しを進めるほか、手書きの文字をデジタルデータに変換するAI-OCRの導入、24時間オンラインで問合せ対応を行うAI-FAQの拡充などに取り組み、県民サービスの向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

3つ目のポイントは、新しい生活様式や社会・経済構造の変化への対応であります。各産業分野において、非対面、非接触など新しい生活様式に対応した商品やサービスの開発を促進します。さらには、社会の構造変化によって生じた新たな消費者ニーズを捉え、県産品の外商、観光客誘致などの取組を強化いたします。

このうち、食品分野においては、地産と外商の両面から県内事業者の取組に対する支援を強化します。具体的には、まず地産に関しては、県内事業者のコロナ禍を踏まえた事業戦略の策定と、新たな消費者ニーズに対応した保存性の

高い商品の開発、衛生管理の高度化などを支援します。また、外商に関しては、消費者行動の変化に対応し、地域密着型の量販店やネット通販、宅配サービスといった新たな販路開拓にも取り組みます。さらに、輸出に関しては、コロナ禍で海外への渡航が制限される中、県内事業者の販路開拓を現地で支援するため、食品海外ビジネスサポーターの配置地域を拡大するほか、販売サイトや動画コンテンツなどを活用した県産品のプロモーションを強化いたします。

他方、観光分野では、全国的にまだ感染収束の時期が見通せず、Go To Travelの停止も継続されるなど、本県観光にとって厳しい状況が続いております。このため、まずは県民の皆様のご協力を得て県内観光の振興を図るべく、高知家応援プロジェクトの一環として、来月から県内宿泊施設の割引クーポンの発行や、交通費助成などの取組を実施するとともに、感染状況を踏まえながら、対象エリアを四国、中国、全国へと段階的に広げたいと考えております。

また、全国の感染状況が落ち着いてきた際には、速やかに本県の観光需要の回復が図られるよう、観光商品をつくる、売る、もてなすという3つの施策群の取組を一段と強化いたします。

まず、観光商品をつくる取組では、自然とアクティビティーなどを組み合わせたアドベンチャーツーリズムや、仕事と休暇を両立するワーケーションを推進するほか、観光資源を広域エリア単位で組み合わせた滞在型の観光地域づくりに取り組みます。

また、売る取組では、本県がこれまで磨き上げてきた自然、歴史、食といった観光資源を余すことなく活用した、新たなリョーマの休日キャンペーンを4月からスタートさせます。JRグループの協力の下、四国4県が連携して10月から開催する四国デスティネーションキャンペーンも追い風に、全国に向けたプロモーションを

展開してまいります。

さらに、もてなす取組では、旅行者のアウトドア志向の高まりや、コロナ禍における新しい旅のスタイルに対応するため、屋外観光施設の磨き上げを進めるほか、宿泊施設における無線LAN、キャッシュレス決済の導入といった受け入れ環境の整備を支援してまいります。

こうした取組を通じて観光需要の回復を図り、早期に435万人観光を取り戻したいと考えております。

バージョンアップの4つ目のポイントは、地方への新しいひとの流れを呼び込むための取り組みの強化であります。コロナ禍を契機とした人々の意識の変化や、リモートワークの広がりなどをチャンスと捉え、移住促進策などの取組をより一層拡充します。また、各分野における人手不足に対応するため、外国人材の受入れに取り組むとともに、後継者不足などによって廃業を検討している事業者の円滑な事業承継に向け、関係機関と連携した支援策を強化してまいります。

移住促進に関しては、感染症の影響を受けて対面での移住相談やイベントの開催が困難となったこともあり、本県への移住者数は先月末時点で735組、対前年同期比93%にとどまっております。一方、コロナ禍を契機に都市部に住む人々の間で地方暮らしへの関心が高まっていることから、地方への新しいひとの流れを本県にいち早く呼び込むことができるよう、施策を大幅にバージョンアップいたします。

具体的には、既に本県と関わりのある、いわゆる関係人口へのアプローチを強化するとともに、ターゲット別に効果的なメディアを組み合わせた戦略的な情報発信や、オンラインと対面を組み合わせた相談会などを充実させます。また、高知市中心部に整備中のシェアオフィス拠点施設などを活用し、地方でテレワークを実践

する方々や都市部企業のサテライトオフィスを本県に呼び込んでまいります。さらには、コロナ禍を契機に地元へのUターンを検討する方が増えてくると考えられることから、県出身者への情報提供といったUターン促進策も強化します。

こうした一連の施策により、来年度は移住者数1,150組の目標を達成したいと考えております。

県内の様々な産業分野で人手不足が深刻化する中、外国人材に活躍していただくことも大変重要であります。このため、県内事業所の外国人材受入れに関する実態調査を行うとともに、庁内の関係課で組織するプロジェクトチームにおいて、今後の施策の方向性などについて検討を行ってきたところです。これらを踏まえた高知県外国人材確保・活躍戦略を本年度内に取りまとめることとしております。

今後は、この新たな戦略の下、ベトナムやインドをはじめとする人材の送り出し国との関係を強化するとともに、地域における生活相談体制を充実させ、外国人材の確保と活躍につなげたいと考えております。

民間調査会社によると、昨年県内で休廃業または解散した企業は321件に上り、平成12年の調査開始以来最多となっております。今後も経営者の高齢化や後継者不足に加え、新型コロナウイルスの影響による売上の減少などから、休廃業を選択する事業者の増加が懸念されるところです。このため来年度は、小規模事業者の事業承継に向けた検討を後押しし、円滑な事業承継につなげることができるよう支援制度を拡充するなど、関連の施策を強化します。

また、国の事業としては、4月から機構再編で事業承継・引継ぎ支援センターが立ち上がり、企業の合併や買収、事業の引継ぎなどに対応するスタッフが増員される見込みとなっております。

す。県としましても、このセンターや金融機関、移住促進・人材確保センターといった関係機関と一層緊密な連携を図り、中小事業者の円滑な事業承継につなげてまいります。

バージョンアップの5つ目のポイントは、脱炭素化・SDGsを目指した取り組みの促進です。このうち脱炭素化に関しては、さきの12月県議会において、2050年のカーボンニュートラル実現を目指して取り組んでいくことを宣言いたしました。今後、本県の特徴を生かしながら、気候変動への対応と産業振興に向けた取組を着実に実行してまいります。

具体的には、日本一の森林率を誇る本県ならではの豊富な森林資源を生かした間伐、再造林などの吸収源対策に加え、新たに耕作放棄地への早生樹の植林に取り組めます。あわせて、都市部の企業などと連携し、建物の木造化や木質化による都市の脱炭素化を進めます。さらには、省エネルギー化に資する生産性向上の取組についても支援を行ってまいります。

来年度は、こうした施策の具体化と着実な実行に向け、新たに庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、有識者の方々から御助言、御提案をいただきながら、カーボンニュートラルの実現に向けたアクションプランを策定します。また、国連が掲げる持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの達成に向けて、県内事業者の取組を後押しするため、SDGs登録制度の創設や優良事例集の作成などにも取り組んでまいります。

6つ目のポイントは、産業振興計画関連の様々な施策について、中山間地域での展開を特に意識していくことでもあります。第1次産業分野や観光分野を中心とした産業成長戦略の展開に加え、地域の資源を生かした地域アクションプランの取組を進めることにより、魅力ある仕事を数多く創り出し、中山間地域の持続的な発展につなげてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想においては、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指して、令和5年には男性の健康寿命を全国平均を上回る73.02年以上に、女性は76.05年以上にするなどの数値目標を定め、意欲的に一連の対策を進めております。

今般、これまでの成果と課題を検証した上で、3つの柱から成る各施策をさらに充実させ、同構想をバージョン2に改定することといたしました。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進については、県民全体の健康増進を図るためのポピュレーションアプローチと、重症化のリスク要因を持つ人、いわゆるハイリスク層に対するアプローチをさらに強化します。このうち後者については、糖尿病性腎症対策として、特定健診の結果やレセプトデータから重症化リスクの高い人を抽出し、早期治療につなげるプログラムと、透析導入が数年後に予測される患者に対し、市町村などの保険者と医療機関が連携して強力に保健指導を行うプログラムを、それぞれ推進しているところです。

来年度は、これらのプログラムの効果をさらに高めるため、保健指導の実施状況とその後の結果を分析するシステムの開発に取り組むとともに、薬剤師による服薬指導など、糖尿病性腎症患者に対する支援体制の強化を図ります。さらには、脳卒中をはじめとする重篤な循環器病を未然に防ぐため、高血圧や高脂血症の治療中断者などに対して、AIを活用して効果的に受診勧奨を行う取組を新たに実施してまいります。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの

強化については、在宅療養体制の充実を図るとともに、障害者やひきこもりの人の社会参加に向けた施策を一段と強化します。

具体的には、在宅医療に取り組む医療機関の人材育成や初期投資を支援するほか、介護事業所を併設した高齢者向け住居の整備や、GPSを活用した高齢者の見守りサービスを進めるなど、それぞれの地域で高齢者の在宅療養を可能とする環境の整備を図ります。

また、障害の特性に応じて就労や社会参加ができる環境づくりを進めるため、市町村における相談支援体制の充実を図るとともに、農業現場の人手確保にも資する農福連携などの取組をさらに広げてまいります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりに向けては、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、総合的に支援する高知版ネウボラの取組を推進します。

具体的には、身近な地域における子育て支援を拡充するため、市町村の地域子育て支援センターの機能強化を図ることとし、一時預かりや病児保育といったニーズの高いサービスの提供、子供の遊び場の整備、利用者の支援を行う専門員の配置などを進めます。

さらに、子育て家庭の孤立化や児童虐待の防止に向けては、県から専門家を派遣して助言や指導を行い、市町村の母子保健、児童福祉、子育て支援といった部門間の連携を強化するとともに、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上を図ってまいります。

また、発達障害のある子供への支援については、より早い段階で適切な支援が受けられるよう、本年度から臨床心理士を乳幼児健診に派遣するなどの取組を進めているところです。今後は、中山間地域において支援体制のさらなる充実を図るため、専門職による保育所などへの訪問支援を行ってまいります。

医療・介護・福祉の人手不足が深刻化する中、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができる環境を確保するためには、デジタル技術を活用して、効率的かつ効果的にサービスを提供する仕組みを整えていくことが重要であります。

このため、医療機関や薬局、介護事業所が保有する患者の情報をリアルタイムで相互に共有する高知あんしんネットや、はたまるねっと、「高知家@ライン」の普及を推進し、各地域において医療・介護・福祉の情報が切れ目なくつながるネットワークを広げてまいります。

さらには、健康パスポートアプリの機能充実、オンラインによる服薬支援、介護ロボットの導入など、県民の身近な場所でデジタル技術の活用を推進し、生活の質、いわゆるQOLの向上を図ってまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの影響が長引く中、子供たちが安定した学校生活を送りながら、バランスの取れた知・徳・体を育み、変化の激しい社会を生きる力を身につけることができるよう、教育大綱に基づく各施策を一段と強化していく必要があります。

このため、外部や地域の人材も活用して組織的に課題解決を図るチーム学校の取組を推進するとともに、来年度は、デジタル社会に向けた教育の推進、不登校への総合的な対応、厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実、学校における働き方改革という4点を中心に施策を充実させてまいります。

まず、デジタル社会に向けた教育の推進については、子供たち一人一人の学ぶ意欲を引き出すとともに、理解度に合わせた最適な個別指導を実現するため、デジタル技術を活用し、教育内容の一層の充実を図ります。

具体的には、来年度から県内全ての公立小中学校において1人1台タブレットを活用した学習がスタートすることに合わせて、授業や放課後学習などに活用できるデジタル教材を備えた高知県版学習支援プラットフォームの運用を開始します。

また、県立高等学校においても1人1台タブレットの整備を進め、オンラインによる専門講座の受講や企業と連携した協働学習、学習成果の発信などができる環境を整えます。

さらに、特別支援学校においては、個々の障害の特性に応じたアプリケーションの活用を進めるほか、オンラインによる現場実習やスポーツ交流などを充実させ、一人一人の自立と社会参加につなげたいと考えております。

あわせて、教員がタブレットを使いこなし、子供たちの日々の学習活動を充実させていくことができるよう、各種の教科指導研修や学校訪問などを通じて、教員のデジタル機器活用力、指導力の向上を図ります。

次に、不登校への総合的な対応については、一人一人の状況に応じた学習の場の提供や自立に向けた支援に取り組みます。

具体的には、教室での集団学習になじめない生徒に対しては、モデルとなる4つの中学校に適応指導教室を設置し、個々に合わせた学習支援を行うなど、不登校を未然に防ぐ取組を強化します。また、登校することが困難な生徒に関しては、家庭学習の機会を確保するため、市町村の教育支援センターを核としたモデル地域を指定し、タブレットを活用した効果的な学習方法の研究を進めてまいります。

さらに、心の教育センターにおいては、日曜日に加え土曜日も開所し、相談しやすい環境を整えるとともに、センターのスタッフが高い専門性を生かして学校や市町村への助言を行うなど、重層的な支援体制の強化を図ります。

次に、厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実については、経済情勢が厳しさを増す中、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るために、子供たちの社会的自立に向けた支援を一層充実させたいと考えております。

具体的には、中学生の段階から職業に必要な能力や資格、進学時の経済支援制度などの情報を十分に理解し、将来の自立に向けた進路を選択できるよう、進路指導の充実を図ります。また、目標に向かって学ぶ高校生や自立した新卒者といった身近なロールモデルを中学生が知ることができるPR動画を制作するなど、中学校と高等学校との連携を強化します。

さらに、保護者も含め生活面でのサポートが必要な家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーが市町村の児童福祉担当部署と、より緊密に連携し、定期的な情報共有や家庭への同行訪問を行うなど、支援体制の強化を図ってまいります。

教員に限られた時間の中で子供たちに向き合い、効果的な教育活動を行うためには、ベテラン教員がチームを組んで若手を指導するメンター制など、チーム学校の取組を通じて指導力の向上を図ることに加え、働き方改革を進めていくことも重要であります。このため、校務支援員や部活動指導員など外部人材の配置を拡大するとともに、研修のオンライン化や自動採点システムの導入を進め、業務の効率化を図ります。

これらの取組に加えて、コロナ禍における学校の新しい生活様式に対応しながら、子供たちの学校生活を充実させるためには、学級当たりの規模を小さくすることも一つの方策であります。国からは、来年度以降小学校2年生から段階的に少人数学級を実施する方針が示されたところですが、本県では既に小学校5年生までの

少人数学級を実現させております。この取組を6年生にまで拡充し、小学校全学年で35人以下の少人数学級を実現することにより、きめ細かな指導の充実につなげてまいります。

次に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化について御説明申し上げます。

東日本大震災の発生から間もなく10年がたとうとしております。あの未曾有の災害により多くの貴い命が失われたことを、そして今なお被災地では多くの方が苦しんでいることを、私たちは決して忘れてはなりません。

本県ではこの10年間、東日本を教訓として、南海トラフ地震対策に全力で取り組んでまいりました。その結果、津波避難場所の確保をはじめ、様々な対策が着実に進んできております。しかしながら、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、依然として多くの課題があり、引き続きスピード感を持って取組を進めていくことが重要であります。

来年度は第4期行動計画の最終年度となることから、目標の達成に向けて、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策を全力で進めます。また、第4期計画の取組を総括し、明らかになった課題を踏まえて、対策をさらに強化する第5期計画の策定にも取り組んでまいります。

命を守る対策のうち住宅の耐震化については、本年度も既に年間目標の1,500棟を超える補助申請をいただくなど、着実に進捗しております。引き続き、第4期計画の目標である耐震化率87%の達成に向け、市町村と連携して取組を進めます。

また、自力での避難が困難な高齢者や障害者などの迅速な避難に関しては、これまで沿岸19市町村全てにおいてワーキンググループを立ち上げ、福祉の専門職が個別計画の策定に参加するなど、取組を強化してまいりました。今後は、沿岸市町村における取組を県内全域に拡大し、

個別計画の策定をさらに加速させます。

一方、本年度行った県民世論調査では、津波から避難するタイミングについて、揺れが収まった後すぐにと答えた方の割合が65%と、平成28年度からの4年間で8.6ポイント低下しております。南海トラフ地震で想定される死者数の8割以上が津波によるものであり、早期避難の意識を高めることは大変重要な課題であります。このため、「南海トラフ地震に備えちよき」の冊子やテレビ、新聞、SNSを活用した啓発に加え、法律に基づく津波災害警戒区域の指定などを通じて、市町村とも連携しながら、避難意識の向上に粘り強く取り組んでまいります。

次に、命をつなぐ対策については、不足している避難所の確保を図るため、引き続き集会所の耐震化や学校の教室利用を進めてまいります。あわせて、市町村が行う資機材の整備を引き続き支援し、避難所における感染症対策にも取り組みます。

また、発災時における受援体制の強化に向け、本年度は県外の医療支援チームなどを円滑に受け入れるための計画策定に取り組んでまいりました。今後、この計画に沿って訓練を実施し、応急活動の実効性を高めてまいります。さらには、発災時に県内の医療従事者を速やかに地域へ派遣する仕組みを構築するため、医療機関や市町村と共に具体的な計画づくりに着手します。

生活を立ち上げる対策については、発災後速やかに復興に着手し、住民の生活再建を図ることができるよう、市町村における事前復興まちづくり計画の策定を進めたいと考えております。具体的には、有識者や市町村長などで構成する検討会において、東日本大震災における復興の取組事例や課題を踏まえた議論を開始したところであり、来年度中に計画策定の指針を取りまとめることとしております。その上で、指針の内容に関する勉強会を開催するなど、早期の計

画策定に向けて市町村の取組を支援します。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

道路や堤防、港湾などのインフラは、南海トラフ地震や豪雨災害から県民の皆様の生命や財産を守るとともに、地域の生活や産業を支える大変重要な基盤であります。

本県においては、依然として整備を急ぐべき箇所が多数ありますことから、昨年12月に閣議決定された国の5か年加速化対策を最大限に活用しながら、浦戸湾の三重防護をはじめとする地震・津波対策や、1.5車線の道路整備など地域の実情を踏まえたインフラ整備をスピード感を持って推進します。あわせて、河川のしゅんせつなどの治水対策を加速させるとともに、橋梁、トンネル、排水機場といったインフラの老朽化対策についても計画的に進めます。

今月27日、高知インターチェンジと高知龍馬空港とを結ぶ高知南国道路が全線開通します。これにより県内のアクセスが一段と向上し、地産外商や観光振興に大いに寄与するだけでなく、救急搬送時間の短縮や、災害時における円滑な救援活動や物資輸送、地域住民の津波避難場所の確保など、命の道としての役割も期待されます。県としましては、四国8の字ネットワークの早期完成に向けて、周辺道路の整備を進めるとともに、沿線市町村や他県とも連携して国などに強く働きかけてまいります。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本県の中山間地域は、人口減少と少子高齢化の急速な進展により、産業の担い手不足や集落活動の衰退が深刻化するなど、依然として厳しい状況にあります。こうした中、現行の過疎法が本年度末に期限を迎えるため、新たな法律が本県の実情を反映したものとなるよう、国に対して積極的に政策提言を行ってまいりました。

その結果、新法制定に向け、本県と県内過疎市町村の要望を踏まえた形で議論が進められております。また、国の来年度予算案において、過疎地域に対する交付金事業や5G基地局の整備事業が拡充されるなど、本県からの提言の多くが実現する見通しとなっております。こうした国の支援策も最大限活用しながら、全庁を挙げて中山間地域の振興に取り組みます。

また、中山間対策の核となる集落活動センターについては、これまでに32市町村、61か所で設置され、着実に広がりを見せております。引き続き、新たな開設を後押しするとともに、持続的な運営に向けた担い手の確保などの取組を強化します。このほか、複数集落が連携した野生鳥獣対策、高知版地域包括ケアシステムの構築、小規模校における遠隔教育の拡充など、各分野における中山間対策の取組を着実に進めます。

来年度は、中山間地域の集落の実態や住民の皆様の思いを直接お聞きするため、10年ぶりに県内全域の小規模集落を対象とした実態調査を実施します。この調査結果を詳細に分析し、これまでの中山間対策を検証した上で、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、さらなる対策を講じてまいります。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

人口動態統計の速報値によると、昨年1月から11月までの本県の出生数は前年同期より5.1%、婚姻件数も8.2%減少しております。この結果の背景には、女性人口の減少に加え、全国と同様にコロナ禍で出会いの機会が減ったことや、雇用環境の悪化に伴う将来への不安感があるのではないかと考えるところです。

こうした中、国においては、来年度不妊治療に対する助成など少子化対策を強化することとしております。県としても、国の事業を最大限に活用しながら、県民の皆様の出会い・結婚・

妊娠・出産・子育ての希望をかなえられるよう、一連の取組をさらに充実させます。特に、来年度は親世帯と同居または近居する新婚世帯に対する住居費用の助成を開始するなど、安心して結婚や子育てができる環境を整備する市町村の取組を一層後押しします。

県庁においても、令和6年度末までに男性職員の育児休業取得率を50%とする目標の達成に向け、率先して子供を産み育てやすい職場環境づくりを進めます。

また、女性の活躍の場の拡大については、男女共同参画プランと女性活躍推進計画を改定し、子育てしながら働く女性を社会全体で支援する仕組みの拡大に向けた取組を強化します。具体的には、延長保育など様々な保育サービスの拡充を図るとともに、高知家の女性しごと応援室において、企業に対し働きやすい職場づくりに向けたアドバイスを行うなど、女性が出産や子育てのために一定期間仕事を離れても、再び仕事と育児を両立しながら働くことができる環境の整備に取り組みます。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興につきましては、廃藩置県によって本県が誕生してから今年で150年を迎えますことから、これを契機として新たな県史の編さんに着手し、本県の歴史や文化などの調査研究を進めてまいります。

また、本県の漫画文化の振興を図るために平成4年から開催しているまんが甲子園は、次回で30回目の節目を迎えます。来年度は、この記念大会を開催するとともに、国内外に本県の取組を広く発信し、漫画を通じた交流や人材育成をより一層推進したいと考えております。

スポーツの振興に関しては、児童生徒の減少など、地域のスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえて、第2期スポーツ推進計画を改定し、

取組を強化します。

具体的には、地域スポーツハブを拠点とした新たなスポーツサークルの立ち上げや、複数校による合同部活動の推進、障害児が気軽にスポーツに参加できるイベントの開催など、地域における子供のスポーツ環境づくりを進めるほか、全高知チームなどによる競技力の向上を図ります。

さらには、本県の有する施設や自然環境を生かして、カヌー、ゴルフ、レスリングなど、ターゲットを絞って戦略的にアマチュアスポーツ合宿の誘致を行うとともに、プロスポーツやラグビートップリーグのキャンプの誘致にも取り組み、交流人口の拡大と地域の活性化につなげます。

次に、犯罪被害者に対する支援について御説明申し上げます。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族への支援に関しては、昨年4月に施行された犯罪被害者等支援条例に基づき、関係者の声をお聞きしながら具体策の検討を進めてまいりました。来月には、犯罪被害者の経済的な負担の軽減や、犯罪被害者を切れ目なく支援する体制の構築などを盛り込んだ指針を策定します。この新たな指針に基づき、犯罪被害からの回復を支援するための助成制度を創設したいと考えております。さらには、県、警察、市町村、民間支援団体の連携を一層強化し、被害者の方が必要とする支援を速やかに提供してまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和3年度高知県一般会計予算など41件です。

条例議案は、高知県中小企業・小規模企業振興条例議案など21件です。

その他の議案は、高知県が当事者である和解に関する議案など17件です。

報告議案は、令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など2件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議席の一部変更

○議長（三石文隆君） 日程第4、議席の一部変更の件を議題といたします。

議事運営上の理由により、この際、議席の一部を変更したいと存じます。

〔議席の一部変更（案） 卷末467ページ
に掲載〕

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席につきましては、3月2日の質問初日からということで、御了承願います。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から3月1日までの7日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月2日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

3月2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時1分散会

令和3年3月2日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第2号)

令和3年3月2日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例議案	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条	第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案

- 第 65 号 南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 67 号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 68 号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 69 号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 70 号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 71 号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 72 号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 73 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 74 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 75 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 76 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 77 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 78 号 都市計画道路はりまや町一宮線防

災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

- 第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

第50号議案、第51号議案及び第60号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末468ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地

団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

18番梶原大介君。

(18番梶原大介君登壇)

○18番(梶原大介君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、自由民主党を代表いたしまして、通告に従い順次質問をさせていただきます。

令和元年12月、新型コロナウイルス感染症の発生が中国・武漢市において確認をされ、その後世界各地に広がり、昨年1月30日には世界保健機関により公衆衛生上の緊急事態が宣言をされ、現在までに感染者数1億4,300万人、死者数253万人を超え、これまで世界の国々で感染拡大防止や医療、経済への様々な対策が行われてまいりました。そして、いよいよと昨年末からは感染拡大防止の切り札と期待をされる新型コロナウイルスワクチンが、世界各国の英知を結集し開発され接種が始まりました。既に先行している国々からは、発症や重症化を予防する効果が大変高いとの調査結果も示されており、またその改善や治療薬においてのさらなる研究も国内外において進んでおります。

我が国においても、これまでの感染者数は43万人を超え、8,000人を超える方々がお亡くなりになっており、多くの国民の皆様の協力と医療関係者の懸命な御尽力の下、感染拡大防止に国を挙げて取組を進めてまいりました。これまで、国においては3次にわたる補正予算等により、GDPの半分を超える293兆円の事業規模を確保し、また県においても新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして、感染症の拡大防止と経済対策など、医療機関、事業者、また一人一人の生活への様々な支援や対策などに取り組んでまいりました。

現在においては、新規感染者数の減少傾向などにより、本年1月から10都府県に発令されていた緊急事態宣言のうち、関西や愛知等の6府県については先月28日に解除され、残る首都圏に関しては引き続き宣言下での徹底をした感染対策に取り組み、今月7日の全面解除を目指しております。

また、この新型コロナウイルス感染の拡大は、世界の景色を変えたと同時に、社会の構造などの多くの問題をあぶり出したとも言われております。世界の経済は、これまで1,400兆円を超える財政出動を後押しにより回復に向かい、日本においても本年後半にはコロナ前の水準に戻るとの予測もされており、過去最高益の業績見通しを立てる企業などがある一方で、いまだ厳しい現状の産業分野など、昨年の全国での休廃業、解散した企業は5万件に迫り、過去最多となりました。

また、昨年9月には家計金融資産が1,900兆円となり過去最高水準となりましたが、コロナ禍による家計の貯蓄率の上昇は高所得世帯に偏っていると言われ、コロナ関連解雇や非正規雇用の減少などから、昨年上半期の困窮相談は前年の3倍に増えており、新型コロナ特例措置による生活再建融資は51万5,000件で、これも過去最多となっております。

また、昨年の自殺者数も子供や女性、若年層などが増え、リーマンショック後の2009年以来、11年ぶりに増加をいたしました。新型コロナウイルス感染症に伴う経済的な困窮や社会的孤立、孤独が深刻さを増しており、国や自治体も対策に乗り出しております。

このような中、1月18日開会の第204回通常国

会の冒頭の施政方針演説において菅総理大臣は、まずは安心を取り戻すため、深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させる、いま一度、国民の皆様の御協力をいただきながら、この闘いの最前線に立ち、都道府県知事をはじめ自治体関係者とも連携しながら難局を乗り越えていくとして、感染症への万全の対応に向けて決意を表明されました。さらに、ポストコロナの時代においても、我が国経済が再び成長し、世界をリードしていく、その原動力として、グリーン化とデジタル改革の2つを位置づけられました。そのほか、東京一極集中の是正や少子化対策、社会保障、外交・安全保障などを挙げ、最後に、一人一人が力を最大限に発揮し、互いに支え、助け合える、安心と希望に満ちた社会を実現するために全力を尽くしてまいりますと締めくくっておられます。

濱田知事におかれましても、令和3年度においては感染症対策に万全を期しつつ、ウイズコロナ、アフターコロナの時代の潮流を捉えて果敢に挑戦をし、様々な政策を進化させていくと、本年の年頭所感や今議会の開会においてその決意を述べられております。来年度においては、これからの社会の在り方や時代の潮流の変化が、県がこれまで取り組んできた5つの基本政策の推進や、関連する施策の全てに関わってくる、大変重要な局面であるとの認識の下、以下順次質問をさせていただきます。

それでは、まず現在においても県最優先課題である新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

初めに、今後のワクチン接種についてお伺いいたします。国においては、先月14日にファイザー社製のワクチンが薬事承認をされ、17日から医療従事者向けの先行接種が始まりました。これまでににおいては、高い有効性と併せて、副反応においても許容の範囲であるとの見解が示

されているように、深刻な副反応は極めてまれである状況でございます。今後の供給体制や保存管理など、接種のスケジュールにはいまだ不透明な部分もあり、現在でも国会において議論がされておりますが、3月中旬からは各都道府県における医療従事者向け優先接種、4月後半からは各市区町村において高齢者向けの優先接種が始まり、その後順次16歳以上を対象としたワクチン接種が行われていく予定となっております。ぜひともこのワクチン接種が世界中の人々に行き渡り、一日も早くコロナ禍が収束していくことを切に願うところでございます。

しかしながら、国内において全国数千万人にも及び、本県においても数十万人が対象となる、この前例のないワクチン接種に向けては、県や実行していく市区町村には医師や会場の確保、住民接種の情報管理などの極めて難しい対応が求められております。全国の自治体において、会場の確保やワクチンの管理、過疎自治体でのマンパワー不足などの課題に対応するために、個別接種と集団接種の併用や、複数自治体の共同接種などの工夫も進んでおり、国においても地域の実情に合わせての対応を支援するとし、また医療機関や職場などでの多様な接種ルートの確保なども検討をされております。

今後、県内各地域における円滑かつ迅速なワクチン接種に向けては、県が県内各市町村をしっかりとサポートしていくことが大変重要であると存じますが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、特措法、感染症法改正についてお伺いいたします。2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法、特措法と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法が改正をされ、2月13日から施行をされました。特措法の主な改正内容は、緊急事態宣言に至らない段階で感染拡大を防止するためのま

ん延防止等重点措置が新設をされ、その措置を実施すべき区域とされた場合には、飲食店等への営業時間短縮の協力要請や命令などができるとし、営業時間短縮命令に反した場合の過料20万円以下も設けられました。また、緊急事態宣言下の休業や営業時間短縮命令の違反者に対する過料30万円以下の規定も創設されております。

感染症法の改正では、入院を拒否したり、入院先から逃げたりした感染者に対する過料50万円以下や、保健所が感染経路を調べる積極的疫学調査を拒んだ場合の過料30万円以下が規定をされております。この改正については、これまでの国や都道府県におけるコロナ対応での課題や問題点を考慮するとともに、知事会等の要望や協議を踏まえてのものと存じております。

また、都道府県知事が出す営業時間短縮の要請や命令に関し、周辺住民の生活維持に不可欠などの正当な理由があれば、営業の継続を容認する方針が示されているほか、国民の自由と権利が不当に侵害をされることのないよう、罰則の適用は慎重にとの附帯決議もなされておるところでございます。

今回の特措法改正、感染症法改正について罰則の適用の考えも踏まえて、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、今後の医療提供体制についてお伺いいたします。11月下旬から始まりました本県における感染の波については、一時、人口10万人当たりの感染者数が全国で4位になるなど極めて厳しい状況にありました。その間の昨日までの県内の感染者は740人、そのうち重症者は1日で最大で9人となったこともあり、治療に当たってきた高知医療センターをはじめ、医療の現場のスタッフは非常に厳しい逼迫したぎりぎりの対応を求められてきました。その後、現在においては医療従事者の懸命な献身と県民の皆様の御協力の下、2月19日から昨日まで11日間、県

内で感染者は確認をされておらず、昨年12月9日に特別警戒ステージにまで上がっていた県の感染症対応の目安は、その後、警戒、注意と下がり、昨日には感染観察に下がるなど、一時期の感染の大きい波は一定脱した状況であると存じております。

しかしながら、再び感染が拡大することも想定をしておかなければなりません。ワクチン接種によって感染拡大が収束することを期待しつつも、気を緩めることなく次の感染拡大の波に備えて、今のうちにできる対策を取っておくことが必要不可欠でございます。

次の大きな感染拡大の波が発生した場合に備えて、医療提供体制を今後どのようにしていくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、12月16日からの飲食店等を対象とした営業時間短縮要請と、それに伴う営業時間短縮要請協力金の支給、その後の関連事業者等への営業時間短縮要請対応臨時給付金の支給など、今回の一連の施策についてお伺いをいたします。12月以降、本県において多くの新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことを受け、知事は国に先駆けて、当初12月16日から30日までの営業時間短縮要請と、その協力金の支給を打ち出され、その後状況が改善しないことから、1月11日まで要請期間を延長するとともに、協力金もその間支給することを決められました。今回の協力要請では国の動向も踏まえ、店舗数に応じて、また協力した日数に応じて、1日当たり4万円を支給するとしたことにより、多くの事業者の皆さんの御協力の下、新たな感染の抑制に一定の効果があったものと考えますし、延長の苦渋の決断をされたことを知事が発表された際の訴えが、事業者のみならず、広く多くの県民の心に響いたものと思うところでございます。

その後、1月29日には、営業時間短縮要請の

対象となった飲食店等と直接または間接に取引のある事業者や、外出の手控えによる影響を受けた事業者を対象とした給付金制度を創設するとともに、1月以降の影響にも対応すべく、事業規模に応じた給付金制度の創設に関する予算を今議会に提出をされております。

そこで、まず、営業時間短縮要請から今回の一連の協力金・給付金制度の創設に至った思いについてこれまでも幾度か説明をされておりますが、知事に改めて御所見をお伺いいたします。

また、営業時間短縮要請協力金については、申請が集中したことなどもあり、円滑な支給に向けての様々な課題があったともお聞きをしております。これまでの申請及び支給の状況がどうなっているのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

また、その協力金支給での課題も踏まえて、1月専決処分と今議会提出の2つの給付金の円滑な支給に向けてどう取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナの時代の潮流を捉え、進化をしていくための挑戦として、今後県を挙げて取り組んでいくグリーン化、デジタル化についてお伺いいたします。

まず、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組についてお伺いをいたします。本年1月、米国の学術雑誌であるブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティストは、過去1年間の世界情勢の分析に基づいて、人類滅亡を午前0時に見立てた終末時計の残り時間を100秒と発表しました。その理由として、新型コロナウイルスをめぐる深刻な地球規模の公衆衛生危機への対応や、核の問題や地球温暖化の脅威が深刻化をしたことなどを挙げ、1947年の創設以来最短となった昨年と同じく危険な状態が続くとしております。

脱炭素社会に向けた直近の世界の動向を見て

みますと、アメリカではバイデン大統領が就任直後の1月27日に温暖化ガスの排出削減を目指す新たな大統領令に署名し、今後4年間で2兆ドルの投資を行うとしております。既に取組が先行しているEUでは、域内での発電量において初めて再生可能エネルギーが化石燃料を昨年上回ったと発表されており、今後も水素戦略に60兆円の投資が行われることとなっております。また、中国においても、2月1日より全土において排出量取引が開始をされました。

このように世界的に取組が加速をする中、国においては菅総理大臣が昨年10月の就任後初の所信表明演説で、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指していくことを宣言し、12月には2050年のカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定いたしました。積極的な温暖化対策を行うことが産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながるの考え方の下、2兆円のグリーンイノベーション基金の造成や、税制改革、ファイナンスシステムの整備に取り組むなど、現政権の下、政策を総動員して取組を進めていくこととしております。

本県においても昨年12月議会において、知事からカーボンニュートラルの宣言がなされました。脱炭素社会の実現は世界的な問題であると同時に、私たち一人一人の問題でもあるこの地球温暖化に対して、地方自治体としての役割をしっかりと果たしつつ、これからの本県の発展に欠かすことのできないとの思いで、進化への挑戦として取り組んでいかれるものと存じております。

今後、カーボンニュートラルの実現に向け取組を進めていくための意気込みについて知事の御所見をお伺いいたします。

また、来年度は新たに庁内にプロジェクトチームを設立するなど、推進体制を整備するとともに

に、アクションプランの策定を行うとされておりますが、どのような形で進めていくのか、その推進体制の内容やアクションプラン策定の狙いも踏まえて、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、デジタル化への取組についてお伺いたします。政府では、先ほどのカーボンニュートラルと同様に、首相の就任直後の所信表明においてデジタル庁の設置を掲げ、昨年12月25日、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し、社会全体のデジタル化を強力に押し進めることとしております。この方針においては、社会経済活動全般のデジタル化、すなわちデジタルトランスフォーメーションを推進し、社会の課題解決や経済成長につなげていくため、平成12年に制定をされました高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を20年ぶりに見直すこと、その統括組織としてのデジタル庁を設置することが示されており、今国会に関連法案が提出をされております。

また、本年1月には、2021年度からの5年間の科学技術政策の方針を示す第6期科学技術・イノベーション基本計画の素案を取りまとめ、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素社会の実現などに向けての研究開発投資の目標は、過去最大の30兆円となっております。

県においても、これまでの取組についてはIOPプロジェクトやIoT推進ラボなど、デジタル技術を活用する取組を行ってきておりますし、昨年3月には行政サービスデジタル化推進計画を策定し、本年度からRPAの活用やウェブ会議システムの導入など、新しい取組にも着手をしておるところでございます。今後、国や社会全体での急激な動きの加速化を受けて、高知県での取組を進めることにより、県庁内部はもちろんのこと、県内企業への支援も含めて一人一人が県民生活の向上を実感できるよう、ま

さに進化に向けて挑戦をしていくべきときであると存じております。

そこで、来年度以降におけるデジタル化の取組への意気込みについて知事の御所見をお伺いたします。

次に、コロナ禍を契機とした社会構造の変化に対応するべく、各計画の改定やバージョンアップをしていく5つの基本政策などについて順次お伺いをいたします。まず、教育の充実についてお伺いたします。

新型コロナウイルスの影響が長引く中で、子供たちが安定した学校生活を送りながら、変化の激しくなる社会を生きる力を身につけるために、ICTを活用した学習の充実や、厳しい環境にある子供たちへの支援の充実などのため、昨年3月に策定されました第2期教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画に基づく取組を一段と強化する必要があるとして、この3月に改訂が行われることとなっております。

教育をめぐる最近の国の動きを見てみますと、昨年12月に政府は2025年までに小学校全学年で35人学級とすることとし、今国会に義務教育標準法改正案を提出しております。この35人学級については、全国で国に先行して多くの自治体で取組が進み、本県においても来年度より小学校6年生に拡充し、全学年での少人数学級が実現をすることとなっております。

また、1月26日には中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育」の構築を目指してとの答申がまとめられております。その主な内容については、ICT関連での様々な取組や、小学校5、6年生で2022年度をめどに理科、算数、英語で教科担任制の導入をすること、高等学校では7割の生徒が在籍をする普通科を再編し、現代社会や地域の課題に取り組む新学科を設置することなどを盛り込んでおります。

コロナ禍により、社会には新たな生活様式が

求められておりますように、教育現場にも学校の新しい生活様式が求められております。その現場の新たな課題として、3密を回避することが求められ、身体的・心理的距離が離れることにより、教師と子供の信頼関係や子供同士の関係性においてその構築が不十分であることが、学級経営の観点からはハイリスクな状態であるとの分析もされております。

このように、さらに激しく変化を求められる教育環境に対応するために、第2期教育大綱を改訂し、学習の機会を確保するとともに、身体的、精神的な健康を保障し、この高知の将来を担う子供たちの教育にどのように取り組んでいこうとされているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、教員の確保と教育の質の向上についてお伺いいたします。来年度は、学校教育のデジタル化が本格的に動き出す教育のICT元年と言われております。国においては、本年3月末までには全国の小中学校にパソコンやタブレットなどの1人1台の端末の配備を終え、また2025年度には全ての小中学校でデジタル教科書の普及を目指すとの方針も出されております。

本県においては、今議会に全小中学校と併せて全公立の高等学校にも配備をするための補正予算も計上されております。先ほどの中教審の答申においても、教員のICT活用指導力の向上が急務であるとして、教職課程での情報機器の科目の新設や現職教員向けの研修の充実などが挙げられ、今後国全体でデジタル人材の育成に向け、体制の整備と教員の指導力向上に取り組んでいくこととなりますし、本県においても教員のICT活用指導力の向上に取り組んでいくこととなっております。

また、全国的に進む少人数学級や2022年度の小学校での教科担任制への対応や、全国的に急速に進む教員の若返りの現状の中で、いかに教

育の質を確保していくかが重要となってまいります。

今後、急速に進むデジタル社会に向け、教員のICT活用指導力と教育の質の確保にどう取り組まれるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、高知工科大学のデータ&イノベーション学群設置構想についてお伺いいたします。政府は、2018年9月経済産業省のレポートにおいて、デジタルトランスフォーメーションの必要性と、関連人材の大幅な不足に対する危機感を指摘しております。翌年には我が国の産業競争力に寄与する政策として、AI戦略の重要性を示し、特に教育面においては年間100万人の全ての高校生、年間50万人の文理の別を問わない全ての大学・高専生、そして年間100万人の社会人などに対してAIリテラシー教育を行う大規模な戦略を発表しております。それらを受けて、昨年7月の経済財政運営と改革の基本方針2020には、デジタル化、人的資本形成、イノベーションへの投資の強力な推進が日本の将来の成長の鍵となることが明記をされております。

本県においても、産業振興計画の重点施策としてデジタル技術と地場産業の融合を掲げ、具体例としてデジタル技術の活用による地場産業の高度化、Society5.0関連産業群の創出、付加価値や労働生産性の高い産業の育成、デジタル社会に向けた教育の推進などを挙げております。

高知工科大学では、このような今の社会のニーズやデジタルトランスフォーメーションの概念を踏まえ、今後求められていく様々なシステムの変更や、新たな産業、ビジネスの創成を、技術者個人の能力、経験、勘に頼るのではなくて、データの分析や経済、経営、マネジメント等の社会実装に関する幅広い知識に基づいて行うことができる人材を育成、輩出するための新たな学群として、データ&イノベーション学群の設置構想を昨年秋に取りまとめられたとお聞きを

しております。

先ほども申し上げましたが、来年度はICT教育元年となり、今後小・中・高等学校でのデジタル教育を受けた後、さらに専門的な人材を育成するためのこの学群の設置構想は、デジタル人材の育成が急務であるとされる今、大変に時宜を得たものではないかと感じるところでございます。

また、県の産業振興計画の柱でもありますデジタル技術の活用による地場産業の高度化の項目には、農業分野においてはNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発と普及が、水産分野では高知マリンイノベーションの推進が挙げられておりますが、高知工科大学はこれらの取組にも参画をしており、1次産業はもとより、多くの県内の産業分野にも、この新学群は貢献をしていけるのではないかと存じております。

デジタル社会の構築に向けて国全体で急激に進んでいく中で、本県においてもその人材の育成は大命題でございます。この高知工科大学の新学群の設置構想は、今後のデジタル社会の中で高知県の将来の県勢浮揚に向けて、大きな礎となる可能性もあるものではないでしょうか。

そこで、知事にこの高知工科大学のデータ&イノベーション学群の設置構想に対する御所見をお伺いいたします。

次に、第4期産業振興計画のバージョンアップについてお伺いいたします。濱田県政の下で策定をした第4期産業振興計画が今年度からスタートをしたところではありますが、コロナ禍による困難な局面もあった年でもございました。現在の本県の経済状況を見ますと、緊急事態宣言による落ち込みが一旦は回復基調にありましたが、第3波の感染拡大により、再び観光や外食分野をはじめ幅広い業種が大きな打撃を受けております。県では、こうした状況に対し事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復、社

会経済構造の変化への対応という3つの局面に対応した取組を行っておりますが、いまだ安定した回復が見通せない中で、このままの状況が続けば、事業継続を断念せざるを得ないという事業者からの切実な声も多数届いております。

いよいよワクチン接種が開始をされ、一日も早い感染収束を願うところではありますが、経済活動の本格的な回復にはまだまだ時間を要するものと考えられます。これまでの取組を通して、人口減少下においても拡大をする経済に向けて成果が出つつあった本県の経済を、再び成長軌道に乗せることができるのか否か、現在はまさしくその岐路に立っている状況であり、その意味でも今回の産業振興計画の改定は、これまで以上に重要なものであると存じております。

社会経済構造の変化により、急速に進んできたデジタル化の流れは今後止まることはなく、コロナ禍によりさらに急激に加速をするものとなりました。本県の産業界がデジタル化の流れにしっかりと対応していければ、成長が期待できる一方で、もし対応が遅れば、都市や周りの地方から取り残されていくこととなってまいります。今回のバージョンアップにおいて、各産業分野におけるデジタル化への取組の加速、強化が図られていることは、この厳しい局面に危機感を持って対応していく意思の表れであるものと存じております。

この産業振興計画のバージョンアップに際して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今年度の取組をどう評価し、どのような強化を図ったのか、知事にお伺いいたします。

次に、知事の就任時からの公約でもある本県と関西圏との経済連携の強化についてお伺いいたします。昨年はコロナ禍による緊急事態宣言を受け、経済活動や移動の縮小などを余儀なくされてまいりましたが、その中でも知事は、今年度関西圏との経済連携の強化を具体的に進め

るための戦略の策定に着手され、昨年6月には関西圏の経済界の方々などをメンバーとする関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を立ち上げて、検討を進めてこられました。そして、先日、会議での検討などにに基づき、観光推進、食品等外商拡大、万博・IR連携の3つのプロジェクトを柱とする関西・高知経済連携強化戦略の案が示されました。

今後、今議会での議論などを経て、3月末には最終的に戦略を取りまとめ、令和3年度からそれぞれの取組をスタートさせていくものとされておりますが、改めてこの関西・高知経済連携強化戦略の実行に向けた意気込みについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、それぞれのプロジェクトに関して、まず県産品の外商拡大についてお伺いいたします。関西圏は、本県に最も近い大消費地でありますことから、これまでも産業振興計画に基づいて、市場関係者と連携をした販売の拡大や高知家の魚応援の店の登録促進などに取り組んできたほか、食品分野の外商拡大に向けて、地産外商公社大阪グループの設置をするなど、各分野の外商拡大に向けた取組を進めてまいりました。これまでの取組により、地産外商公社の支援による関西圏での成約金額は、平成27年度の3.6億円から令和元年度には12.3億円まで増加するなどの成果にもつながってきております。

そうした中で、今回の戦略の原案では、これまでのネットワークを土台として、各分野における経済連携をさらに強化していくことや、コロナ禍における社会の構造変化への対応などを踏まえた外商拡大に取り組むことが盛り込まれております。

そこで、これまでの取組を踏まえて、この戦略の策定により、関西圏における各分野の外商拡大に向けて、具体的にどのような取組を行っていくのか、産業振興推進部長にお伺いいたし

ます。

次に、観光においては、昨年10月に戦略の策定に先立ち、大阪府の観光事業を担う公益財団法人大阪観光局と連携協定を締結されました。コロナ禍が収束をしますと、Go To関連事業の再開なども踏まえ、県内外の多くの皆さんの観光需要や、関連する産業への経済効果の波及も踏まえ、大いに期待をするところではありますが、今後観光推進プロジェクトをどのように展開されるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、次期観光キャンペーンについてお伺いいたします。これまで県において2年間にわたって展開をしてきた「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」では、本県の強みの一つでもある自然を生かした観光施設の整備、体験プログラムの磨き上げなどが県内各地で進んできた一方で、昨年2月からの「あなたの、新休日。」という新たなコンセプトでスタートしたキャンペーンのセカンドシーズンは、コロナ禍による多大な影響を受けた一年でありました。そして、この影響を直接受ける旅館、ホテル、交通事業者をはじめとする観光関連事業者の皆様は、現在も大変厳しい状況に直面をされております。

国のGo To Travel事業が昨年7月から開始をされ、県においてもこれに連動する形で、交通費用を助成する高知観光リカバリーキャンペーンに取り組んできたことなどから、秋にかけては観光を目的とする人の流れも随分と活発になってまいりましたが、12月以降の全国的な第3波の拡大により、再び厳しい現状となっております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測するのは難しいところではありますが、ウイズコロナ、アフターコロナの観光は、安全・安心や3密の回避が重要視されるとともに、それに加えて日常生活からも解放される、休養、リラックスするなど、休養や癒やしが今後の旅行でさ

らに求められるとの分析もされております。こうした背景を踏まえると、自然&体験キャンペーンをはじめ、これまで磨き上げてきました自然や体験文化といった高知の強みは強い訴求力を持つものであると存じております。

このコロナ禍の影響により落ち込んだ本県の観光需要の回復に向けての思いも踏まえて、新年度から展開をするリョーマの休日キャンペーンの取組について知事にお伺いいたします。

次に、第4期日本一の長寿県構想の改定についてお伺いいたします。

本県においては、平成22年に策定をした日本一の健康長寿県構想の下、保健・医療・福祉などの各分野における課題の解決に向けて取り組んでまいりました。これまでの取組の中で、健康寿命は男女とも2年以上延びるとともに、課題とされていた壮年期男性の死亡率にも改善の傾向が現れてまいりました。また、あったかふれあいセンターはサテライトも含め294か所に設置をされるなど、地域における支え合いの仕組みも整ってきつつあります。

さらに、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村子育て世代包括支援センターは、30市町村の32か所に設置をされるなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援、いわゆる高知版ネウボラの取組も進展をしているなど、それぞれの取組について一定の成果が現れてきつつあるものと存じております。

こうした取組を一層深化、発展をさせつつ、より数値目標を明確にした第4期日本一の健康長寿県構想を昨年3月に策定して、取組を始めた今年度ではありましたが、コロナウイルス感染症拡大防止と医療の提供体制の整備に注力しなければならず、このコロナ禍の中で思うように取組を進めるには難しい面もあったものとも存じております。

そのような中でも、これまでの成果と課題を

検証した上で、さらに充実強化をさせるための改定をすることとしておりますが、今回の第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 2への改定に向けての御所見を知事にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策及びインフラの充実と有効活用についてお伺いいたします。

去る1月17日は阪神大震災から26年となり、本年は新型コロナウイルスの影響により縮小などを余儀なくされましたが、各地で追悼の行事が行われました。また、3月11日には東日本大震災から10年の節目となり、東北は第2期復興・創生期間を迎えることとなります。知事も言われましたように、多くの貴い命が奪われたこと、そして今もなお苦しい思いをされている方々がいることを、日本全体で決して忘れてはならないと強く感じるものでございます。

その東日本大震災以降、国全体で国土強靱化の取組を進めてまいりましたが、この10年間にも多くの地震や台風、豪雨災害などにより貴い命が奪われ、甚大な被害を受けてまいりました。このような現状を受け、国においては平成30年から国土強靱化基本計画に基づく取組のうち、特に緊急に実施をすべき対策について集中的に取組を行ってきた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が本年度末に期限を迎えます。本県においても、この緊急対策を最大限に活用し、道路や河川などにおいて、地震・津波などの災害対策に集中的に取り組んできた結果、南海トラフ地震や豪雨災害対策が大きく前進をしたものであると存じております。

昨年の2月議会でも質問させていただきましたが、3か年緊急対策後も継続して国土強靱化の取組をさらに推進していくことを、地方6団体など知事も含めて地方などから多くの関係者の皆さんが、国に強力な訴えを行ってきたところでございます。

この多くの関係者の取組を受け、国において

は国土強靱化のさらなる加速化、深化を図るために、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を昨年12月に閣議決定され、菅総理は、災害に屈しない国土形成を進めるという強い決意を示し、令和3年度から令和7年度までの5年間、国全体で引き続いて集中的に対策を実施することとなりました。

新年度から、防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策によるインフラ整備を推進していくに当たり、これまでの3か年緊急対策での取組や、その後の政策提言なども踏まえ、知事の御所見をお伺いいたします。

また、知事が本議会の提案説明において、新型コロナウイルスの影響を受けた県経済を下支えするため、国の5か年加速化対策などの有利な財源を最大限に活用し、地域の実情を踏まえたインフラ整備を加速化すると言われましたように、この5か年加速化対策などの予算を迅速に執行していくことが、地域の経済や雇用をしっかりと支えていくことにもつながるものと存じております。

激甚化する豪雨災害や南海トラフ地震から県民の生命と財産を守っていくために、5か年加速化対策を含む公共事業予算を効果的かつ迅速に執行できるよう、どのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いいたします。

次に、建設業活性化の必要性についてお伺いいたします。建設業の皆様におかれましては、台風や豪雨災害などの応急時に真っ先に現場に駆けつけ、迅速に対応いただくなど、季節や時間を問わず、常に災害の現場の先頭に立っていただいております。さらに、南海トラフ地震時には道路啓開作業をはじめとした応急対応など、地域防災の要として多くの重要な役割を担っていただく必要があります。加えて、防災・減災のインフラ整備を担うとともに、地域の経済や雇用を支える基幹産業としてもなくてはならな

い存在であり、今後とも地域に根差す建設業の必要性が、より一層高まってきております。

このような中で国勢調査によりますと、本県の建設業の従事者数は、平成12年の4万7,000人から平成27年の2万6,000人と15年間でおよそ半減をしております。また、そのうち60歳以上が、その15年間で14%増加をしておりますが、15歳から29歳の若年層の割合は78%減少しており、建設業における若手入職者の減少と高齢化が、より一層進行していることを顕著に表しております。

今後、逼迫する南海トラフ地震への備えや国土強靱化の促進をしていくに当たり、建設業の社会的役割を考えますと、将来の建設業を支えていく担い手をしっかりと確保して、県内のそれぞれの地域に建設業が根差しながら存続していくことが必要不可欠でございます。

知事は、昨年9月議会で建設業をいかに守っていくかという質問に対し、今後さらに少子高齢化、人口減少が進んでいくことを考えますと、活性化の支援策をもう一段強化していくことが必要な段階に至っているのではないかと、また具体的にどういった手法を取っていけばいいか、検討を深めてまいりたいとお答えになっております。その後の検討を踏まえ、今後どのように支援策を強化していくのか、知事にお伺いをいたします。

最後に、潜水艦衝突事故についてお伺いいたします。2月8日、足摺岬沖で海上自衛隊の潜水艦そうりゅうと外国船籍の貨物船が衝突する事故が発生をいたしました。潜水艦は艦橋のゆがみや潜舵が折れ曲がるなどの損傷をし、乗員3名も負傷するなど、その衝突の衝撃は大きかったことがうかがわれます。その後の調査などにおいて、発生の要因として、潜水艦が海中から浮上する際の艦内の報告や指示が不適切であった可能性などが明らかになってきております。

今回は、衝突をした船が大型の貨物船であったため、幸いにも相手方に大きな損傷はなかったようではありますが、これがもし本県の漁船などの小型船であれば、大きな被害が発生する可能性もあったと思われれます。地元の漁業者たちからも、漁船がぶつかったら跡形もない、万が一、油が漏れたら大きな損害になるといった心配の声が挙がってきております。このことを受け、防衛大臣などから地元の皆さんや、また国民に対し多大な心配をかけたことを陳謝し、事故原因の究明と安全対策の徹底をする旨の発言がっております。

これまでに本県への情報提供などを求める要請をされておりますが、国からはどのような説明があったのか、また今後同様の事故が二度と起こらないよう、さらに再発防止を国に強く働きかけていく必要があると考えますが、知事の御所見を併せてお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 梶原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けました市町村への支援についてお尋ねがございました。

県では、先月8日に設置をしましたワクチン接種推進室を軸といたしまして、各福祉保健所のサポートチームあるいは地域防災駐在、地域支援企画員など、全庁を挙げて市町村を支援いたしております。これまでの支援を通じまして、現時点で1つには医療従事者の確保、もう一つはワクチン接種に対する県民の皆さんの不安感の解消、この2つが市町村に共通する主な課題であるということが判明をいたしました。

このうち医療従事者の確保につきましては、県と県医師会で接種に協力いただけます医療機関の調査を行い、その結果を市町村にお知らせ

するなどいたしまして、医療機関との調整を進めていただくようにいたしております。しかしながら、いまだ充足をしていない市町村も少なからずございますので、引き続き各福祉保健所のサポートチームを中心といたしまして、医療従事者の確保に向けた支援を行ってまいります。

また、ワクチンの接種に対する不安感につきましては、ワクチンの効果や意義、副反応などに関します正確な情報を、県も市町村と連携をしながら周知、広報することにより解消してまいります。

今後、市町村におきましては、ワクチン接種に向けた詰め作業を行うこととなります。県といたしましては、まずは迅速かつ的確にワクチンの供給量あるいは供給時期など国からの情報を提供してまいります。その上で、各市町村の参考となるように、それぞれの市町村が検討いたしております個別接種、集団接種などの接種の枠組みや作業の進捗状況などを共有してまいります。

市町村としっかり連携をいたしまして、安全・安心して接種をできる環境で、希望する方が円滑に接種ができるという体制を目指しまして、引き続き取組を進めてまいります。

次に、いわゆる特措法及び感染症法の改正についてお尋ねがございました。

これまでの新型コロナウイルス対応の中で、全国的には休業や営業時間短縮の要請に従わない事例が見られまして、知事による要請の実効性の担保などが課題となっております。また、保健所によります積極的疫学調査や入院勧告に従わない感染者への対応につきまして、こちらのほうは本県も含めて問題となったところでございます。

このため、特措法や感染症法に罰則を設けることあるいは事業者への支援に必要な財政上の措置などを規定するように、全国知事会を通じ、

またあるいは本県独自によりまして国への提言を行ってまいったところでございます。今回の法改正については、こうした提言内容が反映されたものであり、私としては評価をしたいと考えているところでございます。

一方で、今回の罰則は、正当な理由なく要請などを拒否する場合に限って規定をされているものでございまして、実際にこれを適用することに関しましては、御指摘ありましたような国会の附帯決議にもありますとおり、慎重であるべきだというふうに考えております。

具体的には、感染拡大につながる可能性が高く、非常に悪質と判断されるケースに限って、罰則の適用が検討されるべきものだというふうに考えているところであります。その意味で、罰則の適用はあくまで実効性担保のための最終的な手段と言うべきものでございまして、県民の皆様や事業者の方々への要請に際しましては、その根拠や必要性を丁寧に説明し、御理解がいただけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、営業時間短縮要請などに対します一連の協力金、給付金についてのお尋ねがございました。

昨年12月の初めから新型コロナウイルス感染症が県内において急速に拡大をしましてまいりました。感染拡大防止を図るためには、タイミングを逸することなく、早めの対応をしていくということが必要でございましたので、飲食店の事業者などの方々に対しまして、営業時間短縮の協力を要請する苦渋の決断をいたしましたところがあります。一方で、第1波、第2波で打撃を受けた後の年末のまさしく書き入れどきに時間短縮を要請するという話でございましたので、事業者の皆様への影響は甚大でございます。その影響をできる限り緩和したいという思いで対応したところでございます。

このため、まず飲食店などの皆様に対しましては、可能な限り時間短縮に協力がいただけますように、事業所ごと、また日数に応じた協力金を支給するということといたした次第であります。また、この協力金の創設に当たりましては、国の財源をできるだけ受け入れ、これを活用いたしまして、できるだけ大きな額の協力金を事業者の皆様にお届けしたいというふうに考えました。

次に、飲食店以外の納入業者などの関連する方々に対しましては、まずは他県と共に国に対して支援制度の創設を強く提言をいたしましたところでございます。しかしながら、国の支援は少なくとも12月からの実施というのは相当困難であるという見通しを得たこと、またあるいは事業者の皆様のお声をお聞きすると、こういった中で、これ以上国の動きを待つことはできない、何とか事業者の皆様を県において下支えをしたいと考えるに至った次第でございます。

このため、県といたしましては、国の新たな一時金の設計も参考にしながら、国よりも対象を拡大し、一歩も二歩も踏み込んだ形で、県単独の臨時給付金の制度を創設することといたしました。また、事業規模や影響度合いに応じました支援を望む声も数多くお聞きをいたしましたところでございます。このため、従業者数に応じました給付金の新たな制度を今議会に提案をさせていただいているところでございます。

今後とも、感染症拡大の防止対策と経済影響対策の両立を図るように、しっかりと取り組んでまいります。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていく意気込みについてお尋ねがございました。

2020年以降の気候変動問題に関します国際的な枠組みでありますパリ協定におきましては、世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べ

まして1.5度C以内に抑えるという努力目標を掲げているところであります。この目標の達成のためには、世界全体で2050年のカーボンニュートラルを実現することが必要であるというふうに言われております。このため、国におきましては、御指摘もございましたように、2050年のカーボンニュートラルにおきましてグリーン成長戦略を策定し、あらゆる政策を総動員して取組を進めていくということとされております。

本県といたしましても、地方自治体としましてその役割をしっかりと果たしていけるように、カーボンニュートラルを宣言させていただきました。

まず、本県には森林率全国第1位という、ほかにはない強みがございます。持続可能な林業の振興を通じまして、再造林あるいは耕作放棄地への新規植林などによります吸収源対策を進めますとともに、建物の木造化などによります都市の脱炭素化に先導的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、脱炭素社会の実現に向けましては、温暖化対策は経済成長の制約ではなくて、むしろイノベーションを生み出し、大きな経済成長につながっていくという発想の転換が必要だと考えております。国においてはこうした考え方の下、経済と環境の好循環の創出に向けた取組が始まっております。

本県といたしましても、こうした流れを着実に捉えまして、県勢浮揚の推進力としてまいりたいと考えております。このため、環境価値の高い物づくりを支援するなど、新たな成長の芽となるグリーン化関連産業の育成にも取り組んでまいります。さらには、SDGsの登録制度の創設など、県内事業者の皆様のSDGsを意識した取組についても促進をしてまいります。

こうした取組について、より実効性を高めるために、外部の有識者や県内外の企業など様々

な方から御意見、御提案をいただきながら、アクションプランを策定してまいります。脱炭素社会の実現を目指しまして、オール高知で取組を展開し、経済と環境の好循環の創出という本県の進化に向けて挑戦をしてまいります。

次に、デジタル化の取組への意気込みについてお尋ねがございました。

本県では、御指摘ございましたように、昨年の3月に行政サービスデジタル化推進計画を策定いたしまして、今年度はRPAの活用の拡大あるいはテレワークの導入などに取り組んでまいりました。来年度は電子申請システムの市町村との共同利用によります県全体の行政手続のオンライン化への拡大あるいはデジタル技術に不慣れな方への支援などに取り組んでまいります。

こうした形で行政分野におきましては、これまでの取組によりましてデジタル化による効率化、正確性の向上などの成果を一定程度確認することができましたので、今後は幅広く県内企業の事業活動あるいは県民生活にもデジタル化の効果を浸透させていきたいというふうに考えております。このため、この計画をバージョンアップいたしまして、県民サービス向上を最優先の課題に位置づけますとともに、5つの基本政策のデジタル化の取組を一元化するなど、取組を加速してまいります。

具体的には、産業分野では企業の現状、課題の分析、デジタル技術の提案や導入に向けました助言などのいわゆる伴走支援を行うことによりまして、デジタル化を後押ししてまいります。そのための体制といたしまして、産業振興センターにデジタル技術導入を支援する専門部署を新設し、専門的な知見を有しますデジタル化推進監とコーディネーターを配置して体制を強化いたします。

さらに、デジタル化を担う人材を育成するた

めに、経営者あるいは従業員などを対象に、AIですとかデータの活用方法に関する講座などを開設し、企業のデジタル化を後押ししてまいります。

こうした取組を進める中で、企業活動の生産性が具体的にどのように高まるのか、また県民生活がどのように変化するのか、こうした具体的な姿を県民の皆様にはしっかりとお示しする、こういうことによりまして、県全体のデジタル化を強力かつ速やかに進めてまいりたいと考えております。

次に、教育大綱の改訂についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの影響が長引く中にありましても、子供たちの安定した学校生活を確保し、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育てていくということが重要であります。

まず、学校の新しい生活様式に対応しながら、子供たちの学力の向上、一人一人の心に寄り添ったきめ細かな対応を充実させるために、少人数学級の拡充を図ってまいります。本県では、国に先駆けて少人数学級編制の取組を進めておりまして、来年度から小学6年生に導入をしますことで、小学校全学年で35人以下の学級を実現いたします。

中学校につきましても、平成21年度からいわゆる中1ギャップを解消するために、1年生に30人学級編制を導入いたしております。これにつきましても、昨年9月の県議会におきまして、中学校も含めた少人数学級の推進を国に求める意見書が採択をされております。こうした状況も踏まえまして、さらに望ましい指導体制の在り方につきましても、今後国の動向も注視をしながら検討してまいります。

次に、ICTの活用は個に応じた指導の充実あるいは感染症対策を踏まえた学習機会の確保の観点からも効果が期待をされるところであり

ます。このため、小中学校におきます1人1台端末環境を基に、授業や放課後などに活用できますデジタル教材を備えました高知県版学習支援プラットフォームの運用を4月から開始いたします。

また、お話にもございましたように、県立高等学校につきましても、小中学校に引き続いてタブレット端末を用いた学習が可能となりますよう、1人1台端末環境の整備に要する経費を補正予算案に計上いたしているところであります。

また、経済情勢が厳しさを増す中で、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組がより一層重要になると考えております。昨年12月の総合教育会議におきましても、この点は集中的に議論をいたしましたけれども、学校種間、そして学校と福祉部局との間の連携によりまして支援体制の強化など、切れ目なく子供たちを支える体制を強化してまいりたいと考えております。

加えて、不登校への総合的な対応といたしまして、モデルとなる中学校4校に適応指導教室を設置いたしまして、未然防止の取組を強化してまいります。また、教員が子供と向き合う時間を確保するため、外部人材やデジタル技術の活用を進めまして、学校の働き方改革を推進してまいります。

今月の末には総合教育会議を開催いたしまして、これらの内容を柱とした教育大綱の改訂を行うことを予定いたしております。引き続き、教育委員会と連携をしながら、本県の将来を担います子供たちの教育の充実に取り組んでまいります。

次に、高知工科大学のデータ&イノベーション学群設置構想についてお尋ねがございました。

現在、国におきましても、経済発展と社会的課題の解決を両立いたします新たな社会であり

ますSociety5.0の実現を目指して、社会全体のデジタル化に取り組んでいるところであります。

県におきましても、先ほど来も議論がありましたように、来年度の県政運営においてデジタル化を新たな時代のキーワードの一つとして掲げまして、積極的に推進をすることといたしております。具体的には、ただいま申し上げましたような高知県デジタル化推進計画の下で、県民サービスの向上、デジタル技術を活用した課題解決、産業振興などに取り組むことにいたしているところであります。

こうした状況の中で、高知工科大学にデータ&イノベーション学群の設置をする構想については、その方向性は時代の流れに沿ったものであるというふうに受け止めております。また、新たな学群の設置は、県内高校生の進学先の拡大につながるというだけではなく、いわゆる高大連携の取組によりますAI・データサイエンス教育への貢献も期待をされるところであります。

一方、多くの県民の皆様がこの新学群に期待をされることの最大のポイントは、本県の各産業分野におきましてデジタル化の推進などにどう寄与できる人材育成ができるかあるいは企業などにどう支援ができるか、こういった点ではないかというふうに考えます。

今後、この意味で構想の具体化に当たりましては、まずは本県の産業界が具体的に求めている人材あるいは研究開発への支援などのニーズをしっかりと把握をしていただきたいというふうに考えております。その上で、これらのニーズに応えるためにはどのような教育、研究を行う学群とすべきかなどの検討を進めていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、産業振興計画の今年度の取組の評価と今後の強化策についてお尋ねがございました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症という

今までに経験したことのない難題に全力を傾注した一年でございました。中でも感染症によります県経済への影響を最小限に食い止めますために、雇用の維持、事業活動の継続に向けた支援とともに、経済活動の回復に向けた取組を全力で推進してまいりました。あわせまして、新しい生活様式、社会構造の変化に対応するために、新商品の開発や設備投資、デジタル化といいました県内事業者の一步先を見据えた挑戦を県としても応援してまいりました。

試行錯誤の連続でございましたが、他県と比べましてコロナ関連倒産の件数が著しく少ないということから見ましても、おおむね必要な時期に必要な対策を実施することができたのではないかとこのように思っているところでございます。

一方で、今なお感染の収束が見通せない中にございまして、経済活動の本格的な回復には時間を要するものというふうに受け止めております。また、第4期計画に掲げました各産業分野の目標を達成するためには、本年度に準備を進めてきた各種施策を実行に移すと同時に、さらなる対策の強化を図り、県経済を再び成長軌道に乗せなければならないと考えます。このため、来年度の第4期計画ver.2におきましては、戦略の方向性としてウイズコロナ・アフターコロナ時代への対応を新たに掲げまして、取組を強化してまいります。

引き続き、感染状況に応じまして雇用、事業活動を守るための対策は講じながら、社会構造の変化を踏まえまして、一步先を見据えた攻めの対策の一層の強化が必要だというふうに考えております。具体的には、各産業分野におきましてデジタル技術の導入を加速させますとともに、地方への新しい人の流れを呼び込むために、移住促進などの取組を強化してまいります。あわせて、持続可能な地域社会づくりに向けまし

て、脱炭素化あるいはSDGsを目指した取組も促進をしております。

こうした取組は、コロナ禍によりまして落ち込んだ県経済を回復させるにとどまらず、コロナ禍を契機に新たな価値を創造し、本県の未来を開くものであります。関西圏との経済連携の取組などとともに、しっかりと具体的な成果につながるように全力で挑戦を続けてまいります。

次に、関西・高知経済連携強化戦略の実行に向けた意気込みについてお尋ねがございました。

私は、大阪府で副知事として勤務していた時代に、いわゆるインバウンドの観光客の皆さんの大幅な増加あるいは万博の開催決定などにより関西圏の経済活力の高まりを目の当たりにしてまいりました。そうした状況を本県の経済活性化に何としまつなげていきたいという思いが、関西圏との経済連携を強化しようとする原点でございます。

コロナ禍によりまして、現在の状況は当時とは異なっておりますけれども、万博が開催されます令和7年に向けまして、関西経済は必ずやその活力を取り戻していくものと確信をいたしております。このため、5年後を見据えて今からしっかりと戦略の下で関西圏との経済連携を進めまして、成果につなげていくことが極めて重要だと考えております。

このたびお示しをいたしました関西・高知経済連携強化戦略の原案は、御指摘ありましたように、第1に観光推進、第2に食品等の外商拡大、第3に万博・IR連携の3つのプロジェクトを柱といたしております。また、その中身は自然・体験型観光や食品などの外商活動など、これまで磨き上げてきた本県の強みを存分に生かすものとしております。さらに、それぞれ数値目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な取組を定めまして、PDCAを回しながら、しっかりと成果に結びつける戦略として

おります。

戦略の実行に当たりましては、大阪事務所や地産外商公社大阪グループなどの体制強化とともに、これまでの活動で得たネットワークを十分に生かしたいと考えております。加えて、今回戦略の策定に御助言をいただきました、関西の経済界を代表するアドバイザー会議の皆様にも引き続きお力添えをいただき、戦略の実効性をより高めてまいります。

関西・高知経済連携強化戦略の実行によって、コロナ禍からの本県経済の回復はもとよりでございますが、さらなる成長につなげられるように、私自身が先頭に立って取り組んでまいります。

次に、リョーマの休日キャンペーンの取組につきましてお尋ねがございました。

4月からのリョーマの休日キャンペーンは、議員の御指摘にもありました自然、体験、文化をはじめといたしまして、歴史や食資源など本県の強みをフルに活用して展開するものであります。私は、大きく3つの視点を持ってこのキャンペーンの取組を展開したいと考えております。

1つには、コロナ禍による本県観光のチャンスロスを挽回し、早期の需要回復につなげるということであります。これまで本県が観光博覧会などを通じて作り出してまいりました多様な観光資源を全国に向けて戦略的に発信することによりまして、多くの誘客に取り組んでまいります。その際には、議員から御指摘がございました休養あるいは癒やしの旅行ニーズも踏まえまして、「あなたの、新休日。」のフレーズを効果的に使うなどしまして、多くの方々の共感を得てまいりたいと考えております。

2つ目には、中山間地域とインバウンド観光の振興につなげることであります。引き続き、地域の自然や暮らしなど身近な資源を生かした体験や滞在メニューを磨き上げまして、中山間

地域への人の流れも力強いものにしてまいります。また、こうしたメニューは外国の方々にも人気がありますので、先ほど申しあげました関西戦略の下で大阪観光局などの御協力も得まして、新たな海外市場の開拓などにも取り組んでまいります。

3つ目は、観光総消費額の増加につなげることであります。その土地ならではの様々な楽しみ方を、こうち旅広場や地域の観光案内所などにおいてプッシュ型で提案をするというようなことを通じまして、周遊や滞在を促進することによりまして、一層の経済効果を生み出してまいります。こうした一連の取組を通じまして、また四国デスティネーションキャンペーンも追い風にしながら、官民総ぐるみで観光需要の本格的な回復を図ってまいります。

次に、第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 2への改定についてのお尋ねがございました。

昨年3月に策定をいたしました第4期の日本一の健康長寿県構想につきまして、取組を進める中で見えてきた課題も踏まえまして、今回バージョンアップをすることといたしております。

まず、構想の1つ目の柱、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進につきましては、いわゆるポピュレーションアプローチ、県民全体へのアプローチとハイリスクアプローチ、リスクの高い方へのアプローチ、この両面からの充実が課題となっております。このため、アフターコロナの新たな生活様式を見据えまして、健康パスポートアプリの機能充実を図ってまいります。また、脳卒中をはじめといたします重篤な循環器病を未然に防ぐために、AIを活用して効果的な受診勧奨を行うなど、新たな取組も行っております。

2つ目の柱となります地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化につきましては、在宅での生活を希望

される方が在宅療養を選択できる環境をさらに整えていくということが課題でございます。このため、有識者や関係団体などからの御意見を踏まえまして、新たに在宅医療に取り組みます医療機関への支援あるいはオンラインによる在宅服薬指導などに取り組んでまいります。加えて、医療や介護と連携した高齢者の住まいの確保でございますとか、ICTを活用した見守りなどによりまして、在宅療養ができる環境をより整備してまいります。

3つ目の柱であります子どもたちを守り育てる環境づくりにおきましては、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上、一時預かりや病児保育など子育て世帯のニーズが高いサービスの充実が課題であります。そのため、ネウボラに知見を有する専門家を市町村に派遣することによりまして、母子保健や児童福祉などの部門間の連携を強化し、支援力の向上に取り組んでまいります。あわせまして、身近な地域にあります地域子育て支援センターで多様な子育て支援サービスが提供できますように、人材育成、環境整備を進めてまいります。

このように、それぞれの柱におきます各施策をさらに充実強化し、日本一の健康長寿県構想の目指す姿の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。

次に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」によりますインフラ整備についてお尋ねがございました。

本県では平成30年から実施をされてまいりました「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、これを最大限に活用いたしまして、防災・減災に資するインフラ整備に取り組んでまいりました。この結果、海岸堤防やため池、緊急輸送道路などにおきます橋梁の耐震化といいました南海トラフ地震対策や、河川のしゅんせつ、山地災害危険地区の森林整備などの豪雨

災害対策を集中的に進めることができました。

しかしながら、例えば浦戸湾の三重防護などの地震・津波対策あるいは緊急輸送路等におきますのり面の防災対策、ため池の豪雨対策など、整備を要する箇所はまだ数多く残されているのが実情でございます。また、橋梁、トンネル、排水機場といったこれまで整備してきたインフラの老朽化対策につきましても、引き続き計画的に取り組む必要があります。このため、本県におきましても全国知事会や10県知事会議などを通じまして、防災・減災、国土強靱化に必要な財源の継続的な確保に向けまして提言を続けてまいったところであります。

こうした取組の成果もございまして、3か年緊急対策を上回る総額15兆円規模の新たな5か年加速化対策が実施をされる運びとなりましたことは、大いに評価をいたしているところでございます。本県といたしましては、この5か年加速化対策を最大限に活用しながら、防災・減災のためのインフラ整備を一層加速いたしまして、あらゆる災害に屈しない強靱な県土づくりを強力に推進してまいります。

次に、建設業の活性化に向けまして、今後どのように支援策を強化していくのかお尋ねがございました。

建設業は、御指摘もありましたように、県民の皆さんの安全・安心の守り手であることに加えまして、地域の経済や雇用を支える大変重要な産業でもございます。このため、地域地域に建設会社がしっかりと根差していけますように、建設業の将来を担う人材の確保と生産性向上を大きな柱とした支援策を一層強化することといたしました。

まず、人材確保につきましては、若者の入職促進をはじめ、女性や外国人などの新たな人材の呼び込みなどについて強化を図ってまいりたいと考えます。次に、生産性の向上につきま

しては、建設分野のデジタル化を一層加速させてまいります。そのうち、ICT機器導入の支援制度につきましては、令和3年度当初予算案に計上させていただいております。

これらの取組を進めていく上では、多角的な視点から支援策を検討していくことが大変重要だと考えております。このため、先月建設業だけでなく教育や中小企業支援に携わる方々あるいはデジタル技術活用の実践者にも御参加をいただきまして、建設業活性化検討委員会を立ち上げました。この委員会におきまして、今後取組の具体的な方向性、内容あるいはKPIの設定などにつきまして様々な御意見をお聞きいたしまして、年内をめどに新たな支援策を取りまとめまいります。

建設業が将来にわたって魅力ある産業として、また地域の基幹産業として持続的に発展をしていけるように、県といたしましても引き続きしっかりと支援をしてまいります。

最後に、潜水艦の衝突事故についてお尋ねがございました。

これまで自衛隊の艦艇と民間船舶による事故は度々発生をいたしておりまして、昭和63年には潜水艦なだしおが横須賀市沖で遊漁船と衝突をし、30人が亡くなられております。また、平成13年にはハワイ沖で愛媛県の水産高校の実習船と、米軍ではございますけれども、潜水艦が衝突をし、9人が亡くなるといった形で、不幸な事故はなくなっておりません。

今回の事故が発生した海域では、カツオ漁などを中心に、本県の漁業者が日常的に操業を行っておりますほか、本県に係る商船なども行き交っているところでございます。

今回は、お話もございましたように、相手方が大型船でございましたので、幸いにも大惨事を免れましたけれども、より重大な事故につながりかねないということもございまして、漁業

関係者などに強い不安を与えておりました、極めて遺憾でございます。

このため、事故発生の2日後、防衛大臣に対しまして、事故原因の徹底究明や確実な再発防止策を講じるということ、また再発防止策及び事故調査結果を速やかに情報提供することを求める要請書を提出いたしました。その2日後には、海上自衛隊の呉地方総監部の担当者が危機管理部を訪れまして、事故の概要のほか、原因究明と再発防止に取り組んでいること、そして詳細な事故調査結果などを改めて県に説明する旨の説明がございました。

今後、国から示される事故原因の調査結果や、事故原因を踏まえた再発防止策について、私自身もその内容を十分精査してまいります。その際、仮に対策が不十分であると判断した場合には、訓練の中止も含めまして、国に強く働きかけていくことも必要だというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 新型コロナウイルス感染症の次の大きな感染拡大の波に備えた今後の医療提供体制についてお尋ねがございました。

昨年11月末から始まった第3波では、感染症指定医療機関2施設と入院協力医療機関12施設での計200床の病床に、宿泊療養施設1施設の81室を加えた体制で対応いたしました。この間、高知医療センターを中心に一時9人の重症患者に対応するほか、入院協力医療機関の一部でも中等症患者に対応していただいたところです。民間ホテルに御協力をいただきました宿泊療養施設では、運用開始当初には少し入所が滞ったものの、臨時的に医師を雇用して後方支援を整えて以降はスムーズに入所できるようになりました。

そうした体制で何とか医療崩壊という事態は避けることができましたが、今後さらに今回以上の波が来ることも想定しなければならないと考えており、第4波に向けて受入れ可能数の増加や連携体制の強化等を図っていく必要がございます。

そのため、新たに1施設を入院協力医療機関に指定し、最大確保病床数を200床から208床に増やしました。また、第3波の際の経験を踏まえて、感染者が増加した場合に、年齢や病態、基礎疾患等に応じてそれぞれ適切に患者の受入れが図られるよう、感染症指定医療機関と入院協力医療機関との役割分担を見直し、各医療機関に周知をしたところでございます。さらには、高知医療センター以外の医療機関との重症患者に係る具体的な連携手順や、社会福祉施設における患者発生時の対応等について関係機関との協議を進めることとしております。

常に早め早めの対応を心がけ、第4波に備えた医療体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、営業時間短縮要請協力金の申請支給状況についてお尋ねがございました。

営業時間短縮要請協力金につきましては、2月12日の申請期限までに3,697事業者から申請をいただいております。職員を派遣するなどして12月下旬から何とか支給を開始できましたものの、申請開始当初は申請が殺到したことに加え、添付書類を省略可としたことから、4月、5月に行った休業等要請協力金の膨大な申請書類を整理し、突合しなければならなかったこと、営業時間短縮の要請期間が延長になり混乱したこと、銀行の1日当たり振込限度額の制限にかかってしまったことなどから、年内の支給件数は十分と言えるものではありませんでした。こ

の点についてはしっかりと検証し、次に生かしていかなければならないと考えております。

その後は、銀行の1日当たりの振込限度額も引き上げまして、迅速な支給に努め、本日までに95.6%の事業者へ支給を完了する見込みとなっております。残る案件につきましても少しでも早く協力金が届けられますよう、引き続き努めてまいります。

次に、給付金の円滑な支給に向けての取組についてお尋ねがございました。

1月専決処分に対応しております高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金につきましては、高知県営業時間短縮要請協力金などを委託している企業にコールセンター機能から審査、支給までの一連の事務を委託して実施しております。この企業には、これまでの各種協力金等事務の経験も踏まえまして、事務の集中などにも柔軟に対応できるよう人員体制を確保していただくとともに、オンラインでの申請受付についてもお願いをしております。

今回の臨時給付金では、農業、漁業をはじめ様々な業種から多くの申請が想定されますことから、各部局と連携し、広報や関係機関等を通じた周知に努めているところです。また、売上減少の証明をいただく機関につきましても、国の認定経営革新等支援機関だけではなく、日頃からお付き合いのある金融機関、JA、漁協をはじめ税理士、行政書士などの士業の専門家まで、多くの機関に協力をいただくこととしております。

あわせて、事業の実施に当たっては、協力金の支給事務の検証を踏まえまして、事前に事務処理の手順を細かく整理するとともに、制度に関する想定問答を作成して関係機関に周知するなど、支給事務の円滑化を図っています。

3月1日現在、申請は807件で、支払い済みが125件となっており、早期の支給に引き続き努め

てまいります。

今議会に提出しております新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金につきましても、広報や関係機関等への説明などをはじめとする各種事前準備を進め、早期に支給ができますよう努めてまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） カーボンニュートラルの実現に向けてどのような形で進めていくのかのお尋ねがございました。

脱炭素化に向けては、環境分野だけではなく、様々な分野で全庁を挙げて取り組んでいく必要がございます。このため、来年度から新たに専任の企画監を配置するとともに、庁内にプロジェクトチームを設置し、具体的な取組の道筋を示すアクションプランを策定いたします。

アクションプランにつきましては、主に3つの柱を考えております。

1つ目の柱は、CO₂の削減に向けた取組でございます。これまで取り組んでまいりました省エネ化や普及啓発活動などのさらなるバージョンアップを図ってまいります。2つ目の柱は、グリーン化関連産業の育成でございます。脱炭素化の流れを県勢浮揚に生かしていけるよう、新たな成長の芽となる取組を見だし、育成していくことにも取り組んでまいります。3つ目の柱は、SDGsを意識した取組の促進でございます。SDGsを経営に取り入れていくことは、環境意識の高い事業者との新たなビジネスチャンスともなり得ますことから、こうした取組につきましても促進してまいりたいと考えております。

これらの3つの柱の取組が、より実効性の高いものとなるよう、外部有識者や県内事業者等様々な方々から御意見、御提案をいただきながら、アクションプランを策定してまいりたいと考えております。あわせて、普及啓発を推進す

る高知県地球温暖化防止県民会議との連携をさらに深め、脱炭素化に向けた動きを県民運動として展開してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 教員のICT活用指導力と教育の質の確保についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、学校において整備されましたICT環境を教員が授業などで活用し、教育の質を高めていくことが大変重要であると考えております。

このため、まず年度内に、民間企業と連携して基本的な操作方法などの研修を実施することとしております。また、来年度から教育センターの研修や授業づくりに関する事業においても具体的なICTの活用方策なども組み込んだ内容とし、その普及を図ってまいります。加えて、国の事業も活用して大学や民間企業と連携し、1人1台端末環境における主体的・対話的で深い学びを実現するための教員研修プログラムの開発を予定しております。さらに、小学校では、ICT活用のリーダーとなる教員を毎年10名程度ずつ養成し、各学校等のICT活用を推進してまいります。

また、少人数学級の拡大や教科担任制の導入、若年教員の増加といった背景を踏まえ、質の高い教員の確保・育成を通じて教育の質を高めていくことも大変重要です。このため、教員の採用方法を工夫し、1次審査の日程を早めるとともに、利便性を考慮して大阪に試験会場を設けるなどの取組により、全国的に採用倍率の低下が課題とされる中、一定の倍率を維持しております。

採用後は、教育センターの実施する経験年数に応じた研修や、教科の指導力などを高めるための研修に加え、チーム学校による取組として、小中学校においては、先輩教員が指導・相談役

として若年教員を育成するメンター制を導入し、OJTの活性化を図っております。また、高等学校では、県教育委員会の学校支援チームが各学校を訪問し、教科会を充実する取組や、授業参観、研究協議による授業改善などを通じ、教員の教科指導力向上を図っております。

今後とも、採用、研修、OJT等の各段階における取組を推進し、本県の教育の質の向上に努めてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 関西圏における外商拡大に向けた具体的な取組についてお尋ねがありました。

関西・高知経済連携強化戦略では、食品等外商拡大プロジェクトを柱の一つに据え、これまで築き上げてきた関西圏の市場関係者や企業との良好な関係を生かしながら、各産業分野において具体的な取組を進めることとしております。

まず、農業分野では、卸売市場関係者との連携を強化し、販売拠点となる量販店での高知フェアの開催や、市場流通のキーマンとなります仲卸業者の産地招聘を拡充するなど、県産農産物のさらなる販売拡大を図ってまいります。

次に、水産分野では、卸売市場関係者の持つネットワークを生かして、コロナ禍においても販売が堅調な量販店での販売拡大に新たに取り組みますほか、中国や東南アジアを中心とした輸出の拡大も図ってまいります。

1次産品も含めた食品分野では、大規模開発が行われている大阪市中心部におきまして、新設される商業施設やホテルなどへの県産食材の営業活動を強化してまいります。さらに、外商エリアをこれまでの大阪府中心から隣接する兵庫県や京都府まで拡大した上で、コロナ禍においても業績を上げている地域に密着した量販店などへの営業活動を積極的に展開してまいります。

林業分野では、令和元年度から公共建築物の木材利用に森林環境譲与税が活用できるようになったことを好機と捉えまして、関西圏の木材団体等と連携し、県産木材の販売促進を強化しますとともに、今後需要が見込まれます万博会場やI R関連施設の整備における県産木材の利用促進にも取り組みます。

商工業分野では、関西圏の商社や包括協定企業と連携して、見本市への出展や商談会の開催などの外商活動を強化するとともに、万博・I Rの関連施設向けに防災関連製品などを積極的に売り込むことにより、外商の拡大を図ってまいります。

あわせて、これらの取組をスピード感を持って実行していくため、地産外商公社やT O S A Z A Iセンター、産業振興センターの関西圏における外商支援体制を拡充し、着実に成果につなげてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 関西圏との経済連携による観光推進プロジェクトの展開についてお尋ねがございました。

このプロジェクトでは、誘客のターゲットを関西圏にお住まいの方と、関西圏を訪れた国内外の方の2つに定めまして、誘客策を展開することとしております。

まず、関西圏にお住まいの方に向けては、自然の多い地域への旅行ニーズの高まりを踏まえ、ワーケーションやグリーンツーリズム、アドベンチャーツーリズムなどを生かした、都会にはない本県の自然や体験型の観光をアピールしてまいります。そして、関西圏を訪れた国内外の方に向けては、ただいま申し上げましたツーリズムも織り込んだ、関西と本県それぞれの観光の魅力を結び合わせた旅行商品の創出と、そのPRに取り組んでまいります。

これら2つのターゲットの本県への誘客に際

しましては、本県が連携協定を結んだ大阪観光局をはじめ、関西国際空港等を運営する関西エアポートなどの御協力も得て、それぞれが持つノウハウやネットワークを活用させていただきたいと考えております。

特に、新たな旅行会社へのセールス活動や、マスメディアなどを活用したプロモーションをはじめ、関西圏の空港や主要駅など多くの方が立ち寄る結節点での情報発信、さらには新たな海外市場の開拓といった面での連携を深めてまいります。

これら一連の取組の展開によりまして誘客の拡大を図り、観光推進プロジェクトの着実な成果につなげてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 5か年加速化対策を含む公共事業予算の効果的かつ迅速な執行についてお尋ねがございました。

県では、平成31年4月に発注標準の見直しや指名競争入札の適用範囲の変更など、入札・契約制度の大幅な改正を行い、3か年緊急対策などの事業について迅速な執行を図ってまいりました。また、県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会から要請がありました公共事業の早期発注については、県経済を下支えするため、本年度上半期において、過去10年間で最大規模となる公共事業予算を発注してきたところです。

このたび、国が決定した5か年加速化対策の予算規模は、3か年緊急対策の約1.3倍が見込まれております。国では、3か年緊急対策から続く切れ目のない対策とするため、令和3年度分を今年度の補正予算に前倒しで計上しており、県としましても迅速な事業執行が大変重要になってくると考えているところです。

このため、円滑な事業執行に向けて、来年度はさらに概算数量にて当初発注を行い、契約後、

速やかに工事の数量を確定する制度の試行や、指名競争入札の適用できる範囲を上方にスライドさせるなど、入札事務の簡素化や期間の短縮を図っていきたいと考えております。さらに、技術者等の配置の柔軟な対応として、現場に配置が義務づけられる技術者の兼務の緩和や、現場代理人の途中変更の緩和など、技術者不足による入札の不調・不落対策についても、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

今後も引き続き、5か年加速化対策を含む公共事業予算に適切に対応できるよう、入札の状況や事業の執行状況などを注視しながら、必要な制度の改善に努めてまいりたいと考えております。

○18番（梶原大介君） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

1点だけ教育長のほうに御質問させていただきたいと思っております。教育の質の確保ということでこれから取り組んでいかれること、今の時代に必要なICTを活用した指導力をいかに高めていくか、そして全国的な少人数学級による人材の確保という意味と、また現場の若返りにおける教育の質の確保、メンター制も含めて、現在の取組をいかにこれからも進めていくかということをお答えいただきましたが、その前段で私が申しあげました、このコロナ禍において社会の中に新たな生活様式が求められる、そして学校現場においても新たな学校での生活様式が求められる、そのことにより例えば先生との距離、そして子供同士の距離、いろんな運動会やその他様々な行事を通して、そういった信頼関係を構築していたのが、今なかなかできないような状況の中で、学校現場の特に子供たちの心の中にどのような問題ができていくのか、そしてそういった問題にはどのように対応をしていくのか、その点についてもう少し詳しく1点お答えを聞かせていただければと思います。

○教育長（伊藤博明君） 学校におけます新しい生活様式の中におきまして、やはりそれぞれ十分できないというようなことが想定されております。学校においてはそれぞれ個々の授業において、やはり何のためにやるのかという、まずは意義をしっかりと考え直していただいて、その目的を達成するために、どういったことが子供たちとできるのか、先生と子供たちの距離というのは大変大事なところで、それが御指摘にあったようにいろんなところに影響が出てきますので、そういったコロナ禍において新しい生活様式の中においても、やはりそういったものがしっかりとどういうふうに確保できるかということについて、それぞれ現場でも考えていただきたいし、私どももそういったことで知恵を使っていきたいと。

そのための手段として、1つは先ほど申し上げましたようなICTの活用と、そういったことをやってまいりますけれども、やはりそれぞれ原点はそうした子供たちの状況に、先生方が一人一人が子供に寄り添って、子供たちの状況をしっかりと把握しながら日々教育をしていくと、そういうことだと思っております。

○18番（梶原大介君） 本当に知事はじめ教育長、そしてそれぞれの部長のほうからも御答弁をいただきました。この1年間、コロナに対応してきて、いかに苦勞されたのか、そして今後も感染の拡大の防止に取り組みながらも、このコロナ禍の後の高知の在り方をどうしていくのか、来年度の取組についてそれぞれお答えをいただいたものだと思っております。

皆様が苦勞されたように、県民のそれぞれの皆様においても、まだ感染をされてから、例えば後遺症に苦しんでいる方もおられるかもしれませんし、また本人や家族の方が感染をされ、一日も早く日常生活への復帰に懸命に取り組んでいる方も多数おいでにもなると思います。

そしてまた、大変まだまだ現状厳しい産業分野において事業をされている方、また従事をされている方、さらにはそういったところから社会の転換、変革に向けて新たな事業の展開に挑戦をされる方、本当に多くの方がこのコロナ禍に立ち向かっていくのがこれからの今年の一年であると思います。どうかそういった県民の皆様それぞれの本当に必要なニーズにしっかり応えていくような、来年度の県庁の様々な事業であっていただきたいと思います。

また、そのための今後の進化としては、デジタル化、グリーン化、知事からその意気込みを聞かせていただきました。グリーン化においては、本当にこの半年で世界的には、その他の外交や安全保障などいろんな状況は別にして、このグリーン化、カーボンニュートラルという点においては、やはり世界の経済大国であるアメリカのトランプ大統領からバイデン大統領に変わったことによって、パリ協定から離脱が復帰、復帰どころかパリ協定の目標ではまだ足りないといって2兆ドルの投資を行うというのは、これは世界中の企業が経営戦略を方針を転換しているような状況であり、その中でも今の国会でも行われておりますけれども、我が国はまだまだこのカーボンニュートラルへの取組が世界的には足りないという評価でございますので、国を挙げて取り組んでいくこととなります。

そういった中で、本当に人的資源を含め経済資源という意味では、都市部や地方都市に高知県はまだまだ足りないような状況も現状あるわけですが、こういった世の中の転換点においては、これまで明治維新もそうですし、その前もそうですし、こういった場合には本当に間隙をついた世界を変えるような動き、働き、役割を目指して、ぜひグリーン化、そしてデジタル化に取り組んでいただきたいと思います。

知事は一昨年就任をされて、その当時に県民

の皆さんに訴えてきた公約等々がなかなか実現をできない、じくじたる思いもありながら、昨年一年は少しずつそのことにも着手をされております。私たち自民党としては、政治家濱田省司氏をしっかりと推薦した立場ですので、政治家濱田省司氏が公約を実現するためには、しっかり応援をしていくという立場でございます。がしかし、県議会の自由民主党会派としては、県知事濱田省司氏がいかに組織を運営し、予算を編成し、事業を執行するという立場に立って、県議会の自民党会派としては時には厳しく注視もさせていただきたいと思います。

しかしながら、方向性は同じでございますので、今後の御活躍を期待いたしております。

そして、今年一年、本当に最後の年となる県庁職員の皆様には心から慰労を申し上げます。大変な時期であります、また後輩の皆さんがしっかりと頑張っていただけのもと思います。

そして、戦後最長の任期となる岩城副知事におかれましても、本当に心から御苦労様を申し上げさせていただきたいと思います。私としては、生き字引のように任期を全うしていただきましたのですが、御本人の後進に道を譲るといことも尊重させていただき、どうか今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。私ので、私の一切の質問といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩



午後1時再開

○副議長(西内健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) 県民の会を代表いたしまして、順次質問をさせていただきたいと思います。

冒頭に、この間、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、感染された皆様にお見舞い申し上げます。

そして、医療の現場をはじめ感染症予防と向き合ってこられた皆様、この1年間、新型コロナウイルス感染症という難題に全力を傾けて対応されてこられた知事はじめ県職員の皆さん、感染防止のために御協力いただいた県民の皆様に感謝申し上げます。

それでは、共感と前進の県政を進めようとしている知事の政治姿勢からお尋ねしたいと思います。

知事は、ウイズコロナ、アフターコロナの時代においてキーワードとなるのは、デジタル化、グリーン化、グローバル化の3つを掲げられています。しかし、私はそれだけではなく、むしろ県民の共感を得て、ウイズコロナ、アフターコロナの時代に前進する県政を進めるために必要なのは、誰一人取り残さないというキーワードではないかと思っています。

私たちは、この1年間コロナ禍の社会の中で、弱い立場に置かれていた方々や、コロナ感染防止のために取られた措置のために、苦しい状況に置かれたエッセンシャルワーカーや事業者の方々などが一気に顕在化したことを目の当たりにしてきました。しかし、そのときにも何とか誰一人取り残さないような支援策を講じ、みんな協力し合い、支え合ってきたのではないのでしょうか。このことがウイズコロナ、アフターコロナの時代でも根底にあってこそ、前進する県政の下支えとなるのではないかと思います。

それは、昨年4月策定の県政運営指針の第2

章、県庁の目指すべき姿を実現するための6つの柱、姿勢の基本方向4、時代の潮流を的確に捉えるにある、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すためにも欠かせないものであり、誰一人取り残さないということこそが、ウイズコロナ、アフターコロナの時代にこそ必要ではないかと考えますが、これはキーワードとして知事の考えにはないのか、お聞きします。

次に、知事の共感力についてお聞きします。濱田知事は就任以来、共感と前進の県政を掲げ、これからも共感と前進の県政を実行しようとしています。昨年暮れ12月4日のNHK高知放送局の番組「とさ金」で、濱田知事が1年間を振り返ってコメントされているのを見ました。番組内で、コロナ感染拡大対策と南海トラフ地震対策の場面で、訓練に取り組む地域の自主防災会会長の、地域だけで感染対策を一段上げてやるのには限界があるとのコメントに対して、アナウンサーが、印象的な言葉だが現場へのサポートをどのように考えるかと知事に問われました。しかし、知事は、防災対策の第一線は市町村にやっていただくが、市町村に対して情報の提供と財政的支援ができるよう国へ求めていくというもので、現場へのサポートに一切触れず、自治体へのサポートについてのみのコメントで終わったことに、知事は県民に対する共感力を備えているのだろうかと感じざるを得ませんでした。

ダイヤモンド社発行の、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部がまとめた「共感力」という書籍には、他者の視点を理解する認知的共感、他者の感情を酌み取る情動的共感、相手が自分に何を求めているかを察知する共感的関心という3タイプの共感があり、効果的なリーダーシップを発揮する上では、このどれもが重要であるとされています。その意味では、これらの共感

力を十分に備えていないリーダーでは、県民の実態、思いに共感する県政を実行できるのだろうかと思わざるを得ません。

知事は、自らに共感力が備わっていると思われるのかどうか、お聞きします。

次に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組についてお聞きします。このほど、「ネイチャー・クライメート・チェンジ」に発表された論文に、新型コロナウイルスの影響で世界中の都市がロックダウンしたことで、4月初旬までのCO₂排出量が1日当たり最大17%減になったことが明らかになった、だが実は最も減少した日でも2006年の水準であることから、パリ協定の目標達成に向けた道のりの険しさが見てとれるとありました。

また、人類が使用した化石燃料の何と約半分が、冷戦が終結した1989年以降のものであり、日本は二酸化炭素排出量が世界で5番目に多く、上位5か国だけで世界全体の60%近くを占めているというハードルの高さに挑戦しなければならないのです。

そんな中で、カーボンニュートラルの実現を目指すとした本県が目指す脱炭素化宣言がどのようなものなのか、提案説明だけでは見えてきません。それを可視化するための宣言がアクションプランなのかもしれませんが、高知県脱炭素社会推進協議会のメンバーには、公募による多様な県民やエコロジストの参加を求めるなどして、本県らしさを生かした本気のアクションプランづくりを目指すべきと考えますが、知事にお聞きします。

中山間・奥山間地で誰一人取り残さないための取組についてお伺いします。2月11日付高知新聞記事には、知事はじめ多くの県民の皆さんが驚かれたことと思います。吾川郡仁淀川町別枝で10日午前、民家が焼け落ちているのを近くの住民が発見したというもので、夜間に出火し

た際に、付近に人家は少なく誰も火災に気づかなかつたと報じられていました。このことを知って、この集落と関わってこられた方々は随分と残念な思いをされたのではないかと思います。

本県の中山間・奥山間地には、このような仁淀川町での集落に代表される類似の集落が散在すると考えられるのですが、このような事実を知事はどのように受け止められたのか、お伺いします。

そのような中山間地、奥山間地の実態もある中で、現在の過疎地域自立促進特別措置法の3月期限切れを見据えて新たな過疎対策の在り方が検討される中、過疎対策の意義を新たに捉え直す必要があるとした上で、これからの過疎地域の役割、地域の価値を維持することなどが検討されてきたと言われています。

提案説明では、新過疎法の制定に向け、本県と県内過疎市町村の要望を踏まえた形で議論が進められ、過疎地域に対する交付金事業や5G基地局の整備事業が拡充されるなど、本県からの提言の多くが実現する見通しとなっていると言及されました。

本県にとっては、地域が求めるきめ細かな支援のさらなる拡充に資する法案となっているのか、知事にお聞きします。

次は、来年度予定されている集落実態調査についてです。過疎化や高齢化が進行する中山間地域の集落を中心に、暮らしや産業の実情、住民の皆様の思いを知り、中山間地域で望まれている施策の展開につなげるために行った前回調査の結果を受けて、中山間対策の抜本強化を行い、その一つとして集落活動センターの取組が県内全域に拡大したと言われています。その一方で、中山間地域の高齢化や人口減少がより一層進展し、過疎化の進行、産業や地域づくりの担い手不足、地域の二極化による地域間格差が拡大しているとの現状認識があるとすれば、10

年ぶりの調査というのは遅きに失したとも言えるのではないかと感じていますし、もっと早い段階で手を打つべきであったのではないかと思わざるを得ません。

そこで、知事にお尋ねします。10年ぶりに行う県内全域の小規模集落を対象とした実態調査の結果分析、これまでの中山間対策を検証した上で講じられる対策は、どのようなタイムスケジュールで予定されているのか。

また、中山間・奥山間地間の格差、集落活動センターの有無による格差、集落活動センター間の格差などの是正や、内発的発展につながるような調査となることを期待していますが、調査を踏まえてどのような中山間・奥山間地対策を講じたいとの思いなのか、知事にお聞きします。

次に、南海トラフ地震のリスクへの対応について知事にお聞きします。

東日本大震災から10年ということで、この10年間の復興過程から教訓として学び直すことが改めて求められています。この10年間には、2016年の熊本地震、鳥取県中部地震、2018年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、2019年山形県沖地震、そして今年2月13日福島県沖地震と、それぞれの地震さらには西日本豪雨災害や昨年の令和2年7月豪雨と深刻化する自然災害ごとに、新たな社会の脆弱性を露見させてきました。さらに、人災とも言える福島第一原発事故の教訓が踏まえられないことのない原発再稼働など、福島県の復興は道遠しと言わざるを得ません。

災害リスクから誰一人取り残すことなく命を守るために、備えなければならない課題が突きつけられる中で、重点化しなければならない課題、急がなければならない課題、追加して取り組まなければならない課題が、それぞれの災害から明らかになってきました。県民は、それらの課題と向き合いながら、自助・共助による防

災力の向上に努めているのですが、それらを後押しするためにも、公助が強化されなければならないと考えます。今時点で南海トラフ地震を迎えたときに、公助の備えの不十分さで、誰一人取り残すことなく命を守ることは、残念ながら実現できないのではないかと考えられます。

自助・共助の面で県民にさらなる協力を求めるためにも、その不十分さを県民に明らかにするとともに、いつまでにどのような公助を備えることが必要だと考えられているのか、知事にお聞きします。

次に、朝日新聞が東日本大震災から10年を前に、自然災害の被災者支援に関する法制度について、都道府県知事に実施したアンケート調査についてお尋ねします。まずは、被災者生活再建支援法についてです。これまでは被災住宅の再建費を支給する対象として、損害割合50%以上の全壊と40から50%未満の大規模半壊の世帯が支給対象でしたが、昨年11月の法改正で、20から40%未満の半壊のうち、30%台の中規模半壊も対象となりました。しかし、これだけで生活再建が可能になるというものではなく、いわゆる半壊の涙が止まるものではないと言わざるを得ず、一部が解消されたにすぎない今回の法改正にとどまらず、引き続き制度の拡充を求める取組が継続されなければと考えてきました。

そのような中で、今回の調査で法改正後の制度について、さらに改善が必要と答えたのは25知事、どちらかという必要は15知事、そのうち36知事が支給対象の拡大を求めています。しかし、対象範囲は今のままでよいとした10知事の中に濱田知事も含まれていたことについて、なぜとの思いがしました。

なぜ、今のままでよいと答えられたのか、お尋ねします。

次に、被災者総合支援法の創設に対して、必要と答えた知事は18知事にとどまっているとの

報道がありました。昨年私の質問に、被災した方々あるいは地方公共団体にとっても、被災者を支援する現行の法律を一本化して、災害法制を分かりやすくするという事は重要な視点だと答えた知事は、どのように答えられたのか、お尋ねします。

これまでも事前復興に関しては度々取り上げてきた課題であります。河北新報の1月12日付、「復興再考」第7部「高台移転」の記事で、私も地域の皆さんと訪問した石巻市雄勝町で復興支援に取り組んだ和歌山大学の宮定章特任准教授の、価値観が多様化し単一の復興事業に多数の合意を得るのは難しくなった、事前に被害を想定し地域ごとにどう生活再建するか話し合う必要があるとの記事がありました。その宮定先生には、昨年私の住む下知地区にも来ていただき、事前復興計画などに関連づけて、事前に復興まちづくりの姿を大まかに描いているだけでも随分と違う、災害が起こってから話し合いではうまくいかないとのアドバイスをいただきました。

事前の準備として、復興に必要な財源確保、復興に関わる制度の改定、復興を進める体制の整備をしておくことや、事前の事業として、災害後の復興で実施することになる区画整理や耐震補強、さらにはコミュニティー強化などの事業を前倒しして実施することなどで、地域、社会の脆弱性を事前に取り除いて災害に備える、事前の減災まちづくりに取り組むことこそが被害を少なくすることにつながるのです。

そこで、事前復興計画による事前復興のまちづくりについてお聞きします。市町村が速やかに復興まちづくりに着手するために、発災後の土地利用や公共施設の配置などの基本的な考え方を事前に取りまとめた事前復興まちづくり計画を策定しておくための参考となるよう、高知県事前復興まちづくり計画策定指針を取りまと

めるとされています。しかし、これまでに取り組まれた高知県震災復興都市計画指針に基づく訓練のように、何年もかけてやるなどということの繰り返しであってはならないと思います。

指針策定後の市町村の取組を知事はどう考えているのか。

また、事前復興まちづくり計画策定指針検討会のメンバーに、多様な方々を補強するよう検討すべきだと考えますが、知事にお聞きします。

2018年12月定例会の私の質問に当時の尾崎知事から、地域の復興のまちづくりについて、事前に市町村や地元の皆様で議論し、地域の合意形成など可能なものについては前倒しして実施しておくことで、早期の復興につながるものと考え、またこうした議論をしていく中で、住宅の耐震化や火災対策によって被災後の復旧費用が少なくなることや避難生活の短縮につながるなど、事前の備えに対する理解が深まり、対策が進む効果もあると考えていると答弁していただきました。

事前復興まちづくりを前倒ししてできる仕組みを早期に実現するべきだと考えますが、知事にお聞きします。

次に、最終年度を迎える第4期南海トラフ地震対策行動計画とその改定についてお尋ねします。2015年6月定例会閉会日にこの議場で、議員のための防災研修で講師を務めていただいた鍵屋一跡見学園女子大学教授が座長を務められていたサブワーキンググループが、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について、昨年12月に最終取りまとめを発表されました。そこには、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効、個別計画については制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置づけ、さらに取組を促進するとし、市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議

会、民生委員などの日常の支援者及び地域住民と連携して策定することとありました。

そのことを踏まえ、避難行動要支援者対策と個別計画の策定についてお尋ねします。沿岸19市町村での個別計画モデル事業の横展開や、個別計画作成の取組に対する福祉専門職の参画の促進などを加速化するためにも、市町村のマンパワー不足の解消に対する要配慮者避難支援対策事業費補助金を令和元年度から3年度まで限定でかさ上げしているが、効果があるのであれば第5期行動計画でも継続し、さらなる拡充を図り、必要な総額を確保し、避難行動要支援者対策を加速化すべきではないのか、地域福祉部長にお聞きします。

次に、高知市の長期浸水対策について危機管理部長にお尋ねします。高知市では、長期浸水対策として高知市救助救出計画基本方針を平成31年3月に策定し、これを踏まえて令和2年3月に、基本的な救助活動を実施する際に必要となる事項や具体的な救助活動の方法をまとめた救助救出計画が策定されました。これによって、最短で14日目に救出できる試算となっていることが明らかになっています。

そこで、当面の目標である10日間で救助するためには、ボート58艇の追加調達の必要性が検討されていますが、いつまでにどのようにして調達するのか、また10日間という期間をさらに短縮するためにどのような方策を検討されているのか、お聞きします。

そして、救助救出計画には課題として、住民に対し救出までに時間がかかることを認識してもらい、必要な物資等の備蓄を進めてもらうよう啓発するとしていますが、長期にわたって津波避難ビルで過ごす避難者が、津波避難ビルでの備蓄や避難者が持参する非常持ち出し袋で過ごすことは極めて困難です。

この方たちに対する支援策をどのように講じ

られようとしているのか、お聞きします。

長期浸水とも関連しますが、広域避難の在り方について危機管理部長にお尋ねします。令和元年9月定例会の際の、中央圏域内の避難所の余剰充足数を差し引いてもなお約3万人分不足するという試算結果であり、現状では中央圏域内で完結できない、その場合は中央圏域を越えた範囲で確保することになると思われるが、避難先の提示がどの段階で明らかにされるのかとの私の問いに対して、部長は、住民の方々に対して避難先をお示しできるのは、基本的には広域避難の調整が終わった時点になると考える、ただし高知市については広域避難者が多く発生することが想定されることから、今後避難先についての大まかな方向性は決めていきたいと考えているとのことでした。

現状と今後の具体化についてお聞きします。

この項の最後に、昨年9月定例会での私の質問を踏まえて、災害ケースマネジメントの体制検討について第4期計画に早速位置づけていただいたことに感謝申し上げますが、体制検討をしていくための取組はどのようになっているのか、危機管理部長にお尋ねします。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、この国の潜在化していた課題を顕在化させ、可視化してきたことをしっかりと総括し、これらの課題を平時から克服するために何をなすべきか考えなければなりません。今回は当面する課題についてのみ質問させていただきたいと思います。

まず、医療体制の課題であります。1月19日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会や2月19日の高知県・高知市病院企業団議会で、高知医療センターの島田病院長は、医療センターの第3波のコロナ対応でしのいだ窮状を

次のような趣旨で述べられました。12月20日以降、中等症・重症患者の割合が増える中で、1病棟閉鎖していたことに加えて、1病棟減床運用を行うなど看護師の確保をすることや、救急ICU病棟をコロナ重症患者に転用使用するなど、重症者増加などの対応に可能な限りの調整対応しながら、救急医療と手術を維持し、三次救急の一部抑制、通常診療の縮小の可能性などを回避してきました。しかし、第4波を想定すると、これ以上の事態への対応も限界に来ており、望むべくは、もう一つの代替医療機関が確保されるべきではないかということでした。

県としては、高知医療センター同様に重症患者に対応できる代替医療機関の確保についてどのように受け止め、確保の可能性について検討されているのか、今朝の梶原議員への部長答弁以上に具体的な答弁を知事にお聞きします。

次に、コロナ禍で明らかになった医療体制の脆弱性を補うための検討についてです。2019年9月下旬には、診療実績が少なく非効率な医療を招いているとして、公的病院の25%超に当たる全国424の公的病院が、再編統合の議論が必要として病院名が公表され、改めて再度協議を行うよう各都道府県に要請されていました。しかし、僅か半年の間に新型コロナウイルスによるパンデミックは、感染症に脆弱な医療提供体制の課題を顕在化させることとなり、感染症対策と地域医療を両立できる制度改革について、市町村、都道府県、国が一体になって真剣に向き合わなければならない課題となりました。

公的医療機関等2025プランでは、余剰と見られていた病床の一部を感染症対応に備えるものとして確保する議論もされるべきではないかと考えますが、知事にお聞きします。そして、そのために、今後感染症に配慮する確保病床数やその財政支援等の必要性について検討されるべきではないかと思いますが、この項も知事にお

伺います。

次に、自宅療養者への支援対応について健康政策部長にお尋ねします。第3波の感染拡大期に、県内でも12月中下旬にかけて入院調整者が50人台で推移する時期があり、県民からは心配の声が届けられることがありました。今後も第4波の入院調整者が増える場合などに向けて、あつてはならないが、やむを得ず自宅療養を求められる方がいた場合に備えて、しおり・マニュアル的なものの作成が新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の場で示されていました。

しかし、都市部では自宅療養中の症状急変で亡くられる方もいた中で、自宅療養者への対応として、しおり・マニュアル的なものの配布や電話での症状把握だけでなく、安心して自宅療養に専念できる相談体制、家族との分離・独居者支援、パルスオキシメーターの貸与、配食サービス、ごみ出しなどの支援がされるべきと考えますが、お尋ねします。

次に、新型コロナ対策関連法改正への対応についてお尋ねします。改正新型コロナ対策関連法は、課題を残しながら2月3日に可決、成立し、13日には施行しました。入院拒否者に対する懲役刑や罰金を伴う政府案は、国会提出後に修正協議で行政罰の過料に改められたものの、罰則は盛り込まれることとなりました。その手続は保健所などの行政機関が担うこととなりますが、当の保健所にはこれまで同様、本来業務に加えて相談や感染者の対応に追われ、疲弊している上に、さらに荷を負わせることとなるのかと思わざるを得ません。

それより、入院治療をしていただかなければならない方に自宅療養を強いている今の医療体制を拡充することのほうが、国の責務ではないのかとの声が高まっていますし、この過料によって検査回避や病気の隠蔽、差別意識の助長などを広く招くおそれはないかということさえ懸念

されます。

また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法にある営業時間の短縮などの要請、命令に違反した事業者を過料とする規定に対しても、誰がどのように違反をチェックするのかという疑問が生じており、公平性や実効性がはっきりしないままの罰則ありきの改正だと言われる中で、濱田知事は、刑事罰なら、より実効性の高い協力が得られるのではないかと話し、刑事罰を残す選択肢はあったと言及されていましたが、その真意を知事にお尋ねします。

次に、罰則に係る事務取扱についてお聞きします。福祉保健所職員が行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正の施行に伴う罰則に係る事務取扱については、第19条の規定による入院勧告等による入院の期間中に逃げたなどの場合、または第15条第8項の規定による命令を受けた者が同条第1項などの規定による積極的疫学調査につき正当な理由がなく拒否したなどの場合について、新たに過料が設けられました。基本的な考え方として、業務に当たって法違反などを確認した場合には、まず適切に助言・指導などを中心に行うことを通じて是正を促していくことが望ましいものであることを十分に留意することとなっていますし、慎重にも慎重を期していただきたいと思えます。

その上で、例えば入院措置を受けて、正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかったときに罰則が科されることとなりますが、入院措置の対象となっても、患者本人やその家族に必要な介護や保育などの福祉サービスを確保できないために、当該措置で指定された医療機関に入院できない場合などは、正当な理由に該当し得ると考えられます。

しかし、その都度の正当な理由の判断はどのようにされるのか、健康政策部長にお聞きしま

す。

そして、そのような罰則に係る事務取扱の業務に従事する福祉保健所職員の精神的負担が増大したり、業務過重とならないように十分配慮されるべきと考えますが、どのように考えられているか、健康政策部長にお聞きします。

次に、ワクチン接種体制について健康政策部長にお聞きします。2月27日の全国知事会では、ワクチンについて、供給スケジュールや配分量をより具体的に、速やかに示すよう求めたとの報道がされていました。

まず、接種順位についてお聞きします。高齢者等が入所、居住する社会福祉施設等の職員のワクチン接種は、現在の国の予定では高齢者への接種の次となっていますが、病院職員と同時期か、せめてその次であることが望ましいのではないかと、お聞きします。

次に、ワクチン接種のためのアクセスの確保についてお伺いします。移動の難しい高齢者や障害のある方らがワクチン接種会場を訪れやすくするため、交通機関の利用を後押しする動きが全国の自治体の中から出始めています。タクシーの配布や送迎バスの運行が代表的で、独り暮らしで移動手段がないと接種をためらいかねないということで、高齢者らのアクセス方法への支援で円滑な接種を促すものです。

本県においても、医療機関での受診などについてタクシー利用などを行っている中山間地などに居住されていて、接種会場に出向けない方などの場合、どのようなアクセス方法が考えられるのか、また接種会場や医療機関までのアクセスに伴う費用負担についてお聞きします。

次に、市町村境付近に居住される方で、隣接市町村の接種会場に出向いたほうが利便性が高い場合でも、住民票のある市町村以外の自治体での接種については認められないのか、お聞きします。

さらに、2月27日の県町村長・町村議会議長大会で、ワクチン接種に関する速やかな情報提供などを盛り込んだ特別決議がされたように、実務を担う市町村には接種に向けた具体的な情報が乏しく、不安の中で準備を進めざるを得ない状況となっていることが懸念されます。市町村が円滑にワクチン接種をするためにも、いち早く情報が提供される必要がありますし、また県民に対する相談窓口を設置することですが、それを県民が利用するに当たっても、通常の情報提供があつてこそその利用だと考えます。

市町村、県民に対する迅速、丁寧な情報提供の在り方についてお聞きします。

大学生のコロナ禍での休退学問題について文化スポーツ部長にお尋ねします。全国の大学で昨年4月から12月にかけて、全体の休退学者は約9万4,000人と前年より12%減っていますが、コロナ禍の影響で休退学したのは5,801人で、中退者は1,367人、休学者は4,434人であることを文部科学省が公表しました。

コロナ対応などとして続けられてきた国や大学の支援が、経済的に厳しい学生の休退学を予防している面もあったのではないかと見られています。本県の大学において、コロナ禍での影響による休退学の実態と全体の休退学者についてお聞きします。

さらに、朝日新聞によりますと、学生の中退予防が専門の山本繁大正大学特命教授は、「中退者が前年より減ったからといって、問題が起きていないわけではない。問題発生から退学届を出すまでに、平均約11か月のタイムラグがある。このためコロナ禍の影響が学生に出始めた昨年4月以降に起きた問題は、今年3月以降に中退という行動となる可能性が高い。例年3月は、新年度を前に中退を決断する学生が増える。今後注意が必要だ」とのコメントを出されています。

これから年度末にかけて、コロナ禍で家計が悪化した学生らの休退学が増えるおそれが強いと言われている中、困難や不安を抱えている学生などに対し、5月に示された「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」について、追加の支援策を含め、改めて示し、その周知ときめ細かな相談の対応を依頼した事務連絡が文部科学省から出されています。

各大学で学生に対して十分な周知がされているのか、お聞きします。

最後に、誰一人取り残さない地域共生社会を県内の隅々に築いていただきたいとの思いで、当面する課題について地域福祉部長にお尋ねします。

新型コロナ禍で懸念されるのは、いわゆる社会的な弱者ほど深刻な状況に陥りやすく、かつそれが見えにくいということです。コロナ禍の打撃は、就労や雇用において不利な立場にある人々の生活困難を大きくし、現役世代を弱め、さらに子供や高齢者への支援も後退するのではないかと思います。そして、これまでの安定雇用と福祉制度のはざまにはまり込んだ生活困難層が急増しているようです。そういった地域の人々の抱える課題が複雑化、多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた地域共生社会の実現に向け、重層的なセーフティーネットの構築を目指すことが、昨年6月の通常国会で成立した改正社会福祉法にも求められていると思います。

そこで、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業などによる「相談支援」、介護、障害、子供、困窮等の既存制度と緊密な連携を取って実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できないはざまの個別ニーズ

に対応するため、多様な社会参加の実現を目的とする「参加支援事業」、介護、障害、子供、困窮支援の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた「地域づくり事業」を一体的に実施する事業として創設された、重層的支援体制整備事業についてお尋ねします。

この事業は、実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意事業ですが、この事業に着手する市町村はあるのでしょうか、またどのような取組がされようとしているのか、併せてお聞きします。

多様な支援内容を担う地域人材をはじめとした地域資源をつなげることなどをはじめ、各種会議への支援など、県はこの市町村事業にどのように関わるのか、お伺いします。

地域社会で誰一人取り残さないためには、孤立から守るための地域のつながりが維持されることが必要と考えますので、このことについてお尋ねします。2012年以降は3万人を下回っていた自殺者数が、昨年は前年水準を上回り2万919人に上り、厚生労働省が昨年1月から11月の自殺者の原因、動機となった問題を分析すると、孤独感は28.3%増で、外出自粛によるコミュニケーションの減少の影響も考えられると言われています。

地域では、3密回避のため、いきいき百歳体操用の会場使用が許可されなかった時期があったり、新しい生活様式の下、ソーシャルディスタンスを保つと言われ、ステイホームを促されることで、地域の密なつながりが断ち切られたり、地域で孤立するような状況が作り出されていないか、またそのことが有形無形の地域の見守り活動をも少なからず後退させたりすることにもつながっているのではないかと危惧してきました。

そのような中で、現在はこのソーシャルディスタンスという言葉の使用を控えて、別の言葉に言い換えようとする動きもあります。世界保健機関、WHOでは、ソーシャルディスタンス、社会的距離という言葉は、人とのつながりの減少により社会的孤立が生じるおそれがあることから、身体的・物理的距離を意味するフィジカルディスタンスに言い換えるよう推奨しており、私も地域においては社会的距離を保つより、社会的なつながりこそ大事にしなければと思うところで、最近ではこのことを強調しています。県でも、ソーシャルディスタンスではなく、フィジカルディスタンスと表現することを意識していただきたいと思うところです。

そこで、孤立状態を回避するため、コロナ禍でも疎に集うことのできる環境を提供するためにも、集いの場づくりへの空間的支援が必要と考えられますが、お聞きします。

さらに、政府でも、外出自粛に伴い他人との接点が減り社会から孤立する人が増えているのではないかと、また自殺者数の11年ぶりの増加もコロナの感染拡大が影響している点を見て問題点を洗い出すことなどから、新型コロナウイルス禍で深刻さを増す孤独・孤立問題の対策室を内閣官房に設けました。

本県においても、そのような課題を取り上げる窓口設置の必要性はないか、お聞きします。

次に、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付と生活保護についてお聞きします。昨年、高知でも御講演いただいたNPO法人抱樸の代表奥田知志さんが、生活保護申請は昨年11月に増加に転じたものの、まだ急増とは言えない状況で、今後申請が増えるのは必至ですと述べられています。申請数がある程度穏やかである要因の一つは、リーマンショック以降につくられた様々な制度やその条件が緩和されたこと、さらに緊急一時や総合支援貸付けなど様々な給付な

どの手だてが打たれたことの効果があると思われるということも言われています。

そこで、生活福祉資金特例貸付について見てみると、県内でも昨年末12月31日付で、緊急小口資金は6,918件、11億8,147万円、総合支援資金は4,525件、23億9,043万円、延長分は2,886件、15億2,382万円となっています。しかし、これらはあくまでも貸付金であって、その償還については令和3年度または令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行うとしているが、総合支援資金は、償還免除要件については引き続き検討となっています。

奥田さんは、返済免除を大胆に実行すること、免除の基準に関しては生活再建という目標に鑑みて決定すること、返済免除基準を非課税世帯とするよりも、早期の生活再建を目的とするために免除基準をそれよりも高く設定することと提言されています。

免除基準が低過ぎると生活再建が困難となることからの提言であり、緊急小口資金の償還免除要件をさらに拡大し、総合支援資金の償還免除要件もできるだけ拡大することが望ましいと考えますが、お聞きします。

新型コロナウイルス感染拡大によって困窮する人は増えているにもかかわらず、生活保護に対する否定的感情が強く、さらに制度がよく分からない人も多いことなどから、困窮状況におられる方々が生活保護申請にうまくつながらず、生活保護の申請及び開始件数は、全国的には増加傾向にはないのではないかとされています。

本県の状況は前年と比べてどのようになっているのか、お聞きします。

いずれにしても、生活福祉資金特例貸付期間が終わる頃には、生活保護申請をする人が増えるのではないかと考えられます。しかし、生活保護申請時に福祉事務所が本人の配偶者や親子な

ど親族に援助できないかどうかを確認する扶養照会があることも、保護申請をためらわせることにつながっているとされていました。厚生労働省が2月26日、この扶養照会を限定的にするなど、その運用を見直す通知を出しましたが、決して十分とは言えず、もう一段の見直しを求める声も多く出されています。

また、厚生労働省のホームページには、「生活保護の申請は国民の権利です。」「ためらわずに御相談ください。」との大きなメッセージもアップされていますが、本県でも、相談や申請の際に感じる心理的なハードルを下げる取組がなされているのか、お聞きいたします。

最後に、食料支援の社会的地域資源をつなぐための県の役割についてお聞きします。コロナ禍で生活困窮者が顕在化し、食べるものすらないという人たちが増え続けている中で、その状況を何とかしたいという運動に取り組まれている方や団体が県内には多くあります。20年近く、DV被害者への食料支援を皮切りに生活困窮者に対する食料支援を続けてこられたフードバンク高知が、支援すべき人、組織と食品・食材提供者の一定のネットワークを構築されていますし、さらに県社協は市町村社協と連携して、食料提供の仕組みを構築されています。現在、80近くに増えたこども食堂も、家で食事を食べられない子供への食事提供だけではなく、新たな食支援の取組をされています。

フードバンク、県及び市町村社協、こども食堂がそれぞれに行っている活動を有機的に結びつけ、また新しく食材提供をいただける組織の拡大や子供に限らない食材提供の仕組み、フードパントリーなどをつくることによって、生活困窮者に対する食料の支援を拡大するネットワークの構築がこの間検討されています。

団体、個人の善意だけに依拠するのではなく、このような動きに対して必要な財政的、人的、

つなぎ役としての要望に応えるなど、県が果たすべき役割はどのようなものがあると考えられるのか、そのことをお聞きいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、誰一人取り残さないという言葉は、県政運営を行う上でキーワードではないのかというお尋ねがございました。

私は、県政運営の基本姿勢として共感と前進をキーワードとして掲げております。県民の皆さんには様々な立場、様々な御意見の方々がおられる中で、想像力を働かせて県民の皆さんお一人お一人の気持ちに思いを致し、県民の皆さんの共感を得られるような県政を実現したい、そうした思いで県政運営を行っているところでございます。

また、御指摘がありましたように、県政運営指針の中におきましても、SDGsが目指す社会像を引用いたしまして——誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国連の持続可能な開発目標、これがSDGsでございますが、これを意識するということを明記いたしております。

今後も引き続き、御指摘の誰一人取り残さないという視点も含めまして、県民の皆さんの置かれている状況に思いを致しながら、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、そして安全・安心な高知の実現を目指しまして、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策、中山間対策の充実強化など3つの横断的な政策、これらを一層進化させてまいりたいと考えております。

次に、私が掲げております政治姿勢でございます共感に関連して、私自身の共感力についてどう考えるのかというお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたように、この共感と前進を基本姿勢として県政運営を行ってまいりました。そのため、これまで実施した県民座談会の機会あるいは県民の皆さんとの対話などを通じて、地域の実情や課題などについてお話を伺い、また自ら想像力を働かせまして、県民の皆さんのお気持ちに共感をして寄り添うことを何より大切にしたいというふうに考えております。

その共感力が十分かどうかという点に関しましては、私自身が県政に対する県民の皆さんの気持ちを踏まえた政策判断を追求する中で、時には試行錯誤しながらという場面もあろうかと思えます。ただ、これまで以上に想像力を働かせて、県民の皆さんの気持ちに寄り添い、共感する力を高めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

一方では、県政の課題の中には県民の皆さんの間に賛否両論がある難しい政策課題もございます。こうした課題についても県政の停滞は許されないわけでございますが、こうした課題に関しましては県民の皆さんの様々な御意見をお聞きもし、また声なき声にも思いを致した上で、必要なときにはしっかりと決断をして県政を前に進めていく、こういうこともまた必要ではないかというふうに考えている次第であります。

次に、高知県脱炭素社会推進協議会によりますアクションプランづくりについてのお尋ねがございました。

脱炭素化に向けました取組を県民運動として進めていくためには、多くの方の御意見をお聞きすることが大切であるというふうに考えております。このため、この協議会のメンバーは、各産業団体や消費者団体、大学など多様な分野の代表の方々に御就任いただくようにいたしたいと考えております。

さらに、協議会のメンバー以外の方につきま

しても、例えば個々の事業者の方あるいは県民の皆様のご意見に関しまして、ヒアリングや意見公募などにより広くお伺いをして、議論を進めてまいりたいと考えております。こうしたことを通じまして、できる限り多くの方の御意見、アイデアをお聞きいたしまして、本県らしさを生かした、より実効性の高いアクションプランの策定につなげてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域におきまして、火災に気づかない集落が散在をするという事実の受け止めにつきましてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、去る2月10日でございますけれども、仁淀川町別枝地区で独り暮らしのお年寄りのお家が焼け落ちているというのが発見をされまして、住民の方がお亡くなりになっているのが発見をされました。心から哀悼の意を表したいと思っております。

私は、新聞記事でこの火災のことを知ったわけでございますが、中山間地域で一人で暮らすことの厳しさと、集落での支え合いや見守りの大切さ、こういったことを痛感いたしましたところであります。

本県の中山間地域、とりわけ山あいの地域におきましては、民家が点在している集落は数多くございます。人口減少と高齢化が進行し、地域での支え合い、見守りの取組が弱まっていく中で、こうした集落の置かれた状況は一層厳しさを増しております。仁淀川町では今回の火災を教訓として、まずは町内でこうしたリスクを抱えた世帯の把握に努めて、早急に必要な対策を講じていくというふうにお聞きをしております。

県としても、今後このような悲劇が繰り返されることのないよう、地域における見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていく、それを応援していく必要があるというふうと考えております。このために、高知版地域包括ケアシステ

ムの構築あるいは集落活動センターによる取組などを強化いたしまして、高齢者の方々が安心して生活できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな過疎法が本県の地域が求める法案の中身になっているのかとのお尋ねがございました。

新たな過疎対策法の制定に向けましては、昨年度関係市町村との協議を重ねまして、本県としての国への提言を取りまとめました。この提言の中では、本県の実情に沿った法律となりますように、特に4点、1点目は過疎市町村の財政基盤の強化、2点目は過疎対策の対象地域の維持、3点目は過疎地域に対する支援策の拡充、4点目は県の役割の明確化と支援措置、この4つの柱を掲げまして、関係省庁あるいは国会議員の先生方への要望を継続して行ってまいりました。現在、このような本県の提言、要望を踏まえた形で、各党、各会派での協議を経まして、今国会への法案提出に向けた準備が順調に進められているものと承知をいたしております。

この法案では、過疎市町村の財政基盤の強化策といたしまして、施設整備のみならず、幅広いソフト事業にも活用できます過疎対策事業債が引き続き措置をされ、令和3年度の地方債計画では今年度を上回る所要額が計上され、確保されているところであります。また、合併前の旧市町村の区域を過疎地域とする特例であります、いわゆる一部過疎の取扱いも継続をされるということなどによりまして、現在の枠組みで本県の対象地域が継続をされる見通しとなっているところでございます。

さらに、都道府県が行います過疎対策への支援措置といたしまして、過疎市町村に向けた人材の配置に対しまして、特別交付税措置が新たに講じられることとなる予定であります。このほか、過疎地域持続的発展支援交付金などの支

援策が拡充をされることとなっております、過疎市町村が求めますきめ細かな支援が可能となる見通しであり、これらの措置に関しまして大いに期待をいたしているところであります。

次に、集落实態調査を踏まえて講じる対策のスケジュールと、その対策につきましてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

集落实態調査におきましては、本年6月から12月までの約6か月の間にわたりまして、地区長さんなどへの聞き取りの調査と世帯へのアンケート調査を実施いたす予定であります。その後、来年の1月から2月にかけて調査結果を分析し、検証を行った上で、来年度末になります3月には報告書として取りまとめる予定といたしております。

一方で、中山間対策は待ったなしの喫緊の課題でございますことから、調査の半ばに当たります9月頃をめどに中間取りまとめを行うことを考えております。その内容を中山間総合対策本部などの場を通じまして全庁で情報共有をいたしまして、中山間対策として可能なものから令和4年度予算に反映をさせていきたいというふうに考えております。

前回の集落实態調査を基に、平成24年度に中山間対策を抜本強化した結果、集落活動センターの取組が県内各地域に広がりました。また、生活用品や飲料水の確保、鳥獣被害対策など、生活環境の整備が着実に進んでまいりました。その一方で、この10年間で人口減少や高齢化が一層進みまして、産業や地域づくりの担い手不足、元気がある地域とそうでない地域の格差など、新たな課題も現れてきている、この点は御指摘のあったとおりだと考えております。

このため、今回の調査におきましても中山間地域での暮らしや思い、地域のニーズなどについて生のお声をお聞きすることで、地域の実情

をより具体的に把握したいと考えております。その上で、これまでの中山間対策を検証いたしまして、1次産業の担い手の確保でございますとか、集落活動センターを設置していない地域への支援の在り方といった、効果的な中山間対策を全庁一丸となって展開したいと、そういう考え方の下に調査を行いたいと考えております。

次に、南海トラフ地震への公助による備えについてお尋ねがございました。

本県におきましては、地震による被害の軽減や応急対策、復旧・復興に向けた事前準備など、県や市町村、県民の皆様がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめました南海トラフ地震対策行動計画を策定いたしまして、現状や課題、目標、期限を明らかにした上で対策を進めてまいりました。

現在の第4期行動計画におきましても、代表的な公助の取組といたしましては、ハード整備の面におきます津波避難空間あるいは河川・海岸堤防の整備といった課題、そしてソフト面でございますと、応急給水活動調整マニュアルの作成をはじめといたします外部からの受援体制の整備といった課題、こういったものを重点課題に位置づけて取り組んでいるところでございます。

県民の皆様の命を守り、つないでいくというためには、こうした公助の取組はもちろんでありますけれども、これだけでは議員からも御指摘がありましたように十分ではございませんので、こういった取組に加えまして、自助の取組、共助の取組といたしまして、例えば揺れが収まった後すぐに避難をしていただくということ、また水や食料の確実な備蓄を行っていただくといった取組、こういった取組を県民の皆さんに行っていただくことも欠かせない要素だというふうに考えております。

今後も、県民の皆様に自助・共助の取組を進

んで行っていただくように支援をさせていただくとともに、連携する公助の取組をさらに加速してまいりたいと考えております。次に、被災者生活再建支援法に関します朝日新聞の調査への回答についてお尋ねがございました。

被災者生活再建支援法に基づく支援制度の対象の拡大につきましては、被災者支援に取り組みます全都道府県に共通をする課題でございます。また、全国知事会として長年にわたり国に要望しておいたものであります。この要望を踏まえまして、令和元年に国と全国知事会によります実務者会議が設置をされ、被災住宅の補修や再建の実態を踏まえた制度の在り方が検討されました。

検討の結果、住宅の損害割合が20%台につきましては、被害の程度が比較的軽微で、これについては災害救助法の応急修理制度による対応が妥当であるとされております。その一方で、30%台につきましては大規模な補修が必要となりますので、御指摘ございましたような被災者生活再建支援制度の対象とすることが考えられるというような結論に至ったわけでございます。

こうした結果を踏まえまして、昨年12月に支援の対象を損害割合30%台の中規模半壊まで拡大する法改正が行われました。全国知事会も法改正につきまして、被災実態に応じた適切な支援を求める要望に応える内容であり、大いに評価するとの声明を発表いたしております。

こうした経緯がございますので、朝日新聞の調査に対しましては、私といたしまして回答の理由として、1点目、まず全国知事会の要望を踏まえて、制度の対象範囲を中規模半壊まで拡大する改正法が12月に公布、施行されたばかりであり、現時点では今のままでよいと考えるところ、そして第2に、今後被災者支援のさらなる充実を図るために、新たに発生する災害における被災世帯の生活再建の実情を注視して

いく必要はあると考えるところ、こういったことを記述いたしました上で、選択肢としては今のままでよいを選択して回答した、こういったような経緯でございます。

次に、朝日新聞の調査で被災者総合支援法の創設に対してどのように答えたのかというお尋ねがございました。

被災者の支援に関する現行の法制度は、これまでの災害の教訓を踏まえまして、それぞれの目的に応じて制定をされてきたという経緯や歴史がございます。このため、例えば被災者生活再建支援法、より古い災害救助法など複数の法や制度が存在をいたしてございまして、被災者のみならず、地方公共団体にとっても分かりにくいものとなっているという面は否めません。こうしたことから、昨年の議員からの御質問に対しましても、災害法制を分かりやすくするということが重要な視点だと考えているというお答えをさせていただきました。

今回の朝日新聞の調査におきましても、回答の理由といたしまして、まず第1に、現在の被災者支援は、被災者生活再建支援法や災害救助法など複数の法制度があり、県、市町村及び被災者にとって分かりにくくなっていると思うという立場を明らかにしました上で、また自助・共助による支援とのバランスも考慮しながら、被災の実情に合った不公平感のない統一的な制度が必要と考えているという考え方を明記いたしましたところであります。

その上で、総合的な支援法制定の必要性について、選択肢を示して回答を求めるという中身でございましたので、現時点では被災者生活再建支援法が昨年12月に改正されたばかりであるということも踏まえまして、どちらかということという留保をつけながら、そう思う、制定の必要性があると思うという選択をし、回答したという経過でございます。

次に、事前復興まちづくり計画策定指針策定後の市町村の取組についてお尋ねがございました。

県では、有識者や市町の長などの委員で構成をいたします高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会を設置し、指針の策定を進めております。先月、第1回の検討会を開催いたしまして、委員から、事前の計画策定の必要性や指針に盛り込むべき項目などについて、様々な意見をいただいたところです。今後も検討会で議論を重ねまして、来年度中に指針を策定することといたしております。

その後、この指針を基に市町村に計画を策定していただきたいと考えておりますけれども、命を守る、生活を再建する、なりわいを再生する、地域の課題等の解決につなげるなど様々な視点からの検討が必要となるため、策定には一定の時間を要するものと考えております。

このため、指針の策定後には沿岸19市町村の皆様と事前の計画策定の必要性や検討すべき項目、手順などについて勉強会を開催するとともに、計画を策定する際には市町村のニーズに応じた技術的な支援などを行ってまいりたいと考えております。

次に、この検討会のメンバーについてのお尋ねがございました。

今回策定をいたします指針は、東日本大震災での教訓や本県の地域特性などを踏まえたものにする必要があると考えております。そのため検討会の委員には、防災、海岸工学、まちづくりの専門家や東日本大震災の復興事業に携わった団体に加えまして、人口規模あるいは地域性などを勘案いたしまして5つの市町の長の皆様にも参加をいただいているところであります。

今後の議論の過程の中で、テーマに応じまして委員以外の様々な方々の意見を聞く必要が生じた場合には、検討会にお招きをして出席をい

ただきまして、御意見を伺いたいというふうに考えております。

次に、事前復興まちづくり計画を前倒しして実施できる仕組みの早期実現についてお尋ねがございました。

被災前の住宅の高台移転に活用できます国の制度といたしましては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などがございますが、これらの事業を実際に実施するに当たっては様々な課題もあるわけがございます。

防災集団移転促進事業におきましては、住民や市町村の財政負担が大きい上に、地域ごとに集団で移転をいたしますため、個人個人の事情が異なる中で、基本的には全員の合意が必要となるということがございます。また、土地区画整理事業では、移転する方々の合意は必要ないわけがございますが、造成後の土地の活用が進まずに行政の負担が大きくなる可能性がある、あるいは移転元の土地の買取りなどへの支援がないといったような課題がございます。こうしたことから、被災前の事業の活用が全国的に進んでいない状況にあるというふうに考えております。

県といたしましては、高台への移転の取組が実現できるよう、国に対しまして、新たな制度の創設や既存の制度の拡充について、引き続き全国知事会あるいは10県の知事会議などを通じまして政策提言を行ってまいります。

今後、まずは市町村に事前復興まちづくり計画を策定いただきまして、その上で地域において被災前に高台へ移転したいという機運が高まってきた場合には、県といたしましても具体的な支援についてさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の重症患者に対応する代替医療機関の確保についてお尋ねがございました。

昨年11月末からの第3波におきまして、高知医療センターでは、いわゆるECMOや人工呼吸器を使用いたしました重症患者への対応で、新型コロナウイルス感染症患者用と想定しておりましたICU4床をフル稼働した時期がございまして、相当緊迫した状況であったというふうにお聞きをいたしております。医療センターの島田病院長からのお話は、そうした状況を踏まえたものでありまして、大変重く受け止めております。

県の新型コロナウイルス感染症に対します病床の確保計画では、重症患者の対応を医療センターで16床、医療センター以外の2つの医療機関で8床、合わせて24床で行うということといたしております。あわせまして、重症患者が増加した場合を想定いたしまして、ECMOなどの医療機器あるいは医療従事者などの医療資源を医療センターに集約するための協定もあらかじめ幾つかの医療機関と締結をして、備えを行っているというところでございます。

これまでの本県の患者数、最大9名ということでございますので——重症の方々でございますが、重症患者用の病床数としては、ただいま申し上げました24床という水準は一定必要水準には達していると思っておりますけれども、今後医療センターに過度に重症患者が集中しないような工夫をしなければいけないというふうに考えております。

そこで、重症化リスクの高い患者を医療センター以外の2つの医療機関でも分担していただくために、県と重症患者の対応を行います合わせて3つの医療機関の間で、連携手順などの実務的な協議を開始しているところでございます。

次に、公的医療機関等2025プランにおきます感染症病床の確保と財政支援等の必要性についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の入院対応につき

ましては、公立・公的病院が中心的な役割を果たしてきております。そうした病院には、流行の収束後も新興感染症に備えた役割が期待をされると考えております。

また、今国会に提出をされております医療法等の改正案におきましては、医療計画への記載事項として、新興感染症等の感染拡大時における医療が追加をされております。そのため、今後県としても改正法の動向を注視しながら、保健医療計画の見直しを含めまして、感染症が拡大したときに対応可能な病床の確保やその支援策などについて検討してまいります。

また、再検討が必要とされました公立・公的病院につきましては、今後の医療需要の見通しを踏まえまして再検証を進めることを基本といたしますけれども、それを進めながら感染症の拡大時にも機動的に対応できると、こういう視点も含めまして、具体的な対応方針を検討していただきたいというふうに考えているところであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連法の改正案におきます刑事罰の創設についてお尋ねがございました。

例えば、特に感染症法の改正のほうに該当いたしますが、感染者が行方不明になられる、あるいは連絡が取れなくなる、そういった場合に、これが刑事罰が科せられる可能性がありましたら警察の捜査対象となりまして、警察においても積極的に情報収集を行っていただけることが期待をされるというふうに思います。

一方、これが行政罰のみの規定ということになりますと、基本的に行政庁、県当局のほうのみで対応していくということになりますので、警察から得られます協力は、一般的な行方不明者に関する情報提供というような協力の枠組みの範囲内での、限定的なものにとどまってしまうのではないかと考えているところ

でございます。

お話がありましたように、感染者の入院勧告あるいは積極的疫学調査については、感染者の自主的な協力を求めていくということがあくまでも基本となるということは、おっしゃるとおりだと考えております。ただ、現実に実務を行っておりますと、時には私たちが想定をしている以上に反社会的で悪質な行動を取る方に対応する必要がある場合も生じると、そういった可能性は否定できないと思っております。

そうしたことを考えますと、警察当局からのより積極的な協力も期待できますような、より実効性のある制度設計といたしまして、刑事罰の規定を置いておくという選択肢もあり得たのではないかという意味のことを記者会見で申し上げたというのが私の真意でございます。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、要配慮者避難支援対策事業費補助金についてお尋ねがございました。

この補助金は、市町村の個別計画作成の取組を加速化させるため、令和元年度から3年間に限定して、人件費の補助率を2分の1から3分の2にかさ上げしているところです。今年度は、22市町村で補助金が活用され、その中には福祉専門職が個別計画作成に参画した事例も出てきており、実効性の高い計画の作成が進んできています。

来年度には、市町村における個別計画の作成が努力義務化される見込みであることから、市町村に対して補助金のさらなる活用を働きかけてまいります。あわせて、個別計画作成に関する財政支援について、国への政策提言を行いながら、取組のさらなる加速化に向けた市町村への支援策について検討してまいりたいと考えております。

次に、重層的支援体制整備事業の市町村の着手状況と、県の関わりについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

県内では、令和3年度に重層的支援体制整備事業を実施する市町村はありませんが、7市町村が事業の実施に向けた準備や試行的な取組を行う、移行準備事業の実施を予定しております。

県では市町村の取組を支援するため、都道府県後方支援事業を実施することとしており、制度に関する説明会やセミナーを開催するとともに、支援体制の構築に向けた手引書の作成、配付などを行うこととしております。

また、移行準備事業の実施を予定している7市町村に対しましては、包括的な支援体制の構築に向けた各相談支援機関による役割分担や連携体制を具体化する計画が策定できるよう助言を行うほか、他県の先進事例について情報提供するなど、多方面から支援してまいります。

次に、集いの場づくりへの空間的支援の必要性についてお尋ねがございました。

地域共生社会の実現に向けては、住民一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりが求められます。こうした地域づくりに向けて、市町村には住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行うことが求められております。

このような取組の中で、集いの場の整備の必要性については、まず住民や市町村、関係団体などが地域の実情を踏まえて協議検討していくことが必要だと考えております。その上で、整備の必要性が確認された場合は、市町村の地域福祉計画に位置づける必要があると考えております。

このため、地域福祉計画の改定などの機会を通じて、地域の意見を踏まえた十分な検討がなされるよう、市町村に対し助言を行ってまいり

ます。あわせて、市町村に対して、集いの場の整備に活用が可能な補助事業などに関する情報提供を行ってまいります。

次に、本県における孤独・孤立問題に関する窓口の設置の必要性についてお尋ねがございました。

昨年以降、全国的に女性の自殺者数が増加している状況などを見ますと、コロナ禍において多くの方が様々な不安を抱え、一層の孤立感を抱いていることが考えられます。こうした問題について、国では、先月19日に孤独・孤立対策担当室が設置され、課題の整理に着手するとともに、生活困窮者の支援や自殺防止対策をはじめ高齢者などの見守り、ひきこもり支援などが関連する施策として取り上げられたところです。

県としましては、これらの施策の多くを所管する地域福祉政策課を窓口として、国の取組と連動しながら、状況の把握と対策の強化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活福祉資金特例貸付の償還免除要件の拡大についてお尋ねがございました。

本県における生活福祉資金の特例貸付については、2月26日現在で延べ1万5,981件、58億円余りの貸付けが行われております。貸付けを受けた方が、生活の立て直しを図る中で貸付金の返済が大きな負担にならないことが重要であります。このため、貸付金の償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せずに借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらに緩和するよう、これまでも国に提言を行ってきたところです。今後も引き続き、全国知事会とも連携しながら提言を行ってまいります。

次に、生活保護の申請・開始状況についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた昨年3月から本年1月までの申請件数は1,521件となっており、前年同期の1,756件の87%となっ

ています。また、開始件数については1,153件と、前年同期の1,363件の85%となっています。

次に、生活保護の相談や申請の際の心理的なハードルを下げる取組についてお尋ねがございました。

コロナ禍における生活保護の適用については、国から自家用車の所有や生命保険の継続などについて弾力的な取扱いが示されたところです。こうした取扱いについては、各福祉事務所に周知徹底するとともに、より身近な相談先である社会福祉協議会などにも相談者に説明を行っていただくよう依頼しているところです。また、ホームページで、生活保護の内容や今回の弾力的運用などについて分かりやすく紹介しているほか、新聞等を通じた広報も強化してきたところです。

今般、国から示された扶養照会の運用の見直しにつきましても、これまでと同様に周知に努め、保護の必要な方のためらわず相談、申請していただけるよう取り組んでまいります。

最後に、食の支援のためのネットワーク構築の動きに対し、県が果たすべき役割についてお尋ねがございました。

生活困窮者等に対する食の支援につきましては、社会福祉協議会など民間団体により、企業や住民の方などから提供された食品を備蓄し、支援が必要な方に届ける取組が行われています。

他方、県では、子供たちの居場所づくりに向け、こども食堂の開設を推進しております。こども食堂の運営に際しては、地域の皆様や企業などから食材提供の御協力をいただいているところです。しかしながら、企業などから提供いただいた食材を県内のこども食堂に広く届けるためには、個々のこども食堂が必要としている食材の種類、量の把握や配送体制などの課題もあることから、今後に向けた検討を行う必要があると考えています。

そのため、食の支援や配送などに取り組む団体など、様々な方々にも御参加いただき、まずはこども食堂における広域的な食材提供の仕組みづくりについて検討を進めていきたいと考えています。こうした仕組みづくりを検討する中で、民間における食の支援の取組に対し県の果たすべき役割についても検討してまいりたいと考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 高知市の長期浸水対策に関して、まずボートの調達及び救助救出完了日数の短縮についてお尋ねがございました。

高知市が昨年度に策定した高知市救助救出計画では、長期浸水の止水・排水対策による効果を見込まず、消防や警察、自衛隊が現在所有しているボート117艇で24時間活動した場合における救助救出完了日数を14日と算定しています。当面の目標としています救助救出完了日数の10日間を達成するためには、現状ではボートが58艇不足することとなります。

現在、高知市においては、県内の応急救助機関に対して、ボートの追加整備や夜間活動に備えた照明等の資機材の整備を要請しているところです。来年度には、広域応援部隊が持参できるボートの数や、県内の応急救助機関の今後の整備予定を調査した上で、高知市として追加整備が必要なボート数を精査し、整備を進めていく方針としています。

当面の目標であります10日間の短縮につきましては、ボートの追加整備、堤防や排水機場の耐震化による浸水域の縮小も考慮するなど、総合的な対策による日数短縮の可能性について、高知市と連携して検討することとしています。

次に、長期浸水域における津波避難ビルへの避難者の支援についてお尋ねがございました。

高知市では、避難に必要な物資は避難者が各

自で準備し持参することを基本としています。ただし、長期浸水域内では避難が長期間に及ぶことから、津波避難ビルに3日分の飲料水、簡易トイレなどの公的備蓄を進めています。しかしながら、民間マンション等においては保管スペースの確保が課題となっています。このため、マンション等の所有者に保管スペースの確保についてさらに検討していただくことや、避難される方々への物資の持参について啓発していく必要があると考えております。

4日目以降の物資については、外部からボートやヘリコプターで供給することとしており、ビルごとに避難者数や必要な物資を把握する必要があります。このため高知市では、通信インフラが使用できない状況でも、スマートフォン間をリレーして情報伝達を可能とするアプリを開発し、普及に取り組んでいるところです。ボートやヘリコプターによる具体的な物資の供給方法については、発災後、高知市災害対策本部において、4日目以降の救助救出要領を策定する中で検討することとしています。

今後は、訓練により物資供給の確実性を高めていくとともに、民間団体との協定等による供給方法の検討も進めてまいります。

次に、高知市における広域避難の方向性の現状と今後の具体化についてお尋ねがございました。

高知市の避難所については、現在L1想定では広域避難をしなくても十分な避難所が確保されていますが、L2想定では約4万5,000人分が不足しております。14市町村で構成する中央圏域内で広域避難をしたとしても、約2万8,000人分が不足しております。このため、可能な限り中央圏域内で避難していただけるよう、県と市が連携して避難所の収容能力の確保に取り組んでおります。

具体的には、避難所が不足している高知市、

南国市、香南市の3市において、学校の教室利用や未利用施設の活用などを進めるほか、避難所が充足している香美市やいの町などにおいても、広域避難に活用できる新たな避難所の確保を進めております。しかしながら、高知市においては避難所を増やす取組を進めたとしても、避難者数が多いことから、広域避難をしていただく必要があると考えています。

広域避難においては、地震の規模が予測できないため、どの地区でどれくらいの避難者が出るのか分からないこと、避難所までの道路が被災して利用できなくなる場合もあることから、あらかじめどの地区の方々にどこに避難していただくかをお示しすることは困難であると考えております。

実際には、発災後に広域避難先を調整することとなります。その際、できるだけコミュニティーを維持すること、できるだけ住み慣れた地域の近くへ避難をしていただくことという基本的な考え方に基づいて、避難先を決定することになると考えております。

今後とも、市町村や関係団体等と連携をしまして、円滑に広域避難の調整ができるように訓練等に取り組んでまいります。

最後に、災害ケースマネジメントの体制検討をしていくための取組についてお尋ねがございました。

過去の大規模災害時においては、国や地方が用意した支援制度が活用できず、救済を受けられない方々が相当数おられました。そのような事態は本県においても生じるということを念頭に置いて、支援を必要としている方々に寄り添い、アウトリーチも含めて対応できる体制を検討しておくことが必要であると考えております。このため、個別の被災者の被災状況や生活状況に応じた支援体制の検討を行動計画の取組に位置づけ、南海トラフ地震時における災害ケース

マネジメント体制の構築に向けて取り組むこととしております。

他県で実施された災害ケースマネジメントの事例では、支援の対象者や開始時期、方法などが異なっています。このため、まずは東日本大震災などの大規模災害時における事例について調査したいと考えております。そうした調査結果も踏まえまして、支援を必要としている人を誰がどのように把握するか、支援体制をいつ頃立ち上げるのか、把握したニーズをどうやって専門の支援機関につなげるのかなどといった、本県における災害ケースマネジメントの在り方について、来年度から検討してまいります。

実際に災害ケースマネジメントを行う際には、市町村や労働局、社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会など様々な団体の協力が不可欠です。このため、こうした団体と連携しながら、社会福祉協議会が開設する生活復興支援センターの仕組みなどを活用させ、深化させていくという観点に立って、第5期の行動計画の期間中には具体的な被災者支援体制を検討してまいりたいと考えています。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、自宅療養者への支援についてお尋ねがありました。

他県においては、自宅療養をされていて急変時に迅速な対応ができなかったケースも報告されていることから、本県においては、宿泊療養が可能な状態で自宅療養を始める予定はありません。

ただ、今後患者数が大幅に増加したり、家庭の事情などでやむを得ず自宅で療養する場合なども想定されるため、現在保健所と共に自宅療養のしおりの策定作業を行っているところです。実際に自宅療養が必要となった場合には、このしおりをを用いて、いつでも相談できる保健所の連絡先やごみ出しの方法などを説明することと

しています。

また、県では80台のパルスオキシメーターを確保しており、自宅療養をすることとなれば、それを患者に貸与する予定としております。配食サービスについては、配食サービスの業者がいる場合は当該業者に依頼をし、業者がない場合でも保健所が家族や知人をはじめとした関係者の協力を得て、食料や日用品の調達ができるように調整をしたいと考えています。

そのほか、自宅療養される患者さん個々の状況によって必要な支援は異なっておりますので、患者さんのお話を丁寧にお聞きし、安心して自宅療養できるよう支援をしております。

次に、感染症法の規定による罰則の適用に関して、その都度の正当な理由をどう判断するかのお尋ねがありました。

今回の改正感染症法の施行に伴う罰則に係る事務取扱については、厚生労働省からQ&Aが出されており、その中では、まずは丁寧な説明等を行うことにより、対象者の御理解、御協力を得ることが基本であること、その上で患者等の個人の権利利益と感染症の予防、蔓延防止という公共の利益を考慮して、正当な理由と言えるかどうかを判断することが基本的な考え方として示されています。

また、入院措置に応じない場合の正当な理由に該当する例として、お話のありました患者本人やその家族に必要な介護や保育等の福祉サービスを確保できないことのほか、他の病気の治療を行うために拒否していることが措置の決定後に明らかになった場合等が挙げられています。

県としましては、仮に入院を拒否するような事例が発生した場合には、まずは対象者から状況をよくお聞きし、その上で国の通知やQ&Aなども参考にして、正当な理由があると言えるかどうかを慎重かつ適切に判断をしていきたい

と考えております。

次に、罰則に係る業務に従事する福祉保健所職員の精神的負担や業務負担についてお尋ねがありました。

今回の改正により設けられた罰則は、違反のあったケースに直ちに適用するものではなく、入院や保健所による積極的疫学調査についての協力をお願いする中で、悪質な場合に限り適用する最終的な手段だと思っております。その意味で、極めて限定的な運用になるかと思いますが、罰則適用の検討が必要となった場合でも、福祉保健所のみで対応するのではなく、本庁の担当課と一緒にやって対応することになるものと考えています。議員の御指摘も踏まえ、運用に当たっては福祉保健所職員の負担が過大にならないよう十分配慮してまいります。

次に、高齢者等が入所、居住する社会福祉施設等の職員のワクチン接種順位についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある医療従事者等につきましては、御本人の発症、重症化のリスクを軽減することはもとより、医療提供体制の確保という観点から最優先の接種順位とされております。こうして、まずは医療提供体制をしっかりと確保した上で、次に重症化リスクの大きい高齢者の方への優先接種を行うという流れになっています。

高齢者施設においては、施設内のクラスター対策をより一層推進するため、一定の要件を満たす場合には、高齢者と同じタイミングで施設従事者が接種を受けることも差し支えないとされております。その要件としては、市町村及び施設等の双方の体制が整うこと、ワクチンの流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること、施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であるこ

とが示されており、ワクチンの量や体制などに
応じて各市町村で判断されることとなります。

次に、中山間地などに居住されている方の接
種会場へのアクセス方法とその費用負担につ
いてお尋ねがありました。

今回のワクチン接種で検討されている集団接
種を円滑に進めるためには、中山間地域など公
共交通機関が不便で接種会場に出向くことが困
難な方への対策も、併せて検討していただく必
要があります。現在、各市町村では、例えば高
齢者を対象とする集団接種会場への送迎バスの
運行やタクシーを借り上げた送迎など、地域の
実情に応じて検討されているところです。

また、これに要する市町村の経費については、
国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保
事業費国庫補助金により財政支援されることと
なっておりますので、市町村には積極的に御活
用いただきたいと考えております。

県としましては、福祉保健所と市町村との担
当者会などを通じて、接種会場等への交通手段
の整備事例についても情報共有を行い、市町村
におけるワクチン接種が円滑に進められるよう
取り組んでまいります。

次に、住民票のある市町村以外での接種につ
いてお尋ねがございました。

現時点では、新型コロナウイルスのワクチン
接種は、原則として住民票所在地の市町村にお
いて行うこととされています。これは、住民票
所在地以外での接種を無制限に認めた場合、各
自治体におけるワクチン管理が困難となるため、
全国共通の取扱いがなされるよう国により定め
られたものでございます。

例外として、長期入院や長期入所をされてい
る方や、基礎疾患を持つ方がかかりつけ医の下
で接種を受ける場合など、やむを得ない事情が
あるケースに限り、住民票所在地以外の市町村
での接種が認められているところです。

また、複数市町村が共同して接種体制を構築
する場合には、その共同の範囲内で住民票所在
地以外での接種も認められております。今のと
ころ、県内では中芸広域連合が構成町村による
共同接種体制で行う予定とお聞きをしています。

最後に、市町村や県民に対する情報提供の在
り方についてお尋ねがありました。

ワクチン接種を円滑に進めるためには、市町
村において適切な接種体制を整備することと、
県民の皆様はワクチンに関する理解を深めてい
ただくことが欠かせない要素だと考えています。

まず、市町村において適切な接種体制を整備
していただくためには、供給されるワクチンの
種類や量、時期など具体的な情報が必要となり
ます。そのため、情報の早期提示を全国知事会
を通して国に提言することと併せて、国から情
報が発出されれば、それを速やかに市町村に提
供するというように努めているところです。ま
た、各福祉保健所のサポートチームが、日常的
に助言や情報提供などきめ細かな支援を行って
おります。

一方、県民の皆様に対しては、現在、現時点
で分かっている情報を県のホームページに掲載
しておりますが、今後テレビやラジオ、新聞な
どのメディアを通じて、ワクチンの効果や副
反応をはじめワクチンに関する情報を発信し、
広報の充実を図っていきたいと考えています。

円滑なワクチンの接種に向けて、迅速かつ丁
寧な情報発信に心がけてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、
県内の大学などにおける休退学の状況について
お尋ねがございました。

県内の大学、短期大学及び高等専門学校にお
ける昨年4月から12月までの間の中途退学者及
び休学者の数は、全体で271人となっております。
この人数から、昨年4月に開学した大学に係る

人数を除いて前年と比較すると7人の減、率にして2.6%の減となっております。

また、この271人の中途退学者及び休学者のうち、各大学などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられると判断している学生は、5人となっております。なお、その内訳につきましては、中途退学者には該当者がなく、全て休学者となっております。

次に、支援策などに関する文部科学省からの事務連絡の学生への周知についてお尋ねがございました。

県内の各大学では、これまでも経済的に困難な学生など、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、支援策について適切に周知するとともに、柔軟かつきめ細かな対応に努められています。

議員のお話にありました、昨年12月の文部科学省からの事務連絡の内容につきましても、各大学においては支援策に関する情報などを分かりやすくまとめるなどの工夫をした上で、学生向けのポータルサイトを活用するなどして、学生への周知を図っているとお聞きしております。

○32番（坂本茂雄君） 第2問をさせていただきますと思います。

まず、知事の政治姿勢の関係で、るる述べていただきましたが、受け止めとして、1つは誰一人取り残さないという、その視点は県政運営の中でも明確にしておられて、さらには引き続きそれぞれの県政施策の進化をする際に、この誰一人取り残さないという視点を持って取り組まれていくというふうな認識でよいのかどうかということが1つと、もう一つは共感ということにおいて、その想像力を働かせて県民の気持ちに寄り添う、さらに声なき声にも耳を傾けていく、そういうことをしながら県政施策に反映していきたいということを、これからもそういったことに尽力されるというふうな受け止めでよ

いのかということが2点目です。

そういうことを踏まえたときに、ぜひ例えばこの中山間地の問題で集落实態調査を今年される中で、それぞれ実際に中山間、奥山間の集落に入っていられる方が直接ヒアリングをされる、聞き取り調査をされる時、場合によっては知事もそちらに出向かれたらどうか。そういった調査員の方と一緒に直接そういった集落に住まわれている方の声に耳を傾ける、確かに県民との意見交換の場もこれまでやられてきたわけですが、そういったところにはそういう方たちというのはほとんど出てこれない。多分出てこれないだろうと思うんですね。ですから、先ほど言われた厳しい状態にある中山間地に住まわれている方の声を直接やっばり聴くということは、今回絶好の機会ではないかなというふうに思っています。

確かに、知事が行くということになったら、またその集落で構え込んでしまうと、これはいけないわけですが、本当に場合によったらオーラを消しながら、調査員の人と一緒に、その地域でしっかりと県民の声に耳を傾けていただけたらどうかというのは、私どもの会派の中で声として出ておりますので、そのことについてもお聞きしたいというふうに思います。それが3点目です。

そして、医療機関の関係で、医療センターの島田院長が言われたことに対して、しっかりと重く受け止められているということでした。それで、そういった重症患者への対応をしていけるような医療機関を確保していくために、実務的な協議に入られているということでしたけれども、いつ頃までにこの協議を調えられて、そういう体制を確保していかれようとしているのか、その点についてお聞かせいただけたらというふうに思います。

それと、大学生のコロナ禍による休退学の間

題ですけれども、部長のお話では、コロナの影響で休学されている方、5人というふうにおっしゃったかと思えます。この数字を聞いて、私は少ないかなというふうに受け止めたわけですが、やはりある意味、先ほど私が述べましたように、いろんな支援策が一定そういう休学の状態を悪化させていないというところになっているのかもしれませんが、これからというところがやっぱり心配されるということなんかは、有識者なんかにも言われているわけですし、多分現場で学ばれている方や、あるいは大学で接せられている先生方もそういうことを心配されていると思えます。周知はしていただいているということなんです、その相談体制をきちんと取ってもらいたいということについても、なお大学等に県として要請をしておいていただきたいというふうに思うわけですが、以上について再度質問をさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 坂本議員の再質問にお答えします。4点であったかと思えます。

1点目は、誰一人として取り残さないという視点で県の行政に当たっていくのかということでありました。

これは、基本線としておっしゃったとおりで結構でございます。誰一人も取り残さないような社会を目指していくというSDGsの理念、これをできるだけ県の行政の中で実行の中でも生かしていく、また5つの基本政策、3つの横断的政策を進化を図っていく中でも、これを意識していくということは常に心がけていきたいというふうに思います。

2点目の共感力に関しまして、想像力を持って県民の皆様お一人お一人の気持ちに寄り添い、また耳を傾けていく、これも基本そういう姿勢で引き続き展開していきたいと思えます。

ただ、先ほどの誰一人として取り残さないというところと重ね合わせますと、県民の皆様

様々な相反する方向の意見がある場合というのが当然ございます。賛否両論がある場合というのがございます。そういう意味では、いろんな御意見をお聞きする中で、しかしその賛否両論がある中で、どちらか一方に県政の方針としては決めざるを得ないという場合は、場合としてはあり得るわけであります。必要な場合には、そういう決断もして前へ進んでいくということがあると思えますけれども、そこに至る過程の中ではいろんな御意見にちゃんと耳を傾けて、その上で判断をするという姿勢は貫きたいというふうに思います。

3点目の中山間地域におきます実態調査の問題でございます。

今回実施する実態調査の日程の中で、うまく組み込めるかどうかということにはございますけれども、できるだけ可能な範囲で調整はしたいと思えますし、来年度からは県民座談会もいわゆる現地に赴いて、いろいろな実情や課題をお聞きするという方式を取り入れたいと考えております。そうした中で、議員から御提案がございました中山間地域の方々への直接のヒアリングということも考えたいというふうに思っております。

最後に、いわゆるコロナ感染症の重症患者への対応についてでございます。

これにつきましては、医療センター以外の2つの医療機関に向けまして話合いを始めております。相手もある話でございますから、確定的な期限としては断言はできない状況でございますが、担当の健康政策部に関しましては、次の流行への備えということもございまして、向こう1か月ぐらいのうちには何らかの方向性は出せるようにということで、調整をしてもらいたいという指示をいたしております。

以上です。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 各大学

におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるかどうかといったことにつきまして、学生の状況を踏まえて御判断をされていることかと思えますけれども、確かに議員がおっしゃるように、こういったコロナ禍におきまして、濃淡はあれ、コロナ禍の影響というのは少なからずあるわけだろうと思います。コロナの影響によるものなのかどうかは別にいたしまして、大学において学生さんが経済的な困難あるいは孤立感を深めるといったことで修学を断念するといったことのないように、現在でも教員や事務局において学生さんに寄り添った対応を一定していただいているとお聞きしておりますけれども、御指摘も踏まえまして、改めて各大学に対しましては相談体制の強化などを要請させていただきたいというふうに思っております。

○32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。

あと南海トラフ地震対策についての質問ですが、質問というより、このそれぞれのこれまでも取り上げてきた課題というのは、まさにこれが私が思うには、災害リスクから誰一人取り残すことなく回避できるような防災・減災の取組をしていく、そのことだろうというふうに思っています。

そういう意味では、実は県が昨年講師としてお招きした、11月に講演会をされているんですけども、避難行動要支援者対策の取組をしたときに、講演会の講師でおいでくださった同志社大学の立木先生という方が言われているのは、当事者が誰一人取り残されないために、地域が誰一人取り残さない、社会が誰一人取り残させないという力を重ね合わせることによって、災害時に高齢者や障害のある方々に被害が出ないようにするというふうに言われているんですね。これを地域では一生懸命実践しようとしているわけです。

ぜひ、そのことをやっぱり後押しする公助を今後も強めていただきたいし、加速化を図っていただきたい。そのことをちょっと部長から決意も聞いておきたいというふうに思います。地域福祉部長と危機管理部長、それぞれにお願いしたいというふうに思います。

3問ですから最後になりますので、このたび副知事をはじめ3月末で退職される職員の皆様に、本当にお疲れさまでしたというふうに述べさせていただきたいと思います。副知事は、私が県庁在職時代、同じ年に県庁に入った同期ですけれども、本当に長い間お疲れさまでした。ぜひ退職される県職員の方も、これからの高知県政に対して引き続きのお力添えをいただきたい、そのことをお願いいたしまして、私の第3問とさせていただきたいと思います。

○地域福祉部長（福留利也君） 要配慮者の方々の個別計画の作成につきましては、来年度市町村の計画策定が努力義務化されるというふうな動きがございます。このことによって個別計画の作成が一層加速化されるように、福祉専門職の方々の御協力も得ながら、市町村と共に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 例えば、津波避難空間の整備が一定済んだことによって地域では、その避難する場所、目的地ができたんで、あそこに避難をしようとか訓練をしようとかという、ある意味自助・共助の部分も取組が進んだ例もございます。ということもありますんで、やはり一定県民の皆様が目に見えるような形で公助を進めて、それを基にせっかくだから、そういうものができたんだから自助・共助も進めていこうと感じていただけるように、まさしく公助の部分に加速化していきたいと思います。

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩



午後3時10分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表して以下質問を行います。

政治姿勢について、まずコロナ対策について知事にお伺いをいたします。政府の2021年度予算案は、昨年末に閣議決定された追加経済対策を具体化する2020年度第3次補正予算と一体に15か月予算と位置づけられていますが、ともにコロナの収束を前提としたもので、現下のコロナ危機に真摯に向き合ったものとは言えません。

成立した第3次補正予算19.2兆円のうちコロナ対策費は4.4兆円にすぎず、一方Go To事業に1兆826億円、財界が求めるデジタル化の推進などポストコロナを名目として経済構造の転換に11.7兆円、高額兵器のローン返済費など防衛費に3,867億円となっています。

2021年度予算案には国民の強い声により、小学校2年生から6年生の学級編制標準を5年かけて35人にする、40年ぶりの学級編制見直しに踏み出すことは貴重な前進ですが、中小企業の命綱となってきた持続化給付金や家賃支援給付金は再支給はなく、またコロナ危機に地域として対応してきた医療機関の減収補填もありません。それどころか、病院の統廃合や病床削減へ誘導する予算を2.3倍に増額されています。

社会保障費の自然増については、2013年から2020年度に計1兆8,300億円削減した路線を引き継ぎ、1,300億円を削減しようとしています。

低所得の介護施設入所者の食費、居住費を補助する補足給付の改悪や介護利用料の負担上限額の引上げ、75歳以上の医療費窓口負担2割への引上げなどめじろ押しです。コロナ禍で低迷している米の価格を維持する対策も皆無です。

地方財源も、一般歳出総額は確保したと言いますが、社会保障、防災など行政需要の拡大に見合ったものでなく、厳しい状況が続いています。とてもコロナ危機の中で苦しむ国民の生活に向き合ったものとはなっていません。

緊急事態宣言前につくられた、コロナ収束を前提とした政府予算案は、以上のように、コロナ危機の下で苦しむ県民の暮らしを支える上で極めて不十分なものではないか、知事にお聞きをします。

コロナ危機は社会の矛盾、脆弱性をあらわにしました。非正規雇用、フリーランス、女性、若者、そして中小零細業者は大打撃を受けています。医療機関や保健所が削減された結果、現場が疲弊し、入院できずに自宅で亡くなる人も続出しました。女性や子供、若者の自殺増など痛ましい事態に至っています。貧困と格差の拡大、自己責任を強要する新自由主義路線、インバウンド・海外頼みでなく、8時間働けばまともに暮らせる正規雇用の拡大、ケア労働と社会保障の充実、食料や医薬品など命に直結する部門での自給率向上など、個人消費と内需に基盤を置く、バランスの取れた社会構造への転換が必要です。

県予算案は、営業時間短縮要請などに伴い影響を受けた業者への幅広い支援を打ち出したことや、小学校6年生の35人学級導入、公立夜間中学校の開校、防災面の強化などは県民の声に応えたものと評価するものですが、コロナ危機以前の新自由主義路線を踏襲した政府方針が前提となっており、さらなる検討が必要だと思います。

県政の取組において、まず医療、介護、障害者福祉、保育などケア労働の位置づけを抜本的に高めることを提案したいと思います。これらケア労働は県民の命と健康、暮らしを支える基盤であり、経済活動を支える前提でもあります。その充実とは、基本は人的体制の強化にあり、投資に対する雇用効果は極めて高いのが特徴です。高知県でのケア労働が魅力的で安定した雇用の場となれば、定住・移住促進にも寄与し、県内の消費拡大の好循環を生み出します。それは産業政策の土台となりますし、災害に強い福祉のネットワークづくりも進みます。

新しい観点での社会・地域づくりが問われていると思いますが、予算案にはその観点はほとんど見られません。特に、コロナ危機で疲弊し、かねてから人手不足が言われているケア労働への手厚い支援が急務です。

1960年代から1970年代の公害や都市問題に対して、独自の規制や保育所建設、ごみの分別収集などで地方独自の努力が国の在り方を動かしてきました。地震活動期に入った1990年代、住宅再建、耐震化に税金を投入する自治体の先進的取組が国を動かしてきました。課題解決先進県としての決意と覚悟が問われていると思います。

県、市町村の独自支援を含め、ケア労働の体制強化、処遇改善に取り組めば、どれだけの経済波及効果を生み出すことができるか、住みよい高知県に結びつくか、国の細切れのあれこれのメニューを引っ張ってくるだけでなく、本格的な検討を行い、そして体制強化と処遇改善の目標を持って、それこそPDCAサイクルにより推進すべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

新型コロナに対するワクチン接種が、ようやく一部の医療従事者を対象に開始されました。国民にはいつ届くのかもはっきりしていません

が、ワクチンには期待をしています。ですが、抗体がどこまで持つのか、また変異しやすいコロナウイルスにどこまで有効なのか、不明の点も多くあります。コロナを収束させるには、検査、隔離、保護、追跡という感染症対策の基本が引き続き重要です。徹底した検疫と積極的な検査によって、ほぼ日常生活を取り戻している台湾、ニュージーランドなどから学ぶ必要があります。

どう努力すれば、我慢を強いられる生活から抜け出せるのか、希望を示すことが大事です。自粛をして新規感染を一定抑え込んだら規制を緩め、社会活動を再開させるというハンマー・アンド・ダンスと呼ばれる対応では、再拡大の波を繰り返すだけだということが、世界でも日本でも実証されています。新規感染者の拡大が落ち着きつつある今こそ、ウイズコロナではなくゼロコロナを目指した取組が求められています。

1月8日、本庶佑氏、山中伸弥氏らノーベル生理学・医学賞を受賞した4氏が声明を発表し、PCR検査能力の大幅な拡充と無症候感染者の隔離を強化することを提言しました。本庶氏は、現在の最大の問題は無症候感染者だと強調し、日本の検査数が国際的に見ていまだに少ない、感染者の早期発見と隔離は医学の教科書に書いてある、なぜ厚労省が教科書に書いてあることをしないのか理解に苦しむと述べました。さらに、1日2,000検体を処理できる完全自動のPCR検査機器を搭載したコンテナトレーラーが開発されていることも紹介し、なぜやらないのかと厳しく指摘をしました。

世界でも特異な検査抑制路線を取ってきた厚労省・国立感染症研究所も対策の破綻に遭い、路線を変更しつつあります。2月4日、衆議院予算委員会で、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は、検査の文脈で言

うと宣言を解除した後の都道府県で最も大事な
こととして、感染のリスクの高いところを中心
に、無症状者に焦点を合わせた検査をやること
によってリバウンド、再拡大を防ぐことだと述
べました。

医療機関、高齢者施設でクラスターが続発し
ている問題でも、無症状感染者という感染源が
市中に多数残る状況では、人と人の身体接触
が避けられない医療・高齢者施設などでクラス
ターを防ぎ切れないことを示すものです。これ
ら施設への社会的検査の拡充も急務です。

この積極的検査は、無症状だが飛沫の中にウ
イルスを多く持つ人を早期に発見するための感
染拡大防止策であり、治療のための診断をする
際に行うPCR検査だけでは、肺の奥にウイル
スを持つ人は発見できないという偽陰性の問題
とは別物です。検査の自動化などヒューマンエ
ラーなどをなくし、偽陽性者に再度検査をすれ
ば、特異度99.9%でも100万人に1人しか偽陽性
は生まれず、それにCTや精密抗体検査を組み
合わせればほぼ回避できます。諸外国はそうやっ
て進めています。

ハーバード大学大学院で公衆衛生修士号を取
得し、現在群星沖繩臨床研修センター長を務め
る徳田安春医師は、「無症状者が問題です。感染
予防にとって大事なのは、Aさんに感染してい
るウイルスがBさんに感染伝播するかどうかで
す。Aさんが無症状なら、せきもたんも出ませ
ん。そのときの感染力の有無は唾液や咽頭液に
ウイルスがいるかいないかが決定的です。発声、
しぶきなど唾液等から感染が起こります。無症
状者の唾液にウイルスがいるかどうかの検査感
度が問題で、そう考えるとPCR検査は100%に
近い高い感度を持つゴールドスタンダードです」
と述べています。

また、日本医師会COVID-19有識者会議
PCR班責任者、宮地勇人東海大教授は、「精度

管理をしっかりとやることで、99.99%以上にまで
特異度を高めることができます。ここまで高め
れば、感染の可能性が高い場合と低い場合で違
いはなく、偽陽性はほとんど出ません。だから
こそ、PCR検査は献血に基づく輸血製剤の安
全性チェック、すなわちHIVウイルスやB型・
C型肝炎ウイルスのスクリーニングにも使われ
ているのです」とも語っています。

そこで、感染拡大、クラスターの発生を防止
するために、医療機関、高齢者施設、学校、保
育所などで簡易な抗原検査を定期的を実施し、
陽性反応が出た人はPCR検査を実施する、ま
た希望する飲食店やホテルなどの抗原検査の助
成をするという、コロナ収束に向けて県民に希
望の見える対策に踏み出すべきと思いますが、
知事にお聞きをいたします。

また、入院、宿泊療養が求められる場合に、
家族の関係で自宅療養をせざるを得ない場合が
あります。鳥取県では、高齢者が残る場合には
訪問介護サービス、子供がいる場合には児童養
護施設でも一時預かり、犬猫のペットの預かり
も実施をしています。観察期間中の食料、日用
品の支給をしている自治体も少なくありません。

安心して入院、宿泊療養ができるよう支援体
制を強化することが必要ではありませんか、知
事にお伺いをいたします。

次に、特措法等の罰則規定についてお伺いし
ます。新型コロナウイルス対応の特別措置法、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律が、短時間の審議で改正が強行され
ました。感染症法に患者に対する罰則を創設す
ることは、感染症対策の進むべき方向をねじ曲
げる歴史的な逆行です。感染への不安から患者
を隔離しろ、行動を全部明らかにしろとの声は、
結核でもHIVでも患者への差別となって襲い
かかり、ハンセン病では強制隔離政策という国
による歴史上最悪とも言える人権侵害になった

のです。よって、感染症法では前文にその反省と教訓を明記したのであります。

改正案に対して、短期間で患者当事者、医療・公衆衛生・法曹関係者などから次々に罰則規定への反対の要請、声明などが出されていますが、どれも新型コロナ感染者への差別、攻撃を助長させること、感染症対策に困難をもたらすだけとの懸念が示されています。

知事は、歴史的反省と教訓、患者当事者、医療・公衆衛生・法曹関係者からの懸念の声をどう受け止めておられるのか、また実際の運用についての考え方についてお聞きをします。

求められているのは、患者の人権擁護を貫く具体の施策です。また、入院できずに自宅で亡くなる方がおられる下で、新型コロナの患者の自宅療養を感染症法に位置づけたことも、患者の人権擁護からの後退と言わなければなりません。

特措法に事業所に対する罰則を規定することは、長期にわたる新型コロナの影響で苦境に立つ事業者には、補償もなく休業や時短営業に従わせるというものであり反対です。緊急事態宣言を発令しなくとも罰則を科すことができる、まん延防止等重点措置という新たな規定を設けました。どういう基準でどのような措置が取られるのかは、全て政令に委ねられています。国会報告も義務つけていません。

感染症抑制には自覚的な協力が必要であり、社会的な連帯が求められます。事業者が安心して自覚的に感染抑制に協力するには、罰則ではなく補償が求められています。知事の認識をお聞きします。

特措法によって新型コロナ患者の受入れ要請に応じない民間医療機関に名前の公表という社会的制裁を行うことは、政府の長年の医療政策の失政を省みず、現在の病床逼迫の責任を民間医療機関に押しつけるものです。

協力を求めるというのであれば、昨年の緊急事態宣言後、減収補填を行って医療機関の経営不安を払拭した上で、診療の研修など丁寧な対応をすべきです。知事の見解を伺います。

診療報酬の体系再編による急性期病床の削減、また診療報酬の引下げなど長年の社会保障抑制政策が、新型コロナウイルス患者の受入れ余力をそいできたことは明らかです。新型の感染症は、21世紀に入り人間の活動の行き過ぎた自然への介入、そして気候危機による生態系の変化により、次々と発生しています。今回の新型コロナウイルスの収束に力を尽くすとともに、新たな感染症に備えて命と健康を、国民を守る安全保障政策としての医療、公衆衛生の再構築が求められています。しかし、2021年度予算案、健康長寿県構想などを見ても、新型コロナ危機が浮き彫りにした社会の脆弱性を根本から見直す発想はなく、政府の方針を引き写したようなものにとどまっていると言わなければなりません。

新たな感染症から国民を守る安全保障政策としての医療、公衆衛生の再構築について御所見をお聞きします。また、その中核である保健所、衛生環境研究所の充実強化について、知事の考えを併せて伺います。

次に、東京オリンピック・パラリンピック開催、ジェンダー平等について知事に伺います。1年延期され、今年7月23日に開幕予定の東京オリンピック・パラリンピックまで5か月となりました。新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、感染力がより強いとされる変異株も発生し、五輪開催に対する不安や危惧、反対の声が高まっています。

1月の各種世論調査で、再延期と中止を求める声が合わせて約8割に上っています。朝日新聞は再び延期51%、中止35%、産経新聞・FNNは再延期せざるを得ない28.7%、中止もやむ

を得ない55.4%などとなっています。JOC理事からも、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出や変異型への懸念もあり、残念だけれど難しいというのが冷静で現実的な感覚なのだろうとの声が上がっています。

開催には様々な問題があります。1、ワクチンは一部の国で接種が始まったものの、世界保健機関、WHOは今年中に集団免疫を達成することはあり得ないとしており、ワクチン頼みの開催は展望できない。2、各国の感染状況による練習環境の違いや、ワクチン接種でも先進国と途上国の格差があり、アスリートファースト、選手第一の立場からも開催の条件はない。3、五輪開催には当初から1万人程度の医療スタッフが予定されており、これにコロナ対策を加えれば、より大規模な体制が必要とされていますが、数か月後にそれだけのスタッフを五輪に振り向けるのは非現実的であることなどであります。

今夏のオリンピック・パラリンピック開催を中止し、コロナ収束に全力を尽くすべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森前会長は、自らの女性蔑視発言で国内外からの厳しい批判を受け、辞任に追い込まれました。しかし、これで終わったわけではありません。発言を批判し、辞任、解任を求める声は組織委員会の内部からも、また菅首相をはじめ政権からありませんでした。アメリカで放映権を持つ最大のスポンサーであるNBCが、公式サイトで去らなければならないとの意見表明をしたことで、逃げられなくなったの決断しかありません。

NBCは意見表明の中で、この国はジェンダー・ギャップ指数の調査で153か国中121位にランクされたと、女性差別の現状を触れ、性差別の舞台は長年日本や広範囲な五輪活動の両方

で見られてきた、森氏はそれを世界に向けて明らかにするカーテンを開け放ったにすぎないと強烈なメッセージを世界に発信しました。このことを、女性蔑視、差別、排除という日本社会の深刻なゆがみを変えるきっかけにしなければならないと思います。

根強い性差別意識が存在しているという自覚がまず重要です。そして、県庁の組織はどうか、国際人として通用するバカロレア教育に熱心な教育行政、学校現場ではどうか、他山の石として取り組むことが重要だと思います。

既に新たな男女共同参画プラン案が出されていますが、森発言と国際世論の反応から、新たに何を教訓とし、研修材料として取り入れるつもりか、知事、教育長に見解を伺います。

また、現役のアスリートや、アスリートの経験のある指導者が勇気のある発言をしましたが、現役選手の発言が異例とされること自体が、権力的で閉鎖的な構造を浮き彫りにしています。県の職場、学校においても、おかしいという思いを率直に言え、それが受け止められることが新たな知恵と活力を呼びます。

ぜひ、知事と教育長には、職員、教員と子供たちに対して、おかしいことはおかしいと率直に意見を言ってほしい、そのことで不利益があることは許さない、全力で守るとのメッセージを出していただきたい、またそれを担保するシステムを構築してほしいと思いますが、それぞれの御見解をお聞きします。

次に、原発ゼロ、再生可能エネルギーについて知事に伺います。福島第一原発事故から今年3月でちょうど10年になります。節目の年を、原発ゼロに進むのか、原発を永続させるのかが鋭く問われる中で迎えています。

昨年12月、菅政権は原発を、確立した脱炭素技術として最大限活用していくと明記し、新型原発の開発も行うとしたグリーン成長戦略を決

定しました。温暖化対策を口実に原発永続化をたくらむものです。

しかし、この事故を起こした福島原発は、今年になり原子炉格納容器の蓋の部分に、2号機では約2京——京は兆の1万倍——から4京ベクレル、3号機では約3京ベクレルという、人が近づくこともできない量のセシウムが付着していることが確認され、廃炉に向けた見通しは全く立っていません。また、凍土壁建設など巨費を投じたにもかかわらず、デブリに触れ放射能汚染水となった地下水の流出は止まっていません。いまだに3万7,000人を超える住民が避難を強いられています。たまり続ける汚染水の問題も深刻です。核廃棄物を後の世代に押しつける現実是不正義そのものです。この現実を直視するなら、環境問題を原発推進に利用することは許されません。

しかも、安倍前政権がトップセールスで推し進めた原発輸出は、安全対策費の高騰、一方で再生可能エネルギーの大規模な普及の下で全て頓挫しており、経済政策としても破綻しています。原発訴訟では、運転差し止めや設置許可取消しの判決が出され、賠償請求訴訟では、国と東京電力の責任が明確に認められました。

知事は、福島原発事故が甚大な被害をもたらし、いまだに収束していない現状をどう認識されているのか、原発を永続化させるのではなく、原発ゼロに進むべきだと思いますがどうか、併せてお聞きします。

気候危機対策と持続可能な社会づくりのためには、再生エネルギーの本格的導入と省エネルギーの徹底が不可欠です。コロナ危機からの経済社会の回復においても、世界の潮流はグリーンリカバリー、環境に配慮した回復です。ところが、日本の再エネ拡大の障害となっているのが、原発や石炭火力発電所を優先する国の姿勢です。送電網への接続や供給力調整で、原発や

石炭火力を守るために再エネが排除されてきたことにあります。

昨年8月、原子力資料情報室が、有価証券報告書を用いた原発コストの検証結果を発表しました。2011年度から2019年度の原子力発電費総額15.37兆円、うち発電に寄与していない原発分は10.44兆円にもなります。この10兆円は電気料金として、国民は何のサービスを受けることもなく負担させられたと告発しています。これは電気代高騰の原因と言われるFIT賦課金11兆円と匹敵する額です。

さらに、昨年実施された容量市場の入札の結果が衝撃を与えました。新電力の75%が容量市場で事業継続が危ぶまれると報じられました。容量市場とは、太陽光発電などの自然変動に対する調整力として、今後も必要となる火力発電などの電源設備の容量を確保するための市場のことを言います。従来の卸電力市場が発電した電力量、キロワットアワーを取引するのに対して、容量市場は発電能力の規模、キロワットを取引する市場です。

再生可能エネルギー100%に至る過程で、電気料金で太刀打ちできなくなった火力発電などの投資がされなくなり、調整力としての一定量の火力発電の維持が不可能になるという事態に対処するために考えられ、実験が進められている市場システムです。総括原価方式から電力自由化に変わった下で、調整力としての火力発電の維持費用を消費者に負担してもらうものです。

入札の結果、上限額に近い値段となり、3年後から年間1.6兆円の国民負担が発生します。一番の問題点は、この1.6兆円のお金は、現在有している原発、石炭火力を含む発電能力に応じて分配されること、FITの対象となっている発電設備は対象外でもあることから、事実上、原発、石炭火力への補助金、再エネ、新エネの抑制策として働くことです。気候ネットワークな

ど多くの環境団体から見直しの声が上がっています。

容量市場は、本来再エネを推進するために、調整力として二酸化炭素排出が比較的少ない液化天然ガスを中心とした火力発電を一定水準で維持するための仕組みです。そのため欧州などでは、原発、石炭火力を容量市場の対象から外しています。ところが、日本の制度は、本来の目的と180度違ったものになっています。消費者・国民負担の増大や原発、石炭火力の永続化、再エネ普及拡大を阻害するおそれなどが指摘をされています。

県民にとっても県経済にとっても不利益をもたらすことになる容量市場の抜本的な見直しを政府に提言すべきと思いますが、知事にお伺いをします。

次に、2020年度から新設された地域活用電源のうち、営農型太陽光発電については、一定の要件を満たせば10年以内の一時転用許可を得られるものについて、自家消費要件のないFITの継続が認められましたが、さらに積極的な対応が求められています。

日本の農地約450万ヘクタールに対して、耕作放棄地はおよそ1割の42万ヘクタールに上ります。この耕作放棄地を太陽光発電に活用できれば、低コストで自然環境も保全され、営農者にとっても地域にとってもメリットが生まれます。そのためには、営農者、地権者が自ら行う営農型太陽光発電については、一時転用許可や収量規制を撤廃すれば、耕作放棄地等での太陽光発電の実施が格段に容易になるのではないのでしょうか。太陽光発電からの収益も農業収入に含めることにより、地域社会を支える大きな手だてとなり得るものです。

再生可能エネルギーに関連した、耕作放棄地等の有効活用としての営農型太陽光発電の設置について知事の認識をお聞きします。

次に、介護保障、住み続けられる地域づくりについて知事に伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化した介護事業所が増えています。厚生労働省の調査では、新型コロナ流行前と比べて事業所の収支状況が悪くなったと答えた介護事業所が5月で47.5%、10月でも32.7%ありました。高齢者が感染を恐れて利用を控えたり、事業所側もコロナ対応で支出が増えたり、密にならないよう受入れ人数を制限したためです。

しかし、介護事業所の経営が大変なのはコロナ危機の前からです。この20年間、介護報酬は従事者の処遇改善や消費税対応などによる引上げはありましたが、介護サービスや経営にとって厳しい引下げが続いています。特に、2015年の4.48%もの引下げが今も大きく影を落としています。さらに、介護人材の不足が深刻です。国は介護労働者の賃金を引き上げてきたと言いますが、現在でも全産業平均より8.5万円も低いままです。

2020年1月から2月にかけて、読売新聞が介護保険20年の特集記事のために、県庁所在市、政令市、中核市、東京都特別区の106自治体を対象にしたアンケート調査をしました。結果は、9割の当局が介護保険制度を今後10年、現行のまま維持するのは困難と回答、その理由の第1は人材や事業所の不足、74%、第2位は保険料の上昇に住民が耐えられない、64%となっています。

処遇改善のために介護報酬を引き上げれば、保険料や利用料のアップとなり、負担が増える現在の仕組みに問題があります。改善のためには国庫負担を引き上げる必要があります。日本共産党は、国庫負担を緊急に、介護保険導入前の国庫負担率である35%へ10%引き上げること、将来的には公費負担を現行の50%から75%に引き上げること提案しています。

国庫負担の引上げについては、民主党政権下のときに自民党は、消費税10%に引き上げるときには公費負担を60%にし、その10%は国費で出すことを提案していました。公明党においても2013年参院選の政権公約で、公費負担を当面6割、2025年には3分の2を公費で賄うことを打ち出していました。

負担増、利用制限は介護の社会化という制度発足の趣旨に反するものであり、介護をめぐる現状の困難を打開するためには、介護保険の公費負担を引き上げる以外にはないと思いますが、知事にお聞きをします。

高知県は中山間地域が多く、訪問医療・介護に不向きという地理的条件、単身の高齢者世帯が多く、家庭の介護力が弱いという現状の下で、療養病床などが求められてきた現実があります。

一方、現状においても山間部の奥深い地域、離島においては、介護保険料は払っているが、サービスを提供する事業者が存在しないという現実があります。それを補うために、訪問介護についての県単独の事業者支援、あったかふれあいセンターによる支援、介護職員が研修を受けるときの代替職員の派遣支援、ノーリフトケア推進など工夫し努力をしてきましたが、これからもその枠組みで維持できるのか、まさに全国に先駆けて少子高齢化を迎えている高知県だからこそその取組をし、国に制度改正を迫らなければならない。そうした立ち位置にある自覚が知事には求められています。

しかし、その意気込みは予算案や健康長寿県構想からは受け取ることはできません。目玉にしている在宅の介護度を上げるという政策は、政府の財政誘導による成果主義を無批判に取り入れたものでしかありません。

介護サービスの空白をなくすための中山間地域、離島での介護事業の支援、先進自治体が行っている処遇改善、例えば柏崎市では夜勤1日1,400

円支援のための独自の助成など、課題解決先進県としての取組が求められていると思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、教員の採用、審査について教育長にお聞きします。

採用審査における内定辞退者数の多さは異常です。2019年度実施審査では、小学校教諭の採用予定者数120名に対し、採用内定者数128名を発表したものの、辞退者数が98名も出ています。辞退率は実に76.5%となります。本年度実施の審査結果は、同じく小学校教諭で、採用予定者数110名に対し採用内定者数150名を発表したものの、辞退者は97名、辞退率は64.6%となります。

文科省の集計によると、全国で一番早い6月の実施や関西会場実施などによって、本県の教員採用審査の採用者数定員に対する受審倍率、全校種では7.4倍、全国2位という高倍率です。それは教育長が12月議会で答弁した、小学校では採用倍率は7年前と比べると半分以下に下がっており、受審者数を増やし、優秀な教員をできるだけ多く確保すべしと受審者数増を図り、倍率は見事増やしました。

しかし、結局優秀な教員を確保するという教育長の意図は達成できているのでしょうか。それ以上に7割もの辞退者数を出すという異常な事態を繰り返すことになっています。さらに、日々教育現場で奮闘する臨時教員の皆さんの登用への道を、結果として厳しいものになっているのではないのでしょうか。

来年度審査に関する説明会がこの3月27日にも行われようとしています。失策と言われても仕方がない採用審査制度を見直すこともなく、このまま漫然と続けるおつもりなのか、教育長にお聞きをします。

無駄に受審者数を追う現行採用選考審査制度は、高知で教職に就く意思がない、腕試し的受

審者の名簿登載という愚かな結果を生じさせ、同時に本県教育を日夜支えている臨時教員には虚しさを覚えさせ意欲をそぎ、結果的に教職への道を断念させていることに一役買っているのではないかと懸念をします。

事実、教育新聞は次のような記事を掲載しています。新卒者の受審者数は小幅な減少にとどまっている一方、臨時教員など既卒者の受審者数が大きく減少している、文科省は近年の民間企業などの採用状況が好転していることや新規学卒者の採用者数の増加などにより、教員採用選考審査に不合格となった後講師を続けながら教員採用選考審査に再チャレンジする層が減ってきていることが主な理由と分析するというものです。

目を外や上にばかり向け、無駄な内定者を追いかけるのではなく、足元のこの高知の学校現場で頑張っている臨時教員に向けるべきです。日本共産党県議団は9月議会、12月議会と続けて提案をしましたが、受審者を増やすことに主軸を置くのではなく、今改善が迫られているのは、臨時教員が養ってきた力量を総合的にはかれる採用選考審査とすることです。

既に各県では、さきの文科省の分析に応えるように、臨時教員のチャレンジを促すことで、不足する教員確保への取組を進めています。1から3年の勤務実績のある臨時教員などを対象とする教職経験者特別選考枠を設定する県が増えています。前提条件として、志望する自治体で働いていることとし、最近では常勤、非常勤を問わずとし、しかも1年の経験があればいいという神奈川県のような県も出始めています。

それらの審査で免除されていることには、1次審査の免除、教職教養を論文に変更できる、筆記審査のうち教養審査を免除、筆記審査を面接審査に変えて実施などです。臨時教員が一番負担になる筆記審査に要する時間は、年間500か

ら600時間というアンケート結果が出ています。1年計画で実施しても1日2時間ほどの筆記のための勉強は、現場での仕事を終え明日の教材研究はもちろん、部活や地域行事への参加等もある中で、臨時教員には極めて困難を強いるものとなっています。

本県においても、必要な教員を確実に採用、確保できる選考審査として、臨時教員対象の特別選考枠を設定するなどの方法を検討すべきと考えますがどうか、教育長にお伺いをいたします。

2012年8月の労働契約法改正によって、民間企業では有期雇用が5年続いた場合、労働者の申入れがあれば無条件で無期雇用に切り替わるが、教員など公務員は適用除外となっています。

学級担任など正規教員と同じ職務を果たすことを5年も続ければ、民間企業と同じように無期雇用へ転換したり、正規化したりする仕組みが必要だと考えますが、教育長の思いをお聞きいたします。

次に、県土の軍事化について知事に伺います。

2月8日午前10時58分頃、足摺岬沖合約50キロの海域において、海上自衛隊潜水艦そうりゅうと香港船籍の貨物船オーシャンアルテミス約5万トンが衝突する事故が発生をしました。今回の衝突事故は、そうりゅうが浮上する際に貨物船を探知できず発見が遅れ、艦橋部分を衝突させたもの。洋上にいる船舶が浮上してくる潜水艦を回避することはほぼ不可能で、事故の責任は100%潜水艦側にあると指摘をされています。

しかも、この事故現場は県の大型浮き魚礁ブイ、土佐黒潮牧場の近くで、カツオやマグロが捕れるため多くの漁船が行き来する海域で、もし漁船だったら沈没は免れなかったなど、高知県漁業協同組合をはじめ多くの関係者から、激しい怒りと不安の声が上がっています。

私ども県議団は、翌日直ちに原因究明と再発防止を求める要望書を防衛省中国四国防衛局と濱田知事に提出し、対応を求めました。知事もその翌日、防衛大臣に事故原因、再発防止策の速やかな情報提供を求める要請を行っています。

そこで、まずこの事故に対する知事の思いと、現時点で防衛省からどのような報告がなされているのか、お聞きをします。原因の究明と再発防止策の説明については、公開の場で行われるべきと考えますが、併せて伺います。

この海域付近では、これまでも潜水艦の潜望鏡が見えたことがあるとの漁民の声も聞かれており、事実解明は当然ですが、潜水艦の浮上訓練、演習を行うにはあまりに危険が大き過ぎる海域です。演習そのものを事故の起こった海域では今後実施させないという強い要請が必要だと考えるものですが、知事の御所見を伺います。

今回の衝突事故現場の南方約30キロには、公海に凸型に設定された日米の空・海の軍事訓練場リマ水域があります。土曜、日曜を除き訓練が行われ、米軍はここでの訓練内容は明らかにしていません。漁船はその間、立入禁止されているだけでなく、実弾訓練による周辺漁場への影響も懸念をされています。県としても、これまで優良な漁場であるリマ水域の指定解除を国に求めてきました。

今回の衝突事故が直接関係しているのかは、現段階では明らかではありませんが、県が先頭に立って県民運動を展開する必要があると思います。今後、リマ水域の撤廃に向けてどのように対応されるのか、知事に伺います。

本県は海域だけでなく、上空においても米軍機の低空飛行訓練が増大し、再三にわたる県の要請にも誠意ある米軍の対応がなされていません。

低空飛行訓練の中止を求めるための取組として、低空飛行の実態を映像記録する機器の設置

を求めています。来年度の国の予算案に盛り込まれていると思いますが、どのように設置され、県はその映像を今後どのように管理、活用されるおつもりなのか、知事に伺いまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、政府予算案についてお尋ねがございました。

今般の国の第3次補正予算では、新型コロナ対策として、医療提供体制の確保などを支援する緊急包括支援交付金が1.3兆円、地方創生臨時交付金が1.5兆円増額をされております。さらに、地方のインフラ整備を後押しする防災・減災、国土強靱化関連経費2兆円なども計上され、1月末に成立をしたところです。また、新年度予算案では、前年度を上回る地方一般財源総額が確保されますとともに、地方交付税総額も前年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されました。加えて、今後も機動的にコロナ対策を講じていくため、5兆円の予備費が新たに計上をされております。

そうした政府予算におきまして、個別具体には、例えば持続化給付金の再給付でございまして、飲食店の取引先に対する一時金の拡充など、本県が求めてきたものが反映をされていないという点もございまして、しかしながら、総じて見れば、本県や全国知事会からの提言が多数盛り込まれておりまして、高く評価をすべきと考えているところであります。全体としては、国民の安心と経済を支え、地方にも目を向けた予算が組まれているというふうに考えております。

県といたしましては、新たな国の予算を積極的に活用いたしまして、感染拡大防止と社会経済活動の回復に向けて全力で取り組んでまい

所存であります。その上で、さらなる対応が必要な状況が生じた場合には、全国知事会などとも連携をいたしまして、国に追加の措置を求めてまいります。

次に、医療・介護・福祉・保育分野に従事する方々の体制強化と処遇改善についてお尋ねがございました。

平成29年度の県の就業構造基本調査によりますと、約6万人の方が県内の医療・福祉の分野で就業をされております。こうした方々の人材の確保と処遇の改善を進めることは大変重要だと考えておりますし、御指摘がありましたように、経済波及効果としても大きいものがあると考えております。

このため、県では、日本一の健康長寿県構想や子ども・子育て支援事業支援計画に医療・介護・福祉・保育の人材の確保と処遇改善を位置づけまして、目標を設定して取り組んでいるところであります。

具体的には、まず医療の分野におきましては、高知医療再生機構と連携をいたしました若手医師への支援、高知県立大学での寄附講座によります訪問看護師等の育成など、医療従事者の確保・育成に取り組んでおります。来年度からは、新たに医師の労働時間短縮に向けた支援を行いまして、働き方改革への取組を強化してまいります。

また、福祉・介護の分野では、ノーリフティングケアの推進、ICTの導入支援、福祉・介護事業所認証評価制度を通じまして、処遇改善や人材確保の取組を進めております。来年度からは、介護職への転職を支援する新たな貸付制度なども実施してまいります。

さらに、保育の分野では、市町村や関係団体と連携をいたしまして、勤務条件の向上、職場環境の改善に取り組んでおりまして、来年度は経営者を対象とした研修を行うことといたしてお

ります。あわせまして、市町村と共に保育士の負担軽減のための保育補助者の雇い上げなどに対して支援をしております。今後もこうした取組につきまして、PDCAサイクルを回しながら充実強化を図ってまいります。

次に、医療機関や高齢者施設などでの検査や希望する飲食店などへの検査の助成について、コロナ対策に関連してのお尋ねがございました。

国立感染症研究所や日本感染症学会など複数の機関が共同で作成した指針におきましては、無症状者の検査といたしまして、感染拡大地域において幅広く簡易な抗原検査を実施することは、感染拡大の防止の観点から有効であると考えられるとしております。ただ、その際も、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染をしていても結果が陰性となる場合があります。引き続き感染予防策を実施するということが条件とされているところであります。

また、一方で一般社団法人日本臨床検査医学会からは、無症状者に対しては簡易キットによる抗原検査は、精度の低さから推奨されないといった論文も出されているところでございます。

こうしたことから、感染の状況にかかわらず定期的に簡易な抗原検査を実施するのではなく、これまで本県が取ってまいりました方針といたしましては、感染が相当程度拡大をし、かつクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況と認められる場合に、必ずしも濃厚接触者に該当しない方も含めて、接触者としてそういった地域や集団、所属などに属する者に広く検査を行うと、こういう方針を取ってまいりまして、この方針に沿って今後も対応してまいりたいと考えております。

また、飲食店やホテルなどの検査への助成についてもお尋ねがございましたが、本県におきましては、必要な場合には県民の身近な場所で、自己負担なしで委託行政検査を受けることがで

きる体制が整っております。御本人がいつもと違う症状などを感じられた場合には、検査協力医療機関などを受診し、医師の判断に基づいて検査を受けていただくということが適切であるというふうに考えております。

次に、入院、宿泊療養が求められることになった方が安心して療養できる支援体制についてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたように、新型コロナウイルス感染症の患者さんの中には、様々な御事情から、すぐに入院や宿泊療養生活に入れられない方もいらっしゃいます。それぞれの患者さんの御事情は様々であります。これまでも家族の介護あるいは幼い子供の預かりが要る、ペットを飼育しているなどの事例がございました。保健所では、こうした事例について丁寧に聞き取りをし、対応の方法を一緒になって考えまして、全ての事例について必要な療養が結果として行えたということになっております。

このように、現時点で必要な支援体制は確保できているというふうには考えますけれども、今後もプライバシーに配慮しながら個々の事例ごとに丁寧に対応いたしまして、関係機関や関係者の協力もいただきながら、安心して療養生活に入れるよう支援をしてまいります。

次に、感染症法の罰則規定についての懸念の声の受け止めと、実際の運用の考え方についてお尋ねがございました。

感染症対策に当たる上では、過去にハンセン病、HIVなどの患者に対するいわれない差別や偏見が存在したということを教訓として生かしていく必要があります。この点は御指摘のとおりだと考えております。

今般の法改正におきまして様々な御意見があったことは承知いたしておりまして、それぞれの立場や知見に立った御意見だというふうに受け止めております。ただ、私としましては、

協力をお願いしても応じていただけないというケースが現実にありますし、こうしたことも想定をされますので、説得をしていくための備えとして、罰則も一定のものが必須ではないかというふうに考えております。

また、運用に当たりましては、感染者などから十分な協力が得られない場合でも、まずは丁寧に説明することが必要であるということはいまでもございませぬ。あくまでも悪質なケースに絞って罰則の適用を検討するという、かなり限定的なものになるというふうに考えております。

次に、事業者が感染抑制に協力するための補償についてのお尋ねがございました。

感染拡大防止のための休業や営業時間短縮の要請の実効性を高めるためには、罰則だけではなくて事業者に対します支援も併せて行うことが重要だというふうに考えております。

これまで、県内で感染が拡大した昨年春の全国第1波の際、また年末年始の第3波の際に、県内全域の飲食店などを対象に、県としても休業や営業時間の短縮の要請をいたしたところがあります。対象となりました県内事業者のほとんどは規模が小さいために、その後の事業継続を考慮しますと、必要な支援を速やかに届けるということが肝要であるというふうに考えます。

このため、昨年春の要請の際には、協力金といたしまして1事業者当たり30万円を、また年末年始におきましては、1店舗につき1日当たり4万円を一律で支給するということといたしました。大都市部などで家賃が高い地域あるいは大規模な事業者の方々からは、協力金の金額では不十分との声もあるということは承知しておりますけれども、本県におきましては多くの事業者の方々に御理解、御協力をいただきまして、そうした結果として、感染者の減少につながったというふうに考えております。

休業等の要請に伴います事業者への支援につきましては、今後も事業者の方々のお声もお聞きしながら、必要な支援を速やかに行うという考え方で対応してまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請には、病院等に対しまして丁寧な対応をすべきではないかというお尋ねがございました。

これまでも患者さんの入院対応の協力を求める際には、減収補填にも資するように、空床補償などの支援を行ってまいりました。また、感染症指定医療機関と連携をいたしまして、新型コロナウイルス感染症の診療に携わる人材の研究あるいは情報共有を促進するなど、入院対応が行えるための環境整備に努めてまいったところであります。

今回の感染症法の改正におきましては、入院患者の受入れの協力要請に応じなかったときには、医療機関などに対しまして勧告や公表ができることとなっておりますけれども、その前には当然ながら十分に相手方と協議をし、御協力をお願いしてまいります。

しかしながら、その上でなお残念ながら勧告や公表を行わざるを得ないという場合には、そこに至るまでの間、しっかりと適正な手続きを経まして、また透明性を確保して対応してまいりたいと考えております。

次に、安全保障政策としての医療、公衆衛生の再構築と保健所、衛生環境研究所の充実強化についてお尋ねがございました。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、保健所は全国的に積極的疫学調査等の重要な役割を果たす一方で、大きな業務負荷が発生しているものと受け止めています。

本県におきましても、11月下旬からの第3波の感染の波におきましては、対策の最前線で対応に当たった福祉保健所や衛生環境研究所に大きな業務上の負担がかかった時期もございまし

た。そうしたことから、新たな感染症に備えた公衆衛生対策といたしましては、感染症の拡大時にも円滑に業務の移行ができるよう、平時から準備を整えておくことが極めて重要であるというふうに考えております。

国は、来年度の地方財政対策の中で、感染症対応業務に従事をいたします保健師の恒常的な人員体制を強化するために、必要な地方財政措置を講ずるとのことといたしております。県といたしましてもこれも踏まえまして、有事に備えて福祉保健所や衛生環境研究所の必要な人員を確保いたしますとともに、専門人材の育成など機能の確保、強化に取り組んでまいります。

次に、オリンピック・パラリンピックの開催についてお尋ねがございました。

夏の東京オリンピック・パラリンピックの開催につきましては、悲観的な見方も増えてきておりますけれども、ぜひとも開催したいという思いは、まだ決して捨てるべきではないというふうに私としては思っております。

私といたしましては、オリンピック・パラリンピックの開催が、人類がコロナに打ち勝ったあかしとして、当初の計画のような完全に近い形で開催できることを、なお期待いたしております。そのためにも、関係者が一丸となりまして、感染症対策もしっかりと行いまして、安全・安心な大会を開催できるよう準備を進めていくことをお願いいたしたいと考えております。

次に、東京2020組織委員会の森前会長の発言、国際世論の反応から何を教訓とし、研修材料とするのかのお尋ねがございました。

今回の事案は、固定的な性別役割分担の意識や、あるいは無意識のうちの性別によります不合理な差別、区別が社会の中に根強く残っていることの表れであるというふうに受け止めております。

県では、次期こうち男女共同参画プランに基

づきまして、こうしたことを生じさせないように、様々な場での意識を変える取組を進めることといたしております。具体的には、幼少期からの教育や、職場、地域などのあらゆる場面、あらゆる対象への広報や啓発、研修に取り組んでまいります。こうした教育や研修などの実施に当たりましては、意識を変えていただくきっかけとして具体的な事例なども活用しながら、より効果的な内容としてまいりたいと考えます。

次に、ジェンダー平等に関しまして、職員にメッセージを発すること、それを担保するための仕組みについてお尋ねがございました。

県では、これまでもこうち男女共同参画プランに基づきまして、性別に関わりなく誰もが活躍できる高知県を目指して取り組んでまいりました。性差に基づく差別はあってはならないことでありまして、こうした不合理な差別に対しましては、職員がおかしいと気づき、指摘のできる職場をつくっていくということが大切であります。そのため、このプランに基づきまして、男女平等、共同参画の意識を高めるための職員研修を平成21年度から実施いたしております。

また、職員が多様な意見や知恵を出し合える職場環境を整えるということは、社会状況の変化に柔軟に対応し、様々な課題を解決していくためにも重要なことと考えております。このため、県政運営指針におきまして、建設的な異論を唱え合える組織文化の醸成あるいは風通しのよい職場づくりを進めるということを掲げまして、私からも職員に対し、機会を捉えて直接伝えてまいりました。

加えて、仕事の上で感じた不安や問題点などで、職場での解決が難しいものにつきましては、外部の弁護士などに気軽に相談ができます外部相談員制度といった仕組みを設けております。また、職場の法令違反などに関します通報を処理する仕組みとして、公益通報の制度も設けて

いるところがございます。こうした取組をしっかりと継続していきますことで、性別に関わりなく互いに尊重し、協力し合える県庁組織づくりに引き続き努めてまいります。

次に、福島原発事故の現状に関する認識と、原発ゼロに進むことについてのお尋ねがございました。

福島の原発事故から10年近くが経過をいたしまして、当初は12市町村で指定されておりました避難指示区域は、段階的に解除されてきております。一方で、なお残る7市町村におきましては、帰還困難区域として指定された区域が残っているところがございます。いまだふるさとに帰ることができない方がいらっしゃるわけがあります。

このように、原発は一たび事故を起こした場合、甚大な被害をもたらしまして、復旧・復興にも長い年月を要する大きなリスクを負っているということは事実だと考えます。こうした原発事故のリスクを考えますと、原発に依存しない社会を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくべきであるというふうに考えております。

次に、エネルギーの供給におきますいわゆる容量市場の抜本的な見直しにつきましてお尋ねがございました。

再生可能エネルギーは、天候などによりまして発電量が変化するということがございますので、主力電源化を目指していくためには、発電量の変動をカバーするための調整力を確保していく必要がございます。容量市場は、こうした調整力の確保あるいは中長期的な電力供給力の確保を目的として、昨年創設された制度であります。

この容量市場は新たな制度でありまして、随時必要な見直しも行っていく方針だというふうにお聞きをいたしております。また、FIT制

度の賦課金のような電力消費者の負担を義務づけてはおりませんので、消費者に対して新たな負担が生じるような制度ではないというふうに認識をしております。安定的な供給力を確保し、再生可能エネルギーの主力電源化を実現していくためには、容量市場は必要な制度であるというふうに考えているところであります。

次に、耕作放棄地などの有効活用策としての営農型太陽光発電の設置についてお尋ねがございました。

営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する、いわゆる営農型太陽光発電は、平成25年3月に農地転用の取扱いが明確化をされまして、農地に設置することが可能となりました。それ以降、設置件数は全国的に増加傾向にありまして、本県においても本年2月末時点で19件、19ヘクタールの設置面積となっております。

設置に当たりましては、適切に営農をしているということが前提となっておりますので、農地の一時転用許可の申請あるいは地域の平均単収の8割以上の収量を確保するといった要件など、一定の規制を設けているところであります。これらの許可手続や規制を設けていることで、耕作放棄地を農地として再生し、営農を継続するきっかけの一つとなるものと考えております。

一方、導入に当たりましては、営農と発電を両立し、継続していくということが非常に重要なポイントだと考えております。そのため、太陽光パネルの遮光の影響を考慮しました作物の選定でありますとか、売電のための電力網への接続が容易であるといったことも必要になります。

営農型太陽光発電は、こうした観点を十分に踏まえた上で導入することによりまして、農業経営の改善や耕作放棄地の解消につながるなどの効果が期待できます。あわせまして、再生可

能エネルギーの導入促進においても有効な手段の一つであるというふうに考えているところであります。

次に、介護保険の公費負担についてお尋ねがございました。

高齢化が進行する中で、介護保険制度を将来にわたって安定して運営していくためには、給付と負担のバランスを図りながら、制度の持続可能性を高めていくということが重要であります。そのため、給付の面では必要としている方に確実にサービスが提供されるのはもちろんのことですが、負担の面では、その能力に応じて負担の軽減が図られる必要があるものと考えております。

こうした中、先般来、社会保障と税の一体改革が進められまして、所得の低い高齢者の保険料の軽減でございましてか介護職員の処遇改善などに、消費税引上げによります増収分を財源とした別枠で公費の投入が行われているところでございます。

今後、高齢者人口がピークになると見込まれます2040年に向けまして、介護保険制度が果たす役割は一層大きくなる考えられます。介護保険制度がしっかりとした財源に裏打ちされた持続可能な制度となりますよう、引き続き全国知事会などと連携を図りながら、国への提言活動などに努めてまいります。

次に、中山間地域におきます介護事業への支援などにつきましてお尋ねがございました。

本県では、これまで県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な取組を全国に先駆けて進めてまいりました。例えば、子供から高齢者までの生活を支える地域福祉の拠点でありますあつたかふれあいセンターは、サテライトを含めまして約300か所に達しまして、県内各地で広く定着してまいりました。また、中山間地域におきます訪問介護や訪問看

護などのサービス確保に向けまして、市町村と連携して本県独自の支援措置に取り組んでまいりました。

こうした取組によりまして、現在遠隔地にお住まいの約1,000の方が訪問介護などのサービスを利用されております。また、平成23年度の制度開始以来、132人の介護職員などの新たな雇用にもつながっております。訪問看護におきましても、平成25年度以降サービスの提供回数は2倍以上の約8,000件を超えるなどの成果が出ているところであります。

今後におきましては、希望される方が住み慣れた地域で、入院や施設入所によらず在宅で療養できるような施策を展開していきたいと考えております。こうした思いから、有識者などによります高知県在宅療養推進懇談会を設置し、本県におきます在宅療養の推進について検討を行っていただいているところです。今後も当懇談会におきまして、本県がこれまでに取り組んできた施策を評価いただくとともに、各地域の実情を踏まえてさらに議論を深め、全国に発信できる取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、今般の潜水艦の衝突事故に対します思いと、事故原因等の説明を公開の場で行うべしという点についてお尋ねがございました。

今回の事故が発生しました海域では、本県の漁業者が日常的に操業を行っておりまして、一歩間違えると大惨事につながりかねないものであったというふうに考えております。また、漁業関係者などに強い不安感を与えておりまして、県民の安全・安心を預かる立場にある者として、極めて遺憾に存じております。

このため、事故発生の日後、防衛大臣に対しまして、事故原因の徹底究明、確実な再発防止策を講じること、再発防止策及び事故調査結果を速やかに情報提供することを求める要請書

を提出いたしました。これを受けまして、海上自衛隊の呉地方総監部の担当者が危機管理部を訪れまして、事故の概要のほか、原因究明、再発防止に取り組んでいること、詳細な事故調査結果などを改めて県に説明する旨の説明がございました。

県民の皆様も関心の高い事故原因や再発防止策の国からの説明については、御指摘もありましたように、非公開ではなく公開の場で行われるべきものだと考えております。一昨年11月には、米軍機が高知県沖で墜落した事故に関しまして、中国四国防衛局から事故調査の結果や再発防止策の説明をお受けしましたが、その際にも、県の要請によりまして報道機関に公開をいたしております。今回の事故に関する今後の説明に当たりましても、これまでと同様に公開の場で実施していただくよう国に求めてまいります。

次に、潜水艦の訓練に関する防衛大臣への要請についてお尋ねがございました。

厳しい安全保障環境の中、国民の平和な暮らしを守り抜くために自衛隊が果たす役割は重要だと考えておりまして、国内における自衛隊の訓練そのものは必要なものであると認識しております。しかしながら、その訓練が決して国民、県民の生命や財産を脅かすものであってはならないと考えます。

今後、国による事故原因の調査結果や、事故原因を踏まえた再発防止策が県に示されることになっております。私自身もその内容を精査し、仮に対策が不十分であると判断いたしました場合には、訓練の中止も含めて国に働きかけていくことが必要だというふうに考えております。

次に、いわゆるリマ水域の指定解除に向けた対応についてお尋ねがございました。

リマ水域は、カツオやマグロの好漁場でありながら、軍事演習区域となっているために操業

が大きく制限をされておりまして、漁業生産面の損失を招いております。また、この水域を迂回することにより燃油コストが増大するなど、本県の漁業振興の阻害要因となっております。

リマ水域演習区域の指定解除につきましては、昭和35年から5回にわたりまして県議会で意見書の議決や決議がなされた経緯がございます。県といたしましても、長年にわたり国に対して指定解除を要望してまいりました。また、県漁連や関係漁協で組織されておりますリマ種子島沖縄等対策委員会も、昭和37年から国に要望を行っております。

このリマ水域演習区域につきましては、日米安全保障条約に基づく法律によりまして、昭和27年に指定されたものであります。指定解除は非常に困難な課題であるというふうに受け止めておりますけれども、引き続き国に対して指定解除を粘り強く求めてまいります。

最後に、米軍機の低空飛行の映像記録についてのお尋ねがございました。

本県におきます米軍機による低空飛行の実態を把握するため、国の来年度予算案に動画が撮影をできるカメラ、そして騒音測定器の設置費用を計上いただいているというふうに承知しております。

中国四国防衛局からは、固定式の観測カメラを本山町の雁山に設置すること、また騒音測定器を同町内の建物の屋上に設置することを検討しているというふうに伺っております。撮影された映像で雁山と米軍機の高度を比較するというようなことで、飛行の実態がより正確に把握できるものというふうに考えております。動画などのデータにつきましては、県や地元自治体の求めに応じて速やかに提供していただきたいというふうに考えております。

県といたしましては、提供された動画により航空法に違反するような飛行が確認された場合

には、米国に強く是正を求めるよう国に要請をいたしますとともに、その際の具体的な根拠の資料として、動画を活用してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、東京2020組織委員会の森前会長の発言と国際世論の反応から何を教訓とし、研修材料として取り入れるのかとのお尋ねがありました。

県教育委員会は、これまでも子供や障害者、女性など、県民に身近な人権課題の解決に向けて、高知県人権教育基本方針に基づいた取組を計画的、継続的に推進してまいりました。

その取組により、例えば男女混合名簿の実施率は、平成21年度は各校種で50%前後であったものが、本年度は県立学校の100%をはじめ、小中学校でも90%を超えている状況です。また、本年度の本県小中学校管理職の女性割合は学校長が25%、教頭が38%となっております。10年前と比較して10ポイント以上増加し、全国平均よりも高い状況となっております。

一方で、令和元年度の本県公立学校教員の育児休業の取得割合は女性100%に対して男性1.4%であるなど、育児等の役割はまだまだ女性に多くかかっている状況がうかがえます。このため、昨年10月に子育て世代の男性教職員を対象に、育児休業取得の意向等についての調査を実施したところです。今後その結果も踏まえて、さらなる啓発と管理職による制度の周知や配慮事項の確認などにより、育児休業等の取得促進に努めてまいります。

県教育委員会としましては、ジェンダー・ギャップ指数なども教材に、人権課題を考える研修をさらに充実させる必要があると考えており、LGBTなどの新たな人権課題を含めて、教員研修や学校での人権教育の充実に努めてま

います。

次に、ジェンダー平等に関し、教員と子供たちにメッセージを発することや、それを担保するための仕組みについてお尋ねがございました。

人権教育は、知的な理解だけで終わるのではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる人権文化の豊かな社会をつくることを目指しております。そのためには、大人も子供も人権感覚を醸成することにより、差別に気づき、不合理に対しておかしいことはおかしいと声を上げ、行動する力を育むことが大切であると考えております。

このため、県教育委員会では、子供たちが年度初めに学級目標や行動目標を話し合い、決定した内容をポスターとして作成する取組や、特別活動等で子供が主体的に話し合い、学校生活の改善や人間関係を深める取組を推進しております。

また、県教育委員会では、自他の人権を守ろうとする心情や態度を育む教育を確実に実践するため、高知県人権教育推進プランを策定しており、今後ともこのプランの周知と実践に向け、検証委員会の開催や、それらの評価に基づく取組を徹底してまいります。

そして、風通しのよい職場づくりのためには、教職員間のコミュニケーションが重要です。このことは、不祥事の未然防止にもつながるもので、今年度から校長会などの機会を捉えて、学校組織のあるべき姿を検討した学校組織の在り方検討委員会の報告書を活用し、風通しのよい職場づくりと管理職の組織マネジメント強化に取り組んでおります。加えて、学校以外の第三者に相談できるよう、弁護士などの外部相談窓口を設置しており、これらの周知にも努めてまいります。

次に、教員の採用審査制度を見直すことについてお尋ねがございました。

小中学校では、5年前から今後5年ほど先までの約10年間の間に、全体の約半数の教員が定年退職を迎える状況にあり、それに伴って大量採用が必要なことから、人材の確保が厳しい状況になっております。本年度実施の小学校教諭の採用審査では、911名の受審がありましたが、このうち県内出身者としては、新卒が77名、臨時教員や任期付教員等が95名の合計172名となっております。

現在128名を採用予定としておりますので、仮に県外からの受審者数を0とした場合、倍率は1.34倍となり、今回に限っては、県内関係者のみで計算上は採用予定数を満たすことはできませんが、例年新卒の受審者は80人前後で推移していますので、翌年度は倍率が1倍を下回る可能性が高く、それ以降は必要とする採用者の確保ができない状況が何年か続くことが見込まれます。

こうしたことから、平成28年度からは1次審査の一部の校種について、県内会場に加えて関西会場でも実施し、また平成29年度からは1次審査の日程を早めるなど、受審者数を増やし、優秀な教員をできるだけ多く確保すべく取組を行っているところでございます。

なお、小学校教諭に係る辞退者につきまして、令和元年度実施の採用審査では、名簿登載者が232名に対して辞退者が99名で、辞退率は42.7%、同様に令和2年度実施では、現時点で名簿登載者数が252名となっておりますので、それに対して辞退者が119名で、辞退率は47.2%となっております。

また、辞退者を含んだ全名簿登載者に対する受審者の倍率は、令和元年度実施は4.0倍、同様に令和2年度実施は3.6倍となっており、多くの受審者の中から必要な採用者数を確保できていることから、現在の採用審査制度は、全国的に見てもうまく機能しているものと考えておりま

す。

本県では、令和7年度までは大量退職が続きますことから、さらによりよい審査方法等を研究しながら、本県が求める資質や能力を有する優秀な人材を確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、臨時教員対象の特別選考枠を設定するなどの方法を検討することについてお尋ねがございました。

本県では、現在臨時教員に対して、前年度の1次審査を合格した者について、翌年度の1次審査を免除しており、本年度実施の採用審査では4名を免除いたしました。また、本県の臨時教員として24月以上の勤務経験を有する場合にも、1次審査における教職・一般教養の筆記試験を免除しており、本年度の採用審査では44名を免除いたしました。本年度実施した採用審査では、本県の臨時教員として受審した者の約半数が、いずれかの免除対象となっております。こうした措置を設けることで、臨時教員のチャレンジを促すことにつながっているものと考えておりますし、これは他県で実施されている措置と同等の措置であると考えております。

また、教員に求められる資質や能力につきましては、臨時教員の経験の中で高まるものと考えており、その力量は、現在行っております2次審査の模擬授業や面接審査の中で、適正に評価がされているものと認識しております。

臨時教員の皆様には、今後も学校現場において実践を積むことによりまして専門力を高め、まずは1次審査の筆記試験を突破していただき、その上で2次審査の模擬授業や面接審査において、臨時教員としての強みが発揮できるよう努めていただきたいと思いますと考えております。

今後も大量退職が続く中で、質の高い教員の確保は課題でありますことから、さらに他県の取組なども情報収集しながら、引き続き採用審

査の実施方法等について研究を行ってまいります。

最後に、民間と同様に正規化する仕組みの必要性についてお尋ねがございました。

地方公務員法第22条の3第5項に規定されております「臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。」との趣旨や、地方公務員が労働契約法の適用除外となっていることを勘案しますと、現行の法令等の中では臨時教員を勤務年数のみで正規化する仕組みを整えることは困難だと考えております。

○36番（米田稔君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。第2問をさせていただきたいと思います。

最初に、ちょっと実務も入りますので、教育長にお聞きしたいんですが、内定辞退者率は、いろいろ考え方の違い、しかし問題は、128人を採用するに当たって99名も、結果として辞退者を出しているという極めて重大な問題ですし、これは何を指しているのかということをしかりと検討していただきたいというふうに思うんです。この小学校で言うたら、去年度99名、今年度89名ということで辞退者の方の、県外で受験された、あるいは県外出身とかという割合、もし分かったら答えていただきたいというふうに思います。

それで、今教育長は、臨時教員の方も採用されていると言われましたけれど、この辞退者の数が多いことによって、臨時教員の皆さんに大変なしわ寄せが行っている。私たちの思いとしては、日々現場で子供たちに向き合いながら子供の未来を支え、高知の未来を、教育を支えている人たちが、言うたら外される。非常に重要な、大事な人材を失っているんじゃないかという見方もできるわけですね。現にそういうことになっているわけですから、私はそういうことも含めて、しっかりとこういうやり方でいい

のかということをごひやっぱり再検討、深くすべきだというふうに思います。

2つ目は、1次試験の免除とかありますけれど、結局前年度通っていないと免除にならない制度もあるわけですね。それで、もう一回試験を受けてということになるわけですから、この大変な、年間500時間、何百時間勉強せざるを得ない、そういう負担はずっとついて回るわけですね。そのことをきちっとやっぱり解決をして——現場で皆さんが、教育委員会が責任持って、臨時の先生は子供たちに向き合っているわけですから、太鼓判押しているわけですよ。そういう人を何回も大変な筆記試験を受けさせる。それで、多数の内定辞退者が出ることによって、その被害を受けているということをおもったときに、本当に改善をしてもらいたいというのが2つ目の質問ですので、ぜひ教育長にお答え願いたいと思います。

知事には、1つはケア労働やエッセンシャルワークの充実、改善について、真摯にしていくという姿勢を示されましたけれど、1つは保健所の体制の強化ですけれど、国に対して調査があつて、国に対してされていると思うんですけど、しかしこの間の30年間の保健所全国で見ますと、職員数は3万5,000人から2万7,000人に減り、それから交付税措置も111人から標準団体で88人に減っているわけですね。それで、国が今度標準団体で102人まで回復するといえども、それでもなお保健所の職員は30年前よりも少なく、削減のままということになります。

やっぱり思い切つて今の時期に感染症対策も含めた保健師さんの充実、そして母子保健や精神保健の対応も求められていますから、30年前と遜色ない体制を整えないと、新たないろんな業務が入ってきていますので、ぜひ地方から声を上げて、さらにやっぱり改善させていただきたいと思います。

同時に、薬剤師や獣医師さんの専門職員や事務職員の方も大変な役割を果たされてきたわけですね、この間。彼らがいないと追跡もできなかったわけですから。本当に、こういう職員も含めて30年前と比べて3万5,000人から2万7,000人と削減、縮小してきていますから、その回復と充実というのが国民の命と健康を守る上で非常に大事ですので、それをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それと、検査の問題については、濃厚接触者だけではなくてやると言われますけれど、この間、国も2月4日に通知を出されて、高齢者施設の従事者等の検査の徹底についてという要請をされておりますよね。そして、10の緊急事態宣言の都道府県だけではなくて、その他も含めて、高齢者施設職員の方の検査をやってくださいということまで前進してきていますから、私は——県は頑張っちゃうといえども、そういう対応、取組はしていません。言われたように、無症状の方を発見するというのがこの新型コロナウイルス対策の肝ですから、そこをやっぱり頑張って、今25の都道府県が積極的にやっていますので、その点はぜひ実施するように強く求めたいと思うんですが、知事に答弁をお願いしたいと思います。

以上、第2問とします。

○教育長（伊藤博明君） 辞退者の県内、県外の比率につきまして、申し訳ございません、今手元に正確な数字を持っておりませんが、県内出身者の方で辞退をされる方というのは、やっぱり比較的少ないですので、多くは県外から受けている方だということはこの場で言えるというふうに思っております。

それと、先ほど御答弁いたしましたように、毎年新卒者の県内の方々が80人ぐらい、去年は95名の臨時の方が受けられたということですが、毎年百数十名の採用者、小学校で採

ておりまして、御答弁したとおり、今年度仮に高知県内だけで全部採用させていただいたとしても、来年すぐに確保ができなくなって、再来年以降は高知県だけの方でやってしまうと、何十人単位で確保ができないような状況になってきます。そういったことがありますので、平成28年度から県外でこういう開催をして、受審者の確保をしておるようなところでございます。

それから、免除の話ですけれど、1次試験を前年度に合格された方については、1次試験免除ということですが、県で24月以上の臨時教員の経験されている方については、筆記試験のうちの一般教養については免除させていただくような対応を取っております。

臨時教員をやったことで、一般教養と加えて専門の筆記試験までやめてしまって選考しているのかという、そこについてはちょっと、筆記試験を全て臨時教員をやってしまうことでクリアしていくということについては――まず教員として必要な知識があるのかというところはやっぱり公正なペーパー試験という格好で確認をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ちょっとすぐにやるということについては、ハードルは高いのかなというふうに思っております。

○知事（瀨田省司君） 米田議員の再質問にお答えいたします。

1点目が保健所の体制強化についてであります。30年前と比べて保健所職員が大きく減っているのではないかという御指摘がございました。ただ、この間、保健所に関わります行政に関しましては、市町村との役割分担の見直しなどもございまして、県の保健所は、より専門性の高い仕事に特化してきたというようなこと。そうした中で広域的な再編も行われてきたということの中で、保健所職員が減ってきたというような側面もあるというふうに考えております。

また、先ほども御答弁申し上げましたとおり、新興感染症への対策ということで、保健所がその第一線で活躍をしてもらうことになるということが、明らかに今回県民の皆さんも含めて認識をされたというところだと思っておりますし、今回大変な業務の負担をおかけしているということも事実でございます。

また、財政面の措置でも、地方財政上の措置が講じられるということでございますから、こういったものも踏まえまして、一方で専門性の必要な人材、保健師さんですとか薬剤師さんとかがありますから、そういった方が直ちに採用できるのかという人材確保の面の課題はありますが、いずれにいたしましても、様々な工夫もいたしまして、保健所の体制の強化ということに関しては、地方財政措置も踏まえてしっかりと検討し、対応してまいりたいと考えております。

2点目が、コロナ関係の検査についてであります。これはもう御指摘ございましたように、厚生労働省のほうからも、例えば老人福祉施設等におきまして新たな発生、患者の確認がされたような場合には全員、施設の入居者あるいは従事者等に対しまして、全員に対して積極的に検査をすべしといったような指針も出されているところでございます。現実に、本県の感染状況、現状は落ち着いてきているということはございますけれども、そういった厚生労働省の通知も踏まえまして、必要な場合には積極的に、事業者の方々の御意向も伺いながら、無症状の方も含めて検査を行うという形で対応してまいりたいと思います。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ぜひ採用試験の時期について、なお検討もしていただきたいというふうに思います。

それから、知事に対してはエッセンシャルワーカー、ケア労働についての見直しもやっていく

ということで、ぜひ県民の実際の姿、県政全体の姿をしっかりとやっぱり見ていただきたい。その上で、地方自治の役割である住民の福祉向上ということで、先頭に立ってやっていただきたいということをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分散会

令和3年3月3日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 西 山 彰 一 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第3号)

令和3年3月3日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例議案	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条	第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案

第 65 号	南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
第 66 号	香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 67 号	日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第 68 号	香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第 69 号	仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第2 一般質問 (3人)
第 70 号	日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	————— ∞∞∞ —————
第 71 号	仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	午前10時開議
第 72 号	高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。
第 73 号	田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案	————— ∞∞∞ —————
第 74 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	諸 般 の 報 告
第 75 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	○議長(三石文隆君) 御報告いたします。
第 76 号	県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案	公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。
第 77 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	————— ∞∞∞ —————
第 78 号	都市計画道路はりまや町一宮線防	質疑並びに一般質問
		○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。
		日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計

補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

24番黒岩正好君。

(24番黒岩正好君登壇)

○24番(黒岩正好君) 皆さんおはようございます。私は公明党を代表して、知事並びに関係部長に質問をいたします。

今回の質問で、私は40回目となりました。これまで、橋本、尾崎、濱田3知事の下で様々な県政課題について質問をしてみました。特に、私は橋本知事の時代、まず印象に大変残っているのは、県の直貸し融資でモード・アバンセに対する疑惑の追及の大きな課題が噴出をいたしました。そして、平成12年に、特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会が議会で設置をされまして、いわゆる百条委員会ではありますが、その委員として疑惑追及の議論を展開させていただきました。そしてまた、平成15年坂本ダム等に関する調査特別委員会という形で、平成3年の橋本知事が初当選をしたときの知事選挙に絡む疑惑が噴出をして、百条委員会が設置をされました。これもまた委員として参加をさせていただいて、様々な疑惑追及の議論をさせていただきました。

このように、橋本県政は大変に混乱をする状況の中で、平成16年には9月議会、県政史上初めてとなる知事への辞職勧告決議が賛成多数で可決をいたしまして、その直後橋本知事は当時の森議長に対して退職届を提出するという、まさに前代未聞のそういった状況がこの議場の場で展開をされたわけでありまして、まさに混乱の橋本県政というイメージが、私自身に色濃く残っております。

そして、その後を受けた尾崎知事は、県外が、例えば有効求人倍率が1倍を超えても、本県の場合はその半以下の0.48倍、この程度しかな

く、若い皆さん方が働きたくても働けない、こういう時代状況であり、県外へ職を求めて出ていかなければいけない、こういった時代でありました。その改善のために、尾崎知事は、産業振興計画を中心として様々、県下各地の1次産業、2次産業に力を入れて仕事をつくる、そういう取組を進めてまいりました。そして、産業振興計画が順調に進む中で地産外商の成約件数も56倍まで伸びるといって、大変に高知県勢を大きく上昇させた、そういう取組ができたわけでありまして。

そして、そのバトンを受けた濱田知事は、就任以来1年3か月、ほとんどが新型コロナウイルス感染症対策で、その様々な取組をせざるを得ない状況になったわけでありまして。今回の予算編成、明年度の予算編成、まさに濱田知事が就任して思いを込めた今回の予算編成であろうかと思っておるわけでありまして。そういう意味で、濱田知事におかれては、様々な行政経験を生かして、そしてその間に培った人脈を大いに活用して、この県勢の発展、浮揚のために、どうかこれからも尽力をお願いいたしまして、質問に移りたいと思っております。

まず、ワクチン接種について質問をいたします。

ワクチン接種が、医療関係者から順次行われてきており、4月中旬からは65歳以上の高齢者が対象となるとの報道がされております。今般、薬事承認されたファイザー製は、95%の有効性で発症を防ぐ効果が認められ、感染の収束に向けて大いにその効果が期待をされるところであります。

こうしたワクチンの効果や副反応の状況が徐々に明らかになるにつれ、世論調査などによる国民のワクチン接種に対する考えも、以前と比較して随分と前向きになってきているのではないかと考えています。しかし、先日のテレビ

報道でのアンケート調査結果では、安全性を心配する人が5割を超えるなど、開発間もないワクチンの副反応やアナフィラキシーなど、県民の不安は依然として根強いものがあります。

こうした状況を踏まえて、県としてワクチン接種にどう臨むのか、知事の御所見を伺いたいと思います。

次に、産業振興計画と県経済について質問をいたします。

産業振興計画は、令和2年度から第4期がスタートいたしました。知事は、昨年の2月議会で私の質問に対して、第4期の産業振興計画がスタートするに当たり5つのポイントを示されました。1点目は、デジタル技術と地場産業の融合、2点目は、県外・海外とのネットワークの強化、3点目は、担い手確保策と移住促進策の連携、4点目は、県内事業者のSDGsを意識した取り組みの促進、5点目が、中山間地域での施策の展開を特に意識することの5点を挙げられました。しかし、昨年来新型コロナウイルスの感染拡大により各産業分野で多大な影響を被り、経済活動が大きく下振れを生じました。そのため、これらの施策も十分発揮できなかったと思います。

今議会開会日の知事提案説明では、昨春からの一年は、新型コロナウイルス感染症の対応で守りの一年であり、令和3年度は攻めの一年に転じるとの決意を表明いたしました。その際、デジタル化、グリーン化、グローバル化の3つのキーワードを示されました。

1月に発表した高知財務事務所の高知県内経済情勢報告では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、一部に弱さが見られるものの持ち直しつつあると、今年1月判断を発表しています。

また、日本銀行高知支店長は、年頭に発表した2021年の展望で、我が国、高知県ともに、新

型コロナウイルス感染症の帰趨によって大きく変わり得るが、現状この点については依然として不確実性が高い、すなわち、感染症に有効な治療薬やワクチンの抑止効果を発揮するかの点や感染症の流行の見通しなどが不透明であり、こうした状況が先行きの経済動向に関する見通しを非常に難しくしていると、論評しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況など、産業振興計画を進める上で、本県の今の経済動向をどのように認識しているのか、知事にお伺いをしたいと思います。

昨年の国勢調査の速報値は、コロナ感染症の関係から発表が遅れ、6月頃とされています。5年前の国勢調査の速報値は、約3万6,000人の人口減との発表がされましたが、今回もそれ以上の人口減少が予測をされます。特に毎年、大学進学や就職で県外に転出する若い世代の方々の人口流出が顕著であります。

ちなみに、国勢調査の平成2年、1990年と高知県推計人口の令和2年、2020年の30年間の人口動態の推移を比べてみると、例えば平成2年、1990年は、高知県が全国に先駆け人口自然減が始まった年ではありますが、このときの10月1日現在の人口は約82万5,000人、昨年10月1日現在は約69万人、この30年で約13万5,000人が減少をしております。年少人口は、現在約7万6,000人、この30年で約6万8,000人が減少をしています。生産年齢人口は、現在約36万8,000人、この30年で約16万8,000人の減少。老年人口は、現在約24万6,000人、この30年で約10万4,000人の増加となっています。

これまで、産業振興計画を中心として、地産外商、雇用の拡大、移住促進の推進、結婚・子育て支援など、県の重要政策として取り組んでまいりましたが、県の人口を拡大することは、容易なことではありません。先日、第4期産業

振興計画ver. 2における戦略の方向性が示され、付加価値や労働生産性の高い産業を育む、ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応の方向性の下で、重点ポイントとして、地方への新しいひとの流れを呼び込むための取り組みの強化、関西圏との経済連携の強化など、6つの重点ポイントを強化するとしております。

そこで、この30年の人口推移の状況などを踏まえ、どのような思いで産業振興計画の戦略の方向性を示されたのか、知事の思いを伺いたいと思います。

地方に住む私たちにとっては、人口問題は大きな課題であります。本県は他の県に比べ、早い段階から少子高齢化の進展や若者の県外流出などから、高齢夫婦世帯や単身高齢者世帯が多い実態となっています。産業振興計画などの取組により、少しずつ状況も変わりつつありますが、まだまだ若い世代が働きたい職種など、多様な雇用の受皿を増やす取組も一段と行っていかねばなりません。

先日、高知労働局から発表されました12月の有効求人倍率や新規求人倍率は、コロナ禍の中、地域差はあるものの2か月ぶりに増加に転じています。今朝の新聞報道でもありましたが、昨日の労働局の発表では、有効求人倍率が1.06倍という、こういった状況に大きく改善をしているわけであります。これは、雇用調整助成金や持続化給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、生活や雇用を支えるセーフティーネットを強化する施策が数多く盛り込まれ、国や県のコロナ感染症対策の取組効果が現れていると感じています。

しかし、その中であって、新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受ける女性や非正規雇用で働く人など、潜在的な休業者、失業者の状況も無視することはできません。何よりも大事なことは、必要とする人に支援が行き届くこ

とが重要であります。

そこで、先月知事が本部長を務めている県雇用対策本部会議が開催をされ、県内就職支援の強化等、雇用対策の協議がされていますが、さらなる雇用対策の充実に向けて、本部長としての知事の思いを伺います。

何といたっても、若い世代の人に高知にとどまていただく取組も重要であります。これまでも、高校生の地元大学進学率は約20%程度と言われてきました。大学卒業後も地元に残りたい学生をいかに増やすのかが、課題となってまいりました。

平成28年2月議会での私の質問に対し、当時の教育長は、新たな教育振興基本計画で、県内大学の入学定員に占める現役の公立高等学校卒業生の割合を現状の20%から25%以上、人数にすると100人程度増加させる目標を設定すると答弁をされました。また、高校生の県内企業へのインターンシップの充実も図られてきております。

そこで、高校生が卒業後に県内にとどまていただくための、この5年間の取組状況や課題について教育長に伺います。

県内の大学は、他県からの入学者が多いという特徴がありますが、地域協働学部や地域学などを学び、学生が地域の文化や歴史に直接肌で触れる機会も多くなってきており、高知や地域への愛着が生まれ、地域と産業の担い手として卒業後も就職、定住へとつながることを期待するものです。

そこで、県内の大学別に県内出身者で、県内、県外の就職の割合はどうか、県外出身者で県内、県外の就職の割合はどうか、併せて文化生活的スポーツ部長に伺います。

また、県外の大学等に進学した学生に対して、就職説明会や企業紹介など高知へのUターンを促す取組を行ってきておりますが、現状や課題

はどうか、併せて県外の大学との就職支援協定の状況はどうか、商工労働部長に伺います。

また、コロナ禍を契機として、地方でのリモートワークやふるさとへのUターンなど、地方で暮らすことへの関心が高まってきております。これまでも様々な移住促進策を進めてまいりましたが、新たに施策をバージョンアップして、来年度は移住者数1,150組の目標を示されました。

来年度の移住促進策について、これまでと比べ、どのような取組を強化して目標を達成しようとするのか、産業振興推進部長に伺います。

平成26年7月に高知県と高知労働局とが締結した高知県雇用対策協定に基づき、毎年事業計画が策定されてきております。これには、それぞれの役割や進捗状況、目標値も示されておりますが、現状をどのように総括し、今後の取組を進めようとしているのか、商工労働部長に伺います。

高齢化を背景として、70歳までの就業機会の確保を企業努力とする改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が、この4月から施行されることになりました。このことも踏まえた本県の高年齢者雇用の現状と課題などについて商工労働部長に伺います。

国では、令和元年6月に就職氷河期世代支援プログラムが取りまとめられ、3年間集中して支援する方向性が示され、就職氷河期世代の就職や社会参加の実現に向けた取組として、昨年6月には、こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームが設置されています。

そこで、これまでの県としての就職氷河期世代への取組状況や課題について商工労働部長、地域福祉部長、教育長に伺います。

次に、桂浜水族館の支援について質問します。

本年1月12日、県立ふくし交流プラザにおいて、県民座談会「濱田が参りました」が開催さ

れ、私も参加をいたしました。この県民座談会には、高知市で活躍する7団体の責任者が出席しての会合でした。各団体との意見交換を聞かせていただきましたが、高知県の観光名所である桂浜水族館の運営に関し、後日桂浜水族館の館長から実情を詳しくお聞きしました。

桂浜水族館は、昭和6年に設立し、今年で設立90周年を迎える大変歴史のある、日本でも最古の民営水族館であります。桂浜水族館には、これまで県民をはじめ多くの観光客が訪れ、地元への経済効果のみならず高知県観光に大いに貢献をしていただいただけではなく、昭和27年には高知県の博物館第1号に指定された教育施設でもあります。そのため、水族に関する多くの情報提供、知識の普及啓発に携わるとともに、水族との様々な触れ合いを企画し、高知県の子供たちの教育の場としても大いに寄与してきた場所でもあります。私も小学校の頃、佐川小学校から貸切りバスで、同学年のメンバーと一緒に遠足で行ったことを思い出します。

桂浜水族館は、公益法人の法人格を持つ民設民営の水族館で、公益法人の認定者は県知事です。知事が認定している内容は、公益事業、水族に関する知識の普及啓発、学芸員、飼育員の研修等となっています。現在、高知県や高知市から補助金等の財政的な支援は受けておりません。

濱田知事との意見交換でもあったように、民間経営であることから、これまで様々なアイデアや知恵を生かしたやりくりで運営を続けてきておりますが、財政上の課題もあり、教育施設としての十分な運営ができない状態となっております。そのため、桂浜観光の一翼を担う施設として、教育よりも観光にも力を入れざるを得ない現状となっております。さらには、昨年来の新型コロナウイルス感染症などの要因により、その厳しさも一段と増してきております。

桂浜水族館の館長は、今後高知市との関わりやどのように桂浜を盛り上げていけるか、高知を代表する観光地としてお客様に喜んでいただけるかなどを考えると、桂浜水族館の存続について御協力と応援をお願いしたいと県民座談会の中で、濱田知事に対して支援の要請をされておりました。

そこで、今後とも高知を代表する水族館としての役割を果たせるよう、何らかの支援を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、高齢者福祉・介護について質問をします。

私が県議会議員に初めて当選したのは、22年前の平成11年のことでした。当時は、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護の長期化などにより介護サービスに対するニーズが増大し、他方では、核家族化の進行や介護をする家族の高齢化など、介護が必要な高齢者を支えてきた家族の状況も大きく変わり、それまでの老人福祉や老人医療制度による対応は限界となっていました。

このため、高齢者の介護を社会全体で支え合う新たな仕組みとして、介護保険制度が創設され、平成12年4月からの施行に向けて様々な準備が進められておりましたが、一部市町村における介護サービスの確保対策や要介護認定などの準備の遅れ、また介護保険料負担への不安などから、実施延期も大きな議論となっておりました。

そのような状況の中、私は初めての本会議での質問において、高齢者対策の中で、特に一人暮らしのお年寄りが安心して暮らしていける体制づくりの必要性を訴えました。

その後、介護保険制度はスタートし、制度施行から21年を経過した現在では、サービス利用者も制度スタート時と比べ3倍以上となるなど、高齢者介護を支える必要不可欠な制度として、

国民の間に定着をしてみられました。

一方、少子高齢化がますます進行する我が国において、お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、現役世代まで広く安心を支えていくために、政府では全世代型社会保障改革の検討が進められ、昨年12月に改革の方針が示されました。この方針において、全世代型社会保障制度を実現するために、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という、これまでの社会保障の構造を見直すという方針が掲げられていることから、介護保険制度はこれまでも見直されてきておりますが、今後もその在り方についての議論がされることが考えられます。

私は初当選以来、高齢者の方々に、たとえ介護が必要となっても、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けていただきたいという思いから、議員生活のライフワークとして、この場で様々な質問や提言を行ってきました。新年度予算は、これまで以上に住み慣れた地域で、在宅での介護の方向性を明確にした予算編成になっていると思います。

そこで、知事は、これまでの総務省などでの経歴を見させていただくと、福祉など社会保障分野に直接携わったことは少ないように見受けられますが、高齢化が全国と比べ10年先行している高知県の知事として、高齢者介護に対する思いやこれまでの介護保険制度の評価、また今後持続可能な社会保障制度を構築していく中で介護保険制度はどうあるべきか、知事に御所見を伺いたいと思います。

さて、介護保険制度は、3年に1度各市町村及び都道府県において、介護を必要とする高齢者の状況やそれまでの取組の結果などを踏まえ、介護保険事業計画または支援計画の策定を行うこととされ、本年度は、来年度からの3年間で期間とする第8期介護保険事業支援計画の策定

が行われております。

国では、第8期計画の策定に向けて基本指針の見直しを行い、2025年及び2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備や介護予防等の充実、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保などについて、充実を図るよう求めています。

私は、若い世代が今後とも減少し、一方で、いわゆる団塊の世代の全ての方々が75歳以上となる2025年や、介護ニーズが高い85歳以上の高齢者が急速に増加すると見込まれているその先を見据えたとき、介護基盤の充実強化に向けた来年度からの3か年の取組が非常に重要となると考えています。このため、昨年2月議会においても、第8期計画策定に向けて介護人材の確保対策の重要性などの質問をいたしました。

本県では、これまでも本県特有の課題に対応するために様々な対策を講じてきております。例えば、都市部と比べサービス提供の効率が悪い中山間地域であっても、必要とする介護サービスが受けられるよう、県と市町村で、中山間地域介護サービス確保対策事業を平成23年度から実施し、昨年度は約1,000人の方が、この制度を利用しながら在宅での生活を送られています。

この事業を実施するに当たって、当時の尾崎知事は、全国より10年高齢化が先行している本県で、全国に先駆けこういった取組を行った上でその効果を検証し、国に提案することにより介護保険制度の改正へつなげていくことで、これからますます高齢化が進む本県を、また日本を、将来にわたって誰もが安心して暮らし続けることができる地域をたくさん持てる、そういう県にしていきたいと、熱い思いを述べておられました。このように、高齢者の願いをかなえるためには、全国に先駆けた独自の取組が必要だと考えます。

濱田知事の高齢者に対する思いを実現するた

めに、知事にとって初めての計画となる第8期計画において、重点をどこに置き、濱田カラーを具体的にどのように打ち出したのか、知事の思いを伺います。

また、今後とも過疎化、高齢化、若者の減少が都市部以上に進展し、サービス提供がますます困難になると思われる中山間地域において、高齢者の願いをかなえるよう、介護サービスを確保するためには、制度創設から10年が経過をしました中山間地域介護サービス確保対策事業の拡充も必要ではないかと考えます。

この事業がこれまで果たしてきた役割と今後の在り方について地域福祉部長に伺います。

また、知事の提案説明において、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化のため、介護事業所を併設した高齢者向け住居の整備を進めていく方針が述べられました。

これまでも、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅の整備も進められてきましたが、これらの施設には、特別養護老人ホームなどのような、所得によって家賃や食費を軽減する仕組みがありません。このため所得の少ない高齢者は、経済面から入居することができず、不安なまま一人で暮らしている方も大勢おられるのではと思います。

そこで、地域で高齢者の在宅療養を可能とする環境整備を図るために、今回県として進めようとしている高齢者向け住まいの整備については、低所得者も入れるような方向性も検討すべきと考えますが、地域福祉部長に伺います。

一方、介護人材の確保については、厳しい状況が続いております。特に地域包括ケアシステムにおいて基幹的な役割を担う訪問介護員は、昨年度の有効求人倍率が全国で15倍を超え、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で離職者が相次ぎ、さらに厳しい状況となっていると言

われています。このため、新型コロナウイルス感染症の影響により介護人材確保への影響が生じていないか、懸念をされるところです。

現在、本県における介護人材の有効求人倍率は2.6倍となっておりますが、第8期計画では、新たに特別養護老人ホーム30床、認知症高齢者グループホーム162床などの整備を予定しています。今年、高等学校や専門学校を卒業し、新たに介護現場に就職を予定している学生の人数のこれまでとの比較や、昨年2月議会において説明がありました外国人介護人材の確保対策の検討状況などを踏まえ、この新たな施設整備などに伴い純増となる介護職員を本当に確保できるのか、また団塊の世代が75歳以上になり始める来年度以降、介護ニーズは急増すると言われて

います。そこで、今後どの程度の介護人材の確保を進めていかなければならないのか、地域福祉部長に伺います。

厚生労働省は、この4月より他業種から介護や障害福祉の職に就く人を支援する新たな制度を始めるとの報道がされております。コロナ禍で失業した人を中心に利用を目指すことが言われています。これまで専門学校での資格取得に対して費用負担を支援する取組も行ってきましたが、より一層充実した制度となることに期待をしております。

そこで、この制度の周知や現状を踏まえた今後の対応について地域福祉部長に伺います。

現在、介護に従事する職員の方々は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、日々緊張を強いられ、大変な苦労をしながら必要な介護サービスの提供に取り組まれています。今年度、国では、このような方々を慰労するため、昨年2月から6月までの間に介護職場に勤務した方に対し、1人当たり5万円または20万円を支給する交付金を設けました。介護人材を継続

して確保していくためには、単発的な慰労金ではなく、介護報酬を改定し、職員の給与の増額ができるようにすることが必要だと考えます。

今回の介護報酬の改定について、介護人材の確保の面からどのように評価しているのか、地域福祉部長に伺います。

全産業の平均と比べて介護職の収入が少ないため、消費税の引上げによる財源を確保し、昨年度新たに創設されました介護職員等特定処遇改善加算の取得率についても、国の資料では、昨年8月の高知県の取得率は48.6%、一方、全国は65.9%となっております、現在本県は、全国と比べかなり低くなっています。

コロナ禍において、ますます厳しさを増す介護人材の確保に向けて、取得率の低い要因を分析し、必要があれば国にも改善の要望を行うとともに、事業者への働きかけを強化するなど、加算の取得による給与の改善にどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長に伺います。

次に、国民健康保険について質問をします。

国民皆保険制度の重要な基盤であるにもかかわらず、被保険者の年齢構成が高いことから医療費水準が高く、一方で、低所得の方が多く加入していることから保険料負担が重いといった、構造的な課題を有している国保の財政運営の安定化を図り、持続可能性を高めるために、都道府県が財政運営の責任主体となる新たな国保制度が開始をされて3年が経過をしました。

そこで、この3年間の実績を踏まえ、今回の制度改革が国保制度の安定化につながっているかどうか、また公費負担の拡充が十分であったかどうかも含め、現時点における評価について知事に伺います。

さて、来年度からの新しい国保運営方針が昨年末に策定をされましたが、この中において、現在行われている制度改革により、被保険者の保険料が制度改革前を大きく上昇しないよう、

市町村が県に納める国保事業費納付金の激変緩和措置が、3年間で段階的に廃止されることとされており、この廃止により、市町村によっては納付金が大幅に増加することになり、保険料が大きく上昇することが危惧されます。

被保険者の理解を得られるためにも、保険料負担の上昇を緩和する取組が必要ではないかと思いますが、健康政策部長に伺います。

一方、保険料については、この運営方針において、保険料水準の統一に向けた議論を行い、令和5年6月までに結論を得るとされております。保険料水準とは何を指すのか具体的に明らかとはなっておりませんが、このことは、これからの市町村との協議において重要な前提になると思います。

例えば、保険料として確保する必要がある、いわゆる1人当たり保険料収納必要額を示すのか、あるいは被保険者の所得水準や保険料の収納率も影響してくる保険料・税率の一本化までを想定しているのか、健康政策部長に伺います。

また、新たな運営方針には、被保険者から見た場合には、保険給付が全国共通の制度であるにもかかわらず、保険料水準は各市町村ごとに異なっており、保険料負担に不公平が生じていますと書かれています。

制度改革により、都道府県は国保財政の責任主体として保険者となりましたが、市町村は引き続き被保険者にとって身近な保険者であります。保険制度において、保険料は保険者ごとの保険給付などに見合ったものでなければ、被保険者の保険料負担への理解はなかなか得られないと思います。

本県の市町村ごとの年齢調整後の医療費は、毎年1.5倍程度の差があります。また、被保険者の健康づくりへの取組においても、特定健診の受診率で2.5倍程度の差があります。さらに、各市町村の様々な経営努力に対し、インセンティ

ブとして交付される保険者努力支援制度の1人当たりの交付額でも2倍程度の格差があります。被保険者にとっては、保険者は、まだまだ県よりも身近な市町村だと思います。

このように市町村ごとの状況が違う中で、保険料水準を統一するために最も重要である被保険者の理解を得るために、医療費水準の平準化や、国保は高知県全体で支えていくという県民意識の醸成も含め、今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

また、保険料水準を統一するための理由として、小規模保険者において高額な医療費が発生した場合の保険料への影響を挙げております。しかし、今後ますます少子化や過疎化の影響で、極端に小規模な保険者が増加することが想定されます。この場合、給付金の仕組みにより保険料負担への影響を緩和できたとしても、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付、医療費適正化への取組など年々複雑多様化し、また増大する保険者機能が十分果たせるかどうかを考えていく必要があると思います。

そこで、小規模な保険者が保険者機能をきちんと果たしていくために必要となる支援について、市町村と検討していくべきではないかと思いますが、健康政策部長に伺います。

また、国保制度改革において、現在の新たな仕組みとなるまでに、国と地方とで様々な議論があったようですが、国保基盤強化協議会の平成27年2月の議論の取りまとめにおいても、国保の在り方について不断の検証を行うことが重要とされております。

このことから、極端に小規模な保険者が増加していく中で、将来にわたり国民皆保険制度を維持していくためには国保制度がどうあるべきか、保険者機能の在り方について国と地方で率直に検討していく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、糖尿病の重症化予防について質問をします。

昨年2月議会でも質問しましたが、医療費の適正化の上でも、重症化予防の対策は重要であります。健診結果やレセプトからのデータ分析で得られた情報は、地域において行政と医療関係者が共有し効果的に活用されてこそ、糖尿病の重症化予防の取組が促進され、意義あるものになると考えます。

今後、高齢化が進む中、ますます医療費が増大することが見込まれますが、県が主導して県内の糖尿病対策をしっかりと行っていくことが人工透析患者を減らしていくことにつながります。また、新型コロナウイルス感染症から県民の命を守る観点からも、糖尿病治療を放置している方たちを医療につなげる受診勧奨はとても大事な取組であります。その結果として、健康寿命の延伸や医療費の適正化が図れると思いますので、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

そこで、本県の糖尿病の患者数及び医療費、透析患者数、透析にかかった医療費、また糖尿病が原因で透析になった割合について健康政策部長に伺います。

また、県下全体で糖尿病の重症化予防を推進するためには、実施主体となる市町村が取り組みやすい環境整備が必要であります。昨年の2月議会において、過去5年間のレセプトデータを用いて糖尿病の重症化予防を行えるよう、支援体制を強化すべきではないかと提案をしました。

その際、健康政策部長からは、何年間のデータを蓄積するかは決まっておらず、5年間の期間も含め、関係者や他県の事例も参考にして蓄積するデータの期間を検討するとの答弁がありました。その後の検討状況はどうか、健康政策部長に伺います。

また、本年度から民間事業者への委託やシス

テム構築等への対応が可能となるよう、県が市町村を支援する都道府県国保ヘルスアップ支援事業の交付上限額も大幅に拡充されており、各都道府県において様々な取組が進められています。広島県では、糖尿病の治療中断者受診勧奨業務を民間業者に委託し、大半の市町村が参加されているようであります。大分県では、今年度よりモデル市町村5か所を選定して、特定健診及びレセプト5年間の結果から糖尿病治療中断者を抽出し、約1,100人に対して受診勧奨通知を送付し、医療機関の受診が確認できない場合は2回目の受診勧奨を行っているとのことあります。

本県でも、国保ヘルスアップ支援事業として、糖尿病性腎症の重症化が進んでいる方に対して、昨年10月から新たに全国でも珍しい取組として、人工透析導入時期を少しでも遅らせる取組が実施されております。さらには、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組を推進するため、昨年度から新たに市町村に対して、糖尿病看護の専門家等をアドバイザーとして派遣しております。

そこで、現在取り組んでいる国保ヘルスアップ支援事業の現状や課題はどうか、健康政策部長に伺います。

次に、土木行政について質問をいたします。

土木部では、平成30年から、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」によって、南海トラフ地震対策や豪雨等災害対策の効率的な実施を図られております。また、昨年12月には、国により新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定をされ、甚大化する自然災害への対策のほか、新たに予防保全的な老朽化対策などを柱に加えて、国土強靱化の取組を継続していくこととされております。本県としても、引き続き中長期的な視点に立って防災・減災のインフラ整備を進めていく

必要があると考えています。

そこで、これまでの3か年緊急対策の総括と、5か年加速化対策を含む今後のインフラ整備の取組について土木部長に伺います。

昨年2月議会において、公共工事を円滑に遂行していくためには、適切な発注、監督や検査、工事受注者の適正な評価を行うことが重要である、また土木技術職員のマンパワー不足による影響で発注の遅れなどが懸念され、災害が起きた後の迅速な対応が困難になるのではないかと指摘をさせていただきました。

その際、土木部長から、発注者支援制度を本年度試行し、運用を拡大していくとの答弁がありました。発注者支援制度などマンパワー不足への対応について現在の取組状況を、土木部長に伺いまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましてお尋ねがございました。

議員から御指摘ございましたように、開発間もないワクチンに対しまして多くの人が不安を感じるというのは、当然のことだと存じます。一般的に、ワクチンの接種後には、一定の副反応が生じる可能性があると言われていたところでもあります。現にファイザー製のワクチンでも、その説明書には主な副反応として、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛みなどが明示をされております。また、まれに起こる重大な副反応としてショックやアナフィラキシー、いわゆる激しいアレルギー反応のことでございますが、こうしたものがあるというふうにしております。

県といたしましては、既に行われております先行接種におけます副反応の状況も含めまして、こうしたデメリットも正確にお伝えをしながら、

ワクチンのメリットもしっかりとお伝えをしております。また、県では、3月中旬をめどといたしまして、接種後の副反応を疑う症状についての電話相談窓口を設置することといたしております。あわせまして、アナフィラキシーへの対応につきましても必要な応急対応ができますように、市町村と連携をいたしまして、接種会場への救急処置用品の配置、あるいは、もしものときの救急搬送体制の確保など、準備に万全を期してまいります。

それぞれ、このような体制をしっかりと整えまして、ワクチン接種を希望される方が安心して接種を受けられるように取り組んでまいります。他方で、職場などで周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人が差別的な扱いをされることのないような啓発も行ってまいります。

次に、産業振興計画を進める上での本県の経済動向の現状認識はどうかというお尋ねがございました。

昨年3月末以降の全国的な感染拡大に伴いまして、本県の経済は、観光関連産業をはじめといたしまして、飲食業や第1次産業など様々な分野で大きな打撃を受けております。その後、国の経済対策などによりまして、一部に持ち直しの動きは見られましたものの、第3波の感染拡大によります国のGo To事業の停止あるいは飲食店などへの営業時間の短縮要請などによりまして、年末からは再び厳しい状況が続いているところであります。特に、飲食業や旅館、ホテルに関して申しますと、書き入れどきの年末年始にキャンセルが相次いだために経営が悪化するとともに、その取引事業者にも影響が広がっているという状況でございます。

また、有効求人倍率につきましては、昨年5月に、4年8か月ぶりに1.0を切りまして、その後12月には再び1.0を上回るなど、一定回復の傾

向にはございますけれども、コロナの感染拡大前の水準までには、まだ回復していないという状況であります。さらに、コロナ関連倒産は、他県に比べて著しく少ないとは言いまして、先行きへの不安から、昨年度と比べまして、休業業の相談件数は急増しているというような状況にございます。

こうした状況に対しまして、時期を逸することなく様々な対策を講じてまいりましたが、今なお感染の収束が見通せない中で、今後の経済動向は不透明感の強いものとなっております。感染症の影響によりまして、産業振興計画を通じて築き上げてまいりました地産外商、観光など、県外、海外から外貨を獲得してきた取組は、少なからず制約を受けております。このため、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えつつ、今後も引き続き強い危機感を持ちまして取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次に、産業振興計画に掲げた戦略の方向性に対する思いについてお尋ねがございました。

本県経済は、人口減少に伴って縮む経済から、人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつある段階にあるというふうに認識をしております。これは、産業振興計画などを通じまして、労働生産性や付加価値を高め、それを武器に県外、さらには海外へと打って出ます地産外商を官民挙げて進めてきたことの成果であるというふうに考えております。

今後も人口減少が避けられない中で、この拡大傾向を維持するためには、これまで以上に付加価値や労働生産性の高い産業を育むことが重要であります。この点を、第4期計画の戦略の方向性として第一に掲げているところであります。

本県の人口の社会減は、一定の改善傾向にはございますが、まだまだ若者を中心に県外流出

が続いておるところでございます。これを克服するためには、若者が魅力を感じるような仕事の創出が重要でありまして、そのためにも付加価値や労働生産性の高い産業の育成に全力で取り組まなければならないという思いでおります。

次に、今回新たに戦略の方向性として位置づけましたウイズコロナ・アフターコロナ時代への対応は、感染症により大きな影響を受けました県経済を再び成長軌道に乗せるための喫緊の課題となります。今回の計画のバージョンアップにおきましては、この方向性に基づきまして、新しい生活様式や社会・経済構造の変化への対応ですとか、地方への新しいひとの流れを呼び込むための取組の強化を図ってまいることとしたしております。

また、これら2つの方向性に共通いたしますデジタル化は、非対面、非接触の活動の広がりといった社会構造の変化に対応いたしますとともに、付加価値や労働生産性の向上が期待できるツールとなります。このため、産業振興計画の重要な柱として位置づけまして、大幅な強化を図ってまいります。あわせまして、持続可能な地域社会づくりに向けまして、脱炭素化、SDGsを目指した取組も促進をしております。

こうした取組をスピード感を持って展開してまいりますことで、ウイズコロナ、アフターコロナの時代において成長し続ける県経済の実現を目指してまいります。

次に、雇用対策の充実に向けました思いについてお尋ねがございました。

県では、厳しい雇用情勢などに対処いたしまして、働く場の確保、創出を効果的かつ円滑に進めるために、平成19年に雇用対策本部を設置いたしております。これまで、この本部の下で、経済の活性化をはじめとする基本政策や横断的な政策の展開によりまして、各分野におきまし

て魅力ある仕事の創出、そして働く場の確保に努めてまいりました。

先月開催いたしました本年度の本部会議におきましては、労働局長をお迎えいたしまして、本県の雇用失業情勢、国の労働施策の説明を受けますとともに、次年度におけます県の雇用対策の方針を決定いたしましたところでございます。

現在、本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、幅広い業種が大きな打撃を受けまして、厳しい状況にあります。このことを踏まえまして、第1に雇用を守る、第2に雇用の回復を図る、第3に県経済の循環を高めるという、段階を意識した方針をお示したところでございます。

来年度も厳しい状況が想定をされますことから、引き続き国と密に連携をしながら、時宜を得た経済影響対策、各産業分野におけます施策を実行してまいります。このことによりまして、雇用対策の方針でございます魅力ある仕事の創出によりまして、県経済の好循環を生み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現を目指してまいります。

次に、桂浜水族館への支援についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、本年1月に高知市で開かれました「濱田が参りました」、県民座談会でございますが、この場におきまして、私も直接館長さんから、水族館を応援してほしいという御趣旨のお話をいただいたところでございます。その中で、情報発信や環境教育の取組に加えまして、台湾や香港からのインバウンド誘致など、様々な熱意ある取組についてのお話をお聞かせいただきました。

この水族館が立地する桂浜公園を核といたします観光振興につきましては、県といたしましても、産業振興計画の地域アクションプランに位置づけまして支援をしていくことといたして

おります。この取組の主体となります高知市におかれましては、桂浜公園の整備基本計画を策定いたしまして、本年度から整備に着手を具体的にされているところであります。

具体的には、桂浜公園のにぎわいづくりに向けまして、まず観光案内所や遊歩道をはじめといたしまして、飲食や物販などの商業施設のリニューアルなどを進めることとされております。県におきましても、こうした取組に対しまして、財政的な支援を行うことといたしております。また、お尋ねがございました水族館につきましても、桂浜公園の中にありますことから、今後の在り方について検討がなされるというふうにお聞きをいたしております。

このため、県といたしましても、引き続き産業振興推進地域本部を中心に、高知市とも密接に連携をいたしまして、この桂浜のプロジェクトの後押しをしてまいる考えであります。その中で、今後水族館に関します企画の具体化が進みましたら、この水族館がより魅力的な施設となりますように、その磨き上げをしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

次に、高齢者介護に対する思いや介護保険制度につきましてお尋ねがございました。

本県では、これまで、あったかふれあいセンターの整備でございますとか、中山間地域での介護サービスの確保といった全国に先駆けた独自の取組を進めてまいったことは、御指摘がありましたとおりでございます。今後とも、高齢者介護の課題解決先進県といたしまして、全国の道しるべとなるような取組を積極的に展開してまいりたいと考えております。

介護保険制度につきましては、高齢者の尊厳の保持を基本理念といたしまして、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度として広く定着、発展をしてまいりました。全国に先駆けて高齢化が進んできた高知県にとりまして、これまで

介護保険制度が果たしてきた役割は、高齢者の生活を支える上で非常に大きく、重要なものであるというふうに評価をいたしております。

今後、健康寿命の延伸や暮らしの充実を通じまして、持続可能な社会保障制度の構築を進めていくためには、予防、健康、医療、介護などの各分野間のより一層の連携強化が求められることとなります。こうした中で、介護保険制度におきましても、介護予防やサービスの質の向上の取組を強化しながら、高齢者と御家族を支える制度として、今後とも持続、発展すべきものというふうに考えております。

次に、第8期介護保険事業支援計画についてお尋ねがございました。

私といたしましては、在宅で療養をしたいと希望されている方々が、実際問題として、例えば御家庭の事情などで、入院や施設入所に頼らざるを得ないというような状況になっておられるのではないかとこのように感じておるところであります。そうした中で、在宅で療養していく上で何とかあと一押しの支援があれば、施設でなく在宅で頑張ってみようと思っただけのような、そうした施策を展開いたしたいと考えているところであります。

このような思いから、今年度有識者などによります高知県在宅療養推進懇談会を設置いたしまして、本県における在宅療養の推進に向けた新たな提案などもいただいたところであります。こうした御提案を踏まえまして、第8期介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画におきましては、在宅療養の取組をしっかりと位置づけ、着実に前進をさせていきたいというふうに考えております。

具体的には、在宅生活を支えます小規模多機能型居宅介護の整備の促進や、医療や介護と連携をいたしました住まいの確保などに取り組んでまいります。加えまして、在宅医療に取り組

みます医療機関に対する支援、あるいはオンラインによります在宅服薬の支援などにも、新たに取り組むことといたしております。

私といたしましては、地域で住み続けたいという希望がかなえられますように、在宅療養の推進に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、より一層施策の充実強化を図りまして、全国に発信できる取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、今回の国保制度改革に対します現時点での評価がどうかというお尋ねがございました。

今回の国保制度改革は、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営、効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことによりまして、国保制度の安定化を目指したものであります。

県が、新たに共同保険者となりまして、給付に必要な費用は、県から市町村に交付をする仕組みとなりました。また、国民健康保険財政安定化基金が県に設置されまして、給付費の増や保険料の収納不足に対応することが可能となりまして、国保制度の安定化につながっているものと考えております。

さらに、お尋ねがございました公費負担の拡充につきましては、都道府県化に際しまして、毎年約3,400億円の巨額の公費が投入をされています。この公費の投入も、低所得者の保険料の軽減でございますとか制度移行時の激変緩和措置に活用されておりました、こうしたことを通じまして、国保の財政基盤の強化にもつながっているというふうに考えております。

こうしたことから、今回の国保制度改革につきましては、現時点では前向きに評価をいたしているところでございます。

他方で、国の審議会におけます議論の取りまとめにおきまして、いわゆる法定外繰入れなどの着実な解消、あるいは保険料水準の統一に向

けた議論を進めるということが重要とされ、このことに関連いたしまして、国民健康保険法の改正を含めた対応が行われるということとされています。

県といたしましては、こうした国の動きを注視いたしながら、引き続き国保制度の持続可能性を高めまして、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などを目指した取組を進めてまいります。

次に、保険料水準を統一するための被保険者の理解を得る取組についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、昨年12月に策定いたしました第2期国民健康保険運営方針におきましては、今後保険料水準の統一に向けた議論を行いまして、令和5年6月までに結論を得ることといたしております。

これから、まずは保険者であります市町村としっかり議論を行ってまいります。保険料水準の統一に向けましては、御指摘もございましたとおり、被保険者の理解を得ることが極めて重要なポイントとなります。そのため、議論の過程につきまして、節目節目でホームページなどを通じて、被保険者を含め県民の皆様に対しまして情報提供をしっかりと行ってまいります。

その上で、仮に保険料水準を統一するという方向性でまとまりましたら、市町村と一緒にになりまして、被保険者に対して、統一の意義や必要性、あるいは保険料の見通しなどについて丁寧に説明を行ってまいります。

最後に、国民皆保険制度を維持していくための国と地方での検討についてお尋ねがございました。

今後、本県をはじめといたしまして、地方の多くでは国保の被保険者が著しく減少いたしまして、小規模な保険者が増加をしていくことが見込まれます。しかし、そうした中におきま

ても、国民健康保険制度は国民皆保険の最後のとりででございます。将来にわたって安定的に運営されなければならないところであります。

このため、全国知事会におきましては、平成27年2月の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の議論の取りまとめを受けまして、1つには、財政基盤の強化に向けて、国保の安定的な運営の可否について十分に検証すること、そして第2に、運営の在り方の見直しにつきまして、新たな制度の実施状況を十分に検証した上で、必要に応じて事務運営の改善を図ることを基本とすること、との声明を発出いたしているところであります。

本県といたしましても、引き続き都道府県化後の市町村国保の財政状況あるいは運営状況などを検証いたしながら、国と地方で協議をする場が、ただいま申しましたようにございますので、そうした場などを通じまして、率直な意見交換を行ってまいります。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、高校生が卒業後に県内にとどまるための、この5年間の取組状況や課題についてお尋ねがございました。

平成27年度の県内大学の入学定員に占める現役の県内公立高校生の割合は20%、386人で、県内大学の情報が高校生に十分に知られていないなどの課題がございました。このため、県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業生の割合を25%以上とする目標を掲げて取り組んでまいりました。

例えば、大学進学講座の実施など学力向上の取組に加え、県内大学との高大連携事業を通して大学への理解を深める取組や、生徒の進学意識を高めるための大学進学チャレンジセミナーなどを行ってまいりました。この結果、令和元年度の県内大学入学定員数に占める県内公立高

校卒業者の割合は県内私立大学も含めて23.8%、528人となっております。

一方、県内企業の理解促進の取組については、将来の生徒の進路選択の参考とするため、平成30年度から、全ての公立高校で地域の産業や文化等を学習する活動を、総合的な探究の時間などで開始しております。また、9割を超える公立高校では企業見学やインターンシップを実施し、インターンシップ参加者は平成27年度の491名から、昨年度は936名に増加をしております。さらに、平成28年度から参加を始めましたものづくり総合技術展には、昨年度は普通科の生徒も含め2,000人以上が参加をしまして、ほとんどの生徒が県内のものづくり企業を初めて知る絶好の機会ということになっております。

こうした成果の一つとしまして、公立高校の就職者の県内割合は年々増加をし、就職希望者のうち県内就職の割合が、平成27年度の63.9%から、本年度は1月末の時点で既に70%以上となっております。

今後も、これまでの事業の充実に加えまして、学校が企業や大学と連携した地域課題解決学習等を推進し、郷土への愛着と誇りを育み、県内の大学や企業に進学、就職する生徒が増加するように取り組んでまいります。

次に、これまでの就職氷河期世代への取組状況や課題についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、就職氷河期世代の長期間無業状態やひきこもり傾向にある方を対象に、県内3か所の若者サポートステーションと2か所のサテライトにおいて、昨年10月以降本格的に就労・修学支援を開始いたしました。

具体的な取組としましては、まず若者サポートステーションの存在や活動について、ウェブ広告や市町村と連携したチラシによる情報発信を行ってまいりました。また、若者サポートステーションやサテライトが設置されていない市

町村では、出張相談会の開催とその広報等について各市町村の協力を得ながら、それぞれで順次開催をしております。若者サポートステーションでは、利用者の就労等の悩みをお聞きする個別面談や、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルを学ぶセミナーを実施しております。また、職場体験の協力事業所の開拓なども行ってまいりました。

本年1月末までの3か月余りの取組の結果、45件の相談をお受けし、うち11名から支援を希望する登録がありました。そのうちの1名と、昨年10月以前から継続して支援してきました3名を合わせました4名が、農業や卸売業などに就職をしております。

課題としましては、若者サポートステーションの存在や活動をより一層周知し、一人でも多くの方を支援につなげることでと考えております。そのためには、県や市町村の福祉部門との連携が重要となりますので、市町村の担当者会などの場を活用しまして、事業の周知と連携の強化を図ってまいります。また、出張相談会も引き続き実施するとともに、ウェブ広告の運用改善などを行い、支援対象者へのアプローチをより効果的に行ってまいります。

今後とも、一人一人に応じた丁寧な支援を提供する中で、職場体験の実施も促しながら、就業に向けた取組を進めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県内の大学の卒業生に関し、大学別、県内外の出身別の県内外への就職の割合についてお尋ねがございました。

昨年3月の卒業生につきましては、高知大学では、県内出身者の就職先は、県内が70%で145人、県外が30%で63人、他方、県外出身者の就職先は、県内が15%で97人、県外が85%で542人となっております。同じく高知県立大学では、

県内出身者の就職先は、県内が78%で98人、県外が22%で27人、県外出身者は、県内が13%で23人、県外が87%で148人となっております。同じく高知工科大学では、県内出身者の就職先は、県内が45%で40人、県外が55%で48人、県外出身者は、県内が4%で11人、県外が96%で246人となっております。

いずれの大学におきましても、ここ数年若干の数値の増減はありますものの、ほぼ同様の割合で推移しております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、県外大学等に進学した学生のUターン就職支援についてお尋ねがございました。

本県においては、これまで就活準備セミナーの開催や、県内インターンシップ実施企業の掘り起こしや実施プログラムの磨き上げ、また就職支援協定大学の発掘や、協定大学と連携した情報発信などに取り組んできたところです。

これらにより、インターンシップ実施企業数や県の学生向け就職支援ホームページの閲覧数は増加し、就職支援協定を締結している大学も31校と、令和に入って7校増となっております。こうした結果、令和2年3月卒業学生のUターン就職率は18.6%と、5年前と比べて2.7ポイント増加し、一定の成果として現れているところでもあります。

しかしながら、産業振興計画で定めている令和5年度の目標35%の達成に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大による就職活動のオンライン化の加速など、就職を取り巻く環境の変化などにも対応し、対策をさらに強化していかなければならないと考えております。

このため、来年度は新たにオンライン上で企業と学生が交流できるイベントを開催してまいります。さらに、県外学生の県内でのインターンシップや就職活動を促進するため、交通費及

び宿泊費に対する助成制度を創設してまいります。加えて、インターンシップから県内就職まで、学生に寄り添いながら伴走支援を行う就職支援コーディネーターも新たに配置してまいります。

こうした取組により、県外大学等に進学したより多くの学生の皆さんの県内就職につなげてまいります。

次に、高知労働局との雇用対策協定に基づく事業計画の総括や今後の取組についてお尋ねがございました。

県は、労働局とそれぞれの強みを発揮し、相互連携の下、雇用施策を効果的、一体的に実施するため、平成26年7月に高知県雇用対策協定を締結いたしました。この協定に基づき、県の関係課と労働局で設置しております高知県雇用対策協定運営協議会において、双方で連携して取り組む項目や数値目標を盛り込んだ事業計画を毎年策定し、その進捗管理を行っております。

本年1月に開催した運営協議会では、令和2年度の事業計画の中間実績の報告とその評価、検証を行うとともに、令和3年度の事業計画を策定したところです。例えば、高知県ワークライフバランス推進認証企業数については、育児休暇・育児休業取得促進宣言企業などを中心に企業訪問を展開した結果、目標である377社に対して、昨年11月末時点で419社と着実に増やすことができています。一方、ジョブカフェこうちでは、就職支援計画書を作成した求職者の6か月以内の就職率70%以上という目標に対して65.2%と、若干下回っております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止による窓口業務の停止などが影響したものです。

このように、毎年設定した事業計画に対し、PDCAをしっかりと回しながら取り組んでいるところであります。今後も、コロナ禍においても、双方の取組が効果的なものとなるよう、

一層の連携を深めてまいります。

次に、改正高齢者雇用安定法の施行も踏まえた本県の現状と課題等についてお尋ねがございました。

本県における65歳以上の高齢者の割合は、平成30年においては35.4%と、全国の28.9%と比べて高い割合になっております。また、15歳以上の労働力人口のうち、65歳以上の割合は、平成27年国勢調査によると16.5%と、こちらも全国の12.6%を上回っている状況であります。このように、本県においては、高齢者の皆様が産業を支える貴重な人材となっているところでもあります。

しかしながら、本年1月に高知労働局が発表しました高齢者の雇用状況の集計結果を見ても、希望者全員が66歳以上働ける制度のある企業割合は30.8%と、全国の33.4%と比べて低い状況にあり、その拡大が課題となっております。このため県においては、関係団体等から成る生涯現役促進地域連携協議会において、年齢に関わりなく働き続けられる仕組みづくりに向け、生涯現役促進地域連携事業を実施してきたところです。

これまでの取組によりまして、高齢者の方が活躍するためには、企業側は高齢者の能力や経験を生かせる業務の切り出しを行い就業機会を創出すること、高齢者側はどういった仕事があり、どのような仕事に向いているのかを理解しスキルアップを図ることが必要であること、その上で企業、高齢者の双方のニーズを踏まえたマッチングが重要であるということといった課題が明らかになっております。こうした中、改正高齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保措置が努力義務となりますことは、本県の高齢者の一層の活躍に寄与するものと考えております。

今後は、法の施行を追い風として関係機関と

連携しながら、さきの課題に対応していくことで、働く意欲のある高齢者がその能力を十分発揮し活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、これまでの就職氷河期世代への取組状況や課題についてお尋ねがございました。

就職氷河期世代の活躍支援につきましては、昨年内閣府の地域就職氷河期世代支援加速化交付金の事業採択を受け、当該世代を対象としたジョブカフェこうちの支援体制の充実強化を図るほか、インターネットを活用した実態調査を実施したところです。

まず、ジョブカフェこうちにおいては、就職までに一定の時間を要する方に対し、新たに自尊心の形成などを目的としたグループワークや、複数の事業所での仕事体験を積み重ねるジョブチャレンジを、昨年秋から実施しているところです。これまで、グループワークには延べ8名の方が、ジョブチャレンジには延べ3名の方が参加されました。まだ就職には至っておりませんが、就職に前向きな意識が芽生えつつあると伺っています。

また、インターネットを活用した実態調査では、国や地方自治体を実施する就職氷河期世代の支援に力を入れていることを、あまり知らない、または全く知らないと回答した割合が約6割となっております。一層の周知、広報が必要であるといった課題などが明らかとなっております。

こうした進捗状況や課題、情報などについては、こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおいて共有し、課題解決に向けて、連携して取り組んでまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 移住促進に関する来年度の目標達成に向けた取組についてお尋ねがございました。

今年度の移住者数は、感染症の影響を受けて対面での移住相談やイベントの開催が困難となり、先月末時点で対前年同期比93%にとどまっておりますことから、目標であります1,075組の達成は厳しい状況にあるというふうに考えております。しかしながら、議員のお話にもありましたように、コロナ禍を契機に、都市部に住む人々の間で地方暮らしへの関心が確実に高まっております。今後地方への新しい人の流れが生まれるものと期待されますことから、4つのポイントにより取組を強化してまいります。

まず1点目は、ターゲットへの戦略的なアプローチであります。コロナ禍を契機に地方移住を検討される方の多くは、都市部から比較的近い地域を選ぶ傾向にあり、本県のように都市部から離れた地方では、地元出身者や関係人口などのゆかりのある方、さらには場所を選ばない働き方が可能な方などがターゲットになると考えられます。そのため、関係人口へのアプローチを強化するとともに、ターゲット別の効果的な情報発信や、オンラインのみならず対面を組み合わせ、いわゆるハイブリッド型の相談会を実施してまいります。また、高知市中心部に整備中のシェアオフィス拠点施設などを活用し、都市部企業のサテライトオフィスや地方でテレワークを実践する方を、本県に呼び込んでまいります。

2点目は、新たな相談・誘導の仕組みの構築であります。オンラインセミナーへの参加やウェブサイトアクセスされる方の中には、移住意識がさほど高くない方もいらっしゃいます。そのため、本県の強みであります移住・交流コンシェルジュによるフォローアップをさらに強化することで、こうした方々を着実に対面相談、そして移住へと誘導してまいります。

3点目は、魅力的な仕事と住宅の充実であります。兼業や副業といった新たな仕事のニーズ

を掘り起こして、都市部の方々に情報発信を行ってまいります。また、移住者や地域おこし協力隊が起業するケースも増えてまいりましたので、こうした取組が広がりますよう、サポートを強化してまいります。

4点目は、Uターン促進策の強化であります。コロナ禍を契機に、地元へのUターンを検討する方が増えてくるものと考えられますので、Uターンに特化した相談会を開催するなど、本県出身者へのアプローチをさらに強化いたします。

こうした一連の強化策をスピード感を持って進めますことで、年間移住者数1,150組を目指したいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、これまでの就職氷河期世代への取組状況や課題についてお尋ねがございました。

就職氷河期世代におけるひきこもりの方の支援については、本年度実施しましたひきこもりに関する実態把握調査により、ひきこもりの方は、就職氷河期世代であります30代、40代が最も多いことや、相談につながらず潜在化している世帯が多くいることが、改めて課題として浮き彫りになったところです。そのため、昨年10月から生活困窮者の自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置して、自ら支援を求められない方やその御家族を支援につなげる取組を進めております。

また、就職氷河期世代のひきこもりの方などについては、福祉から就労へのつなぎなど、個々の状況に応じたより幅広い支援が必要となります。そのため、保健・医療・福祉・就労分野などの多機関から成る市町村プラットフォームを構築した上で、個別ケースの具体的な支援策の検討などを行うことが重要と考えています。

現在、市町村では、既存の福祉分野の会議体などを活用して、プラットフォームの設置に向

けた取組が進められており、県では、ブロック別の勉強会や事例検討会を開催するなど取組を支援しているところです。加えて、ひきこもり地域支援センターにおける個別ケース検討会への専門的な助言なども行っております。

また、ひきこもりの方などの就労に向けた支援に当たっては、本人の意欲につながる仕組みづくりが必要です。そのため、来年度から就労体験などに参加する場合に交通手当を支給するインセンティブ制度を創設し、支援の充実を図ってまいります。

次に、中山間地域介護サービス確保対策事業についてお尋ねがございました。

本県では、平成23年度から市町村と連携して、中山間地域における介護サービスを確保するため、遠隔地の利用者にサービスを提供した事業者に対して介護報酬の上乗せ補助を行う、独自の支援措置に取り組んできました。平成25年度からは、小規模多機能型居宅介護も補助の対象とするなど、事業の拡充を図ってきたところです。

本年度は、21市町村が事業を実施しており、令和元年度の実績では、サービスの利用者が976人で、132の事業者が補助対象となっており、いずれも制度開始から約2倍に増加をしています。また、サービス提供地域や営業日が拡大するとともに、介護職員などの雇用の増加にもつながるなど、利用者 と事業者の双方に効果が現れています。

こうした中で、令和3年度からの介護報酬の改定では、これまで中山間地域等でサービスを提供した場合に報酬加算される特別地域加算の対象となっていなかった小規模多機能型居宅介護などが、新たに対象に加えられることとなりました。これは、本県のこれまでの先駆的な取組が一定反映されたものと考えています。

県としましては、今後とも市町村や事業者の

御意見をお聞きするとともに、中山間地域の実情も踏まえ、中山間地域介護サービス確保対策事業の拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者向け住まいの整備についてお尋ねがございました。

本年度設置しました有識者等による高知県在宅療養推進懇談会において、本県における在宅療養の推進に向けた施策の提案などをいただいたところです。こうした御意見を踏まえて、今後市町村と連携を図りながら、中山間地域等において、医療や介護と連携した住まいの確保を進めてまいりたいと考えています。

具体的なイメージとしましては、例えば退院後に介護の問題などから直接自宅に帰ることが難しい方などを対象に、医療や在宅介護サービスを併設した住まいの整備を想定しています。この整備では、市町村が直接実施主体となることで、国の有利な事業が導入できること、また廃校舎などの既存施設を活用することによって市町村の負担を少なくし、低廉な家賃で入居が可能な高齢者向けの住まいの確保を実現しようとするものでございます。

令和3年度は、まずモデル的な取組として1か所の整備を目指してまいります。県内全域での取組となるよう、市町村とも連携を図りながら取組を進めてまいります。

次に、今後の介護人材の確保についてお尋ねがございました。

介護人材の需給見通しについては、現在策定中の第8期の介護保険事業支援計画では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年度には、約1万5,750人が必要となる見込みです。一方、これまでの介護分野での新規就職者数や離職者数、転職者数などを基に推計いたしますと、約1万5,200人の確保にとどまるという結果となり、550人程度の人材が不足する見通しとなって

おります。このため県では、必要な介護人材を確保するため、人材の定着促進、離職防止や、新たな人材の参入を一層進めていくこととしていきます。

具体的には、定着促進、離職防止では、ノーリフティングケアの一層の普及や、ICT等の導入促進による業務効率化、福祉・介護事業所認証評価制度による魅力ある職場づくりを推進してまいります。また、新たな人材の参入では、介護職を目指す学生への支援に加え、新たに他業種からの介護への転職支援を行うとともに、介護未経験者に対する入門的研修を拡充するなど、介護に参入する方の裾野の拡大を図ってまいります。

さらに、今後増加が期待される外国人介護人材については、今年度立ち上げた検討会で、就業後の学習支援には加え、高知を選んでもらうためのPRが必要という御意見をいただきました。このため、来年度は、高知の介護の強みであるノーリフティングケアや、食や自然といった高知の魅力を、関係団体と連携して海外に向けて積極的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、他業種から介護等に就職する方への支援制度についてお尋ねがございました。

厚生労働省では来年度から、他業種から介護分野や障害分野の介護職に転職する人を支援するため、介護福祉士修学資金等貸付制度のメニューに、新たな貸付制度を追加することとしています。この制度は、他業種で働いていた方が初任者研修などの一定の研修を修了し介護職に就く場合に、就職準備金として20万円までの貸付けが受けられ、2年間就業を継続することで返済が免除となる制度です。

介護職への転職者の状況を見ますと、他業種からの転職者が約3分を2を占めており、コロナ禍においては、さらに転職者が増加すること

が予想されます。そのため県としては、この貸付制度を積極的に活用し、介護職への参入を促進していきたいと考えています。

制度の周知については、詳しい内容が分かり次第、ホームページやSNSを通じてPRするとともに、転職を考えている方の相談窓口であるハローワークや、初任者研修を実施している民間事業者などへも広く周知し、多くの方に活用されるよう取り組んでまいります。

次に、介護報酬改定の評価についてお尋ねがございました。

令和3年度の介護報酬の改定については、全体で0.7%のプラス改定となっています。今回の改定では、全てのサービスの基本報酬を引き上げることとされており、介護職員の人材確保や処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など、介護事業者の経営をめぐる状況を踏まえたものとなっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な措置として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされることとなっております。また、この上乗せ部分については、10月以降の感染状況などによっては延長される可能性も示されております。

このほかにも、見守り機器を導入した場合の夜間の人員配置の緩和など、デジタル化による業務負担の軽減なども考慮されており、喫緊、重要な課題であります介護人材の確保対策の強化を図る報酬改定であると受け止めております。

今後も、報酬改定後の状況を注視してまいりますとともに、必要に応じて介護人材の確保策の充実等について、全国知事会とも連携して国に提言してまいりたいと考えています。

最後に、介護職員等特定処遇改善加算についてお尋ねがございました。

県としましては、より多くの事業所がこの制度を活用し、職員の処遇改善につなげていただ

きたいと考えております。未取得の法人に対しては、これまで個別に要因をお聞きした上で取得を促してまいりましたが、全国に比べて低い取得率となっています。加算を取得していない事業所からは、介護職員とその他の職員の給与体系のバランスを取ることが難しいことや、制度が複雑で分かりにくいといった声をお聞きしているところです。

こうした中、来年度からの報酬改定では、加算による賃金改善額の配分ルールの見直しが行われ、より多くの職員に配分できるよう要件の弾力化が図られています。また、算定区分についても、5段階から3段階への見直しによる簡素化が行われています。

このように、今回の報酬改定では、加算の取得促進に向けた見直しが行われておりますので、報酬改定の説明会や介護事業所認証評価制度支援セミナーなどで積極的な活用を呼びかけてまいります。あわせて、加算の新規取得や上位区分への移行を考える法人に対して、社会保険労務士などから助言・指導を受けるための費用を支援するなど、引き続き個別の支援も行ってまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、国保事業費納付金の激変緩和措置の段階的な廃止に伴う保険料負担の緩和の必要性についてお尋ねがございました。

平成30年度の国保制度改革に伴い、市町村がそれぞれ保険料を算出する仕組みから、県が全体の医療費と公費等を見込んだ上で、市町村ごとに割り振る納付金を基に市町村が算定するという仕組みになりました。現行の激変緩和措置につきましても、このことによる保険料の急激な上昇を抑えるために設けられたものです。

この激変緩和措置は、その財源を国が期限を定めている公費などに頼っていることや、納付

金算定の仕組みの導入による被保険者負担の急激な増加を抑制するという、当初の目的が一定達成をされたことから、市町村と協議の上、廃止することといたしました。しかしながら、いきなり廃止をしてしまうと、これまで激変緩和措置を受けていた市町村においては、被保険者1人当たりの保険料負担が急増してしまうことが見込まれますので、お話にありましたように、3年間で段階的に廃止をすることとしています。

県としましては、この激変緩和措置の廃止に伴って、最終的に1人当たりの保険料負担が増加してしまうこと自体はやむを得ないものと考えています。一方、保険給付費が増加し、今後1人当たりの保険料負担は増加していく見通しであることから、むしろ年度間の変動をできるだけ抑制しながら、保険料負担を緩和する取組が必要だと考えています。

そのため、市町村と協議の上、決算剰余金等を活用して、毎年度の納付金の水準を可能な限り急増させない仕組みを構築するなど、保険料負担の平準化を目指してまいります。

次に、保険料水準とは何を指すのかのお尋ねがございました。

議員からお話のありました1人当たり保険料収納必要額か、保険料・税率かと言えば、被保険者ごとで異なる所得水準などを考慮して決まる、後者を前提としています。

被保険者間での公平性を確保する観点から、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料・税率の一本化を目指すことを市町村に提案し、今後議論を行っていくことにしております。

次に、小規模な保険者が保険者機能を果たしていくための支援についてお尋ねがございました。

市町村が担う国保の事務については、本県は小規模な保険者が多いこともあり、これまでも

被保険者証の印刷や医療費通知などを国民健康保険連合会が一括して行うことにより、事務の効率化に取り組んでまいりました。県も、被保険者証ともなるマイナンバーカードの取得促進や、医療費適正化に資する医薬品の重複・多剤通知などを行い、市町村の保険者業務を支援してきたところでございます。

また、昨年12月に策定した第2期高知県国民健康保険運営方針では、被保険者からの申請書等の様式の統一や市町村事務処理標準システムの導入など、市町村が担う事務の一層の広域化、効率化を支援していくこととしています。

この運営方針に沿った取組を進めつつ、引き続き市町村の実情も伺いながら、特に小規模な保険者への支援の在り方について検討してまいりたいと考えています。

次に、本県の糖尿病や人工透析患者の現状についてお尋ねがありました。

一番最近の数値ということで、元データの時期はそれぞれ異なりますが、まず糖尿病の患者については、国のレセプト情報・特定健診等情報データベース、いわゆるNDBの平成30年度のデータによりますと、本県で糖尿病の治療を受けた患者は約3万6,000人で、総医療費は103億円、患者1人当たりになると約28万円となっています。

人工透析患者については、NDBでは把握ができませんが、日本透析医学会による調査になりますが、本県の令和元年12月末の透析患者数は2,583人で、このうち糖尿病性腎症を主要原疾患とする患者は896人で34.7%となっています。

なお、市町村国保と後期高齢者医療の被保険者に限られますが、令和元年度の国保データベースでは、透析治療を受けた患者は1,743人おり、年間医療費は約89億円、1人当たりの平均年間医療費は約511万円となっています。

次に、レセプトデータを蓄積する期間に関す

る検討状況についてお尋ねがございました。

まず、昨年の3月糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者を抽出している国保連合会と協議を行い、少なくとも平成29年度以降、5年間分のデータを蓄積していくことについて合意をいたしました。

他方、来年度から新たに、脳卒中や心筋梗塞などの重篤な循環器病の発症を予防する取組を開始する予定にしております。この取組では、モデル市町村において、5年間分のレセプトデータを用いて高血圧や高脂血症等の未治療者や治療中断者を抽出し、その人たちをグループ分けして、より効果的な受診勧奨を行います。

この取組の効果等も見た上でとなりますけれども、共に5年間のレセプトデータを用いることとして、脳卒中等の循環器病と糖尿病性腎症の重症化予防の両方に対応した、統合的なプログラムに発展させることを検討してまいります。

最後に、現在取り組んでいる国保ヘルスアップ支援事業の取組状況や課題についてお尋ねがございました。

国保ヘルスアップ支援事業としての取組のうち、まず人工透析導入が数年後に予測される患者に対して、透析導入を少しでも遅らせる取組については、昨年9月にプログラムを作成し、46人の患者に対して、10月から県内3つのモデル地域で、医療機関と保険者が連携して強力に保健指導を行っています。6か月を1クールとして介入効果の評価を行い、令和5年度まで療養支援を行うことによって、透析導入時期の遅延を図ってまいりたいと考えています。ただ、介入対象者のさらなる確保が課題です。引き続き、医療機関に協力をお願いし、介入対象者を追加するとともに、クールごとに介入評価を行い、一定の効果が見えたら、モデル地域を拡大していくことを検討してまいります。

次に、糖尿病看護の専門家等をアドバイザー

として派遣する取組については、昨年度から市町村に対して糖尿病看護認定看護師など9名をアドバイザーとして派遣し、糖尿病治療に関する最新の知識をもって市町村保健師等に助言を行っています。実績としましては、昨年度は32回、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響があつて24回となっています。未活用の市町村もあることが課題で、より多くの市町村に活用いただけるよう、事業の見直しも行いながら利用を促進し、保健指導の質の向上を図ってまいります。

国保ヘルスアップ支援事業としては、そのほか、市町村の集団健診において、1日の塩分摂取量の推定値を測定する取組なども行っております。こうした取組を通じて、糖尿病の重症化予防対策など保健事業をさらに推進してまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、3か年緊急対策の総括と、5か年加速化対策を含む今後のインフラ整備の取組についてお尋ねがございました。

土木部では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限に活用して、これまで総額400億円を超える緊急対策予算を確保し、県内のインフラ整備を推進してまいりました。例えば、河川のしゅんせつにつきましては、3か年緊急対策に加え、国が新たに創設した緊急浚渫推進事業も活用し、以前は年間を通じた予算が2億円程度であったところを、本年度は14億円確保し、対策を加速しているところです。

3か年緊急対策につきましては、本年度が最終年度であります。これまでの取組で、県内の防災・減災に資するインフラ整備が進んだとはいえ、継続的な整備を要する箇所はまだ多く残っております。発生確率が高まる南海トラフ地震や相次ぐ豪雨災害など、本県を取り巻く

状況は厳しさを増していることから、今後ともスピードを緩めることなく整備に取り組んでいかなければなりません。また、これまで整備してまいりましたインフラの老朽化対策についても、引き続き計画的に取り組む必要がございます。

昨年12月、国において、3か年緊急対策の予算を上回る総額15兆円規模の5か年加速化対策が取りまとめられました。土木部では、こうした国の動きも最大限に生かして、引き続き南海トラフ地震対策や豪雨災害対策など、県民の生命や財産を守る防災・減災対策を柱にして、県内のインフラ整備を加速してまいります。あわせて、中山間の1.5車線の道路整備など、地域の生活や産業を支えるインフラ整備にも全力で取り組んでまいります。

次に、土木技術職員のマンパワー不足に対する現在の取組状況についてお尋ねがございました。

土木部では、採用試験の応募者の増加を図るため、大学や高校への就職説明会の実施やインターンシップの受入れ、中学生の職場体験の受入れなどに取り組んでおります。さらに、本年度からは、U・I・Jターン枠の採用試験を開始したところです。

また、円滑な事業執行を図るため、県の外郭団体である公益社団法人高知県建設技術公社に積算業務や現場監督業務を委託しているほか、本年度は高知土木事務所で民間コンサルタントによる発注者支援制度を試行しているところです。現在、高知土木事務所には、十分な技術力と経験を有する民間コンサルタントの技術者2名が駐在し、工事現場での立会いや資料作成などの補助業務を行っており、円滑な事業執行につながっております。

今後も、5か年加速化対策により、事業量の多い状況が続きます。このため来年度は、民間

コンサルタントによる発注者支援制度の試行を6事務所に拡大してまいります。加えて、デジタル化による業務の効率化を進めるとともに、採用試験の応募者増加に向けてPRの強化を図るなど、土木技術職員のマンパワー不足解消にしっかりと取り組んでまいります。

○24番（黒岩正好君） それぞれ丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。第2問の質問をしたいと思います。

まず、商工労働部長、県外大学との就職支援協定、現在31校あるわけですが、私も過去神戸学院大学あるいは立命館大学へ訪問して、様々な就職支援の担当者と懇談をしたことがございます。それぞれ高知県内の企業の様々な状況もよく御承知で、いかに高知県出身の皆さんをこの高知の企業に就職させるかとの思いというのが、非常に担当者によってあったわけでありまして、非常に感動したことを覚えております。

たしか就職支援協定の調印の中にも、誠実に取り組んでいくということがあるわけでありまして、今後31校からさらに拡大していく予定なのかどうか。その辺りの考えと同時に、現在18.6%ですが、35%の目標ということを掲げられているんです。これに対する取組の何か新たなものを考え、確かに旅費とか宿泊費を出していくということも言われておりましたが、どれぐらいの人数を考えているのか、その辺りも含めて、ちょっとお伺いしたいんです。

それから、地域福祉部長ですが、7期計画で、高知市の介護老人保健施設80床の整備計画が、応募者がなくて廃止されております。これの主な原因はどういうものなのか、そしてその8期計画での整備計画の特徴的なものはどういうものなのか、お聞きをしたいと思います。

それと、土木部長ですが、3か年緊急対策の効果というのは、非常に我が県にとりましては、大きなものがあったと思います。私の家の近く

の久万川の河床掘削、随分とこの3月末に向けて進んでいるということが明確に分かるような状況にもなっておりまして、容積量を拡大していくということで、非常にすばらしい効果が出ているかと思えます。

そういうことで、こういった効果を生かして、5か年のがこれから始まるわけですけれども、具体的な実行計画をつくることも必要じゃないかなと思うわけでありまして。そういう意味で、もし計画を予定していないのであれば、5か年の実行計画を策定する思いがあるかどうか、そのこともお伺いをしたいと思えます。

それから、健康政策部長ですが、非常に糖尿病の、また人工透析者の数も多いわけですし、それから医療費も大変かかっているということで、さらにこの対策を進めていかなきゃなりませんけれども、昨年10月から非常に全国でも珍しい、遅らせる対策を進めておるわけでありまして。そういうことから、非常に努力されて、取組をされているわけでありまして、やはり糖尿病治療中断者、これの幅を広げていって、その方々にいかに受診勧奨していくかということが非常に大切かと思えます。その辺りの将来的な方向性を見据えて、しっかりと取り組んでいくことが大事なのではないかと思えますが、その辺りもう一点、御質問をしたいと思えます。

以上で2問を終わります。

○商工労働部長（松岡孝和君） まず、協定大学のお話があったと思えます。

私自身は、まだ一度もお会いしていないんですけれども、先ほど議員からもお話があったように、そういうような応援というか、その担当の方の思いも併せてやっていくことで、県内に就職し、帰ってくる確度が上がってくるというふうなことは十分あると思えますので、引き続き私としては、この大学の協定・発掘拡大はしていきたいと考えております。

それから、次の旅費等の支給の数字、すみません、具体的に今ちょっとここでは持っていないんですけども、先行している県の事例とか実績も見らる中で、それを超えるような数字での予算化を今はしております。で、こういうふうな格好で高知県に帰ってくる学生さんを、実績も見ながら増やしていくことで、我々としては、35%も掲げていますので、しっかりとやっていきたいですし、もし足らなければ、さらなる対策も考えていきたいと考えております。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 第7期の計画におきまして、高知市で計画をしておりました介護老人保健施設の整備につきまして、151床が未整備という状況になってございます。これにつきましては、高知市が公募したものの、採算性などから応募がなかったということが原因でございまして、その背景にはやっぱり介護人材の確保の厳しさ、こういったものもあろうかと思っております。次の8期の計画の際は、特定施設ということで位置づけて整備をしていく予定というふうに聞いております。

この第8期の介護保険事業支援計画の特徴といたしましては、在宅療養の推進というふうな観点で、小規模多機能型居宅介護あるいは看護小規模多機能型居宅介護、こういった在宅療養を支援するサービスの整備を重点的に進めていきたいというふうに考えております。例えば、小規模多機能型居宅介護であれば、今後3年間で10か所整備するというふうな計画にしております。

県としましては、8期計画で位置づけられた整備が着実に進みますように、介護人材の確保対策の強化策を講じながら、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○**土木部長（村田重雄君）** 河床掘削についての5か年での具体的な計画というお話をいただきました。

河床掘削、先ほどの答弁でさせていただきましたけれども、これまで大変多く予算を投じて、対策が加速できたところでございます。かなり河床掘削進んだということで、いろいろなところから、そういうお声を聞いているところです。

ただ、今後非常に多くの予算が全体で確保できる想定ではありますけれども、県にどのぐらい実際来るかというのは、今後の取組——またたくさん確保していきたいというところではございますが、まだはっきり分からないところではございます。

今後、また年度年度で多少の変動というのものがございまして、実際どのぐらいの河床変動が起こるかということも見ながら、ただ一定の想定はさせていただきながら、計画的な実施となるように確認、検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○**健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 今年度から生活習慣病を防ぐために、ポピュレーションアプローチに力を入れて取り組んでいるところですが、そこで導入しているのがナッジ理論と言われる、少し人々の背中をうまい言葉で押すような、そうした手法を取り入れております。また、先ほど答弁で申し上げましたとおり、来年度からは循環器病対策として新たに取組を進めていく予定としておりまして、そちらでもそうした手法をうまく活用したいというふうに考えております。

御指摘のありました糖尿病性腎症予防に関しても、一旦治療された方が中断していると非常にもったいない話ですので、そうした方が再び治療に導入していただけるような、そうした手法も導入しながら、できるだけ幅広く、そうした方が治療につながるように、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

○**24番（黒岩正好君）** ありがとうございます。非常に大変なコロナ禍の中で、これから大き

く攻めの1年にしていくという、知事の熱い熱い思いがあります。去年1年間を様々総括した上で、新年度の取組がされると思います。高知県の県民の皆さんが安心して、また安全な県政の取組による生活ができるように、どうか明年度も御尽力いただきまして、頑張ってくださいようお願いを申し上げます、一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩



午後1時10分再開

○副議長(西内健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番大石宗君。

(25番大石宗君登壇)

○25番(大石宗君) ただいま議長より発言のお許しをいただきました一燈立志の会、大石宗でございます。

今定例会は、世界を変えたと言っても過言ではない新型コロナウイルス感染症と向き合い続けた令和2年度の締めくくりの議会であると同時に、来る令和3年度の当初予算を審議する大変重要な節目の議会であります。こうした機会に登壇させていただけることをありがたく思うとともに、この間、コロナの影響を多く受けている医療従事者の皆さん、そして県庁職員をはじめ行政関係の皆さん、そのほか、このコロナ禍という前代未聞の大災害を乗り越えようと、共に闘う全ての皆さんに感謝し、会派を代表して質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

昨年11月、私自身も所属する高知商工会議所青年部主催で、濱田知事、そして尾崎正直前知事のお二人のリーダーシップ論をお伺いする研修会が開催され、様々な局面でのリーダーの在り方について、大変示唆に富むお話をいただいたところでありました。その節は、知事、本当にありがとうございました。

激動の時代において組織を牽引するリーダーの姿勢が、組織の将来に大きな影響を与えることは論をまちません。そのような中、昨年は近代の世界的指導者として名をはせた台湾の李登輝元総統がお亡くなりになりました。

李登輝元総統は、氏が尊敬していると公言されておられた坂本龍馬の研究なども通じて、我が高知県とも縁が深く、2009年には本県を訪れ、当時の尾崎知事のアテンドで桂浜などを散策、龍馬に関する講演を日本語で行うなど、県民に強い印象を残されたところでありました。

私も、2010年の高知県からの訪問団に参加した際と2016年と、2度台湾でお話しさせていただく機会がありましたが、特に2010年のときは、高知県出身兵士とともにニューギニアで戦った台湾の高砂義勇隊の慰霊碑に土佐のお酒を持参して参拝したエピソードをお話しさせていただいたところ、その碑文を書いたのは自分であり、高知の兵士とともに戦った台湾兵士のことは、戦後の歴史に埋もれてしまったけれども、どうか忘れずにいてほしいと強く言われたことが深く印象に残っているところでありました。

この李登輝元総統は、多くの著書を残されていますが、その最高傑作と言われるのが、2008年に出版された「最高指導者の条件」です。日本の文化や感性、考え方を深く理解し、さらに東洋思想の研究者でもあった李登輝元総統はこの本の中で、あるべき指導者像について、日本の例も引きながら自身の考えを明らかにしていますが、その中で、どのような組織においても

運命の成否を決める最大のものは、指導者の素質と能力、そして誠意を持って民意を酌む、個人の幸福のために長期的な計画を策定できる、組織全体の幸福と発展を実現できるという5つの要素であると述べられております。

私は、この文章を読み返しながら、昨年2月定例会で濱田知事にお伺いした目指すリーダー像において、知事が、県民の皆様と同じ目線に立って様々な御意見をたくさんお聞かせいただくこと、また職員の意見や悩みにも耳を傾けていくということ、まず心がけたいと思います、そうした形で言えば県民の皆様や職員と心を一つにして一緒に進んでいく方向性を見定めていく、少し不器用かもしれませんが、そうした形で着実に歩みを進めるようなやり方が、私の性格に合っているのではないかとお話しされたことを、まさに思い出したところであります。そうした中、さきに挙げた李登輝元総統の言われる5つの要素にも通じる、県民の気持ちや思いに寄り添う濱田知事の姿勢やお人柄は、記者会見の報道などを通じ県民に浸透しつつあるとも感じます。

コロナ対応という有事が長く続く中で、共に闘う仲間である県庁職員の皆様への思いについて職員の意識の変化や悩みなどをどう把握しているのか、また、さきの2月定例会では職員と共有したい思いとして、透明性の確保、進化の必要性、使命の感覚を持つこと、リスクを取って挑戦すること、想像力を発揮することという5つのキーワードを示されたところですが、改めて、有事の今期待する仕事への姿勢や進め方について知事の御所見をお伺いいたします。

また、この著書において李登輝氏は、台北郊外の観音山という山に登ったときのエピソードを引いて、指導者というのは、四方が険しい崖である狭く険しい山の頂上に立っていることと同じで、孤独であり、自分以外に頼れる人はい

ない、だから孤独に耐え得る力を持つ必要があるが、その気力や勇気を与えてくれるのは信仰、そして自身の哲学であるとも述べておられます。

そういった意味で、コロナ対応という、より厳しい状況下で県政運営を担ってこられた濱田知事の大変さは想像もつきませんが、私なりに記者会見などで濱田知事のお話を伺う中で、自身にとってよくない情報でも包み隠さず正直に、誠実に受け答えをする姿勢、また、政策を判断する際に科学的根拠を重要視される点、できる限りシンプルに考え、一度決めたらぶれない姿勢など、濱田知事の哲学のようなものも、この間少しかいま見えたような気がしております。

そこで、そういった様々な知事の姿勢の源泉となっているであろう、県政運営における知事の哲学についてお考えをお伺いしたいと思います。

また、コロナが有事だとしたときに有事に対応した過去の指導者に学ぶとしたら、危機に対応した指導者として真っ先に名前が挙がるのが、ヒトラーに屈しなかった男、第2次世界大戦のときの英国の首相、ウィンストン・チャーチルであります。

危機に立ち向かうチャーチルの姿を描いた元在英日本国大使館公使、現在、駐アメリカ合衆国特命全権大使の富田浩司氏の著書「危機の指導者 チャーチル」によると、危機の指導像に関する3つの必要な資質の最上位は、目的意識の明確化だとされています。いかなるコストを払ってでも戦争に勝利すると目的を明確化し、また、その大義を語ったチャーチルの演説が、当時の英国を結果的に支えたということですが、今回のコロナに置き換え、振り返って考えてみると、感染拡大防止と経済活動の両立という二律背反の命題に立ち向かうに当たり、ぎりぎりまで調整いただいた濱田知事の方針や優しさは、その意図が県民に十分に分かりやすく伝わった

のかどうか、誤解を生まなかったのかどうか、私は今後のためにも、少し振り返って考える余地があるのではないかと感じております。

特に危機的状況下では、明確な方針に基づく明確なメッセージが情報発信をする際に重要だと思いますが、これまでの情報発信の在り方と今後の考え方について知事にお伺いいたします。

次に、県政にとって最も重要なパートナーである市町村の課題についてであります。私たち一燈立志の会では、コロナ対策において県と連携してきた市町村の皆様の取組について、閉会中に調査を行いました。結果、多くの市町村長さんから、県の対策については大いに評価しているとお話を伺ったところであります。

特に、県単で早期に踏み切った融資制度をはじめとする経済対策、そしてPCR検査の体制づくり、高齢者へのインフルエンザ予防接種支援などは、多くの市町村が高く評価をしているとのことでありました。一方、国や県の支援から漏れたところを支えていくのが市町村の役割であるということや、今後の第4波に向けての準備やワクチン接種などを考えると、ますます県との連携を深めていく必要があるとお声も多く伺ったところであります。

そこで、コロナ対策において連携してきた市町村の課題を、県としてどう把握されているのか、また、この間の連携に課題があったとしたらどこか、さらに今後の向き合い方について知事の御所見をお伺いいたします。

また、ほぼ全ての市町村長さんが一様に危惧しておられるのが、市町村財政の今後の動向であります。国の財政出動により、コロナ対策での財政悪化は何とか避けられている状況ではありますが、そもそもコロナ前から財政は厳しい状況が続いていること、既に上半期で4億4,400万円法人住民税が減少しているように、今後もコロナにより税収が悪化することが予測されて

いること、さらに南海地震対策やデジタル化など、これまでになかった経費の支出や維持管理費が財政を圧迫していること、一方で、基礎自治体の担う業務は年々拡大していることなど、厳しい状況がある中で、国への提言なども含めて県の支援が必要だという切実なお声も伺ったところであります。

そこで、市町村の財政について、現状と課題、将来予測と今後の取組について知事のお考えをお伺いいたします。

この項最後に、今回提案された令和3年度の当初予算案は、濱田知事が初めて本格的に自身の手で当初予算編成を行ったものだと思いますが、この予算編成作業に当たって、知事として意識したことについて、御所見をお伺いいたします。

次に、想像したくはないですが、来る可能性は想定しておかなければならない、いわゆる新型コロナウイルス感染症第4波対策についてであります。

さきに、台湾の李登輝元総統のことを取り上げましたが、今回世界各国のコロナ対策において成功したと言われる国の一つが台湾です。

この中のマスク問題で一躍脚光を浴びたのが、天才IT大臣、何と35歳で閣僚に就任したオードリー・タンさんで、デジタルを駆使してのコロナ対応は、台湾国民はもちろん、世界中から高い評価を受けています。

そのオードリー・タンさん自身はその著書で、台湾成功の一番の秘訣、これはデジタルでもなければ、奇をてらった政策でもなく、2003年に流行したSARSの経験を生かしたことだと語っております。

つまり、2003年に痛い目を見た台湾政府は、その問題をそのままにせず、収束した後、一つ一つ課題を洗い出し、検討して解決してきた。これが今回、いざコロナが起きたときに対応で

きた基礎になった。それに加えて、SARS対応の課題を明らかにして、解決に向けて取り組む中で国民の意識も高まったこと。さらに、その延長で、誰かから強制されなくても主体的に動いて、困っている人に手を差し伸べるという意識を多くの国民が持ったこと。これが、今回のコロナ対策における台湾成功の秘訣だということでもあります。そうすると、来るかもしれない次の危機的状況に向けて重要なことは、昨年からの取り組んできたコロナ対策の課題を洗い出し、何を乗り越えて次に向かうかということであり、県民ともその課題を共有することも重要だと考えます。

これまでのコロナ対策を行ってきた中での教訓とは何か、濱田知事にお考えをお伺いいたします。

次に、今後の経済対策についてであります。これまで県が事業者に対して行った現金給付は、感染拡大防止措置での協力金と、昨年7月の国の持続化給付金を受けた事業者に対する追加支援、そして今定例会に提出されている新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援給付金という経済対策ですが、この中で、春に行った協力金は、当初法人ごとの支給から店舗ごとの支給に、給付金は、今回さらに要件緩和を行うなど、県が事業者の実態に応じて、より支援が行き届くように少しずつ条件を変化させてきていることは、大いに評価するところであります。

その観点で考えたとき、来るかもしれない第4波に向けて、例えば、従業員数は多いものの正社員率が低い外食産業のように、今回の社会保険料を算定基準とした給付金の恩恵は薄いところなど、様々な現場の実態を把握した上で、さらにきめ細やかな事業者支援を検討しておくことも重要だと考えますが、商工労働部長のお考えをお伺いいたします。

また、今回のコロナは、社会の在り方を根本

的に変えた部分があり、市場のニーズなども変化しており、収束した後も、その影響は続く部分もあるということや、コロナという災害によって事業は悪化するも、能力ある経営者の皆さんがたくさんおられることを考えれば、以前建設業が苦境の際に1次産業への参入を促進した例があるように、現在の業種変更や、さらに異業種への参入、そして今回の当初予算で強化する方針を出している事業承継などの情報提供など、幅広い視点で事業者を支える取組を強化してはどうかと考えますが、商工労働部長のお考えをお伺いいたします。

次に、コロナ対策の交付金事業についてであります。県並びに市町村に交付された、コロナ対策としての国からの財政支援ですが、先日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の質疑の中で、1人当たりの配分額が、県は全国3位、市町村分は何と全国1位ということが明らかになりました。これは費用のかさむコロナ対策に資する重要な予算で、各市町村で感染拡大防止の物品購入や事業者への支援に使っていますが、市町村独自の取組も多く、例えば、土佐清水市では、キャッシュレスならでの即応性と経済性にも富む、地域電子通貨めじかを導入し、非接触のキャッシュレス決済で感染拡大防止を図るとともに、地域限定で使えるポイントで地域事業者の消費拡大を図り、さらには高齢者、事業者のデジタルリテラシーの向上にもつながるような取組を行い、コロナ後も使えるインフラとして整備するなど、一粒で何度もおいしいような先進事例も出てきているところであります。

一方、市町村からはこの交付金の使途について、兵糧はたくさん届いたけれども、使い道について悩むこともあり、より有効に使うための情報が欲しいとの話もお伺いいたします。

この交付金は、基本的に幅広く使える財源の

ため、まさに市町村の意向が色濃く反映されま
す。その事業効果についてしっかり分析した上
で、成功事例を共有することなどは、県の役割
ではないかと思いますが、現在の情報共有の仕
組みと今後の取組の方向性について総務部長の
お考えをお伺いいたします。

次に、高知県の基幹医療機関である高知医療
センターのバックアップ体制についてでありま
す。先日の新型コロナウイルス感染症対策調査
特別委員会に、高知医療センターの島田安博病
院長においでいただき、いわゆる第3波来襲時
の医療の状況について、第1波、第2波と比べ
て呼吸器が必要な中等症から重症患者が大幅に
増加した第3波では、医療センターの医療資源
の多くがこの対応のために投入され、年末年始
は医療崩壊の一步手前の状況、最後の最後に乗
り切れたのは、通常よりも救急が少なかったと
いう神風、つまり偶然の産物であり、このまま
これ以上の第4波が来てしまった場合は、确实
に持ちこたえることができないという、大変厳
しい状況をお伺いしたところであります。

あわせて、この中で次なる波に備えるため
には、これまで得た知見を改めて分析し対応につ
なげることの大切さや、感染症対応ができる医
療従事者の育成が急務であることなど、大変重
要な提言も複数いただいたところであります。

そうした島田病院長の御意見の中で、私が最
も重要だと感じたのは、基幹医療機関である医
療センターのバックアップ体制を今から検討し
ておくことも必要とのお話であります。都市部
には、たくさん代替機関があるが、高知県では
医療センターが万が一本来の機能を果たせな
くなってしまった場合、その医療をすぐに担える
医療機関は少ないという島田病院長の抱く危機
感は、極めて深刻に受け止めなければならない
現実の課題であります。

その中で、医療センターのバックアップ体制

について今から考えておかなければならないと
したときに、県内の医療に関わる総数を把握し、
先手先手を打って対応していくために、県が果
たしていく役割は大きいと考えますが、第3波
の現状を踏まえた現在の取組と今後の方向性
について健康政策部長のお考えをお伺いいたしま
す。

次に、デジタル化についてであります。

さきの第二次世界大戦において、日本の敗戦
を決定づけたと言われるミッドウエー海戦をは
じめとする数々の重要な戦いに海軍参謀として
参加し、戦後、自身も深く関わった軍の戦略と
その敗因を詳細に分析し、多くの著作を残され
た室戸市出身の奥宮正武氏は、あの戦争を、そ
れは空の戦であったと称しました。その心は、
飛行機という、当時の常識を超えた新たな飛び
道具こそが全ての行動の原則となるとし、その
新しい技術をいかに活用できたかどうか、そし
てその技術を使って空という空間を制す、制空
権を確保できたかどうかということが勝敗に直
結したという意味であります。

もちろん同じようにはいきませんが、この教
訓を現代の状況に置き換えて考えたとき、デジ
タルという、确实に今後の社会にとって基礎的
なインフラとなる技術を自らの基盤として考え
ることができるかどうか、そしていかに早期に
自分たちのものとしてその技術を活用するこ
とができるかどうか、そしてデジタル空間を制
することができるかどうか、今後の県政にとっ
ても、デジタル化の進捗は非常に重要な時期に
あると言えます。そこで、現在の本県のデジタ
ル化に関して、幾つか質問させていただきます。

まずは、経済におけるデジタル化として、県
が今年度から取り組む中小企業デジタル化促進
モデル事業についてであります。デジタル化の
遅れている県内中小企業において、伴走しなが
ら支援を行い、成功モデルをつくり、横展開を

図っていこうとするこの事業は、時宜を得た非常に重要な取組だと考えます。一方、横展開するに当たり、いわゆる企業秘密も含まれるノウハウを多く含む技術についての移転には難しさも付きまとうのではないかと思うところです。

この取組事例の横展開を図るに当たってどのような仕組みを考えておられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、教育のデジタル化についてであります。国のGIGAスクール構想に基づき、今後教育のデジタル化は全国的に急速に進んでいくとされていますが、高知県もコロナ対策もあり、来年度からは全ての公立の小中学生に1人1台のタブレットパソコンが市町村を通じて貸与され、学習の在り方も大きく変容することとなります。

そのような中、そもそもGIGAスクール構想とは何なのか、また授業はどのように変わるのか、保護者はどう対応すればよいのか、保護者の皆さんから様々な問合せが増えてきたように思います。

これは、それぞれ市町村教育委員会を通じて各学校で行うべきことでもありますが、こうした保護者の皆さんに対する説明や広報について今後どのように進めていかれるのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

また、公立の生徒に貸与されるタブレットですが、国の構想では自宅へ持ち帰って学習にも活用するということが推奨されています。本県での取扱いもこの国の方針に沿うものになるのか、またその場合紛失などのトラブルが起こった場合どう対応するのか、教育長にお伺いいたします。

また、タブレット本体自体は市町村所有、中身の情報は個人所有の財産ということになると思われますが、このデータの所有権と引継ぎ、例えば公立から私立に進学した場合などはどうなるのか、現在の検討状況について教育長にお

伺いいたします。

次に、カツオ・マグロ漁業の振興についてであります。

昨年の2月定例会において、黒岩正好議員、そして私自身も本県の重要な漁業であるカツオ・マグロ漁業の苦境と対策を訴えたところでありましたが、その際、知事より、関係者と協議して対策を取りまとめると御答弁いただいたとおり、今年度関係者へのヒアリングと対策取りまとめが進み、初めて来年度から産業振興計画にも、カツオ・マグロ漁業の振興が掲載されることとなりました。この間の県と関係者の皆様の熱い御努力に心から感謝を申し上げるところであります。

この振興計画では、現状について、カツオの近海・沿岸、マグロの遠洋・近海という4業種それぞれの現状と課題について詳細に分析されていますが、結果を見ると、どの業種も共通する深刻な課題は、漁船の高船齢化と船舶職員の高齢化、担い手不足であります。

通常、乗換えの時期である船齢20年以上の船の割合は、最も経営が堅調と言われる近海マグロはえ縄漁業でも55.1%、高知の食卓を守る19トンの沿岸カツオ一本釣り漁業に関しては、何と70%という高い数字であることが明らかになりました。

そういった意味では、高知県の漁船漁業生産額の6割を占めるカツオ・マグロ漁業は、まさにこれを守り、継続させていけるかどうか、今大きな分岐点にあることは明らかであります。これまで以上の危機感を持って、この問題に向き合う必要がありますが、今回の取りまとめは、その第一歩として大変重要な取組であります。

その中で、今後、さらにこの漁業を何としても守るという観点で県の支援を強化してもらいたいと考えているところですが、そのためには両漁業の位置づけを、改めて県民にも理解してもら

える形で整理する必要があると考えます。

それには、両漁業の生産量や生産額といった基本的な数値に加えて、県外の方の高知に対する印象でトップであるカツオのブランドイメージの価値や、これまで培ってきたカツオ・マグロ漁業の高知県の歴史文化などの価値、さらにはこうしたブランド価値を守ることで維持される経済効果など、多角的な価値を分かりやすい形で数値化するなどの取組も必要だと考えます。これは、まさに難しい課題です。

もし、高知県から両漁業が失われてしまったらどんな影響があるのか、水産行政のみならず県政を挙げて、その理論構築に取り組む必要があると考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、今回の取組の目玉である事業戦略の策定・実行支援についてであります。10事業者を選定し、事業戦略策定をサポートするこの取組は、事業者の経営改善に資するすばらしい取組だと評価するところですが、一方、手を挙げてくる10事業者は、そもそも意欲高い事業者となるのではと思うところでもあります。そうすると、真に廃業を検討している、苦境にある事業者を支えるという体制にも、さらに心を配る必要があるように思います。

そこで、今回選定する10事業者以外の事業者へのサポートについてどのようにお考えか、水産振興部長のお考えをお伺いいたします。

次に、喫緊の課題である人材確保についてであります。今回の取組では、日本人船員の確保とともに、外国人材の確保についても進めていく方針が記載されていますが、その中で期待されているのが、いわゆる特定技能制度の活用であります。

一方、この特定技能制度についての運用を議論している水産庁の組織した漁業特定技能協議会の申合せでは、当面の間、漁船1隻当たり、

技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内を目安とすることから、日本人船員と同数しか乗船させることができないため、実態として、多くの外国人船員を乗船させている本県のカツオ・マグロ漁業にとっては、せつかくの特定技能制度を実質活用できない状況となっております。

国に対し、この申合せの要件緩和についても要望していくべきだと考えますが、水産振興部長のお考えをお伺いいたします。

次に、公共交通問題、そして高知県の公共交通の中心、とさでん交通についてであります。

私が公共交通問題を考えるとき、いつも手に取るものがあります。それは、平成24年7月6日に当時の高知県議会公共交通問題調査特別委員会で取りまとめた、高知県の公共交通の在り方についてという報告書であります。

この特別委員会は、旧土電と当時の県交通の経営悪化をその契機として、県内公共交通の在り方をそもそも見直さなければならないというところからスタートし、約1年間の間に18回にも上る委員会の開催、県外調査、市町村のヒアリング、現地調査、利用者との意見交換会、他県の有識者や交通事業経営者を招いての勉強会など多岐にわたる取組を経て、県内の公共交通の現状と課題、そして向かうべき方向性を取りまとめたものであります。

路面電車からバス、鉄道、タクシー、中山間の交通対策などなど、ほぼ全ての交通課題を網羅し、対策を提言し、さらに県民に向けてのメッセージなど記載した65ページにもわたるこの報告書は、最後の取りまとめ時には委員長として仕事をさせていただいた私自身の公共交通を考える上でのベースともなっております。

この報告書の最後の部分では、県民の公共交通に対する向き合い方として、「一人一人が乗らないとなくなることへの意識転換が必要、県民

参加のない公共交通の継続は難しい、行政は継続的な啓発活動をすべき」とし、「県民・交通事業者・行政が一体となって、公共交通を守り育てる県民運動が巻き起こることを切に望む」と締めくくっております。その後、こうした議論もベースとして、旧土電経営陣の不祥事をきっかけに、両社の経営統合が奇跡的なスピードで行われ、県内公共交通は新たなステージに入りました。

そして、新会社であるとさでん交通は、事業再生計画に基づき経営改革に取り組み、これまでは計画を上回る成果も出してきたところがあります。しかし、今回のコロナ禍により、経営は悪化、また長期戦が想定されることなどにより、先行きも非常に厳しい状況になってきたと懸念するところがあります。

まさに今、県内公共交通事業者の核であるさとさでん交通の状況や、その他の交通課題などを考えたとき、9年前の委員会で議論したときのように、もし公共交通がなくなってしまうらという厳しい問いが、現実味を持って私たち県民に、そして議会に重くのしかかってきていると言っても過言ではありません。

そのような中、今また、さとさでん交通の問題を通じ、高知県の公共交通について、県民全体で議論を深めなければならない時期が来たのではないかと感じるころであります。

そこで、知事にお伺いをいたします。さきに述べたように、県内交通事業者の核であるさとさでん交通は、県議会が報告書を出してから2年後の平成26年10月に発足いたしました。そこに至るまでに、2,000名を越す既存株主の株主権の消滅、関係金融機関の28億円にも上る債権放棄、経営陣の刷新など、激しい血と涙を流しつつ、さらには関係自治体から10億円の出資を受けるなど、全国に類を見ないスピード感で改革が断行されたところがあります。

こうした経緯の中で生まれ変わった新会社には、高知の公共交通を支える中心として長く活躍してもらいたい、新会社の出発式に当たり、多くの関係者、そして県民がそう願ったところでもあります。

濱田知事は、この頃は高知におられなかったこともあり、現場でこのことを見られていたわけではありませんが、改めて今、この経営統合、新会社の発足についてその経緯や意義も含めてどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

次に、新会社が発足してから、県民、交通事業者、行政が5年半にわたり達成しなければならない指針としてきた事業再生計画がちょうど区切りを迎えるに当たり、これまでの計画の総括をどのように考えるのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

また、この計画では、事業者の自助努力を基本としつつ、構造的な問題を抱えた公共交通の維持のためには、引き続き行政の追加支援が必要である旨も明記されております。冒頭申し上げましたように、コロナによる経営環境の悪化という引き金はありますが、そもそも民間事業者でありながら、公共交通を支える使命を持っているさとさでん交通には、もともと構造的な課題があります。

そのような中、新会社の設立という、ある種の応急措置でこれまでうまくしのいできたところですが、ここに来て、改めて抜本的な治療が必要な段階になってきたのではないかと感じるころでもあります。

そうであれば、さとさでん交通の担う公共交通機能を公的にどう支えていくべきか、1段階フェーズを上げた議論が必要ですし、また冒頭の特別委員会の報告書にあるように、その際、県民が我が事として考える環境ができるかどうか、これも非常に重要なポイントであります。

そこで、こうした議論を進めていくに当たっ
ての体制づくりも含めて、今後の本県の公共交
通の課題、とさでん交通の課題にどう向き合っ
ていかれるおつもりか、知事のお考えをお伺い
いたします。

次に、中山間問題、集落活動センターについ
てであります。

2012年に集落活動センターが発足してから今
年で10年、これまで開設されたセンターは県内
61か所、投入した県費は約11億円、市町村負担
分も加えれば22億円に上ります。

当初の設立の意義は、平成24年当時の尾崎知
事の言葉を借りると、所得を生む経済活動、福
祉・医療と防災という3つの機能を同時に果た
し、若い世代の人口増加を図りつつコミュニ
ティーの維持を目指すということであります。
その後10年たって、この3つの機能のうち、福
祉と医療と防災という点に関しては、その目的
に沿う活動ができているのではと、大いに評価
するところですが、最初の経済については、率
直に厳しい状況が続いている現状があるように
思います。

これまで、自走時期における経済活動を拡大
するための予算として準備していた補助金につ
いても、利用率が悪く、次年度の予算からは、
新たな方式に変更されることとなったことは、
厳しさの一つの現れでもあるのではないでしょ
うか。

一方、難しい状況については重々承知をして
いますが、市町村からしても、福祉や防災の拠
点をつくらうとしてセンターに投資をしている
わけではなく、やはり集落を維持するためには、
若者の定住を図らなければならないという危機
感の下に、一筋の光をセンターに見いだして設
立していることを考えれば、この経済活動をい
かに進めていくかということ、引き続き大変
重要な課題であります。

昨年の決算特別委員会でも、橋本敏男議員か
ら、一旦取り組んだ経済活動が頓挫したときの
サポートについて、さらに注力してほしいこと、
横山文人議員から、センター全体の経済活動に
対する現状と成果の把握にもっと力を入れてほ
しいという質疑があったところですし、本会議
でも、このセンターの経済活動における課題に
ついては、議員各位から数々の質問がなされて
おり、注目の高さは言うまでもありません。

このセンターの経済活動に関しては、もちろ
ん主体となる地元住民、そして市町村の果たす
役割も大きいと思いますが、広い意味で幅広い
情報や人脈を持ち、県民の経済活動を支えてい
る県が牽引しなければならない部分も、実態と
しては多くあります。

そこで、センターの経済活動に関し、今回補
助金の変更はありましたが、これまでどおり最
も重要な機能の一つと位置づけ、県として強い
思いを持って引き続き取組を進めていくのか、
また、これまでの課題をどう総括しているのか、
中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、センターを支える人材の確保について
であります。センターの活動で最も困っている
ことは、人、慢性的な人手不足、そして人材不
足であると言われており、市町村から県に対す
る支援の要望が多いのも、この人材確保に関す
る課題だと聞かるところですが、現状と今後の考
え方について中山間振興・交通部長にお伺いを
いたします。

また、第1問でお伺いした経済活動を進めて
いくための人材確保も特に重要であります。経
済活動をセンターで進めていく一助とすべく、
ビジネスモデル集の活用を導入した平成26年の
中山間総合対策本部会議で当時の尾崎知事は、
センターの運営は新しいビジネスを立ち上げな
いと難しい、担い手がいなければ域外から連れ
てくるしかない、その部分が中山間対策の成否

を決めると、強い思いを口にしております。

そこで、センターの経済活動をはじめ中山間の振興に資する人材確保については、移住、起業家育成、企業誘致など、複数の部局にまたがった県の取組の状況を把握しつつ、連動させながら行わなければならないとしたときに、その情報を集め、市町村と共有する、あるいは市町村からの要望を県庁内に届けるという役割を産業振興推進地域本部が担うことも重要ではないかと考えますが、産業振興推進部長のお考えをお伺いいたします。

次に、県史編さん事業についてであります。

昨年2月の本会議において、この20年にわたる長期的大事業を行うことをてことして、教員や高校生に関わってもらい、歴史人材の育成にもつなげてもらいたい旨の議論をさせていただきましたが、来年度よりとうとう全県的な歴史資料調査が始まることとなりました。

これまで高知県は、前回の県史編さん時も含めて全県での悉皆調査を行ったことはなく、来年度から始まる取組は、散逸しつつあるの歴史資料の保存や、消滅しつつある集落の歴史保存などを考えても最後のチャンス、大変重要な取組だと大いに評価をするところであります。

県は今後、県史編さんに取り組むための県史編さん室を設置し、専門人材などを配置して取組を進めることとなりますが、その人材の確保、そして民間の歴史家などのネットワークも含め、その人材を支える体制の整備、さらには市町村との連携などが課題になってこようかと思いません。

今後、こうした課題をどう乗り越えていくのか、また20年の長い期間で編さんに関わる人材の確保に当たっては、貴重な歴史人材の育成という観点で若い人材の確保が特に重要だと考えますが、文化生活スポーツ部長のお考えをお伺いいたします。

次に、県有施設のさらなる活用についてであります。

まず、磨き上げ整備基本構想に基づき、新研究棟の整備など、新たな取組を進めている牧野植物園についてであります。

県は、この磨き上げ構想を基本に園のさらなる魅力化を進め、2022年度以降は、2018年度比3割増の年間20万人以上の入園者を確保する目標を掲げております。

御案内のとおり、牧野植物園は本県にとって、観光、文化、教育、経済など様々な分野で欠かせない重要な施設であります。その意味で、園の魅力化、活性化は、観光で来られる皆さんのみならず、もちろん県民にとっても喜ばしいことですが、いまだ幾つかの課題も抱えているところであります。

その中の1点目は、五台山観光全体で考える必要がある交通アクセスの問題であります。さきに挙げた構想では、牧野植物園、五台山公園、竹林寺が連携することの重要さとともに、貧弱な交通アクセスについては、唯一の公共交通MY遊バスの運行の継続と便数増加、狭隘道路の拡幅、そして駐車台数の増加に取り組む必要があることが明記されているところであります。

そのような中、最も重要な駐車場問題について、一昨年6月、山崎正恭議員から質問があり、川村部長から、根本的な駐車場対策としては、駐車場を拡張することが望ましいが、五台山は傾斜地が多く、新たに駐車場を整備することは難しい、このため、園周辺の民有地も含め、駐車台数を確保できないか、今後も検討を続けていくと答弁があったところであります。

そこで、現状を伺ったところ、2月まで開催した旅するラン展では、駐車場が満杯のため引き返すお客様が多数いたこと。また、園内で最も花などが見頃である春のゴールデンウィークでも、駐車場不足でお帰りいただくといった状

況が常態化していると伺いました。

対策として、バスによるピストン輸送も行っているとのことですが、そのバスも渋滞により動けない状況にあると聞きます。これでは、目標を20万人としても、その達成は非常に厳しいのではないかと不安を覚えるところでもあります。

また、このような状況が常態化すれば、牧野に行っても渋滞が見えるかどうか不安だということで、客足が遠のくこともあるのではないかと懸念します。新たな整備が着々と進み、入園者の増加が図られる中、この問題はまさに焦眉の急であると言っても過言ではないと思います。

この駐車場問題に関し、これまでの間、課題の解消に向け、どういった検討がなされ、対策が進んでいるのか、一昨年答弁された新たな土地の確保対策の進捗はどうなっているのか、また、もし新たな土地が確保できなかった場合、現在の駐車場の土地を活用し立体駐車場の建設など、さらに駐車台数を増やす工夫は考えられないのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

また、園が土佐固有の希少植物をはじめ、世界各国から提供された希少植物の宝庫であることは、牧野植物園の持つ重要な価値を表すものですが、この価値を守っている最前線の重要な施設が、園のバックヤード機能を果たしている、いわゆる長江圃場であります。この長江圃場は、園の重要な財産、そして積み重ねてきた知見の宝庫ということで、厳重な管理体制の下、運営されている大変重要な施設であります。

その圃場が、南海トラフ地震において全面浸水区域に指定されるという、大変ショッキングな出来事から、県は現在長江圃場の希少植物の高台移転検討を始め、今年度は高台の移転候補地の測量を行ったところでもあります。

昨年2月議会では、担当委員会においてこの

長江問題が議論され、当時の西内委員長から、委員から、長江圃場の植物についてどの程度の範囲で高台移転を考えているのかと質疑があり、執行部からは、長江圃場の全ての植物を高台に移転することが可能か、令和2年度に実施する移転候補地の測量調査の結果も踏まえて検討していくとの答弁があった、との委員長報告がなされたところであります。

一方、委員会のやり取りの詳細を確認すると、高台移転によって、どの程度の植物の移転ができて、どのくらいが残るかという加藤漢議員の質問に対し、どれだけの上を上げるができるのかまだ確定していない、測量しながらしっかり考えていきたい、その中では、順番、優先順位も園と相談する、ただ、現実には圃場の全てのスペースを上を上げるのはちょっと難しいと考えている、との答弁もなされているところであります。

直ちに山を切り開き、全てを移転するには、多くの予算が伴うことも承知しています。しかしながら、南海トラフ地震の発生が切迫する中、スピード感を持って対応していかないと、これまで長年にわたって収集し、研究を積み重ねてきた研究型植物園としての機能を失うことになるものと、懸念もするところであります。これら貴重な植物は、高知県民の財産でもあります。

そこで、この牧野植物園の生命線の一つとも言える長江圃場の浸水対策について、一部移転という表現を使うと、残りは津波でなくなってもいいかのような誤解を生むことにもなることから、一部移転という表現ではなく全面移転を目標にスピード感を持って対策を講じるべきと考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

次に、昨年の2月議会でも、高知みらい科学館との連携という趣旨で取り上げさせていただいた芸西村天文学習館についてであります。そ

の際に教育長からは、科学館との連携を深めつつ、学習館のさらなる活性化を検討していくという御答弁をいただいたところであります。

その後、私も改めて学習館で毎月5回から8回行われている観測会に、子供たちも連れて参加をしました。ちょうど浜田豪太県議も御家族で参加されており、共に星空を眺めながら宇宙のロマンに身を浸したところですが、その日の講師は、まさにこの館設立のきっかけとなったコメットハンター関勉先生、その人でありました。

関先生が世界に知られた天文研究者であるということは言うまでもありませんが、90歳を超えた先生が、毎月最低1度はボランティアで講師をしていること、子供たちに星空の話をし、丁寧に観測も手ほどきしてくださっていること、しかも、それは館ができて以来もう数十年になることに、改めて静かな感動を覚えたところがあります。

そこで、歴史を振り返ってみると、高知出身の天文家、実業家である五藤齋三氏が、ふるさと高知に対する思いある中で、その高知の空を穴が開くほど見詰め、草の根で世界的研究を行う若き日の関先生の天文に関する情熱に感動し、1910年のハレーすい星をきっかけに自身が抱いた天文の夢を関先生に託そうと、当時、日本最大級、そして非常に高価だった60センチメートル反射望遠鏡を県に寄贈、この望遠鏡を設置するため、県青少年センターの分館として開館したのが昭和56年4月、つまりこの4月には、館は40周年の節目を迎えることとなります。

この間、2人の情熱とその出会いをきっかけに、関先生はこの望遠鏡、施設を使って多くの発見を成し遂げ、小惑星に、高知にまつわる多くの名前もつけてくれております。

また、臨終にあった五藤齋三氏の枕元に、まさに見つけたばかりの小惑星を「五藤」と命名

し、恩返ししたというエピソードや、関先生の挑戦を応援し続けてきたお母さんが入院中、観測に行きたそうな先生に、行きたいがやろ、気にせず行ってきいやとの言葉をかけ、出かけた先生は小惑星を発見、ところが病院に帰ると、既にお母さんが意識なく、その星にお母さんの名前をつけた先生は、今もその星を見るたび手を合わせているとの話など、実際のエピソードの数々には驚くばかりですし、こうした話を直接聞くことができた子供たちの感動はいかばかりかと思えます。

こうした活動の基盤となった館は、昭和55年生まれ私とほぼ同世代、何かと親近感も湧きますが、これまでいろいろと紆余曲折も経験してきました。

平成16年には、財政難による休止、廃止の検討もされる中、当時の江渕征香県議会議員から大崎教育長への五藤さん、関さんへの評価と存続を求める質問に対し、お二人の本県に対する貢献は大変大きなもので、私どもとしましては、当施設を活用した学習活動に継続的に取り組むことが、お二人の御功績に報いる道であると考えていますと、施設継続を明言。さらに、今後の課題である学習体験機会の拡充と関さんに続く天文研究者の育成、これに学校をはじめ様々な皆さんとともに取り組んでいく。また、指導者の育成についても、関係者の御協力をいただいて取り組んでいくと、引き続き県が取り組む課題についての答弁があったところであります。

そこで、大崎教育長の答弁から既に17年が経過していますが、このとき県が挙げられた学習体験の拡充、指導者となる天文研究者の育成についてこれまでの取組はどうだったのか、教育長にお伺いをいたします。

また、館は、経年劣化による老朽化で非常に厳しい状況でもあります。併せて、バリアフリー化なども手つかずの状態から、90歳を超えた先

生が暗闇の中、坂道を歩いて館まで行く様子を見て、心苦しい思いも抱いたところでもあります。

40年継続して子供たちの天文学習に、そして高知の天文家の皆さんのメッカとして活躍してきた館の施設の整備とバリアフリー化も検討してもらいたいと願うところですが、現在の考え方について教育長にお伺いをいたします。

また最後に、館設立のきっかけとなり、現在も活動の大黒柱として活動を続けてくれている関勉先生が、高知県に与えた影響についてであります。先日、誇るべき故郷のヒーロー藤川球児投手が引退、県はその功績に対し、「高知くろしお感動大賞」を創設、長年県民に与えた感動に対して感謝の気持ちを表したところでもあります。受賞が大きなニュースとなり、故郷高知の思いに大いに喜んでくれている藤川投手をテレビで見て、すばらしい取組だと感動し、県が公式に感謝の気持ちを表すことの重要性に、改めて気づかされたところでもあります。

そういった中で、世界的天文家として活躍しながらも、地道に高知の空を見上げながらこつこつ研究を続け、90歳を超えてなお、高知の子供たちに星空の楽しさ、自分の経験を継続して伝え続けてくれている関勉先生のが、まぶたに思い浮かんだところでもあります。決して派手ではない、知る人ぞ知る存在ではあるかもしれないけれども、こうして地道に活動を続けてきた関先生の歩みの一步一步には、深く重い感動を覚えるところでもあります。

そこで改めて、関勉先生がこれまで高知県の子供たちの天文学習、天文研究家に与えた影響と、広い意味での県に対する貢献についてどのように評価されているのか、濱田知事にお伺いして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍におけます県の職員の意識あるいは職員に期待する仕事への姿勢と進め方についてお尋ねがございました。

昨年春から現在まで、新型コロナウイルス感染症という、誰もが今までに経験したことのない難題に対しまして、まさに県庁一丸となって全力を挙げて取り組んでいるところでもあります。この間、職員からは、自らの感染リスクや収束が見通せないことへの不安の声、またテレワークなどの新しい働き方への戸惑いの声も聞いております。そうした状況の中、多くの職員が、コロナ対応で業務量が増えた部署への応援ですとか簡易療養施設の運営などに、自らの担当業務を越えて柔軟に対応をしてくれております。

このことは、県民の皆様のために何をすべきかを考えるという使命感と、課題に正面から挑戦するという姿勢の表れでありまして、職員の士気の高さを改めて再認識いたしましたし、大変心強く感じているところでございます。

次に、仕事の進め方に関しましては、共感と前進という基本姿勢の下、議員のお話で御紹介いただきましたような5つのキーワードを、引き続き職員と共有をし、実践をしてみたいです。

その中でも、現在の状況にありましては、特に、1つには、社会・経済構造が変化していく中で、県民の皆さんが何を求めているかを、想像力を働かせて先手先手を打っていくこと。そして、ピンチをチャンスに変え、高知の強みを生かすべく、デジタル化、グリーン化といった新たな取組に果敢に挑戦をすること。これを意識して進めていくことが大切だというふうに考えております。

職員には、こうした姿勢の下、5つの基本政策、3つの横断的な政策を進化させながら、その成果を県民の皆様にお示しできますように、全力で取り組んでももらいたいと考えております。

次に、県政運営におけます私の哲学はどうか

というお尋ねがございました。

私が肝に銘じております言葉に、「なんじの俸、なんじの禄は、民の膏、民の脂なり。下民は虐げやすきも、上天は欺き難し」という言葉がございました。有名な言葉だと思いますが、これは、二百数十年前、二本松藩主の丹羽高寛公が藩士たちへの戒めとして刻みました戒石銘の言葉であります。

この意味を、私なりに、現在のこの地方自治の現場に置き換えて、意味するところを考えますと、県政の運営は、言うまでもございませんが、県民の皆さんから収めていただいた税によって支えられております。また、県政運営に関して、知事として行使をしております権限は、県民の皆さんからお預かりをしているものだという事だと考えます。そして、組織として仕事をするという以上、言わば人の口に戸は立てられないということとは、常に意識しておかなければいけないのではないかというふうな思いを持って受け止めております。

そうしたことであるのであれば、県民の皆さんに県政の実情や姿につきまして、都合の悪い情報も含めて誠実かつ率直にお伝えをして、これを県民の皆さんと共有していくべきだというふうにご考えております。

とりわけ私の場合、これまで総務省から出向した各地方の現場におきまして、厳しい財政難への対応、あるいは不祥事への対応などの経験も重ねてまいりました。こうした厳しい局面にあってこそ、県民の皆さんに客観的な根拠もお示ししながら率直に、かつ誠実に説明を尽くすということが、県民の皆さんの理解を得るための唯一の道だと考えるに至っているところであります。

私は、こうした思いを日々胸に刻みながら県政運営に当たることを通じまして、県民の皆さんの信頼をいただき、また共感いただける県政

を実現していただきたいと考えております。

次に、危機的状況下におけます情報発信の在り方についてお尋ねがございました。

県では、国内外での新型コロナウイルス感染症の発生を受けまして、昨年2月に県の危機管理指針に基づきます高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、これまでに19回の本部会議を開催いたしております。

本部会議では、国の基本的対処方針あるいは県内の感染状況、経済状況などを踏まえまして、県の感染症対応の目安に基づきまして、そのときそのときの対応方針を決定してまいりました。決定した方針につきましては、県民の皆さんに対し、本部会議の場や、その都度の記者会見などを通じまして、私自ら情報発信するように努めております。

しかしながら、特に昨年5月には、飲食店などへの休業要請を解除するという一方で、同じタイミングで県民の皆様には、こうした飲食店への出入りを自粛するように呼びかけるというような、今から思いますと、いささかちぐはぐなメッセージを出すというようなことがございました。

その際に、事業者の方々からは、営業を行っているのか悪いのか、これは大変分かりづらいといったお叱り、御批判も頂戴したところであります。この点は、直後にメッセージの軌道修正をいたしましたけれども、こうした反省点も踏まえまして、メッセージの発信に当たりましては、その根拠や背景となりました考え方についても、併せて説明していくということによりまして、分かりやすく丁寧な説明になりますよう、今後も努力をしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス対策におけます市町村の課題や市町村との連携につきまして、お尋ねがございました。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるために、感染拡大防止と経済対策の両面から様々な対策を講じました。こうした対策の実行に当たりましては、県と市町村の連携が不可欠であるというふうに考えます。

感染拡大防止の面では、診療や検査の体制づくり、積極的疫学調査による濃厚接触者の確認など、直接的な蔓延防止対策は、主として県が担います。市町村には、県と連携した住民の皆さんへの広報活動などを実施いただいております。また、経済対策面では、地元事業者の皆さんへのきめ細かな支援などは市町村に担っていただいているという関係にあると考えております。

コロナ禍におけます市町村の課題といたしましては、避難所におけます感染症対策の強化のほか、様々な住民活動が自粛をされたことにより、地域コミュニティの維持などがあるというふうに考えております。

また、県と市町村の連携に関するこれまでの課題といたしましては、昨年春の休業等の要請に伴う協力金の事務が挙げられます。短時間での制度設計を余儀なくされたので、急遽、市町村に御負担をお願いするという形になりました。市町村からは、もっと早く情報が欲しかったというお声をいただいたところでございます。これ以降は、この点を反省点といたしまして、きめ細かな情報共有や連携に、特に意を払っているところであります。

今後は、市町村が実施主体となります住民の皆さんへのワクチン接種が県的な課題であると考えております。現在、市町村におきまして、4月の末から本格的に始まりますワクチンの住民接種の準備を進めていただいているところであります。

市町村からは、医療従事者などの確保などに苦慮しているという声もお聞きをいたしてお

ますので、県といたしましても、新たに設けましたワクチン接種推進室を軸にいたしまして、全庁挙げて市町村をしっかりとサポートしてまいります。

次に、市町村財政の現状と課題、将来予測と今後の取組についてのお尋ねがございました。

まず、市町村財政の現状についてでございますが、本県の市町村は全国の平均的な市町村と比べまして、税収が少なく、また地方交付税などの依存財源に頼る脆弱な財政構造となっているのが特色というふうに考えております。このため、個別に見ていきますと、大規模事業を実施した影響で収支が悪化をし、いわゆる財政調整的な基金の残高の減少が続いているような団体もある、そういう状況となっております。

コロナ禍の中で、市町村財政への影響も懸念しておりましたけれども、1つには、御指摘もありましたような、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、人口1人当たりの金額で言いますと、市町村分につきましては、全国1位の規模で確保がされたというようなこと。また2つには、税収が大きく落ち込んだわけでございますが、この対応につきまして国へ要望、提言も行いました結果、いわゆる減少補填債という特別な地方債の対象になる税目が、法人課税だけではなくて地方消費税交付金など、6つの税目に拡充をされたということがございます。こうした財政措置を取られました結果、コロナ関係の影響での収支の悪化は、かなりの程度、回避がされたというふうに考えております。

ただ、御指摘もありましたように、今後の見通しにつきましては、多くの市町村におきまして、南海トラフ地震対策などによる公債費の上昇あるいは人口減少に伴います地方交付税などの減少が予想され、厳しい見通しを持っておられるということだと思っております。

こうした状況を踏まえまして、今年度は、各市町村へのヒアリングを通じまして、より有利な交付税措置のある起債の活用でございますとか、特定目的基金の有効活用などについて助言を行ってまいりました。来年度以降も、収支見通しを作成する際の技術的な支援でございますとか、実質公債費比率の目標値の設定などといった個別の状況に応じました、より踏み込んだアドバイスを行ってまいりたいと考えております。

次に、来年度の当初予算編成作業に当たりまして、知事として意識したことは何かといったお尋ねがございました。

就任以来、初の本格的な予算編成となります来年度の当初予算編成は、アフターコロナ・ウイズコロナ時代という中で、デジタル化などの新しい取組に挑戦をし、これまで進めてきた施策をさらに具体的な成果につなげていく、言わば攻めの予算となるべく編成をしたところであります。

この予算編成に限らない話でございますが、こうした施策を進めていくに当たりましては、常にその目線を県民の目線に合わせて、そして具体的な成果を展望しながら、企画をし、進めていくということ。そして、さらに施策の立案に当たりましては、県庁内の各部局の取組に横串を刺しまして、言わば俯瞰的に行っていくということ。こういった視点が重要であると考えながら予算編成の作業に当たってまいりました。

そのために、今回の予算編成では将来を見据えながら、県民の皆さんの生活、社会経済活動の大きな変化に対応していくというためには、デジタル化、グリーン化、グローバル化という3つのキーワード、こうした切り口を意識しながら施策を強化したというところであります。

こうした施策を進める中で、県民の皆さんの暮らしや県内事業者の経済活動がどのようによくなるのかということを具体的にお示しをする

ということで、県民の皆様、事業者の皆様の共感を得ることにつながっていければというふうな考えを持っております。

加えまして、県民座談会の開催あるいは地域への訪問などを通じまして、その実情を把握し、施策にしっかりと反映していくということを通じまして、共感と前進の県政の実現をさらに目指してまいりたいと考えております。

次に、これまでの新型コロナウイルス対策を行ってきた中で、どういった教訓を得たかということについてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスに限りませんが、感染症の対策で最も重要なことは、感染拡大のスピードをコントロールして、医療提供体制を逼迫させないことであるというふうに考えます。

昨年春の全国第1波の流行の際には、積極的なPCR検査、飲食店などへの休業、時間短縮営業の協力要請も行いまして、1日の新たな感染者数を、当時でございますけれども、最大10人といたレベルに抑え込むことができました。一方で、当時は確保病床が少ないという事情がございまして、病床の逼迫が課題となりましたので、昨年10月までの間に、最大確保病床を200床まで増やすということと併せまして、宿泊療養施設の確保といった準備も進めてまいったところでございます。

昨年末からの全国第3波に当たる波におきましては、本県でも、新たな感染者が1日最大で36人にまで上るといった状況になりました。こうしたことから、病床の占有率は最大で68.5%にも達したわけでございます。

こうした経験で得ました教訓といたしましては、まずは感染を急拡大させないために、感染拡大の兆候が見られた場合には、対応策を速やかに決定し、実行するということだというふうに考えております。

また、医療提供体制を逼迫させないために、

入院医療機関におけます受入れ可能数の増加あるいは連携体制の強化を図っていく必要があると考えております。このために、現在は最大確保病床数をさらに上積みしまして、208床を確保するということと併せまして、感染症指定医療機関と入院協力医療機関との間の役割分担を再整備したところであります。さらに、重症患者への対応につきましては、医療センター以外の2つの医療機関でも分担していただくために、県と重症患者の対応を行います、合わせて3つの医療機関との間で連携手順などの実務的な協議を開始したところであります。

現在、県内の感染状況は落ち着いているところでありますけれども、落ち着いている今こそ、これまでの教訓を生かして次の感染の波に備えるように、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、カツオ・マグロ漁業の多角的な価値を評価することについてお尋ねがございました。

本県の遠洋・近海カツオ・マグロ漁業は、高度経済成長期と時を同じくいたしまして、世界各地の漁場を開拓し、勢力を拡大いたしました。昭和50年代には1,000億円を誇りました本県漁業生産額の約半分は、このカツオ・マグロ漁というような状況でありまして、本県の漁業を牽引してまいった状況だと考えております。

しかし、各国が排他的な経済水域を設定いたしました昭和52年以降、漁場は縮小いたしました、資源の減少、国際的な資源管理の導入とも相まちまして、全国的に隻数、漁獲量とも減少しております。こうした厳しい状況の中でも、これらのカツオ・マグロ漁業は依然といたしまして、本県漁船漁業生産額の約6割を占める重要な漁業でございます。

議員のお話にございましたように、これらの漁業は、産業として地域経済を支えますほか、全国的に高く評価されるカツオブランドを生み出しまして、観光資源にもなっております。さ

らに、浦々においてカツオのタタキなどの食文化や、カツオにまつわる祭りや風習などの漁村文化を形づくってまいりました。このように、これらの漁業は経済面だけでなく、文化面でも本県に多くのものをもたらしてまいったというふうに認識しております。

本県のカツオ・マグロ漁業を次の世代につないでいくために、水産業からの視点だけではなく、多角的な価値を評価するということは、非常に重要な視点であるというふうに受け止めております。

一方で、そうした価値を数値化していくという点につきましては、技術的に難しい側面もございますので、まずは庁内の関係部局で検討チームを立ち上げまして、有識者の協力もいただきながら検討を始めたいというふうに考えております。

次に、とさでん交通発足の評価についてお尋ねがございました。

議員からお話もございましたように、平成24年7月に、県議会公共交通問題調査特別委員会から、公共交通の在り方についての御提言をいただきました。この提言の中では、中央地域のバス路線の一元化、地域の特性に応じた交通政策の実現、さらには県民の意識の高揚、県民運動への機運醸成などの点をお示しいただいております。

この提言から約2年後の平成26年10月に、経営統合によりまして、現在のとさでん交通が設立をされました。この経営統合は、中央地域公共交通再構築検討会の主導の下で、株主権の消滅、金融機関の債権放棄、行政からの10億円の出資など、官民の大きな痛みと負担を伴う形で行われたということは、御指摘あったとおりでございます。また、公共交通を担う主たる事業者として、県民の期待を一身に背負って経営がスタートをいたしましたところであります。

とさでん交通の発足の意義といたしまして、まずは、長年の懸案でありました中央地域での路線バス事業の一元化が実現したということが上げられます。このような事例は、当時全国でも例がなく、一つの会社が路線バス事業を担うことによりまして、効率的で分かりやすい路線の再編が行われたという意義がございました。

また、バスの行き先を系統ごとに分かりやすく表示しましたバス停の整備、乗務員の待遇の改善など、利用者へのサービスも向上しております。加えて、とさでん交通の経営陣や社員の皆様の御協力によりまして経営の収支が改善されまして、持続的な経営が可能となったということも、大きな成果であるというふうに考えます。

現在、コロナ禍におきまして、全国的にはバス会社の経営難からの合併あるいは共同経営に向けた動きも出始めているところであります。とさでん交通の設立は、こうした流れを、言わば先取りした面もあるというふうに考えまして、そうした面からも評価できるものというふうに考えております。

次に、今後の公共交通や、とさでん交通の課題への対応についてお尋ねがございました。

現在、コロナ禍によりまして、公共交通の事業者は大変厳しい経営状況にあります。特に、県内の主たる事業者でありますとさでん交通は、高速バスなどの収益部門の黒字によりまして公共交通部門の欠損を補填するという、従来の経営形態が成り立たなくなっているという状況にございます。このため、今年度の補正予算で実行いたしましたとさでん交通の路線バスへの追加支援に加えまして、今議会では、市町村との協調によりまして路面電車への追加支援の予算案を提案させていただいております。

現在、とさでん交通は、コロナ禍にございまして、これまで以上のコスト削減など収支改

善に取り組んでいるところであります。また、来年度には、コロナ後の経営指針となります今後5年間の中期経営計画の策定を検討されております。

こうしたことから、先ほど申し上げました、いわゆる再構築検討会の後継組織であります中央地域公共交通改善協議会という場がございますので、この場を通じまして関係市町村とともに、収支改善対策の実行あるいは中期経営計画の策定に関わってまいりたいということで、県としても関与してまいりたいと考えております。今後、中期経営計画で明らかになってまいります5か年の経営内容、そして行政の役割、こういったものを踏まえまして、令和4年度以降の支援の在り方を検討し、決定をしております。

また、人口減少や車社会の浸透によりまして利用者の減少が大きな課題でありました公共交通は、コロナ禍によって、さらに厳しさが増しているところでございます。このため、来年度の予算案には、公共交通問題調査特別委員会でお示しをいただきました県民の皆さんに意識して公共交通に乗車していただく、そうしたことに向けました啓発活動を強化するための経費を盛り込んでおるところであります。

こうした取組を通じまして、県民、交通事業者、行政が一体となりまして、公共交通を守り育てる県民運動となりますように、機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

最後に、関勉先生がこれまで本県の子供たちの天文学習、天文研究家に与えた影響と、広い意味での貢献をどのように評価しているのかというお尋ねがございました。

関勉先生は、池谷・関すい星をはじめといたします6つの新すい星、223の小惑星を発見されるなど、高知県が誇ります世界有数の天文研究家であられます。フランス天文学会100周年記念賞をはじめといたしまして、数々の賞を受賞さ

れておられます。その御功績や研究に向き合う姿勢は、国内外の研究者に多大な影響を与えているというふうに認識をしております。

芸西天文学習館におきましては、子供たちに対して、関勉先生御自身の体験に基づきました貴重な天文観測のお話、観測方法の御指導を長年にわたって行っていただいております。また、天文観測に関する数々の著書は、県内のみならず全国の子供や青少年に宇宙のロマンと夢を抱かせたことと思います。子供時代の読書や天文観測の実体験から、宇宙や天文への興味を深めまして、将来の進路選択にも影響を受けた方々も数多くおられるということなどを見ましても、青少年の健全育成にも大きく寄与していただいたというふうに考えております。

こうした学術・文化・教育面の貢献だけではございませんで、小惑星の発見に際しましては、例えば、「はりまやばし」、「龍馬」など、高知にちなんだ名前を命名することで高知県の知名度を高めていただきました。私といたしましては、長年の地道な取組、そしてその御功績に心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げますというふうに考えております。

関勉先生は、今月27日にオーテピアで、すい星の話をお講演されるとお聞きしております。また、本年6月には同じくオーテピアで、全国から多くのすい星ファンが集まりまして情報交換を行います第50回彗星会議が開催されますが、この会議でも御講演をされるとお聞きをいたしております。これからも世界中の人々に宇宙のロマンと夢を与え続けていただけたら、大変うれしく思うところであります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、さらにきめ細やかな事業者支援の検討についてお尋ねがございました。

昨年12月の営業時間短縮要請からの一連の協力金、給付金の制度設計に当たっては、事業者の皆様や関係機関からの御意見、御要望をお聞きするとともに、昨年4月の休業等要請協力金や、7月に開始した事業規模に応じた給付金の検証も行いました。その上で、県の限られた財源の中で、厳しい状況にある方にいかに迅速で効果的な支援をしていくのかといった観点から検討を加え、制度設計したものでございます。これまでより、一段踏み込んだ支援を行うこととしており、まずは迅速な支給に努めてまいりたいと考えております。

こうしたことに加え、現在本県の感染状況が落ち着いていることから、お尋ねのありました第4波に向けた支援策については、現段階では、検討は行っていないところです。しかしながら、今後感染症が再度拡大傾向となった際には、改めて経済状況を把握し、事業者の皆様のニーズもお聞きし、さらには今回の協力金等の検証も行った上で、時期を逸することのないよう検討をしてまいります。

次に、業種変更や異業種への参入など、幅広い視点から県内事業者を支える取組についてお尋ねがございました。

県では、これまで産業振興センターや商工会、商工会議所と連携し、新たな製品、サービスの開発や新事業展開をサポートするなど、県内事業者の様々なニーズに応じて、きめ細やかな支援を行ってまいりました。今般のコロナ禍においては、産業振興センターやよろず支援拠点の支援メニュー、また、国のものづくり補助金などを活用して、新たにネット販売や異なる事業分野での製品開発を始めるといった業態変更の事例も出てきております。

コロナ禍が長期化する中で、消費者の嗜好や社会の生活様式が不可逆的に変容し、市場ニーズが大きく変化することにより、業種の変更や

異業種への参入を検討する事業者も出てくるものと考えられます。こうした事業者のニーズに応じていくためには、議員からお話のありましたように、幅広い視点からの事業者支援が必要であると考えております。

そのために、まず単独の相談窓口のみで対応するのではなく、各分野の専門家が協力して支援を行っていくよう、関係機関の緊密な連携を一層徹底してまいります。その上で、例えば、地域の商工会や商工会議所に相談があった場合には、必要に応じて産業振興センターと連携して、専門家派遣や市場調査などへの支援を行ってまいります。加えて、国において新たに創設された中小企業等事業再構築促進事業を提案するなど、事業者のニーズに合わせた伴走型支援を行ってまいります。また、異業種への参入の場合には、事業継承・引継ぎ支援センターなども連携し、MアンドAに向けたマッチングなども支援してまいります。

最後に、中小企業デジタル化促進モデル事業における取組事例の横展開を図る仕組みについてお尋ねがございました。

この事業は、お話にもありましたように、モデル企業となる5社への伴走支援を通じて、中小企業の皆様がデジタル化に取り組むきっかけとなるモデル事例を創出し、県内全域へ横展開しようとするものです。

取組事例の横展開につきましては、モデル企業それぞれの取組の過程や得られた効果などを検証、整理した上で、事例集の作成やホームページでの紹介、事業報告会の開催などを通じて行うことを計画しております。議員御指摘のとおり、企業秘密に当たる情報については、公開を前提としたモデル企業の事例とはいえ、慎重に取り扱う必要があるものと認識しております。

そのため、モデル企業を公募する際に、公にすることで企業の権利や競争上の地位、その他

正当な利益を害することのない範囲で事例紹介に御協力いただくことについて、了承をいただいた上で参加いただいているところです。また、事例集の作成等の際には、企業秘密に該当する部分については一般的な表現に置き換えるなど、モデル企業に御迷惑をかけないように、その取扱いは十分に配慮した上で、より効果的な事例紹介、横展開ができるよう取り組んでまいります。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関する、市町村との情報共有の仕組みと今後の取組についてお尋ねがありました。

この交付金は、感染拡大防止とポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を目指して活用するものでございます。その有効活用に向けましては、各市町村が交付金を活用して行う予定の事業を県が取りまとめして、全ての市町村に情報提供を行っているところであります。お話にありました土佐清水市の事例はもとより、宿毛市の地域振興券の取組も、地域での消費喚起に加え、マイナンバーカードの取得促進にも寄与するものでございまして、こうした取組も全市町村に共有をしているところであります。

また、内閣府が取りまとめております全国の活用事例についても、市町村との情報共有を併せて行っております。さらに、交付金を活用した経済影響対策につきましては、市長会からの御要望も踏まえまして、昨年8月に県、市町村による情報交換会を開催いたしまして、今後の対策などについて意見交換も行ったところであります。こうした取組を通じて、共有した事業を参考に、市町村が地域の実情に応じて創意工夫を行い、交付金を活用した事業に取り組まれておるものと考えておるところであります。

また、県が直接行う経済対策につきましては、事前に市町村に情報提供しておりまして、例えば、昨年春の全国第1波の際の休業等要請協力金、あるいは年末年始の営業時間短縮要請協力金では、多くの市町村が県事業への金額の上乗せ、あるいは県の対象外となる事業者への支援などを行っていただきまして、金額、対象ともに厚みのある事業になったものと考えております。

コロナ禍に打ちかつためには、何より県と市町村の連携が重要だと思っておりますので、これまでの県、市町村の取組の実績や効果を検証した上で、さらにそうしたことも情報共有を行いまして、次なる感染の波が発生した場合にしっかり備えてまいりたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 高知医療センターのバックアップ体制について、現在の取組と今後の方向性についてお尋ねがございました。

お話がありましたように、高知医療センターは、高度医療や三次救急医療を担う本県の基幹的医療機関でありますので、新型コロナウイルスの患者を受け入れつつ、その本来の医療機能をできる限り維持していただくことが期待されます。そこで、まずは新型コロナウイルス感染症への対応において、重症患者が高知医療センターだけに集中して、過度の負担にならないような工夫が必要です。

知事がお答えしましたように、重症化リスクの高い患者を医療センター以外の2つの重症患者に対応する医療機関でも分担していただくよう、県と3つの医療機関との間で連携手順等の実務的な協議に着手をしているところでございます。一方、こちらは平時からになりますけれども、がんや脳卒中、小児周産期、救急といった分野ごとに、保健医療計画において機能に応じてそれぞれ核となる医療機関を明示し、医療

連携体制を定めてバックアップにもつながる役割分担を図っているところでございます。

こうした重症患者への対応の取組や、医療センターを含めた高度医療や三次救急といった医療機能の役割分担については、あらかじめ定めたことがいざというときにきちんと機能するよう、県として関係医療機関との調整をしっかりと行い、今後に備えてまいりたいと思っております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長（伊藤博明君） まず、教育のデジタル化に係る保護者への広報についてお尋ねがございました。

1人1台タブレット端末の整備や各教室等への高速Wi-Fi環境の整備など、学校教育が大きな転換を迎える中、教育のデジタル化の意義や目的を、子供たちやその保護者に御理解いただきながら進めていくことが大変重要だというふうに考えております。

このため、県教育委員会では、テレビの広報特別番組の中で教育のデジタル化について取り上げましたほか、広報紙さんSUN高知の3月号、今月号ですけれども、ではデジタル社会に向けた教育の推進について特集を組み、学校がどのように変わっていくかについて、ICTを活用した授業の風景なども掲載しながら周知を図っているところでございます。

加えて、児童生徒が発表資料を作成するためのソフトや、自宅で遠隔授業を受けるための機能を備えた教育用アプリケーションの利用に必要となります児童生徒用アカウントの配付に当たりましては、県立学校においては保護者向けに作成しましたチラシを用いまして、機能や活用方法、個人情報の扱いなどを示し、同意を得た上で運用することとしており、各市町村に対しても同様の対応を依頼しているところでございます。

令和3年度には、広報による周知に加えまして、11月の「志・とさ学びの日」の関連行事として、ICT教育に関するフォーラムの開催も予定しております。これらのイベントに加え、PTA連合会等とも連携しながら、様々な機会を捉えて保護者の皆様に、学校における教育のデジタル化の推進について御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

また、市町村教育委員会との情報共有を徹底し、各市町村や学校が、保護者から直接寄せられる質問等に適切に対応していけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、タブレット端末の家庭への持ち帰りや紛失等の場合の対応についてお尋ねがございました。

本年1月に出されました中央教育審議会の答申におきましては、各学校段階において、端末の家庭への持ち帰りを可能とすることが望まれるとされておまして、授業と家庭学習で一貫した学びを可能とするためにも、県教育委員会としても、家庭への持ち帰りは意義があると考えております。

市町村立の小中学校において、家庭への持ち帰りを認めるか否かの判断は、それぞれの市町村が行うこととなりますが、文部科学省において、家庭への持ち帰りに関する自治体向けのQ&Aを年度内に発出する予定であると聞いており、市町村における検討に資するよう、こうした内容の周知を図ってまいります。

GIGAスクール構想により整備したタブレット端末につきましては、児童生徒が学校から貸与されることとなります。故障などのトラブルが生じた場合、事業者の保証内容は市町村によって異なるものの、県と共同調達を実施した市町村におきましては、通常の利用時の故障につきましては、契約に基づき5年間無償で対応されることとなっております。紛失など、事業者の

保証が適用されない場合については、個別の事案ごとに判断していくものと想定していますが、あらかじめ児童生徒や保護者に対して、注意点などを共有しておくことが重要であるというふうに考えております。

県教育委員会としましては、国とも連携して、他県の取組例の周知を図るなど、市町村における対応を支援してまいりたいと考えております。

次に、タブレットのデータの取扱いについてお尋ねがございました。

来年度から、1人1台端末環境の下、教育用アプリケーションの運用が開始されることで、オンラインドリルで学んだ履歴などがネットワークを通じて、セキュリティーが確保されているクラウド上のサーバーに蓄積されることとなります。これは、クラウドサービスの利用を推進している国の方針にも沿った対応になると考えております。

児童生徒がタブレットを活用することによってクラウド上に蓄積される日々の学習履歴等は、学校または児童生徒が有することとなりますが、これを児童生徒が転校や進学の際に他校へ引き継ぐ場合には、当該児童生徒の同意などが必要であると考えております。同意が得られた場合、県内の公立学校間であれば、学習履歴等の引継ぎが可能となるため、学習指導の充実等に活用してまいりたいと考えております。引継ぎ先が私立の学校の場合などにつきましては、引継ぎの必要性や情報の活用方法などについて関係者の意見もお聞きしながら、その在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、芸西天文学習館における学習体験の拡充と、指導者ともなる天文研究家の育成についてのこれまでの取組についてお尋ねがございました。

芸西天文学習館では、関勉先生をはじめとする講師の皆さんの御協力により、長年にわたり

季節ごとの観測会や天文教室など、実際の星空を通して専門的な天文学習を体験できる場を提供してまいりました。平成16年2月県議会の教育長答弁以降では、平成17年度から県の委託事業の中で、より高度な観測技術を知ることにより自然科学に興味を持つ子供を育てる、高知子どもアストロクラブを実施してまいりました。また、平成20年3月には、老朽化しておりました望遠鏡を更新し、学習体験の拡充と設備の充実に取り組んでまいりました。

一方、これまで県として、直接指導者を育成する取組は行っておりませんが、関勉先生をはじめとする講師の皆様の御協力により、観測会や天文教室等の事業を継続することができております。また、高知みらい科学館の開館後は、科学館の学芸員にも芸西天文学習館の講師を務めていただいております。講師同士の相互のスキルアップが図られているところでございます。さらに、プラネタリウムの番組においては、関勉先生の業績とともに、芸西天文学習館とその事業を紹介し、観測会などへの参加を呼びかけるなど、連携したPRも行ってまいります。

今後も、引き続き学習体験の場を提供するという施設としての役割をしっかりと果たしながら、芸西天文学習館での天体観測体験を入り口として、高知みらい科学館とも連携しながら、広く宇宙や自然科学に興味を持つ子供が育っていくよう取り組んでまいります。

最後に、天文学習館の施設の整備とバリアフリー化について、現在の考え方についてお尋ねがございました。

まず、駐車場から天文学習館への進入路は、上り下りを含むおおむね60メートルの坂道となっており、舗装はしているものの、途中には手すりのない階段があるなど、議員御指摘のとおり、バリアフリーとはなっておりません。しかしながら、もとより山中の立地であり、これ

らを全面的にバリアフリー化するためには大規模な造成が必要となりますことから、現時点におきましては、実施はなかなか難しいというふうに考えております。

なお、平成27年度には学習館とドームの間の階段に手すりを新設、平成29年度には進入路のソーラー照明を更新するなどの対応をしております。これら以外にも、手すりやフェンスの設置が望ましいと考えられる箇所もありますので、引き続き必要な対応をしております。

他方、学習館本体につきましては、昨年度雨漏り対策として屋根の修繕を実施するなど、これまでも不具合があれば、その都度修繕対応をしております。建築士にも施設を見ていただきましたが、小まめにメンテナンスがされており、築40年ではありますが、内外装材及び設備機器等の状態は良好であるとのことでした。今後も、利用者の学習体験に支障がないよう必要な対策を行ってまいります。

(水産振興部長田中宏治君登壇)

○水産振興部長(田中宏治君) まず、カツオ・マグロ漁業の振興に向けた事業戦略の策定への支援についてお尋ねがございました。

カツオ・マグロ漁業は、燃油価格の高止まりや資源の減少などにより厳しい経営状況が続いており、これらの漁業を存続していくためには、事業者を経営の健全化に取り組んでいただくことが必要です。

このため、より多くの事業者を経営の改善に向けて事業戦略を策定していただきたいと考えており、まずは策定を希望される事業者に事業戦略を策定していただくこととしております。その他の事業者につきましても、漁協や関係団体と連携しまして、個々の事業者を個別に訪問し、事業戦略の必要性や取組事例を丁寧に説明することで理解を深めていただき、事業戦略の策定に取り組んでいただきたいと考えておりま

して、その策定につきましても、しっかりと支援をしてまいります。

次に、カツオ・マグロ漁業における特定技能制度の運用に係る申合せの要件緩和についてお尋ねがございました。

本県のカツオ・マグロ漁業においては、外国人技能実習制度を活用して実習生を受け入れており、日本人船員の不足を補っております。しかしながら、慢性的な人手不足は解消できておらず、今年度実施しましたカツオ・マグロ漁業者への聞き取りでは、在留資格や在留期間の面で有利な特定技能外国人の受入れに期待する声が多く聞かれました。

そうした中、本年1月には、高知かつお漁協が特定技能外国人の受入れを支援する登録支援機関となりましたほか、近海カツオ漁船が今漁期から本県漁業分野では初となる特定技能外国人を雇用して操業を開始するなど、制度の活用が始まりました。

御指摘のありました漁業特定技能協議会の申合せの要件につきましては、日本人船員の後継者育成という観点も踏まえ、業界内で一定のルールづくりをする中で合意された内容と承知しております。

しかしながら、日本人船員の確保がますます難しくなる中、外国人船員の重要性はこれまで以上に高まってくると考えられますので、県内業界団体や漁業者の意見を十分にお聞きし、その要件緩和について、国や協議会へ要請を行ってまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、とさでん交通の事業再生計画をどのように総括するのかとのお尋ねがございました。

とさでん交通は、平成26年10月から令和2年3月を計画期間として、企業の中期経営計画に当たります事業再生計画を策定いたしました。

これまで計画に沿った経営が行われてきましたが、特に大きな成果として3つ挙げられると考えております。

1つ目は、経営収支の改善です。5年半の計画期間における純損益の累計が、計画では1億300万円の赤字のところ、実績では4億2,500万円の黒字となっております。残念ながら、令和元年度の純損益は、新型コロナウイルスの影響を受けまして、6,900万円の赤字となりましたが、令和元年度以外は、4期連続で黒字を計上するなど、十分評価できる内容となっております。

2つ目は、設備投資の拡充です。路線バスと路面電車の利用客の安全・安心と利便性向上のため、最低でも12億円の設備投資が必要でした。計画期間の累計で、これを6億3,700万円上回る18億3,700万円の設備投資が行われております。

3つ目は、借入金の返済です。会社設立時に承継しました37億6,000万円の借入金について、計画を1億6,900万円上回る返済を行い、借入金の残高を25億1,400万円まで減少させております。これは、会社の経営努力を金融機関に示すとともに、支払い利息の削減にもつながっております。

このように、とさでん交通は、経営指針としてきた事業再生計画を上回る実績を残し、この5年半で着実な成果を上げ、本県中央地域の公共交通を支えていただいております。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で大きなダメージを受けておりますので、県民の皆様の生活を守り、公共交通を維持する観点から、関係市町村と連携して今後の支援の在り方を検討してまいります。

次に、集落活動センターの経済活動についてお尋ねがございました。

集落活動センターの活動には、地域の課題やニーズに応じて、福祉や防災、生活支援といった支え合いの活動と、農作物の生産や特産品づ

くり、観光交流事業などの経済的な活動、大きく2つの分野があります。

本年度、中山間総合対策本部では、センターの継続的な運営をテーマに協議を行い、収入の確保が課題となっていることを共有いたしました。その一つの対策として、新たな活動に取り組んでみたいという地域のニーズに応じて、より柔軟に活用できる補助金制度の見直しを行うこととしたところです。

現在、各地域の集落活動センターでは経済的な活動として、杉苗の生産、宿泊体験事業、原木マイタケやイタダリの生産を通じて収入を得ながら、地域の方々が生き生きと活動されています。

県といたしましても、今後とも、各地域での経済的な活動がより拡充し、センターの継続的な運営と若者が住み続けられる中山間地域の実現を目指してまいります。このため、地域支援企画員が寄り添い、補助金による支援と併せまして、アドバイザー派遣による伴走支援など、センターの活動をしっかりとサポートしてまいります。

最後に、集落活動センターを支える人材の確保についてお尋ねがございました。

人口減少や高齢化が進む中山間地域において、集落活動センターの活動を継続していくためには、センターを支える人材を確保することが重要な課題であると考えております。このため県では、外部人材の導入策として、地域おこし協力隊制度などの活用や県内大学との連携を進めてまいりました。

その結果、現在集落活動センターでは、地域おこし協力隊と集落支援員、合わせて63名の方が活動の担い手として活躍をされています。また、県内大学生のフィールドワークや研究の場として受入れすることで、若い世代の感性や行動力を地域課題の解決につなげるなど、外部

人材の活用が地域の活力の向上に寄与する事例も生まれてきております。

一方で、センターの継続的な運営を考えたとき、こうした外部人材の確保だけでなく、地域内の人材をいかにして発掘、育成していくのかということが大切なポイントになります。このため、センターでは若者との交流会や地域イベントの開催、センター事業への地域住民の参画の促進など、工夫を凝らして人材の確保に取り組まれているところです。

県といたしましては、引き続き地域おこし協力隊など外部人材の確保に努めてまいります。また、県内外の方に集落活動センターに関心や興味を持ってもらえるよう、SNSでの情報発信を行うほか、特産品販売会や物産交流イベントの機会を設けることで、関係人口を創出し、集落活動センターの人材の確保につなげてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 中山間の振興に資する人材の確保に関しまして、産業振興推進地域本部が担う役割についてのお尋ねがございました。

地域本部は、県と地域をつなぐパイプ役として、地域のニーズや思いを酌みながら、地域の振興や活性化に向けた取組を支援しますとともに、県の政策を地域にお伝えし、実行、支援していくという役割を担っております。その活動の中心となりますのが、経済活動への支援であります。

具体的には、地域アクションプランにおける地域の加工品づくりや観光資源の磨き上げ、さらには集落活動センターの立ち上げや運営など、個々の課題に寄り添ったサポートを行っております。また、市町村が実行する様々なプロジェクトには構想の段階から参画し、専門家の派遣や支援制度の紹介、事業計画づくりの支援など、

その実現に向け、様々なサポートをしております。

議員のお話にもありましたとおり、こうした取組を具体的な形にし、成功させるためには、地域に不足している担い手、特にビジネスのノウハウやスキル、外部とのネットワークを持った人材の確保が重要であると認識をしております。そのため、地域本部では、事業へのサポートする中で人材ニーズを把握し、マッチングを行います移住促進・人材確保センターにつなげますとともに、地域の産業振興を牽引する人材を育成するため、土佐まるごとビジネスアカデミーやこうちスタートアップパークなどの学びの場の紹介や、地域が主体となった研修事業への支援なども行っております。

加えまして、コロナ禍を契機に兼業や副業を認める企業が増えますとともに、自分が培ったスキルを社会に役立てたいという方も大勢おられますので、今後、こうした人材に御活躍いただけるよう、地域の人材ニーズを掘り起こすサポートにも取り組みたいと考えております。

また、中山間など、繁忙期の人手が確保できない、安定した雇用機会が提供できない、求人しても応募がないといった課題を抱える人口急減地域におきまして、季節ごとの労働需要に応じて複数の事業に従事する労働者の派遣事業を行う場合に、財政支援が受けられます特定地域づくり事業協同組合制度の積極的な活用を促しております。また、任期が終了する地域おこし協力隊の定着に向けたサポートにも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、事業の採算性や熟度などから、直ちに人材を確保できないケースにおきましては、専門家を派遣して課題解決を図ったり、地域外の事業者との連携によって担い手不足を補ったりするなど、地域の経済活動がさらに活発になるための取組を地域本部の重要な役割として

担ってまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県史編さん事業に関わる人材の確保などについてお尋ねがございました。

新たな高知県史の編さん事業につきましては、まずは来年度、県史編さん室を設置し、県内全域を対象とした資料の所在調査を行った上で、令和4年度以降、各分野の専門部会を順次設置するとともに、県史編さん室の体制の充実も検討してまいりたいと考えております。

県史編さん室に配置する職員には、歴史学をはじめ考古学や民俗学など関連領域に関する知識や、歴史資料の調査分析を行うための専門性などが必要となります。このため、新規採用職員も含めた適任者の配置のほか、学芸員など専門職員を擁する歴史系博物館との人事交流などによることも含め、意欲と能力を有する人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、県内外の大学や歴史系博物館などの研究機関、地域の歴史の調査研究団体、さらには市町村の図書館や文化施設など多くの関係者の皆様に、資料の調査や原稿の執筆などへの御協力をお願いし、県史編さん事業を支えていただく体制も構築してまいりたいと考えております。

また、極めて長期間にわたる県史編さん事業について、継続性を保ちながら円滑に実施してまいりますためにも、先ほど申し上げました県史編さん室の体制や、事業を支えていただく体制の構築を図る際には、若い世代の方々の確保に努めてまいりたいと考えております。

さらには、県史編さんの過程において、適時、講演会や出前授業、ニュースレターの発行などにより、県民の皆様に、その時々までの成果をお示しし郷土への愛着と歴史への関心を高めていただきますとともに、高校生や大学生の方々

に資料調査や目録の作成、ニュースレターの編集など、県史の編さんに直接参加していただくなど、将来における本県の歴史研究を支える人材の育成にもつなげてまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、牧野植物園の駐車場についてお尋ねがございました。

県の主要な観光施設であり、磨き上げ整備により入園者数の増を目指す牧野植物園にとって、駐車場問題は重要な課題と考えております。県有地には適切な造成場所がないため、これまで植物園の隣接地の地権者と協議を重ねながら、複数の案を検討しているところでございます。今後、これらの案の中で、地権者の御理解をいただきながら、来園者の利便性や費用対効果の高い方法をできるだけ早急に選定し、磨き上げ整備を進める中で、少しでも多くの台数を確保していきたいと考えております。

次に、牧野植物園長江圃場の高台移転についてのお尋ねがございました。

長江圃場に関しましては、管理運営上、園の周辺への配置が必要ですが、急傾斜地が多いなど、全面移転できる敷地の確保が厳しい状況でございます。このため、今回の磨き上げ整備におきましては、まずは、一部であっても早期に移転することを優先し、保存している植物の中で優先順位をつけて、園の周辺の高台に移転することとしております。

今年度の調査では、移転候補地の測量を行い、斜面の地形を確認しております。来年度は、基本設計業務において造成計画を作成いたしますが、できるだけ広い敷地を確保できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。その後、実施設計、敷地造成、温室設置等を順次進め、令和5年度中には、優先順位の高い植物を移転

させてまいりたいと考えております。

なお、長江圃場の植物につきましては、新園地の造成に合わせて既に移植を行っているものもございます。また、今後予定しております南園の再整備を進める際にも、養生スペースを設けるなど、できるだけ多くの植物を移転させる考えでございます。残りの植物の移転につきましては、ほかに造成可能な土地がないか、周辺の方々の御意見もお伺いしながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○25番(大石宗君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

特にその中で、カツオ、マグロの問題ととさでん交通の問題、今日御答弁いただきましたけれども、共になくなってしまったら、高知県にも影響がある大変重要な問題だと思いますので、今日いただいた取組をぜひ前進させていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

その上で、第2問ですけれども、市町村との連携の中で、市町村長さんから、ある御意見をいただきました。

県の取組、高く評価している一つが、いわゆる知事だけでなく、各担当部長の皆さんと意見交換する機会が以前は年に1回ほどあったということで、県の事業についても非常によく理解ができたということですが、このコロナが始まってから、部長の皆さんが県内の市町村の役場を訪問するということについては、少し回数が減っているのではないかと、非常にいい取組だったので、継続してもらいたいというお話がありました。

知事、ぜひこういった部長との連携というのでも深めていただきたいと思います。いかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

そして、集落活動センターの経済活動について、尾下部長、それから沖本部長からも御答弁

いただきましたが、これは非常に重要な点だというふうに思います。経済活動、難しいけれども、何としてでも成果を出すと、こういう気持ちが大事だと思いますけれども、改めて2人の部長の答弁もいただきましたので、知事に、このセンターの経済活動についてどう思われているか、お伺いをしたいと思います。

それから最後、牧野につきまして、駐車場は少し山崎議員の答弁と、ほとんど同じような答弁でしたけれども、立体駐車場とかいろんな工夫がありますけれども、どうするのか。そして、長江の圃場についても検討するということでしたけれども、じゃ、検討した結果駄目だったら、どうなるのかということもあろうかと思えます。本当に全面移転するという気持ちでやっていくのかどうか、林業振興・環境部長にもう一度お伺いして、第2問とさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

まず、市町村との連携に関連いたしまして、各部局長との市町村長さんとの意見交換の機会をとということをごぞいました。

お話もございましたように、本年度は特にコロナ禍で様々な会議等の開催が思うようにまいらなかったというふうな事情もあるかと思えますので、感染状況も注視をしながらであります。いろんな工夫をいたしまして、できる限り、部局長も市町村長さん方と直接の意見交換できるような機会を設けるように、必要であればリモートなども含めて考えてもいいのではないかと思います。これは検討させたいというふうに思います。

もう一点は、集落活動センターの経済活動でございますが、これは集落活動センター、そして各地域、中山間地域におきまして、特に若い方が、定住ができるという点におきましては、こういった経済活動というのが大きな希望の光

でもございますし、大きな原動力になっていく部分ということだと思います。

おっしゃいましたように、なかなか一朝一夕で、かつあらゆるケースについてどンドンうまくいくというものではないと思いますけれども、やはりチャレンジなしでは前へ進んでいけないということだと思いますので、いろんな試行錯誤をしていく部分もあろうかと思いますが、何とか経済的な事業の自立に向けて、一歩でも二歩でも前進させていくというところをサポートしていくという観点に立ちまして、しっかりと応援をしてみたいと思います。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） まず、駐車場の問題につきましてでございますけれども、選択肢としては、立体駐車場というところも含めて検討は進めております。ただ、やはり費用対効果といったところで、1台当たりどれぐらいの経費になるのか、一番効果的な方法を今検討させていただいております。

また、特に地権者、また竹林寺さんの御意見、こういったところも踏まえまして慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、長江圃場の保存植物の高台移転の件でございますが、現在は、今回の磨き上げ整備の中で移転できるのは一部にとどまるというところでございますが、引き続き用地の中でどこが拡張できるのか、こういったところはしっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

時間的には、少しかかるかと思っておりますけれども、引き続き全面的に必要なものは全て移転させるという方針で検討を進めてまいりたいと考えております。

○25番（大石宗君） 最後に、岩城副知事、この議場で昔、中内知事の話をして、ようって手を挙げてくれてすごく人間的だったというお話いただきましたけれども、本当に岩城副知事も、

そういった人間味のあるすばらしい副知事だったと思います。これまでの御苦勞に、本当に感謝を申し上げて、一切の質問を終わらせていただきますと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩



午後3時30分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番上治堂司君。

（1 番上治堂司君登壇）

○1 番（上治堂司君） 自民党会派の上治堂司であります。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

冒頭に、今回の新型コロナウイルス感染症で、残念ながらお亡くなりになりました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、治療されておられます方々の一日も早い御回復をお祈りいたします。そして、厳しい環境の中で日夜新型コロナウイルス感染症の対応に関わっておられます医療機関の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼と感謝を申し上げます。

さて、去る1月19日に行われました新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で、高知医療センター病院長の島田様から、医療現場の現状と課題について貴重なお話を伺うことができました。その内容は、第1波、第2波は医療機関として受入れの対応はできていたが、第3波は、12月に入り感染者が急増したため、一般の救急患者の受入れの検討、1病棟の閉鎖、一般救急ICUの使用や、新型コロナウイルス感

染症対応の看護師を確保するための勤務体制など、緊迫した中で患者の受入れの対応を行ったということでありました。

そうした中で、12月12日から無症状、軽症の患者を受け入れる療養施設として協力していただきました民間ホテルや、医療スタッフの懸命の努力により、第3波での医療崩壊を防ぐことができたという報告を聞いたところであります。重ねまして、医療機関の関係者、そしてホテルを療養施設として協力していただきました高知サンライズホテルの経営者の皆様に、心からお礼と感謝を申し上げます。

そこでまず、知事の新型コロナウイルス感染症に対する政治姿勢についてです。

高知県は、県内における新型コロナウイルス感染症対応のステージを5段階に決めています。第1波以降第2波までの間は、全国に比べて感染者数が少なく、ステージはレベルⅠの感染観察、レベルⅡの注意と、比較的落ち着いた期間が長く続いておりました。しかし、12月に入り、第3波では感染者が急増し、注意からレベルⅢの警戒、そして12月9日にはレベルⅣの特別警戒にステージを引上げ、対応したことでした。

知事は、全国でも感染者数が10万人当たりで高い水準になったことや特別警戒の状況から、県民に対して、涙ながらに感染拡大防止への協力をお願いし、国の緊急事態宣言が発出される前に、県独自による飲食店等への営業時間の協力要請、それに伴う協力金の支給など、いち早く対策を行いました。そしてその結果、1月22日にはステージが警戒に引き下げられ、2月22日には注意となり、最近では感染者ゼロが11日連続となり、3月1日にレベルⅠの感染観察になったところであります。

第3波で感染者数が急増した要因について、京都大学研究チームが、国の経済対策の一つとして昨年7月22日に始まった観光支援事業Go

To Travelの開始後に、旅行に関連する新型コロナウイルス感染者が最大6から7倍増加したとの分析結果を、国際医学誌に発表しました。高知県においても、多くの県外客が本県に観光等で来られ、様々な機会に接触されたことが、第3波の急増につながったとも考えられます。

また一方で、Go To Travelの開始により多くの観光客等が県外から来られたことにより、宿泊施設、飲食業をはじめ、農業、漁業と、関連する多くの業種が回復してきたことも事実であります。しかし、現在は、今年1月に発令された国の緊急事態宣言によりGo To Travelが一時中止になったことで、県内の宿泊施設、飲食業等は大変な落ち込みとなっております。

新型コロナウイルス感染症対策は、医療崩壊を招きかねない観点から、感染予防、感染拡大防止は重要であります。また、本県の経済を考えますと、Go To Travelのような経済対策も必要となってきます。

感染拡大防止と経済対策は、相反する施策で大変難しいと思いますが、県民の命と生活を守るという意味で、改めて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、知事は、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い思いを持って、県政の各政策において、中山間振興を念頭に置いた取組を進めています。その取組をさらに進めていくために、県内34市町村を回って県民の皆様との意見交換、県民座談会「濱田が参りました」を昨年6月にスタートしました。この県民座談会は、土佐市を皮切りに2月末までに30市町村を訪問し、残り4市町村を3月に訪問して、令和2年度に一巡する予定となっております。

座談会では、農業、林業、水産業、観光、教育、福祉、防災、集落活動センターなど、それぞれの分野で活動している方々が発言者として

参加し、活動の取組の現状と課題、そして将来の展開、目標などについて発表されました。知事は、意見交換の場で発言者が発言しやすい雰囲気をつくり、忌憚のない意見を引き出しており、意義のある会だと感じました。私も、中芸地域5町村で行われました県民座談会に参加し、それぞれの立場から発言者の生の声を聞かせていただき、大いに勉強になったところです。

知事は、県民座談会での感想を、中山間地域など条件の厳しい地域において様々な課題に真正面から取り組んでいて、そして創意工夫を凝らしながら解決に向けて真摯に立ち向かっているという姿に接し、大いに感銘したと述べられています。

本県の中山間地域は、少子高齢化が進み、社会的要因による人口減少で過疎化のスピードが速く、また道路整備や公共交通網等が十分でなく、条件不利地域が多くあります。しかし、風土とともに歴史ある地域の文化、伝統行事などを守りながら、先人の方々が大事に守り育ててきました地域の資源を生かして、農業、林業、水産業や観光振興などの産業振興に全力で取り組み、地域づくりを行っています。高知県は、東西に長く、また山間部、海岸部と、地域によって様々な課題が山積しています。

「濱田が参りました」を行って、発言者からいただいた多くの意見や感じた点を、令和3年度予算編成に当たって、どのように生かして中山間地域の活性化につなげようとしたのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国の観光支援事業Go To Travelに上乘せして、県内の観光を促進する高知観光リカバリーキャンペーン、高知に泊まって交通費最大5,000円のキャッシュバックを令和2年7月22日から開始し、多くの方々が県外から本県に訪れ、経済効果は上がったことと思います。

まず、この高知観光リカバリーキャンペーン

について、利用された方の県内外別や交通費用別の利用状況も踏まえ、どのように評価されているのか、知事にお伺いいたします。

次に、県境をまたぐ移動は、新型コロナウイルス感染拡大の要因にもなっていることから、県内で県民が観光、宿泊などを行うことは感染リスクも少なく、また少しでも経済の支えになっていくものと考えられます。

県の令和3年1月専決予算では、県内在住者の県内観光を促進するキャンペーンで4点の経済影響対策を行うこととしていますが、その中には高知観光リカバリーキャンペーンで、県内在住者が県内宿泊施設に宿泊する場合を対象に、交通費として最大5,000円を助成することが含まれています。これまでリカバリーキャンペーンについては、現在全国一斉に停止している国のGo To Travel事業に連動して展開されてきましたが、その再開を待たずして県民向けに適用されるキャンペーンは、大いに評価をするところであります。

一方で、このリカバリーキャンペーンの助成対象は、公共交通の利用料金のほか、マイカー利用の場合には高速道路料金は含まれていないものの、証明手続など事務処理の課題もあるということで、燃料代は含まれていません。

高知県内、特に郡部では、公共交通網は十分整備されてなく、観光などで移動する場合は、多くの県民はマイカーを利用している状況であります。こうした実態に照らせば、課題はあるといえども、例えば燃料代を助成対象にするなど、もう一工夫があれば、県内観光の需要回復にもつながるのではないかと考えます。鳥取県では、観光客誘致を促進する狙いとして、密を避けるためやマイカーを利用した旅行が多くなっていることから、ガソリンクーポンを配るキャンペーンをしているということでありませ

高知家応援プロジェクトの県内在住者対象のキャンペーンは、いよいよ今月8日からスタートします。1月の専決予算ではこのリカバリーキャンペーンも、国のGo To Travel事業に連動するために実施期間を6月末までと延長されたところです。しかし、このコロナ禍の中での観光の取組は、さらに先を見据えての検討が必要だと考えます。

マイカー利用者をはじめ県内在住者向けの助成も含めて、国のGo To Travelや県のリカバリーキャンペーンが終了した後の観光需要の喚起対策をどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

次に、林業振興についてお伺いします。

まず、産業振興計画の林業分野において、産業成長戦略の令和3年度強化ポイントの中で、目指す姿を山で若者が働く全国有数の国産材産地として、様々な取組を行うこととしています。その中で、原木生産の拡大においては、川下の需要に応じた弾力的な原木生産と、持続可能な森づくりを推進することになっています。

本県は、県土の84%が林野であり、民有林の人工林のうち、45年生を超える森林は80%を占めており、森林資源は充実している状況です。県の戦略目標では、民有林の原木生産量を、令和5年に59万立方メートル、令和11年に65万立方メートルと設定しており、その内訳は、皆伐を6割、間伐を4割として計画しています。皆伐した場合、1ヘクタール当たりの生産量は約420立方メートル見込める試算となっていますので、計算上では、令和5年に約840ヘクタール、令和11年に約920ヘクタールの面積を皆伐することになります。

現在、皆伐後の再生林の状況は、保安林を含めて約4割程度ということですので、今のままでの再生林率で進んだ場合、令和5年に約500ヘクタール、令和11年に約550ヘクタールの山に、

植林がされていない状況となります。県は、皆伐と再生林の促進として、皆伐に必要な作業道などの整備、再生林への支援、低コスト育林の推進など様々な支援と取組を行っていますが、現状は再生林が進んでなく、このまま将来に向けて皆伐後の再生林が進まなかった場合、日本一の森林率である本県の山は大変な状況になりはしないかと心配するところです。

県では、再生林の進まない原因は分析されていることと思いますが、一つには、再生林の施業で地ごしらえに相当の労働負荷がかかり、事業費面でなかなか厳しいというお話を聞いております。山は、植林されてこそ、水源の涵養や国土保全など公益的機能が発揮され、逆に植林されなかったら、豪雨などにより山崩れなど災害の要因となってきます。

県が戦略目標で掲げている再生林の面積は、令和5年に630ヘクタール、令和11年に690ヘクタールと、皆伐後の再生林の割合を、現在の約4割から約7割と非常に高く設定をしております。もちろんそのことは、まさにSDGsの理念に沿ったものであると思います。

令和3年度の再生林促進の中に、新規として持続可能な森づくりの推進とありますが、再生林率の高い目標に向けてどのような取組を始めしていくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、中小製材事業体の育成についてお伺いいたします。製材事業体を取り巻く状況は、主要な木材の需要先である住宅分野において、少子化等の影響もあり、新設住宅着工数は減少しており、加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、木材需要の先行きは不透明な状況となっております。

本県の製材事業体は88工場あり、そのうち中小規模の工場は75で、85%を占めています。中小の製材事業体は、地域の雇用や川上、川下の

関係者と連携し、大工、工務店への木材供給を担うなど、地域に密着した生産活動を行っている事業体が数多くあります。また、大規模工場が扱うことのできない手間のかかる製材品の生産や、さらには消費者のニーズに対応した小回りの利くサービスなど、その特徴を生かした事業を展開しています。

このように、中小製材事業体が果たす役割は非常に大きく、中山間地域の振興のためには、中小の製材事業体を地域で存続させることが重要であり、経営基盤の強化や、品質の確かな製材品の供給体制の整備を図る必要があると思います。

県では、製材事業体における加工施設の整備に加え、経営力の強化に向けて、事業戦略の策定、実践の支援など、ハード・ソフトの両面から支援を実施しております。その事業戦略の策定は平成29年度から始め、経営コンサルタントによる経営分析や社員面談により現状を把握し、改善点の洗い出しと改善に向けた方向性を明らかにするとともに、数値目標の設定を行い、令和2年度までに11事業体の実施をいたしました。また、令和2年度には8事業体の実践に支援が入っていて、経営コンサルタントによる毎月実施する訪問指導等を通じて、PDCAサイクルを回しながら、事業体ごとの課題解決に向けた取組をきめ細かに支援しているところであります。

こうした取組によりまして、私の地元の製材事業体では、役員、従業員のそれぞれが生産性の向上や仕入れ管理など経営目標の達成に向け、共通の認識を持って業務に当たり、役職員の意識改革や収支の改善など、成果も少しずつ出てきていると聞いております。今後、成果の出始めた事業戦略の取組を、安定した経営や事業承継にしっかりとつないでいくためには、それぞれの製材事業体が、この取組を継続していくこ

とが肝要であると思います。

そこで、3年間の事業戦略実践の支援期間が終了した後も、事業戦略に取り組んだ中小製材事業体について、県としてどのように支援していくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組についてお伺いします。近年、地球温暖化による異常気象や環境の変化で、大災害が世界各地で発生しており、その対策の一つとして、2015年に世界の気温上昇を抑えることを目標に定めたパリ協定が採択されたところです。

菅総理は、所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。本県におきましては、さきの12月議会定例会において知事が、2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言されました。全国では、令和3年2月16日時点で、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した自治体は、29の都道府県、154の市、2特別区、61の町、18の村の264自治体が表明して、表明自治体の人口は約9,576万人であり、まさに国家的プロジェクトとなっています。

本県のカーボンニュートラルの実現に向けては、県土の84%の森林資源を生かした持続可能な林業振興を通じた森林吸収源対策とCLTの普及、県産材の利用促進などを通じて、建物の木造化により都市の脱炭素化を図っていくこととしております。また、ものづくりやサービスの省エネルギー化の促進により、産業振興と脱炭素化の両立を目指すこととしています。

令和3年度予算では、地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会づくりとして、県内事業者に向けたSDGsをテーマにした地球温暖化防止に関する普及啓発動画を制作し、ホームページやS

NSを活用した効果的な情報発信を行い、広く周知を図ることとしています。

その動画には、持続可能な森づくりの取組や、県の目指す産業振興と脱炭素化の確立など、どのような内容を盛り込んで制作していくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

また、これからの本県のカーボンニュートラルの取組を実効性あるものとしていくためには、本県の林業振興が大きなポイントになってくるものと考えますが、今後どのような形で脱炭素化の流れを取り入れ、持続可能な林業振興を図っていくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、木製品の土木事業への利活用についてお伺いいたします。本県の原木生産量は、森林の成長とともに皆伐施業などで、年々増加していく計画であります。そして、山から搬出されました木材は、A材、B材は主に製材品として、C材、D材は木質バイオマスの発電の燃料やパルプ用材として活用されています。また、それぞれの価格については、バイオマス発電の燃料等の低質材は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、大きく価格が変動することはなく、一定安定はしておりますが、柱材などの製材品は、厳しい価格競争の中で苦勞しております。こうした状況に対応していくためには、少しでも多くの木材需要を掘り起こしていくことが必要であると考えています。

木材を使用することは、長期炭素固定となり、大気中にCO₂を発生させないことで、カーボンニュートラルに大いに貢献することになります。

高知県の平成29年度の温室効果ガス総排出量は約820万二酸化炭素トンで、そのうち土木関係で使用されるセメントは、製造業、工業プロセスの中に含まれていて、約367万二酸化炭素トンの中に入っています。そして、森林の吸収源、いわゆる吸収量としては約116万二酸化炭素トン

となっているところです。

高知県は日本一の森林県であり、知事も、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすると宣言され、その取組の中に、県産材の利用促進を通じて、環境負荷の少ない木に置き換えて都市の脱炭素化を推進していくこととしております。木材利用の拡大に向けた取組として、土木分野へのCLTの活用の研究が日本CLT協会が始まったと聞いています。

木材製品は、強度や耐久性などにおいて、直ちに道路整備事業などに使用できる部分は少ないかもしれませんが、県土木部において積極的に木材製品を土木事業に使用することは、高知県がこれから進めるカーボンニュートラルの推進、そして中山間地域における大切な雇用の場となっております製材業など、木材産業の大きな振興にもつながると考えます。

土木事業などに木材製品をどのように活用していくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、鳥獣対策についてお伺いをいたします。

鳥獣被害は県の積極的な対応で、防護柵の設置などによる防除とわなや銃による捕獲により被害額は、平成24年の約3億6,000万円から令和元年には1億2,300万円と大きく減少し、また鹿、イノシシなど主な鳥獣の捕獲数は、平成19年から令和元年までの12年間で約4倍に増加している状況です。被害額の内訳は、農業被害が全体の約87%、林業被害が約7%と、農業被害が大きいところです。

狩猟者の現状を見ても、昭和53年度の1万4,572人をピークに猟友会の会員は、令和元年度には3,516人となり、大きく減少している状況です。また、年齢構成は、60歳以上が76%と、有害捕獲の担い手不足が深刻化しているところです。

県では、新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上による捕獲頭数の底上げを行うため、狩猟フォー

ラムや体験ツアーなどを実施し、また狩猟免許取得のために必要な費用などには支援を行うこととしております。また、猟友会は、こうした県の取組、そしてくくりわな製作講習会などに積極的に関わっており、これからも鳥獣被害対策の協力を期待をしているところでもあります。

近年、被害状況は下がっていますが、鹿などの野生動物は捕獲していかなければ毎年増加し、狩猟者の担い手の確保が進まなければ鳥獣による被害が再び増大していくと思います。県内には、農業、林業の担い手対策の一つに、県立の農業大学校、林業大学校があります。林業大学校では、平成29年度からわな猟免許の受験が必須となり、学生に資格を取得させて、担い手対策の一助になっている状況です。農業大学校では、鳥獣被害対策の授業は必須になっていますが、狩猟免許の受験は任意のようです。

農業被害が最も大きい現状を考えると、農業大学校も林業大学校と同様に、狩猟免許の受験を必須にしてはとありますが、農業振興部長に所見をお伺いをいたします。

次に、鹿捕獲の目標は毎年3万頭としておりますが、現在は約2万頭で推移しております。捕獲方法は、わな猟と銃による捕獲がありますが、近年はわな猟が一番多い状況であります。しかし、わな猟で鹿などを捕獲した場合は、止め刺しをしなければならないのですが、なかなかそれができないということで、免許は持っていますが実施をやめている人がいるようにも聞いております。

止め刺しに抵抗のある方がわな猟をやめずに狩猟を行っていくことは、捕獲数を増やすことにもつながると思いますが、何か対策がないか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、道路整備についてお伺いをいたします。

道路は、地域住民の生活や、経済と社会活動を支える最も基本となる施設であり、地域が自

立していく上で欠かせない重要な社会基盤として、最優先して整備していかなければならない根幹的な施設であります。去る2月27日には、高知南インターチェンジが開通し、高知南国道路が全線開通となり、緊急輸送ネットワークの強化及び防災機能の向上、広域観光ルートの形成による交流人口の拡大など、大きな効果が期待されています。

また、県では新たな広域道路ネットワーク計画を立てて、四国8の字ネットワークなどの高規格道路、一般広域道路、そして新たに構想路線として奈半利室戸道路、幡多西南地域道路を加えて、県内の幹線道路整備を進め、県民の命の道として整備することとしております。このように、県内の道路整備は、少しずつではありますが着実に進んでいることに、関係機関の皆様にお礼と感謝申し上げます。

さて、高知県は、御案内のとおり中山間地域が多く、急峻な地形や厳しい自然環境に阻まれ、土砂災害による通行止めや落石などで、度重なる道路の寸断により陸の孤島となる場合もあります。また、災害復旧工事においては、迂回路がないため、50分通行止め、そして10分通行可能という時間制限が行われ、地域住民の日常生活に大きな支障を来しており、厳しい環境を与えているところです。

県においては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で、インフラ整備などを加速することとしております。

地域住民の生活を考えれば、迂回路がない道路区間を最優先して整備していかなければと考えますが、土木部長に御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス対策に関連をいた

しまして、県民の命と生活を守ることへの所見に関してお尋ねがございました。

昨年5月に全国的な緊急事態宣言が解除された後、県政運営に当たりましては、感染拡大防止対策と経済対策の両立という困難な命題が課せられているところであります。全国の第3波の感染拡大を受けまして、県内での感染が急拡大した昨年の11月末以降におきましては、このうち感染拡大の防止にウエートを置いた対策を優先してまいったところであります。

昨年12月には、首都圏などへの緊急事態宣言が発出される前でもございましたけれども、御指摘もいただきましたように、他県に先駆けまして、飲食店などを対象に夜8時までとする厳しい営業時間短縮の要請を、県内において行ったところでございます。この要請に、多くの事業者の方々に御協力いただいたおかげをもちまして、年末からはその効果が現れ、一昨日までの11日間、新規感染者ゼロが続くというような結果につながったと考えております。

本県の落ち着いた感染状況を踏まえますと、感染拡大防止から社会経済活動の回復のほうに、ウエートを徐々にシフトしていくべき段階が来ているというふうに考えております。まずは、県内での消費喚起に向けまして、高知家応援プロジェクトのように、県内におけます食や観光の地産地消の取組に力を入れてまいりたいと思います。さらに、県経済の本格的な回復に向けましては、全国の感染状況も注視をしながら、観光誘客の範囲を県内から四国、中国、全国へと段階的に広げていくということとともに、関西圏をはじめといたしまして、各地への積極的な外商活動の展開を図ってまいりたいと考えております。

最近の全国的な感染状況を見ますと、感染が収束をし県経済が回復するには、一定の時間を要するということが見込まれますので、引き続

きその時々状況を踏まえながら、感染拡大防止と経済対策の両立に取り組んでまいります。

次に、県民座談会でいただきました県民の皆さんからの意見などを、令和3年度予算にどのように生かしたのかというお尋ねがございました。

県民座談会の「濱田が参りました」は、私が県政運営の基本方針といたしております共感と前進の県政を実現するために、県民の皆様と直接対話をさせていただき取組であります。

これまで30の市町村にお伺いいたしまして、地域の皆様から、地域の活性化をはじめとして、産業振興や福祉、教育、防災など各分野での取組の状況、そして県政への御要望、御意見などをお聞きしてまいりました。この座談会を通じまして、改めて、人口減少や高齢化がもたらします中山間地域の厳しい現状を実感いたしますとともに、中山間地域の対策に取り組む決意を強くしているところでございます。

令和3年度予算におきましては、こうした座談会の中で、地域で熱心な活動をされている方々から御意見をいただきました、集落活動センター立ち上げ後の継続的な支援を強化するというような形で、御意見を反映しております。

また、若い移住者の方々が地域で生き生きと活躍をしているということが、この座談会を通じまして、各地で私自身の新たな発見がございました。また、こうしたことに深く感銘を受けました一方で、こうした若い人材が中山間地域では得難い、人材難であるというお話もたくさん伺ったところでございます。

こうしたことも念頭に置きまして、新年度の予算におきましてはコロナ禍で期待されます、地方への新しい人の流れを着実に中山間地域へ呼び込むという考え方に立ちまして、移住促進策を強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、特に中山間地域におけます座談会におきましては、道路整備に対します切実な声もたくさんお聞きをいたしました。こうしたことも踏まえまして、地域の実情に応じました、いわゆる1.5車線の道路整備の予算枠を拡充するというような措置も、新年度の予算で取ったところでございます。

このほかにも、中山間地域には限りませんが、例えば、農福連携の推進でありましたり、防災の分野でのいわゆる要支援者の避難の個別計画の策定でありましたり、そういった県政推進上の主な取組に関して、こういった座談会でいただきました意見を、県政の施策の推進に当たりまして、大いに参考にさせていただいたというところでございます。

今後も、県民座談会をはじめといたしまして、あらゆる機会を捉えて様々な取組の現場に足を運びまして、地域の実情を具体的に把握した上で、中山間地域の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

最後に、高知観光リカバリーキャンペーンの評価とキャンペーン終了後の需要喚起策についてのお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

本県のリカバリーキャンペーンは、宿泊割引を主体とする国のGo To Travel事業に連動する形で、県のほうでは交通費用の助成を独自に上乗せするという施策を取っているものでございます。これによりまして、価格面でのインパクトを持たせますとともに、宿泊をはじめ、公共交通などの観光関連の事業者の皆様方に、この施策の経済効果が広く及ぶということを意図したものでございます。

おかげさまで、このキャンペーンは好評を得ておりまして、これまでの間に約13万件的御利用をいただいております。そこから抽出をしたデータによりますと、県外客の方々が約95%、

県内客の方々が約5%というような構成比となっております。また、交通手段について見ますと、高速道路の利用が65%台、航空機の利用が9%台、レンタカーや鉄道の利用が7%台となっております。鉄道事業者からは、利用が促進されたというようなお声もいただいているところでございます。

昨年の夏にキャンペーンを開始いたしました後、年末にかけましては県内の観光が上向き傾向にありましたことから、国と県の施策が、こうしたことに向けました相乗効果を発揮できたというふうに考えております。しかしながら、現在県内の観光関連事業者の方々は、いわゆる全国第3波の感染拡大によりまして、宿泊などの予約が大幅に減少するといった形で、再び極めて厳しい状況下にあるというふうに考えております。

このため、まずは県民の皆様のご協力を得まして、来週から高知家応援プロジェクトとして、宿泊割引と交通費用助成を行いますリカバリーキャンペーンを併せて行うということといたしました。この事業は、今後誘客のエリアを段階的に広げたいと考えておりますけれども、観光に関わりますチャンスロスを挽回するためには、施策の追加も必要ではないかという思いもいただいているところでございます。

また、先月の末には宿泊事業者の団体の皆様から、国の事業と県のキャンペーン終了後の、想定する時期としては今年の後半、7月以降を想定いたしまして、宿泊割引事業の創設などにつきまして御要望もいただいたところでございます。

議員のお話にございました需要喚起策につきましても、厳しい状況にあります観光関連事業者の皆様方を御心配されての御指摘だというふうに受け止めております。

現在、国におきましては、Go To Travel事業

を再開するに当たっての内容的な見直しも検討されているというふうに承知をしておりますので、まずはその動向を注視いたしまして、それに応じて本県の施策の仕組みを構築してまいりたいと考えております。その際には、このたびの宿泊団体からの御要望なども十分に踏まえまして検討いたしまして、実施に当たりましては感染状況も見極めて対応させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、再造林率の目標に向けた持続可能な森づくりの推進の取組についてお尋ねがございました。

再造林の促進は、将来の森林資源の確保や環境保全の観点から重要な取組であると考えております。このため、令和元年度から各林業事務所単位に、市町村や林業事業体等と連携した増産・再造林推進協議会を設置し、地域ぐるみの推進体制の強化を図ってきたところでございます。現在、この協議会におきまして、森林所有者に対し再造林の実施に向けた働きかけや、林業事業体とのマッチングなどを行っているところでございます。

次年度につきましては、さらなる対策として、県単事業の補助事業を活用する皆伐事業者に対しまして、森林所有者の同意を得た上で事業地の情報をこの協議会に提供することを補助事業の条件に追加してまいりたいと考えております。

また、現在県内の森林につきまして、地形や植生情報等のデジタル化を進めております。今後は、このデジタル情報を使って効率的な林業が行える地域の抽出や路網計画の策定などが、コンピューター上で可能となってまいります。こうした情報を基に持続可能な林業の適地を整理した上で、市町村と十分に協議を行いながら市町村森林整備計画に反映させ、再造林を行う

べき地域を示して、再生林の促進につなげてまいりたいと考えております。

また、林業事業体の皆様に対しまして、森林認証制度などの事例の紹介や、再生林に必要な作業の効率化に関する研修会を開催したいと考えております。さらに県外では、林業事業体が皆伐を行う際の留意事項などについて、自主的に行動規範を定めて取り組んでいる優良事例もございます。これらの実情を調査し、本県に合った仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

将来にわたって本県の森林資源を活用し、林業を継続していくためには、市町村、林業事業体、森林所有者との連携が重要であると考えております。県といたしましても、幅広く情報の収集を行いまして、研修会などを通じて関係者の相互理解を深めながら、持続可能な森づくりの推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、事業戦略に取り組んだ中小製材事業体について、県としてどのように支援していくのか、お尋ねがございました。

製材業は、地域で森林資源に付加価値をつける重要な産業であり、経営力の強化や事業承継を進めることが必要と考えております。このため、事業戦略の策定とその実践を支援しているところでございます。この取組によりまして、収益性の回復や意識改革が進み、単年度黒字に転換した事業体も出てきております。さらには、共同化により効率的な加工体制を整備し、品質の確かな製材品の安定供給に取り組もうとする事業体も出てきております。

この事業戦略の策定、実践の支援の事業終了後につきましては、アドバイザーなど専門家の派遣事業や県職員の定期的な訪問などを行っております。これらの取組により、コロナ禍のような社会情勢の変化への対応など、事業体自らがPDCAによる事業戦略の改善に向けて取り

組んでいけるよう、継続して支援をしてまいります。

次に、SDGsをテーマとした普及啓発動画の内容についてお尋ねがございました。

SDGsを経営に取り入れていくことは、環境意識の高い事業者との新たなビジネスチャンスにもつながります。脱炭素化の推進に当たってはこうした点も含め、県内事業者の皆様にもSDGsを意識し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいただくことが重要であると考えております。

まずは、SDGsに興味を持っていただくために、基礎的な情報と先進事例の紹介を内容とした、手軽に見られる長さの動画を作成したいと考えております。また、1次産業も含め多くの皆様に御覧いただき、理解を深めていただくよう、SDGsの講演会や各種啓発イベント、様々な場面を通じて積極的なPRを行ってまいります。

最後に、今後どのような形で脱炭素化の流れを取り入れ、持続可能な林業振興を図っていくのかのお尋ねがございました。

木材は、炭素を固定する機能をはじめ、環境に優しい建築材としての利用や、低質材の木質バイオマス発電でのエネルギー利用など、環境価値の高い素材であると考えております。この素材を使って、都市部の中高層建築物などを鉄やコンクリートなどから木材へと置き換えることによって、脱炭素化につなげるのが重要と考えております。

そのためには、企業経営者など建築物の施主となる方々に、木造建築物の環境価値に対する理解を醸成することが必要となります。本県では、企業経営者の集まりである経済同友会と連携して、木材利用推進全国会議の運営に携わっております。その中で、近年企業の関心が高まっているSDGsの目標達成に、木材を利用する

ことが貢献するという点について、木造建築の事例紹介やセミナーを通じて、企業経営者の皆様に理解の醸成を図っているところがございます。あわせて、新たな都市部の木材需要に対応し、県産材を安定供給できるサプライチェーンを構築することを通じて、適切な森林整備につなげてまいりたいと考えております。

こうした一連の取組により、都市の脱炭素化の流れを追い風として、本県の持続可能な林業の振興に努めてまいりたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、カーボンニュートラルを推進するために、土木事業などに木材製品をどのように活用していくのかとのお尋ねがございました。

土木部では、県の定めた県産材利用推進方針及び県産材利用促進に向けた行動計画に基づき、積極的に木材利用を推進しているところです。具体的には、コンクリート擁壁などの施工について、県産材の木製型枠の原則利用を義務づけており、令和元年度は100%の使用実績となっております。工事看板やバリケードなどの仮設資材につきましても、原則県内産木材製品の使用を義務づけており、ほぼ全ての工事で使用しております。

また、木柵やポット苗を使用する本県が考案した工法が、道路改良工事ののり面保護工として、平成7年度に国の補助事業として採択されて以来、県の標準的な工法として活用推進してまいりました。ほかにも、地域のシンボリックな施設となる高知駅の大屋根に県産材を使用しております。また、地域の意向や構造物の耐久性、維持管理性に配慮しつつ、ガードレールなどにも木材製品を使用してきたところです。

今後、カーボンニュートラルの推進に関して、引き続き林業振興・環境部とも密に情報交換をしながら、公共土木施設としての品質、価格、

耐久性などを考慮した上で、積極的に木材製品の活用に取り組んでまいります。

次に、迂回路がない道路区間を最優先して整備していくことについてお尋ねがございました。

本県は、県土の8割以上を森林が占め、急峻な地形を有しており、加えて降水量も多いことから、毎年のように道路が被災しており、県民の皆様への安全・安心な暮らしを守る中山間地域の道路整備は非常に重要と認識しております。

中山間地域の災害復旧工事や道路改良工事に当たっては、道路幅員が狭いことなどから時間制限による通行止めの工事となり、地域住民の皆様には大変御不便をおかけしております。現在、県では、道路改良や道路防災総点検で明らかとなった要対策箇所の整備につきまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も活用し、鋭意進めているところです。しかしながら、道路防災の要対策箇所が2,500か所以上もあるなど、まだまだ整備を要する箇所が多く残っております。

このため、今後も、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限に活用し、迂回路がない区間をはじめとした中山間地域の道路整備や防災対策などに、引き続きしっかりと進めてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 農業大学校で狩猟免許の受験を必須とすることについてお尋ねがございました。

農業大学校では、拡大が続く鳥獣による農業被害を受け、鳥獣対策関連部署と連携し、平成23年度から鳥獣被害対策について理解を促進するため、被害状況や対策などの講義を行ってまいりました。また、平成27年度に、わな猟の免許取得が18歳から可能となったことに伴い、28年度から単位取得に必要な科目として位置づけ、これまでの講義内容に加え、猟友会の御協力の

下、免許を取得するために必要な知識や技術を習得できる座学、実習を行ってまいりました。

農業大学の学生の進路は、狩猟と関係性の低い就業先も多くございますので、免許の受験自体を必須とはしておりませんが、平成27年度からこれまでに24名が在学中にわな猟の免許を取得しています。県としましても、鳥獣による被害が農業分野で依然として多いことや、科目として位置づけておりますことから、多くの学生に鳥獣被害対策の担い手になっていただきたいと考えております。

そのため、今後は、鳥獣被害が深刻で対策を必要としている中山間地域に就農または就職を考えている学生、あるいは鳥獣被害対策に関わりのあるJAなどへの就職を希望する学生に対する進路指導の際には、狩猟免許の取得を積極的に促してまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長尾下次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下次君) わな猟における止め刺し技術の習得についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、鹿の年間捕獲数は目標の3万頭に対し、近年は2万頭前後で推移しております。このうち、わな猟での捕獲割合が9割程度を占めている状況でありますことから、鹿の捕獲数を増やしていく上で、特にわな猟を担う狩猟者の確保や育成が重要な課題であると認識しております。

わなにかかった鹿やイノシシなどにとどめを刺す、いわゆる止め刺しは、猟銃、電気止め刺し器、ナイフなどを使用する方法がありますが、わな猟の中でも技術を要し、事故の危険性の高い作業です。免許を取得されたばかりで現場経験の浅い方にとって、クリアすべきハードルとなっております。

このため、県では、一般社団法人高知県猟友会の全面的な協力をいただき、新たに狩猟免許

を取得された方を対象として、わな猟で使用するくくりわなの製作や仕掛け方を学ぶ講習会を開催しております。あわせて、ベテランのハンターと実際に現場で狩猟を体験し、止め刺しなどの捕獲技術や命の貴さを学ぶマンツーマン指導を実施することで、狩猟の現場へ導いているところです。

来年度は、これまでの取組に加え、新たに捕獲経験の浅い若手のハンターを対象に、先輩のハンターによる講演や体験談、悩み相談など、情報交換や学びの場を設け、担い手の確保や育成をさらに進めてまいりたいと考えております。

○1番(上治堂司君) それぞれに御答弁ありがとうございました。2回目の質問はいたしませんけれども、1点要請させていただきたいと思っております。

やはり土木部が発注いたします公共事業、特に道路整備において木材を使用するということは、多くの県民の目に触れる機会が生まれまして、木材の活用を身近に感じることで、また民間の利用の促進にもつながっていくのではないかと思います。

知事が宣言されました2050年のカーボンニュートラルを目指して、土木部と、そして木材需要の拡大を推進しております林業振興・環境部が連携して、なお一層県産材の普及に取り組んでいただきますよう、要請をしておきたいというふうに思います。

さて、新型コロナウイルス感染症は、日本、世界全体に広がり、1年が経過したところでございます。県では、県民の皆様の御協力により第3波を乗り越えることができましたが、しかしまだまだ終息には至らず、医療体制への準備であるとか、そういう第4波、第5波への備えも必要になってこようかと思っております。そして、感染予防の大きな力となりますワクチンの接種は、いよいよ私たちを含める高齢者に4月頃か

令和3年3月4日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 西 山 彰 一 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第4号)

令和3年3月4日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例議案	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条	第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案

- 第 65 号 南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 67 号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 68 号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 69 号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 70 号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 71 号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 72 号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 73 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 74 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 75 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 76 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 77 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 78 号 都市計画道路はりまや町一宮線防

災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

- 第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理人として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計

補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

30番橋本敏男君。

(30番橋本敏男君登壇)

○30番(橋本敏男君) おはようございます。県民の会の橋本敏男でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思っております。まず、足摺沖での潜水艦衝突についてでございます。

この問題については、一昨日梶原議員、それから米田議員、それぞれ両議員のほうからも質問がございました。重複するところも多々あるかも分かりませんが、私の地元で起こったことでございますので御容赦いただいて、少しばかりお付き合いを賜りたいというふうに思います。先月8日午前10時58分頃、足摺沖で海上自衛隊の潜水艦そうりゅうと商船が衝突する事故があり、潜水艦の隊員3人が軽いけがを負ったという報道がありました。

まずは、この事故における知事の所見を求めておきたいというふうに思います。

事故を起こしたそうりゅうは、全長84メートル、排水量は2,950トン、海上自衛隊呉基地を拠点とする第1潜水隊群に所属し、魚雷発射管を6基搭載している潜水艦であるとのことでございます。この潜水艦の事故に限らず、海上自衛隊の艦艇と民間の船舶が衝突する事故は、これまでも度々起きています。

最近では、去年3月護衛艦しまかぜと中国の漁船が衝突、おとし6月には掃海艇のとじまと貨物船が、平成21年には関門海峡で護衛艦くらまとコンテナ船が衝突、平成20年にはイージス艦あたごが漁船と衝突して、漁船に乗り込んでいた親子2人が死亡しました。そして、昭和63年7月には潜水艦なだしおが神奈川県の横須賀沖で遊漁船と衝突し、釣り客と乗組員合わせ

て30人が死亡する悲惨な事故が起きています。潜水艦そうりゅうが衝突したのは超大型船ですが、もし小さな船だったら、漁船だったら大惨事を引き起こしていたに違いない、そう思うとぞっとします。

今回の事故現場は、キンメダイの網代で、付近はカツオやメジカの漁場ともなっています。土佐清水市の漁業者からは不安や怒りの声が上がっていると、高知新聞が地元漁業者を取材した記事が載っていました。

その記事には、年に二、三回は潜水艦を目撃する証言や、「今回は相手が太い商船やったけん、あればあで済んだけんど、うちの船やったらひとたまりもない。こっちは命がかかっちゃうと憤慨し、ある漁師は、確認不足としか考えられん。ちゃんと仕事してもらわんとと語気を強めた。ほかの漁師からは、万が一油が漏れちゃったら、漁師にはざまな損害になる。自衛隊はなめてかかっちゃうがよ。時間がたったら、また事故を繰り返すがやないかと口々に不満が漏れた」とあります。地元の理事は、「漁師はこの事故で恐怖を感じちゃう」とした上で、「これからの季節はカツオのひき縄の船もようけ出る。何ぼ自衛隊でもこの漁場は避けてもらわんといかん」と、現場の漁師の悲痛な声が記載されました。

このように現場は、県が設置した土佐黒潮牧場の浮き魚礁、13号と18号ブイの近隣海域にあり、カツオやメジカなどのひき縄漁が盛んなところで、漁船の往来も多く、漁民の暮らしを支える大事な場所で起きた事故です。特に、13号ブイでは年間に延べ1,000隻を超える一本釣りやひき縄船が操業するなど、県下でも最も多く利用されている海域と言っても過言ではないと思います。この海域は清水の漁師だけではなく、本県の沿岸カツオ漁業を支えている最もよい漁場で、操業隻数や漁獲高においてもトッ

プクラスの実績を上げています。

高知新聞の記事のとおり、漁師からは多くの不安の声が上がっており、生産者の安全や安心を担保するためにも、高知の漁業を守るという観点からも、その声にしっかりと応えていかなければならないと思います。水産振興部長の答弁を求めます。

しかも、その海域は潮流も複雑で、船の音はソナーでは把握しにくいようなところだったというのに、なぜ浮上しようとしたのか、その判断の是非も問われなければならないし、驚いたことに防衛省への一報が発生から3時間以上たっていた事実は、看過できないと思います。さらに、この海域は漁船だけではなく、本県に関係している商船なども行き交う海域です。

本県の危機管理の上からも見過ごせない大きな問題で、早急な対応が求められると思いますが、危機管理部長の見解を求めます。

思い起こせば、隣の愛媛県の実習船えひめ丸の悲惨な事故から20年過ぎましたが、潜水艦との衝突事故は後を絶たず、過去の尊い犠牲の上に立った重い教訓から一体何を学んできたのか、海自は国民に対する安全・安心をどのように担保するのか、大きく問われることになるというふうに思います。

今回の事故の報告を受け政府は、総理大臣官邸の危機管理センターに情報連絡室を設置し、状況の把握に当たっているとした上で、情報収集に万全を尽くすこと、安全確認と救助活動の徹底、そして国民への情報提供を行うことの指示があったとしています。政府は、運輸安全委員会から事故調査官3名を指名し、原因を調査するとしています。

調査の結果はどうであったのか、県に何らかのタイムスケジュールは示されているのか、危機管理部長の答弁を求めます。

令和3年2月10日付で、知事は、防衛大臣に

対して遺憾の意を伝えるとともに、事故原因の徹底究明を行うとともに確実な再発防止策を講じること、再発防止策及び事故の調査結果について速やかに本県に情報提供することを要請しています。

地元の漁師は、潜水訓練の事前連絡やこの海域でのルート除外などを強く要望しています。これまでのように原因究明することだけにとどまれば、再発の恐怖は拭き切れないし、県民の安全は担保できないと思いますが、国に向き合う知事の姿勢について答弁を求めます。また、国に対する要請書には確実な再発防止策とありますが、知事の思い描く確実な再発防止策とはいかなるものか、どういうふうにイメージしたらいいのか、具体的に示していただきたいというふうに思います。

次に、2050年カーボンニュートラル宣言について質問をしてみたいと思います。

菅総理大臣は、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すと宣言し、大きな注目を集めました。この宣言によって、日本も国際社会のトレンドに歩調を合わせた格好となりましたが、現実的には多くの課題もあり、実現への道筋には大きな困難が待ち受けているというふうに思います。

高知県においても、濱田知事は12月県議会において2050年カーボンニュートラル宣言を行い、国と歩調を合わせ、カーボン実質ゼロの実現を目指した取組にかじを切りました。カーボン実質ゼロの宣言は大いに評価できるものですが、これを具体的に行い実現するには多くの課題があり、まさにいばらの道だと思います。とはいえ、県民に向かって発信した以上、結果を出さなければなりません。

2050年カーボン実質ゼロへ向けた道筋を知事に示していただきたいと思います。

この宣言を行い、国が脱炭素にかじを切り、2050年の温室効果ガス排出量の長期削減目標80%を100%に変えたということは、温暖化対策の柱となっている2030年度の中期目標、2013年度比26%削減の変更も余儀なくされることになると思います。

この地球温暖化対策計画の中期目標には、多くの温暖化対策がリンクされていますので、国における既存の対策強化が検討されることが想像でき、本県の取組においても大きな影響をもたらすと考えますが、どのように向き合うのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

また、高知県が新たに策定する新エネルギービジョンには、2050年に実質ゼロを目指したビジョンとなっているのか、さらに新エネルギービジョンのポイントを林業振興・環境部長に答弁していただきたいと思います。

高知県が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明したことは本当に評価できますが、問題は実効性ある取組を整理した上で、時系列ごとに目標数値を示し、市町村や事業者がしっかり向き合えるよう、県が後押しをすることが必要ではないかと思います。

県民は無論のこと、市町村や事業者の協力・連携についてはどのように考えているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

そもそも目標数値を定め、それに向き合おうとしても、電力の自由化などにより地域内での排出量の把握が困難な状況があり、県や市町村が排出量を算定できないのではないかと思います。目標数値に関するデータの把握はできるのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

さらに、市町村単位での実質ゼロの実現はかなり困難性が高い可能性があり、広域連携を含めたアクションプランなどの策定を推進すべきではないかと思います。

しかしながら、市町村においては専門的な知

見やマンパワーが限られており、そのサポート体制と市町村の負担軽減を図らなければならないと思いますが、仕掛け人の県としてどのような取組をしていくのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

来年度は、脱炭素化に向けた施策の具体化と着実な実行に向け、新たなプロジェクトチームを立ち上げ、専門家の方々から助言や提言をいただき、アクションプランの策定に着手すると知事の提案理由説明がありました。一昨日の梶原議員の質問への答弁で、今回策定するアクションプランにおける柱、CO₂の削減、グリーン化関連産業、SDGsを意識するの3つが明らかになりました。

新たに公表するアクションプランにおける3つの柱と新エネルギービジョン、さらには高知県環境基本計画第5次計画、高知県地球温暖化対策実行計画などとの連動性について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

御承知のように、日本でCO₂の排出量が最も多いのは、エネルギー転換と呼ばれる発電所や製油・製鉄所です。特に、発電が化石燃料で行われている間は効果が乏しいため、電力を再生可能エネルギーに替えることが重要な取組になります。本県は、国内においてトップクラスの再エネ資源県でもあり、県内消費電力量に対する再エネ電力自給率は大型水力発電を加えると82.8%となっており、非常に高い水準にあると思いますが、高知県産100%を可能とするためには残り17.2%をこなさなければなりません。

一昨日の米田議員が指摘した、電力インフラにおける容量市場の現状を考えれば、簡単なことではありません。昨年、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が制定され、FIT制度の抜本的な見直しや電気事業法の一部が改正され、国の第5次エネルギー基本計画や電力シス

テム改革などと相まって、地域分散型供給システムの構築に向けた法的な環境整備は順次整っています。しかしながら、他方では、前段でも申し上げましたが、まだまだ系統連系の制約やFIT認定基準の見直しなど課題も多くあります。

そのような中でありますが、今の状況を整理し知恵を出し合いながら、再エネを使った地域分散型の電力ネットワークの構築に向け、地域新電力などの再エネビジネスや災害時における電力強靱化を図るための取組を推進しなければなりませんと思います。

県では、過去にこうち型地域還流再エネ事業や県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業などに取り組み、官民一体となった施策の展開を行ってまいりました。当時と今とでは取り巻く環境も大きく異なるとは思いますが、こうした積極的な施策を図っていくことが、カーボン実質ゼロを可能にする取組だと思います。

地域と調和した経済と環境の好循環が図られるよう、市町村や事業者が地域のポテンシャルを生かし、主体的、計画的に地域経済循環につなげる取組を行えるよう、再エネ導入の仕組みを県が仕掛ける必要があると思いますが、林業振興・環境部長に具体的な施策または支援策があればお示しください。

2021年2月24日時点、2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロにすると宣言している自治体は277、都道府県では32が表明しています。表明した自治体の人口を数えれば9,944万人にも上り、日本の総人口の7割を軽く超えている状況ですが、そんなに簡単な課題ではありません。

最近では宣言に寄り添う形で、何とか実行し克服するために、新たな条例を制定したり、既存の条例を改正したりする動きが活発化しており、長野県では長野県脱炭素社会づくり条例が2020年10月に制定されたと聞いています。その

条例は市町村や県民をはじめ、事業者を含め県以外の関係者などは全て努力義務とされていますが、県として脱炭素に取り組む姿勢や方向性などは共有し、大いに発信できるのではないかと思います。その条例には、県が脱炭素に向けた行動計画を策定することをはじめ、それに伴う財政措置を講じること、市町村や事業者との連携・支援を行うことなどが盛り込まれているようです。世界も国も各自自治体も企業もこの動きに歩調を合わさなければ、脱炭素社会で生き残り、発展を続けることはできないとまで言われています。

本県の目指すべき形を条例化し、広く内外に発信することで、2050年カーボンニュートラル宣言を実効性あるものにすべきだと思いますが、知事の所見を求めたいと思います。

次に、集落対策の充実強化について質問をしてまいります。

中山間集落の振興なくして高知県の発展はないと、尾崎県政から引き続き濱田県政においても、中山間振興が県政の最重要課題であると引き継がれました。高知県では全国より先行して人口減少、高齢化が進んでおり、それにコロナ事情が加わり、中山間集落における暮らしはますます厳しさを増しています。特に目につくのは、集落道や給排水路、石垣、集会所などの集落生活インフラで、経年劣化により機能が大きく失われ、中山間地域での暮らしの利便性が低下しています。

集落生活インフラは公的資産ではなく、昔から集落が暮らしのために共有してきた共同の集落資産であります。そのため、多くの集落の代表が個人所有登記した上で、それを集落みんなで維持管理を行いながら、暮らしの利便性を図ってまいりました。言わば集落の知恵であります。

しかしながら、多くの中山間地域では限界集落と呼ばれる高齢化率50%以上、所によっては

高齢化率80%を超えるような集落も存在します。近年では、施設の経年劣化や災害などに加え、人口減少、高齢化の急速な進展により、集落での保守機能低下が著しく、維持管理は限界にきています。本来ならば、市町村が集落生活インフラの整備に向き合うべきですが、非常に厳しい財政状況の中、崩壊していく集落生活インフラのスピードについていけず、市町村単独での対応には限界があり、十分な手当てができていないのが現状です。

崩壊していく集落の暮らしの現状認識について知事の所見を求めたいと思います。

10年前の集落实態調査から、集落活動や産業を担う人の育成・確保、安心して暮らすための住民同士の絆の大切さ、近隣集落や他の地域等とのネットワークの必要性和3つのキーワードを洗い出して、施策の展開を行ってきたというふうに思います。

今回、10年ぶりに集落实態調査を実施する予定だということですが、これまでの中山間振興に10年前の集落实態調査で得た生の声は生かされてきたのか、少しは中山間の人々の暮らしは改善されたのか、これまでの中山間振興策の総括と評価について知事の答弁を求めます。

県は中山間振興の切り札として、中山間地域で一定の収入を得ながら、安心して暮らしている仕組みづくりの拠点施策として、集落活動センター事業に力を入れ推進してきました。

その集落活動センター事業は継続的に行うことができるのか、独立採算ベースに乗っているセンターはあるのか、市町村の重荷にはならないのか、3年間のサンセット方式は妥当であるのかなど、中山間振興・交通部長に集落活動センターの現状と見通しについて答弁を求めます。

本県の中山間地域においては、限界集落となっている集落が数多く存在していると思いますが、今回の集落实態調査の対象となる集落1,560地

域のうち、限界集落はどれくらいあるのか、その限界集落においては生産性の追求は可能だと考えるのか、中山間振興・交通部長の答弁を求めます。

私の主観ではありますが、尾崎県政時代の中山間振興策は、産業振興計画や集落活動センター事業に見られるように、生産性の追求に大きく偏っていたのではないかとこのように考えます。集落活動センター事業に手を挙げて、地域で生産性を追求しようにも、高齢化によるマンパワーの不足で手を挙げられない集落も多いのではないかとこのように思います。そういう集落においては生活支援の必要性は高く、そんな集落に対して県として何をしてきたのか、生活支援は十分に行われてきたのか、公的サービスの集落における格差を助長することになりはしないか、生産性の追求よりも暮らしの利便性を求める声が多いのではないかと、今まで61か所の集落活動センターに10億円以上のお金をつぎ込んで、その費用対効果はどうであったのか、挙げれば切りがありません。

そこで、高齢化によるマンパワー不足や集落の事情で集落活動センター事業を導入できないような集落への支援について中山間振興・交通部長の所見を求めたいと思います。

次に、コロナ禍における生活困窮者対策について質問をしております。

新型コロナウイルス感染症の拡大はいまだに収束の兆しが見えず、一度収まりつつあった感染者数は6月末から大都市を中心に増加に転じ、8月にはピークを迎えました。それから徐々に減少傾向に向かったものの、冬に入って大都市圏で大きな感染が起これ、再び大都市を中心に緊急事態宣言が出され、さらなる延長を余儀なくされることになりました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、国や自治体の行政対応が日々変わる中、県民の意識

も大きく変化していると感じます。感染を意識しながらの日々を送るウイズコロナ時代の生活が長くなるにつれ、当初の得体の知れないウイルスによる不安は消え去り、コロナ慣れといった状況が少なからずあるのではないかと思います。確かに、PCR検査能力の拡充やワクチン接種の早期開始などのプラス要因も見られますが、まだまだ不安要素は尽きるものではありません。

そんな現状の中、コロナとどう向き合っていくのか、知事の姿勢を県民は注視していると思います。もっと言うと、現時点での感染状況が続いた場合、感染をさらに抑制していくのか、それとも経済活動を優先させるのか、どちらに力点を置き、今後の政策を進めていくのか、知事の答弁を求めます。

当面は、多くの県民が感染を意識しながら日々を送る、ウイズコロナの生活は今後も続くことが予想されますが、そうした中アフターコロナを見据えて、県民一人一人が活躍できるよう、暮らしの施策を展開することが重要です。

一般質問初日、同僚の坂本議員からも質問があり、この新型コロナウイルス感染症によって、生活福祉資金に殺到する生活困窮者が多く見られるとの指摘があり、日々の暮らしの厳しさを認識せずにはいられません。担当課から資料を頂き、全国の生活福祉資金の特例貸付実績を見てみますと、件数、金額とも人口当たりでは上位にランキングされ、本県の貧困の重さが改めて鮮明になりました。緊急事態宣言の延長などに伴う経済支援策として、総合支援資金の再貸付けが2月19日から、市町村社会福祉協議会において申請の受付が開始され、特例貸付の最大貸付額は60万円が増額され、200万円に増加することは喜ばしいことでもあります。

しかしながら、問題なのは借りたら返さなくてはならない貸付金で、2年間の猶予はあるに

しても、それまでに暮らしを整えることができるのかどうか、償還していただくの暮らしの立て直しはできるのか、大きな疑問です。特に、生活福祉資金の特例貸付の中でも、緊急小口資金については住民税非課税世帯においては償還免除が決まっていますが、総合支援資金については免除対象が決まっておらず、不安を抱いている県民も多くいるというふうに思います。

特に、生活福祉資金は特例貸付であっても、借りたら返すのは当たり前のことですが、新型コロナウイルス感染症による経済や暮らしの後遺症が残ってしまい、貸付対象者の返済が大きく遅れることが予想されますので、県としての柔軟な対応ができないか、地域福祉部長の答弁を求めておきたいと思います。

次に、SDGsについてであります。

SDGsの目標やターゲットは自治体にとって特別なものではなくて、従来から当たり前のように言われ続け、実践したことばかりであると思います。今までも高知県においては、全ての政策においてSDGsが生かされ推進しているはずですが、しかしながら、幾ら生かされ励んではみても、結果として完結には至らない、持続可能な目標を求めていたのにすぎないのではないかと思います。

そんな中、立ち止まり、振り返り、そして改めて目標設定を行い、新たな視点で政策を推進していくことを教えてくれるのがSDGsであると思います。持続可能な開発目標として、17のゴール、169のターゲット、232のインディケータの3層構造で構成されており、2030年までには誰一人取り残すことがないよう約束したのがSDGsだと思います。それを可能とするには、ローカライズして評価指数を設けることが重要で、数字として目標数値設定を行い、その到達度を見える化することが必要だと思います。

しかしながら、SDGsは理想主義的な行動

規範で、県は緊急性の高い地域課題を抱えているため、その目標やターゲット全てを活動目標として取り組むことは難しいと思います。県が独自のローカライズ指標を策定してSDGsに向き合っていくかは、県政課題の達成に直接関わる重要なトピックスです。

そこで、SDGsを高知県政にどのように生かしていくのか、知事の答弁を求めて、1回目の質問を終わりたいと思います。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、足摺沖での潜水艦衝突事故に対する所見につきましてお尋ねがございました。

これまでも自衛隊や米軍の艦艇と日本の民間船舶によります事故は度々発生をしております、死傷者の出る不幸な事故もいまだにありません。今回の事故が発生した海域におきましては、御指摘ございましたように、本県の漁業者が日常的に操業を行っておりまして、一歩間違えると大惨事につながりかねないものであったということは御指摘のとおりだと思います。また、漁業関係者などに強い不安を与えているところでございまして、県民の安全・安心を預かる立場にある者として、極めて遺憾であります。

このため、事故発生の2日後、防衛大臣に対しまして、事故原因の徹底究明や確実な再発防止策を講じること、また再発防止策及び事故調査結果を速やかに県に対しても情報提供することを求める要請書を提出いたしましたところであります。

次に、国に向き合う姿勢や確実な再発防止策の具体的なイメージはどうかというお尋ねがございました。

過去のこうした事故におきます要因は、大まかに申し上げますと、一つには機器の不具合あ

るいは人為的なミスあるいはマニュアルなどの運用上の問題、さらには組織的な問題、こういったような形で分類がされるというふうに考えます。それらが単独または複合的に生じて事故につながるというような形になっているのではないかとこのように思います。

現在、国土交通省の運輸安全委員会と防衛省の艦船等事故調査委員会によります事故原因の究明中でございまして、現時点で確実な再発防止策として、具体的なイメージを私自身持ち合わせているものではございません。今後、国から示されます事故原因の調査結果、そして事故原因を踏まえました再発防止策につきまして、ただいま申し上げましたような過去の事例のパターンなども改めて参照しながら、私自身もその内容を精査いたします。仮に、対策が不十分であるというふうに判断をいたしました場合には、訓練の中止も含めまして、国に強く働きかけていくことも必要だというふうに考えておるところであります。

次に、2050カーボン実質ゼロに向けた道筋はどうかというお尋ねがございました。

この脱炭素化に向けました大きな方向性は、1つには、省エネ化を進める、2つには、その中でも電化を進めていくということ、3つ目には、電力についても、それを再生エネルギーで組成されたものに置き換えていくという、言わば電力の再生エネルギー化、この3つの推進によりますCO₂の削減と、着実な森林吸収源対策の実行ということに尽きるということではないかと考えます。

こうした取組をベースとして進める中で、新たな成長の芽を見いだしまして、経済と環境の好循環を創出していく、こういうことによりまして、脱炭素化に向けた流れを加速していくという方向で取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、来年度には外部の有識者あるいは県内外の企業の方々などから広く御意見や御提案もお伺いしながら、また国の地球温暖化対策計画の見直しの動向なども注視をしながら、この道筋をアクションプランとしてまとめて、ただいま申し上げましたような流れを具体的なものとしてまいりたいと考えております。

次に、このカーボンニュートラルの条例化についてどう考えるかというお尋ねがございました。

お話がございました長野県のように、これにつきまして条例を新たに制定し、法的な根拠あるいは基盤を示した上で行動計画を策定していくというのは、一つの手法ではあろうかというふうに思います。しかしながら、新たに条例を制定するとなりますと、関係者間の調整も必要となりますし、相当な時間を要することになるものと考えます。

現時点で考えますと、カーボンニュートラルの実現に向けましては、既に国も2050年の実現を宣言しているということになります。この辺は長野県が条例を制定された時点とは明らかに状況が変化しているということではないかと考えます。本県におきましても具体的な道筋を示して、オール高知で取り組んでいく体制を少しでも早くつくり上げて取組を進めたい、そういう思いで今いるところでございます。

そのため、本県といたしましては、今から新たな条例の制定に時間や労力を費やすということではなくて、脱炭素化に向けた道筋をアクションプランという形でこれをお示しする、こうしたプランの策定を急いで行いたいというふうに考えておるところでございます。

次に、中山間地域の暮らしの現状認識についてお尋ねがございました。

中山間地域の集落は、御指摘もありましたように、人口減少、高齢化の進展に伴いまして、

地域商店の閉店あるいは公共交通の縮小などにより、生活基盤の弱体化が進みまして、大変厳しい現状であるというふうに認識をいたしております。一方で、生活インフラの整備など、それぞれの地域で住民の暮らしを守る基本的な施策につきましては、第一義的には基礎自治体であります市町村にその役割を担っていただいているということでございます。

来年度から施行されます新たな過疎対策法におきましては、インフラの整備について、従来と同様、過疎対策事業債という形で地方交付税が償還時に措置をされる有利な財源措置が、市町村に対しては引き続き措置をされるというものと承知をしております。議員からは、ただいま例えば集落道などの集落生活インフラの整備といったお話がございましたけれども、いわゆるハード面におきます地域に身近なインフラの整備につきましては、こうした過疎債のような有効な制度も活用いただいて、市町村を中心に担っていただきたいというふうに考えております。

県といたしましては、特にこのインフラ整備という面で見ますと、市町村をまたがりましてような広域的な効果が及ぶインフラ整備、こういったものを県の責任範囲として、責任を持って行っていくことによりまして、市町村と役割分担をしながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、中山間振興策の総括と評価についてお尋ねがございました。

本県におきましては、前回の集落实態調査の結果を踏まえ、平成24年度から中山間対策を抜本強化いたしました。そして、県政の各分野におきまして、様々な施策を展開してまいったところでございます。

まず、中山間対策の核となります取組といたしましては、集落活動センターの開設を進めて

まいりました。32市町村、61か所で今までに開設をされまして、それぞれのセンターで住民主体での地域課題に応じた活動が行われているところでございます。

また、担い手の確保につきましては、移住促進の取組を強化いたしまして、市町村と一体となって推進をしてまいりました。その結果、県外からの移住者は、ここ10年ほどで急速に増えておりまして、令和元年度の実績で見ますと1,030組、1,475名を数え、各地におきます産業の担い手あるいは地域づくりの担い手といたしまして、多くの分野で活躍をされているところでございます。

さらに、中山間地域において顕著であります鳥獣の被害対策についても、施策、体制を強化いたしまして、集落ぐるみで取り組む総合的な対策を進めてきました結果、農林水産業の被害金額ベースで見ますと、ピーク時の約3分の1まで減少をいたしたところでございます。

このように、強化した施策と従前からの生活環境の整備などの取組を推進していくということによりまして、集落实態調査で明らかとなりました課題の解決に向けて、着実に前進をしたというふうに考えております。ただ、一方で、この10年間で中山間地域の人口減少などが一層進んでいるということ、また1次産業の担い手不足が顕著であるということ、さらには集落活動センターの取組に至らない、そうした集落の活力はどうかといった課題が現われてきているというふうに認識をいたしております。

このため、今回の集落实態調査におきましては、地域の実情や思いを直接お聞きいたしまして、ただいま申し上げましたような新たな課題、現時点でのより重点的に取り組むべき課題を念頭に置いて、これまでの中山間地対策を検証いたした上で、新たな効果的な対策につなげてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関しまして、今後の政策の進め方についてお尋ねがございました。

コロナ禍におきます県政運営に当たりましては、御指摘がありましたように、感染防止対策と経済対策の両立が求められております。感染状況と経済状況の双方を慎重に見極めながら、時宜にかなった対策をタイムリーに速やかに決定をし、実行していくということが何よりも肝要であるというふうに考えております。

現在の県内の感染状況は、全国第3波の感染拡大を受けました昨年の12月をピークといたしまして、県民の皆様、事業者の皆様の御協力により減少に転じているところでございます。今月1日に入りまして、県の対応の目安におけますステージを最も低い感染観察、イメージカラーとしては緑色ということでございますが、この段階に引き下げるという判断もしたところでございます。

この間に、営業時間の短縮要請に御協力いただいた飲食業の方々や、あるいは国のGo To Travel事業の全国一斉停止などによりますキャンセルが相次いだ観光業の方々などを中心といたしまして、県内の幅広い業種の方々に大きな経済的なダメージが生じているというふうに考えております。こうしたダメージについて、できるだけ早期の回復を図っていくという観点からも、現在の落ち着いた感染状況下におきましては、これが続いていくということを前提とすれば、経済活動に今までよりも一層の重点を置いた対策が必要な段階に移りつつあるというふうに考えております。

ただ、一方で、全国的には1都3県を対象とする緊急事態宣言が解除されておらず、方向性としてはなお期間延長という方向で検討されるというような報道にも接しております。全国の新たな感染者数も1日当たり1,000人程度が発

生をいたしております、いわゆる下げ止まりの状況にあるということでもあります。こうした全国的な状況も考えますと、社会経済活動を県内でも一気に元に戻すというのは、まだ時期尚早という考え方が成り立つというふうに思います。

このため、しっかりとした感染防止策を講じながら、まずは県内での消費の喚起に取り組んでいくということ、そして感染状況を見極めながら、例えば観光面での誘客の範囲という点で見ますと、県内から四国、中国、全国という形で徐々にその範囲を拡大させていくと、徐々に経済活動のほうにウェートを移していくというスタンスに立ちまして、県経済の回復に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、SDGsについてお尋ねがございました。

本県におきましては、いわゆる5つの基本政策、3つの横断的な政策をはじめとします様々な施策について、成果指標、KPIあるいは数値目標を定めまして取り組んでおります。これらの多くは、ただいまお話しありましたように、SDGsの17のターゲットということに大いに関連をするものでございますし、御指摘もありましたように、もとより行政にとりましてSDGsは決して特別なものということではなくて、行政の活動自身がSDGsに資するものと、そういう色彩が非常に濃いものだというふうに捉えております。

ただ、一方で、国内総生産に占めます公的部門の割合は2割強にすぎません。残りの8割弱は家計あるいは企業といった民間部門の経済活動が占めているということでもありますから、SDGsの掲げます持続可能な開発目標の達成に向けましては、民間において意識と行動、これを見直し、あるいはこれを向上していくという

ことによりまして、経済活動に環境でありますとか福祉、こういった視点を取り入れていただくことが非常に肝要になってくるというふうに考えております。

こうしたことから、来年度は県におきましても、県内事業者のSDGsの登録制度を創設いたしますほか、SDGsに関するセミナーの開催などを予定いたしております。また、カーボンニュートラルの実現に向けまして、食品ロス削減などの新たな取組もスタートをさせることといたしております。

こうした形で、県政の課題の中でも特に官民連携が重要になってまいります。例えば、環境問題ですとか、持続的な経済発展を図っていくと。こういったことにつきましては、言わばSDGsの旗を掲げまして、民間にもより一層の御協力をいただいて、事業者の方々と手を携えて課題解決に向かっていくと。このことに大きな意味があるというのが、このSDGsの概念ということではないかと考えております。

引き続き、官民協働で、このSDGsの達成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

(水産振興部長田中宏治君登壇)

○水産振興部長(田中宏治君) 足摺沖での潜水艦衝突事故に関して、漁業者の不安の声に応えていくことについてお尋ねがございました。

今回衝突事故が発生した場所は土佐黒潮牧場に近く、周辺の海域にはカツオをはじめマグロやキンメダイの好漁場があり、日々多くの漁業者が操業しています。また、日頃操業している海域でこのような事故が発生しましたことから、漁業者は強い不安を抱いております。

このように、多くの漁業者が日常的に航行する海域で事故が発生し、多くの漁業者に不安を与えていることは、あってはならないことだと

思っております。漁業者の不安を解消し、安心して出漁していただくためには、操業時の安全が確保されていることが何より重要です。

現在、国が事故原因の究明と再発防止に取り組んでいますので、今後国がまとめる事故原因の調査結果や再発防止策の内容が漁業者の不安の解消につながるものかどうか、県としてしっかりと確認をしております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、潜水艦衝突事故への早急な対応についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたとおり、今回の事故が発生した海域では、本県の漁船などが日常的に行き交っており、二度と同様の事故が起こらないよう、再発防止に向けて早急な対応が必要であると考えています。

先ほど知事が答弁しましたとおり、事故発生の2日後、防衛大臣に対して事故原因の徹底究明や確実な再発防止策、それらの速やかな情報提供を求める要請書を提出しております。その2日後には、海上自衛隊の呉地方総監部の担当者が私の下を訪れ、事故概要のほか、詳細な事故調査結果などを改めて県に説明する旨の説明を受けました。その際、私からも担当者に対して、本県への速やかな情報提供など、防衛大臣への要請事項を改めて申し入れるとともに、地元漁業者の不安を払拭するため、関係者に対しても説明するよう併せて要請をしております。

次に、運輸安全委員会の調査結果やタイムスケジュールについてお尋ねがございました。

今回の事故に関しては、国土交通省の運輸安全委員会と防衛省の事故調査委員会による調査が、現在も引き続き行われていると承知をしています。いずれの調査につきましても、調査結果が判明する時期を問合せいたしましたが、いつまでに結果が出されるのかは示していただけ

ませんでした。

これまでの自衛隊の艦艇の事故の例では、正式な調査報告書が完成するまでに、運輸安全委員会では半年から1年程度、事故調査委員会では数か月から長いものでは2年程度の期間を要しているものと承知をしています。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、地球温暖化対策計画の中期目標にどのように向かおうのかとお尋ねがございました。

現在、国においては、カーボンニュートラル宣言を基に地球温暖化対策計画の見直しが検討されており、今年中に中期目標や取組の内容が公表されると伺っております。こうした国の中期目標や取組の見直しを踏まえ、高知県地球温暖化対策実行計画や高知県新エネルギービジョンにつきましても、必要に応じて改定の時期を待つことなく必要な見直しを行ってまいります。また、来年度策定するアクションプランにも随時反映をしております。

次に、新たに策定する新エネルギービジョンについてお尋ねがございました。

カーボンニュートラルの実現に向けては、電力の再生可能エネルギー化を100%に近づけていくことが必要となります。次期ビジョンでは、「高知産100%!自然エネルギーあふれる「こうち」の創造」を将来像として掲げ、再エネの導入促進による脱炭素化への貢献を目指しております。

ポイントといたしましては、地域分散型電力システムの構築に向けた環境整備といたしまして、自家消費型を中心とした再エネ電源や、調整力となる蓄電池の導入を促進することとしております。また、再エネの地産地消を進め、再エネを活用した地域振興、地域貢献につなげていくため、自治体が関与した地域新電力の設立支援等にも取り組むこととしております。

次に、県民や市町村、事業者との協力・連携についてお尋ねがございました。

アクションプランの策定に向けましては、事業者や関係団体など多くの方々から御意見、御提案をお伺いすることとしております。そうした中で、カーボンニュートラルの実現に向けた意識合わせを行い、連携を図ってまいりたいと考えております。

また、市町村につきましては、高知県地球温暖化防止県民会議の取組の中で、市町村の温暖化対策実行計画の策定支援を行っているところでございます。こうした枠組みを活用しながら、関係者との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、数値目標に関するデータについてお尋ねがございました。

温室効果ガス排出量は、環境省のマニュアルを基に都道府県別エネルギー消費統計など、各種統計データを活用して算定を行っているところでございます。電力の自由化に伴いまして、小売電気事業者ごとの都道府県別の供給実績等の把握が現在困難となっており、より正確な算定に向けては、こうしたデータの把握が課題となっております。

こうしたことを踏まえまして、昨年9月には全国知事会として、こうしたデータの提供が受けられる仕組みを構築するよう、国に対し政策提言を行っているところでございます。またあわせて、必要に応じて本県単独としても政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、市町村へのサポート体制についてお尋ねがございました。

カーボンニュートラルの実現に向けましては、住民に身近な存在である市町村の果たす役割は重要となってまいります。限られたマンパワーの中で、取組の実効性をより高めていくためには、地域ごとの特色を生かし、まずはできると

ころから始めていただくことが重要ではないかと考えております。策定するアクションプランを基に、市町村ごとの地域特性に応じて、可能なところから取組を進めていただき、段階的に取組を拡充していただきたいと考えております。

県といたしましては、市町村が参加する高知県地球温暖化防止県民会議の枠組みを活用し、担当者向けの研修会や勉強会を開催するなど、市町村のサポートを行ってまいりたいと考えております。

次に、アクションプランにおける3つの柱と環境関連の計画との連動性についてお尋ねがございました。

高知県新エネルギービジョンや地球温暖化対策実行計画は、高知県環境基本計画の下部計画となっており、これらの整合性は図られているものとなっております。アクションプランにつきましては、CO₂削減、グリーン化関連産業、SDGsの3つの柱に沿って、新エネルギービジョンや地球温暖化対策実行計画の具体的な取組の道筋を示すよう策定していくこととしております。したがって、これらは全て連動したものとなっております。

最後に、地域経済循環につながる再生可能エネルギー導入の仕組みづくりについてお尋ねがございました。

再生可能エネルギーの導入を地域経済の循環へとつなげていくためには、再生可能エネルギーの地産地消を推進して地域の課題解決に活用するなど、地域メリットを創出していくことが重要であると考えております。

中山間地域が多く、地域内に電力の需要家が少ない本県では、自治体が関与する形で地域新電力を育成し、売電で得られる収益を活用して地域の課題解決に取り組んでいくことが、一つの方法であると考えております。このため、次期新エネルギービジョンでは、意欲を持つ自治

体へのアドバイザー派遣や、可能性調査等の支援を行い、地域新電力の設立を促進することとしております。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、集落活動センターの現状と見通しについてお尋ねがございました。

集落活動センターの取組は来年度で10年目を迎えますが、現在61か所のセンターで支え合いの活動と経済的な活動が展開されております。これまで、一つのセンターも活動が途切れることなく、住民の皆様が主体となって、地域の課題の解決や集落の活性化に向けた取組が各地域で進められております。その熱意をひしひしと感じているところです。

現在、市町村においては、集落活動センターの一つの形として、センターの担い手となる地域おこし協力隊や集落支援員の配置、公の施設の指定管理や道路の維持管理の委託など、工夫を凝らした運営支援を行っております。一方、県では、集落活動センター推進事業費補助金において、来年度から、開所後4年目以降にセンターでの事業を拡充する際、柔軟に活用できるメニューを創設し、立ち上げ段階も含めて、市町村や地域への支援を行ってまいります。

中山間地域において高齢化や過疎化が一層進行する中、集落を維持していくためには、集落活動センターを拠点とした活性化の仕組みづくりが今後ますます重要となってまいります。県としては、市町村と力を合わせアドバイザーの派遣や経済的な支援などを行うことで、この仕組みづくりをさらに拡大し、令和6年度までに80か所の設立を目指してまいります。

次に、今回の集落実態調査の対象となる集落についてお尋ねがございました。

今回の集落実態調査は、10年前に実施をしました前回調査からの経年変化を把握することを

目的の一つとしております。このため調査対象は、今年度の国勢調査の結果によりますが、前回調査と同様に50世帯未満の集落、およそ1,560か所を想定しております。50世帯未満を対象としましたのは、本県の中山間地域活性化アドバイザーで、中山間振興の第一人者である明治大学の小田切教授の、50世帯を下回ると集落の維持が厳しくなるという御所見などを参考にさせていただいたものです。

このように、限界集落という概念を持って調査対象を選定したものではありませんので、参考数値ということにはなりますが、平成28年度に実施をしました集落データ調査では、高齢化率の算出が可能な50世帯未満の集落は594集落あり、そのうち高齢化率50%以上の集落は311集落となっております。

前回の集落実態調査では、集落の将来を危ぶむ御意見がある一方で、集落への愛着や誇り、地域資源を活用して近隣集落と連携して集落の活性化に取り組みたいという御意向を踏まえ、集落活動センターの仕組みづくりをスタートさせました。今回の調査においても集落の活力を向上させる視点を持って、調査に臨みたいと考えております。

最後に、集落活動センターを導入することができないような集落への支援についてお尋ねがございました。

中山間地域の集落の課題を把握し重点的に支援することを目的に、平成19年度、当時の地域づくり支援課内に地域生活支援チームを設置いたしました。チームにおいて、住民の命に直結するような緊急性の高い課題を抽出した結果、生活用水の確保、生活用品の確保、移動手段的確保に取り組むこととし、平成20年度に中山間地域生活支援総合補助金を創設いたしました。

また、平成23年度の集落実態調査においても住民の皆様方から、水道施設の維持管理に困っ

ている、商店が近くにない、移手段がないなどの声をお聞きし、改めて中山間地域の集落にとって大きな課題であると確認したところです。

平成20年度から令和元年度までの12年間で、中山間地域生活支援総合補助金によりまして、生活用水の確保対策として308件、24億8,000万円余りを、生活用品の確保対策として67件、1億6,000万円余りを、移手段の確保対策として113件、2億9,000万円余りを支援してまいりました。今後も引き続き、市町村と連携しまして、生活環境の整備に取り組んでまいります。

さらに、来年度には、地域づくり活動や伝統文化の継承などに取り組む団体やグループを支援するための補助事業を新設いたします。こうした取組を通じまして、集落活動センターが開設されていない地域においても集落の活性化を図ってまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 生活福祉資金の返済への県の対応についてお尋ねがございました。

生活福祉資金の特例貸付については国の制度であり、制度の実施主体とされている都道府県社会福祉協議会が個人との契約により、無利子の貸付けを行う全国統一の制度であります。県は、この貸付制度の実施に必要な貸付原資や事務費などについて県社会福祉協議会に補助していますが、その財源は全額国費であり、貸付制度の返済などの運用に関しては権限がありませんので、県独自の柔軟な対応を行うことは困難でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、貸付けを受けた方が生活の立て直しを図る中で、貸付金の返済が大きな負担にならないことが大変重要であります。このため県では、貸付金の償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、貸付けを受けた方の収入実態に基づき判断するな

ど、さらに緩和するよう、これまでも国に提言を行ってきたところです。今後も引き続き、全国知事会と連携して提言を行ってまいります。

また、この貸付制度には、償還することが著しく困難な場合に償還を猶予することができる規定も設けられておりますので、貸付けを受けた方の状況に応じて弾力的な運用を行うよう、あわせて国に提言してまいりたいと考えております。

加えて、生活に困窮されている方の生活再建に向けて、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、当事者に寄り添いながら相談に応じるとともに、生活保護などの支援制度の周知にも努め、きめ細かく支援を行ってまいります。

○30番(橋本敏男君) それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。質問の2問目を行いたいというふうに思います。

まずは、足摺沖での潜水艦衝突事故についてでございます。一昨日の梶原議員に対する知事の答弁の中で、防衛省から示される再発防止策が不十分であったら、国にしっかりと訴えていくということをおっしゃいました。今、私が質問をした答弁にもそのことがございました。言葉尻を取るわけではございませんけれども、再発防止策が不十分というふうに判断をされるのはどういう根拠があるのか、知事にお示しをいただければありがたいというふうに思います。

実際、防衛省が再発防止策を提示するまでに、我々の高知県が防衛省に対して、こうしていただきたいというふうな要請ができないのか、アウトリーチな対応ができないのか、そのことを思います。実際、現場の漁師は、もうこの海域に入ってこんとってくれ、そういうふうな話をされている皆さんがたくさんいらっしゃいます。そういうことが要請できないのか、そのことをいま一度知事にお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど危機管理部長の答

弁の中で、長い調査が2年ぐらいかかるものもあるというふうにお話をされました。確かに、徹底的な調査をしなければならないし、しっかりと調査結果を出していただかなければならないんですが、その調査をしている段階においてもまだあの海域にひょっとして防衛省の海自の潜水艦が演習に来ているかも分からない、少なくとも徹底的な調査が終わるまではあの海域に入っただけで、そういうふうな話を国にできないのか、知事の御答弁をいま一度求めたいというふうに思います。

それから、2050年カーボンニュートラル宣言についてでございます。グリーン関連事業の推進を図る上で、答弁でもしっかりとございましたけれども、再エネ事業の推進というのは大事な一つのツールであるというふうなことは示されました。確かに私もそう思います。そうであるならば、今の電力の状況ですね。例えば、一昨日米田議員のほうからの――要は容量市場の問題がでございます。高圧の容量というのはもう目いっぱい、じゃあ高知県の場合は高圧での再エネの事業というのはなかなか難しいのではないかな。そうなってくると、あとは残された手段としてあるのは、低圧での事業展開だというふうに思います。低圧に絞った段階での事業の展開を私は図るべきではないのかなというふうに思います。

官民一体となった事業を県は今までも展開してきました。還流事業もそうです。屋根貸しもそうです。だから、ここは絞り込んで、低圧での事業展開をしっかりと県は推進していくべきではないのかなというふうに思います。このことに対して林業振興・環境部長の再度の答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、知事のほうから条例については考えていないという答弁だったというふうに思います。しかし、知事、2050年までにあと30年近

くあります。30年間、このことをしっかりと県民の皆さんと一緒にやって取り組むということは、何かの形をしっかりと県民の皆さんに示す必要があるし、それが一番効果的なのは条例制定ではないのかなというふうに、私はちょっと思いました。そういう観点に立って、いつかは条例制定を考えなければならないときが来るのではないのかなというふうに思いますが、このことに対して再度の答弁をいただければありがたいというふうに思います。

それから、集落対策の充実強化についてであります。一定、集落の振興については、今の事業形態の中で一生懸命頑張ってくれているんだなというふうには思います。しかしながら、まだまだ集落においては非常に厳しい環境下で暮らしている、生きている人がたくさんいらっしゃいます。限界集落、50%以上の高齢化率を誇るところが限界集落というふうに言われていますけれども、先ほど私が言いましたように、80%、90%のそういう高齢化率を誇るような集落も実際問題としてあります。

私が集落を歩いていますと、その集落道が陥没をしている、そして石垣が崩れている。その集落では空き家が多い。集落の排水というのは、海や川のほうに直結して排水が流れます。その排水路はずっと連動している、連結をしている。途中で空き家になってしまうと、排水路の手入れができていないために上流からの排水がそこに漏れ始める、悪臭が漂う、そんな場面にも出くわします。

それから、私は――ある集落でお年寄りがこういう話をしていました。80過ぎの方です。私の行くところを遮られまして、ちょっと待てと。何を言われるのかなと思いましたが、おまえら一日とわしらの一日は重みが違うというんです。わしらはあと何年も生きん、だから、じゅうのええように生活させてくれんか、そんな話

をされたことがございます。

多分皆様も分かっていると思うんですが、集落の道とか石垣というのは本当に狭いし崩れやすい、そんなところばかりです。災害に遭っても公共資産ではないからなかなか災害適用ができない。昔は、出役という部落の皆さんが出ていって、そういう集落の生活インフラの修繕を一生懸命していた、しかし今できないんです。確かに、知事のおっしゃるように、一義的には市町村にしっかりと手当てをしてもらう、それは当たり前のことでございます。しかしながら、なかなかそういうところまで市町村の財政的なものがついていないのも事実です。

昭和の時代を言えばあれなんですけれども、中内県政のときに集落整備事業という事業があって、その事業があったことによって集落の暮らしは一掃されました。便利になった。しかし、平成4年に橋本県政によってその事業が——県単の事業ですが、それが断ち切られた。それから30年近くです。もう経年劣化をして限界にきているようなところばかりでございます。そういうところにも目を向けていただければありがたいなというふうに思います。

それから、コロナ禍における生活困窮者対策についてでございます。

確かに国の事業でございまして、でも借りた金は返さなければなりません、県民の皆さん。この生活福祉資金は命を守るための貸付金でありまして、コロナ禍での猶予期間の2年間命を守る、その2年間だけ守るお金ではありません。どうかこの返済猶予についても、県としてもしっかりと取り組むことができればありがたいというふうに思いますが、いま一度地域福祉部長の答弁を求めて、時間ですので終わります。

○知事（濱田省司君） 橋本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、潜水艦事故の件についてであります。

再発防止策が不十分かどうか、判断の根拠はどういうことになるのかという点についてでございます。これはまだ御報告もいただいておりませんので、現時点で確たることは申し上げられませんけれども、先ほども申し上げましたように、過去の様々な事故におきますいろいろな分析等も参照いたしまして、合理的に県の立場で改めてこれを検証して、納得ができるかどうかということ判断していくということになると考えております。

また、この訓練自身を原因究明、あるいは再発防止策の策定まで、中止をするように求めるべきではないかというお話もいただきました。やはり、国内の自衛隊の訓練そのものは、厳しい安全保障環境の中でしっかりと安全を確保しながら訓練をしていただく、そのこと自身を止めろとまで言うのは、これは行き過ぎではないかという思いはございます。

ただ、このような状況でもございますので、改めて危機管理部から確認をさせましたところの中では、この海上自衛隊のほうにおきましては、事故発生の当日には防衛大臣が潜望鏡を水面から上げる際の動作の手の安全点検を直ちに行えという指示をされた。それについては全ての潜水艦について安全点検は終了したということ。そして、海上衝突予防法などの関係法令の遵守ということも含めまして、必要な対策は取った上で、一般的な地域でということでございますけれども、訓練の開始という形を取っておられるというふうに報告を受けております。そうした中で、本件の事故調査については一定時間を要するということはあるかと思っておりますけれども、自衛隊におきましてしっかりと安全確保の上で対応をしていただくということ、改めて求めたいというふうに考えているところであります。

それから、カーボンニュートラルに関しまし

て、条例化についてでございます。

今お話しがありましたように、もちろん2050年を展望した非常に息の長い話ではございます。そうした中でこのカーボンニュートラルの取組を現実に進めていく中で、例えば県民の皆さんの権利義務に関わるようなことに関しまして、条例上何らかの規定を置く必要があるというようなことが仮に出てまいりましたら、その時点におきまして、この条例の制定についても視野に入れて考えていくということはある得るということと考えております。

○**林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 再生可能エネルギーの活用について、低圧にシフトすべきという御指摘でございますが、橋本議員御指摘のとおり、系統の制約等を考慮すれば、おのずと低圧が中心になってくるというふうに考えております。また、先ほど御答弁いたしました地域新電力、これのイメージといたしましては、FITの買取りの期間が終了したものを地域の新電力が集めて活用していくといったことを想定してございます。

こういった地域の実情に応じた再エネの活用ということをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 生活福祉資金の特例貸付でございますけれども、これは先ほど御答弁しましたように、全額国費のセーフティネットでございます。その制度設計の中で償還が困難と考えられる世帯に対しては、償還を免除するというふうなことが当初から予定をされているものでございます。緊急小口資金、そして総合支援資金、両方とも住民税非課税世帯の方は免除するところが示されておりますけれども、さらにとり部分については、現在国のほうで検討されているところでございますので、そのさらなる要件緩和について、今後とも国に県としては提言をしていきたいという

ふうに考えております。

○**議長（三石文隆君）** 暫時休憩いたします。
午前11時23分休憩



午後1時再開

○**副議長（西内健君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番浜田豪太君。

（10番浜田豪太君登壇）

○**10番（浜田豪太君）** 自由民主党の浜田豪太でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まずは、コロナ禍における女性支援についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、女性不況の様相が確認される。これは、昨年11月に内閣府男女共同参画局、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会が公表しました緊急提言の中の一文であります。昨年来、新型コロナウイルス感染症の発生と蔓延によって世界中の人々の健康が脅かされ、我が国も国民の暮らしと経済が深刻な打撃を受けるなど、かつてない厳しい年となり、そして感染はいまだ収束が見通せない状況が続いております。

この提言では、新型コロナウイルス感染症の拡大が、いかに女性に対して深刻な影響を与えたかを指摘しております。その中でも、今回のコロナ禍における女性の雇用環境の悪化は、まさに女性不況の言葉のとおりであります。

昨年4月には雇用者数が男性32万人減少に対し、女性は約2倍以上の74万人減少しました。それにより女性の非正規雇用者が多い飲食・観

光・宿泊業などを中心に深刻な影響が出ております。特に、シングルマザーが多い独り親世帯にとりましては、休業や解雇、雇い止めなどによる収入の減少や失業は、生活の危機に直結いたします。

まずは、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や住居確保給付金といった支援策、ひとり親世帯臨時特別給付金などの支援制度のさらなる周知徹底と拡充に努めなければならない状況であり、同時に、コロナ禍で離職を余儀なくされた女性等への再就職支援も必要であります。提言では、女性のデジタル・福祉分野など成長分野等への人材育成と就労支援を進めていくことや、テレワークについて課題を踏まえた上で普及、充実を進め、柔軟な働き方を進めていくことも挙げられております。

また、雇用の危機と同様に、コロナ禍におけるDVや性暴力の増加と深刻化、予期せぬ妊娠の増加などによる自殺者の急増も指摘されております。今年1月、警察庁と厚生労働省は、2020年の自殺者数を暫定値で前年比908人増の2万1,077人であったと発表しました。自殺者数は、これまで10年連続で減少しておりましたが、リーマンショック直後の2009年以来11年ぶりに増加に転じました。そのうち男性は1万4,052人、前年比26人減と11年連続減少となったのに対し、女性は7,025人、前年比934人増と2年ぶりに増加しました。人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、前年から0.9人増の16.7人でありました。

東京都医師会は、昨年10月の記者会見で、コロナ禍での失職による生活苦や経済的不安、自粛生活により気分転換ができず悩みを一人で抱え込んだこと、リモートワークや休校措置による明らかな家事負担の急増で、気の休まる時間、居場所もない陰鬱な雰囲気の中でのDVや性暴力が顕在化したこと、著名人の自死により、夢

や感動、憧れの対象となるような人物の死が、心が衰弱し被影響性の高まっている者に大きな動揺を与えることなどを、現在の女性自殺者の増加要因として報告しました。

本県では、昨年9月定例会で田中徹議員が、新型コロナウイルスの影響も踏まえた県内の自殺者の状況について質問し、警察本部長から、昨年8月末現在で77名、前年同期に比べて14名減少している、しかしその自殺原因等の調査する過程において、周辺の方からコロナの影響があったのではないかという話が聞かれたものも数件あり、新型コロナウイルス感染症が影響したものはないとは言い切れないとの答弁がございました。

今回、内閣府より公表されました、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の緊急提言の最後には、2020年4月9日国連のグテーレス事務総長が、コロナ対策において女性、女の子を中核に据えるよう声明を発したと書かれております。

そこで、この緊急提言の内容を踏まえた本県のコロナ禍における女性支援について濱田知事の御所見をお伺いします。

次に、先ほどのコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会が、2月15日にコロナ下の女性への影響について追加、アップデートした資料を公表しました。その中で、全国の配偶者暴力相談支援センターの2021年1月25日時点の暫定値のDV相談件数の推移として、2020年4月から12月の相談件数は14万7,277件で、前年同期の約1.5倍に上り、2019年度の全体相談件数11万9,276件を大きく上回っております。そして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移は、電話、面接、メール、SNSによる合計で、2020年4月から9月の累計相談件数は前年同期の約1.2倍に上りました。このように、さきの緊急提言

で懸念されておりましたDVや性暴力の増加、深刻化が確認されております。

そこで、本県におけるDV被害、性暴力被害の現状とさらなる支援体制の強化について、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いします。

次に、コロナ禍における妊産婦支援についてお聞きします。初めに、妊娠前、妊娠中の女性に対する支援について。昨年10月21日、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、全国の市区町村の妊娠数の実態を把握するために行った緊急調査の結果を発表しました。一般的に子供を授かった兆候がある場合、医療機関で妊娠の診断を受けた女性は、市区町村の窓口で母子手帳を受け取る際に妊娠届を提出します。今回の調査は、都道府県を通じて全市区町村が昨年1月から7月に受理した妊娠届の件数を尋ね、前年同期と比較しました。

結果は、1月から7月の妊娠届の合計件数は51万3,850件で、前年同期に比べて5.1%減少し、一昨年の同期に比べると8.7%の減少でありました。月別に見ると、5月以降の減少が大きく、前年の同じ月に比べて、5月は17.6%、6月は5.7%、7月は10.9%の減少でありました。さらに、昨年12月には、10月調査の修正と、その後8月から10月までの妊娠届出数の結果が追加されました。8月は届出数6万8,559件、前年比較6.0%減、9月は7万1,865件の前年比較1.0%減、10月は7万4,993件で前年比較6.6%の減少でありました。

また、国内最大の民間臍帯血バンクを運営する株式会社ステムセル研究所が、2月4日妊娠の日を前に、全国の妊婦433名を対象に、妊娠・出産に関する意識調査を実施し、結果を公表しました。その調査結果として、妊娠期間や出産・子育てに関する不安の度合いを聞いたところ、88.5%が妊娠期間や出産・子育てに不安を感じており、その不安の度合いに、新型コロナウイ

ルスに関する事柄が影響しているか聞いたところ、91.7%が影響があると回答されました。

また、出産に関しては、8割以上が、産後に家族や友人と面会ができない・制限がある、立会い出産ができない・制限があると回答。コロナ禍での出産や子育てについて、医療や健康面での不安を聞いたところ、9割以上が不安があると回答され、出産経験のある経産婦220名に、生まれてくる赤ちゃんの健康に対する意識について聞いたところ、6割以上が前回の出産時より不安が高まっていると回答されております。

これまで述べてきましたとおり、長期化するコロナ禍によって、多くの妊婦の方々が大きな不安にさいなまれております。また、今後妊娠を避けたり、出産をためらうカップルが増加することも強く懸念されます。本県でも、昨年1月から11月までの出生数が前年同期より5.1%減、婚姻件数も8.2%減少していると知事の提案説明でも挙げられ、少子化対策の充実と強化、女性の活躍の場の拡大について述べられました。

そこで、今現在不安を抱えておられる妊婦の方々に向けて、その解消に向けた濱田知事の御決意をお伺いします。

次に、赤ちゃんを出産された後の女性の支援についてお聞きします。産褥期という言葉をご存じでしょうか。私には3人の子供がおりますが、恥ずかしながら私がこの産褥期という言葉を知ったのは、2番目の子が生まれる前後だったと記憶しております。

産褥期とは、女性の出産の後、妊娠や分娩で変化した母体が妊娠前の状態に戻るまでの期間のことです。実際の産褥の期間につきましては、一般的には分娩後6から8週間とされております。十月十日と言われる長く大変な妊娠期間と比べまして、約2か月という短期間で妊娠前の体に戻すのですから、私たち男性には計り知れない負担と苦痛がかかるのではないかと

と思います。また、初産婦よりも経産婦のほうが産褥期間が長い傾向にあるとも言われているそうです。

いずれにしても、母体の急激な変化により、心身ともに異常が表れたり、不安になりやすい期間であります。産褥期に見られる身体の異常としては、産褥乳腺炎、産褥熱、子宮復古不全、静脈血栓症などがあります。そして、心の異常につきましては、マタニティーブルーズや産後鬱などがあります。

マタニティーブルーズとは、一般的に知られている妊娠中の気分の落ち込みを指すマタニティーブルーではなく、産後3日から10日後に発症する一時的な軽度の抑鬱状態のことで、産後の30から50%に見られるそうですが、多くの場合2週間ほどで自然に軽くなるということです。次に、産後鬱とは、マタニティーブルーズと似たような症状ではありますが、気分の落ち込みや育児への不安感が数週間から数か月も続く場合もあり、放置しておくとう重症化し、産後精神病にまでなる方もいらっしゃるそうです。

国立成育医療研究センターが2015年から2016年に行った調査によりますと、全国で妊娠中から産後1年未満に亡くなった女性357人のうち、死因で最も多かったのが自殺の92人であり、がんや心疾患による死亡数を上回っております。これらの自殺例を検討した結果、35歳以上、初産婦において自殺率が高く、出産後すぐの1か月で10人、その後も続き、9か月で13人など、産後1年間を通して自殺が見られたとのことです。このような全国規模の実態調査は初めてのことで、専門家の多くは、産後鬱がその原因であると考えられております。

この産後鬱ですが、専門家の文献などを拝読しますと、我が国では産後3か月以内に10から15%の女性が罹患すると言われております。その原因として、生物学的要因では妊娠や出産に

よる内分泌変化、心理社会的要因では不安やストレスなど様々な因子が関与しているそうです。そして、産後鬱は母親の疾患にとどまらず、配偶者の鬱病や母子関係障害との関連も知られており、予防と早期発見・治療が重要であるとのことでもあります。

このような現状に対しまして、本年4月1日に母子保健法の一部を改正する法律が施行されます。それにより、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子供を対象に、市町村が産後ケア事業を行うことが努力義務化されます。母子保健事業の中で、産前産後ケアは基本的には市町村の役割とされております。しかしながら、高知市から大川村まで市町村には財政規模からマンパワー不足など、地域間格差が生じるおそれがあります。そのような格差をできる限りなくし、どの地域でも安心して子供を産み育てられるように、県が積極的に市町村を支援する必要があると私は考えます。

さらに、付け加えますと、今まさにコロナ禍による新たな危機が予想されます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、妊婦さんの里帰りやままならなかつたり、立会い出産や病院での面会の制限、乳幼児健診やマタニティー教室の中止など、妊産婦の孤立が深まり、産後鬱へのリスクがさらに高まっているのではないかと危惧します。

そうした中、本県では、昨年10月1日より県内全34市町村で産婦健診の公費助成が始まりました。健診では、身体の回復状況の確認とともに産後の気がかりなことを聞き取り、必要な場合は市町村の保健師や精神科医を紹介することです。このように県や市町村の産前産後の取組は非常にありがたいことではありますが、今後の新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下において、県の支援の重要性はさらに増していくと考えられます。

そこで、これまでの話を踏まえまして、来年度より母子保健事業を健康政策部から移管し、母子保健事業と子育て支援事業を一元化する子ども・福祉政策部にする目的と意義につきまして濱田知事に御所見をお伺いします。

また、妊産婦の自殺の要因の一つと考えられる産後鬱にならないために、どのような対策に取り組んでいくのか、健康政策部長に御所見をお伺いします。

そして、乳幼児健診やマタニティー教室の中止など、妊産婦の孤立の深まりが問題化している中で、知事の提案説明にもございました、新たな時代の1つ目のキーワード、デジタル化を妊産婦の方々の支援に早急に活用する必要があると考えますが、健康政策部長に御所見をお伺いします。

次に、教育政策についてお聞きします。

初めに、校則についてお伺いします。昨年7月に、東京都立高校のツーブロック禁止という校則について、全国的な話題になりました。ちなみにツーブロックとは、耳の上や襟足を刈り上げた段差のある髪型のことを言います。私もツーブロックでございます。

この質問に対して東京都教育長は、外見等が原因で事件や事故に遭うケースなどがございませぬため、生徒を守る趣旨から定めているものでございませぬと禁止の理由を答弁されました。また、2019年8月には、生来の髪の色が黒ではない子供に対し、髪を黒く染めてくるよう指導するなどのいわゆるブラック校則の実態を調査し、署名活動を展開していた「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」による約6万筆の署名と要望書が文部科学省に提出されました。

それを受けて、翌9月当時の柴山文部科学大臣は、「一般的に校則は各学校の教育目標を達成するために、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則に基づいて具体的にどのよう

な指導を行うかについても、各学校で適切に判断されるべきだと考えている」とした上で、「校則の内容については、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、絶えず積極的に見直す必要があると考えている。校則の見直しは最終的には校長の権限で適切に判断されるべき事柄だが、見直しの際には児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましい」と述べられ、今後教育委員会向けの説明会などを利用して校則の本来の趣旨について周知し、改善を促していく方針を示されました。

2010年3月、文部科学省によって生徒指導提要が取りまとめられました。この生徒指導提要によりますと、校則とは、「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「〇〇学校の決まり」、「生活の決まり」、「よいこの一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれています。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められています。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。」と記されております。その一方で、校則の見直しについて、「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。」とも記されております。

この冬、私の下に複数の保護者の方々より、

同じような苦情が寄せられました。それは、コロナ禍において、教室内を換気しなければならず、窓を全開にして授業する際、寒くて上着を着用する許可を先生に求めたところ、許されなかったということです。新型コロナウイルス感染症に罹患しないために換気し、その寒さのために体調を崩したり風邪を引くことになれば、本末転倒であります。ましてや、高校3年生、中学3年生、小学6年生にとりましては、その保護者を含めて、ある意味人生のかかっている期間のことですので、体調の管理には特に気を遣います。

保護者の方々のこれらの苦情の中で、児童生徒が先生から、校則によってコートの着用自体が禁止されているのでコートを着ることが認められなかったとか、コート自体は許されているがコートの教室内での着用が認められていないので着ることができなかったという話がございました。

私は、これまでも様々な保護者の方々から、髪を黒く染める指導をはじめ、女子生徒の靴下の色が白でなければならないといった校則などについて相談を受けてきました。例えば、さきに取り上げましたツーブロック禁止のような校則は、私の学生時代を振り返りますと、非常に目立つヘアスタイルや服装をしておりますと、東京都のおっしゃるとおり外見等が原因で事件や事故に遭うケースなど、生徒を守る趣旨から定めているという考え方も一理あったのではと思います。

しかし、考えなくてはならないのは、校則や生徒心得などに関して、児童生徒たちが、それが本当に変えるべきものだと考えて行動しようとするに対して、頭ごなしに校則だから駄目であるというのではなく、児童生徒が校則の在り方を議論する場をつくってあげることが重要なのではないのでしょうか。ましてや、2016年

から選挙権が18歳に引き下げられております。高等学校はじめ各年代において主権者教育が推進されている中、自分たちのルールを決める最も身近なテーマが校則ではないのでしょうか。高校生の中には、実際に選挙で投票できる生徒が存在しております。

そこで、教育長に、個別の学校の校則についてではなく、児童生徒の多様性や社会情勢を踏まえた上で、現状の校則の在り方をどのように認識し、今後の校則の見直しについて具体的にどのように推進されるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、県立青少年センターについてお聞きいたします。高知県立青少年センターにつきましては、その目的として、心身ともに健全な青少年の育成及びスポーツの振興を図ることとされております。施設としては、本館内に青少年ホール、多目的室、会議室、屋外には野外炊飯棟、球場、陸上競技場兼球技場、体育館には大小アリーナ、トレーニング室、会議室などを備えています。また、宿泊施設もあり、センター主催の事業のほか、各種研修会や合宿などに利用されております。

2002年、平成14年のよさこい高知国体では、体操競技やソフトボールの会場としても使用されました。そして、2017年、平成29年には本館、別館及び宿泊施設が改築され、2019年7月には陸上競技場をクレイから全天候トラックへ全面リニューアルし、インフィールドには天然芝が整備され、第3種公認を取得しました。その結果として、昨年2月にはサッカーJリーグ、カマタマーレ讃岐、いわてグルージャ盛岡がキャンプ地として利用していただけるようになりました。そして、今年もカマタマーレ讃岐、いわてグルージャ盛岡には、青少年センターをキャンプ地として利用していただいております。

そのような喜ばしいニュースの一方で、青少

年センターのグレードが上がったことによる弊害も発生しております。それは、Ｊリーグが使用できる芝を常に管理しておく必要があるために、Ｊリーグのチーム以外の利用のハードルが上がったことであります。特に、小学生の所属する少年サッカーチームの利用が難しくなっております。

現在、青少年センターでサッカーをするには、練習では使用できず、大会のみであり、使える日程も、土日に使えば1週間後、一日に使える時間は20分ハーフの1試合40分を2試合の計80分、そしてＪリーグの合宿期間と芝の養生期間も含めると、実際は1年間のうち7か月程度しか使用できる期間がありません。Ｊリーグの合宿以外では、高知県サッカー協会が1年間の行事を入れているようですが、実際には予定を入れていても使用していない日もあるそうです。

昨年6月に香南市内の少年サッカークラブが、県内外からチームを集って練習試合を予定しておりましたが、試合日3日前にセンターから一方的に中止を伝えられました。その理由は、芝の状態が悪いからとのことでした。主催されたサッカークラブとしては、複数チームを呼んでいたにもかかわらず、その3日前に使用中止とされ非常に困ったとのことでした。また、別の少年サッカークラブからも同様のお話をお聞きしました。

本県の子供たちにプロサッカー選手を近くで見て、学んで夢を持ってもらうために、多額の県費で改修したフィールドで、その管理の難しさから、子供たちがサッカーすることができないのは本末転倒ではないでしょうか。

そこで、まず濱田知事に、県民体育館や春野総合運動公園などの県立スポーツ施設における、青少年センターの位置づけと意義について御所見をお伺いします。

そして、青少年センターの目的である、心身

ともに健全な青少年の育成及びスポーツの振興を図ることを踏まえて、青少年センターのフィールドをこれまで以上に本県の子供たちが利用できるような運用改善が必要だと考えますが、教育長に御所見をお伺いします。

次に、コロナ禍における農業支援についてお聞きします。

昨年4月、全国農業青年クラブ連絡協議会が、20から30代前半の農業者に新型コロナウイルス感染症の影響についてアンケート調査を実施しました。その結果、第1回目の緊急事態宣言発出直後から出荷数減となったと答えた農業者は60%以上に上り、今後の不安要素は取引先の減少などが多く、キャッシュ不足による資金難や離農への心配の声が浮き彫りになりました。

また、昨年9月に日本農業新聞が行いました農政モニター調査によりますと、深刻な影響がある、影響がややあると答えた農家は合計65%となり、4月、5月実施の前回調査より5ポイント増えました。これらの結果は、新型コロナウイルス感染症拡大の農業への影響を物語っております。さらに、今年1月からの2回目の緊急事態宣言下での首都圏、関西圏といった大消費地での飲食店等への時間短縮要請とイベントの中止などは、今なお続いております。

この状況の中でも、本県の農作物の多くは、今のところ単籠もり消費の影響もあり、量販店向けなどの品目の被害は少ないのではないかと思います。しかしながら、私の地元香南市などで作られている業務用のシトウやオオバ、小ナス、米ナスなどは、緊急事態宣言の影響により市場価格の低下や需要が激減するなど、大きな被害を被っております。

コロナ禍において、農家の方々に対しても様々な支援策が講じられてきたところではありますが、残念ながら高収益作物次期作支援交付金などの一部混乱もございました。いずれにいたし

ましても、本県の基幹産業である農業を守ること、特にシントウやナスといった生産量日本一のブランドを失ってはならないことは、自明の理であります。

私は、新型コロナウイルス感染症の収束が分からない状況で、さらに3回目の緊急事態宣言や、それに準じた都道府県単位の措置が取られる可能性がある上において、本県農業を守る手段としては、地産地消の徹底が最も効果的であると考えます。その中でも学校給食での地産地消は、本県の食の魅力を知ってもらい、農業のみならず1次産業への関心、そして食育の推進にもつながります。

先月、農林水産省が公表しました第4次食育推進基本計画案では、地域の食文化を保護、継承し、健康的な食生活を実践することを目的として、学校給食での地産地消などが盛り込まれました。その計画では、学校給食における地場産物を使用する割合が現状値よりも維持・向上した都道府県の割合を90%以上にすることや、地域や家庭での伝統的な料理や作法等の意識向上などが追加されました。

そこで、コロナ禍により危機的な状況にあるシントウなどの本県農産物の学校給食における利用状況と、今後の利用促進に向けた取組について教育長にお伺いします。

また、学校給食以外における本県農産物の地産地消の促進に向けた具体的な取組について農業振興部長に御所見をお伺いします。

最後に、本年1月に香南市内で発生しました露地ミカン等の寒害についてお聞きします。皆様、御記憶に新しいかと存じますが、今年の1月8、9日にかけて、特に9日この冬一番と言われた強い寒波に見舞われました。高知県内の上空1,500メートルにはマイナス12度以下となる寒気が流れ込みました。最低気温は、いの町本川でマイナス7.3度、南国市日章でマイナス7.9

度、高知市でマイナス4度を観測し、県内16の観測地点全てで氷点下を記録しました。

一般的に、かんきつ類の栽培には年間の平均気温が15度以上であり、最低気温がマイナス5度以下にならないことが条件だと言われております。JA高知県香美地区の担当者の計測によりますと、1月9日当日、香南市香我美町口西川地区のミカン園地でマイナス9.5度、香我美町徳王子地区のブント園地でマイナス6.7度、香我美町山北地区のJA山北購買横でマイナス6.5度が計測されました。その後、数日を経て寒害による被害が発症し始め、葉の黄化、褐変、落葉と進行しております。

本来であれば、3月には日光を最大限確保できるように剪定作業が開始され、5月には園地一帯が、かぐわしい香りに包まれて白い花が満開になります。そして、8月、9月には摘果作業で不要な実を取り除き、果実の等級をそろえ、11月からは果実の収穫が始まります。しかしながら、現在に至っても今回の寒害の影響の拡大が続いており、被害に遭われた生産者の方々は、次期作に向けた対応に苦慮しております。

このような被害に対しまして、県は国の果樹経営支援対策事業の自然災害時特例の活用に向けて努力していただいております。この果樹経営支援対策事業は、本来は優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、園地整備など、産地計画を実現するための事業であります。特例として自然災害による被害を受けた場合、産地計画に位置づけられた振興品種であれば、同一品種への植栽でも改植とみなし、被災した樹体を含む改植面積の合計が担い手単位でおおむね2アール以上あれば支援対象になります。実際に、平成30年7月豪雨において、香美市のユズが対象となっております。

山北みかんの歴史は江戸時代に始まります。長い日照時間と昼夜の寒暖差、太平洋から吹き

つける潮風と石灰岩質の土壌と温暖な気候、何より江戸時代から試行錯誤を繰り返しながら受け継がれてきた栽培技術によって作られたのが、現在の山北みかんであります。また、県内で約80%が消費されるほど県民の果物として食されておりあります。

このような恵まれた条件にあると言ってもおかしくない山北みかんであっても、生産者の高齢化、担い手不足と休耕地の拡大が続いております。今回のこの寒害の被害状況いかによっては、ミカン栽培を諦めざるを得ない方々が出ることが予想されます。

そこで、今回の寒害被害の現状と県による支援状況につきまして農業振興部長に御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍における女性支援についてお尋ねがございました。

議員から御紹介ございました内閣府の研究会からの緊急提言におきましては、コロナ禍においては特に女性に対する影響が深刻であるというふうに指摘をされております。本提言に掲げられております支援の内容は、県としてもしっかりと取り組む必要があると考えております。

この提言の内容は、大きく言いまして3つに分かれておりまして、1つは相談、啓発に関すること、2つは子育て支援に関すること、3つは働き方支援に関すること、こういった3つに大別をされるというふうに考えます。このうち相談、啓発に関しましては、いわゆるDVや性暴力、自殺の防止に向けて早期の発見、相談対応につながりますように、各相談窓口の体制強化と周知に取り組んでおりまして、引き続き対応を図ってまいります。

また、子育て支援に関しましては、コロナ禍

におきます共働き家庭などに配慮した保育あるいは放課後児童クラブなどでの預かりを行っているところでもあります。加えて、独り親家庭への支援の強化といたしまして、臨時特別給付金などの経済的な支援のほか、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの相談支援を行っております。さらに、働き方支援の分野におきましては、高知家の女性しごと応援室などにおきまず就職相談や再就職支援セミナーなどによりまして、離職を余儀なくされた方々への早期の再就職支援を行っております。

あわせて、長期的な対応といたしまして、本提言でも求められておりますデジタル・福祉分野などの成長分野等へのシフトに向けた人材育成、就労支援も重要であるというふうに考えます。このため、他業種から介護分野への就職を支援いたします貸付事業を創設するといった取組、あるいは介護に関する入門的な研修のほか、デジタル人材の育成講座などを実施してまいることとしております。

今後も女性の置かれた状況に寄り添いまして、女性への支援策がより効果的なものとなりますよう、県全体で、あるいは市町村とも連携をいたしまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、現在不安を抱えておられます妊婦の方々に向けて、その解消に向けた決意についてどうかというお尋ねがございました。

これも議員からお話しがございましたように、このコロナ禍におきまして、妊婦の方々には様々な不安を抱えておられるというものと受け止めているところでもあります。また、特に里帰り出産でございますとか立会い分娩などにつきまして、このコロナ禍で制限を強いられている現状があるというような実情もお聞きをしているところでもあります。

そうした状況から、県におきましては、昨年

の5月新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える妊婦の方々への電話相談窓口を設置いたしまして、里帰り出産あるいは感染が疑われる症状などに関します相談に対応いたしているところでもあります。そして、昨年12月からは、御自身や胎児の健康などに関して強い不安を抱えておられる妊婦さんに対しましては、希望に応じまして分娩の前にウイルス検査が受けられるように費用の助成も行っておるところであります。他方、市町村では、感染防止対策を徹底した上で、助産師等が妊婦さんの自宅へ訪問をして相談に応じるといったような取組、あるいは妊婦さん同士が交流する場の開催といった取組などを行っているというふうに承知をしております。

今後も引き続き、市町村あるいは医療機関などと連携をいたしまして、このコロナ禍の下におきましても安心して出産に臨めますように、妊婦さんに対しての支援を行ってまいります。

次に、来年度より母子保健事業と子育て支援事業を子ども・福祉政策部に一元化する目的ないし意義につきましてお尋ねがございました。

これまで高知版ネウボラといたしまして、子供たちを守り育てる環境づくりを目指し、関係部局が連携をいたしまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築に取り組んでまいりました。この取組におきましては、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応や不安の解消を図るために、市町村におきまず母子保健と児童福祉の部門間の連携や子育て支援サービスの充実を図ってきたところでもあります。

このたび、母子保健事業と子育て支援事業を一元化して、高知版ネウボラの取組をさらに強化したいという考え方の下に、子ども・福祉政策部を設けることといたしました。このことによりまして、子育て支援施策の実行力を高めて、

また成果に結びつけてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、来年度からは妊娠期からの地域におきます相談窓口であります子育て世代包括支援センター、これはどちらかといいますと母子保健がベースになるセンターであります。これと乳幼児期の子育て家庭が気軽に交流できるような地域子育て支援センター、これは保育所なんかが現実問題拠点となりまして、児童福祉をベースにしたセンターであります。この2つのセンターが連携をいたしまして、子育て家庭の多様なニーズに対応できるように機能強化を図ってまいります。

特に、御指摘のありました産褥期につきましては、母親の育児不安あるいは鬱状態が、子供の虐待の誘因となるということも懸念をされますので、妊産婦及び乳幼児に対します一体的な支援が必要となってまいります。こうしたことから、産前産後の母親への身体的・心理的支援や育児の援助、母親同士の交流といいました個々の状況に応じた支援を、ただいま申しました後段の地域子育て支援センターのほうで、児童福祉をベースとしてスタートしたセンターでございますが、こちらのほうでもこういった提供ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このように、新たな組織体制を生かしまして、妊娠期から子育て期までの保健と福祉の関連事業を連携させていくということによりまして、子育て支援施策を強化してまいりたいという考えであります。

最後に、県立スポーツ施設におきまず県立青少年センターの位置づけと意義についてお尋ねがございました。

青少年センターは、青少年の健全な育成及びスポーツの振興を図るための施設として設置をいたしております。このため、施設の利用に当

たりましては、青少年の利用料を無料もしくは安価に設定しているという特色がございますが、利用者の範囲自身については特段の制限などを設けているわけではございません。

一方で、本県では、平成30年に第2期スポーツ推進計画を策定いたしまして、スポーツ参加の拡大と競技力の向上に加え、スポーツを通じた活力ある県づくりを施策の柱として掲げているところでございます。そして、この中でスポーツツーリズムも推進をしてきておりますし、特に関西連携といったような視点からは、これをさらに強化したいという考え方で取り組んでいるところでございます。

県立スポーツ施設は、この計画を推進する上での核となる施設でございます。県立青少年センターの陸上競技場につきましてもこの計画に位置づけまして、令和元年7月に整備を行ったというような事情があるところでございます。

私からは以上であります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) DV被害、性暴力被害の現状と支援体制の強化についてお尋ねがございました。

本県の配偶者暴力相談支援センターへの昨年4月から本年1月までの間のDV相談件数は408件で、前年同期の463件から11.9%の減少となっております。同じく、性暴力被害者サポートセンターこうちへの相談件数は248件で、前年同期の305件から18.7%の減少となっております。

このように、本県では、DV被害、性暴力被害に関する相談件数は減少しておりますものの、引き続き多様な広報媒体を活用した相談窓口の周知や、相談員のスキルアップ、さらには児童相談所、警察、市町村など関係機関との連携により、被害の潜在化や重篤化の防止に努めますとともに、被害者の方々への速やかな支援につなげてまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、産後鬱の対策についてお尋ねがございました。

産後は、ホルモンのバランスの急激な変化や、お産に伴う身体への影響、生活リズムの変化により、心身ともに不安定になりやすい時期であることから、出産後、主には2週間以内あたりから症状が出始め、産後鬱病になる方がいらっしゃいます。

そのため、これまでも市町村では、産後ケア事業を通じて、母親の身体的回復の促進に向けた支援や、話を聞くなどの心理的支援を行っています。そして、県では、全ての市町村と分娩取扱医療機関で一斉に始めることができるよう、マニュアルの作成や協力していただく精神科医療機関への協力依頼を行い、昨年10月1日から産婦健康診査を始めたところです。

今後、健診の結果、必要な人に対して協力いただける精神科医療機関をさらに増やしていくとともに、関係機関に対する研修会を開催するなどして、健診を通じた産後鬱病の早期発見、早期治療につながる体制の一層の充実を図ってまいります。

また、産後ケア事業は、居宅訪問型、短期入所型、通所型がありますけれども、現在は居宅訪問型以外の支援を行う市町村が少ない状況です。そこで、担当者会などを通じて他県の自治体の取組を紹介するなどして、より多くのニーズに応えられる短期入所型や通所型にも取り組んでいただくよう、支援をしていきたいと考えております。

次に、妊産婦の支援へのデジタルの活用についてお尋ねがございました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村が開催するマタニティー教室などが延期や中止せざるを得ない時期がありました。こうした状況などを受け、国において新た

にタブレット端末の購入経費などを対象とした補助制度が創設をされ、現時点で複数の市がこの制度を活用する予定となっております。

一方で、妊産婦やその子供、御家族等の妊娠・出産・子育てに対する保健活動や支援を行う際は、表情や声色、身体の状況から体調の変化や発育の遅れなどを見落とさないよう、やはり対面での対応が基本とはなります。しかしながら、遠距離でなかなか対面が難しい場合や、災害時あるいは今回の新型コロナウイルス感染拡大による直接行き来ができない事態などに備え、今後デジタルが活用できる環境を整備しておくことも必要だと考えております。

県としましては、市町村担当者会などを通じて、この新たな補助制度の周知や、デジタル技術を活用した他県の先進事例を収集して情報提供を行うなど、市町村におけるデジタル化の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、現状の校則の在り方をどのように認識し、今後の校則の見直しについてお尋ねがございました。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定められるものでございます。そして、子供たちがよき社会人として成長していくためには、学校において児童生徒の発達段階に応じ、決まりやルールを守ろうとする心情や態度を育成することが大切であり、校則の果たす教育的意義は大変大きいものと認識をしております。

そして、社会や学校を取り巻く環境の変化に伴って、世の中の価値観も変容するものであり、児童生徒の実情や、社会や時代の進展などを踏まえて、この校則も見直しがされるものと考えております。

現在の県立学校の校則につきましては、長期見直しがなされていなかったり、実際の生活

様式に合わない内容があるなど、少なからず問題点もあり、そうしたことから、学校においては校則の運用に当たって児童生徒や保護者とトラブルになるケースも見られると認識をしております。

このため、所管します県立学校については、校則が現在の社会の変化に即しているか、法的に見て疑義が生じるものではないか、特に生徒の健全育成等を目的とした上で、合理的に説明できる内容となっているかといった視点で、その見直しを図るよう昨年5月の県立学校長会で私から直接指示を行いました。現在、県立学校長会において、全ての県立学校の校則の課題を抽出し、スクールロイヤーなどの協力を得て検証を行っておりまして、間もなく各校で校則の見直しが完了することになっております。こうした本県の組織的で専門家を活用した校則の見直しの取組は、全国的に見ても大変先進的なものとなっていると考えております。

今回の見直しに当たりまして、項目によっては生徒会や生徒総会などで検討も行われておりますが、今後は主権者教育で求められる力を育成するためにも、生徒会活動やホームルーム活動を通して、校則について生徒が主体的に考え、学校と協働して検討する機会を設けるなどし、今回の改定をベースに、それぞれの学校においてよりよい学校生活を送るための校則づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、県立青少年センターのフィールドをこれまで以上に本県の子供たちが利用できるような運用の改善についてお尋ねがございました。

県立青少年センターは、県東部のスポーツの拠点として、またスポーツツーリズムの受皿として、Jリーグなどのキャンプ地として利用されるレベルで整備をしております。そのため、質の高い芝生の維持管理が求められ、一定の養生期間が必要な際には、春野総合運動公園と同

様に利用の制限が必要になります。

今回お話がありました直前に少年サッカーの練習試合の利用をお断りしたことにつきましては、悪天候が長期間続いたことによる芝のコンディション不良というやむを得ない事情があったと、青少年センターから報告を受けております。関係する皆様に御迷惑をおかけしてしまったものであり、誠に申し訳ないと思っております。

今後、このようなことを可能な限り発生させないよう、関係者の皆様からお話もお聞きしながら、青少年など県民の利活用とともに、スポーツツーリズムとしての活用についてバランスを取りながら両立ができるよう、青少年センターと連携をさらに密にして取り組んでまいります。

最後に、本県農産物などの学校給食における利用状況と今後の利用促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

地場産物を活用した学校給食は、児童生徒に本県の農業の現状を理解させるよい機会であるとともに、地域の産物を大切にする心や関係する方々に感謝する気持ちを養うなど、教育的な効果は非常に大きいと考えております。

令和元年度の文部科学省の調査によりますと、本県の学校給食における県内産の食材の使用割合は、食品数ベースで38.9%となっており、全国平均の26.0%と比べると12.9ポイント高い値となっております。また、今年度、同様の調査を県教育委員会で行ったところ、県内産の食材の使用割合は43.3%となっております。

議員からのお話にありましたように、今般のコロナ禍において、業務用の農作物の市場価格の低下や需要が減少するなど、本県でも大きな影響が出ており、大変厳しい状況だと認識しております。このような状況の下、JA高知県からの要請を受けた南国市においては、学校給食でシシトウを活用するため栄養教諭が調理員

と協力してメニューを研究するなど、地場産物を学校給食に新たに取り入れる検討が先月から始まっているとお聞きをしております。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本県の地場産物が厳しい状況にあることや、そのことを踏まえた南国市の取組事例を各市町村教育委員会にまずは情報提供していきたいというふうに考えております。また、新年度となります4月当初には、今回の南国市の事例などを学校栄養士会と連携して県内の学校給食関係者に広く周知し、献立の参考にできるようにするなど、県内地場産物の学校給食での活用を今まで以上に推進してまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、本県農産物の地産地消の促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って厳しい状況に置かれている本県経済の回復に向け、昨年6月から県民と一体となって地産地消を進める「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を実施しました。そのプロジェクトの一環として農産物においては、県民の皆様の生活に密着しております直販所と量販店に御協力をいただき、合わせて191店舗において、本県産農産物の消費を促進するキャンペーンを実施したところです。

さらに、昨年末からの感染再拡大の影響を踏まえ、先月からは「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」をスタートすることとし、61の直販所において高知の花応援キャンペーンを実施するとともに、量販店では飲食での業務需要が多いシシトウ、オオバ、小ナスなどを重点支援品目とした地産地消キャンペーンを予定しております。

こうした取組を通じまして、県民の皆様の地

産地消への機運が高まっているものと考えております。引き続き、その機運を定着させていくよう、地産地消を応援していただける直販所や量販店等とも連携しながら、地産地消のさらなる促進を図ることによりまして、コロナ禍において厳しい状況にさらされている本県農業をしっかりと支えてまいります。

次に、露地ミカンなどの寒害被害の現状と支援についてお尋ねがございました。

1月8日から9日にかけて本県を襲った記録的寒波により、広い範囲で大雪による施設被害や、寒害による野菜や果樹の作物被害が発生し、県全体の被害面積は23.8ヘクタール、被害金額は6,900万円余りに上っております。

中でも、香南市山北地域では冷気のたまりやすい園地を中心に、温州ミカン18.5ヘクタール、ブント2.4ヘクタールで葉の変色や落葉、枝枯れ等の被害が発生し、このうち5.6ヘクタールでは木全体が枯れた状態となっております。被害が木の一部にとどまる場合には、枯れた枝の切除や速効性肥料の散布などにより回復が可能ですが、全体が枯れた場合には植え替えを行う必要がございます。

そのため、県では、JAなど関係機関と連携し被害状況の調査を行うとともに、植え替えに要する経費と植え替え後の未収益期間の経費などを総合的に支援する国の果樹経営支援対策事業の活用に向け、国との協議を行ってまいりました。その結果、先日国から今回の寒害を自然災害特例措置の対象として事業承認すべく、前向きに検討しているとの回答をいただいたところです。

今月中旬には、生産者向けの事業説明会が開催される予定であり、引き続きJAや香南市と連携を取りながら、事業活用に向けた取組を進めるとともに、早期復旧に向けた現地指導を行うなど、被害に遭われた生産者の皆様に寄り添っ

た支援をしっかりと行ってまいります。

○10番（浜田豪太君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございます。学校の校則のことについても、日頃やはりこうやって昨年の5月から取り組んでくださっているということで、本当に現状いろんなことが様々起きておりますので、そういったことに対応できるように、できるだけ生徒、保護者も含めた形でやっていただければなと思います。

それと、このDV被害と性暴力被害が今のところ現状として少ないということが、非常にある種驚きというか、ほっとしているところもあるんですが、何事も今後さらに増えてくる可能性も、いろんなことが本県は遅れてきたりすることもありますので、なお注意深く注視していただきたいというのがあります。それと、健康政策部長の妊産婦の支援のデジタル化というのも、やはりこれだけデジタル、デジタルと進めておりますので、やはり子供とかお母さん相手だと実際見て触ってが必要でしょうけれど、そこを何とか工夫していただけたらなと思います。

1点だけ2問をしたいんですが、知事に対して、このコロナ下の女性の影響の緊急提言の中で国連のグテーレス事務総長の、コロナ対策において女性、女の子を中核に据えるようという話がありました。日頃、知事が様々な政策を進めていたり取り入れていく、考えていく中において、やはり今後女性の視点というのが必要不可欠であると思います。それに対してこれまで、例えば私ですと、いろんなことを迷ったときに、妻に聞いてみるだとか、近所の民生委員の方に聞いたり様々なことをしておりますが、知事もあれば、女性の視点というものをどういうところで意識しておるのかとか、その政策に向けてどのように取り組んでおられるか、ちょっと1回聞かせていただきたいんですが。

○知事（濱田省司君） 浜田議員の再質問にお答

えいたします。

お話がございましたように、我が国の世界全体が、やはり多様性を大事にしていくと、かつての大量生産、単一の消費から言わば小品目多品種で多様性を大事にしていく、そういった経済にもなっているという中にあります。社会全体がそういった多様性を大事にしていくという動きがある中で、流れにある中で、今御指摘がありましたように、女性の視点というのも非常に大事な視点だというふうに承知をしております。

身近には私も浜田議員と同様に、何かと県政で話題になったことにつきまして家内の意見を聞くというようなルートも含めてでありますけれども、とかく我が国の場合は男性かつシニアな層によっていろんな意思決定がされたり、そういった視点を中心にいろんな制度、政策が組み立てられてきたんではないかというような指摘が、近年いろんな形で行われているということだと思います。特にそういった施策について、ひずみ・きしみの発生をしておるような局面におきましては、女性であったり若い方であったり、あるいは外国との交流などの御経験がある方、そういった多様な意見を県政の施策のいろんな場面で反映をしていくということは、非常に大事だと思っております。

その一つといたしまして、女性の視点ということにつきましても、男女共同参画計画といったことはもとよりでありますけれども、そういったところを切り口に、教育、福祉をはじめとしまして、県政の各分野で女性の視点を生かしていくと。その意味で、例えば昨今議論になっております建設業の活性化などにつきましても、先々今後の活性化を考えたときには、女性、若者、こういった意見を入れていかなきゃいけないと。そういう視点を、特に若い女性の方、また若者の意見を聞くようにというような指示も、

土木部に対してもしたところでございます。

例えば一例としてそういったことも含めまして、県政の各般の局面で特に留意をしてみたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。多様性とデジタル化、令和3年度ぜひ進めていただきたいと思っております。

これをもちまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩



午後2時30分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

8番土居央君。

（8番土居央君登壇）

○8番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。議長よりお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、2050年カーボンニュートラルに向けた取組について質問いたします。

昨年10月、菅義偉首相は国内の温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指すと宣言をいたしました。その後、各自治体も国に歩調を合わせ、今年3月3日時点で33都道府県、180市、3特別区、66町、18村、計300自治体が同様の決意を表明し、表明自治体人口は約1億157万人を占めるに至っております。

濱田知事もまた昨年12月議会において、本県が2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、並々ならぬ決意をお示しになったこ

とは御承知のとおりです。本県では、今年度高知県環境基本計画の第5次改定をはじめ、高知県地球温暖化対策実行計画や高知県新エネルギービジョンの改定が進められているところであり、また先日晒されました来年度予算案では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組や推進体制も一定示されています。

一方で、昨年12月、帝国データバンクが全国2万3,688社を対象にした調査では、温室効果ガス削減に取り組んでいる企業は82.6%に達したものの、2050年のカーボンニュートラルを達成可能だと考えている企業は15.8%にとどまっているとの結果が出ています。

目標の実現には官民の連携・協力が不可欠になりますが、本県の2050年カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップをどのようにつくるのか、知事にお伺いいたします。

また、昨年10月、民間企業や都道府県をはじめとした自治体、大学、研究機関など産官学の様々なステークホルダーが、SDGsの取組拡大や自然を生かし、次世代へつなげるための新アイデアを具現化し、新たな事業を創出するプラットフォームとして、日本みどりのプロジェクト推進協議会を設立されました。濱田知事は副会長として名を連ねておられます。会長を務める阿部守一長野県知事は、日本の自然を核に脱炭素社会へ貢献し、世界をも変えていくような今までにない取組を始めようとの力強いメッセージを出されており、その活動に私も期待を寄せています。

当プロジェクトは、本県の2050年カーボンニュートラルに向けた取組のアクションプランにも位置づけられる予定であり、重要な役割を担うと思いますが、知事は副会長としてどのような提案をし、本県にとってどのような成果を上げようとしているのか、お聞きいたします。

さて、今後化石燃料への依存を減らし、再生

可能エネルギーの主力電源化に向けた動きは加速するものと考えられますが、再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられ、定着していくためには、地域で生み出したエネルギーを地域で活用していく地産地消など、エネルギー還流の仕組みづくりが重要だと考えます。特に、県民が再生可能エネルギーの地産地消を最も身近で実感できるシステムが、住宅用太陽光発電だろうと思います。2012年より始まった固定価格買取制度、FITにより本県でも急速に拡大しましたが、新エネルギービジョンにおける2020年の中期目標に対しての達成率は約90%となっていますので、今後普及戦略の見直しが必要となってくるのではないかと考えます。

特に、今後は高額での固定価格買取期間が終了していく中で、その普及にブレーキがかかるとの懸念から、全国でも住宅用太陽光発電の普及戦略の新たな展開を模索する自治体が増えてきています。例えば、住宅用太陽光発電を集約し、CO₂など温室効果ガスの排出削減量として企業に売却する排出権取引制度、県版J-クレジットを導入する自治体や、自治体新電力を設立し、独自に住宅用太陽光発電の余剰分を買い取り、購入電力を公共施設で利用するなど、住宅用太陽光発電で余った電力を地産地消と地域還流する試みも広がってきています。

このように、FITの終了や全国を取組動向を踏まえ、本県としては今後どのように住宅用太陽光発電の普及促進を図っていくのか、その戦略について林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、県民参加の取組について順次質問いたします。私は、一昨年の9月議会で本県施策へのSDGsの反映や海洋プラスチックごみ対策、紙産業技術を生かしたプラスチック代替製品の開発支援、食品ロス削減運動など環境問題の質

問をさせていただきました。御答弁から、またその後の施策展開から、環境政策に対する県の非常に前向きな姿勢を感じてきたところです。

来年度も様々な環境政策が打ち出されていることは承知していますが、一昨年とは異なり、カーボンニュートラル宣言を踏まえた、あらゆる環境政策の実効性が今後は厳しく問われなければなりません。また、県民全体の協力体制を構築する必要があります。

そこで、来年度は県民のライフスタイルの転換等を促す政策の一環として、食品ロス削減をテーマとした県民運動の実施が予定されています。食品ロスの削減の推進に関する法律では、食品ロス削減に向けた活動を多様な主体の連携を要する国民運動と位置づけており、自治体には食品ロス削減推進計画の策定が求められています。

食品ロス削減運動に関し県はどのような推進体制で、どのような内容の県民運動を展開するつもりなのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、プラスチックごみ削減について、国会へ提出されているプラスチック資源循環促進法案では、製品の設計から提供、リサイクルに至る各段階での対応を促す制度を盛り込み、紙やバイオマスなどの代替素材の使用により、プラスチック使用量を減らした製品などについての認証制度を創設することが予定されています。認証を受けた商品は国の機関が率先して買うほか、消費者にも購入を促す方針だと聞いています。

今後、国が環境に配慮した商品づくりを強力に後押しする方向性は明確です。こうした動向を踏まえ、県庁でも入札や物品調達において環境に配慮した製品の優先購入、優先使用の仕組みの拡充が必要ではないかと考えますが、林業振興・環境部長に見解をお聞きいたします。

また、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けた施策としては、今年度より第4期高知県産業振興計画や第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略への反映など、SDGsを意識した取組が促進されています。来年度もSDGs登録制度の創設やセミナーの開催、優良事例集の作成など、県内事業者を後押しする具体的な取組が予定されており、SDGsによる企業価値の向上や新たなビジネスチャンスの創出につながるものと期待しています。

このように、本県のSDGsに関する施策は、これまでは事業者向けの施策に重点が置かれたものとなっているように感じています。一方で、SDGsが人類全体で追求していくべき目標であることを考えますと、その取組は事業者のみならず、県民全体で共有すべき課題と考えます。

そこで、県としてはSDGsの推進について、市町村、さらに県民とどのように連携を進めていくのか、知事に見解をお聞きいたします。

この問題の最後に、環境教育につきまして質問いたします。カーボンニュートラルの達成を目指す2050年まであと29年、当然次世代を担う子供たちにもその意義と取組について、しっかり教えていかなければなりません。しかし、内閣府による環境問題世論調査では、例えばプラスチックごみ問題への関心は、若い世代ほど関心が薄い傾向が表れています。調査対象に小中学生は含まれていませんでしたが、子供の頃からの環境教育が大事だと感じます。

例えば、東京都教育委員会では環境教育の一環として、都内の公立小中学校の給食で使うプラスチック製のストローを削除し、コップに入れて飲む方法や、マイストローの使用、紙製などのプラスチック代替品を使用するなどの取組を進めているとお聞きしましたが、このように廃プラスチック削減や食品ロスの削減などは、

子供たちでも取り組みやすい行動だと思います。

そこで、教育委員会は、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた環境教育にどう取り組んでいくのか、教育長にお聞きいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナの経済戦略について数点質問いたします。

本県経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で現在も様々な産業が苦しんでいます。濱田知事は提案説明において、県経済を再び成長基調に乗せていくためには、コロナ禍による悪影響を最小限にとどめ、コロナ禍を契機とした社会構造の変化に的確に対応するとともに、さらに一步先を見据えて施策を強化することが重要だと力強く述べられました。

観光政策に関しては、本県は来年度、自然、歴史、食の観光基盤をフル活用した新たなリョーマの休日キャンペーンを柱に、令和5年度の観光総消費額1,288億円以上、観光客460万人以上の達成を目指して取組を加速する方針を打ち出しています。しかし、同様の政策は恐らく国内ほとんどの自治体が講じるのであり、すぐに地域間競争に直面するのが現実問題です。したがって、ウイズコロナの中でいかに本県を他県と差別化できるか、他県と違う魅力を打ち出せるか、知事のおっしゃるとおり、一步先を見据えて施策を強化することが重要だと私も感じております。

本県の最大の強みは、地元ならではのおいしい食べ物が多かったランキングで、11年で6度の日本一に輝いた食の力にあります。この強みをコロナ禍でもフル活用できる環境を創出しなければなりません。

その環境づくりに関連しますが、昨年から継続的に実施されているJTB総合研究所の調査によりますと、宿泊や飲食の方法を選択する際に重視する点について、感染防止対策に関する項目の比率は常に高く、上昇傾向にあります。

こうした情報を基に、昨年より観光関連の会合では、ウイズコロナ時代の観光の選ばれ方は、コロナ感染リスクを意識した選択が主流になる点や、コロナ対策を独自の基準で評価し見える化することにより、安心として観光振興策にプラスに生かしていく考え方などが有識者により指摘、提案をされています。

既に他県では認証制度を独自に創設して、感染症対策と社会経済活動の両立を推進している事例があります。本県では認証制度という形ではなく、業種ごとに県版のガイドラインに基づいたコロナ対策の遵守を求め、対応してくれている事業所にはポスターを貼付してもらうなどの取組をしていることと承知しています。しかしながら、問題はそれらが消費者の安心につながっているかどうかです。一度冷え込んだ消費者マインドを高めることは容易ではありません。

県が推奨しているGo To Eatの販売が現時点で予算枠の35%にとどまっているのは、こうした影響もあるのではないかと考えます。年末年始にかけての忘年会・新年会シーズンの書き入れどき、予約のキャンセルが相次ぐことで、飲食業や旅館・ホテル業界は大きな痛手を負いました。間もなく歓送迎会シーズンを迎えようとしています。そのような中、旅館、ホテルの団体では、安心・安全をさらに具体化した独自のマニュアルを作成し、まずは地元のお客様に情報発信することを考えられているとお伺いいたしました。

私は、県としてこうした動きにしっかりと寄り添った取組が必要だと考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、国際航空運送協会、IATAの予測によりますと、国際航空需要がコロナ前の水準にまで回復するのが令和6年、2024年とされており、それまでの間は国内観光の内需拡大に向けた取組に注力するとともに、インバウンドの回

復に向けた仕込みを進めることが重要であると考えます。

私は、今から進めておく大きな仕込みの一つが、アドベンチャーツーリズムだと考えています。昨年10月にはアドベンチャーツーリズム・オンライン・シンポジウム2020が開催され、ウイズコロナ、アフターコロナの時代におけるアドベンチャーツーリズムの可能性を改めて確認したところです。

私は、昨年の9月議会で、今年9月に北海道で開催が予定されているアドベンチャートラベル・ワールドサミットに向けた取組を進めるよう質問させていただき、観光振興部長から前向きな御答弁をいただいたところでございますが、その取組の現状につきまして観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、インバウンドの誘致プロモーションについて質問いたします。コロナ前の水準とまではいなくても、国際的な往来が一定程度可能になれば、全国においてインバウンド誘致に向けた動きが加速化すると想定されます。こうした中で、本県へインバウンドをしっかりと誘致していくためには、海外市場に向けてセールスプロモーションを継続する必要があると考えます。さきの12月議会では、本県の自然体験などをテーマとした動画を制作し、海外の方々にダイレクトに伝えるプロモーションの準備などを進めているとお聞きをいたしました。

そこで、今年度のデジタルプロモーションのその後の状況と、このプロモーション事業を踏まえた今後のインバウンド再開に備えた誘致の取組について観光振興部長にお聞きいたします。

次に、地域政策について数点質問いたします。

まず、れんけいこうち広域都市圏事業は、高知市における連携中枢都市圏構想を県内全市町村を圏域とした構想に進化させ、人口や都市機能が集積する高知市の持つマーケットや、人、

物のハブ機能を最大限生かし、高知県の進める施策の先導性を高める垂直的な補完や、行政サービスへの水平的な補完とともに、県内全市町村の特色と強みをフルに発揮して、地域の均衡ある発展を目指す取組です。

御承知のとおり、国が定める連携中枢都市圏の域外となり、特別交付税措置がなされない県東部と県西部の計13市町村に対しまして、県は連携事業の実施に要する経費の支援を実施しています。以前から本県が直面している少子化、人口減少、南海トラフ地震などへの対応に加え、新たに新型コロナウイルス感染症によるダメージからの回復や、SDGsやカーボンニュートラルなど新たな時代の要請に対し効果的に対応していくためには、県と県内市町村の連携・協力が重要であり、その意味で、れんけいこうち広域都市圏の取組の進化にも期待をしています。

当事業は今年で3年目を迎えますが、知事は、就任1年を経て、れんけいこうち広域都市圏事業をどう評価されているのか、また県の新たな課題を踏まえて、今後れんけいこうち広域都市圏にどのような展開を期待するのか、お聞きいたします。

次に、地域おこし協力隊に関連して質問いたします。先月、私は高知県青年団協議会が主催したイベント、高知家モノ・ヨソモノ交流会というイベントに、横山県議、土森県議と共に参加しました。これは、地域おこしに取り組む地元青年団と地域おこし協力隊とのつながりを一層密にして、共に力を合わせて地域を元気にしていこうとの企画で、協力隊の方々が直面する様々な課題についてお聞きし、意見交換を行いました。その多くは、既に県議会でも取り上げられてきた課題でしたが、今後への期待も含め、2点質問したいと思います。

まず、地域おこし協力隊が直面する主な課題は、地域活性化の取組自体が地域住民や行政、

団体など多様な主体との利害が絡むため、それらとのコミュニケーションに苦心するケースです。そのような課題に対し総務省は、来年度から、専門的な見地から地域おこしに関わり、協力隊を含めた多様な地域活動間の橋渡しや調整など、司令塔的な役割を務める地域プロジェクトマネージャー制度を新設することとし、財政的にも強力に後押ししていくこととしています。当マネージャーの役割は、地域活性化全般にわたっての取組が対象となりますが、ぜひ地域おこし協力隊に関しましても、その活動の充実だけでなく、後進の育成や定着率の向上にもつながるような働きも期待したいところです。

募集や活動の主体は市町村になりますが、県全体の地域振興につなげるため、当制度を最大限有効活用すべきと考えますが、県はどのような後方支援をすべきと考えるか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

もう一つが定住に向けた支援です。平成31年に本県が実施した地域おこし協力隊の意向調査では、任期終了後も担当市町村への定住意向が7割、県内では8割程度になるなど、協力隊の皆様は定住意向は高いものの、実際の定住率は65%程度にとどまっており、このギャップ要因として、希望するなりわいの問題が指摘されています。

この課題に対して県は、起業や事業承継などの支援策に力を入れる方針だとお聞きしましたが、地域おこし協力隊の8割が20代、30代の若者であることを考えますと、そのノウハウや財政力も含めて多くの課題も考えられ、実効性を上げるためには、それぞれの実情に応じた細やかな支援が必要になるものと思います。

中山間地域での担い手確保が待ったなしの状況の中、協力隊の定住支援は惜しむべきではないと考えますが、来年度定住率の向上に向けて、特に就労面からどのような支援の強化を進める

のか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、少子化対策として、不妊治療助成制度の抜本的強化についてお聞きいたします。

少子化、人口減少の問題は、我が国の国難とも言うべき重要課題です。菅政権においても少子化対策は最重要課題として、結婚や出産、そして子育てに係る支援制度は男女を問わず、大幅に拡充する方針を明確にしており、着実に法整備が進められています。

その主要施策の一つが不妊治療助成制度の大幅な拡充です。令和4年度からの医療保険適用を柱に、今年1月からは助成対象に事実婚を加え、所得制限を撤廃、助成額の上限について2回目以降も、1回30万円で6回まで、2人目以降の子供も同様とするなど、大幅な拡充を行っています。

日本産科婦人科学会によりますと、晩婚化などが要因となり不妊治療は年々増加し、2018年の総出生数91万8,400人のうち、不妊治療の体外受精によって誕生した子供は5万6,979人、約16人に1人が不妊治療を経て誕生した命ということです。コロナにより少子化の加速が懸念される中、このたびの不妊治療に対する助成制度の大幅な拡充は大変時宜を得た施策だと思います。

当施策により、多くの夫婦が出産の希望をかなえられることを願いますが、本県が目指す安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりの実現には、助成制度の拡充だけで解決できる問題ではないことも指摘をされています。

例えば、不妊治療の裏には離職という問題が生じます。2018年末、順天堂大学などの研究チームが実施した調査では、対象となった不妊治療中の女性1,727人の83%が仕事との両立を困難と感じ、また治療のための突発休が必要となった人は半数以上、さらに不妊治療を始めた女性の6人に1人となる16.7%が離職をしています。

また、厚生労働省の調査では、夫婦の5.5組に1組が不妊に関する検査や治療を受け、不妊治療中の離職は23%となっています。

リスク分析では、不妊治療へのサポート制度がない職場は、サポート制度がある職場より離職リスクが1.91倍高く、非正規社員は正規社員より2.65倍高いという分析がなされています。この調査結果からも、不妊治療と仕事の両立には職場の理解と協力が欠かせないことは明らかです。しかしながら、厚生労働省が2017年に実施した全国調査によりますと、不妊治療に対する休暇制度など、不妊治療への何らかの支援制度のある企業は僅か9%にとどまっています。

こうした実態を踏まえ、本県においても治療を受けられる方の職場での理解や協力が得られやすいよう、一緒に働く方々や企業の経営者にも不妊治療に関する正しい知識や実情を理解してもらい、安心して不妊治療を受けられる環境づくりを社会全体で進めていく取組が必要ではないかと考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、介護人材の確保策として、介護福祉士の養成問題を質問いたします。

介護人材の不足も本県の重要課題です。本県では介護人材の確保策として、人材の定着促進、離職防止対策と新たな人材の参入促進策の2本柱とした取組を進めています。

しかし、県が令和元年度に実施した人材確保に係る介護事業所実態調査では、県内の63%の事業所が人員不足を感じていると回答し、また昨日の黒岩議員の質問への答弁で地域福祉部長から、現在策定中の第8期介護保険事業支援計画で、令和7年度には約1万5,750人の必要数に対して、約1万5,200人の確保にとどまると推計され、550人程度の介護人材が不足する見通しが示されました。さらには、この新たな需給推計による介護の人材不足への対策として、業務の

効率化や魅力ある職場づくりによる定着促進、離職防止に取り組むこと、また介護職を目指す学生への支援や外国人介護人材の活用などにより、新たな人材の参入を進めるとの答弁があったところです。

しかしながら、県内の介護従事者の年齢構成を見ますと、若手職員が少なく、若い世代の介護職への参入が進んでいないことがうかがえます。このことから、介護人材の確保に関しては、本県は重点施策として推進しているものの、なかなか十分な成果を上げられない実態と、新たな強化ポイントを加えた政策強化の必要性が見えてまいります。

私はこの問題に関し、全国規模で、介護福祉の担い手として中核をなす介護福祉士の国家資格受験者が激減をしている事態に大変大きな危機感を持っています。本県も同様に、介護福祉士養成校への入学者は激減し、その存続すら危機的な状況になっています。

例えば、本県の介護福祉士養成校2校の入学者数は、平成25年度は定数120名に対し120名であったものが、平成27年度は定数120名に対し約80名と3分の2へと減少、平成30年度には定数90名に対し約50名、そして来年度の入学者見通しでは約30名程度になるのではないかとお聞きしております。定数を減らしても、なお充足率が50%を切る状況に至っています。

養成校に入学する学生は、将来介護現場で働きたいという高い志と決意を持って入校し、そして卒業する学生のほとんどが介護士として各介護現場へと就職し、定着をしています。養成校は地域の介護事業者にとって、介護を担う中核人材のなくてはならない確保の窓口であり、その撤退、閉鎖は本県の介護福祉政策の破綻にもつながりかねません。

そこで、知事はこの介護福祉士の養成に係る危機的状況をどう捉えているのか、お聞きをい

たします。

介護福祉士養成校に関しては、平成27年、私の質問への御答弁で、介護サービスの質と量を確保する上で、介護福祉士養成校の重要性は今後高まっていくものと考えられるので、入学者の確保を含めた積極的な利活用などに向けて取組を強化する必要があると県の認識が示されています。現施策の柱となっている外国人介護人材の確保対策として、外国人留学生の受入れ環境の整備を進める施策も、養成校を活用する取組の一環とは思いますが、一方で地域に根っこを張った地元の人材を育てるという軸を見失ってはならないと思います。

改めて、今後本県が将来にわたり、高知版地域包括ケアを担う中核的介護人材を育て続けていくためには、介護福祉士養成校を積極的に活用した地元の介護人材の確保と育成を、本県の介護人材確保策の柱の一つに位置づけて、さらなる強化を図るべきではないかと考えます。地域福祉部長の御所見をお聞きします。

この点に関して具体策として提案したい施策が、専門学校と高等学校の一層の連携強化です。例えば、養成校からは、高校3年間を通じての介護職に関するキャリア教育のさらなる充実を求める声を耳にします。介護職に関しての小・中・高校生を対象にした一定のキャリア教育は、既に実施しているとは思いますが、なかなか進路に結びついていないのが現状です。

そこで、私は来年度の文部科学省の新規事業に注目しています。内容は、高校段階から専門学校への進学を見据えたカリキュラムで、将来の職業選択につなげるため、高等学校と専門学校の一貫教育プログラムを策定する実証事業です。これまでは学校見学や出前授業などにとどまっていた連携レベルを一步進め、高等学校と専門学校、さらには行政と地元企業も加わり、カリキュラムと進路を含めた連携に深化させ、

中長期的な視点で人材育成することが狙いとなっています。

専門スキルを要する全ての職種で有意義な取組になるものと期待していますが、特に介護人材の育成において、専門学校と高等学校の一層の連携についてどう考えるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

最後に、建設業の働き方改革として、週休2日制モデル工事について質問します。

建設業は、本県にとっても県民の暮らしと命を守る安心・安全の県土づくりを担う重要産業です。特に、近年続発する自然災害への対応や、コロナ禍による経済低迷からの早期回復を後押しする基幹産業として、その重要性は高まっています。

一方で、従業者数の減少や品質の確保、コンプライアンスの確立など様々な課題が顕在化したことから、県は建設業界と連携の下、建設業の持続的発展に向けた建設業活性化プランを策定し、その対応を進めているものと承知しています。現在進められている建設業活性化プランの見直しの中で特に重点が置かれているのが、働き方改革と生産性向上などの取組ですが、働き方改革の一環として、令和6年4月から施行される労働時間の上限規制を見据えた週休2日制モデル工事を実施しています。

この取組は、建設業をより魅力のある産業としていくための時代の要請への対応として不可欠な取組ですが、一方で年間工事日数の減少と工期の伸長、それによる受注機会や企業収益の減少、技術者配置の問題などを心配する声も耳にします。

当工事の発注では、適正な工期設定や予定価格の設定において、積算経費の補正により請負代金を増額するなどの配慮がなされており、現に週休2日制を導入している企業は徐々に増加していることと思いますが、さらなる拡大と定

着には、企業としては週休2日制を実施しながらも、安定した受注と収益を上げることができる環境が必要です。

そこで、県では週休2日制モデル工事の発注に当たって、関係団体との意見交換会などどのような要請や課題が出されたのか、またその要請や課題に対してどのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きいたします。

また、公共工事では下請による施工も多いことを踏まえますと、建設業の働き方改革への支援も下請を含めた視野からの取組が必要だと思いますが、モデル工事発注に当たりどのような配慮がなされているのか、土木部長にお聞きいたします。

以上で第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、カーボンニュートラルのロードマップをどのようにつくるのかについてお尋ねがございました。

脱炭素化に向けました具体的な取組や官民の役割分担、スケジュールなどを示しましたいわゆるロードマップに当たるものとしたしまして、県としてのアクションプランを来年度策定することとしております。

策定に当たりましては、まずは来年度早々に庁内プロジェクトチームを新たに設置しまして、検討作業を開始いたします。この脱炭素化に向けた取組を県民運動としていくためには、取り組む意義や必要性をしっかりと伝え、共感をしていただき、共に歩んでいただくことが必要となります。そのため、様々な分野の代表者で構成する外部有識者から成ります協議会も立ち上げまして、御議論いただきたいというふうに考えております。

並行いたしまして、事業者や関係団体などへ

のヒアリング、県民の皆さんからの意見公募などを行いまして、より実効性の高いアクションプランの策定につなげてまいります。そうした取組の中で、共に脱炭素化に向けまして歩みをそろえていただけますように、コンセンサスを得てまいります。

現在、国におきましては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けました目標や具体的な工程などを示すために、地球温暖化対策計画の見直しを行っています。こうした国の計画の見直しの内容などにつきましても、必要に応じて県のアクションプランに取り入れまして、来年度末までにはこのアクションプランを策定してまいりたいと考えております。

次に、日本みどりのプロジェクトにおきましてどのような提案をし、どのような成果を上げようとしているのか、お尋ねがございました。

御指摘がございました日本みどりのプロジェクト推進協議会におきましては、参画をいたします自治体や企業からの提案によりますプロジェクトを中心に取り組んでいくということ想定しております。

こうした中では、まず2025大阪・関西万博「日本の自然のショーケース」実現プロジェクトといたしまして、万博において日本の各地域の自然などをアピールすることといたしております。本県といたしましては、関西経済連携の主要な取組の一つといたしまして、万博パビリオンの建築資材として県産材の使用など県産品の活用を提案しているところであります。

また、プロジェクトの一つとしてグリーンリカバリープロジェクト、直訳いたしますと緑の回復プロジェクトということになると思いますが、こうしたことが掲げられております。この点につきましては、日本一の森林率を誇ります高知県といたしましては森林の持つ二酸化炭素吸収の機能を率先してPRしてまいります。あ

わせまして、建築物の木造化あるいは木質化を進めますことで、炭素を木材に固定し、脱炭素社会の実現に貢献するということを発信してまいります。こうした取組によりまして、国内の木材需要を喚起し、林業関連産業の振興にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、ゴーグリーンプロジェクトといたしまして、自然に触れ、学ぶ、新しいライフスタイルに即した観光の推進に取り組むということが掲げられております。本県といたしましては、積極的に県内各地の豊かな自然をアピールし、高知を訪れる観光客の誘致を図りまして、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

こうした協議会での取組を通じまして、県経済の好循環を創出しながら脱炭素社会と地方創生、これを実現してまいりたいと考えております。

次に、SDG s の推進についてお尋ねがございました。

SDG s が目指します誰一人取り残さない社会を実現するためには、国、地方自治体、企業、団体といった様々な担い手が共に連携をし、取組を進めていくことが必要不可欠であります。

本県におきましては、議員のお話にありました産業振興計画、総合戦略のほかにも日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、教育振興など多くの施策について、県民の皆様や市町村と連携をしながら取り組んでおります。

例えば、健康福祉の分野におきましては、高知版地域包括ケアシステムあるいは子ども食堂などの取組が、こうした県民の皆さんあるいは市町村との連携の例として挙げられますし、環境分野におきましては、例えば森づくりや清流保全なども進めているところであります。さらには、新型コロナ対策としての医療提供体制の拡充を図りますほか、アフターコロナを見据えたデジタル化の推進などにも取り組んでおりま

す。これらは、いずれもSDG s の目標の達成に資するものであるというふうに考えております。

一方で、県内におきますSDG s の認知度は、まだまだ低いのが現状だというふうに考えております。このため、県の施策とSDG s 中の17のゴールがありますが、これらに関連づけました情報発信を行いまして、認知度の向上を図りますとともに、SDG s の目標を意識して施策を磨き上げまして、県民の皆様あるいは市町村と連携をした取組を一層推進したいと考えております。

こうした観点から、来年度はカーボンニュートラルの実現に向けました施策としまして、1つには食品ロスの削減、またもう一つには省エネルギーに向けた周知・啓発などに取り組むことにいたしております。こうした施策を進める上では、特に県民の皆様あるいは市町村の皆様の御協力が不可欠であるというふうに考えておりまして、こういった分野を中心に関係者とも密に連携をいたしまして、着実に成果を上げられるように取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症防止対策の見える化といたしまして、宿泊業界が検討されていますマニュアルの作成に対して、県としても寄り添う必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

県におきましては、これまでも旅館ホテル生活衛生同業組合が業界のガイドラインを作成する際には、監修の作業を行いますとともに、そのガイドラインの研修会で助言を行うといった形での支援を行ってまいりました。

議員から御紹介がありました検討中のマニュアルにつきましては、安全・安心な会食や宴会を促進するというために、例えば開始後しばらくは食事に専念するといった利用者側の心得、また例えば飛沫防止のためのうちわを配布する、

透明なうちわなんか配られている場合がありますが、こういった利用者側、受入れ側双方の心得、感染防止対策を簡潔にまとめたものとして提案をされているというふうに伺っております。

県といたしましても、今後その内容を検討させていただきますまして、組合側と調整をさせていただいた上で、例えば県のほうも名前を連ねて連名の形で、一緒にこうした新しいガイドラインを公表するといったようなことなどによりまして、しっかりと寄り添って支援をいたしたいというふうに考えております。

次に、れんけいこうち広域都市圏への評価、そして今後の展開への期待についてのお尋ねがございました。

れんけいこうち広域都市圏におきましては、これまで、日曜市への連携市町村の輪番での出店によりまして特産品の販売あるいはインバウンド向けの観光案内所での情報発信などによりまして、圏域全体の活性化に取り組んでまいったところでありまして、しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、大型客船の寄港あるいは県外の見本市など、一部の事業では中止や計画変更を余儀なくされた事業もあるところでありまして。

その中でも、各市町村が知恵を出し合いまして、また連携を深めまして、例えばコロナ禍の影響を受けた事業者の販売拡大に向けまして高知市のホームページへの商品掲載や販売イベントの開催、またウイズコロナ、アフターコロナの視点を踏まえました移住相談会のオンラインでの開催、さらには連携市町村側からの提案によりまして、主に県内の住民をターゲットといたしました体験型地域イベントの実施といった形で、その時々課題やニーズにも対応しながら取組を進められているものと承知をしております。また、今年度は5か年計画の中間年でもあ

りまして、取組の効果を見極めた上で、一部の事業のKPIの見直しも行われているところでございます。

この中で、今後最も期待をしている事業についてお尋ねがございました。私といたしましては、先般大変インパクトのある動画が注目をされました、2段階移住の取組を挙げたいというふうに考えております。コロナ禍を契機といたしました人々の意識の変化あるいはリモートワークの広がりによりまして地方への新しい人の流れを絶好のチャンスと捉えまして、この2段階移住の取組にぜひ積極的に取り組んでいただければというふうに考えております。

今後も高知市を中心といたしました、れんけいこうちの取組が、コロナ禍への対応も含めまして、より効果的なものとなりますように、県といたしましてもしっかりと支援をしてまいります。

次に、安心して不妊治療が受けられます社会全体の環境づくりの取組についてお尋ねがございました。

女性の不妊治療は、治療の内容や体調に合わせた通院が必要となります。例えば、人工授精などの一般的な不妊治療の場合におきましても、月に4日から7日程度の通院が必要だというふうに伺っておりますし、特に体外受精ですとか顕微授精といった形の治療を行うという場合には、さらにはるかに重い通院の負担を余儀なくされるというふうにお聞きをしているところでありまして。

また、こうした治療は、体調に応じまして通院が求められるということもありまして、前もって治療の予定を決めるということも相当困難だというふうに伺っております。さらに、治療は身体的、精神的な負担を伴いまして、ホルモン刺激療法などの影響で体調不良が生じることもあるというような状況であります。

このように、不妊治療は女性にとりまして大変負担になるものであり、特に仕事をお持ちの女性にとりましては、プライバシー保護への配慮に加えまして、活用できる休暇制度といった職場内での理解と環境の整備が必要となっております。この点は御指摘のとおりだと考えております。

このため、国におきましては令和3年度からの新規事業といたしまして、国の当初予算案に不妊治療を受けやすい職場環境づくりに取り組みます中小企業主に対する助成制度を盛り込んでいくところであります。

県といたしましてはホームページなどを通じて、広く県民の皆様に対しまして不妊治療の実態、不妊治療を受けられる方の変容を分かりやすく情報提供してまいります。あわせて、働き方改革トップセミナーなどの企業経営者等が集う機会を捉えまして、ただいま申し上げました助成制度のリーフレットの配布あるいは直接その変容をお伝えするといったようなことで、治療と仕事の両立を進める上で欠かせない、企業経営者の方々の理解も深めてまいりたいというふうに考えております。

こうした取組によりまして、不妊治療を安心して受けられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、介護福祉士の養成に関しまして、現在の状況の受け止めについてお尋ねがございました。

お話のありました介護福祉士は、専門的な知識と技術を身につけました介護現場の中核的な担い手といたしまして、重要な人材であります。しかしながら、これからの本県の介護を担っていただく若い世代の介護福祉士は少ない状況でありまして、こうした人材の養成が極めて重要と考えております。

こうした中で、本県の介護福祉士養成校の入

学者数は、御指摘もありましたように全国と同様に減少し、定員割れの状態が続いております。その背景といたしましては、高校生の大学への進学者が増加する一方で、専修学校への進学者が減少しているという大きな状況があるということではないかというふうに考えられます。今後も介護の需要は増加する見込みでありまして、介護福祉士養成校の入学者の減少は、安定して介護サービスを提供していく上での大きな課題であるというふうに受け止めております。

こうした状況を踏まえまして、若い世代の介護人材の確保に向けた協議の場を設け、介護福祉士の養成校や介護施設、高等学校など関係機関の方々に御参加をいただきまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、住宅用太陽光発電の普及促進についてお尋ねがございました。

住宅用太陽光発電は、地域分散型電力システムを構築していく上で貴重な地域の再生可能エネルギー電源となります。新規の導入に加え、FIT制度の買取期間が終了したものについても、引き続き貴重な再生可能エネルギー電源として維持していただくことが重要であると考えております。

次期新エネルギービジョンにおきましては、地域での再生可能エネルギーの活用を進めるため、自治体に関与する地域新電力の育成を支援することとしております。FIT制度の買取期間が終了した電源につきましては、地域新電力の育成を通じて地域で活用する仕組みをつくり、地域のメリットを創出することで、その維持につなげてまいりたいと考えております。また、新規導入分につきましては、御家庭の脱炭

素化や災害への備えといったメリットを分かりやすくまとめ、普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

カーボンニュートラルの実現に向け、こうした取組を通じて住宅用太陽光発電の普及を促進してまいります。

次に、食品ロス削減運動の推進体制や県民運動の展開についてお尋ねがございました。

食品ロスの削減は、家庭でも取り組みやすい身近なテーマでありますことから、脱炭素社会の実現に向けた県民運動の第一歩として取組を進めることとしております。来年度は、賞味期限が近い商品の率先購入など、県民の皆様の消費行動の変容を促すよう、高知県地球温暖化防止県民会議の枠組みを通じて取り組んでまいります。

取組につきましては一年を通じて行いますが、10月が国の定める食品ロス削減月間となっておりますことから、そこに照準を合わせてキャンペーンを展開してまいります。特に、量販店の御協力をいただきながら、市町村とも連携して啓発活動に取り組んでまいります。

また、来年度からは食品ロス削減推進計画の策定に向けた作業が始まりますことから、計画策定の議論を通して取組のさらなるバージョンアップを図ってまいります。

最後に、環境に配慮した製品の優先購入、使用についてお尋ねがございました。

カーボンニュートラルの実現に向けては、事業者としての県庁自身も脱炭素化を目指していく必要がございます。県におきましては、地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定いたしまして、CO₂の削減に向けた取組を進めており、あわせて国のグリーン購入制度と同様に、環境に配慮した製品の購入も推進しているところでございます。

御指摘のありました新たに創設される予定の

認証制度により認証されました製品は、国のグリーン購入制度の対象品目に加えられるとお聞きしております。県といたしましても国の動きに合わせ、こうした環境に配慮した製品の積極的な購入、使用を進めてまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた環境教育の取組についてお尋ねがございました。

温室効果ガスやプラスチックごみなどの環境問題は地球規模での課題となっており、本県の学校教育においても、2050年のカーボンニュートラルの実現をはじめとする環境問題を児童生徒が主体的に考え、解決を図っていかうとする態度を育むことが重要であると考えております。

そのため、国においては本年度から小学校で、次年度から中学校で全面実施となる学習指導要領において、様々な教科で環境教育に取り組むことが明示されております。例えば、小学校の理科では、人の暮らしが環境に及ぼす影響を考えていく中で地球温暖化に触れ、環境を守りながら暮らすための工夫について学ぶようになっております。また、家庭科では、プラスチックごみなどの環境問題を考えるに当たって、実際にマイバッグや水筒を持ち、それらの効果や意義を学びます。中学校の社会科では、地球規模の環境変化による問題の解決に向けたパリ協定などの国際的な取決めについて学び、自分たちができることを考える活動を通して、カーボンニュートラルについて理解することとなっております。

県教育委員会では、こうした環境教育が適切に、また効果的に行われるよう、教育課程の編成や授業の在り方について、学校訪問などを通じて指導・助言を行っております。また、学校やこどもエコクラブなどの団体が行っている河

川の清掃やリサイクル活動、食品ロスの取組など、環境を守る活動の好事例を収集し、情報発信するとともに、優秀な実践につきましては、その功績をたたえる事業も実施をしております。

今後は、市町村教育長会や校長会等の開催の機会を捉え、学習指導要領の趣旨の徹底と本県のカーボンニュートラルに向けた取組についての説明を行い、環境教育の重要性をしっかりと伝えてまいります。あわせて、4月から稼働します県の学習支援プラットフォームを活用し、各学校等の優れた授業や実践事例を積極的に提供するなど、カーボンニュートラルの実現を見据えた環境教育の充実に取り組んでまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、アドベンチャー・トラベル・ワールドサミットに向けた取組の現状についてお尋ねがございました。

このワールドサミットは、アドベンチャー・ツーリズムの世界組織が開催する最大の大会で、今年9月に北海道で開催されます。この大会は、世界中から旅行会社やメディアなど約800の関係事業者が参加し、アドベンチャー・ツーリズムの体験ツアーや、旅行商品の商談会が開催されます。

まず、体験ツアーにつきましては、大会の実行委員会が、全国の広域連携DMOなどを通じて旅行会社にツアーコースの募集を行い、5コース程度が選定される予定です。

本県の関わりとしましては、これに応募しようとする旅行会社から、高知の情報をぜひ紹介してほしいとの依頼がありましたので、広域観光組織や観光コンベンション協会などと連携して、有望な観光素材の提案などを行いました。この旅行会社は、これらの情報を基に造成した2つのコースの応募を行い、現在選定結果を待たれているところでございます。造成された2つのコースのうち、1つは、しまなみ海道から

UFOラインを経由し、仁淀川流域でSUPや土佐和紙作りなどを体験するコースです。もう一つは、四万十川の源流から四国カルストを経由して河口までたどり、カヌーや川漁師などを体験するコースとなっています。

また、商談会に関しましては、インパクトのある商品を求める海外の旅行会社に注目されるよう、旅行会社が造成したこの2つのコースのほか、県や広域観光組織などとの連携により磨き上げた「森林鉄道とゆず・日本遺産の里」を巡るコースも売り込むこととされています。

このワールドサミットは、本県の旅行商品を海外の旅行会社に披露する絶好のチャンスです。このため、県といたしましても商談会に参画し、海外に向けて本県観光の魅力を大いにPRしてまいりたいと考えています。

次に、デジタルプロモーション事業を踏まえたインバウンド再開に備えた誘致の取組についてお尋ねがございました。

本県では、観光地としての海外での認知度を高めるため、今年度からデジタルプロモーション事業を中心に、誘致の取組を展開しています。その手順としては、まず重点市場の訪日関心層の方々などに本県の自然、アクティビティ、食文化等をテーマにした5種類の動画をインターネット上で配信しました。その結果、動画の再生回数は目標の1,300万回に対して4,700万回に達しております。次に、動画の視聴者の年代等を分析し、視聴率の高かった年代層などに向けてウェブ広告を配信して、本県の詳細な観光情報を掲載している情報サイトに誘導しました。その結果、サイトの閲覧数は、目標の24万ページビューに対して190万近くに達しております。

現在、情報サイトを閲覧した方々が、どういった観光情報に関心を示しているかなどについて、市場別の分析を行っております。この結果を踏

まえまして、各市場の有力な旅行雑誌やウェブサイト等による、現地で人気の高い観光情報の発信を通じて、本県への来訪意識を高めてまいりたいと考えております。

来年度においても、この手順で一連のプロモーションを展開したいと考えておまして、その際には新たな動画や配信する市場も追加してまいりたいと考えております。

また、これらのプロモーションと並行して、重点市場の旅行会社などに対しましても、1つには、これまでの関係を切らさないために、もう一つには、再開時に合わせて旅行商品を販売していただくために、新しい観光情報の提供やコースづくりの提案といったセールス活動を、オンラインなどにより行っております。

コロナ禍においてもこうした誘致の取組を進めますことで、インバウンドの再開にしっかりと備えてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、地域プロジェクトマネージャー制度の活用に関する県の取組についてお尋ねがございました。

国では、地域の活性化やデジタル化など、市町村が実施する重要なプロジェクトを担う人材を、都市部から地方に呼び込むことを目的として、地域プロジェクトマネージャー制度を創設いたしました。このマネージャーには、地域おこし協力隊のOB、OGの方や地域と関係の深い専門家などが想定されており、マネージャーを導入した場合には、1市町村当たり1人を、また650万円を上限として特別交付税措置が講じられます。人口減少などにより様々な課題を抱える本県の中山間地域にとっても、こうした専門的な知識やノウハウを持つ人材を確保することで、課題解決や地域の活性化の糸口となることが期待されるところです。

現在、国ではこの制度の具体的な内容につい

て検討されており、来月にはその概要が明らかにされるとお聞きしております。今後、国との連携を図りながら、市町村担当者会や地域おこし協力隊の研修などの場を通じて、まずは制度の内容や目的を周知していきたいと考えております。県としましても人材のマッチングへの支援など、この制度が活用されるよう、しっかりと後押ししてまいります。

次に、地域おこし協力隊の定住率向上に向けた就労面の支援の強化についてお尋ねがございました。

現在、県内で活躍されている地域おこし協力隊は189名で、人口減少と高齢化が進む中山間地域の実情を考えると、20代と30代が約8割を占める隊員の定住率をさらに高めていくことが重要です。このため、まずは市町村の募集段階から、任期終了後の定住を見据えたミッションや業務を設定することが必要だと考えております。

また、議員からお話ございましたように、隊員が定住に向けて生計を立てるための選択肢として、地域の事業者から事業を引き継ぐ継業も有効な手段となります。来年度、市町村と連携しまして、継業を希望する隊員の掘り起こしにも積極的に取り組み、事業承継・引継ぎ支援センターに情報をつないでいくことで、定住を支援してまいります。

さらに、今年度実施しました隊員を対象にしたアンケート調査では、任期終了後に起業を考えている方が多数おられました。このため、来年度拡充する起業の総合支援プログラム、こうちスタートアップパークでの地域資源を活用した起業セミナーや交流会への積極的な参加を呼びかけてまいります。

今後とも移住施策と連動させながら、地域おこし協力隊の確保に努めるとともに、隊員や市町村の担当者を対象とした研修会などを通じまして、県の支援策などの情報提供を行ってまい

ります。あわせて、隊員の任期終了後の赴任地での就労や起業、事業承継を支援することで定住率の向上につなげてまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** 介護福祉士養成校を積極的に活用した地元の介護人材の確保・育成と、専門学校と高等学校の一層の連携についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

介護福祉士養成校の卒業生は、介護に関する専門的な知識や技術を身につけており、介護現場の即戦力としてほとんどの方が県内で就職しています。そうしたことから、若い介護福祉士を育成・確保していく上で、養成校の役割は大変大きいと考えています。

そのため、先ほど知事からお答えしましたように、早急に県内の養成校や高等学校、介護施設関係者などで構成する協議の場を設置したいと考えています。この協議の場において、まずは養成校の実情をお聞きするとともに、若い世代の方に就職先として介護分野を選んでいただけるよう、その方策を検討してまいりたいと考えております。その際には、養成校と高等学校の連携の在り方についても御意見をお伺いしてまいります。

なお、議員から御紹介のありました国の新規事業につきましても、高等学校と専門学校が連携して一貫した教育プログラムを構築するという魅力ある取組と思われまますので、こうした場で御意見もお聞きしながら、活用の可能性などを検討していきたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○**土木部長(村田重雄君)** まず、週休2日制モデル工事への要請や課題に対してどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

県内の防災力を確保し、維持していくためには、その担い手である建設業への新規入職者の

確保が必要です。このためには就労環境の改善が不可欠であり、県では平成29年10月に週休2日制モデル工事を導入いたしました。この制度では、週休2日を達成するため、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定することや、そのために必要な経費を割増しすることとしております。

モデル工事の実施に当たっては、実施事業者からのアンケートや建設業界との意見交換において、制度の改善に向けた様々な御意見をお聞きしてまいりました。例えば週休日を固定する制度であるため、天候などの事情により週の作業日数が大きく減る場合があるなどの御意見がありました。県では、いただいた御意見も踏まえまして、事前に届出をすることで、休日の振替を可能とする改善を行っております。また、必要となる経費の割増し率について国の改定を速やかに反映するなど、よりよい制度となるよう改善を進めているところです。

今後とも、業界などから御意見をお聞きするとともに、国や他県の動向も注視しながら、より一層週休2日の取組が浸透するよう取り組んでまいります。

次に、週休2日制モデル工事の発注に当たり、下請による施工も踏まえ、どのような配慮がなされているのかのお尋ねがございました。

公共工事の発注においては、下請契約する場合には必要となる経費も考慮し工事価格を算定しております。週休2日制モデル工事においては、この工事価格に週休2日を達成するために必要な経費を割増しして価格を算定しております。

一方、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法では、受注者等の責務として、下請の労働者の賃金、労働条件等が適正に整備されるよう、市場における労務価格、保険料等を的確に反映した適正な請負代金及び工期等により下請契約を締結することが義務づけら

れています。

県といたしましては、元請業者と下請業者の間において適正な契約に基づき公共工事が実施されるよう、品確法の趣旨について業界団体を通じて周知してまいります。

○8番（土居央君） 御答弁ありがとうございます。2問を行います。

カーボンニュートラルにつきましては、るる質問させていただきまして御答弁いただきました。ハードルが大変高いんだろーと思います。現在、高知県が削減しなければならない排出量というのは703万二酸化炭素トンということでございます。これを削減するという事は、各部門の排出量をそれぞれ減らす、そして森林吸収源対策、森林によって吸収する以外に基本的にはないわけございまして、森林吸収源といいますが、これも限界があるということであれば、やはり現在の各産業、家庭、こういったところの二酸化炭素排出量をしっかりと計画的に減らさなければならない。30年間あるといいますが、なかなか大変な作業になろうかと思えます。壮大な計画になろうかと思えますので、アクションプランというものが一つのロードマップだということですので、しっかりPDCAを回しながら、また定期定期でアクションプランを変えながらということになろうかと思えますが、30年を見据えた責任ある対応をお願いしたいと思えます。

あと少子化対策におきまして国の制度、不妊治療に係る助成制度、それに対するいろんな支援制度を周知など、後方支援を県としてもやっていくということだと思えますけれども、これも助成制度、大変有意義な政策だと思います。ただ、これを有効に活用するには、それなりの環境整備がやっぱり必要だということで、職場として使いやすい制度にしなければならないと思えます。

私は、これ不妊治療に対する支援制度のある企業を増やすということがやっぱり大事だと思っておりますが、知事はこれを後方支援していくに当たって、どういうところでこの後方支援の政策の成果を何をもって判断されると、すべきと考えておられるのか、そこを1点お聞きしたいと思えます。

○知事（濱田省司君） 土居議員の再質問にお答えいたします。

少子化対策に関連しまして、国の助成制度の成果をどう図るかという点についてでございます。

これは、国の助成制度も今のところまだ詳細が示されていないということでもありますから、その詳細を判明するのを待ちまして、改めて精査をしたいというところはございますけれども、いわゆる事業自身のアウトプットの指標といたしましては、この助成がどれだけの企業に、またどれだけの人を対象に行われたかというのが、まず基礎的なデータになっていくということだと思っております。

その上で、最終的に本県の少子化対策にどう貢献できたかといったところについて、さらなるアウトカム指標といえますか、そういったものをどういったものを設定していくかというのが、さらなる検討課題ではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、議員も御指摘ありましたように、これが周知をされて中小企業に使っていただくということが大事だと思っておりますので、その点をまずは督促してまいりたいと考えております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。その実効性ある取組のためには、やっぱり実態調査というのが必要ではないかと思えますので、これは要請としてさせていただきたいと思えます。あと介護福祉士の協議会の話は、本当にあ

令和3年3月4日

りがとうございます。期待をしております。

最後に、今期をもちまして退職されます県庁職員の皆様、長い間本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、私の全質問といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時49分散会

令和3年3月5日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第5号)

令和3年3月5日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例議案	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条	第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案

- 第 65 号 南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 67 号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 68 号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 69 号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 70 号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 71 号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 72 号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 73 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 74 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 75 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 76 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 77 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 78 号 都市計画道路はりまや町一宮線防

災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

- 第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

7番田中徹君。

(7番田中徹君登壇)

○7番(田中徹君) おはようございます。自由民主党の田中徹でございます。

平成23年3月11日14時46分、東日本大震災の発生から間もなく10年、新型コロナウイルス感

感染症という新たな危機と直面している今、生命と財産、そして暮らしを守るために私に何ができるのか、政治に求められていることとは何なのか、自らを見詰め直す今日この頃です。では、順次質問をさせていただきます。

初めに、農業についてお伺いします。第3波と言われる今般の新型コロナウイルスの感染拡大の緊急事態宣言による飲食店の営業時間短縮要請などの影響により、シシトウやオオバ、小ナス、米ナス、花卉など、本県の産地にも影響が出ています。とりわけ本県が全国一の生産量を誇るシシトウは、昨年12月の市場単価が前年の半分程度に落ち込むなど深刻な状況になっています。

私も先月、JA高知県の職員の皆さんと共に、地元南国市のシシトウ農家の方々を訪問させていただきました。その際に、農家の皆様から寄せられた御意見や御要望を少し紹介させていただきたいと思います。これまで産地を守るためにシシトウ栽培を続けてきたが来作については少し品目転換も考えている、このままでは払うものも払えない、新規就農者を何とか助けてほしい、国も県も頑張る農家を応援してくれない、また、知事に何とか助けてもらうように伝えてもらいたいと、私に切実に訴えかけられる方もいらっしゃいました。このように、現下の単価の低迷とともに、先行きを心配する声も多く聞かれました。

そこで、今般の新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた生産者に対して、将来への不安を払拭する取組や、今後のさらなる支援策について知事にお伺いします。

次に、令和3年産米の需給対策についてお伺いします。令和2年産の主食用米については、人口減少等による需要減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などによる消費減退で、深刻な過剰に直面しています。このため令和3

年産米に向けては、全国で過去最大規模の6.7万ヘクタール、生産量に換算すると36万トンもの作付転換が必要な状況です。これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な事態に陥りかねないとも言われています。また、そのような状況から、国では主食用米からの転作に向けての支援策を強化しています。

そこで、令和3年産米の需給対策について、本県ではどのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いします。

また、近年本県は、次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進などにより農業産出額が増加するなど、園芸品目を中心に成果を上げてこられています。一方では、就業人口の減少や高齢化、耕作放棄地が増加するなど、課題も山積しています。

そこで、本県農業の現状をどのように認識し、今後取り組んでいかれるのか、知事に御所見をお伺いします。

今定例会には、2件の令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告が報告議案として上程されていますが、とりわけ本年1月29日に専決処分されました、営業時間短縮要請対応臨時給付金についてお伺いいたします。

この臨時給付金は、飲食店などに対する営業時間の短縮要請や県の対応ステージの特別警戒への引上げにより、事業活動に大きな影響を受けた事業者を幅広く支援するため、国の一時支援金より対象者を拡充し、昨年12月の売上高が前年比で30%以上減少した法人に上限40万円、また個人事業主には上限20万円が給付されるものです。国の一時支援金に比べ、売上高の減少幅を30%以上に設定されたことや対象者を幅広く設定されたことには、大いに賛同するものです。

しかしながら、さきに述べましたように、大きな影響を受けたシシトウやオオバ、花卉など

を生産する農家でも、栽培面積や売上高の規模には関係なく、一律で最大20万円が給付される制度となっています。果たして、この臨時給付金の対象者に農業や漁業といった1次産業に携わる方々を含めることが本当に適切だったのか、今でも疑問を感じています。1次産業に携わる方々には、別のスキームで給付する制度を創設することが必要ではなかったかと考えています。

私は、1月23日にこの臨時給付金の対象者に農家の方が含まれると知った後、担当部署には栽培面積や売上高に見合った、少しでも農家の方々に不公平感が出ないような制度にできないかと相談しましたが、シシトウ農家は今回の制度の対象に全て含まれる、今回は幅広い事業者を対象としているため農業者もこの臨時給付金の対象に含みたいといったお答えでした。

現在、この臨時給付金の申請受付が行われていますが、市場単価が低いため、できるだけ収量を増やして、少しでも売上げを伸ばそうと努力された農家の方が対象から外れていることも事実です。そのような対象から外れた農家の方からは、先ほども御紹介しましたように、国も県も頑張る農家のための支援策になっていないといった厳しい御意見も聞かれるところです。

当初想定されていたように、シシトウ農家の方が全員該当するということはないということ、そして品目ごとの栽培面積に合わせたスキームを提案してきた私にとって、このような結果になったことは非常に残念でなりません。今後、今回のような県独自の給付金制度を創設する際には、対象者に農業などの1次産業に携わる方々を一律に含めることについては、考え直していただきたいと私は思っています。

そこで、知事にお伺いします。1月29日に専決処分された営業時間短縮要請対応臨時給付金の対象者に、農業者や漁業者といった1次産業に携わる方々も含めたことに関して知事の御所

見をお伺いします。またあわせて、対象者を決定するまでにどのような議論があったのか、知事にお伺いいたします。

また、私は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を多角的に捉えなければならない場面で、今後においては地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行うことは極力避けるべきではないかと考えます。御案内のとおり、地方自治法第179条第1項は、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに、普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができるというものです。

今定例会には2件の専決処分の報告議案が上程されていますが、特に1月29日の専決処分に関しては、議会を招集する時間的余裕がなかったのかということに疑問を感じますし、先ほど営業時間短縮要請対応臨時給付金について触れましたとおり、県独自の支援策が公の場で議論されることなく事業が実施されるということは、極力避けるべきではないかと強く感じています。

そこで、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、知事はこれまでどのような思いで専決処分を行ってこられたのか、また今後の専決処分の在り方について知事の御所見をお伺いします。

また、自戒の念を込めて申し上げますが、一般の新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、県民の皆様が日々感じておられることや、御意見や御要望といった県政に対する県民の皆様の率直な声が届いていないのではないかと感じます。感染拡大前には様々な会合や懇親会に出席させていただくことにより、初めてお会いする方や久しぶりにお会いする方など、様々な立場や分野で御活躍される方々に、幅広い御意見をお聞きすることができました。

しかしながら、現在のコロナ禍では、お酒を酌み交わしながらお話をするような大規模な宴会のほぼ全てが中止になり、いかにして幅広く県民の皆様の声をお聞きするか、私自身苦心しているところです。

そこで、今後の県政運営において、県民の皆様の幅広い声をどのように聞き、施策に反映させていかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、雇用労働対策についてお伺いします。これまで本県においても、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して、事業の継続と雇用の維持に向け、様々な対策や取組が進められていますが、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、仕事を失った方が感染への不安から、求職活動をしていないという実態も明らかになってきています。

先月25日のNHKの朝の番組で、労働経済学が専門の東京大学玄田有史教授が国の統計データを分析し試算した結果、仕事を失った人のうち感染の拡大などを理由に求職活動をしていない方が、昨年12月の時点で完全失業者数194万人のおよそ3割に当たる59万人に上るということが放送されていました。

また、1月18日付日本経済新聞朝刊では、野村総合研究所の武田佳奈氏が、昨年末にパート、アルバイトの女性を対象に約5万6,000人の調査を実施したところ、「シフトが5割以上減った人は1割おり、そのうち7割超の方は手当を受け取っていない。こうした実質的な失業者は推計で約90万人に上り、1月の緊急事態宣言により、まだ増える可能性がある」。また、「休業中のパート・アルバイト女性の56%が新しい仕事を探したいと答え、その8割が異なる職種でもよいとしている。人手不足産業への移動支援は長期的に見ても有効だ」。そして、「何でも相談できるコロナ専門の行政窓口が必要だ。単身者への支援

など、世帯や個人の置かれている状況に合わせた取組を求めたい」との記事が掲載されています。まさしくだと感じました。

このように、本県でも仕事を失ったまま求職活動を行っていない方や、非正規で仕事が減っているのに行政支援の窓口につなげていない方々が、水面下ではもっともっといらっしやるのではないかと思います。他県では、一時的に雇用の維持が難しくなった企業と人手不足の業種を結びつける仲介事業を行う自治体や、また自治体のサイトに求人情報を掲載し、専用窓口を設け相談に応じるなど、地方自治体自身が就労を取り持つ動きが広がってきています。

そこで、本県においても、新型コロナウイルスの余波がまだまだ続くと思われる中、将来の労働移動も見据え、短期間や短時間雇用の仕事も掘り起こし、行政主導でマッチングすることが必要になってきているのではないかと考えます。例えば、こんな仕組みはどうでしょうか。朝、県庁に仕事を求める方が集合します。農業であったり、建設業であったり、様々な職種の働き場所へ運んでくれる貸切りバスが待機していて、それぞれの雇用先に移動してくれます。そして、就業時間後はまた県庁に運んでくれる。その日のうちに日当が受け取れる。県庁でなくても構いません。事前登録していれば、集合場所から雇用場所まで送迎してもらえ、一日働けばその日のうちに給料がもらえるというシステムです。単発の仕事のほうがチャレンジしやすいとの声もお聞きします。

コロナ禍でアルバイトの機会を失い困窮している学生たちやパートタイム雇用の方々の副業にも適していますし、幅広い労働にもつながるのではないのでしょうか。また、そうすることで、疲弊している観光バス会社の支援にもつながらないかとの思いもございます。

風が吹けばおけ屋がもうかるということわざ

がありますが、コロナ禍での地域経済を循環させるには、一見因果関係のない事柄からの派生が功を奏するのではないかと考えますし、県庁にはその起点であってほしいと願うばかりです。

また、有効回答数が801とサンプル数が少し少ないですが、こんな調査結果もありました。クックビズ株式会社が全国の飲食従事者へ副業に関する実態調査を行ったところ、副業を行っている飲食従事者は約20%に上り、その約半数がコロナの影響で副業を開始している。副業を始めた飲食従事者のうち6割近くの方が収入が上がっており、7割にも上る方々が今後も副業を継続したいと考えている。一方で、副業を行っていない人の約45%が、その理由として副業先が見つからないからというものでした。

働きたくても働けない。せつかくの労働意欲を現実が阻むことがあってはなりません。ワクチン接種も始まり、少し明るい兆しも見える中、全ての県民が本当の意味で平穏を取り戻せるように、新しい労働スタイルの確立に、ハローワーク任せではなく、県を挙げてサポートする時が来ているのではないかと感じています。

そこで、このような状況から、本県においても将来の労働移動も見据え、短期間や短時間の仕事を掘り起こし、積極的に仕事のマッチングを行ってはどうかと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いします。

次に、県内の消費喚起策についてお伺いします。先日、高知県「Go To Eat キャンペーン」の販売期間が5月31日まで再延長されました。2月21日時点での販売額は約21.9億円で、販売予定額が62.5億円ですので、まだ40億円余りが残っているということになります。新型コロナウイルスの第3波の影響による販売休止や利用自粛、また商工会議所など窓口での販売が平日に限られることや、大手コンビニ・ファミリーマートに多く配分したことなどにより売れ残っ

ているとのこと。この農水省の「Go To Eat キャンペーン」は、飲食店のみならず、食材を提供している農林水産業者も応援する趣旨で実施されていることから、ぜひ県民の皆様にも利用していただきたいと思えます。

また、本県では2月上旬から県産品の購入や県内観光を促進する、地産地消キャンペーン「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」を展開しているところです。他方で、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、影響を受けている事業者の皆様を応援する、助けるという気持ちが少し薄らいでいるのではないかと危惧しています。

そこで、県内消費を拡大するためには、県民の皆様がいま一度、高知家のみんなでも応援するという気持ちになっていただくことが何より肝要と考えますが、今後どのように地産地消の取組を進めていかれるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

冒頭でも触れましたが、今月11日には、東北地方を中心に未曾有の被害を引き起こした東日本大震災から10年という節目を迎えます。当時、津波の大きな爪跡が残る沿岸部を視察し感じたことは、10年がたった今でも鮮明に覚えています。今後、高い確率で発生すると言われる南海トラフ地震の備えを急がなければなりません。今回は、事前復興の観点から何点か質問をさせていただきます。

私が東日本大震災の被災地を視察調査した際、多くの方より教わったことは、より多くの住民の命を守るためには、住居や公共施設など事前に高台などの安全な場所に移しておくことしかないということでした。本県でも、これまで役所や学校、保育園、警察署、消防署など多くの公共施設が高台など浸水想定区域外に移転

するなど、順次対策が進められています。また、今後は市町村における事前復興まちづくり計画の策定に向けて取り組まれるものと承知しています。

そこで、今後の市町村の復興まちづくり計画を策定する上で、市町村の境を越えた広域的な公共施設の連携という視点を持って取り組めないかと考えます。例えば、図書館や学校、保育園などが今後、事前に移転建築する際には、市町村の枠を超えて隣の市町村と合同で建築し、複数の自治体が合同で維持していくということも視野に入れるべきではないかと感じています。今、東北の被災地では人口減少に伴い、公共施設の維持に苦慮している自治体もあるとお聞きしています。

また、本年1月には総務省から、令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項についての通知が発出されましたように、来年度は県内市町村においても、公共施設等総合管理計画の見直しが行われることと思います。この通知において、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいと記されているように、県内市町村が広域連携の視点を持って来年度の総合管理計画見直しを行うことで、今後作成を目指す市町村の事前復興まちづくり計画との整合性を図ることも大切ではないかと考えます。併せて、公共施設等適正管理推進事業債の拡充や延長など、令和4年度以降の在り方について国に政策提言を行ってはどうかと考えます。

そこで、事前復興の観点から、公共施設等総合管理計画の見直しにおいて、市町村への広域連携の積極的な推進を促すことについて知事の御所見をお伺いします。

また、今回の質問に際し、県内の沿岸域に位置する公共施設や要配慮者施設などを地図上で

把握したいと思いましたが、現在そういったマップはなく、手作業で地図を作成していただきました。南海トラフ地震対策に限ったことではありませんが、本県でもできるだけ早い時期に統合型のGIS——地理情報システムを整備することが重要ではないかと思いました。

現在も、それぞれの所属で地理情報システムを使ったシステムがあるものの、それぞれの目的に沿って作成されており、重ね合わせることは非常に困難です。統合型GISは各所属で導入するよりもコスト面や効率性で大きなメリットがあります。

そこで、本県でも統合型GISの導入に向けて取組を進めていくべきと考えますが、現状と今後の取組について総務部長にお伺いします。あわせて、導入に当たっては市町村との共同利用も考えるべきだと思いますが、総務部長の御所見をお伺いします。

また、これまで県内では、南海トラフ地震など大規模災害の発生を想定して、前方展開型の医療救護体制の構築に向けた取組が進められてきています。一方で、現在新型コロナウイルスのワクチン接種の実施に向けて、県も市町村と連携して準備が進められているところです。このワクチン接種という事業を通じて、市町村職員も含め自治体職員が地域の医師や看護師と連携して仕事をすることは、今後の活動にも生かせる貴重な経験になるのではないかと考えています。

そこで、今回のワクチン接種での自治体職員と地域の医師や看護師との連携を今後の施策に生かせないかと考えますが、健康政策部長に御所見をお伺いします。

次に、消防防災ヘリコプターについてお伺いします。平成8年から続いてきた本県の消防防災ヘリコプターの運航体制が、自主運航から民間による委託運航へと移行されることになり、

消防隊員を派遣している消防本部や、現在消防防災航空センターに派遣されている消防隊員の中には、今後の運航体制に不安を感じておられる方がいるともお聞きしています。

昨年12月10日、高知県消防長会から知事に、高知県消防防災ヘリコプターの安全運航体制の確立についてという要望書が提出されていると承知していますが、この要望書においても運航再開のめどが不透明なことに加え、災害対応への不安、派遣している消防隊員の安全確保や心身の健康状態が危惧されるなど、懸念を抱かれておられます。またあわせて、安全に運航できる体制の確立と早期の運航再開を望まれています。

そこで、消防長会をはじめ現場で従事する消防隊員の方々の不安を払拭するためにも、今後の高知県消防防災ヘリコプターの安全運航体制の確立に向けた、知事の決意をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、南国市における開発許可制度の規制緩和についてお伺いします。南国市は、平成30年度に開発許可業務の権限が県より移譲され、市の抱える課題に対応した市街化調整区域の規制緩和を行ってきています。また、今年度には、集落拠点周辺エリアの立地基準の緩和により、地域コミュニティ機能の維持は図られたか、居住誘導区域への集住が進まず居住誘導区域から集落拠点周辺エリアへの転居が促進されるおそれはないかという論点の下、開発許可基準の緩和に関する検証が行われています。

私もその検証結果を拝見しましたが、先ほどの論点との整合性も取れており、平成30年当時県や関係市町が心配していたような緩和による影響は起きていないと感じました。他方、南国市南部の地域では高齢化が進み、人口減少に歯止めがかかっていない現状もあります。地元の方からも、このままでは集落の維持ができない

といった声も多く寄せられています。

そこで、既存集落を維持するためには、市街化調整区域内における開発許可基準のさらなる規制緩和が必要であると考えますが、県としてのお考えを知事にお伺いいたします。

次に、警察行政について、とりわけ公務中の交通事故や交通違反についてお伺いします。

まず、警察職員の公用車による交通事故についてです。頂いた資料によりますと、平成30年は人身2件と物損85件の合計87件、令和元年は人身3件と物損74件の合計77件、令和2年は人身2件と物損64件の合計66件となっており、近年は減少傾向にはありますが、この件数が多いと感じるのは私だけでしょうか。人間が運転しているのですから、当然ミスもあります。しかしながら、少しでも件数を減らす努力をし、限りなく件数をゼロに近づける努力は組織として必要かと思います。

そこで、これまでも事故をなくす様々な指導や教育など取組がなされてきているとは思いますが、今後公務中の交通事故を減少させるためにどのような取組をなされるのか、警察本部長にお伺いします。

また、警察職員の交通違反についてお伺いします。交通違反は交通事故と違い、自らの意思によって防げるのではないかと思います。公務中、公務外問わず一定数発生しているとお聞きしています。

そこで、過去5年間における警察職員による交通違反の発生状況について警察本部長にお伺いします。またあわせて、交通違反をなくするために今後どのように取り組まれるのか、警察本部長にお伺いいたします。

今回、警察職員の交通事故や交通違反について取り上げさせていただきましたが、県民から信頼される県警察になるためには、公安委員会も県警察と一緒にあって取り組んでいただき

いと思います。

そこで、本県警察の交通事故や交通違反の発生状況について、どのように認識されておられるのか、公安委員長の御所見をお伺いします。

それでは、たばこに関してお伺いします。

初めに、喫煙者の私がたばこに関して質問するというところに、正直戸惑う気持ちもありましたが、非喫煙者の方々からの要請もあり、今回質問をさせていただくことになりましたので、御理解を賜りたいと思います。

まず、本県のたばこを取り巻く環境について少し御紹介させていただきたいと思います。本県の葉たばこの耕作状況は、農家数55戸、面積93.6ヘクタール、販売高は約4億3,000万円です。たばこ耕作農家の方々には、増税や規制強化などの影響による、たばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を続けておられます。また、小規模なたばこ店では、近年の度重なる増税や規制などにより経営が悪化し、死活問題となっているとのことです。

そして、飲食業や宿泊業などのサービス業においては、改正健康増進法の全面施行により、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出などの対応が求められ、新たな負担が生じている現状です。また、飲食店では、店舗内に喫煙スペースを設けた場合、従業員であっても20歳未満は立入禁止となるため、アルバイトを雇うことも困難な状況になっているともお聞きしています。

他方で、たばこ税については国や地方公共団体にとって重要な財源であり、特に地方財政においては年間1兆円規模の貴重な財源として、長年にわたり多大な貢献をしています。本県においても、令和元年度の地方たばこ税収入は、県が約8億円、市町村は約49億4,900万円に上り、貴重な一般財源として大きく貢献している

と思われま。

このような本県の状況を鑑みたとき、そして改正健康増進法の目的である、望まない受動喫煙を防止するといった観点も踏まえ、たばこを吸う人と吸わない人が共存できるよう、もう少し取組を主体的に行うことが求められているのではないかと考えます。

そこで、これまで本県において受動喫煙の防止に向けた取組はどのように行われてきたのか、知事に御所見をお伺いします。

また、昨年12月10日に取りまとめられた令和3年度与党税制改正大綱においては、令和2年度に引き続き、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前、商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととするとされております。

加えて、本年1月20日に総務省自治税務局から発出された、令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等については、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいことと記載されています。

こうしたことから、本県においても今後は、たばこ税の一部を活用した積極的な受動喫煙の防止に向けた取組を行うべきではないかと考えます。一例を挙げれば、現在も多くの観光客が訪れている県有施設においても、喫煙場所すらない施設や灰皿だけを設置している施設があるなど、対策を取らないことで、かえって被害を助長することもあることから、望まない受動喫

煙を防ぐ取組が進んでいるとは言い難い状況だと認識しています。

そこで、まずは本県の取組として、多くの観光客が訪れる場所から、順次屋外分煙施設等を整備することに取り組まれてはどうかと考えます。また、今後は受動喫煙の防止に向けた積極的な取組が必要と考えますが、知事に御所見をお伺いします。

最後の項として、eスポーツについてお伺いします。

昨年2月定例会において、eスポーツの活性化について質問をさせていただきました。その際に知事からは、他県の取組状況などの情報も集め、県としてどのような関わり方ができるのか研究をしたいとの御答弁をいただきました。

この1年、県内では、岡豊高校のサッカー部の生徒がeスポーツの全国大会に出場、また城山高校に四国では初めてとなる部活動としてのeスポーツチームが発足するなど、県内高校においても新たな動きが出てきています。また、高知県eスポーツ協会と民間企業が共同運営によるチームを発足させるなど、徐々に広がりを見せてきているところです。

昨年12月4日には、本県主催による自治体職員向けのeスポーツに関するセミナーも開催させていただきました。その会の中で学校関係者の方から、実際にどのように学校で普及していけばいいのか分からないといった質問もございました。やはり県内の一部では広がりを見せているものの、普及するまでにはまだまだ時間を要すると感じたことでした。改めて、行政主導による計画や指針といった方向性を示すものが必要ではないかと考えています。

そこで、前回の質問から1年がたちましたが、本県のeスポーツの活性化に向けて県としてどのように取り組まれ、今後どのように関わっていかれるのか、知事に御所見をお伺いし、第1

問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けました生産者に対しまして、不安を払拭する取組や今後のさらなる支援策についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います飲食店への営業時間短縮要請によりまして、飲食店等の業務需要の多いシトウや花卉などの生産者の皆様には、大きな減収が見込まれております。お話にございましたシトウにおいては、昨年の春頃から販売価格は下降ぎみでありましたけれども、10月には例年並みに回復をし、堅調に推移をしておりました。しかしながら、昨年末からの感染再拡大に伴いまして、例年であれば市場取引価格の高値が期待をできる12月に前年比で48%と大きく下落し、1月においても53%と下落したままの状態が続いておるといふふうに承知をしております。

こうした厳しい状況でございますので、生産者の皆様が今後の販売価格の動向や次期作の経営に不安を抱かれていることは、私も承知をしております。

農産物の価格は、景気や消費動向、天候などの影響を受けやすく、そのことにより生じる需給の不均衡から価格が不安定となり、時に暴落をしたりすることもございます。そうしたことから、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和するために、シトウやナスなど主要な野菜におきましては、価格差を補填いたします野菜価格安定制度が設けられております。また、別の制度にはなりますが、先の価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクから農業経営を守る趣旨での、収入保険制度もセーフティーネットとして設けられているとこ

ろでございます。

県内の主要な野菜の生産者の多くの方々は、これらのセーフティーネット制度に加入されていますが、まだ加入されていない生産者もおられます。県といたしましては、まずは全ての生産者が何らかのセーフティーネット制度に加入をしていただけるように、JAグループや市町村とも連携をしながら、未加入の生産者に加入を促してまいりたいと考えております。

加えまして、今後も新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期的に続く場合には、生産者の皆様のお声をしっかりお聞きしながら、影響のある品目への必要な支援を検討してまいります。

次に、本県農業の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

高齢化などによりまして生産者の減少が続く中で、農業が産業として持続をしていくためには、しっかりとした基盤を構築いたしました上で、担い手を確保していくことが何よりも重要であります。そうした厳しい状況の中でも、これまでの産業振興計画の取組によりまして、新規の就農者数は平成20年に114人であったところ、近年は270人前後で推移をいたしております。また、農業産出額等は、平成20年の1,026億円から30年は14.7%増の1,177億円となっており、成果が現れてきたところであります。

一方、ウイズコロナ、アフターコロナ時代におきますコロナ禍を契機とした社会構造の変化に、本県農業を的確に対応させていくということも重要であります。このため、第4期産業振興計画のバージョンアップにおきましては、付加価値や労働生産性の高い産業を育むという大きな方向性の下で、農業におきますデジタル化を強力に推進してまいります。

特に、お話もございましたように、農家所得に直結する生産力を高める取組でありますNext

次世代型こうち新施設園芸システムの開発をさらに進めてまいります。具体的には、これまでの経験と勘に頼った農業から、生産情報や出荷データなどを分析、可視化して最適な営農を行いますデータ駆動型農業へと進化させてまいりたいと考えております。また、パソコンなどを用いていない小規模な家族経営体にもその効果がもたらされますように、JAなどの関係機関と連携をした営農支援体制を構築してまいります。

デジタル技術を活用しました農業は、経営の規模や形態を問わず、本県の農業全体の水準を引き上げていくというものでありますので、中山間地域の多い本県にとりまして、非常に有効な手法であるというふうに考えております。こうした取組を攻めの姿勢で推進するということによりまして、本県農業の強みと魅力を高め、地域で暮らし稼げる農業という大目標の実現を目指してまいります。

次に、営業時間短縮要請対応臨時給付金につきましてお尋ねがございました。

12月に要請を行いました営業時間の短縮は、第1波、第2波で打撃を受けた後の年末の書き入れどきに行うというものでもございましたので、幅広い業種の皆様方に甚大な影響を与えるものでございました。県内の事業者の大多数はもともと経営体力が乏しい小規模零細事業者でございますために、一日でも早く支援を行い、下支えをしたいというふうに考えたところであります。このため、専決処分によります給付金制度の創設を決断いたしました次第であります。

対象の業種につきましては、県内のお困りになっております事業者をできるだけ救いたいという思いから、宗教法人などを除く全業種という非常に幅広い形を選択いたしました。私の気持ちといたしましては、同じ30%以上売上げが減少したのであれば、農業者にも漁業者にもひ

としくこの給付金を支給したいという考えに基づいたものでございます。

また、これまでに事業規模や影響度合いに応じました支援を望む声も数多くいただいております。また、県議会の特別委員会でもそういった御議論をいただいたということもございまして、従業員規模に応じました新たな給付金を今議会に提案をさせていただいております。こちらの対象業種につきましても、同じような考え方の中で宗教法人などを除く全業種という位置づけとさせていただきます。

県では、これまで経済の回復に向けまして、まずは事業の継続と雇用の維持、次に経済活動の回復、そして社会の構造変化への対応というこの3つの局面に応じまして、様々な対策を行ってまいりました。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が先行き不透明でございますので、県内の経済動向を注視し、また事業者のニーズも伺いながら、必要な対策をしっかりと実施してまいります。

次に、予算の専決処分に対する考えと今後の在り方についてお尋ねがございました。

予算を伴います事業の実施に当たりましては、県議会に予算案を提出し、御審議をいただいた上で議決を賜ることが大前提、そして大原則であるということは、議員御指摘のとおりでございます。一方で、今回の新型コロナウイルス感染症の対応のように、感染拡大防止や県内事業者への支援の中で特に急を要する取組につきましても、県民や事業者への影響を最小限にとどめるという観点から、やむを得ず専決処分による予算措置を行わざるを得ない場合が生じることもあると考えております。

特に、御指摘の1月29日の専決処分は、経済的に厳しい状況にある事業者、特に小規模な事業者の方々に一日も早く支援を届ける必要があると考えまして、専決処分という手法を取らせ

ていただいた次第でございます。

今後につきましても、基本的な考え方としましては、専決処分を行うことは極力避けるべきだというふうには考えておりますが、県議会の御意見も伺いながら、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるべく、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県民の声をどのように聞き、施策に反映させていくのかというお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたように、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、多くの会合や懇親会が中止となりまして、私自身、県民の皆様と直接お会いをして懇談をする機会というのが大きく減っている状況であります。

こうした中、県民座談会「濱田が参りました」につきましても、駆け足ではございますけれども、全市町村で年度内に開催をさせていただきたいということといたしておまして、県民の皆様と対話をする貴重な機会となっております。2年目となります来年度からは、タイトルを「再び、濱田が参りました」とモデルチェンジをいたしまして、より深く具体的に地域地域の実情をお聞かせいただきたいというふうに考えておるところでございます。

具体的には、これまでの座談会に加えまして、様々な現場で頑張っておられる方々の現場を直接訪問いたしまして、その場でなければ実感できない課題、解決に向けた取組などを拝見し、またお話を聞いてまいりたいというふうに思っています。あわせて、その際には、感染症の状況にもよりますけれども、工夫もしながら可能な限り懇親会も開催させていただきまして、多くの住民の皆様と直接ざっくばらんな率直なお話をさせていただきたいというふうに考えております。

また、県民の皆様から忌憚のない御意見をお

寄せいただきます知事への手紙の制度では、コロナ禍ということもございまして、既に例年の3倍を超える1,000件以上の御意見を本年度いただいているところであります。こうした御意見は、私にとりましても、県民の皆様が県政に対してどのように感じているかというのを把握する上で大いに参考になっております。

今後も、こうした機会を通じて頂いた様々な御意見を基に、5つの基本政策をはじめといたしました施策のバージョンアップを図りながら、取組を進めてまいります。

次に、事前復興の観点から、公共施設等総合管理計画の見直しにおきます市町村の広域連携を図るべきではないかという点についてお尋ねがございました。

公共施設等総合管理計画は、個別施設ごとに作成をいたします長寿命化計画の内容もできる限り踏まえまして、令和3年度中に見直しを行うべきものとされております。また、その際には、必要に応じて、広域連携の取組を盛り込むことが望ましいというふうにされているところでもあります。

ただ、現状でこの計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を主たる目的といたしておりますので、本県の市町村で見ますと、長寿命化に係ります事業が全体の3分の1を占めていると、事業量で見ますとそういった状況でございます。ほかの柱といたしまして、施設の集約化、複合化がございしますが、これらについて言いますと、例えば宿毛市の小中学校の合築あるいは四万十市の複合文化施設整備、こういったものが上げられておりますけれども、いずれも現状では市町村区域内の複合化の取組にとどまっているということでございます。

一方、お話のございました事前復興の取組につきましましては、高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会を設置いたしまして、来年度中

に県としての指針を策定することとしております。この指針を基に、市町村が事前復興まちづくり計画を策定する際には、議員から御指摘もございましたように、広域連携の視点も踏まえた検討も加えられるべきものというふうを考えております。

このため、市町村に対しましては、今般の公共施設等総合管理計画の見直しに際しまして、事前復興の観点も踏まえて、周辺市町村との連携も視野に入れた検討を行うように助言をまいります。

また、もう一点御指摘がございました公共施設等適正管理推進事業債、地方債の制度でございますが、これにつきましては、本県市町村では新設からの4年間で約134億円の発行見込みとなっております。また、事業ニーズが非常に高い起債の一つとなっておりますのでございます。ただ、これもお話がございましたように令和3年度が期限となりますので、国に対しましては、対象事業や交付税措置の拡充と併せて、この対象期間の延長に向けて、市町村と連携をしまして政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、消防防災ヘリコプターの安全運航体制の確立についてお尋ねがございました。

御指摘ありました今回の委託運航への移行に伴いまして、消防隊員からは、要救助者をつり上げる際のホイスト操作を新たに担う必要があるということ、あるいは委託先との連携が大丈夫かといった不安を感じているとの声があったところでございます。

こうした不安を払拭するために、消防隊員が昨年10月から12月にかけて、既に委託運航を実施しております徳島県や香川県など7県の航空隊を訪問いたしまして、ホイスト操作などの研修を受けますとともに、委託運航による活動についての調査を行ってまいりました。

今年1月には民間航空会社との委託運航契約

を締結し、その後4月から実施をいたします操縦士の飛行訓練あるいは消防隊員のホイスト救助訓練の具体的な計画を策定するといった形で、現在関係者が一丸となって準備を進めているところでございます。

この3月末には、一昨年台風で被災をいたしました「おとめ」の後継機が配備をされることとなっております。その後は、この計画に基づきまして、実機による訓練を重ね、年内をめどに救急業務などから段階的に活動を開始したいと考えておまして、来年4月からは全ての航空消防活動を実施していく予定といたしております。

今後とも県民の皆様の安全と安心の確保に向けまして、消防本部との緊密な連携を図りながら、消防防災ヘリコプターの安全運航に努めてまいります。

次に、市街化調整区域内におきます開発許可基準の緩和についてのお尋ねがございました。

南国市では、平成30年に県から開発許可権限の移譲を受けまして、関係市町と調整を図りました上で、既存集落の維持のために、市街化調整区域の立地基準の緩和を行ったものというふうに承知をいたしております。2年が経過をいたしまして、南国市におかれまして規制緩和の検証をされた結果といたしまして、コミュニティーの維持が図られている既存集落がある一方、人口減少に歯止めがかからない地域もあったというふうにお聞きをしているところであります。また、短期間での検証でありますことから、人口動態や人口減少に歯止めがかからない原因が何かという点も含めて、引き続き調査をされていくという御予定だと聞いているところでもございます。

今後の対応は、この南国市の調査の結果次第ではございますけれども、この結果さらなる規制緩和が必要という議論になりましたら、都市

計画法の趣旨を踏まえまして、南国市が関係市町と調整をしていくというような運びになります。こうした調整が具体化をいたしました際には、県といたしましても、高知広域都市計画区域のバランスの取れたまちづくりが進むように、積極的に関わってまいりたいというふうに考えております。

次に、たばこに関連をいたしまして、これまでの本県の受動喫煙の防止に向けた取組の状況についてお尋ねがございました。

受動喫煙の防止に向けた取組につきまして、健康増進法の改正前までの時点におきましては、チラシやフォーラムの開催などを通じて、県民の皆さんに対しまして受動喫煙の害について広報いたしておりました。また、禁煙、分煙に取り組む施設あるいは店舗などを認定する事業を実施いたしまして、禁煙・分煙施設の拡大を図りまして、受動喫煙対策に取り組んだところであります。

そうした中、平成30年7月に法律が改正をされまして、望まない受動喫煙の防止を図るために、多数の者が利用する施設に対しまして、その区分に応じて施設の管理者が講ずべき措置が定められるということになったところでございます。

そのため、県といたしましては、原則屋内禁煙となる施設に対しまして、この改正法に基づき必要とされます対応や施設整備に対する支援などを周知・啓発してまいりました。とりわけ、事業継続への影響が大きい飲食店につきましては、喫煙専用室を設置する場合の条件などを周知いたしますとともに、一定条件を満たせば店内を喫煙可能とする経過措置の活用意向調査も行いました。さらに、必要に応じて福祉保健所が訪問いたしまして、助言なども行ってまいりましたところでございます。

法の全面施行となりました令和2年4月以降、

法で定めます義務に違反しているとして寄せられた通報は48件となっておりますが、そのうち福祉保健所から説明や現地指導を受けました施設につきましては、全て是正の依頼に応じていただいているという状況でございます。

次に、今後の受動喫煙の防止に向けた取組についてお尋ねがございました。

議員からお話ございました多くの観光客が訪れます施設には、健康への影響が大きい子供など、御家族も一緒に訪れる場合が多いということですので、望まない受動喫煙の防止に取り組むことは重要だと考えております。そのため、喫煙者に対しまして周囲の状況への配慮義務を周知することに加えて、施設の状況によりましては、屋外分煙施設を整備することも大切な取組だというふうに考えております。

こうした屋外分煙施設の整備に関しまして、総務省から地方のたばこ税を活用して検討していただきたい旨の通知があったということは御指摘のとおりでございます。この旨は2月の市町村税務担当課長会議で市町村に対しての周知は行っているところでございます。

一方で、観光施設は、屋外は規制の対象外でありますけれども、県有施設の多くでは受動喫煙対策を徹底いたしますために、あえて敷地内を禁煙とするなど法の規定以上の受動喫煙対策を取っております。こうして既に対策を踏み込んで取っている施設につきましては、法の趣旨を踏まえますと、新たに喫煙場所を設けるといった対応は避けるべきではないかというふうに考えますけれども、屋外に灰皿だけを設置しているというような施設につきましては、パーティションの設置を検討するというようなことによりまして、この受動喫煙防止の観点からの対応を行うように徹底をしております。

あわせて、民間の観光施設などにつきましても、法の趣旨を御理解いただきまして、適

切な対応を行っていただけるように、引き続き相談対応あるいは助言を行ってまいります。

こうした取組を通じまして、望まない受動喫煙の防止に引き続き努めてまいりたいと考えております。

最後に、本県のeスポーツの活性化に向けた県の関わり方についてお尋ねがございました。

eスポーツは、現在国内外で様々なイベントが開催されておりまして、我が国では成長が期待される分野として、経済効果や社会的意義などについて調査や検討が進められております。また、他県におきましては、競技会やイベントを主催する自治体が一部にございますが、多くは民間団体などが行います取組の側面的な支援や、今後の対応を研究している状況が見られるようなところでございます。

本県におきましては、議員のお話にもありましたように、競技会の開催のほか、学校での活動や民間団体と企業が連携をいたしました取組といった新たな活動が広がりつつあります。また、県におきましては、昨年12月にeスポーツによる地方創生と題しまして、理解啓発セミナーを開催いたしました。参加者からは、eスポーツに可能性を感じているといった御意見が多数ありましたが、一方でゲームやネット依存に関する理解と対策を求める御意見もあったというところでございます。

県といたしましては、現時点では、例えばスポーツ推進計画などの県の行政計画に、eスポーツを位置づけるべき段階にまでは至っていないというふうに考えておりますけれども、スポーツ課を全体の窓口といたしまして、関係課がおのこの政策目的達成に向けて、どういう形でこのeスポーツを活用できるかということを検討しながら、連携をして対応するという体制を取っております。

当面考えられる取組といたしましては、eス

ポーツを知っていただくための体験イベントの開催や、民間団体や企業が行う競技会の後援などが挙げられるところでございます。そうした取組を進める中で、まずは関係団体や学校関係者、障害者団体などから幅広く御意見をお伺いする場を設けたいと思います。その上で、行政としての関わり方の在り方、あるいは地域や経済の活性化につなげる手法などを検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** 本県における令和3年産米の需給対策についてお尋ねがございました。

令和2年産の主食用米につきましては、議員のお話にもありましたように、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらにコロナ禍の影響による業務需要等の低迷も加わり、昨年末の民間在庫量が例年以上に積み上がるなど、在庫の過剰に直面しております。国では、こうした状況を踏まえ、令和3年産の主食用米については、全国で過去最大規模の6.7万ヘクタールの作付転換を促す需給見通しを昨年10月に公表いたしました。

本県では、令和2年産の主食用米の作付面積は1万1,200ヘクタールであり、3年産の県の生産数量目標としている1万980ヘクタールを達成するためには、さらに220ヘクタールの作付転換が必要となります。生産が過剰になった場合には、米価の下落による稲作農家の経営悪化を招くおそれがありますことから、県としましては危機感を持って需給対策に取り組まなければならないと考えております。

このため、県では、国の需給見通しの公表前から、市町村やJA等と需給対策の協議を進めてまいりました。特に、飼料用米やWCS等の非主食用米の作付拡大が見込まれる地域を重点

地域に位置づけ、非主食用米の推進を強化しているところであります。さらに、令和3年度からは、国の水田活用の直接支払交付金を活用し、稲作農家と畜産農家が連携した飼料用米への取組に対し、10アール当たり1万3,000円を助成する県独自の耕畜連携加算を創設するなど、支援策の強化も図っております。

引き続き、稲作農家の皆様が将来にわたり安心して経営が続けられますよう、県、市町村、JA、そして稲作農家が一体となったオール高知による米の需給対策にしっかりと取り組んでまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○**商工労働部長(松岡孝和君)** 短期間や短時間の仕事の掘り起こしとマッチングについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で働くことができず、収入が減り厳しい状況にある方が、短期的な副業による収入を確保できれば、本人の生活が安定するばかりではなく、人手不足の解消にも資するものと考えます。さらに、円滑な労働移動にも寄与するものと考えるところです。

労働局にお聞きしますと、現状の仕組みで、こうした短期間、短時間での求人を受け付けることも可能となっておりますが、その利用は年間に数件程度であるというふうなことでございました。御指摘のように、行政支援の窓口につながっていない方が求職者のみならず、事業者にもいることが考えられます。

県では、雇用対策協定を労働局と締結して、雇用施策を効果的、一体的に実施しており、来年度もこの協定に基づき、連携しながら課題に対応していくこととしております。コロナ禍の今、御提案のあったようなマッチングを行うには、国の既存のスキームを生かすことが有効な手だてと考えます。このため、お話のありまし

た他の自治体の取組についても情報収集しながら、課題などについて労働局と話し合っておりま

す。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 県民の皆様
の地産地消をいま一度進めるための取組についてお尋ねがありました。

コロナ禍により外商活動が厳しい状況を踏まえま

すと、大きなダメージを受けている県内の飲食店や旅館、ホテル、生産者などを支えるためには、県民の皆様が一丸となって地産地消を推進していくことが重要です。そのため、官民協働で推進する高知家応援プロジェクトにおきまして、県産品の購入や県内観光を促進するキャンペーンを実施しますほか、テレビCMや新聞広告を通じ、県民の皆様

に地産地消を呼びかけるメッセージを発信することで、県全体の大きなうねりを巻き起こしたいと考えております。

また、コロナ禍の今だからこそ地産地消という機運を高めていくためには、まずは私たち県職員が率先して行動すべきとの思いから、昨年12月に県職員発テイクアウト応援宣言を行いました。その一環として、先月から県庁内で定期的にテイクアウト料理販売会を実施しており、出店した飲食店の皆様からは、県庁がそこまでしてくれるのかという驚きの声とともに、大変好評をいただいております。本日は、まさに第3回となります、テイクアウトの日であります。17時15分からの45分間、本庁1階玄関ホールがテイクアウト会場にさま変わりし、大いににぎわうこととなります。

私は、我が事ばかり考える世知辛い世の中であって、こうしたアイデアを出し実践していく、そうした職員がおりますことを誇りに思いますし、県経済全体から見れば僅かなことかもしれませんが、知事を先頭に、困っている県民の皆様

組織でありたいと思っております。

さらに、議員の指摘にもありましたGo To Eat食事券につきましても、試験的に県庁内での出張販売を行ったところ、予想をはるかに上回る販売につながりました。こうした取組について、市町村や民間企業でも実施していただきますことで、大きな応援の力につなげていきたいと考えております。

県内の感染は、年末年始と比べますと落ちてきてきているとはいえ、昨日は9人の感染者が発生するなど、今なお感染の収束が見通せない状況にあります。引き続き、県民の皆様

の間に地産地消の機運が醸成されるよう努め、厳しい状況にある県内の事業者、生産者を全力で応援してまいります。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) 本県における統合型GIS導入の取組と市町村との共同利用についてお尋ねがありました。

統合型GIS——地理情報システムにつきましては、本県では全国に先駆け平成14年度に導入をしております。しかしながら、月間600から700件のアクセスに対しまして、費用が年間1,500万円余りと割高であったということなどから、平成17年度を最後に運用を中止した経緯がございます。

現在は、防災マップや森林、道路の管理など7つのシステムについて、統合型ではなく、業務ごとに個別の地図情報を活用して運用しております。このうち、森林情報管理システムにつきましては、議員からお話がありました市町村との共同利用を行っておりまして、これら7つのシステムのランニングコストにつきましては、年間700万円弱というふうになってございます。

一方で、全国の状況を見てみますと、総務省の調査によりますと、統合型GISを導入している自治体は、令和元年度時点でござい

れども、都道府県では25団体と約半分、市区町村では1,019団体と約6割となっております。市区町村のほうが導入割合が高いのは、固定資産税とか地籍に関する業務など、地図情報に様々なデータを重ねて、各部署で共同利用する固有の業務が多いということが要因ではないかと考えております。

こうした統合型GISを導入している都道府県では、市町村との共同利用によりまして経費の削減に取り組んでいる事例もございます。また、本県が以前に導入した当時と比べますと、民間事業者による地図情報サービスの提供なども充実をしてきているところでございます。

このような状況も踏まえまして、平成14年当時と比べますとコストパフォーマンスも相当上がっておりますので、改めて利用されます県民の皆様が目線に立ちまして、本県での地図情報の効果的な活用方法につきまして、市町村との共同利用も含め、県庁全体のデジタルシフトを進める中で研究をしてみたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) ワクチン接種での自治体職員と地域の医師や看護師との連携を今後の施策に生かせないかとお尋ねがございました。

一般的に市町村は、医療政策や保健所を所管する県と比べまして、日頃の活動において医療従事者や医療機関との関係性は少し薄い傾向にあると考えられます。一方、このたびのワクチン接種においては、その市町村が実施主体として中心となって、現在地域の医師会などの関係団体と連携して医師や看護師を確保するなどして、安全に、そして安心して接種ができる体制の準備を進めています。

この一連の取組を通じて市町村職員からは、地元医師会ら関係団体とこれまで以上に関係を

深める機会となっている、通常業務では接することのない医療関係者とのネットワークができつつあるといった声をお聞きしておりまして、これまで以上に地域の医療関係者との距離が縮まっていることがうかがえます。また、今後本格化してまいりますワクチン接種事業を通して、お互いの顔が見える関係づくりが一層進み、距離感がなくなることで、さらに関係性は深まっていくものと考えています。

そのように、市町村と医療関係者との間で強い関係性が構築できると、平時における地域住民の健康づくり活動をはじめ、南海トラフ地震などの有事の際にも協力が得られやすくなり、大きな効果が発揮されることが期待できます。そうした、いざというときに備え、今回の機会を通じて得られるよい関係性が、今後災害医療救護訓練の場などにおいても継続して生かされていくよう、市町村と共に取り組んでまいりたいと考えています。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) まず、公務中における警察職員の交通事故を減少させる取組についてお尋ねがございました。

御指摘のあった公用車による交通事故件数は、警察職員が後方から一方的に追突された事故など過失割合がゼロの事故や、タイヤが道路の縁石に接触した事故など、具体的な損害が生じていない事故なども含まれており、賠償責任が生じた事故は例年20件程度となっているところでございます。しかしながら、交通事故が犯人追跡中や現場臨場の際に発生すると、治安の確保にも大きな影響を与えるほか、交通事故の発生そのものが県民からの信頼を失うおそれがあるということも認識しているところであります。

県警察では、こうした事故を防止するために、冒頭申し上げたように大きな事故に至らない事案についても本部長まで報告をさせており、組

織的にチェックをし、安全運転への注意が散漫にならないようにするとともに、ふだんから交通事故防止に向けた教育を各警察署等において繰り返し実施しているところでございます。

次に、公務中における警察職員の交通違反の発生状況と防止の取組についてお尋ねがございました。

公務中の交通違反につきましては、年間7件程度発生しているところでございます。交通ルールに反する行為は、場合によっては交通事故に結びつくものであり、これを減らしていくことは重要なことであると考えております。一方で、不慣れた土地における標識を見落とすなど、交通違反の多くは過失によるうっかりから生じるものでございます。職員も人間である以上、これをゼロにするということは困難であるというふうに認識しているところでございます。

警察職員に対して、このような過失による違反を減少させるべく、安全運転に関する教育を繰り返し実施しているほか、私的な交通違反であっても、職員が日常運転していると考えられる場所における、交通規制を熟知していると思われるような場所における交通違反については、厳しく指導をしているところでございます。

県警察においては、県民の信頼に応えるためにも、警察職員による交通事故、交通違反ともに可能な限り減少させていく必要性を認識しており、今後とも職員に対する効果的な指導を繰り返し実施してまいります。

(公安委員長小田切泰禎君登壇)

○公安委員長(小田切泰禎君) 県警察の交通事故や交通違反の発生状況を踏まえた公安委員長としての認識と所見についてお尋ねがございました。

まず、交通事故に関してであります。警察の活動は、犯罪の捜査や交通の指導取締りをはじめ、街頭でのパトロール活動など、日常的に

公用車両を使用する業務が多岐にわたり、また県民からの110番通報を受けて現場に急行するほか、犯罪性のある逃走車両を追跡するなど、緊急走行を要するケースも多くあります。緊急走行においては、いち早く現場に向かうことと、安全に走行することの二面性を持ち合わせていることから、交通事故発生の危険性が高くなっているものと認識をしています。

このため、事故防止のための運転技術の向上は不可欠であり、県警察としましても、車両を使用した実践的な運転訓練を中心に、継続的な指導・教養を行っているところであります。

警察職員による公務中の交通事故や交通違反が一定数発生していることについては、本部長から答弁があったとおりでありますが、警察職員に求められる現場への緊急走行や交通違反の取締り等への対応を考えますと、これらの発生をゼロにするのは難しいものの、できる限り少なくする取組が必要であると認識をしています。

こうしたことから、公安委員会としましても、県警察が実施する職員への交通安全の指導について実効性が上がるように、定例会議等の場において協議、確認をするなど、県警察と共に対応することで、県民の信頼を損なうことがないように努めてまいります。

○7番(田中徹君) それぞれに丁寧に、また思いの籠もった御答弁をいただきました。ありがとうございました。あともう少し加えて2問をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど警察本部長から、交通事故、また交通違反についての御答弁をいただきましたけれども、交通事故等ですよね、実際に年齢であつたり、またその所属先であつたり、業務の内容であつたり、しっかり分析をした上で、その傾向をつかみながら対策をやっていくことが、減少させていくためには必要ではないかなというふうに感じております。しっかりその対策

として、まず検証がなされているのかどうかということも含めて、警察本部長にお伺いをさせていただきたいと思います。

そして、eスポーツについてですけれども、今後eスポーツ、高知県にどう普及するかということでもあります。先ほどは、全然話は違いますが、産業振興部長からさぐく県庁の職員の皆さんの率先した活動のテークアウトのお話がありました。私としては、例えばですけれども、県庁の職員さんに募集して、eスポーツの県庁チームをつくってはどうかというふうなことも考えております。この県庁内でチームをつくってはどうかということに対して知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○警察本部長（熊坂隆君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

事故等の分析等についての御質問でございますけれども、年齢等、所属等による分析というのはしておりません。ただ、事故の形態から見て同種の事案を起こすようなもの、例えば地域のパトカーが事故を起こした場合には、それはほかの所属でも起きるだろうということであれば、そういった事故を起こさないように、各所属のほうで指導を徹底するようにしているところでございます。

○知事（濱田省司君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

県庁の中には、職員によりますスポーツのクラブとかサークルが10種類を超えるものがあるというふうにお聞きをしています。ソフトボールとか野球、釣り、ボウリングというようなことございまして、そういったクラブには共済組合からの活動費の支援というようなこともあるというふう聞いております。私自身は、どの職員がeスポーツに詳しいかというのは今つまびらかにしませんけれども、議員からそういうお話もお聞きしましたので、もしそういうこ

とであれば、業務命令という話ではありませんけれども、そういったことを考えるのも面白いのではないかと思いますから、しかるべき方法で声をかけてみたいというふうに思います。

○7番（田中徹君） 非常に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

知事、こんなときです。もちろん時と場合をわきまえることも必要でありますけれども、時には気楽に職員の皆さんと一緒に笑ったり冗談を言いながら、気を抜くことも必要ではないかというふうに感じております。高知を元気にするために、みんなで力を合わせて明るく前を向いていきたいと思います。

今年度3月をもって退職される岩城副知事はじめ多くの職員の皆様方に心からの御礼を申し上げます。私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

20番森田英二君。

（20番森田英二君登壇）

○20番（森田英二君） 議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入ります。

まず初めに、昨年2月以降のコロナ禍の中で、昼夜も問わず医療現場の最前線で奮闘して下さっています多くの皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

また、今も治療中の方々や、手当てのいかなく亡くなられた多くの方々に対し、心からお悔

やみとお見舞いを申し上げます。

あわせて、飲食業界や旅行・ホテル・旅館業界をはじめとする事業者の方々、そしてまた今回のコロナ禍によって、経済的に大変大きな打撃を受けておられる県民の皆様に対しましても、その御苦勞と御奮闘に心から敬意を表します。

その上で、今後の対策につきましては、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息に向けて、議会挙げて全力で取り組んでまいります。

知事は先日の所信の中で、本格始動だったはずの今年度が、コロナ禍で守りの一年になってしまった、しかし来年度からはデジタル化とグリーン化とグローバル化を軸に、攻めに転じるとおっしゃいました。我々は、そんな濱田県政を全力で支えていきます。新年度からはまた県政の好転、発展に共に頑張ってみましょう。

さて、これより質問に入るわけですが、これまで多くの議員の仲間から、新型コロナ感染症対策をはじめ、その他の県政課題につきまして、いろいろな切り口で御質問がありました。今日の午前中にも田中議員から南海トラフ地震の質問がありましたが、私からも本県の当面の重大かつ根幹的な県政課題であります南海トラフ地震対策のうち、津波に備えるという視点で順次お聞きをしてみたいと思います。

悪夢のようなあの東日本大震災から、もうすぐ10年がたちます。10年前の3月11日は、2月定例会がちょうど開会中でありました。速報で知り、控室のテレビで見たその光景は、真っ黒な津波に次々とのまれていく家や農業用のハウス、そして目前に迫ってくる津波から逃げようと必死に走り回る人や車、そして堤防を横向きに乗り越えてくる操作の利かない漁船の様子などでございました。しかし、それはまさに東北地方で今起きている、想像を絶する現実の光景でありました。それを見ていると、いざ津波が来たそのときには、もう誰も何もできないとい

うことを思い知らされました。

あれから日がたち、我に返って思うことですが、あれと同じ光景がこの高知でも、あと5年、10年、15年のうちに必ず起きるということでもあります。大変失礼な言い方になるかも知れませんが、テレビ中継でじかに見たあの光景に勝る教訓はありません。

知事は、あの事態にやがて遭遇する本県の最高責任者であります。知事は、あの映像をどのように見られ、感じられたのでしょうか。やがて来る南海トラフ地震に立ち向かう決意を、まず知事にお伺いいたします。

また、本県の将来にあの映像を重ねたとき、危機管理部長はあの光景から何を学ばれて、今後の取組への教訓とされたのでしょうか、お聞きいたします。

東日本大震災から10年がたちますが、連日のテレビ、新聞の報道によれば、10年たった今も、まだまだ復興途上の様子が伝えられています。東日本大震災では、直接死が約1万5,900人だったのに対し、その後の災害関連死は約3,800人に上ります。また、熊本地震では直接死が約50人だったのに対し、その後の災害関連死は約220人。そして、阪神・淡路大震災では直接死が約5,500人だったのに対し、災害関連死が約900人います。これらの数字からは、震災後の生活がいかにつらく、厳しい生活だったかということがうかがえます。私は、こうした災害関連死の方々の多くは、もし自宅が壊されていなかったら、あるいは津波でやられていなかったら、救えていた命だと思います。

長期にわたる避難生活や仮設住宅でのしんどい暮らしに加え、日頃生活していた隣近所がなくなったことも要因の一つでしょう。人って一人では生きていけません。先日見た震災関連のテレビ番組では、被災後の苛酷な避難生活にも注目をしていました。その番組によると、被災

するまで全く健康だった人も、最初の避難所である体育館からホテル、そしてホテルから仮設住宅と続く避難生活で、ストレスをため眠れない日が続き、次第に体調を崩していったということでありました。

東日本大震災のあの現実や、その後の映像から私たちは多くのことを学びました。それは、一旦津波が襲ってしまったら、地域はもう元の姿には戻らないということです。その教訓として、平時の今こそ、考えられる全ての対策をとことん事前にやっておくことが、最大の防御だと改めて知りました。

つまり、自分が長年住み慣れた家を失ったことが、全ての不幸の始まりになると思いました。家を失った結果、心が弱り、体が病み、災害関連死に行き着きます。ですから、災害関連死の最大の防御とは、住み慣れた自分の家を絶対に失わないことに尽きると思います。家を失う前の今、もう一度この基本を考え、かなり遅い対策にはなっただけでも、家を失わないことに個人も行政も、それぞれに今万全の対策を取るべきだと考えます。

例えば、自分の意思で津波が来ないところに転居をする、あるいは行政からも転居を積極的に仕向ける、あるいはまた行政が公営住宅を今からでも次々と用意をして、そこに移り住んでもらう、行政は全力でその方向に努力をし、そして最大限の支援もする、それに尽きると私は思います。

しかし、今だから言えることかもしれませんが、2008年の高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例にしても、2009年に制定されて何度か改定を繰り返してきた南海地震対策行動計画にしても、津波に関しては家はなくなってしまうことを前提に、早期避難ばかりに意識がいていたように思います。防災の基本中の基本である津波に襲われる場所には住まない、

つまり家を失わないように暮らすという大原則が少しぼやけてしまっていたのではないかと思います。

命を救う応急の対策として、津波からの逃げ場所のない平地には避難タワーが、裏山があるところには避難場所がその裏山に、ほぼ出来上がりました。そして、家やビルの耐震補強も順調に進んでいます。避難経路にあるブロック塀の補強対策などを除けば、すぐに命に関わる当座の緊急対策は、ほぼ仕上がりつつあります。とすれば、ここらでやっぱり防災の基本に立ち返り、残された時間を有効に使って、津波が襲うところには住まない対策に真剣に、そして早急に取り組むべきだと思いますが、どうでしょう。

喫緊の命対策が一区切りついた今、ここらでしっかり基本を見据えて、津波が襲う場所には県民を住まわせないという抜本対策に立ち返り、そこを再検討すべきではないかと思いますが、どうでしょう。県民の命と同じぐらい大切な家を津波で失わせないこと、今ならまだ、あと少しだけ時間があります。知事に御所見をお伺いいたします。

東日本大震災の翌年、平成24年8月に内閣府は、次の南海トラフ地震では全国で最大32万3,000人が死亡するという想定を発表しました。高知県でも4万2,000人が死亡するという、この衝撃的な想定に数字には激震が走りました。しかし、このことで本県の本格的な地震・津波対策が一気に加速したようにも思います。今から8年半前のことです。

その後、国の支援などもあって、あっという間に114基の避難タワー、そして1,445か所の避難場所を完成させるなど、対策が大きく進みました。家の耐震補強などを含め、命を救う対策はひとまず大きく前進しました。このように逃げる準備はほぼ整いましたが、今なお非常に多

くの人が津波の浸水想定区域内に暮らしています。このままだと、命は助かっても、その次に大きな家財産の全てを失うことにもなり、災害関連死に向かうことにもなります。この膠着状態をどう解決するのか。とにかく浸水想定区域内には暮らさないという防災の大原則を、今真剣に考えることです。

この壮大な難問題を少しずつでも解決に向かわせるためには、この課題の解決策に優先順位をつけてそれを明らかにすることで、県民にも協力をしてもらわなければなりません。そうした課題と手順を当事者である県民と共有することで、残されたこの超難題に、議会も連携して取り組んでいきたいと思えます。この課題は、県民を広く巻き込んでいかないと解決はできません。

浸水想定区域内には暮らさないという、この大きな大きな課題の解決に向けて、これからどう前に進めていくのか、危機管理部長にお聞きいたします。

先日も東北地方で再び震度6強という大きな揺れがありました。そこで、私は10年前の震災で知り合いになっている宮城県亘理町の方と岩手県大船渡市の方に、地震見舞いの電話をしました。この2人はさきの津波で自宅を流され、今は高台に自宅を構えて移り住んでいます。そのときの話ですが、2人とも揺れはひどかったけれども、今の自宅は高台にあり、津波の心配がないことから、落ち着いて行動が取れたと話されました。高台生活の絶大な信用が、この経験者の話からも裏づけられたのであります。

その話を聞いていて、高知新聞の8年前の高台移転の特集記事のことを私は思い出しました。その記事とは、土佐清水市郊外の小4と高1の子供が語ったこんな話でした。市の中心部の高台に引っ越せたらいいなあ、津波怖くないし、友達もたくさんいるしというものです。子供た

ちの両親は2人の気持ちを十分理解しながらも、今の低地で暮らしを続けるしか手はなく、子供たちへの返事も、お金も要るんで、すっとはいかん、宝くじが当たったらねと言ったというものでした。

この小学生が住んでいる土地は、過去の歴史の中で何度も亡所を繰り返している土地だと記事の中には書いてありました。行政は、将来ある子供たちのこうした細かい声にも、もっと真剣に耳を傾けて、安全対策に取り組んであげてほしいと、その記事を読んで改めて心からそう思いました。

そこで、思ったことですが、土佐清水市には、年のうちめったにしか使われないと思われる高台の広大な敷地が、既に別事業で市街地のすぐ裏山に整備されて出来上がっています。一方、そのグラウンドのすぐ隣接したところには、別の高台が整備され、学校をはじめとした公共の施設が建ち始め、個人分譲用の土地も整備されていました。でもその戸建ての用地は高級感がありました。

あのすぐ隣の、めったに使われない広大な広場に、市営の高層住宅や事前復興の住宅などを今すぐ建てて、安価に入居できるように整備してあげたら、一般市民はどれほど喜ぶことでしょうか。今なら、地域ごとごっそりそのまま、そっくり無傷で高台に移せます。高台に引っ越した後の下の宅地は、整地をして多目的グラウンドに使えばいいんです。寝るのは上の高台、海沿いの低い土地は仕事場とグラウンド、東北の入り江でも今はこうした使い方が常識となっています。

これを8年前のこの議会で私は提案しました。すると、知事のお答えは、国費が当たって、いわゆる別事業で既に出来上がっている土地を、用途外に換地することは非常にハードルが高い、でも命を救える広大な土地が今すぐにあります。

こを使えとすれば、そしてもう時間がないことを考えると、それは取り組む価値のある大変いい提案だと言ってはくれましたが、既に8年がたちました。

私の見た限りでも、県内の海沿いのあちこちの少し高台の安全な場所に、引っ越しに適当な出来合いの用地は見当たります。ところが、高台移転適地として条件のそろったそうした出来合いの土地は、同じく国の補助事業で出来上がっているものや、民間の事業倉庫などといった用地であります。厳しい交渉が想定されます。こうした適地探しは市町村で行い、そして用地の交渉は県も一緒になって前に出る。とにかく急いで出来合いの土地を探すなどして用地を取得する。そして、それに続けて高台移転にもっと必死になって取り組まなければなりません。

集団移転は、ほかの方法に比べて非常に効率のよい津波対策ですから、家財産を全部失ってしまったからでは絶対に遅いんです。もう時間があまりありません。ですから、急がないと間に合いません。

つい3日ほど前にも、地元新聞の「声ひろば」欄に、海沿いの保育園の園児の母親から土佐市長宛てに、保育園の高台への移転は一体いつになるんですかと、悲痛な母親の願いが掲載されていました。浸水想定区域内にある海沿いの集落ですから、このような声が出るのも当然です。また、そんな危ない保育園に大切な赤ちゃんを預けているのですから、お母さんは必死です。

ですから、県は市町村と共に、一歩も二歩も前に出てあげて、高台適地の交渉をするなど、集団での高台移転に向けて、少ない軒数ずつでもいいから、早急に取りかかるべきだと私は思うんですが、このような考え方や取組について知事の御所見をお聞きいたします。

次は、海沿い集落の人たちの避難場所のことでお聞きいたします。高台への移転や浸水区域

外への移住が、津波の襲来までに間に合わなかった地区の住民は、突然の激しい揺れとともに、着のみ着のままの姿で山の斜面につくられた避難場所に向けて、一目散に駆け上がるようになります。雨宿りをする建物など何ひとつない山の斜面で、真っ暗な冬の寒い日、冷たい雨も降っている中、そこで約半日を過ごします。その後、津波が引いたのを確認して下に下ります。さっきまで寝ていた家はもうそこにはありません。東北の津波被災地の、あの日のことを思い出してみてください。一瞬にして、誠にむごたらしい姿になりました。今度は高知県の沿岸部があのようになります。

卑近な例を出して申し訳ないのですが、私の住んでいる土佐市の新居という集落の約1,500人と、隣の宇佐町という集落の約4,500人は、L2規模の津波で全員が家を失います。宇佐と新居にも小学校や中学校、そして海洋高校などもあり、それぞれに校舎や体育館もありますが、L2津波が来れば全てが流失するか大きく浸水します。ですので、津波が襲った後で山から下りてきたとしても、入れる建物はただの一軒もありません。6,000人全員が行き場を失います。周囲は多分瓦礫の山です。道はもちろん、歩く場所さえなくなっていると考えておかなければなりません。しかし、現在の山の斜面の避難場所には、疲れ切ったお年寄りの人たちが横になる場所どころか、足場も悪くて、お腰を下ろすところさえありません。もちろん建物などは一切ありません。

その斜面で、雨の降る寒い中、そこで木にかまって半日、避難訓練のたびに、お年寄りには階段がきつ過ぎて、半分以上の人が最後まで上れていません。また、お風呂や食事は我慢しても、たちまちトイレに困ります。少しぐらいの備蓄はあるにしても、6,000人となるとパニックです。また、Wi-Fiなどの通信環境がな

いと、そんな避難場所から災害対策本部に対して、救援のお願いや避難場所の情報などの連絡が取り合えませんので、その避難場所は陸の孤島ということになります。

その上、新居の高齢化率は43%、宇佐は47%です。避難者の大半が高齢者です。一方、県では今、市町村を越えた広域避難計画を考えてくれているようです。でも、その前にこうした貧相な避難場所のこともしっかり見直していただけないと、避難所に行く前に、また広域避難をする前に、多くの方が死にそうです。言えば、今の避難場所は、あのとき慌てて、逃げ場所対策として取り急ぎ整備をしたもののようには思えません。せっかく助かった命ですが、座るところさえない斜面の避難場所では、命のたせようもありません。

もう一度、山の避難場所については、そこを使う人の目線で再点検をしていただければと感じています。そのときには地区民の声も直接聞きながら、現地も見て、避難スペースなどの適正整備に、もう一段の取組を進めてもらいたいと思うのですが、危機管理部長にお伺いします。

次は、被災後に生活を始める仮設住宅についてお聞きいたします。仮設住宅は、津波で家を失った人たちのために、被災後しばらくしてから建て始められるという印象があります。体育館などの緊急的な避難所の次がここになるわけです。不便で不自由で、プライバシーもない緊急的な避難場所の体育館などからすれば、仮設住宅とはいえ、そこは天国と言えます。ですから、私はいつもテレビで見るたびに、一刻も早い仮設住宅への住み替えを急いであげてほしいなど祈る気分です。

そんな仮設住宅を早く建設してあげたいと頑張る行政の取組も伝わってきています。完成すれば、仮設とはいえプライバシーも守られることで、まずは心の平安を取り戻せます。そうし

た不自由な避難所暮らしの時間をできるだけ短くするために、平時の今から備蓄への取組も始めてくれていると聞いています。

ところで、備蓄にはどのようなものが含まれているのでしょうか。仮設住宅の建物資材のほかに、電気やガスや水道などの設備機器も含まれているのでしょうか。仮設住宅を建てるための用地は、どこまで想定して準備をされているのでしょうか。また、そうした資材は、県下のどこに用意をされるのでしょうか。資材置場が遠過ぎれば、被災後の道路事情を考えると、想定どおりの対応ができるのかも心配です。また、県下一円に広く被害が出ることを考えると、仮設住宅を建てる時点で、大工さんなどのマンパワーが確保できるかどうかにも心配です。こうして考えていると、資材は備蓄したものの、被災後に建てる仮設住宅って、絵に描いた餅に終わるのではないかと不安が堂々巡りをします。

そこで、土木部長に、速やかに仮設住宅を提供するための供給計画と、それに基づいた現在の取組状況についてお聞きいたします。

さて、次はいわゆる宏観異常現象とよく言われる、地震の前に起こるいろいろな出来事について考えてみたいと思います。まずは、その兆しをいち早く察知できれば、やがて起こるであろう地震に対して、危険な場所から一時避難をするなど身構えることもできるし、被害を相当小さくすることもできると思います。命に関わるような大災害には、できれば誰も遭いたくはありません。しかしながら、高知県に住む限り、先人の世から100年ないし150年に一度の割で大地震がずっと繰り返されてきています。そして、先人たちがそのたびに後進の私たちに向けて様々な教訓を残してくれています。

また、本県以外の地にも、こうした大規模な地震の発生前に、日頃は見えない、聞かない異常な出来事が起こっているようでもあります。そ

うした異様な出来事に真摯に向き合い、調べることで、災害から身を守ろうと研究している科学者や大学教授も数多くおられます。

科学的にはまだ解明はされてはいませんが、起きた事象は全てが事実であることは間違いなく、捏造などではないことは言うまでもありません。技術のほうが進んでいないのだと、86年前に亡くなった物理学者、寺田寅彦博士もこのように言葉を残しています。確かに、今はまだ地震の予知はできないとされています。しかし、これまでの数々の予兆現象を詳しく研究し解析をすることで、信じた者は救われたといった現象が起こるのではないかと私は思っています。

そこで、こうした思いを持った私たち有志は、地震学会の会員でもあり「南海地震は予知できる」の著者でもある中村不二夫氏を会長に、南海トラフ地震直前予知連絡会というNPO法人を立ち上げて活動をしています。個人の会費と僅かな寄附、そして海面水位の不規則変動を調査するために、県から漁港岸壁の使用許可をいただくなどの協力ももらって、異変の観測を地道に続けているんです。また一方では、これまで実際に起こってきた地震直前の異変や出来事、さらには先人の教訓などを広く県民に知らしめることで、減災に貢献したいと考えて活動を続けています。

ではそこで、これまでどんな異常なことが大地震前に起こってきていたのか、あるいは言い伝えがあるのかなど、並びは不同ではありますが、ほんの少し一部をお聞かせしたいと思えます。

まず初めに、東北地方の河北新報という新聞に載っていた記事で、東日本大震災の前日の異変をお話しします。3月10日、宮城県気仙沼市のある地区の69歳の住民が、激しい海鳴りの音とけたたましいキジの鳴き声を2回ずつ聞いて

いた。地区では、経験的に海鳴りの音の後にキジが鳴くのは地震の予兆とされていた。朝7時半と10時半に激しい海鳴りの音とキジの鳴き声を聞いたので、身構えていたが、その日は何事も起きなかった。2回ともすごい音と鳴き声で、近所でもこんなことは初めてだと話題になったものの、その日は地震は起こらなかった。でも、その翌日あの大地震が起きたということであり

ます。この海鳴りとキジの過去例は、地域の古い文献にも共通していて、地震の前兆現象として度々登場してきています。海鳴りに限らず、地鳴りや爆発音、大砲音などという言い方で、地震発生前に起きた音の現象が昔から数多く記録として全国に残っています。阪神・淡路大震災の前にも、神戸市内では謎の爆発音が多くとどろいていたという報告もあります。

また、平成21年の静岡駿河湾地震でも、地震発生の1週間前から相模湾で大砲のような音を聞いたという話もありますし、関東大震災の前には、何か月も前から大砲音を聞いたという文献もありました。同時に、100日前からは動物の異常行動も目立っていたといえます。2万2,000人以上の人が亡くなった明治29年6月の明治三陸地震津波の前にも、海鳴りの報告は地元新聞に度々取り上げられています。

また、キジの鳴き声については、数多くの文献に地震との因果関係が記されていて、危機を知らせる鳥として考えたほうがよいとあります。それは、明治初期の1874年、長野善光寺地震の貴重な前兆記録にも残っていました。地震の数日前から付近で数多くのキジが昼夜けたたましく鳴き続け、うるさくて眠れず困り果てて、何か起きるのではないかと言い始めた矢先、地震が起きたということです。その地震での死者は1万人でした。キジはめったに鳴かない鳥だということですので、これも異様な行動として役

立つ情報と言えます。

100日前ぐらいから動物の異常行動が表れ、そして30日ぐらい前からは海や川で魚の異常行動が表れ、数時間前からは土地があちこちで傾き始め、箱根などでは温泉が濁ったということです。そうです、これはあの関東大震災の直前の前触れでした。こうした情報を取りまとめたのは、日本大学で地震の予知研究をしている力武常次教授です。当時の旧制中学や女学校に通っていた900人余りから調べ上げた有効な情報だということです。

また、関東大震災などの大地震の前に異臭がしたという記録も枚挙にいとまがありません。また、私の聞き取り調査でも昨年末、宇佐の井尻地区の入り江で65歳ぐらいの男性が、昭和21年の昭和南海地震直前のことについて、もう亡くなった母が、地震の前にこの入り江から変な臭いがよくしていたとしきりに言っていたという話を教えてくれました。ほかにもまだまだ今の科学では解明できない異常現象が、大地震の前の前兆として全国に多くあります。

現在、県では県民から通報のあった各種の異常現象をホームページで紹介しています。このことについても、もう少し積極的に向き合い、その情報を掘り下げるようにすれば、価値ある情報につながるかもしれません。

そこで、県は情報を単にもらうだけでなく、詳細を聞き取るなど、情報の信頼度を上げるために、追跡などをされてはどうでしょうか。今後の県の取組について危機管理部長にお聞きします。

平成24年の私の予算委員会質問や、平成29年12月の下村議員の定例会の質問でも、県からは宏観異常現象情報の活用について、前向きな答弁をいただいております。そのときには、こうした情報があれば広く県民にお伝えしていきたいし、周知や公表の方法も工夫していきたいと、

当時の危機管理部長が答弁をされています。そこまでの思いが県にあるのであれば、もう少し力を入れてもらって能動的に活動してほしいと願っています。

例えば、こうした情報を積極的に提供してくれる意思のある人を、県下一円で掘り起こして配置し、もっと県下広く、そして多角的な情報も収集したいものであります。一例として、海面の変調や魚の異常行動、あるいは海水の流れや濁り、そして海水の異臭などの情報は、漁協を通して漁師の方に協力をしてもらえます。また、酪農家の人には乳牛の搾乳量に変化がないか、ひづめのある動物は、特に地面の振動には敏感なんです。私が全国の動物園の飼育担当から聞き取った話の中でも、地震前にキリンが走り回ったとか興味ある反応も随分ありました。養鶏農家の人には、鶏の産卵量に変化はないかなどなど、県から県民に対して積極的に情報の提供をお願いしてください。

そこで、県民の命を大きく救うことになるかもしれないこういった地震予知の貴重な情報を積極的に収集し、分析をすることについて危機管理部長に再び所見を求めます。

先ほど紹介させていただきました「南海地震は予知できる」によれば、地震の直前10日から1週間ぐらい前には、海面水位の急激な変動や海水の流れ、さらには異常な豊漁、海水の濁りや悪臭の発生、また海底の変動など、海岸部ではとても顕著な海洋の異変が起きていることが明らかになっています。

そこで、県下の沿岸の急激な潮位変化の察知には、県主導でカメラを設置して、水位の自動監視をされてみてはどうでしょうか。もちろん既に設置されている国や県所有の潮位計も活用しますし、さらに追加して県下の漁港などに水位計を追加で整備をします。そして、モニターカメラも併せて設置することで、異常潮位を遠

隔で監視、観測できるようにして、もし異常が起これば警告音も鳴るようにします。

御提案として、こうした一連の機器の設置と計測、解析を民間に委託して予兆を監視するのはどうでしょうか。これも危機管理部長にお聞きいたします。

さてそこで、過去の事例や伝承を基に、いつ頃どのような場所で地震の予兆となる現象が起きてきたのか、もっと詳しく調べてみる価値があると私は思います。皆さん、孕のジャンというのを御存じでしょうか。さきに話しました海鳴りと同じ現象だと私は思うんですが、高知新聞社発行の山田一郎著「南風帖」には、寺田寅彦博士も交えた随筆の中で、孕のジャンがどこでどのように地鳴りの音を発しているのかなど詳しく記されています。

私は、45年ぐらい前に、以前勤めていた会社で浦戸湾によく釣りに行っていた上司から、湾内でジャンが鳴ったらすぐに津波が来るき、陸に上がらないかんという話を聞かされてきました。昭和10年に亡くなった寺田博士は、その本の中で、この不可思議な問題を説明できるものとして、地質学者として地殻のひずみを上げ、地球表層岩石の内部で小規模な地滑りを起こして地鳴りという現象を生じているのだろう。寺田博士は今から100年ほど前に、今後数十年のうちにはまた南海地震が起こり、その前後にはこの孕のジャンが再び鳴るだろうとの予言を書き残してくれていました。その後、昭和21年12月21日には昭和南海地震が起こり、その際にも孕のジャンは鳴っています。

地元学者の研究や警告、これに類する資料などもたくさん存在します。ここまでの述べてきたことを全部実行したとしても、たかだか知れた経費しかかかりません。私は、過去の言い伝えや先人が残してくれた教訓などを今こそ活用して、今後に備えるべきだと考えていますが、

今後の取組について危機管理部長に再びお聞きをいたします。そしてまた、今後こうした異常現象が数多く報告された場合に、予知情報としてどのように活用するのも併せてお聞きをしておきます。

あまりにも有名なこの警句、「天災は忘れた頃にやってくる」を最初に唱えた人は寺田寅彦博士であります。災害に備えたこうした警句は、南海地震を繰り返し受けてきた本県には、碑文や言い伝えの中に数多く残っています。碑文には、地震の経過や津波の到達点を書き留めたもの、そして犠牲者を悼む文言などが生々しく刻まれ、今も神社などに多く残されています。前兆現象として港が干上がり、ウナギが幾らでも取れたというものや、本震の前に大雷鳴のような異様な音がとどろき、大地を震わしたという文字もあります。また、人々が、はいながらやつと家を出て、何とか山にたどり着き、命を取り留めた様子を詳述したものなどもあります。その上で、宝物が家に残っていても家に取りに帰ってはいけないと教えています。

今から1,150年前の平安時代に、宮城県の東松島市を襲った貞観地震の碑には、ここより下に住むなと後世の私たちに教を残してくれています。ほかにも東北3県には津波石碑が300基あり、そのうちの198基には碑文が刻まれ、そのうちの約6割には津波の予兆や住み場所に関する教訓が彫られています。その多くは、地震があったら油断するな、地震があったら高いところに集まれ、津波に追われたら高所に上がれ、低いところに家を建てるななど、今もそのまま通用する教訓がいっぱいあります。もちろん本県にも沿岸を中心に、心して聞かないといけない数多くの金言があります。こうした値千金の言い伝えを今こそ感謝を持って受け取り、県民に広く知らしめるべきだと思います。

そこで、こうした数多くの言い伝えを今風の

アニメで短編物として制作し、テレビの各局で毎日放映を繰り返し、県民への啓発に活用してはどうかと考えます。こうすることで、やがて来る巨大地震に対する意識をさらに植え付け、今度の津波には県民挙げて備えるんです。県では今「南海トラフ地震に備えちょき」という冊子を配布しています。また、NHKでは、南海地震一口メモを放送してくれています。

そこで、私の提案はもっとビジュアルに、まんが王国・土佐ならではの漫画風のアニメで、短編物を数多く制作してはどうでしょうか。それを毎日毎日放映して啓発に活用するんです。「まんが日本昔ばなし」などをイメージしています。知事に御賛同いただき、高知の漫画文化をうまく活用して、巨大津波への啓発を行ってほしいと願うものですが、ここは知事に御所見を賜ります。

先日の知事の提案説明の中でも、また昨年9月の地域福祉部長の私への答弁の中でも、親世代と同居、近居する世帯に対し、本県でも新しく支援を開始する旨の所信が表明をされました。大変喜ばしい御提案であります。この施策は必ずや、これからの長い時間の中で、少子化の解消や学力の向上、そして若い人たちへの安心生活の後押し、果ては高齢者の幸せ生活にまで広く貢献をしていく施策だと私は信じています。とてもよい施策を御決断されたと、心から喜んでいきます。

この施策で出生率も上がり、人口減少に歯止めもきつとかかって、いい傾向が続くことだろうと思います。県勢の活性化は、やはり県人口が全ての大本です。ここで言う県勢の勢は勢いであることは言うまでもありません。知事の所信にもありましたとおり、この施策を使って少子化対策の一層の充実強化に取り組んでいきましょう。

私はこの施策、他県に遅れたスタートである

ことを考えると、新婚世帯に限らない制度の運用を望むものですが、今後の具体的な取組について地域福祉部長にお聞きいたします。

最後に、岩城副知事が今年度末をもって副知事職を辞する覚悟だとお伺いをいたしました。9年3か月間という超長期の副知事在職でありました。産業振興推進部長時代から本県の成長期に手腕を振るわれた御貢献とその御功績は計り知れず、余人をもってなせることではありません。その分、やりがいもあったでしょうし、御苦勞も多かったことであろうとお察し申し上げます。

一昨日のことです。県庁を卒業していった元庁議メンバーからこんなラインが私に入りました。尾崎知事の頃、知事の逆鱗に触れて激しく怒られた後副知事は自分の部屋に私を呼んでくれて、後は俺に任せろと引き取ってもらったこと、多くの部局長がそんな体験を持っています。みんな感謝しています。その分は議場で褒めてやってくださいと書かれていました。ここでお伝えをしておきます。

そんな優しくて頼れる岩城さん、副知事職を9年余り、そして県庁に46年、今去来する県庁時代の思い出は山ほどあろうと思います。そんな思い出や、これからの県政への期待などがありましたら、副知事からぜひお聞かせいただきたいと思います。

緊張の第一線での長い長いお勤め、本当にありがとうございましたし、大変お疲れさまでございました。心からお礼を申し上げます。そしてまた、これからも一層御健勝で過ごされて、県政へのアドバイスやエールなどもよろしくお願いを申し上げます。

これで1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 森田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南海トラフ地震に立ち向かう決意はどうかというお尋ねがございました。

東日本大震災が発生した際、私は消防庁で予防課長として勤務をしておりました。発災の直後から消防庁内の危機管理センターに泊まり込みで災害対策の指揮を取りまして、全国の救急部隊を福島県に動員いたしまして、被災された方々を搬送するオペレーションに当たっておりました。センターのモニターで見ました繰り返し押し寄せる津波、それによる火災、津波が引いた後の跡形もなく流されてしまった市街地の惨状、これらはとても現実とは思えない光景で、今でも鮮明に覚えているところであります。

東日本大震災では、甚大な津波被害などによりまして、東北地方を中心に2万2,000人余りの死者、行方不明者が発生するという未曾有の災害となりました。発生から間もなく10年がたとうとしておりますけれども、あの災害により多くの貴い命が失われましたこと、そして今なお被災地では多くの方が苦しんでいるということを、私たちは決して忘れてはなりません。

令和元年12月に本県の知事に就任させていただいて以来、東日本大震災の教訓や、当時副知事として対応いたしました大阪北部地震での私自身の経験も生かしながら、県民の皆様の命と暮らしを何としても守るという強い決意で地震対策に取り組んでまいりました。

本県では、この10年間の取組により、様々な対策が着実に進んできておるのは議員からも御紹介があったとおりであります。しかしながら、依然として多くの課題がございます。引き続き、スピード感を持って取組を進めていく必要があります。今後も、想定死者数を限りなくゼロに近づけていくということに加えまして、速やかな復旧・復興を可能とするように、全庁を挙げて全力を挙げてこの南海トラフ地震対策を推進してまいります。

次に、津波が襲うところには住まわせるない対策についてお尋ねがございました。

住宅を被災前に高台に移転をし、津波の来ないエリアにお住まいいただくということによりまして、1つには命だけでなく財産を守ることできます。2つには避難者を減少させることもできます。また、3つには復興に要する住民や行政の負担の軽減につながります。また、そして何よりも住民の皆様に安心して暮らしていただけるということになります。こうしたことから、こうした取組は非常に重要な意味を持つというふうに考えております。

一方で、過日、坂本議員にもお答えいたしましたように、被災前に住宅の高台移転を行うためには、この国の制度に大変課題が多いということがございます。住民合意が必要だ、また住民負担が大変多額に上ると、こういったことの課題がございます。そういったことから、被災前の事業の活用が全国的に進んでいない状況があるということがございます。

そのため、県といたしましては国に対しまして、こうした高台移転に関わります新たな制度の創設などについて要望、提言をいたしているところでございます。こうした制度を踏まえて、地域におきまして被災前に高台へ移転したいと機運が高まってきた場合には、県といたしましても具体的な支援についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、既存の適地を活用した集団の高台移転に関しましてお尋ねがございました。

高台移転をする上で公共用地を活用する場合には、用地取得の必要がございませんし、また一定の整備が既にされているということはございますので、造成工事の期間を大幅に短縮できるといった大きなメリットがあるというふうに考えております。一方で、例えば都市公園と既にされている地区を活用するということになり

ますと、国の補助金の返還、代替地の確保、用途変更などの手続が必要になりまして、ハードルが高くなるという側面がございます。

一方、民有地を活用する場合には、造成工事の期間を短縮できるという面ではメリットがありますけれども、進入路などのインフラ整備が新たに必要となるといったこと、用地取得が必要となるといった、こちらについてもやはりハードルもあるということがございます。

そして、その用地をいずれの場合に求めるといたしましても、先ほど申し上げましたように、国の高台移転の制度、集団移転の制度を活用する上で住民負担の問題など、これも多くの課題があるということがございます。

そうしたことにつきましては、制度面の改善を図っていくという努力も必要であります、まずは各市町村におきまして事前の復興まちづくりの計画を策定していただくというのが、片方の手順としてぜひとも必要だと考えております。このために検討会も設けまして、県としての指針を策定し、市町村にこのまちづくりの計画を策定いただく、そして住民の皆さんのコンセンサスをでき得る限り早期に形成をしていただくということを意図しているところでございます。

そうした事前復興まちづくりの計画を策定した上で、地域におきましてこの計画のコンセンサスの下に、被災前に高台に移転したいという機運が高まってきた段階で、この実際的な取組に進んでいく、またそれと相まって、ただいま申し上げましたような国の制度に代わります改善が求められるというような段取りになるものと考えております。

最後に、高知の漫画文化を活用した啓発につきましてお尋ねがございました。

本県におきましては、地震の発生から避難所での生活、仮設住宅への入居までを被災者の視

点で描きました地震啓発用のドラマ「その日、その時・・・」を平成28年度に制作をいたしまして、ホームページなどにより公開をいたしております。このドラマは、現在ユーチューブで約400万回再生をされておりますほか、県内外からDVDの貸出しの希望もあるといったことで、大変多くの方に御覧をいただいております。こうしたことから、県民の皆様に取り組んでいただきたいことを動画でストーリー形式でお伝えしていくということは、非常に効果的な取組であるというふうに考えております。

こうしたことから、昨年度から津波からの早期避難あるいは水、食料の備蓄の必要性などにつきまして分かりやすく説明をしましたショートアニメを制作いたしまして、これをラインを使って配信するといった形で、若年層を中心とする啓発にも取り組んでいるところでございます。

さらに、幅広い年代を対象に啓発を行っていくというためには、テレビアニメも有効だと考えておりますが、特にテレビアニメということになりますと、多額の費用を要するというのが課題になりまして、費用対効果の問題というのをクリアしていく必要があるというふうに考えております。

こうした状況でございますので、まずはこれまでに制作したアニメを各種イベントなどで活用して啓発効果をはかっていくということ、あわせて来年度実施いたします県民意識調査などにおきまして、アニメによる啓発の県民ニーズなどもまずは把握をしてみたいと思います。その上で、御提案のありましたまんが王国・土佐の取組、こういったものとのタイアップの可能性も含めまして、アニメーションの制作などについて検討してみたいと考えております。

私からは以上であります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長（堀田幸雄君） まず、東日本大震災からの学びと教訓についてお尋ねがございました。

東日本大震災の発生時、私は道路課の課長補佐として、自分の机で執務をしていました。東北地方で大きな地震が起きたことを速報で知り、その後テレビに映し出される津波の映像に、これは現実のことだろうか大きな衝撃を受けたことを覚えています。

約1年後、国から黒潮町における海岸線での津波高が全国最大の34メートルになることが示され、その直後から課長として南海トラフ地震対策に取り組んできました。その際、まず念頭に置いたことは、想定される最大クラスの津波にもしっかりと向き合わなければならないということ、そして津波という圧倒的な自然の力から県民の皆様の命を守るためには、できることは何でもしなければならぬということでした。

それを踏まえまして、地震・津波対策に抜け落ちがないように、多岐にわたる被害シナリオを想定し、それに対する対策を考えること、地震対策は県だけで取り組むことはできないため、市町村や県民の皆様に行っていただく対策も県が主導的に取り組むこと、こうした視点から行動計画を取りまとめ、命を守り、助かった命をつなぎ、生活を立ち上げる対策に取り組んできました。今後も、地震対策を進めていく上では、こうした視点を大切にして取り組む必要があると考えています。

次に、浸水想定区域内には暮らさないという課題についてお尋ねがございました。

先ほど知事からもお答えしましたように、住宅を被災前に高台へ移転しておくことは、住民の皆様のお命と財産を守ることができるなど、非常に重要な取組であると考えております。このため、まずは市町村に事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでいただくこととしています。

県としましては、来年度中には市町村が計画づくりを進めるための指針を策定することとしており、その後、沿岸19市町村の皆様との勉強会などを通じて、計画の必要性などについて認識を深めていただくこととしています。

今後、実際に市町村に計画を策定していただく中で、高台移転の必要性の認識が高まり、被災前の移転についても考えてみようという地域も出てくるのではないかと思います。市町村が事前復興まちづくり計画の策定に取り組むことが、被災前の高台移転の機運を高めるきっかけとなることを期待しています。

次に、避難スペースなどの適正整備についてお尋ねがございました。

避難場所において避難者が体調を崩すことなく一定時間滞在できるようにしておくこと、また外部との連絡手段を確保しておくことは、助かった命をつないでいくために大変重要です。

このため、市町村では避難場所に水やトイレ、防寒用アルミシートのほか、照明、雨よけ用のブルーシートなどの資機材の整備を進めています。しかしながら、地形が狭隘であることや倉庫の設置などについて地権者の同意が得られないこと、管理上の問題などにより十分な整備が進んでいない場所もあります。

また、避難場所に通信設備の整備を進めている市町村もあります。例えば、高知市では避難者のスマートフォン本体のWi-Fi機能などを活用し、スマートフォン間をリレーする形で安否情報を外部に伝えるアプリを導入しており、また土佐市では、電波のふくそうが少なく、信頼性の高いMCA無線を中心とする避難場所に設置し、その他の避難場所との間はトランシーバーでつなぐことで、外部との連絡が取れる通信環境の整備を進めています。

こうした避難場所への資機材等の整備を進めるため、今年度、県と市町村で公的備蓄検討会

を設置し、避難場所における資機材の整備について検討を進めています。年度内には整備方針を決定し、その後市町村にはこの方針に基づき、資機材の整備を進めていただきたいと考えています。

また、避難スペースや高齢者の避難における課題などについては、地域で行われます避難訓練に県の地域本部も参加をし、市町村や住民の方々から実情をお聞きした上で、市町村と連携して対応を検討してまいります。

次に、宏観異常現象に関する情報についてお尋ねがございました。

宏観異常現象は、現在のところですが、科学的根拠や統計的な裏づけなどによる地震との因果関係について解明はされていませんが、過去には実際に地震の前に、地鳴りや井戸の水位の変化などが起きたことが報告されている事例もあることから、軽視してはならないと考えています。

このため、県では、平成25年度から県内の宏観異常現象に関する情報収集を開始しており、令和2年度までの8年間で計38件の情報提供がありました。提供された情報の中では地鳴りが最も多く19件、気象現象に関するものが10件、その他は動物の異常行動に関するものなどでございました。

これまで提供されてきた情報の中には、日時、場所などの具体的な情報が不足しているケースも見られるため、今後は必要に応じて情報提供者に聞き取りを行うなど、より具体的な情報を収集してまいります。

次に、地震の予知につながるかもしれない情報の収集・分析と急激な潮位変化の監視についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

宏観異常現象について、より多角的な情報収集を行うことにより、多くのデータを蓄積して

いくことは、将来的に異常現象と地震発生との因果関係の解明に寄与することも考えられます。しかしながら、現状では宏観異常現象と大規模地震発生との関係について科学的知見が乏しく、いまだ学術研究機関において研究途上の段階でございます。このような段階においては、行政機関である県が主体となって、積極的に情報の収集や機器の設置、計測、解析などを実施することは、今の時点では難しいと考えております。

県としましては、現在情報を収集していることにつきまして、改めて広く県民の皆様へ周知し、積極的に情報を提供していただくことで蓄積を図ってまいります。

一方でございますが、国においては、DONET、N-netと言われる地震・津波観測システムを整備しております。紀伊半島沖から室戸岬沖までのDONETは既に完成しており、地震計、水圧計等により地震・津波を常時観測、監視しております。足摺岬沖から日向灘のN-netにつきましては、令和5年度の完成を予定しております。これにより、南海トラフ地震の想定震源域全域に、地震・津波観測網が構築され、地震の揺れは陸上の観測点と比べ最大20秒程度、津波の発生は最大20分程度早く検知することが可能となるため、県民の皆様が、より早く揺れや津波から身を守ることができるようになると考えています。

最後に、先人が残した教訓と、県に報告された情報の活用についてお尋ねがございました。

まず、県では先ほどまで申しましたとおり、現在起きている宏観異常現象について情報収集を行っておりますが、先人が残してくれました教訓など、過去の大規模地震時の宏観異常現象に関する情報は収集しておりませんでした。今後は、宏観異常現象に関する情報を幅広く蓄積するために、過去の南海地震の際に見聞きされた異常現象に関する情報についても、市町村や

専門家の皆様等の協力を得ながら、広く収集を
してまいります。

次に、数多く報告された異常現象を予知情報
として活用することにつきましては、国におき
ましても現在の科学的知見からは、確度の高い
地震の予測は難しいとの見解を示していますこ
とから、現時点では難しいと考えております。
一定期間内に特定の情報がもし集中した場合
には、研究機関に相談しました上で、住民の
皆様に周知するといった対応を検討してまい
ります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 仮設住宅の供給計画
と、それに基づく取組状況についてお尋ねがご
ざいました。

大規模災害が発生した場合において、被災者
に仮設住宅を早期に供給することは、避難生活
の負担軽減と、一日も早い復興に重要な役割を
果たすものと考えております。

このため、県では、速やかな仮設住宅の提供
に向け、災害発生の当日から、県、市町村、事
業者団体等の各事業主体が迅速に行動できるよ
うに、初動対応や建設候補地の被害状況の把握
方法などを時系列に沿って取りまとめた、応急
仮設住宅供給計画を策定しております。

この計画では、仮設住宅としては、まずはす
ぐに入居ができる民間賃貸住宅を借り上げて供
給することとしており、空き家物件情報を速や
かに抽出、共有する仕組みを不動産関係団体と
連携して構築しております。

次に、民間賃貸住宅の借り上げで不足する分
については、仮設住宅を建設することとしてお
ります。現在、全国組織である一般社団法人プ
レハブ建築協会や、一般社団法人全国木造建設
事業協会などと災害協定を締結しており、全国
各地から、建設に必要な設備機器を含む建
築資材や技術者を広く調達できるものと考えて

おります。

また、地元事業者による木造仮設住宅の建設
にも対応するため、林業振興・環境部と連携し、
県内製材工場の製品である木材を流通させなが
ら備蓄材として確保、管理し、発災時には速や
かに供給できる体制の確立に取り組んでおりま
す。現在、500棟分の木材を確保することを目
指し、宿毛市や四万十町で進めているところで
す。

さらに、救援部隊や支援物資に加え、建築資
材や技術者を円滑に受け入れられるよう、道路
啓開計画を策定し、国や一般社団法人高知県建
設業協会などの関係団体と実動訓練を毎年行う
など、実効性を高める取組も進めております。

今後も、発災後の生活再建が一日も早く遂げ
られるよう、仮設住宅の供給体制強化に努めて
まいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 3世代同居・近
居施策の今後の具体的な取組についてお尋ねが
ございました。

本年度実施しました県民意識調査では、子育
て世代が親世帯と同居、近居を始めたきっかけ
として、結婚が最も多くなっております。また、
結婚に踏み切れない理由として、経済的な要因
が挙げられております。

こうしたことから、支援を希望する方の結婚
や将来的な3世代同居・近居を後押しするため、
結婚新生活支援事業を実施する市町村に対し
て、来年度から県単独で支援することとしてお
ります。具体的には、新婚世帯が親世帯と同居
または近居を行う場合に、1世帯当たり15万円
を上限に、家賃や引っ越し費用などの上乗せ補
助を行うものです。

県としましては、引き続き3世代同居・近居
を支援する様々な情報をホームページに掲載す
るとともに、来年度はこの事業も含め高知家の
出会い・結婚・子育て応援団企業へお知らせす

るなど、広く広報してまいります。また、より多くの市町村にこの事業を実施していただけるよう、個別に訪問するなど働きかけてまいります。あわせて、事業を実施していく中で、市町村や県民の皆様の御意見をお聞きしながら、よりよい制度となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 県庁時代の思い出や、これからの県政への期待などについてお尋ねがございました。

入庁してから約43年間、様々な出来事がありました。今から思えば楽しい充実した日々を送らせていただきました。特に、最後の12年間は、それまでの自分の仕事ぶりから予想もしなかった産業振興推進部長、副知事を拝命し、厳しいながらもやりがいのある仕事をさせていただきました、何事にも代え難い日々でございました。

その間、一緒に仕事をさせていただいた尾崎前知事、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策や本県の課題に真正面から立ち向かい、必ず目標を達成するという強い意志の下、力強く歩みを進めてこられました。こうした県勢浮揚に向けた尾崎前知事の強い思いを体現すべく、県庁職員は日夜必死に頑張り続けてくれましたし、こうした積み重ねた経験が県庁にとって大きな財産になったと考えています。

そして、この財産を生かしながら、これからも新しい時代の流れや社会構造の変化を見据えた県政運営を進めていくことが求められており、濱田知事の下、県庁は職員一丸となって、引き続き果敢に取り組んでいただきたいと思います。

人口減少や中山間対策など、本県の抱える課題はじっくり腰を据えて取り組んでいかなければなりません。だからこそ県民の皆様の視線に立ち、納得をいただける県政運営を職員一人一人が意識する必要があります。濱田知事から職

員に向けた最初の訓示の中でも、透明性のある県政運営が共感の県政を実現する上で不可欠であるとお言葉がありました。これまでの県政運営においても、その根底にあるのは公明正大で、かつ正直に情報公開を徹底するということがあったと思います。県庁組織としてその基本を今後も貫き通していただきたいと思います。

○20番(森田英二君) どうもそれぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。確かに、力を入れてお話をさせていただいた宏観異常現象、ハードルがね、おっしゃった、聞いたとおり、制度のハードル、お金のハードル、確かに非常に厳しいものがあります。特に3世代同居・近居の話も言えば毎回少しずつ前へ向いて進んでいく。今日も3世代同居も随分と内容の説明もいただきました。ありがとうございます。

そして、何回も何回も言ううちに、やはり我々の気持ちに通じて制度、政策になり、予算がつきというようなことも分かってきました。どうか一緒になって本音の御要望ですので、私の個人の話以外にも地域の声を私たちは持ち寄っておりますので、どうかしっかり政策に体现をさせていただきたいと思います。

副知事の御退職の話は正面から申し上げましたが、ほかにもここの議場メンバーが6人おいでるし、出先機関にもおいでるし、警察にも学校職員にも随分公務員がおられまして、今回我々と一緒に——我々は特別公務員ですが、一緒に県民のことを思って仕事を進めてきた皆さん、大変お疲れさまでございました。地元へ入れば60歳、まだまだ若手ですので、しっかり地域になじんで、地域の柱になってさらに一層御活躍をされますように心から祈念を申し上げまして、一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議

令和3年3月5日

事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から8日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月9日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月9日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時9分散会

令和3年3月9日（火曜日） 開議第6日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 古 谷 純 代 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第6号)

令和3年3月9日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例議案	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条	第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案

- 第 65 号 南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 67 号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 68 号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 69 号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 70 号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 71 号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 72 号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 73 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 74 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 75 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 76 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 77 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 78 号 都市計画道路はりまや町一宮線防

災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

- 第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問(一問一答形式による)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題

とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

横山文人君の持ち時間は40分です。

11番横山文人君。

○11番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。また、本日から始まります一問一答のトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きします。

知事は、今議会の提案説明におきまして、この一年は新型コロナウイルス感染症という誰もが経験したことのない難題に全力を傾けて対応した言わば守りの一年であったと振り返るとともに、来る令和3年度はピンチをチャンスに変えるべく、これまで準備を進めてきた各施策を実行に移す攻めの一年にしたいと力強く述べられました。大いに御期待を申し上げます。

濱田知事が守りの一年と言われた令和2年度、本県は国に先駆け、県単独による融資制度の創設を皮切りに、地産地消や観光のキャンペーン、また県内の飲食店への営業時間短縮要請協力金や、飲食店の取引先をはじめ外出自粛などの影響を受けた幅広い事業者を支援する県独自の給付金等、あらゆる支援策を矢継ぎ早に繰り広げ、今議会には従業員規模に応じた新たな支援策も上程されております。

このように、濱田県政は、コロナ禍の中、事業の継続と県民の雇用を守るため、必要な対策をタイムリーに講じてきており、その結果、多くの県内事業者や従業員の方々の生活が守られたものと感じております。知事はじめ県、市町村の皆様のお労苦と、協力要請に御協力いただいた県民、事業者の皆様、そして医療・保健関

係者の皆様の御努力に心から感謝と敬意を表する次第であります。

そうした中、これまで知事自身が先頭に立ち、県民や事業者の皆さんへ感染拡大防止と社会経済活動の両立をお願いしていく中で、様々な思いを抱かれたことと存じますし、記者会見での涙の訴えは、県民の心を強く打つ大変印象深いものでありました。

そこで、コロナ禍という難局を共に闘ってきた県民に対する知事の思いとはどのようなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○知事（濱田省司君） コロナウイルスへの対応に当たりましては、これまで、いわゆる不要不急の外出の自粛の要請、あるいは飲食店などに対します休業あるいは営業時間の短縮、こういった形で様々な御要請を県民の皆さんに申し上げてまいりました。県民の皆さんに御不便をおかけし御負担をおかけする、我慢を強いる形になりましたことを非常に心苦しく感じておるところでございます。

とりわけ、お話のありました年末の第3波の感染拡大におきましては、特に県内の御高齢の方々から、本来であれば年末年始にお子さん、お孫さんの帰省を楽しみにしている、帰ってきてほしいと言いたいだけけれども、こんな高知の感染状況ではとても帰ってきてくれとは言えないと、帰ってこいとは言えないというようなお話を聞くにつけ、本当に私自身、胸が痛む思いをしたところでございます。

ただ、こうした形で言わば高知県が一丸となって感染防止に努めていただいたおかげもありまして、最近では感染状況は一定の落ち着きを見せているというふうに思います。これは、県民の皆さんの御協力のおかげということでございまして、今後も県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、また寄り添いながら、県民の皆さんと共にこの難局を乗り越えていきたいという決意をい

たしているところであります。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

また、そうしたコロナ禍にあって、国民の意識や行動変容がもたらされたと言われております。とりわけ地方への関心が高まり、本県もこれを好機と捉え、人の流れを強力に呼び込むための施策を講じることとしております。

一方、コロナ禍を契機とした意識や行動変容は何も都会だけでなく、地方である本県においても県民の意識や行動に変化が出ているのではないかと感じております。例えば、これまでのコロナ禍においては、他県との往來を控える中で、県が積極的に取り組んだ県内観光や地産地消のキャンペーンに多くの県民が参加した結果、これまでは身近なものとしてあまり振り返ることのなかった地元の食や自然、人といったふるさと高知の魅力を再発見したのではないのでしょうか。また、非常事態宣言が再発出された都市部と比べ、田舎暮らしの安らかさ、心の豊かさに深く思いをはせた県民の方々も多く存在するのではないのでしょうか。

そうした中、今年1月に開かれました令和2年度高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を傍聴した際、若者定着には郷土愛が大切であるとの意見が出され、私も大変共感したところであります。まさに総合戦略の目標である、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」を目指すためには、コロナ禍により、一層醸成されつつあるこの郷土愛を、若者の定着に生かしていくことが重要であります。

そこで、年度末に改定を行う第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略へ、これまで以上に郷土愛の育成とその取組を位置づけるべきと考えますが、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 本県の地方創生を実現していくというためには、若者の県内定着は出生

率の向上とともに非常に重要なポイントであると考えております。そのために、ただいま御指摘がありました若者の郷土愛の醸成と申しますのは、例えば県内就職の促進あるいは地域に貢献する人材の創出などにつながる非常に大事な取組だというふうに考えております。この点は、御指摘もありましたように、地方創生の総合戦略推進委員会でも御指摘をいただきました。

これまで、教育大綱の下、小中学校では副読本などを活用した郷土愛の醸成を推進してまいっておりますし、高等学校では探究学習あるいは課外活動なども実施するという形で取り組んできております。こうした具体の取組において、とりわけ高等学校の記述が今回の総合戦略の中では必ずしも十分でないという御指摘をいただいたところでございまして、その点は私としても御指摘の御趣旨は十分理解できるところでございます。

このため、今回の改定は年度末に行いますけれども、こうした特に高等学校におきます郷土愛の育成といった点をしっかりと盛り込みますとともに、若者の県内定着を図るための様々な取組との相乗効果が出るように、こういった観点から、本県の地方創生の実現につながりますよう一層の取組を推進してまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） どうもありがとうございます。

また、コロナ禍を契機として、あらゆる分野のデジタル化が進もうとしております。菅首相は、今年1月の施政方針演説においてデジタル庁の創設に触れ、改めて国全体のデジタル化を推進すると述べられました。また、令和3年度の地方財政計画にも新たに地域デジタル社会推進費が2,000億円計上されるなど、国と地方が一体となった取組が進もうとしている中、本県におきましても、令和3年度県政運営のキーワー

ドにデジタル化を掲げ、本県のデジタル化を積極的に推進することとしております。

そのような中で、デジタル化により住民サービスを向上させたり、地域地域の課題解決や産業振興を図るためには、基礎的自治体である市町村のデジタル化を推進していくことが不可欠と考えます。昨年12月、総務省が発表した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割が極めて重要とし、推進体制の構築のため、都道府県による市町村への支援が明示されております。

他方、市町村のデジタル化の推進には、マンパワーや技術の不足など課題も多いと考えられますが、県内市町村のデジタル化を推進するための県の役割とはどのようなものか、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 国のほうでは、昨年末に、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定されましたが、本県ではこれに先立ちまして、昨年3月に行政サービスデジタル化推進計画を策定し、県、市町村が一体となりましてデジタル化に取り組んでいくという方向を明らかにいたしております。さらに、県民サービスの向上を最優先課題といたしまして、今月中にこの計画をバージョンアップし、特に御指摘もありました住民に身近な行政機関であります市町村への支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

特に来年度は、例えば電子申請システムの共同利用でございますとか、研修などを通じました先行事例の横展開に取り組むといった形で、市町村の行政デジタル化の核としての役割を県が担っていくと、そういう決意でおります。加えて、これを行います具体的な体制の面でも、情報政策課をデジタル政策課に改編をいたしますし、この新しいデジタル政策課には市町村支

援のための専門チームを新たに設けたいと考えておまして、こうした形で市町村ごとにきめ細かい支援を行ってまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） よろしくお願ひいたします。

また、県では、さきに述べたとおり、コロナ禍を契機とした地方への新しい人の流れを呼び込むため、高知市中心部に整備中のシェアオフィス拠点施設等を活用し、地方でテレワークを実践する方々や都市部企業のサテライトオフィスを本県に受け入れることとしております。これは、コロナ禍による人々の意識の変化やリモートワークの広がりなどをチャンスと捉えたものであり、さらに県は、地方への流れをまずは都市機能のそろった高知市で受け止め、郡部に広げるイメージと説明しております。

そこで、コロナ禍を契機とした新しい人の流れをどのように中山間地域へ広げていくのか、知事の御所見をお伺ひいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありました都市から地方へという新しい人の流れ、これを高知でもしっかり生かしていくということが大事だと考えております。具体的には、この春に高知市の中心部に開業を予定しておりますシェアオフィスの拠点施設を核とした取組を推進してまいります。

まずは、この拠点施設と、中山間地域に市町村が整備いたしましたシェアオフィスあるいはワーケーションの施設、これらを一覧できますようなポータルサイトを整備いたしまして、効果的な情報発信により認知度の向上を図りたいと考えております。あわせて、都市部の会社員等が本県でテレワーク等を実践する場合には交通費や宿泊費を補助する制度を設けまして、これを促進したいというふうに考えております。

関係をします県庁内の部局あるいは県外事務

所が一体となって、さらには市町村とも連携をいたしまして、こうした新しい人の流れを中山間地域にまで広げていくように、積極的に取り組んでまいります。

○11番（横山文人君） どうもありがとうございます。

次に、新たな「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」についてお聞きします。

昨年12月、政府は、総額15兆円規模の新たな「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を取りまとめるとともに、令和2年度第3次補正予算で公共事業費約2.5兆円が計上されたところであります。本県も、国の動きを最大限活用し、国の増加率を上回る公共事業費を確保するとともに、これまで公共事業の円滑な施工により、コロナ禍の県経済を下支えしてきました。

一方、財務省の財政制度等審議会は、令和3年度当初予算に関する建議において、建設業の人手不足や繰越額の増加などを理由とし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長などによる公共事業費の増額に否定的な見方を示しました。これについては、各方面から、災害で被害を受けた一部の地域を除けば施工能力は十分にあると反論がなされたところがありますが、建設業の人手不足を理由に公共事業の執行を危ぶむ声が聞かれるのも事実であります。

しかしながら、長引くコロナ禍の中、本年度終了する3か年緊急対策等の公共事業は、防災・減災や産業振興に資するインフラ整備のみならず、感染症の拡大により冷え込んだ地域経済を下支えする役割も果たしてきました。今後は、感染予防と同時に、社会経済活動を本格化させ、再び本県経済を成長軌道に乗せるべく、あらゆる施策を講じることとなります。

新たな5か年加速化対策をはじめとする公共

事業について、引き続き地域経済を下支えするエンジンとして位置づけ、積極的に取り組んでもらいたいと思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘のように、コロナ禍により県内の多くの産業が大変厳しい状況にある中でございまして、こうした中で公共事業の迅速な執行により県経済を支えていくということは、大変重要であると考えております。現実には、昨年来公共事業関係部局において県工事の早期発注に全力で取り組んでまいりまして、県経済の下支えに寄与してきたというふうに自負をいたしております。また、県民の生命、財産を守りまして、将来にわたり県経済を支え続けますインフラの整備というのも、引き続き気を緩めることなく進めてまいらなければなりません。

こうしたことがございまして、特に本県も昨年来全国知事会あるいは他県とも連携をいたしながら、防災・減災対策に必要な財源の継続的な確保ということについて、あらゆる機会を通じまして訴えを続けてきたところでございます。こうした成果もありまして、昨年の12月国におきまして、本年度までのいわゆる国土強靱化の3か年緊急対策、これの後継対策となります5か年加速化対策が、来年度から総額15兆円規模と現行を大きく上回る規模で財源の確保の枠組みが設定をされたわけでございます。

私といたしましても、県全体が思いを一つにして県経済を再び成長軌道に乗せるべく邁進をしているという中におきまして、国土強靱化そして経済成長の両輪を担いますこの対策の継続を大変心強く感じているところでございます。こうしたものをしっかり活用いたしまして、公共事業予算の確保、そして迅速な執行ということにより、地域の経済、雇用を守っていくということ、そして県経済の成長の基盤となり、ま

た安全・安心の基盤となります。インフラ整備を着実に進めていくということ、これをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） どうもありがとうございます。

また、その担い手である建設業は、県民の安心・安全の守り手であることに加え、地域の経済や雇用を支える大変重要な産業であります。とりわけ郡部や中山間地域では、その傾向がより顕著に見られます。

そうした中、本県は、国の5か年加速化対策を最大限活用しながら、地域の実情を踏まえた1.5車線の道路整備を大幅に拡充することとし、その予算案が今議会に上程されております。これにより、地域の振興と防災・減災のためのインフラ整備が進むことと大いに期待するところでもあります。

先日開通しました高知南国道路など、命の道である四国8の字ネットワークはこれまでどおり進めていかなければなりません。地域の実情を踏まえたインフラ整備に加え、基幹産業である建設業が地域地域でしっかり根差すためには、5か年加速化対策の効果を郡部や中山間にまで広げていくことが重要であります。

そのため、本県が発案した道路政策である1.5車線の道路整備を今後も積極的に進めるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（瀨田省司君） 議員の御指摘のとおりでございます。道路整備は幹線整備と併せて、特に中山間地域の1.5車線の道路整備、こういったことにも県といたしましては鋭意取り組んできたところでございます。また特に、先ほどお話がありましたようないざ災害発生という際には、道路の啓開あるいは復旧作業を担っていたのは地域の建設業の方々でございます。地域にしっかりと根差した建設業の育成といった視点も不可欠であるというふうに考えており

ます。

そういったことも踏まえ、中山間地域では、3か年緊急対策も活用いたしまして1.5車線の道路整備を進めてまいりましたが、来年度からは5か年加速化対策も最大限に活用いたしまして、これを大幅に拡充したいと考えております。予算額でも、35億円から1.4倍となります。49億円を計上し、箇所数でも、約1.4倍となります。99か所で実施をするといった形で、来年度の予算もお願いをしているところでございます。

今後も引き続きまして、中山間地域におけます1.5車線の道路整備を着実に推進してまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

また、このたびの5か年加速化対策には、予防保全的なインフラの老朽化対策が新たに柱として位置づけられました。これにより、従来の風水害や地震・津波への対策だけではなく、予防保全型インフラメンテナンスへの転換が図られることとなり、大変意義深いことだと考えます。

新たな5か年加速化対策は、河川堤防の整備といった緊急に必要な対策だけでなく、機能が損なわれる前のインフラの更新を期間中に集中して措置することにより、事後保全から予防保全に転換しようという施策でもあります。この予防保全への転換について、インフラの新設や改築とともに、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

そこで、このたびの5か年加速化対策に予防保全型インフラメンテナンスへの転換が盛り込まれたことを踏まえ、今後どう取り組んでいくのか、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（村田重雄君） インフラメンテナンスは、目下国を挙げた全国的な取組でございます。本県におきましても、橋梁やトンネル、排水機場など、これまで整備してまいりました施

設の点検、診断を集中的に実施してきたところでございます。あわせまして、順次戦略的な維持管理、更新を図っていくための計画を策定しながら、修繕等の対策に着手しているところでございます。

他方、道路などの新たな整備も必要でございます。今後増加していくメンテナンスコストをできる限り抑制しながら公共事業予算を確保していくことが課題であると認識しているところです。このためには、対策を要する施設の老朽化が進む前に、必要な修繕等を実施しまして、将来のメンテナンスコストを抑制していく予防保全に転換していく、このことが必要であると考えております。このため、機会を捉えまして、国などに対して、予防保全の必要性とその対策に伴う予算、財源の確保について訴えてきたところでございます。

このたび、国におきまして、5か年加速化対策の新たな柱として、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策が位置づけられました。県といたしましては、この機を捉え、今後集中的に対策を実施し、予防保全への転換を早急に進めまして、将来にわたって必要となるメンテナンスコストの縮減を図ってまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

そのような中で、総務省並びに国土交通省は、1月29日、第3次補正予算の成立を踏まえ、地域の建設企業が5か年加速化対策を円滑に施工できる環境の整備など、公共工事の円滑な施工確保を求める通知を全国の地方自治体に送付し、公共工事発注部局に周知するよう要請しております。

公共工事の円滑な施工の確保と建設業の働き方改革には施工時期の平準化が重要であり、令和元年6月に成立した新・担い手三法では、施工時期の平準化を図ることが公共工事の発注者

の責務として規定されました。そのため国土交通省では、全地域で施工時期の平準化率における目標値を設定しており、本県におきましても、先月行われました第1回高知県建設業活性化検討委員会の中で、建設業活性化に向けた取組候補の一つとして、高知県における工事の平準化率を、令和元年度の0.7から令和3年度には0.8とし、令和6年度には0.9まで引き上げるとのK P Iが示されました。

将来にわたるインフラの品質確保と、災害時には地域社会の安心・安全の確保を担う、地域の守り手である建設業を中長期的に育成・確保するためには、1月に行われました建設業協会との意見交換会でも多く出されておるように、さらなる施工時期の平準化が必要であります。

そこで、国が提唱する平準化の「さしすせそ」をはじめ、平準化率のK P I達成に向けどう取り組むのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 施工時期の平準化は、建設事業者の安定的な経営や公共工事の円滑な施工確保につながりますことから、債務負担行為の活用や早期発注に努めてまいりました。また、繰越手続につきましては、これまで9月議会以降にお諮りしていたものを、工期の適正な確保という観点から、一部の工事におきましては6月議会にて承認をいただくなど、繰越制度などの積極的な活用を進めております。これは、結果としまして平準化にもつながっているものでございます。

この結果、土木部発注の土木一式工事における4月末時点の手持ち工事量の額ですけれども、平成26年度には約83億円であったものが、今年度には約210億円と、約2.5倍に増加しております。平準化にも一定の成果が上がっているものと考えております。

平準化率のK P Iですけれども、県内の国また市町村を含めた全体の目標値となっております

して、この数値を達成し働き方改革につなげていくためには、発注者が連携して取り組むことが必要であると考えております。このため、国、県、市町村で組織いたします協議会などにおきまして、平準化に向けた取組事例の情報共有、市町村への支援を行いながら、発注者が一丸となってK P I 達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

また、5か年加速化対策の老朽化対策で重点的、集中的に講じられる21の対策の中には、公立小中学校の計画的、効率的な長寿命化改修も入ることとなりました。

そこで、本県の子供たちの安心・安全と地域の大切な学校を長寿命化させるため、5か年加速化対策を最大限活用し、公立小中学校施設の老朽化対策にしっかり取り組むべきと考えますが、教育長の御所見をお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 県内の公立小中学校では、多くの施設が築30年以上を経過しておりまして、一定老朽化も進み、長く使い続けるための対策が必要な時期に来ております。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に公立小中学校の老朽化対策が盛り込まれましたことは、本県にとって、学校の施設安全の老朽化対策を進める上で大きな後押しになるものというふうに考えております。

現在、各市町村では、公立小中学校の長寿命化など老朽化対策を進めるために個別施設計画を作成中であり、今年度の末にはおおむね策定が完了する見込みとなっております。今後、この計画に沿って各市町村で老朽化対策が進められると考えておりますけれども、県といたしましても、各市町村の取組が促進されますよう、長寿命化に関する先進事例や国の交付金などの支援制度等についての的確に情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

○11番（横山文人君） どうもありがとうございます。

次に、流域治水についてお聞きします。

国土交通省は、気候変動により自然災害が激甚化、頻発化していることを踏まえ、これまでの治水対策を抜本的に見直し、国、県、市町村、企業、住民などのあらゆる関係者が対策を講じる流域治水を推進しており、5か年加速化対策でも柱の一つに位置づけられております。昨年7月7日付の高知新聞の記事によれば、平成30年の西日本豪雨で甚大な被害を受けた地域の人口が減り続けていることについて、特に子育て世代の転出が目立ち、局所的な高齢化が進むことが懸念されると報じております。

このように、治水対策の推進は、豪雨被害の軽減とともに、将来的なまちづくりや地域の少子高齢化にも大きく関係するものであり、このため赤羽国土交通大臣は、気候変動による自然災害の激甚化、頻発化に対応するため、防災・減災が主流となる安心・安全な社会の実現に全力を傾けると意気込みを述べております。

本県としても、流域治水をはじめ、防災・減災が主流となる安心・安全な高知の実現に全力で取り組んでいただきたいと思います。本県の流域治水にどう取り組むのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、近年集中豪雨の災害が頻発しておりますし、また大規模化をしておるとい状況がございました。こうした中でございますので、行政部門を超えました横断的、総合的な対策が求められているという意味で、御指摘がありました流域治水の取組は、大変重要だというふうに考えております。

この取組を進めますために、国が管理する県内の一級河川につきましては、昨年の8月に流域治水協議会が立ち上がっており、年度内をめ

どに流域関係者の取組目標をプロジェクトとして取りまとめるといった予定というふうに承知をいたしております。例えば、集水域あるいは氾濫域にあります農地あるいは森林も、治水という面で非常に重要な役割を果たすと考えられるわけでございます。したがって、県庁内でも、土木部はもとよりでございますが、農業振興部あるいは林業振興・環境部などの部局も参画をいたしまして、それぞれの立場でこのプロジェクトに向けてどういったことが貢献できるかといった点について検討をいたしているところでございます。

あわせて、県が管理をいたします二級水系の河川につきましても、この一級河川の取組に準じまして、本年度この取組の仕組みづくりを行ったところでございます。来年度以降、まずは洪水の場合に甚大な被害が予想されます河川、あるいは近年浸水の被害がありました河川、合わせて6河川につきまして、プロジェクトを取りまとめる予定といたしております。

引き続き、この流域治水などの取組を積極的に進めまして、安全・安心な高知の実現に向けまして全力で取り組んでまいります。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

そうした中、仁淀川における流域治水協議会では、現在取り組んでいる宇治川、天神ヶ谷川とは別に、いの町大内地区の課題であった鎌田用水について取り上げられるなど、土木と農業、林業などの部局が横断的に議論を進めており、まさに流域全体の課題解決に向けてベクトルが合わさっていると感じております。

そこで、仁淀川の流域治水における鎌田用水の議論の状況について土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 仁淀川流域を流れる鎌田用水につきましても、沿川で度々浸水被害を繰り返してまいりましたことから、抜本的な対策について、これまでも地元から要望を受

けてきたところでございます。このため、仁淀川の流域治水を進める中で、その大きな柱の一つとして、鎌田用水の被害軽減に向けた有効な対策を検討し、今年度中に取りまとめる予定の流域治水プロジェクトに位置づけるよう取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、国や市町村などと共に流域関係者が力を結集いたしまして、鎌田用水に関する浸水対策に取り組んでまいります。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

また、農業用水を所管する農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 鎌田用水は、総延長約17キロに及ぶ用水路で、地域の農業を支える重要な施設でございます。これまでにも度々、浸水による農業被害も発生しておりまして、農業振興部としても、流域関係者が力を結集して、浸水被害の防止に向けて総合的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、流域治水プロジェクトへ位置づけられた役割分担に基づきまして、関係機関と連携し、鎌田用水の浸水対策にしっかりと取り組んでまいります。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

最後に、とさでん交通路面電車への支援についてお聞きします。

とでんの愛称で親しまれ続けてきた本県の路面電車は、現存する路線では日本最古と言われる、全国に誇れる高知のシンボリック的存在であります。社史等より少しその歴史を御紹介させていただきますと、ルーツである土佐電気鉄道株式会社が明治36年に創立され、翌年の明治37年5月2日午前9時、全国で10番目、四国初の市街電車として営業が開始されました。そのきっかけとなったのが、当時の伊野町の有力者、つまり製紙業の旦那衆の悩みの種であった、土佐

和紙をいかに効率よく出荷するか、この解決策として軌道敷設がなされたというエピソードがあります。地元いの町選出の私にとりましても、明治の先達の進取性に大変感銘を受けたところでもあります。土佐人は進取の気風に富んでいると言われますが、全国でも早く運行された路面電車は、新し物好き、負けず嫌いのいごっそう土佐人の面目躍如だと言われております。

こうした本県の交通事業が幕開けした草創期を経て、バスも電車も満員が続いた最盛期、そしてモータリゼーションの波にのまれ、乗客が減少する衰退期がやってまいります。土電としても様々な打開策を講じたものの、実質的な経営破綻に直面し、平成26年10月には本県公共交通の両翼を担ってきた高知県交通と統合するという苦渋の決断を迫られ、新名称をとさでん交通とし、再出発を果たされました。

環境の変化や人口減少による利用者の減は否めず、どの地域においても同じだとは思いますが、路面電車に限らず、地域公共交通の先行きは大変厳しい状況にあると感じております。そこに追い打ちをかけるかのように、新型コロナウイルス感染症による影響が直撃し、統合以来努力を重ねられて何とか毎年600万人前後の利用者を確保してきた苦労も、今や限界に近いものがあるのではないかと危惧されるところであります。

そのような中、今年1月とさでん交通は路面電車のダイヤ改正に踏み切り、特に伊野駅発着便は半減、終電時間も繰上げとなりました。私もこのことを新聞報道で知り、大変残念に感じたところでもありますし、地元の利用者から困惑の声もお聞きしました。とさでん交通は、減便の理由として、新型コロナウイルスの影響で乗客が大幅に減少し、令和3年3月期決算は、昨年12月の新聞報道によると、大幅な赤字を避けられない見通しに加え、運転士不足も要因とな

り、8年ぶりの大規模減便に踏み切ったと発表しております。

一方、この見直しで、伊野一朝倉間の運行間隔は21分から42分となり、便利なダイヤが魅力である路面電車の強みや利便性が失われることとなり、存続のためとはいえ、さらに利用者離れが進むのではないかと危惧しております。利用客数で見ても、昨年4月には前年度比53%まで落ち込み、その後81%まで回復していましたが、第3波が県内でも広がりを見せた今年1月には再び66%まで落ち込んでおります。人口減少と相まって一度離れた利用客をどう回復していくのか、予測できない世の中だからこそ、違った発想で、この歴史ある路面電車の存続を守っていく気概が必要かと感じます。

統合時、県としては、公金を入れる以上は事業者に精いっぱい努力を求めるとの姿勢の下、最大株主としてとさでん交通と向き合ってこられました。このたびも、高知市、南国市、いの町の沿線市町と路面電車の支援に関して協議を重ねてきたことと存じますが、このたびの伊野便半減をはじめとするダイヤ改正についてどのような話し合いがなされたのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） とさでん交通は、新型コロナウイルスの影響で大きな赤字が見込まれる中、運転士不足を要因とする働き方改革への対応が急務でありました。このため、昨年5月とさでん交通から県と沿線市町に対し、全線で減便を伴うダイヤ改正を行わざるを得ず、特に伊野一朝倉間は便数を半減せざるを得ないとの申入れがありました。県では、特に影響の大きい伊野一朝倉間の減便について再検討を求めましたが、運転士の仕業のやりくりを検討したものの、単線という路線の特性上、申入れどおりの減便をせざるを得ないとの非常に残念な結果に至ったものです。

並行して、いの町ととさでん交通との話し合いは4回行われました。話し合いの中で、いの町は、便数維持のための経済的支援を検討する案を示しましたが、とさでん交通側は、減便の要因が運転士不足にあり予定どおり行わせていただきたいとして、1月9日にダイヤ改正を実施したものです。

○11番（横山文人君） 伊野便が半減となったことで、いの町の住民をはじめとする利用者には不便をかけることとなりますが、その点についてはどのようにお考えなのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 伊野一朝倉間の便数が半減しましたことにより、運行の間隔は21分から42分に延び、利用者の皆様方に大変な御不便をおかけしております。利便性が後退しましたことは非常に残念で、申し訳なく思っております。

今回の減便の要因は、運転士不足です。今後とも、とさでん交通の取組を支援して、何とか運転士を確保していきたいと考えております。あわせて、県としましては、県民の皆様は公共交通の利便性と安全性を御理解いただき、意識して路面電車などの公共交通にも乗っていただけるような啓発活動を来年度に実施し、公共交通の利用回復、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

一方、コロナ禍により大きな打撃を受けた路面電車に対する支援は、県民の足を守るという意味で重要であります。このたびの具体的な支援策について中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 公共交通の柱の一つであります路面電車を維持するため、県と高知市、南国市、いの町が協調しまして、2つの支援策を実施したいと考えておりま

す。

1つ目は、2月補正予算で提案させていただいております軌道事業維持特別対策給付金で、これは平成29年度と30年度の路面電車事業の売上額の平均から令和2年度の売上額を差し引いた減収見込額を支援するものです。

2つ目は、令和3年度当初予算で提案させていただいております安全安心の施設整備事業費補助金で、これは令和3年度にとさでん交通が実施する路面電車の施設整備について自社負担分を支援するものです。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

ただ、コロナ禍による影響とはいえ、新たな県民負担も生じ、日頃路面電車を利用しない人や、山間部もしくは離島の県民からの税金も含まれています。県民の足を守ることを第一義としながらも、最大株主を自認する県としては、これまで以上にとさでん交通の存続と路線の維持に対し汗をかいていただきたいと願います。

そうした中で、前段述べさせていただきましたように、とさでん路面電車は歴史も古く、とても魅力的な存在であります。明治、大正、昭和、平成、そして令和と、それぞれの時代を走り続ける中で、多くの人に愛され、多くの県民に思い出を抱かせる存在でもあります。また、夏はよさこい祭りと一緒に走る路面電車が町を彩り、全国の高知ファンを楽しませてきました。

そのようなとさでん交通の路面電車は、県民はもちろんのこと、全国の鉄道ファンからも十分に注目を集めることが可能かと思えますし、厳しい状況だからこそ、県民負担だけでなく新たな支援策に対し懸命に汗をかいていかなければならないと感じております。

そこで、とさでん交通路面電車に対し、クラウドファンディングで寄附を募ってはどうかと考えますが、中山間振興・交通部長に御所見をお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） とさでん交通では、はりまや橋交差点での軌道の平面交差の形がダイヤモンド状であり、朝の時間帯にまれに電車3両が交差し合うトリプルクロスが現れることを観光資源として生かすため、クラウドファンディングを実施した実績がございます。議員のお話にございましたように、全国の電車ファンに向けた有効な取組と考えられますので、とさでん交通に提案をしてみたいと考えております。

一方で、コロナ禍によって、全国の公共交通が大きなダメージを受けております。県としまして、公共交通を維持する観点から、国に対し、路面電車への支援策を強化するよう、今後とも政策提言を行ってまいります。

○11番（横山文人君） ありがとうございます。

最後に、今後作成されるとさでん交通の中期経営計画を支援するに当たり、どのようなビジョンを望むのか、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） とさでん交通に求めるビジョンということでございますが、とさでん交通には、まず将来にわたりまして本県の公共交通を担っていくという気概や責任を持った経営を行っていただきたい、また利便性の高い交通網の提供、接遇サービスの向上、路面電車を生かした観光振興などに努めまして、これまで以上に県民に愛される事業者になっていただきたい、こうしたことも考えております。

中期経営計画の策定には県としても参画をいたしまして、こういった視点などについて提言をしてみたいと考えております。

○11番（横山文人君） よろしくお願ひします。

これで私の質問は一切終わりますけれども、今期で県を退職される全ての皆様方のこれまでの御労苦に心から感謝と敬意を表しまして、また今後ますますの御活躍をお祈り申し上げまして、全ての質問といたします。ありがとうございます

いました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩



午前10時50分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田所裕介君の持ち時間は35分です。

27番田所裕介君。

○27番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法、改正感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律について伺います。

都道府県知事に強力な権限を与える改正新型インフルエンザ等対策特別措置法及び改正感染症法が2月13日に施行されました。改正特措法は、罰則と支援策をセットにし、実効性を高めることを目指しており、国や地方公共団体は、蔓延の防止に関する措置が事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとされています。

財政及びその他の必要な措置を講ずるに当たり、国と地方自治体の役割分担を踏まえてどのような措置を講じていくのか、知事にお伺ひします。

○知事（濱田省司君） お話ございました特措法の改正に基づきます蔓延防止等の重点措置でございますが、これは政府が定めております基

本的対処方針によりますと、事業者の経営に与える影響が大きいものとしては、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を想定しているというふうに承知をいたしております。

今後、これを前提に、飲食店に対しまして営業時間の短縮要請を行った場合の影響の緩和措置として何を想定しているかとお尋ねでございますが、これは現時点におきましてはこれまでと同様の支援措置、具体的に申しますと、要請に協力をいただいた事業者に対する定額によります協力金の支給などが想定をされるのではないかというふうに考えているところでございます。そのほか、時々状況を踏まえまして、事業の継続と雇用の維持を図るための支援策を検討してまいることになろうかと存じております。

そのために必要となります財源につきましては、少なくともただいま申し上げました協力金につきましては年末の第3波のときの対応と同様に、国の支援措置が講じられるということを現時点においては想定いたしておりますが、その他の例えば新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる措置も含めまして、国に対して必要な財源の確保を求めてまいることになろうかと思っております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

次に、感染症法は、ハンセン病など感染症の患者等に対する差別的措置に対する深い反省を背景に制定され、基本理念第2条に人権を尊重することが明記されており、また改正特措法第13条に差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が新たに設けられました。医療従事者や感染者に対しての偏見、差別などが既に社会問題になっており、先日報じられたように、この1年で全国の法務局に延べ2,380件の人権相談が寄せられる事態となり、国も対策を強化す

る方針です。本県でも、人権の尊重は重要課題であります。

感染症法の歴史的背景、そして改正特措法において新たに人権に対する責務規定が設けられたことを考慮し、人権尊重に対する地方自治体の責務について知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで、感染者や医療従事者、その家族、あるいは店舗や学校などに対します差別や誹謗中傷が全国的に問題となっている状況でございます。こうしたことは決してあってはならないことであると考えておりました。私といたしましては、折に触れメッセージの発信、あるいは県民の皆様への広報や啓発を実施してまいりました。今後は、これらに加えてさらに、例えばワクチンの接種を希望しないことなどによります差別、誹謗中傷の発生といった懸念もあるのではないかと指摘もでございます。

感染症法の歴史的な背景も踏まえて改正をされました特措法におきましては、地方自治体が、御指摘がありましたように、相談の支援や広報啓発などを行うような規定が設けられたところでございます。高知県におきましても、既に平成10年に制定されております人権尊重の社会づくり条例におきまして、人権意識の高揚を目的といたします教育、啓発などを県の責務として定めているところでございます。

引き続き、条例に基づいて定めております人権施策基本方針に基づきまして、人権尊重の社会づくりの実現に向けた取組を進めてまいり所存であります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルス対策において、改正特措法や改正感染症法など国の定めた法令の有効性は、地方自治体によって異なる可能性は否定をできません。そのため、独自に条例を制

定し、地方の実情に見合う対策を講ずる自治体が増えています。令和3年2月9日時点で52条例が制定されており、都道府県が12条例、市町村が40条例です。

本県における新型コロナウイルス対策を講じていく上で、感染症法や新型インフルエンザ特措法など国が定めた法令に基づく措置によって、本県の実情に見合った対策や支援を行うことはどこまで可能であるのか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） これまでの対応といたしましては、感染拡大防止については、国の感染症法に基づきまして、感染者への入院勧告・措置あるいは積極的疫学調査への協力依頼などを行ってまいりました。また、特措法に基づきまして、県民の皆様への外出自粛の要請でございますとか飲食店などへの営業時間の短縮要請など、本県の感染事例を踏まえた要請を行ってまいりました。経済対策の面では、休業などの要請に応じました事業者への協力金、時短要請の影響により売上げが減少しました事業者への給付金など、これも経済状況を踏まえました支援策を講じてきたというところでございます。

こうした本県の実情を踏まえました対策や支援は、国の財源措置なども含めての背景といたしまして、改正前の法の下でも行うことはおおむね可能であったというふうに評価をいたしております。今回、改正法によりまして、罰則が規定をされたことによりまして知事の行う要請の実効性が担保されるということ、また財政上の措置が明記をされたことによりまして、県が行う事業者支援への国の財源措置、こういったことに関しても、これの手がかりになる規定が置かれたことによりまして、よりこうした県が講ずべき措置に対する裏づけが担保をされたというふうに考えているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、令和3年1月29日の定例会見において

知事は、四万十市での感染者が行方不明になった件に言及し、想定している以上のことが起こることを想定して、罰金であっても刑事罰という制度設計が必要なのではないかと見解を述べられました。新型コロナウイルス感染症対策において、緊急事態宣言の発出など、常に公共の利益と個人の権利利益のバランス、私権制限の許容範囲が議論となっています。

権利制限を伴う緊急事態条項が存在しない現行憲法下で、新型コロナウイルス対策において、感染症法や特措法などの法令に私権制限を強化する規定を設けることについて知事の所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 現行憲法下におきましては、この緊急事態条項の定めがあるにかかわらず、国民の私権の一部を制限していくということについては公共の福祉のためという目的に限りまして法律で定めることができると、そういう大きな枠組みが構えられているというふうに考えております。この法律に私権の制限を設ける場合には、例えば内閣法制局などにおきまして、目的に応じた合理的な範囲のものかどうかと、言い換えますと、憲法上許容された範囲内であるかどうかといったことが整理をされた上で、また国会での議論を経た上で、法律制定に至っているというものだと理解をいたしております。

今回、法改正により罰則が設けられたという点に関しますと、知事の要請の実効性を担保するために支援とセットで罰則を規定するということに関しましては、県あるいは全国知事会としても提言をしてまいったところであり、こうした方向性に沿うものとして評価をいたしているところでございます。

○27番（田所裕介君） 御答弁ありがとうございます。改正特措法及び感染症法は、既に施行されております。命令また勧告等々、都道府県

知事の判断が問われるところがたくさんあると思いますので、慎重な運用をお願い申し上げるところでございます。では、次の質問に移ります。

学校における働き方改革についてお伺いします。

教員の長時間労働の是正に向け、変形労働時間制の選択導入が議論されていますが、変形労働時間制は勤務時間管理が難しくなるなどのデメリットもあり、導入に当たり慎重な議論が必要です。

市町村の導入に慎重な姿勢及び制度のメリットとデメリットを考慮し、条例及び規則改正について検討していくことになると思いますが、一律導入ではなく選択的に導入できる変形労働時間制導入に対しての基本的な考えを教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） この制度は、繁忙期の勤務時間を柔軟に設定することで、長期休業期間等にまとまった休日確保し、教育職員のリフレッシュの時間確保や教職の魅力向上につながるものというふうにされております。また、この制度は、全ての市町村や学校に一律に導入されるものではなく、学校単位や教育職員単位での活用もでき、制度の活用を希望する教育職員にとっては働き方の選択肢が増すものというふうに考えております。

この制度の対象職員は、時間外在校等時間が上限時間の範囲内の月42時間以内、年320時間以内であることが必要であるといった点からも、勤務時間管理の徹底や業務量の縮減など、働き方改革の取組を一層進めていくことが必要となります。制度の活用を希望する教育職員ができるだけ早く活用できるよう、引き続き関係条例や規則等の整備に向けて取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。
変形労働時間制の拙速な導入より、時間外在

校等時間が月45時間、年360時間を条件とする改正公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に基づく指針遵守に対する取組を進めていくべきだと考えます。

どのように時間外上限規制の遵守に対する取組を進めているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、第2期教育大綱や第3期の教育振興基本計画において、6つの基本方針に関わる横断的な取組として、学校における働き方改革の推進を位置づけ、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革など3つの柱の下、取組を進めております。具体的取組として、勤務時間管理の徹底や、管理職と推進役の教職員との合同研修を実施し意識改革を図るほか、統合型校務支援システムなどのICTの活用促進や研修のオンライン化など、業務の効率化、削減とともに、校務支援員や部活動指導員といった外部人材の活用などにも取り組んでおります。

コロナ禍において、学校の新しい生活様式に沿った活動への対応が求められる中で、働き方改革の趣旨などを十分に生かした上で、共有した上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定めながら、引き続き学校や市町村教育委員会と一体となって取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。
よろしく願いいたします。

次に、2025年度までに行われる少人数制学級の導入において、加配定数を基礎定数に振り替える議論がありますが、少人数分割に加え、そのほかにも児童支援や不登校支援など必要な加配があり、それらの引上げが懸念されます。

国の基準の引下げに呼応し、必要な加配への措置を行うことについて教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） いわゆる義務標準法が改正されることによりまして、学級数に対応す

る教員の基礎定数が増加をいたします。この基礎定数の変化が学力向上や生徒指導上の諸課題に対応するための加配定数に影響し、必要な加配定数が減少することのないようにすることが、大変重要だと、必要だと思っております。

このため、全国都道府県教育長協議会などと連携しまして国に要望し、必要な加配定数の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、小学校における少人数教育措置を今後どのように行っていくのか、具体的な計画を教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 本県では、来年度県独自で定数を措置いたしまして、35人学級編制を小学校6年生まで拡充することにしております。これによりまして、小学校全ての学年で少人数学級編制が実現をいたします。これらの成果を見ながら、当面はこの体制で進めていきたいというふうに考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、中学校における少人数教育の導入については、今後の検討の課題となっております。本県の中学校における少人数教育措置の導入について、全国に先駆けた体制整備を行っていく予定はあるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 本県は、中学校の文化や生活、学習にスムーズに適応できないといったいわゆる中1ギャップを解消することを目的に、平成21年度から中学1年生を対象として30人学級編制を実施しております。

令和3年2月16日の文部科学大臣の定例記者会見では、小学校の少人数学級を段階的にしっかり検証しながら、その有効性について改めて発信をして、できる限り早い時期に中学校の35人も目指していきたいといった旨の発言がされております。本県においても、来年度から小学

校について全学年で少人数学級編制を拡充するところでありまして、まずは小学校における少人数学級編制の成果、効果を検証していきたいと。その上で、国の動向も見ながら、中学校での望ましい指導体制の在り方について検討していくことになるというふうに考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

少人数制学級の導入など、児童にとってよりよい学びの場をつくっていくということは非常に重要でございます。またあわせて、現場で働く教員の環境整備にも取り組んでいただけるよう、どうかよろしくお願いをいたします。次に移ります。

ウイズ・アフターコロナ時代を見据えた雇用・経済政策についてお伺いをいたします。

昨年9月議会にて、今後コロナ禍の雇用・経済政策として、国は雇用調整助成金などによる雇用の維持に加え、在籍型出向制度に代表される労働力の移動や企業の業態転換といった施策も取り入れていくことを踏まえて、本県における雇用シェアについてお伺いをいたしました。令和3年2月、産業雇用安定助成金が創設され、取組が始まりました。

在籍型出向や業態転換など国の支援制度を活用し、どのように雇用維持や県経済を活性化していくのか、県の方向性を知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 新型コロナウイルス感染症によりまして、ビジネスの在り方が大きく変わりつつあります。また、その影響を受けて、雇用にも変化が及んでいると、及びつつあるということでないかと思えます。

例えばホテルでございますと、一例でございますが、今まで団体客がメインであったところ、個人客へのシフトに合わせまして大部屋を個室化するといったような改修作業をやるということになりますと、その間、人員に言わば余剰状態が生じるということになってまいります。こ

の際に、お話がありましたような在籍型出向といったような制度を使いまして、人手不足の他の企業に出向していただく、そしてまた改修が終わりましたらホテルへ戻っていただくと、こういったような形での弾力的な対応が可能になってきているということではないかと思えます。また、国の業態転換の支援策あるいは在籍型出向を進めます産業雇用安定助成金の創設、こういったものは大変時宜を得た施策であるというふうに、私も大いに評価をいたしているところでございます。

県といたしましては、各企業が業態転換を目指す際には、例えば商工会、商工会議所あるいは産業振興センターなどが伴走支援を行っていくこととなりますが、そうした中で、これらの国の支援策の積極的な活用を促してまいりたいと考えてございます。こうした国の施策も追い風といたしまして、雇用の維持、業態転換を促進していくことにより、本県経済の活性化にもつなげてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

業態転換においては、経済産業省や中小企業庁が、中小企業等事業再構築促進事業として支援を行うこととなっています。業態転換は、商業の活性化、町の空洞化の防止、高齢者が暮らしやすい社会づくりという観点において、本県でも役立つ施策と考えます。

業態転換政策を活用することで、本県の商業分野活性化や商店街活性化を促進し、町の空洞化の防止につながる可能性に対する御所見を商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 今般の国の一連の業態転換政策は、事業者がウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据えた事業展開を図っていく上で大きな後押しになると、時宜を得た施策であると考えております。

議員のお話にもありましたように、中小企業等事業再構築促進事業を活用することで、県内の小規模事業者は大きな負担をしなくても、例えば地域の小売店がeコマースの活用により販路を拡大することで経営基盤の強化を図ることや、居酒屋が弁当のテークアウト事業を始めることで新規顧客の獲得につなげることなどができます。また、中山間地域においては、商店街の店が高齢者向けの宅配事業を始めることで、経営の継続と併せて社会貢献に資する取組につなげるなど、様々な新規事業を展開していくことができます。

こうした各事業者の取組の積み重ねが、商店街や地域商業の活性化、ひいては町の空洞化の防止につながっていくものと考えます。このため県としても、市町村や商工団体等と連携しまして、しっかりと周知し、積極的な活用を促してまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、就職氷河期世代支援についてお伺いします。本県は、第2次・第3次地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付を受け、取組を進めています。昨年の2月議会において、都道府県及び市町村プラットフォームの構築についてお伺いをいたしました。

この1年で、都道府県プラットフォームの体制整備はどのように前進したのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 本県では、経済団体、業界団体、労働団体、支援機関、行政機関の18機関・団体で構成する、こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを昨年6月に設置いたしました。これまで3回の会議を持ちまして、支援対象者に対して地域一体となった取組を推進するため、各機関の取組や目標などを取りまとめた、こうち就職氷河期世代活躍支

援プランを昨年11月に策定いたしました。

商工労働部では、このプランに位置づけられているインターネットを活用した実態調査を実施したほか、ジョブカフェこうちにおいて新たに、自尊心の形成などを目的としたグループワークや、複数の事業所での仕事体験を積み重ねるジョブチャレンジなどを実施し、その支援を強化しているところであります。

このほか、教育委員会では、若者サポートステーションにおいて、利用者の悩みをお聞きする個別面談や、コミュニケーションスキル、ソーシャルスキルを学ぶセミナー等を実施しているところであります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、市町村プラットフォームの整備において、今後の取組について地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 市町村では、既存の福祉分野の会議体などを活用いたしまして、保健・医療・福祉・就労分野などの多機関が参画する市町村プラットフォームの設置に取り組んでいただいているところでございます。

県では、市町村プラットフォームの設置運営への支援といたしまして、ブロック別の勉強会や事例検討会を開催しているほか、ひきこもり地域支援センターによる個別ケース検討会議への専門的な助言なども行っているところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、支援担当者のスキルアップに向けた研修の充実を図っていくこととしております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

取組が進んでいるというところをお聞かせいただいたところでございます。この就職氷河期支援に関しましては、商工分野、また地域福祉分野、また教育分野でも連携した取組が必要かと思えます。どうぞ一体になった取組をよろし

くお願い申し上げます。

次に、男女共同参画についてお伺いをいたします。

ジェンダー平等の実現は、SDGs 17の目標の一つであり、本県でも次期こうち男女共同参画プランの策定に向けて取り組んでいます。令和2年、国が策定した第5次男女共同参画基本計画において、コロナ禍で仕事でのオンライン活用の急拡大が、より柔軟な働き方を可能にすると期待されています。

本県において、テレワークが男女共同参画を促進する可能性についての認識を踏まえ、どのようにデジタル化、テレワーク促進を男女共同参画につなげていくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） テレワークは、時間の有効な活用や場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、

またデジタル化の進展につきましては、新たな産業分野の創出や就業機会の拡大につながることも期待されるところであります。これらをワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家事育児などへの参画、また女性の活躍の場の拡大を促す好機と捉え、次期こうち男女共同参画プランに基づき、広報啓発、就労支援などの取組を進めてまいりたいと考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

男女共同参画においては、社会や事業主の意識改革、社会制度や慣行の見直しも必要となります。団体、組織への女性の参画の促進など、意識改革と、社会制度、慣行の見直しにどのように取り組むのか、文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 来年度、民間企業における女性登用に関する調査を実施するなどいたしまして効果的な取組の事例を収集し、経済団体と連携した役職別セミナーなど

を通じた横展開を図るなど、意識の改革に向けた働きかけを強化するとともに、こうち男女共同参画センターを拠点として、様々な講座や啓発活動などを実施し、社会制度や慣行の見直しに向けた意識の醸成にも取り組むこととしております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、多様性を尊重する社会づくりにおいて、どのような性別の人を好きになるか、自分の性をどのように認識しているかを表す性的指向・性自認、いわゆるSOGIや、本人の了承なくその人の性的指向や性自認について暴露するアウトティングといった重大な人権侵害に関わることは、十分認知されていません。

性的指向・性自認、SOGIを尊重し、アウトティングやSOGIハラスメントの防止に努めた社会づくりにどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘のありました性的指向あるいは性自認に関しましては、まずはこういった性の多様性を尊重していくということが社会全体の大きな方向性であるというふうに考えます。また、お話がありましたいわゆるアウトティングですとかSOGIハラスメントは重大な人権侵害となるということから、あってはならないことであるというふうに考えます。

県では、次期のこうち男女共同参画プランの中に、このアウトティングやSOGIハラスメントの防止という点を位置づけまして、県民の皆さんの理解が深まりますように、啓発などの取組を実施してまいります。

こうした取組を通じまして、性の多様性を尊重する社会づくりが進むように取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

先ほどの部長のお話の中でも、好機と捉えてというワードが入っておりました。全ての人が活

躍できる社会づくりに向けて、このコロナ禍をチャンスと捉えて、さらに取組を進めていただけるよう要請をいたします。

次に、ウイズ・アフターコロナ社会における地域包括ケアシステムについてお伺いをいたします。

平成31年、在宅医療の充実に向けた取組の進め方において、人生の最終段階における医療、ケアに、本人の意思を尊重し、医療・介護従事者と本人、家族が繰り返し話し合い決定していくACP、いわゆるアドバンス・ケア・プランニングの概念が導入され、医療・ケア従事者への、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインの理解の深化と住民への普及啓発が県の役割として明記されました。本県においても、令和元年度、第1回人生の最終段階における医療・ケア検討会議や第1回在宅医療体制検討会議において、ACPの重要性が議論されてきました。

本県において在宅医療を推進する上で、ACPの重要性について知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたACPでございますが、県民の皆さん一人一人が元気なうちから、また病気になった段階から、御家族などと、人生の最終段階をどこで過ごし、どんな医療や介護を受けたいかということを考え、話し合っておくということは、大変重要であるというふうに考えているところでございます。

高齢化の進みます本県では、以前から一部の市町村あるいは地域住民組織で、エンディングノートの作成などの取組が行われております。こうした意味で、御指摘がありましたACPへの県民の関心は高まりつつあるというふうに受け止めております。一方では、現時点では医療や介護関係者の中にも、こうした事前のケアプ

ラン、ACPの考え方が十分理解、浸透しているとは言いえない状況であるというふうに考えます。このため、住民の皆さんが希望してもこのACPに取り組めない場合もあるというふうに承知をしております。

このため、県におきましては、御指摘もございましたが、令和元年9月に、人生の最終段階における医療・ケア検討会議を設置いたしまして、いわゆるACPの啓発のほか、これに携わります人材の育成などを推進しているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

先ほども申しましたが、このACP、非常に議論が深まっているところかなと思います。先ほどの御答弁にもありました、本当に前向きな取組を進めていただきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、ケアラー支援についてお伺いをさせていただきます。近年、病気や障害などのある家族を支える15歳から29歳の若年介護者への支援が課題となっています。その中でも、家族の介護等を行う18歳未満の子供たち、いわゆるヤングケアラーの実態は十分つかめておらず、施策も十分に講じられてきませんでした。

ネグレクトや心理的虐待に至っているケースもあるとされ、昨年10月厚生労働省は、ヤングケアラーに関し、全国の教育現場を対象にした初の実態調査を12月にも始める方針を固め、支援策を検討する考えを明らかにいたしました。

成人のケアラー支援と同様にヤングケアラーに対しても支援が必要になると考えますが、県として今後どのように支援を取り組んでいくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） ヤングケアラーの支援につきましては、学校や地域において、スクールソーシャルワーカーや民生委員・児童委員などが、学校生活や健康状態等が気になる

子供を、まずは市町村の要保護児童対策地域協議会につないでいただくことが重要だと考えております。

市町村の要対協では、地域における介護や障害福祉などのネットワークと、家庭の状況について情報共有し、ケアが必要な家族を適切なサービスの利用につなげていくよう支援していくこととしております。児童相談所は、こうした市町村の仕組みづくりを支援いたしますほか、必要に応じて子供の心のケア等を実施していくこととしております。

今後とも、市町村や教育委員会と連携をいたしまして、ヤングケアラーの支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

国のほうも支援チームができたところと報じられたところでございます。県においても、やっぱり実態をつかむところがまずなかなか難しいところであるかと思えます。子供の中には、介護をしたり弟の世話をしている、それがまあ言うたら苦労とっていない、当たり前のように生活をしているというところで、その中でなかなか学校へ行けなくなったりとかというケースにつながっているというようなお話もお伺いするところでございます。

この後、福祉分野と教育委員会のほうでしっかりと連携して、まずはその掘り起こしと情報実態把握というところに努めていただき、支援策を検討していただきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、医療的ケア児についてお伺いをいたします。国では、医療的ケア児総合支援事業、医療型短期入所事業所開設支援、医療的ケア児等医療情報共有サービスなどを整備し、医療的ケア児への環境整備に努めています。本県においても、支援体制の整備が求められています。

本県において、医療的ケア児とその家族へ適

切な支援としてどのような取組を進めているのか、地域福祉部長に具体的にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 本県では、NICUなどから退院する医療的ケア児とその家族への相談支援体制を充実するため、退院前から在宅生活に必要な医療や福祉サービスが利用できるよう支援する医療的ケア児等コーディネーターを養成しているところでございます。

また、来年度からは、医療的ケア児の相談支援の拠点といたしまして、新たに重症心身障害児施設に、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターを設置することとしております。このセンターでは、医療的ケア児の家族からの総合的な相談に応じますとともに、医療的ケア児等コーディネーターを個々の家庭に派遣する調整や相談活動のサポートなどを行うこととしております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。非常に前向きな取組だと思います。医療的ケア児に関しましては、家族への支援というところがまず1点非常に大事であります。それともう一つ、やはり居場所づくりというところが非常に大きな課題であると思っております。先ほどの取組を皮切りに、前向きに進めていただき、しっかりと支援していただきたい、このように思います。よろしくお祈りを申し上げます。

次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについてお伺いをいたします。近年、精神疾患を有する患者数が増加しており、平成29年、これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムという新たな政策理念が明記され、令和2年に厚生労働省に検討会が設置され、体制の整備が急がれています。

本県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 精神障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、保健・医療・福祉の関係機関が重層的に連携した支援体制を構築することが必要でございます。そのため、市町村や病院、相談支援事業所などの関係機関が集まりまして、長期間入院している方の退院支援などに向けて協議を重ねていくことが大変重要でございます。そのような協議の場の整備に現在取り組んでいるところでございます。また、身近な相談者となりますピアサポーターの養成のほか、退院前から退院後の生活の定着までの一貫した相談支援体制の充実に取り組んでいるところでございます。

今後は、地域生活を支えるデイサービスや訪問看護等を充実するとともに、医療中断者などに対するアウトリーチ支援の体制の整備にも取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） この課題も非常に重要なことでございます。また、なかなか難しいところでございますが、先ほどのお話を聞いて非常に心強く感じました。どうぞよろしくお祈りを申し上げます。全ての質問において丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

今期をもって退職されます岩城副知事をはじめ県職員の皆様に、これまでの御尽力に心から感謝を申し上げますところでございます。新天地でのさらなる御活躍を申し上げ、私からの一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、田所裕介君の質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩といたします。
午前11時25分休憩



午前11時35分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知さんの持ち時間は40分です。

34番中根佐知さん。

○34番（中根佐知君） それでは、ジェンダー平等と男女共同参画について知事にお伺いをしたいと思います。

昨日3月8日は、国際女性デーでした。世界の女性たちと連帯をして、日本でも各地で女性の地位向上と世界の平和を掲げて行動が続いています。この高知でも、幾つかの集会が行われたり、またミモザのシンボルカラーに合わせまして、イエローライトアップ期間ということで、3月1日から6日までは高知城で、そして3月6日から12日まではラ・ヴィータのイエローライトアップが続けられております。

こんな中、国連のグテーレス事務総長は、1月に、ジェンダー平等は世界で最大の人権課題と述べ、女性のリーダーシップは流れを変えるために必要な要素で、深く根を張った構造やモデルを変えるときが来ていると述べています。こうした中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森前会長の女性蔑視発言、さらにその発言を現場でいさめる人もおらずに、笑い声さえ起こったという姿は、日本のジェンダー平等意識がいかに低いものかを世界に知らしめる、そんな事態となりました。

オリンピック・パラリンピックは、オリンピック憲章に基づき集い、実施されてきました。オリンピック憲章の定める権利及び自由はいかなる差別も受けることなく確実に享受されなければならないとの崇高な理念に基づいて、組織運営を図るものです。その責任者である会長が、女性が入れば会議が長引くとした発言は、辞任

会見で、私は女性蔑視などする意識は毛頭ないと語ったことによって、より深刻になりました。やっぱり分かっていないですねとインタビューに答える町の人々の声に救われる思いもしましたが、長く政治に関わり総理大臣経験のある森氏の発言は、日本社会のジェンダー平等意識がいまだに低い表れとして深刻に受け止めなければなりません。

男女共同参画本部長として知事はどう捉えたのか、お聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありました今回のオリンピック・パラリンピックの組織委員会での事案についてでございます。これは、我が国においてはまだまだ、固定的な性別の役割分担の意識でございますとか無意識のうちの性別による差別といったものが社会全体の中に根強く残っていることの表れであるというふうに受け止めなければいけないというふうに考えております。

組織委員会においては、森前会長の辞職あるいは新体制の発足といった形で一定の対応を取られているということだと理解いたしておりますが、我々高知県もちょうど次期男女共同参画計画の策定作業の真っ最中ということでもございます。こうした事例もしっかり踏まえながら、県民の意識の高揚といいますか、男女共同参画の意識のより向上を図っていくということが、本部長としての私の務めであろうかというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。本当に、意識を変えるということはまだまだ難しいものだとすることを私も痛感しております。

この間、世界の国々は、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置を取る決意をうたい、そして各国政府に迅速な取組を義務づけた、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准して、さらにその実効性

を高めるために、個人通報制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書を批准してきました。現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、選択議定書の批准国は114か国になっています。通報を受けた国連の委員会は、これを検討し、見解や勧告を各締約国に通知します。法的拘束力はないけれど、締約国はフォローアップを求められます。こうした作業を通じて、通報した個々の女性の人権を救済するだけではなく、行政や国会、司法など、ジェンダー平等の国際基準を生かしていくという役割を果たしています。

国際基準がどのようなものなのか、具体的な事例を通して、各国のジェンダー平等が大きく進化をしています。この中で、選択議定書を批准していない日本国は、世界の重要な変化に加われず、ジェンダーギャップ指数を121位まで下げた結果となりました。

選択議定書の未批准など、世界の発展する流れに後れを取っている日本の現状を、知事は男女共同参画本部長としてどう捉えているのか、お聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありました国際的な指標でございますジェンダーギャップ指数でございます。日本は、4分野のうち、教育と健康の2分野では限りなく男女平等に近い、男女差があまりないという状況には達しているというふうな数字になっていると承知しております。

一方、残る経済、政治の2分野で、男女間の格差が非常に大きいというのが特色ではないかと考えます。中でも特徴的なのが、経済分野のうちの管理職に占める比率、そして政治全般の指数、これは政治面でいわゆる指導者層における女性の進出度合いといったものが低いということであろうと考えておりまして、この政治、経済面の指標が全体の順位を押し下げているということではないかというふうに存じます。こ

の点に関しまして、令和2年12月の国会におきまして橋本大臣が述べられましたとおり、諸外国ではスピード感を持った取組によりスコアを着実に上昇させているということの裏返しという側面があるかと思えます。

我々のほうといたしましても、こういった状況であるということ踏まえて、数値目標の設定、そして着実な達成を目指してのPDCAサイクルの励行といったことも含めまして、必要な対策をしっかりと取ってまいる必要があるというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

本当に、グローバル社会という言葉は口にしなから世界の基準に立とうとしない姿勢というのは一日も早く正されるべきだと思います。国連のかつての開発政策とかSDGsの目標から見ても、ジェンダーの主流化を真面目に政策化していない国というのは問題視をされるという意味で、嫌でもジェンダー平等は民主主義国日本で達成目標とされるべきものです。女性の人権の拡大とエンパワーだけでなく、多様な性の在り方も、全ての人の人権をも包括している流れであることは、誰もが否定をできません。

さて、政府の第5次男女共同参画基本計画が昨年末に閣議決定されました。先ほど知事もおっしゃいましたように、高知県も、男女共同参画プラン見直しの議会を今迎えています。

先月2月26日、この日は、1996年の、男女平等の観点で家族法の大規模な見直しを提言した法務大臣の諮問機関である法制審議会答申から25年経過した日でもありました。答申に盛り込まれました4つの改正の柱のうち、婚外子の相続分差別の解消、再婚禁止期間100日に縮小、婚姻年齢の男女18歳への統一は法改正されましたけれど、法の改正が手つかずなのは選択的夫婦別姓の導入のみ。答申当時は見直しの対象とならなかった同性カップルの法的保障を求める声と

ともに、実現を望む声は高まっています。

昨年末に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画は、8月から9月には、第6回第5次基本計画策定専門調査会の素案を基に国民から意見を募集し、10月の第7回専門調査会で、制度導入を求める400件以上の意見書を踏まえて論議をしました。そして、11月には、導入に対し、国会の議論の動向を注視しながら検討を進めるとされて、その後自由民主党内の論議が始まりました。ところが、自民主党内の論議がまとまらず、結果的には、12月末に閣議決定された基本計画から選択的夫婦別姓の文言が突然削除されるという大幅な後退が起きました。

また、今年1月30日には、自民主党の衆参国会议員の有志50人が、自民主党の地方議員と全国の40人の自民主党議長に、選択的夫婦別姓に賛同するなという文書を送りつけています。地方議員に思いを押しつける圧力になると、大問題になっています。その中に丸川珠代男女共同参画担当相も名前を連ねておまして、首相の任命責任が問われる事態にもなっています。

知事は、12月議会の塚地佐智議員の選択的夫婦別姓についての質問に、旧姓の通称使用が広がっていることを挙げて、これは今かなり社会的に広がっているというふうに考えます、これを法改正なども含めてさらに究極まで拡大していく場合に、選択的夫婦別姓と具体的にどう違いがあるのか十分に議論されている状況ではないと答えています。通称使用が広がっているのは、姓が変わることで不都合を感じた人が苦肉の策で実施をしているものです。25年も前から改正し導入すべきとされたことを待ち望んでいる、その表れではないでしょうか。

知事は、子供の姓をどうするかというような制度の具体的な内容の議論がまだだとも答弁をされましたが、世界中で夫婦別姓を認めていないのは日本だけですから、学ぶべき手本はたく

さんあります。問題は、施策をつくる側の具体的な努力が不十分なことです。25年の時をかけた今をしっかり捉えて、ジェンダー平等の観点からも、選択できる制度になるよう具体化するときではないでしょうか。同一姓の強制は、明治になって、女性の人権や個人の尊厳を無視した家制度の下で導入された制度で、日本国憲法とも相入れず、日本の伝統でもありません。

2020年11月までに102だった地方議会での選択的夫婦別姓制度の導入や議論を求めた意見書は、2021年1月までには149議会で採択をされ、その後も増え続けています。この中には、全会一致で可決、採択した議会も少なくありません。

今の到達、少し長い引用で申し訳ありませんでしたが、知事はどのように見られているのか、お伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介いただきましたような状況は、選択的夫婦別姓制度に関する導入あるいは議論を求める意識、こういった声が徐々に高まってきていることの表れだというふうに受け止めております。

御指摘もありましたように、国の第5次男女共同参画基本計画におきましては、この制度に関しまして、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるというふうに記載がされております。また、与党の自民主党におきましても、これは中央においての動きということでございますが、選択的夫婦別姓制度の導入を検討するプロジェクトチームが設置をされまして、近く検討会が開催予定だというふうに承知しております。

こうした動向も踏まえまして、これから国政の場でさらなる検討が進められるものと思っておりますし、それを私としても期待いたしているところでございます。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

本当に、25年の時を経て待ち望んでいる方はたくさんいらっしゃいます。こうした動向を国際基準にしていけるように、私たちも声を上げ続けていきたいと思っています。

さて、国は、今回の基本計画の見直しで、ジェンダーギャップ解消にとって重要な指導的地位の女性割合目標を10年間も先送りしました。2020年までに30%だったこの目標を、十分な検証抜きに、2030年までに30%と置き換えました。コロナ禍の中で、非正規雇用は女性比率が56%を占め、労働の調整弁に使われています。男女間の賃金格差、育児時間の女性への負担などは、女性の自殺率の急増にも表れており、コロナ後の社会に向かって構造的改革が求められていることは誰もが認めるところです。

そんな中での高知県の男女共同参画プランの見直しに当たって、パブリックコメントではどのような声が上がってきているのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 次期の県のプラン見直しに当たりましては、合わせまして55件のパブリックコメント、御意見を頂戴したところでございます。具体的に幾つか挙げますと、1つには、コロナ禍で困窮した育児、介護に携わる女性に強力な支援の手を差し伸べることが肝要である、また県庁の女性管理職割合について高い水準を目指すべきである、さらに男性が抱える生きづらさを含めて固定的な性別役割分担意識を解消することが必要だと、こういった御意見を頂戴したところでございます。こうやって頂いた御意見を踏まえまして、高知県の女性管理職比率の目標値の引上げでございませうとか、仕事と不妊治療の両立に関わります記述の追加などにつきまして、プランに反映をしようとしているところでございます。

なお、このパブリックコメントの御意見の中に、ただいまお話がありました選択的夫婦別姓

制度の導入について国へ提案してほしいという御意見もございましたけれども、現在まさしく国政の場で議論がなされている問題でありますことから、プランへの反映というのは今回は見送ったという判断をいたしております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

日本政府が合意をしている、2030年までに指導的立場の半分を女性に、こういう目標についても随分と御意見があったように思います。高知県も取り組んで、今では管理職に占める女性の数は、県の2020年の目標値10%を超えて11%となっていますが、まだまだ不十分です。知事は、12月議会での塚地佐智議員の質問に、将来管理職になり得る女性職員の裾野は着実に広がっていることを示しているというふうにお答えされています。これに類似した質問のたびに、前知事も同じように答えられたことを思い出します。

人事配置というのは適材適所が基本で、女性職員の管理職を望む声は、アンケート結果を見ると1割強にとどまっているとのことですが、これこそ男女共同参画推進施策の出番ではありませんか。能力のある多様性を発揮できる陣容は、女性の能力を適所に結びつけることで、よりよい施策づくりに結びつきます。バランスの取れた職場と家庭の在り方を追求してこそその男女共同参画推進ですから、変化をこうした意味でつくる本部長の本気度が問われていると思います。

思い切った女性幹部の登用を位置づける、こういうときが今だと思いますが、知事の決意をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） 女性職員の管理職への登用につきましては、御指摘のとおり、社会の多様性あるいは活力を高める観点から、極めて重要な点だというふうに認識をいたしております。現在、改定作業中の女性職員の活躍の推進に関

する特定事業主行動計画におきましては、目標の設定に当たり、これまでの役職段階別の女性職員の割合がどうなっているか、どう推移しているか、また人数、年齢構成、あるいは職員の希望などを考慮しながら、具体的な目標値をどうするかという検討を進めているところでございます。現計画では10%としておりました目標値は、大きく引き上げたいという方向で検討をいたしているところでございます。

今後は、掲げた目標の達成に向けまして、これまで以上に女性職員が管理職へのキャリアアップを目指そうという意識の醸成でございませつか、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを進めていくことが必要だということは、御指摘もあつたとおりだと考えております。このため、県庁の中でもさらなる業務改善を徹底するということ、あるいはデジタル技術の活用などにより、抜本的な効率化を進めていくということによりまして、職員が働きやすい、活躍できる職場づくりを進めていくことが、女性の活躍の環境をますます整えていくということにつながっていくというふうに考えております。

特に、女性職員のキャリアアップについて、女性職員を鼓舞していくということも大事ではないかという御指摘であつたというふうに存じます。私からも、こういった点につきましては積極的に呼びかけをするというようなことも含めまして、しっかりと女性職員の背中を押していくということも自らしていきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 世界水準から見てこの点が遅れている、そういう遅れた部分をしっかりと本部長として任を果たしていただきたいと、引き上げるための役割を果たしていただきたいというふうに切望しておきます。

次に、高知市では、今年2月からパートナーシップ登録制度が実施をされました。性的マイ

ノリティーを社会が認知し支えるための啓発、Me Too運動、フラワーデモ、KuTooの強要廃止の運動等々、様々な行動が高知でも取り組まれて、社会の在り方をよりよく変化させて、多様性を認め、人権を無視した強要を許さない声が上がっています。性的マイノリティーの人たちが同じ人間として生きやすい環境を整えていくことは、社会の責任でもあります。

日本政府は遅れた対応ですが、運動とともに、県や市町村でパートナーシップ制度が取り入れられる中で高知市は、昨年11月のにじいろのまち宣言に続いての制度の実施となりました。これによって、病院に入院をする際のサインや市営住宅の入所の際の家族世帯としての扱いなど、日常の家族としての在り方が高知市では社会的に認められることになりました。

県としても、パートナーシップ制度を認め、例えば県営住宅の申込みなど、家族としての扱いを認めることが急がれると思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありました今回の高知市の取組は、多様な性の在り方を認め合いまして、性的指向や性自認に基づく差別などをなくすことが求められている昨今の社会情勢を踏まえた判断であるというふうに受け止めております。

御質問がございました県営住宅の申込みについての扱いでございませつか。県内の市町村におきまして登録などを受けましたパートナーについて、その市町村が市町村営の住宅におきまして親族と同等の扱いとするという場合には、その市町村にあります県営住宅についても同様の対応を図るという方向で、県としても対応してまいりたいと考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。やっぱり意識を変える制度や形をつくって、それをこうしましたよと発信をすることがとて

も大事だと思います。例えば、先ほど県営住宅の申込みなどを挙げましたが、あらゆる点で、高知県としてもこのジェンダー平等、パートナーシップ制度そのものを認めていきますよという、こういう宣言が必要ではないでしょうか。また、こうした制度を発信していくためにも、様々な方の意見をぜひ多く聞く機会を本部長としても知事にとっていただきたいというふうに考えています。

いま一度、ジェンダー平等、男女共同参画推進を思い切って推し進める本部長の決意をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） ただいま議員から御指摘がありました様々な方の意見を聞く機会をという点におきましては、今般いわゆる県民座談会「濱田が参りました」で高知市へ参りましたときに、このパートナーシップ制度を求められるLGBTの方々からのお話もじかに伺うということができました。

次期こうち男女共同参画プランにつきましては、SDGsの目標5番にありますジェンダー平等を達成しようといった点も見据えまして、性別に関わりなく誰もが生き生きと活躍できる高知県を目指す計画でございます。高知県男女共同参画推進本部の本部長という立場で私もございますので、次期プランに基づきまして、引き続き男女共同参画社会の実現に向けてしっかりと取り組みまして、またアピールすべきはしっかりとアピールしてまいりたいと思います。

○34番（中根佐知君） どうぞよろしくお願いたします。知事が出向くだけでなく、来る人たちの意見にもぜひとも耳を傾けてください。

次に、子育て支援についてお伺いをいたします。

高知版ネウボラの言葉が聞かれるようになって久しくなりました。高知県が手本とするネウボラは、フィンランド語で助言の場を意味して、

母親の妊娠期から子供の小学校入学まで、担当の保健師が子育てに関するあらゆる相談にワンストップで応じる、こうしたフィンランドの制度です。このネウボラは、様々な自治体で、高知版ネウボラのように各自治体の独自性を持たせながら広がっています。

この間の子育て支援策として取り組んできた高知版ネウボラ取組について、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） これまでの高知版ネウボラ取組によりまして、子育て世代包括支援センターは30市町村で32か所設置をされております。また、地域子育て支援センターは23市町村1広域連合で60か所となっております。それぞれ設置が進んでいるところでございます。あわせて、全ての市町村で、母子保健や児童福祉、子育て支援に関する関係機関の連携した取組が進んできたところでございます。

このことによりまして、母子保健分野におきましては、産婦健康診査や産後ケア事業が全ての市町村で実施をされております。また、乳幼児健康診査の受診率につきましても、全国水準まで向上したところでございます。また、子育て支援分野では、地域子育て支援センターにおいて、未就園児のいる家庭の利用が増加をいたしますとともに、子育て相談や子育て家庭同士の交流機会の拡充が図られてきたところでございます。

○34番（中根佐知君） 本当に大事な制度が進みつつあるというふうに考えていますが、今後の取組の方向、これはどのようになっていくのでしょうか。私は、まだまだ可能性は広がるというふうに思っていますが、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 今後につきましては、市町村における関係機関の連携した取組、これをさらに強化すると。そのことによりまし

て、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上を図る。こういうために、母子保健や児童福祉分野の専門家を市町村に派遣いたしまして助言・指導を実施していく取組を進めていきたいと考えております。また、子育て家庭の様々なニーズに対応するため、地域子育て支援センターにおきまして産前産後のサポートや子供の一時預かりなどの多様なサービスを提供できますよう、機能を強化してまいります。

こうした取組を通じまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築を進めてまいります。

○34番（中根佐知君） ぜひ具体的な若い世代の声も聞きながら発展をさせていただくように、よろしく願いをいたします。

さて、国では、2018年12月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律というのが成立をいたしました。この成育基本法では、社会的・経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子供を産み育てることができる環境が整備されるように推進しなければならないとされています。

今、喫緊の課題と言えるのは、こうした制度とも相まって、妊産婦医療費助成制度の創設です。昨年9月に、高知県議会に、妊産婦医療費助成制度創設を求める請願が約2,400筆の署名とともに提出をされました。請願自体は提出者の意向で一旦取り下げられましたけれど、高知県内でも19の市町村で、高知県に対して妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書が採択をされてきており、制度創設の機運が高まっていることは間違いありません。

妊産婦医療費助成制度は、各自治体の単独事業として、岩手、栃木、茨城そして富山の4県は県制度として、また青森県は国保のみ対応の

県制度として、加えて13道県では一部市町村によって実施をされて、多くの自治体にさらに広がるようとしています。

近年では、様々な社会的要因で、女性の出産年齢が高くなる傾向にあり、いわゆるハイリスク妊娠の割合が増えています。妊娠高血圧、妊娠糖尿病などのリスクもあります。当然のことながら、こうしたハイリスク妊娠は胎児の育成にも影響を及ぼします。

一方で、厚労省は、妊娠、出産、産後の不安についての調査をいたしまして、その中で、妊娠中に経済的な不安があったという方が15.7%となっています。経済的な格差のために、また今コロナ禍の中でもありますけれども、胎児の生育や母体への悪影響があってはならないと考えるものです。母体の健康を守り、また経済的な格差によらずに不安なく健やかに新しい命を育める、こうした妊産婦医療費助成制度は、切れ目ない子育て支援のスタート、要となる制度ではないでしょうか。

2019年9月議会で、妊産婦医療費助成制度に関して、栃木県の制度を参考に考えると導入に幾らかかるかという質問に、7,300万円とのお答えがありました。健康政策部長は、他県の事例を参考に市町村や医療関係者などの御意見も伺いながら検討していくと、そのとき答弁をされていますけれど、制度創設に向けた議論をしっかりと今進めるべきときだと思います。

切れ目ない子育て支援のため、また母体の安全のためにも、妊産婦医療費助成制度を県として創設し、支援体制を整えるべきだと考えますが、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 妊産婦医療費助成制度につきまして、まず医療関係者の方の御意見として、高知県産婦人科医会が賛同しているというふうにお聞きをしておりますし、また折に触れ産婦人科医師などに個別に御意見をお

伺いましたところ、否定的な意見はございませんでした。

また、昨年9月に市町村の母子保健担当部署にこの制度の創設について確認を行いましたところ、国や県において創設されれば検討するという市町が幾つかございました。ただ、多くの市町村では、その意向はない、もしくは検討していないという状況でございましたので、今後そうした市町村とさらに意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 四国では、香川県そして徳島県が既に全県実施をしております。19もの意見書が県に上がっていて、あまりニーズがないというわけは絶対にありません。身の回りを見ても、本当に妊娠期は大変だったというお母さんの声はたくさん上がってきていまして、短期間に2,400もの署名が集まった、このことにも本当に重い意味があると思います。

いつまでも待たせずに、県としての施策づくりをしていただくように、いま一度、スピード感を持ってという点でお答えをいただけないでしょうか。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） やはり限られた財源の中で、子育て支援の施策全体としてさらに充実するかどうかというのが、県もそうですし、特に財源的に厳しい市町村においてそうした視点があるかというふうに思います。どういった制度であれば可能かというような視点を持って、市町村とスピード感を持って協議をしていきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 女性には、仕事もしっかりしなさい、子供を産みなさい、そう言いながら、財源を理由に、この本当に大変な時期をしっかり支えないということは、あってはならないというふうに思っています。ぜひとも早い実現を要望しておきます。次に移ります。

今議会で提案をされています部局再編につい

てお聞きをいたします。

令和3年度の主な機構改革が提起をされました。驚いたのは、文化生活スポーツ部に位置していました人権課と男女共同参画課が一つになって、女性の活躍推進室、女性相談支援センターの業務とともに、新しく改編された子ども・福祉政策部に配置をされたことです。人権や、国の男女共同参画基本法に基づく男女平等、SDGsの17項目を含めたジェンダー平等施策の具体化は部局横断的なもので、本来総務部に位置していてもおかしくないものと考えます。

なぜ子ども・福祉政策部なのか、知事の認識をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 男女共同参画でございますとか女性の活躍の場の拡大に関しましては、男女共同参画プランあるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略に目標を掲げ、県を挙げて取り組んでまいってきております。その中でも、働く女性の多い本県にありまして、女性の活躍の場の拡大を図るというためには、子育てを支援する仕組み、あるいは男性の育児、家事への積極的参加の促進と、そして母子保健の充実が重要であるというふうに考えております。また、女性に対するDVに関しましては、その背景の一つとして男女差別意識や経済的な問題があるとされ、福祉施策とも連携をして取り組むことが効果的だというふうにも受け止めております。

このため、1つには母子保健や子育ての支援、2つ目には男女共同参画に関する施策、3つ目には福祉施策、これらを一体的に進めていくというために、男女共同参画の所管をこの際子ども・福祉政策部に移管するというのを御提案いたしているところでございます。所管がどこであれ、私は本部長といたしまして、各部署局長を本部員といたします高知県男女共同参画推進本部において、部局間でしっかり連携をしながら、男女共同参画の実現に向けて取り組む所存

であります。

○34番（中根佐知君） どのように意識を変えて、場を広げて、環境を整えていくのか。こういう意味では、政府を見ても、男女共同参画は内閣府の中に置いているではありませんか。そういう意味で、福祉部門と連携を取るといことは否定をしません。本当に大切なことだと思えますけれども、機構改革の発想が、世界水準に程遠い日本の意識改革につながっているのではないかと危惧するものです。ぜひとも今後ともこうした意見を参考にさせていただきたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの推進体制の強化として、医療と介護の連携強化をと、健康政策部に在宅療養推進課を設置したことについて伺います。

高齢者福祉課にあった地域包括ケア・認知症施策推進室も廃止するという事です。この間も、健康政策部の在宅療養・医療推進の施策が委員会などで論議になるたびに、ここを強化すると介護保険導入の意味が薄れて、介護者の家族への負担が増してあつれきが生じて、現実にはそぐわないのではないかと意見を述べてきました。今や、働く女性の年齢とそして人数を折れ線グラフにした日本独特のM字カーブがなくなって、専門の家事労働者が少ない時代です。家にいたい希望者が安全に過ごすことができるのか、在宅介護を支える家族が夜間の介護で十分睡眠を取ることができない事態が行政の施策でつくられるのではないかと、大変不安を覚えます。

なぜ高齢者福祉の中でも在宅療養推進に特化しているかのような名称の課を設置するのか、その意図を知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 平成30年度に実施いたしました県民世論調査におきまして、長期の療養や介護が必要となった場合にどう過ごしたいか

という質問に対しまして、自宅で過ごしたいと答えた方が約45%で最も高くなっているという実情がございます。もちろん、医療機関への入院でございますとか高齢者福祉施設への入所が必要な方々への対応も引き続きしっかり進めていくという必要がありますし、それは前提でございますけれども、その上で、ただいま申し上げましたような、こうした自宅で療養したいと希望される方が在宅で安心して暮らし続けられる環境を整えていくことが重要であるというのが、私の考えでございます。

そのため、在宅生活を支えます医療や介護の施策を強化いたしますとともに、在宅医療や在宅歯科、訪問看護といった関連施策も一体的に進めようということで、この際新たに在宅療養推進課を設置することを考えているところでございます。

○34番（中根佐知君） 介護の中身というのは、特化をすればいいというものではありません。今、特養ホームでの生活を望んでも、介護施設への入所を望んでも、スムーズに受け入れられる状態ではなく、長期間待つ必要があるのが現状です。また、高齢化の進む郡部では、在宅療養を支える体制も不十分です。こうしたところをしっかりと体制を整えた上でこうした施策の特化をしていく必要があるのではないかと、このことを強く感じています。

ぜひとも現場の状況に見合った施策の推進を求めて、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、中根佐知さんの質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩



午後1時15分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は50分です。

23番西森雅和君。

○23番（西森雅和君） 公明党の西森雅和でございます。お許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

県内で新型コロナウイルスの感染が初めて確認されて、1年が経過したところであります。この間、医療従事者の皆様をはじめ多くの皆様がコロナ対策に取り組んでこられました。全ての皆様に改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。

昨年の3月、4月の第1波、7月から9月にかけての第2波、そして11月の末から今年の2月にかけての第3波。とりわけ12月、年末における感染の拡大によって、県内の医療体制は大変厳しい状況となりました。

こうした状況を乗り越えて、2月の終わり頃からは感染者ゼロが続いておりましたが、最近施設での感染も出てきております。そして今後、第4波、第5波がまたいつ襲いかかってくるかも分かりませんし、変異した新型コロナウイルスの感染拡大ということも心配するところがあります。油断はできません。昨日までの県内における感染者の確認は、903人となっております。

そこで、健康政策部長にお伺いをいたします。昨日までの県内における無症状から重症者までの患者の割合というのがどのようになっていたのか、お伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 昨日までの903例を集計いたしますと、患者発生時における公表

ベースでは、無症状または軽症が872人で96.6%、中等症が27人で3.0%、重症が3人で0.3%、そして判明時に死亡された方というのがお一人いらっしゃいまして、0.1%というふうになっております。

○23番（西森雅和君） 本県の患者の割合というのが他県と比べまして特徴があるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 他県の無症状から重症者までの患者の割合という公表がないものですから、比較することができないんですが、感染者数に対する死亡者数の状況というのを全国及び四国の3県あるいは東京都、大阪府と比べてみたところ、四国の他の3県や大阪府よりその割合は低いものの、ほぼ全国の割合と同じでございます。そこでは特にこれといった特徴は見られませんでした。

○23番（西森雅和君） 重症化した人というのは昨日までに何人いたのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 重症化された方は28人いらっしゃいました。

○23番（西森雅和君） 重症化した人の中で、亡くなった人というのは何人いたのか、健康政策部長。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 重症化された28人の中で、お亡くなりになられたのは16人いらっしゃいます。そのほかお二人、別の原因によるなど、コロナの重症者ということではなくお亡くなりになられた方がいらっしゃいました。

○23番（西森雅和君） 重症化した人は、現在高知医療センターでの対応となっております。1月19日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会において、高知医療センターの島田病院長から医療センターの現状をお聞きいたしました。

島田病院長からは、重症化した人は大変厳し

い状況であるが、重症化した人が助かるということに希望を持ちながら医療センターのスタッフは取り組んでいるという話がありました。私は、島田院長に感謝と敬意を申し上げるとともに、次のように言わせていただきました。

重症化するとほとんどの人が厳しい状況になってしまうという現実を考えたときに、いかに中等症の方を重症化させないということが大事になってくるのではないかと。そのために、感染者が重症化して医療センターに来る前の対策が必要ではないか。そしてそのためには、中等症の患者を受け入れる入院協力医療機関との様々な連携と情報共有が大切になってくるのではないかと。このことを言わせていただきました。

その後2月に、医療センターと入院協力医療機関との意見交換会がウェブで行われるなど、医療センターと入院協力医療機関との連携も始まっています。そして、今月も、医療センターと入院協力医療機関や保健所、医師会やその他の医療機関が参加した症例検討会も行われるということでもあります。

さて、本県の今までのコロナ感染確認者の状況を見ますと、感染確認者が死亡する割合が、四国4県の中でも他県に比べて本県は少ないと感じております。これはまさに医療従事者の皆様のお力であると思います。

一方、全国を見ますと、本県よりその割合がさらに低いという都道府県もあるように思われます。そうした都道府県の様々な取組などは、今後の本県のコロナ対策として大変参考になるのではないかと。このように思います。

医療の面では、医療センターをはじめ県内の様々な医療機関が情報収集などを行っております。例えば、外国の論文などの情報も収集しながら対応もしているということも聞いております。

行政面においても、県が先進的な他県の取組

や仕組み、体制といった情報をしっかりと集めて、第4波、第5波に備えることも重要だと思いますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 昨年4月から6月の間には、諸外国で行われておりました事例を参考としまして、本県においても、効率よく検体採取ができるドライブスルー型の検査というのを取り入れたところでもございました。一方で、本県の各地のかかりつけ医等で検査ができ、その全医療機関名を公表するといったような取組は、逆に先進的と言えるのではないかと。このふうにも考えているところです。

本県は人口規模が小さくて、中には例えば費用対効果といった面で他県の取組を直ちにそのまま取り入れることは難しいというものもあるかと思っておりますけれども、先進的な取組については積極的に情報収集をして、国から先進事例として提供される情報も参考に、取り入れられるものは取り入れて、第4波、第5波に備えてまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてお伺いをいたしたいと思っております。新型コロナウイルスの感染の拡大が始まって1年余り、待ちに待ったワクチンの接種が始まりました。世界的感染拡大から数か月でワクチンが開発され、世界各地においてワクチン接種が進んでいるということに、改めて医学の進歩のすばらしさを感じるところであります。そして、このワクチン接種が必ずや感染収束の切り札となると信じるものであります。

そこでまず、新型コロナウイルスワクチン接種の効果について健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現在、薬事承認

をされておりますファイザー社のワクチンは、2回の接種によりまして95%の有効性で発症を防ぐ効果が確認をされているところです。

○23番（西森雅和君） さて、いよいよ日本、また我が県においてもワクチンの接種が始まりました。先月から医療従事者の先行接種が始まり、来月からは高齢者への接種も始まります。

そこで、新型コロナウイルスワクチン接種における県の役割について知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回のワクチン接種は、国の全体的な統括指示の下で、都道府県の協力によりまして、実施主体としては市町村が予防接種を実施すると、そういう枠組みになっているところがございます。具体的な役割分担として主なものを申し上げますと、国のほうは、ワクチンの確保ですとか優先順位の決定あるいはワクチンに係ります科学的な知見の国民への情報提供などを担当されます。市町村におきましては、高齢者の優先接種をはじめといたします住民の方々への接種事務そして一般的な相談などをお受けいただく。そして、県といたしましては、市町村接種事務に係ります連絡調整あるいは医療従事者等への優先接種の調整の事務、さらには専門的な分野におきます相談をお受けすると、こういったような役割が期待されているものと考えております。

○23番（西森雅和君） 我が国におけるワクチンの接種事業は、今まで経験したことのない国家プロジェクトの大事業であります。前代未聞の事業であるだけに、まだまだはつきりしていない部分もありますし、分からない部分も多くあります。国のほうも、考えながら走っているというのが現状であります。

そこで、順次質問していきたいと思いますが、状況は日々刻々と変わっていますので、分からないことは、まだ分からないということを明確

に伝えていただくことが大事になってくるというふうに思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。それでは、質問に入ります。

まず、ワクチンの配付がこれからいよいよ本格化するわけでありましてけれども、ワクチンの配付がどのような流れで行われるのか、健康政策部長に確認をしておきたいと思っております。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 一般住民用のワクチンにつきましては、まず国が都道府県への配分量を調整しまして、都道府県が市町村への配分量を調整します。で、市町村が、管内のディープフリーザーを設置しました基本型接種施設への配分量を調整し、その結果に基づいて、製薬会社から基本型接種施設へワクチンを配送するという流れでございます。基本型接種施設からは、医療機関や接種会場へ運送業者や自治体職員などが配送し、各市町村が決めたそうした場所で接種を行うという流れになっております。

○23番（西森雅和君） 次に、県が市町村などのワクチンの割当て量を調整するというようになっておりますけれども、この調整というのは何に基づいて調整をされるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 4月からスタートします高齢者向けの優先接種用ワクチンの本県配分量につきましては、まず4月19日の週末までの確定分が1万725人分でございます。高齢者人口約24万6,000人の4.4%程度というふうになっております。また、それに続きまして4月26日の週には約1万6,000人分余りのワクチンが配付される予定というふう聞いております。

この配付されるワクチンの各市町村への割当てについては県で調整を行うこととなりますが、各市町村からは接種予定や意向というのもお伺いをしておりまして、限られた数量しか来ない当初の配付分につきましては、高齢者の人口やそうした市町村の予定や意向なども踏まえまし

て、現在配分の検討を進めているところでございます。

○23番（西森雅和君） ワクチンの接種に関してですけれども、県として接種人数の目標というのは掲げられるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県として接種人数の目標というのは掲げないことにしております。ただ、16歳以上の接種を希望する方が全員、安全・安心に、そしてできるだけ速やかに接種ができるように進めてまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） 次に、今後のワクチンの供給量と供給スピードにもよるわけですが、接種希望者の接種の終了のめどというのをどのように立てているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現在、国においてワクチンの確保を進める中で、外国あるいは外国企業との交渉ということで、今はなかなか見通しを立てることは難しいという状況でございますが、国もできる限り早期に必要量を確保するべく努めていると承知をしています。県としては、国から配付されるワクチンの量に応じて円滑に接種を進めていけるよう市町村とともに取り組んでまいりますが、接種の終了のめどというのは今まだ立っていない状況でございます。

○23番（西森雅和君） ワクチンのメーカーの製造状況というものもございますし、あとまたEUの輸出管理の問題、ファイザーはベルギーかどっかの工場で製造しているということも伺っておりますけれども、そういうのが非常に遅れてきている、またヨーロッパの管理が非常に厳しいというような状況もあって遅れてきているという事実がありますけれども、しっかりと取組をしていっていただきたいというふうに思います。

あと、知事にお伺いいたします。知事がワクチンを接種するということが県民の皆様への大きなメッセージになると思いますけれども、知事はワクチンを接種するのか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今まで接しておる情報によりますと、接種のメリットはデメリットなしリスクよりもはるかに大きいというふうに私は理解いたしておりますので、順番が参りましたら率先して接種をいたしたいと考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。大変大きなメッセージになると思います。私もしっかりと接種をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、県民へのワクチン接種は前代未聞の大事業であります。知事も提案説明で、国や関係者と緊密に連携を取りながら全庁を挙げて取り組んでまいりますとおっしゃっております。

県として、ワクチン接種対策本部というものを設置して、万全の体制でワクチン接種に取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、ワクチン接種対策本部の設置について知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 今回のワクチンの接種は、ただいま申し上げましたように、市町村が実施主体となりますけれども、これまで、より現場に近い各福祉保健所におきましてサポートをしてまいりました。また、本県ならではの仕組みといたしまして、危機管理部に所属をします地域防災駐在職員、あるいは産業振興推進部に所属をいたします地域支援企画員も、より身近な地域に所在をしておりますので、こうした人員も市町村支援に当たっていくということといたしております。そして、そうした各部にわたります全庁的な体制を総括するために、先月の8

日には本庁にワクチン接種推進室を設置いたしまして、専任の職員も配置をしたというところでございます。

本県に関して申しますと、ただいま申し上げましたような推進体制全体が全庁的なワクチン接種対策本部に位置づけられるというふうに考えておりました、いずれにいたしましても、私も節目でしっかり報告を受けまして、先頭に立って指揮をしてみたいと考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。

どんな体制であれ、無事故で安全に対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

県民にとっても、新型コロナウイルスワクチン接種は、不安とともに分からないことだらけであると思います。そこで、ワクチン接種の問合せに対応する相談窓口は設置されるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 国、県、市町村

にそれぞれ新型コロナワクチン接種に関する相談体制の構築が求められております。国は、接種の判断ができるよう、予防接種の有効性や安全性、副反応のリスクなど、ワクチン全般に関する相談窓口を本年の2月15日に開設しております。県は、接種後の副反応に関わる相談といった、市町村で対応が困難な、医学的知見が必要となる専門的な相談などを住民から受け付ける体制を確保するということが求められておりました、来週になります3月15日に開設することを予定しております。市町村におきましては、接種場所のことはじめ、ワクチン接種に関する住民からの相談に応じることとされておりました、現在各市町村で順次体制を整えているところでございます。

○23番（西森雅和君） 様々な相談の対応をぜひお願いしたいと思っております。

ワクチン接種が進みますと、デマやうわさの

ようなものが出ないとも限りません。ワクチン接種を安全・安心に行うためにも、ぜひ地元メディアとの協力で、ワクチン接種に関する正確な情報提供をお願いしたいと思いますけれども、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県民の皆様

に安心して接種をしていただくためには、ワクチンの効果や意義あるいは副反応などに関する情報をしっかりとお伝えをしまして、正しく理解をしていただくことが極めて大切でございます。そのため、県の様々な広報媒体の活用ですとか、おっしゃっていただきました地元メディアとも連携をしまして、タイムリーな情報発信を行い、県民の皆様への迅速で正確な情報を提供していくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） 例えば県としてQ&A

みたいな、そういったようなものをつくって情報提供をしていくということも、県民にとっては非常に分かりやすいことになっていくのかなというふうに思いますので、またそのあたりも御検討をしていただければと思います。

県民にとって最も大事なことは、ワクチン接種が安全であるということです。ワクチン接種に今後相当な時間がかかるとなると、様々なワクチンとの同時接種というタイミングも出てくるかもしれません。

そこで、例えばインフルエンザワクチンなどほかのワクチンとの同時接種の安全性について健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 原則としまして、

新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは同時には接種はできません。新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンなどその他のワクチンは、互いに片方のワクチンを受けてから2週間後から接種ができることとなっております。

○23番（西森雅和君） 県民の多くが、副反応へ

の心配を持っております。ごくまれに、ショックや激しいアレルギー反応であるアナフィラキシーがあるとされており、その確率というのは20万分の1の割合というふうに言われておったわけでありまして、昨日厚生労働省が発表した数値によりますと、医療従事者7万人の方が接種をして、昨日現在で8人のアナフィラキシーが報告をされているということでもあります。

そこで、各接種会場において、こうしたごくまれなアナフィラキシーといった副反応に対しても対応できる準備はされているのか、例えば全ての接種会場にアナフィラキシーの補助治療薬であるエピペンなどは準備されているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） お話のありましたとおり、アナフィラキシーが起こる割合というのは極めてまれとはされておりますが、もしもの事態に備えまして、すぐに対応できますよう、全ての接種会場や医療機関で、アドレナリン製剤のエピペン等の薬剤や物品の準備を整えております。あわせまして、もしものときの救急搬送体制も確保するなど、安心して接種がいただける体制を市町村と連携して整えてまいります。

○23番（西森雅和君） 万全の体制で進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

県民にとっては、ワクチンの効果期間というのがどれくらいあるものか、毎年接種を受けないといけないものなのかといったことも大きな関心事であります。

そこで、健康政策部長に伺いますけれども、接種するとどれくらいの効果期間があるのか、お伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現段階では、効果の持続期間については明らかになっておりま

せん。今後、情報が明らかになるのを待つ必要がございます。

○23番（西森雅和君） そうすると、今年打って、また来年も打たないといけないというような、そういった状況も考えられるということだと思います。分かり次第、またしっかりと情報提供をお願いしたいと思います。

さて、いよいよ4月から高齢者ワクチンの接種が始まりますけれども、実施主体となる各市町村のワクチン接種開始の準備状況はどうか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 当面の間、国からのワクチンの供給に限られるという状況でございますが、その供給量に応じて、県内でも4月の中旬から徐々に接種が開始される見通しとなっております。

市町村における準備状況としましては、個別接種、集団接種など、接種の枠組みは一部でまだ調整のところはありますけれども、おおむねめどが立っている状況でございます。一方、日程の確定がなかなかできないことから、医療従事者等の確保に苦慮されている市町村も少なからずございますので、各福祉保健所のサポートチームを中心として、県も一緒になって市町村の取組を支援してまいります。

○23番（西森雅和君） 次に、国は、いつどこで何のワクチンを接種したかということを確認するために、ワクチンの接種記録システムというのを新たに整備しようとしております。このワクチン接種記録システムはいつ出来上がるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） お話のございました新たなシステムは、現在政府が開発をしております、4月12日以降高齢者への接種の開始に合わせて運用を開始するというふう聞いております。

○23番（西森雅和君） この新たなワクチン接種

記録システムに対して、県内の市町村からどのような声が上がっているのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） この新たなシステムは、住民の接種状況が把握できまして、接種回数や接種日などの問合せへの迅速な対応が可能となることから、円滑なワクチン接種につながるものと市町村からは期待をされております。その一方で、他のシステムへの入力と重複する内容の入力作業など、作業量の増加による職員の負担の増加などを懸念する声も上がっております。

○23番（西森雅和君） 市町村は、従来の予防接種台帳システムというのがあるわけでありまして。そこにV-SYSという、またシステムが今入って、今回またさらにシステムが入ることに対して大変不安も持たれているというふうに思いますけれども、やはりこの新しい予防接種の記録システムというのをしっかりと導入をしていかなければならないというふうに思います。入れる最初は、相当大変な状況もあるとは思いますが。だけれど、今入れておくということが、将来あらゆることに迅速に対応できることにつながってくるというふうに思います。

各自治体では、短期間の間に2回打たないといけないとか、また副反応に対する問合せが発生するとかということへの対応、また接種したという証明が必要になる場合も、例えば海外に行くときそれを求められて必要になるとかという場合もあるかもしれません。従来の予防接種システムというのは大体二、三か月してからデータ化されていますので、それまでの間、紙ベースでしか残っていないという、こうした状況があります。

そういう中で、複数回接種のタイミングの把握であるとか、引っ越しの場合の対応、住所地以外での接種の場合の対応とか、新しいシステ

ムが入っておればリアルタイムで把握することができるということでありまして。ワクチン接種記録システムを入れておいた場合、副反応が出たときに、いつどこで誰がどのロットナンバーのワクチンを打ったのかというのが分かるということにもなっているそうでありまして。こうしたことを考えると、やはりワクチン接種記録システムを入れておかなければならないというふうに思います。

県は、国で整備しようとしている新たなワクチン接種記録システムの活用をやはり市町村に対しましても全力で進めていくべきであるというふうに思いますけれども、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 先ほど申しましたように、市町村からは負担を心配するお話もありましたことから、同じ情報を何度も入力しなくてもいいように、他のシステムとの情報連携を図るなど早期にシステムを改善することについて、全国知事会を通じて国に提言をしたところでございます。そして、ただいま議員からお話がありましたように、希望する県民の皆様には短期間に2回のワクチン接種を確実に実施するためには、個人単位の接種状況などをリアルタイムに把握できることは非常に有効だというふうに考えておりますので、県としても大いに進めてまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） なかなかやっぱり、そうはいっても市町村がということにはなるわけですが、いろんな声を聞いてみますと、やはりしっかりと様々な、スタッフの問題もあります、財政的なこともあります、そういうことを国のほうとしてもしっかり見ていただきたいという、そんなお声もありましたので、県のほうからもさらに国に対してもそういった声を上げていただきたいというふうに思います。

続きまして、県内には多くの外国人の方もい

らっしゃいます。外国人は接種できるのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 観光など短期の滞在ビザの方は対象とはなっておりませんが、原則として居住をされている外国人の方は対象となります。

○23番（西森雅和君） 分かりました。

続きまして、接種の意思表示のできないという方も中にはいらっしゃると思います。そうした場合に、家族の了解で接種ができるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 御本人の意思が確認をしにくい場合は、御家族やかかりつけ医などの御協力を得まして御本人の意思確認を行っていただくことが考えられます。ただ、本人の意思に基づき接種をいただくものでございますので、御家族や医師などの協力を得てもなお接種の意思を確認できない者に対して接種を行うことは、国も想定をしております。

○23番（西森雅和君） 続きまして、接種をしてはいけない人というのはどんな人なのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 明らかに発熱をしている方、これは37.5度以上というふうにされております。それから、重い急性疾患にかかっている方、接種を受けるワクチンの成分により過去にアナフィラキシーを呈したことがある方といったケースでは、接種することは不相当とされております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。また、16歳までの子供とか妊婦のそういった情報も、ぜひ入り次第、情報提供のほうもお願いをしたいというふうに思います。

接種はどこまでも努力義務であります。接種を希望しない人には、体調の問題であったり持病など様々な理由があると思います。そのような人に対して差別が絶対にあってはなりません

けれども、その具体的な対策について健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 御指摘のとおりでございます。現在、県のホームページ上において、接種を受けることは強制ではないこと、自らの意思で接種を受けていただくことと併せまして、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、県民の皆様をお願いをさせていただいております。引き続き、様々な機会を捉えまして、そうした点についての周知を徹底してまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。しっかりとよろしくお伺いをいたしたいと思っております。

次に、警察本部長にお伺いをいたします。お金を払えば優先的に接種ができるといった、ワクチン接種に関する詐欺も心配するところあります。接種費用の無料の徹底とか、そういうことを徹底していただきたいというふうに思います。

ワクチン接種詐欺対策には万全を期していただきたいと思っておりますけれども、その対策について警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 全国的に見ますと、ワクチン接種の優先予約を口実に金銭を要求する不審電話というのが発生しております。四国内では愛媛県において、同様の不審電話を認知しているところでございます。現在までのところ、県内におきましては、同様の不審電話や被害の発生は認知しておりませんが、今後、ワクチン接種が本格運用になると、県内での被害発生も懸念されるところでございます。

このため、県警察では、ワクチン接種詐欺防止を報道機関に広報していただく際には、ワクチン接種は無料であることを強調していただくとともに、県警察のホームページやツイッター

等、あらゆる広報媒体を活用して情報発信や注意喚起をしております。また、ワクチン接種につきましては市町村が主体となって行われることから、各市町村や消費生活センター等関係機関との連携をして、新型コロナウイルス感染拡大に便乗した詐欺被害対策に努めてまいります。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。しっかりとよろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、デジタル社会に向けた教育の推進について教育長に伺っていきたく思います。

今年度、公立小中学校では、1人1台タブレットの導入が行われたところであります。そして、来年度中には、県は県内全ての県立高等学校等に1人1台タブレット端末を整備することとし、補正予算を計上しております。この各学校での1人1台タブレットの導入に伴い、県は個々の学力を引き出す新しい学習スタイルの実現を目指すとしています。

そこで、教育長にお伺いしたいと思えますけれども、児童生徒におけるタブレット端末を使った新しい学習スタイルの狙いは何か、お伺いたします。

○教育長（伊藤博明君） 学校の新しい学習スタイルでは、オンラインドリルやスタディーログと呼ばれる子供の学習の履歴などを用いることによりまして、一人一人の学習定着度などに応じて個々の学ぶ力を引き出す最適な個別指導の実現などを目指しております。また、臨時休校の際に自宅で授業を受けるなど、新型コロナウイルスへの対応としても効果があるというふうに認識をしております。

加えまして、このタブレット端末を活用した不登校の児童生徒の自宅等における学習機会の確保や、特別な支援が必要な子供たちへの個別支援など、厳しい環境にある子供への支援の充実にもつながるものというふうに考えておりま

す。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。

一昨年の12月でありますけれども、経済協力開発機構、いわゆるOECDが発表した調査によりますと、日本の子供が学習で情報通信技術、いわゆるICTを使う時間は、加盟国37か国中最下位だったということでもあります。一方、SNSやゲームをする時間は、加盟国中トップであったということでもあります。

今の子供たちは、デジタル環境に囲まれて育っている、いわゆるデジタルネイティブ世代とも言われておりますけれども、ICTをほとんど娯楽にしか使っておりません。なぜならば、学校という教育現場でICTがあまり活用されていないためであります。

今、国際社会では、自分でICTを使って情報を収集し、自分なりの考えを明確にし、それを誰かに伝えてディスカッションするような能力が重要だとして、教育が進められております。我が高知県の児童生徒も、学校現場のICT化が進むことで、学ぶ意欲や学ぶ力を発揮してもらいたいと願うところであります。

今後、情報社会はさらに進んでまいります。デジタル社会に向けたこれからの教育の重要性を大いに感じるところでありますし、デジタル化に向けて、機器、機材のさらなる整備や、プログラムをより充実させることが必要であると思えます。

そこで、デジタル社会に向けて高知県の教育をさらに進めるために、高知県の教育デジタル化推進計画といったものをつくって、計画的、体系的にデジタル社会に向けた教育の取組を進めていってはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いたします。

○教育長（伊藤博明君） 御指摘いただきましたように、ハード面の整備と、それから教員のICT活用指導力の向上などのソフト面の取組を

計画的、体系的に行うということは大変重要であるというふうに認識をしております。

今年度からスタートいたしました第2期の教育大綱、それから教育大綱を踏まえて具体的な事業計画を規定しました第3期の教育振興基本計画におきまして、新たに、デジタル社会に向けた教育の推進というのを基本方針の柱として位置づけまして、これらに基づいて学校のICT環境の整備や教員研修などを今実施しているところでございます。今月末には、この教育大綱及び教育振興基本計画を改訂いたしまして、デジタル技術を活用した学校の新しい学習スタイルの構築に向けた取組を一層強化充実させていくというふうにしております。

この教育大綱及び基本計画に基づく取組につきましては、総合教育会議や学校関係者、有識者から成る教育振興基本計画推進会議におきまして、年に複数回、進捗状況を確認していただいております。学校や社会を取り巻くデジタル化の動向は極めて変化のスピードが速いことから、しっかりとPDCAサイクルを回すことで、この変化に即応した取組の改善につなげていきたいと、そういうふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 分かりました。振興計画の改訂でしっかりとうたい込んで、PDCAサイクルを回しながら行っていただけたということでございます。

続きまして、大変細かな質問になるわけですけれども、1人1台タブレット端末は卒業するときには返却をすることになるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 今回のGIGAスクール構想により整備しましたタブレット端末につきましては、児童生徒が学校から貸与されることとなりますので、卒業する際には返却することになるというふうに考えております。

また、転校する場合には、基本的に、転出す

る学校にタブレット端末を返却した上で、転入先の学校から改めて貸与されるというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） あと、来年度以降入学してくる新入生にもタブレット端末は今後整備をされていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 卒業時にタブレット端末を返却することになりますので、返却された端末をそのまま新入生に貸与するかどうかは各学校の判断になりますが、必要な台数は引き続き学校で確保されておりますので、新入生分を毎年度新たに購入するということは想定しておりません。

○23番（西森雅和君） 数年すると、全てのタブレット端末というのを買い換えないといけないということになっていくと思うんですね。どのくらいでしょう、その機器の耐用年数というのがどれくらいあるか分かりませんが、数年するとそういうタイミングになってくると思います。

そうすると、小中学校における今後のタブレット端末整備の費用というのほどが、今回は国が見たという部分があったわけですが、今後の費用の負担ということに関して教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 小中学校におけます1人1台端末環境の整備につきましては、学校の設置者であります市町村等に対しまして国が定額の補助金制度を創設したことにより、今回実現をいたしました。耐用年数が経過した後の更新につきましては、多額の財政負担を伴いますことから、これまで知事会等の要望におきまして、過度な負担が生じることがないように、更新費用に係る財政措置を求めてきております。

文部科学省は、更新に際しての費用の在り方は、今後関係省庁や地方自治体等と協議しながら検討を進めていくというふうにしておりまし

て、今後とも国の検討状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 県は、知事会とかでもタブレット端末の整備の費用を国に要望しているということでもありますけれども、国に対して、より強い要望を続けていただきたいということをお願いいたしまして、次に移ります。

次に、里親制度に関してお伺いをしたいと思います。

里親制度は、経済的な理由や養育環境など様々な事情によって生みの親の元で育つことができない子供たちを一時的に家庭内に預かって養育する制度であります。この里親制度の下で、信じられない事件が先日報道をされておりました。先日の2月18日付の高知新聞によると、県内の里親が里子の少女にわいせつ行為をしたとして、高知地方裁判所は里親に対して懲役3年、保護観察つき執行猶予5年を言い渡したというものであります。

事件の内容は新聞報道でしか分かりませんが、新聞の記事を引用させていただきたいと思えます。「判決によると、男は里子として迎え入れた少女に対し、監護者としての影響力を利用し、自宅で体を触るなどしたと述べている。」とあります。

また、里親からわいせつ行為を受けた少女は、高知地裁で次のように証言をしています。これも高知新聞を引用させていただきますけれども、「どうして自分だけが、と絶望した。嫌なこと、しんどいことを吐き出せる場所はどこにもなかった」と孤独感を訴えた。」とあります。そして、「裁判で少女は、施設を出て里親宅で暮らすようになった生活を「私を大事に扱ってくれることはなかった。たたかれたり、言うことを聞かないと怒られた」と振り返り、「誰にも相談することはできず、生活はつらかったけど、耐えるしかなかった。児相の人はほとんど来てくれなかつ

た」と訴えた。」とあります。

本来であれば温かく家庭的な養育の場である里親制度であります。この里親制度の中で起こった信じられない事件であります。少女はどんな思いで日々暮らしていたのか、この少女のことを思うと悲痛な思いになりますし、許せない思いであります。

そこで、知事に伺いますが、この事件をどのように感じたのか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回、御指摘のような事件が起きたことは、大変遺憾であります。また、被害に遭われたお子さんの気持ちを思いますと、私も本当に悔しい思いがいたします。

児童が信頼を寄せるべき立場の養育者が児童の人権を侵害するというようなことは、絶対にあってはならないことだというふうに思います。被害の児童に対しましては、児童相談所が丁寧に心のケアを実施してまいります。

厳しい環境にあります子供たちの社会的な養育に当たりましては、児童の最善の利益、これを第一といたしまして、心身ともに健やかに育つよう、そういう環境を整えるように努めていかなければいけないというふうに考えております。今後、二度とこうした事件が起こることのないように、再発防止に全力で当たってまいります。

○23番（西森雅和君） 県内における過去の里親による虐待の実態について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 平成21年の児童福祉法の改正によりまして、里親などの被措置児童等への虐待について定義がされた以降でございますが、本県で発生した里親による虐待件数は28年度と令和元年度にそれぞれ1件となっております。いずれも身体的虐待の事案でございます。平成28年度は、里親が児童の後頭部を手で押して床に1回当てたものでございます。

令和元年度は、里親の同居人が児童の頬を平手で軽く1回たたいたものでございます。いずれも児童にけがはありませんでした。2件とも、児童福祉法の規定に基づきまして、里親を登録名簿から抹消しております。

○23番（西森雅和君） 県内、今まで今回も含めて3回ということでありましてけれども、3回の虐待があったと。県内における里親の数からして、過去10年程度で虐待の割合というのはほかの県に比べて多いのではないかとこのように感じております。

過去の虐待事例のときにどういった対応がなされたのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 平成28年度の事案では、児童相談所におきまして、登録里親を対象に、児童の権利擁護や体罰の禁止に関する研修を実施いたしました。令和元年度の事案では、こちらのほうも登録里親を対象に、里親家庭における子供への適切な関わり方などについての事例研修会を実施したところでございます。

○23番（西森雅和君） 様々な対応がなされたというふうに思いますけれども、なぜ今回のような事件が起こったのか、今回の事件の原因というのをどのように考えられているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 今回の事件につきましては、まず里親については、厳しい環境にある子供たちを守り育てる立場にあるという、そうした自覚をなくして、その責務を怠ったということがあろうかと思っております。また、児童相談所におきましては、児童のサポートケアなど支援に努めておりましたけれども、残念ながら今回の問題に気づけなかったということがございます。そして、児童が直接SOSを発信しやすい環境の整備、こういったものが十分でなかったのではないかと、このように考えております。

す。

○23番（西森雅和君） 再発防止に向けて、今後具体的な対策をしていただきたいというふうに思いますけれども、具体的にどのような対策を今後取っていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の事案を受けまして、再発防止に向けて、県の児童福祉審議会の御意見も伺いました。その上で、この再発防止策としては、1つには、児童の権利擁護の取組を強化すること、もう一つは、里親研修を充実すること、この2本柱で取り組んでまいることといたしております。

まず、児童の権利擁護の取組の強化といたしまして、具体的には、1つには、児童相談所あるいは里親支援機関によりまして児童の面接機会を増やしていくと、これによりまして児童の意見を十分に聞き取る、こういうチャンスを増やしていくということ、それからまた、弁護士の協力も得まして、ただいま地域福祉部長が申しましたけれども、児童が直接SOSを出しやすい、そういう環境が足りなかったんでないかと、これをつくっていくということについて具体的に検討してまいります。

次に、里親研修の充実という点につきましては、児童への適切な関わり方あるいは虐待の予防に関します実践的な研修が行われますように、研修の内容を充実していくということが必要だと考えておりますし、里親の研修機会も拡大をしていくことを考えております。

こうした対策につきましては、本年度児童相談所に配置した児童福祉司に加えまして、来年度は心理訪問支援員を専門機関に増員配置をするといった形で、しっかりと体制も強化して取り組んでまいります。

○23番（西森雅和君） 時間となりました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（西内健君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後2時15分まで休憩といたします。

午後2時5分休憩



午後2時15分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は35分です。

26番武石利彦君。

○26番（武石利彦君） お許しをいただきましたので、質問を始めたいと思います。一燈立志の会の武石でございます。

令和3年度の当初予算議案、これについての審議が連日されておるところであります。この予算議案を見させていただいたときに、私の場合は特に中山間地域の活性化といいますかね、そういったところに力を入れて活動させていただいておる、そういった気構えでおるんですが、例えば中山間地域で安心して暮らし続けられる、そのための予算議案も非常にきめ細かく編成をされているなあということ、議案を見たときに実感しております。ぜひとも、そういった目配り、気配りの利く濱田県政として、県民の不安に伝えていく、安心して高知県で生活することができるというようなことに一層邁進をしていただきたいし、そうしていただけるものというふうに力強く感じて、今回の当初予算議案を見させていただきました。

その中から特に今日は、健康長寿県づくりであるとか、安心して中山間地域でも子育てができる、そういった内容について何問か質問させ

ていただきますし、そしてまた移住促進につながるようなお取組もされるということですので、その点についても触れさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問であります。先ほど申しましたように、安心して中山間地域で暮らすためには、例えば病気になった場合に、入院から退院、そしてまた在宅への一貫した流れを確立する必要があると思うんですけども、それについてどのようにお取り組みいただくのか、地域福祉部長に御所見をお聞きいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 高齢者が病気やけがで入院しても、必要な治療やリハビリテーションなどを受けて、在宅での生活に戻れるようにすることが大切でございます。このため、入院から退院までの間において、地域や医療機関の様々な職種が協働して、患者が希望する在宅生活を実現できるよう、入退院支援体制の構築を進めているところでございます。この中には、入院や退院の際に適切な医療や介護サービスを受けることができるよう、統一の様式を定めた入退院時引継ぎルールによりまして、地域のケアマネジャーと病院との情報共有を図り、スムーズな入退院につなげております。

さらに、安心して自宅で療養いただけるよう、ICTを活用した医療介護情報連携システム「高知家@ライン」によりまして、医療機関と介護事業所が患者の状況を共有し、連携して支援できるよう取り組んでおります。このシステムにつきましても、これまで安芸圏域でモデル事業に取り組んできました。今後、県内全域へ拡大をしていきたいというふうに考えております。

こうした一連の取組の充実強化によりまして、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる高知版地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

○26番（武石利彦君） それでは次に、健康寿命

を延ばすための取組、これはどのような具体的な内容になるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 健康寿命の延伸に向けて、いわゆるポピュレーションとハイリスクの両面からアプローチをして、取組を強化してまいります。

まず、ポピュレーションアプローチとしては、今年度、昨年11月から、県民の皆様が運動、野菜摂取、減塩、節酒、禁煙という5つのことに対して無理なく健康的な行動を取っていただくよう、「高知家健康チャレンジ これでもえいがや！」というのをスタートさせておりますので、今年度の取組を検証しまして、さらに効果的な取組となるよう充実を図ってまいります。また、高齢者の口腔機能を維持するためのオーラルフレイル対策として、口腔対策とかみ応えや栄養価のバランスを考慮した食事を組み合わせた高知県版のプログラムを作成して、実践をしております。

一方、ハイリスクアプローチとしては、これまで取り組んできております糖尿病性腎症対策に加えまして、循環器病対策として、モデル市町村において、治療中断者や未治療者のレセプトデータから、AIを活用しまして治療復帰確率と重症化傾向を導き出し、その人に最も効果的な言葉で受診勧奨を行うという取組を新たに始めることとしております。

このように、ポピュレーションとハイリスクの両面の取組を充実強化しながら、健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいります。

○26番（武石利彦君） 中山間地域は、都市部と比べますと、最寄りの医療機関へのアクセスが遠いかいろいろ不利な面もあると思うんです。そんな中で、かかりつけ医を軸とするプライマリヘルスケア、これに取り組むことが非常に重要だと思うんですけれども、その体制充実に

ついて知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 県民の皆さん誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるというためには、ただいまお話もありましたようなかかりつけ医の存在はとても重要であります。特に中山間地域におきましては、専門ごとの診療科の医師を医療機関にそろえるということが大変困難になってまいりますので、総合的な診断能力を有します、いわゆるプライマリーケアを担うことができる医師が重要だという、この度合いが中山間地域においては非常に高いというふうに言えると思います。

このため、県におきましては、平成30年度から、県内の32の医療機関と連携をいたしまして、総合診療専門医を育成いたしております。これまで5名の医師が参画をいたしまして、この春にはこのうち2名の医師が専門研修を修了いたしましたし、来年度には新たに1人がこの専門研修を開始する予定といたしております。

また、人口の特に少ない中山間地域におきましては、自治医科大学を卒業いたしました医師などの配置でございますとか、県が運営をいたしますへき地医療支援機構の医師によります診療応援などを実施いたしまして、地域地域の病院、診療所での医療継続を支援してまいります。

在宅医療に取り組む医療機関の支援あるいは訪問看護師の育成なども通じまして、今後とも、特に中山間地域におけますプライマリーケア体制の確保ということを念頭に、しっかりと対応してまいります。

○26番（武石利彦君） ぜひとも中山間地域にかかりつけ医の体制を充実していただきたいと思っております。それとまた同時に、集落活動センターの活用なんかも視野に入れられているというふうにもお聞きしておりますし、また訪問看護の体制も充実していただけるものというふうに確信をしておりますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

それから、今、コロナ禍でなかなか受診控えをされる方も多いというふうにお聞きしておりますし、私も幾つか病院を回りました、そういったお話を聞かされております。やっぱり異口同音に皆さん医療関係者がおっしゃるのは、受診控えによる病気の悪化とかそういったことが心配だという声を聞きますもんで、懸念をしておりますが、この点について健康政策部長、どのように状況を把握しておられるのか、お聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 全国的に、新型コロナウイルスの感染症の流行によりまして、医療機関への受診控えというのが課題になっております。

本県では、国民健康保険及び後期高齢者医療の外来の月別診療報酬額を見た場合、感染流行初期の昨年4月、5月では、前年同月比で10%以上減少をいたしました。6月以降はやや改善をしましたが、それでも前年同月比で3から5%は減少しております、一定の受診控えが続いているものというふうに考えられます。また、乳幼児健診や特定健診、がん検診の受診率もやや低下をしております、今お話がありましたように、今後健康上のリスクを高めるおそれというのがございます。

このため、県のホームページにおいて適正な受診を呼びかけますとともに、各種健診の適正受診に向けた新聞広告などの広報を行うなど、県民に対する啓発を行っております。また、健診の適正受診だけでなく、いわゆる一般的な医療の適正受診に向けましても別途広報したいというふうに考えてもいるところでございます。

院内感染対策をしっかりと図ることなど、医師会などの関係団体と連携をしながら、一方で、そうした広報を通じて、医療機関や健診等の受診控えを抑制しまして、県民の健康水準を確保

するよう努めてまいります。

○26番（武石利彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、先ほどの健康政策部長の御答弁にもありました歯の健康ですね。口腔ケアにも力を入れていただけると、こういうことでありますし、特に在宅の歯科診療ですかね、これにも力を入れていただけるということで、大変心強く感じる次第でございます。

そして、先ほど公明党の西森雅和議員から新型コロナウイルスワクチン接種についての詳しい説明があったわけではありますが、私も医療機関でお話を聞きますと、ワクチン接種を行う医療機関——例えばこんな声を聞きます。

例えば、今マスクとか防護服とか手袋とかそういう診療材料が非常に値段が高くなっている、高騰しているということで、ワクチン接種をするとなるとそういった材料も購入しなくてはならないという経費の負担、それから、これも西森雅和議員からも出ていましたが、いわゆるV-SYSへの入力作業が増えるとか、それから、ある病院でお聞きしたのは、通常の診療時間は診療時間で確保しないといけないので、ワクチン接種はどうしてもその診療時間が終わってからといいますかね、切り上げてからになるということで、やはり医療スタッフの時間外勤務が増えてくるんじゃないかというような、経費面それから労力面いずれも負担がかかると、こういった声を聞くんです。

そういった医療機関に対するワクチン接種に係る支援策といいますかね、これをどのようにお考えになっておられるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） このワクチン接種につきましては、何といたっても医療機関の御協力によって成り立つものでございますので、大変感謝をするところでございます。通常診療

も行いながらの接種でございまして、さらに、お話のありましたことなど様々、医療機関に大きな負担が強られることと考えております。

県では、まず行われます医療従事者向けの優先接種においては、接種を担当していただける医療機関にマスクなどの医療用物資を配付いたしますとともに、医療機関間のワクチン運搬業務をアウトソーシングするなど、医療機関の負担を少しでも軽減できるように取り組んでまいります。また、その後の市町村が行う住民接種につきましては、基本的に医療用物資は市町村を通じて配付されることとなりますし、今お話にございました例えば休日勤務に係る手当相当分などには、市町村が使える国の補助金が活用できますので、そうした支援策に関して市町村に情報提供もしっかりと行って、関係機関の負担軽減が少しでも図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○26番（武石利彦君） よろしくお願ひいたします。

それから、本議会でも複数の議員から質問が出ていますいわゆるデジタル化の推進と、こういうことでありますが、積極的に濱田県政としてこのデジタル化の推進に取り組まれるという御答弁もいただいておりますが、この健康づくりの分野にもしっかりとデジタル化の推進を根づかせていただいて、距離の格差とか都市部と中山間地域の格差が極力縮まりますようお願いをしたいと思います。

それでは、次の子育て支援の質問に移らせていただきたいと思いますんですけど、中山間地域で子育てをする親御さんのお話も聞きますと、やはり産科それから小児科がなかなかこの地域にないのでという不安の声もよく聞きます。

そういった中で、この当初予算を見ましたときにも、妊娠期から子育て期まで充実した支援を行うと、総合的に支援すると、こういう予算

が組まれておりますが、この点について具体的に地域福祉部長にお聞きしたいと思います。

○地域福祉部長（福留利也君） 高知版ネウボラにつきましては、市町村の母子保健、児童福祉、子育て支援などの関係機関の連携体制の構築に取り組んできております。来年度からは、こうした市町村における関係機関の連携した取組をさらに強化し、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上を図ることとしております。このため、母子保健や児童福祉分野の専門家を市町村に派遣をいたしまして、個別に助言・指導を行いまして、子育て家庭の孤立化や児童虐待を防止する対策を強化してまいります。

また、発達障害のある子供への支援につきましては、市町村が実施する乳幼児健診に臨床心理士などの専門職を派遣し、早期の支援につなげる取組を進めているところです。来年度からは、専門的な療育機関の参入が困難な中山間地域における支援体制を充実するため、専門職による保育所などへの訪問支援を行うこととしております。

こうした取組を通じまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援の充実に取り組んでまいります。

○26番（武石利彦君） それでは次に、子育て支援サービスの提供をさらに充実させるためにどのような取組をなさるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 子育て家庭の様々なニーズに対応するため、来年度から、地域子育て支援センターにおきまして、母子保健事業と連携した産前産後のサポートや病児・病後児保育、一時預かりなどの多様なサービスが実施できますよう、市町村が施設整備などを行う場合に補助を行うこととしております。あわせて、地域子育て支援センターを気軽に利用できるよう、子供の遊び場の整備や、子育て家庭

が必要とするサービスの情報を提供し利用を支援する専門員の配置、こういったことに取り組む市町村を支援していくこととしております。

こうした取組を通じまして、市町村における子育てサービスをさらに充実してまいりたいと考えております。

○26番（武石利彦君） 次に、独り親家庭への支援についてお聞きしたいと思うんですけど、コロナ禍による生活への多大な影響を受けておると、そんな状況もあるというふうに認識しております。そういった意味で、独り親家庭への支援というのがさらに必要になっていると思うんですけど、どのようにお取り組みになれるのか、地域福祉部長にお聞きしたいと思います。

○地域福祉部長（福留利也君） 議員の今お話にありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育てと仕事を独りで担う独り親家庭の負担は一層大きくなっていると思います。

こうした独り親家庭を支援する制度としまして、技能の習得につきましても、看護師や保育士、介護福祉士などの養成校で修学する期間の生活費等の給付あるいは就職に役立つ資格取得のための講座の受講料を助成する制度がございます。貸付制度につきましても、子供の大学等の修学費用や、離職後の生活資金の貸付けなどがございます。そのほかにも、子供の進学に際しての奨学金制度や、生活に困窮した際の生活保護制度がございます。

こうした様々な支援制度を活用していただけますよう、まずは市町村や社会福祉協議会、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室、こういった相談窓口につきましても、マスコミやウェブ等を通じて広報を充実してまいります。あわせて、これらの相談窓口におきまして、一人一人に寄り添いながら

きめ細かく支援をしてまいります。

○26番（武石利彦君） 次に、学校現場での取組についてお聞きをしたいと思うんですけど、不登校児童生徒とか、それから家庭学習の機会が十分でない、そういった児童生徒の学習機会の確保について教育長、どのようにお取り組みになれるのか、お聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 不登校の児童生徒は、全国的にも本県においても年々増加傾向にありまして、学力不振はその主な要因の一つにもなっております。また、不登校によって学校や学習から遠ざかり、学力低下を生じさせる場合もございます。そうしたものの解決に向けまして、子供やその学力の状況に応じた重層的な支援体制の構築が重要となっております。

このため、教室に入れなくて、また入りづらくて不登校となっているが登校ができる児童生徒には、空き教室などを活用した個別支援が大変効果的となっております。そこで、来年度は、個別支援のための校内適応指導教室をモデル校に設置しまして、研究を実施してまいります。また、登校が困難な児童生徒につきましても、市町村の教育支援センターを拠点といたしまして、そこで学習支援を行うことが有効となりますので、本年度から県教育センターが市町村との遠隔授業を試験的に実施しておりまして、併せて来年度からはタブレットを活用した学習プラットフォームの利活用について実践してまいります。さらに、家庭学習でのICTの活用についての研究も進めてまいりたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） 今これまで、中山間地域における健康長寿県づくり、そして子育て支援について幾つか質問をさせていただいたところでありますが、移住を考えている、検討している方とか移住者のお話を聞きますと、やはり仕事ですよね。移住してどういう仕事をするのか、

どこに住むのか、それから子育ての環境がどうなのかということを検討されて移住を決められた方が多いような実感を私は持っています。また中には、仕事場はここだけれど住まいはここで、ちょっと離れているし、それから子供が通う保育園なんかはまたそのエリアからはちょっと違うところにならざるを得ないということで、なかなかこの3つの要素のマッチングも難しいんだなあという気がいたしております。

これから濱田県政として移住政策に取り組まれる中で、こういったことも当然考慮していただけたらと思うんですけど、その中で、るる質問させていただいたような、病院が遠いとかそういう心配もあるわけですので、そのところをデジタル化の推進も踏まえて何とか、繰り返しになりますけれど、格差を埋めていただきたいというふうに思っております。

それからまた、子育て支援センターの活用も予算議案に盛り込まれておりますし、これにも大きな期待をしておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで次に、移住を促進するという意味からも、知事からもるる力強い、都市から地方への流れと、これをつくるんだという御説明がっておりますが、ここでお聞きしたいのは、知事のおっしゃる都会から地方への流れをつくるためにどのような具体的なお取組をされるのか、これを知事にお聞きしたいと思ひます。

○知事（濱田省司君） 今回のコロナ禍を契機といたしまして、都市部、大都市部で暮らす人々の間に、1つには、テレワークが非常に一般的に広がっているということがございます。また、働き方の面でも、ワーケーションですとか副業・兼業あるいは遠隔勤務といった新しい働き方というのも出てきているということでございます。

地方への新しい人の流れを本県に呼び込むということに際しましては、ただいま申し上げま

したような新しい働き方を志向する方々へのアプローチを強めていくということ、併せまして高知県サイドの市町村も含めました受入れ体制の整備といった、この2つの面での取組が重要になってくると考えております。

このうち、言わば移住の予備群といひますか、移住をお考えになる方々へのアプローチという面に関しましては、個々のニーズに応じてワンストップで情報収集ができますようなウェブサイトを新たに設けまして、ここを通じてアクセスをいただくと、そしてこうしたそれぞれターゲットに合わせました戦略的な情報発信を強化していくということが取組の柱になると考えております。

一方、受入れ体制の面で見ますと、1つには、新しい働き方を実践するのに必要な情報インフラを充実整備する、これが大前提になるということだと思ひますが、具体的なシェアオフィスなどの言わば受皿といたしまして、高知市の中心部にシェアオフィスの拠点施設を整備すると、そしてそこからさらに中山間地域のサテライトオフィスへ展開をしていただくということを視野に入れて、中山間地域におきますオフィスの整備もしていくということ、さらに本格的な移住までに一定期間滞在ができるような住宅の確保を図っていくというような取組が必要であるというふうに考えております。

さらに、仕事ということに関して申しますと、副業・兼業を希望する方に企業や地域を紹介するような仕組みでございますとか、ワーケーションの問合せの窓口を設置するといった形で、マッチング機能を強化していくという取組も必要であるというふうに考えております。

こうした取組を、関係の部局が連携をして効果的に推進をしていくということ、それによりまして、本県での暮らしや働き方に関心を深めた方に積極的にアプローチをして移住につなげ

てまいりたいというふうに考えておりますし、先ほど議員からお話がありました中山間地域を含みます本県の例えば医療であったり子育てであったり、そうした環境が、本当に望ましい環境が整っているということがその大きな基盤になっていくということとっておりますので、そうした環境整備にも意を払ってまいりたいと考えております。

○26番（武石利彦君） 先日も県内のある町長さんとお話をする機会があったんですけど、キャンプ場をワーケーションのエリアに活用したいと思っている、そのためにはW i - F i 環境の充実が必要なんで、早急にそれに取り組んでいこうと思っているというお話もありました。ぜひ、知事もおっしゃられるように、高知県の非常に自然の豊かなそういった環境の中でのワーケーションを推進する、大変いいことだと思いますし、そのためには先ほど申し上げましたようなインフラ整備、ネット環境が必要になると、こういうことでありますので、そのあたりもぜひとも御支援をいただけたらというふうに思っております。

それから、このたび国土交通省から、都市と地方の2つの拠点で生活をする、そういった二地域居住、こういった方針が打ち出されて、恐らく今月にはその協議会も立ち上がる、で、2拠点を移動しなくちゃ当然ならないので、その交通費を支援するのかどうかとか、そういったことも協議会で支援策として出していくというような報道もなされておりました。私も大変いいことだと思いますし、これが推進されると移住、定住にもつながっていくんだろうというふうに期待もしておるところであります。

その二地域居住を推進することについての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありました全国二地域居住等促進協議会という新しい組織が本

日まさに設立をされました。本県からは、県と5つの市町村が参加をしまして、これの促進に取り組もうということで参加をいたしているところでございます。

これまでは、この2地域の居住といった場合に典型的なパターンは、大都市部に生活拠点を持たれた方が週末などを利用して近郊の地方に赴きまして地方暮らしを楽しむという、どちらかといいますと大都市のほうを軸にした形での二地域居住というのが主流であったというふうに考えます。このため、なかなか移住ということには、特に本県を念頭に置いた場合、結びつきにくかった面があるというのが正直なところだと思います。

ただ、ここにある意味コロナ禍がチャンスになっているという部分がございます、コロナ禍を契機としてテレワークが広がってくると、そして就業場所の柔軟性も高まってくることがございまして、逆に地方での暮らし、こちらを軸にした新しい形の二地域居住というのが可能になる環境が生じつつあるというふうに考えております。実際、民間のアンケート調査で、東京都内に住みます20代以上の男女を対象とした調査によりますと、地方暮らしに関心があると回答した方のうち42.4%が、具体的な地方暮らしのスタイルとしてこの二地域居住というのを挙げたということも承知をしております。

こうしたことから、今後、地方に生活の拠点を移して、必要なときだけ大都市部に出向くといった形での新しい二地域居住といいますか、新しいライフスタイルの広がりが発展をしていくということを期待いたしているところでございます。今回、協議会への参加を通じまして、この二地域居住の様々な先進事例について情報収集をいたしましたり課題の整理をいたしまして、具体的な促進の方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○26番（武石利彦君） ありがとうございます。

それでは、大項目の質問の最後に、今年度末をもって退任されることになりました岩城副知事にお聞きしたいと思うんですけど、私も平成11年当選組でありまして、その頃は橋本大二郎県政でございました。振り返ってみると、第1次、第2次の財政構造改革に積極的に取り組んだ時期だったなと思いますし、公共事業も大幅に削減されたり、県のいろんな1次産業の事業なんかも大幅に縮小されてしまったという大変厳しい時代だったというふうに記憶をしております。そういった中で、岩城副知事とは委員会でもやり取りをさせていただいたことを鮮明に覚えております。

これまでの副知事のお仕事は、香美郡の福祉事務所ですかね、そこを皮切りに、伊野土木であるとか、それから水産分野ですね、当時、海洋局でしたかね、それから財政とかいろいろ歴任をされておりますが、私の印象的には、新しい事業にすぐお取り組みになられた、そういった役割をこなされたという認識がございます。

この県庁時代を振り返ってどのような感想をお持ちになるのか、岩城副知事にお聞きをいたします。

○副知事（岩城孝章君） 県庁時代を振り返ってということですが、43年間長いようで短い時間であったかなというふうに思っております。その間、いろんな仕事をさせていただきましたが、印象に残っていることといえば、所属長、課長になってから、また部長になってから、頼りない自分ではございましたが、先頭に立ってやった事業というのがやっぱり印象に残っております。

1つ目としては、橋本県政下で否決議案というのが結構ありました。1つは旅費システムということで、否決された後人事異動を見たら私がそこへ行っていて、旅費システム、それ

と併せて総務事務システム、今は当たり前のように使われていますけれど、間もなく改修になると思いますけれど、そのシステムをつくったこと、システムにはあまり詳しくなかったんですが、ここにいる吉村観光振興部長、それと鎌倉健康政策部長に助けられてやったことを覚えております。

それからあとは、産業振興推進部長ということで、アンテナショップをつくったと、そのときは議会の皆さん方からも大変いろんな意見をいただきました。レストランのメニューに至るまで、動線、また県産品売り込みのときに地産外商公社として口座を持つのかどうかとか、そういうありがたい御意見をいっぱいいただきまして、高知県、県民を含めて総出でつくったアンテナショップだったというふうに思っております。そのアンテナショップが無事に開店したときには非常にほっとしたというふうなことを考えております。

そうしたいろんな取組を何とかやってこれたというのは、先輩であり同僚であり後輩の職員のおかげだったというふうなことで、ありがたく思っておりますし、今振り返ってみて、少しでも県政に貢献できたかなと自分自身が考えられるというのは大変幸せだったかなというふうに思っております。

○26番（武石利彦君） 岩城副知事のこれまでの県庁生活における御尽力に心より敬意を表したいと思います。

また、他の退職される県職員の皆様方の御尽力にもここで心より敬意を表させていただきますとともに、今後さらなる御活躍を心より御祈念申し上げます、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時50分休憩



午後3時10分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土森正一君の持ち時間は40分です。

2番土森正一君。

○2番（土森正一君） 自由民主党の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

これまでに新型コロナウイルス感染症に罹患されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様にはお悔やみを申し上げます。さらに、医療関係者の皆様にも敬意と感謝を申し上げます。

さて、高知県においては、11月21日に陽性患者が確認され、12月には511名の陽性患者の発生など、本県も第3波の波にのみ込まれました。濱田知事は、全国に先駆けて営業時間短縮要請を発表し、感染拡大の防止に全力を注ぎました。結果、1か月足らずで時間短縮要請が解除され、このことは県民一人一人の御協力のおかげだと感謝をしております。全国でも、12月の段階で、8時までの時間短縮要請に踏み切ったのは高知県と広島県でした。この決断が、第3波の拡大を全国より早く抑えることができた一つの要因だと考えており、その決断を高く評価しています。

さて、我が国の飲食サービス業の市場規模は、GDPの5%に迫る大産業であります。コロナ禍において、パブ、居酒屋では前年比9割以上の売上減少が生じており、自力での対応が困難な状況となっている、飲食店の盛衰は経営者、

従業員だけの問題ではなく、住民の幸福度や地域経済の振興に直結する課題であると、新聞の記事で書かれており、多様な飲食店が並ぶ繁華街が存在することで地域に人を引きつける力となっています。新型コロナウイルス危機後の人口移動において、高知県が選ばれる地域になるためには、これまで築き上げてきた食文化である飲食店や繁華街の存在こそが経済の回復のエンジンになると思っています。

しかし、昨年の県の制度融資などを利用され、何とかしのいできた事業者の皆様ですが、コロナ禍で先の見えない状況が長期化し、中大規模の事業者の皆様など、現状の制度では大変厳しい事業者が多くいると思います。

2月補正で打ち出された従業員数に応じた支援だけでは対応できていない事業者があると思います。そのような事業者への支援の拡充も必要だと考えますが、商工労働部長にその所見をお願いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 2月補正の新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金は、7月に創設しました雇用維持特別支援給付金の3か月、50%の売上減少要件を、2か月、30%へと、県としては限られた財源の中で一歩も二歩も踏み込んで見直しを行ったものです。多くの事業者が厳しい経営状況にある中、従業員規模と売上減少幅に着目し、特に厳しい状況にある事業者に支援が届くことに意を用いたところです。

県におきましては、給付金以外にも、経済対策として、地元での買物や飲食、県内観光を促進する「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」を実施しているところです。今回の給付金の対象とならなかった事業者にも経済対策の効果が届くよう、各部局とともに取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響は先行きが不透明なことから、今後とも県

内の経済動向を注視し、事業者の声も改めてお伺いし、さらに今回の給付金の検証も行った上で、必要な対策を実施してまいります。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

コロナは長期化になってきますので、長い視点で支援のほうをよろしく願いいたします。

次に、アフターコロナについてお聞きをいたします。ウイズコロナの時代は、現状一番の防止策は、感染者が拡大すればステイホーム、人の移動を止めることです。しかし、その繰り返しでは経済がもちません。アフターコロナの時代では、今ワクチン接種が徐々に行われており、近い将来治療薬が開発されると仮定すれば、原則としてステイホームもニューノーマルも必要なくなると思います。しかし、コロナ以前の元の社会に戻るかといえばそうではなく、テレワークなどが日常的に組み込まれたハイブリッド型の社会になるのではないかと想像されます。

歴史を振り返ってみますと、14世紀のペストが人類最初のパンデミックであろうと言われており、その後の世界はグローバリゼーションを加速させました。同様に、今回のアフターコロナの時代もグローバリゼーションが加速していきます。

高知県の経済対策については、ウイズコロナとアフターコロナを少し峻別して考える必要があると思いますが、アフターコロナの時代をどのように見据えて高知県のかじ取りをしていくのか、濱田知事の所見をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 来年度になりますと、県民向けのワクチン接種も始まります。いよいよ感染症の収束に向けました社会構造、経済構造の変化への対応に本腰を入れて取り組める時期が近づきつつあるというふうに考えます。

このため、第4期の産業振興計画ver. 2におきましては、戦略の方向性として、ウイズコロナ・アフターコロナ時代への対応というのを新

たに掲げまして、一步先を見据えました攻めの対策を行ってまいります。具体的には、各産業分野におきましてデジタル技術の導入を加速させるということ、そして地方への新しい人の流れを呼び込むための移住促進などの取組を強化していくことを考えております。あわせて、持続可能な地域社会づくりに向けて、脱炭素化、SDGsを目指した取組も進めてまいりたいと考えております。

これらに加えまして、本県経済の成長を牽引してまいりました地産外商や観光など、県外、そして御指摘がありました海外から外貨を獲得する取組を力強く展開してまいりたいと考えております。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、子供たちについてです。高知県の小中学校は、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年の2月末日から5月11日までの休校など、突然ニューノーマルな学校生活を強いられる状況となりました。県教育委員会や地教委、現場の先生も、未経験の対応に追われ、コロナ禍での子供たちに負担をかけさせないようにする、想像をはるかに超えたお仕事をされてきました。関係者の皆様には敬意を表します。

期待と夢を持って入学するはずが休校、その他の在校生も、これまでの学校生活の中で繰り返していた始まりと終わりの大切な組織づくりが不十分になっていないか、コロナ禍の影響で対話で学ぶ活動が少なくなり豊かな学びが不十分になっていないか、それらのことが、次の学年や中学校、高校に進学したときにメンタル面での影響が出ないかを心配しております。

もしそういった子供さんがいるのであれば、十分なケアをする体制を整えておくべきだと考えておりますが、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 本年度、学校では、新

型コロナウイルス感染症の影響で、夏休みなど長期の休みの短縮や、修学旅行等の行事の中止、またソーシャルディスタンスのためグループ活動の減少等の状況が生じました。当初、子供たちからは、学習の遅れによる進学への不安や、仲間に会えない寂しさなどの声が上がっておりました。県といたしましては、スクールカウンセラーの派遣や、心の教育センターの開所日を増やすなど、相談支援体制の充実を図ってきたところです。

現在は、コロナを原因とする不安の声はほぼ聞こえてきておりませんが、この感染症の影響は今後も残るといふふうに思われることから、進学時の不安軽減のため、同じ校区の小中学校に同一のスクールカウンセラーを配置するなど、効果的な支援体制について検討を行っております。また、各学校に対しては、気になる児童生徒について、校務支援システムなどを活用した早期の発見とスクールカウンセラーとの連携した対応など、組織的な対応の必要性などを通知し、周知してまいります。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

本年も、小中学校において不登校生徒数が少しずつですが増加する傾向にあり、支援の必要な子供たちが年々増加している状況の中で、学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門の方々に助言をいただきながら校内支援会を行っていると思っておりますが、生徒のメンタル面、保護者との相談など、学校以外の相談窓口である専門家の皆様の存在は年々大きくなってきています。一方で、スクールカウンセラーは平均週3.3回の勤務で、4校から5校の兼務という状況であり、緊急性のある問題に間に合わない、タイムリーに相談が届かない場合があります。

県外に目を向けてみますと、名古屋市のほうでは、全中学校にスクールカウンセラーを常勤

させるなど、充実したところもあります。

校内支援会を充実していくためには、スクールカウンセラーの常駐が今後必要だと考えていますが、教育長の所見をお願いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 多様化します生徒指導上の諸課題に対応するためには、専門的な知見を有する精神科医やスクールカウンセラーなどの見立てや助言が大変重要となっております。このため本県においては、これまでもスクールカウンセラーの配置拡充に努めており、スクールカウンセラーが相談や見立てをする時間は、児童生徒当たりの配置時間で見ますと全国上位にございます。

また、各学校においては、スクールカウンセラーを活用した校内支援会の実施率が年々高まっておりまして、さらにスクールカウンセラーの配置時間の拡充を求める声も多いと認識しております。こうしたことから、本年度高知県教育委員会としまして、スクールカウンセラーの常勤配置を可能とするために教職員定数として配置することを、全国で初めて国に対して提言をしたところです。

今後も、全国都道府県教育長協議会などとも連携をしまして、スクールカウンセラーの配置拡充や常勤化に向け、国に対して要望、提言を継続してまいります。

○2番（土森正一君） その一方で、スクールカウンセラーの拡大に伴い、現場経験の少ないスクールカウンセラーが多くなると考えており、経験豊富なスーパーバイザーを各教育事務所に配置し、スクールカウンセラーをスーパーバイズ、マネジメントする体制を整えていくことが重要だと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 児童生徒への支援の充実のためには、スクールカウンセラーの専門職としての育成が重要となります。そのため県教

育委員会では、研修講座を年間6回開催し、課題に応じた研修を実施しております。また、スーパーバイザーとしまして、県中央部に3名、西部に1名配置し、指導・助言を通年で実施しております。

この4月からは、県教育委員会に任期付職員としまして配置予定の心理、福祉の専門職、課長補佐クラスの専門企画員を中心に、このスーパーバイザーの効果的な配置や活動方法も検討し、スクールカウンセラーの研修体制の充実や人材育成に努めてまいります。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

次に、コロナ陽性者発生時の対応についてお聞きします。学生に陽性者が出た事例がありました。その際に、近隣の学校への連絡はなく、公表されている情報だけしか分からず、また濃厚接触者の定義も分からなかったことから、対応に苦慮した学校があったとお聞きしております。

そこでまず、濃厚接触者の定義について健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 国立感染症研究所では、濃厚接触者とは患者の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養または自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、患者と同居あるいは長時間の接触があった者、適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護をしていた者、患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、またその他としまして、大体1メートルが目安とされておりますが、手で触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上接触があった者と定義をしております。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

また、もう少し構わない範囲で近隣の学校との連携があれば学校での対応の仕方が変わってくると思いますが、感染者が発生した場合の学

校での対応の流れはどうか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、県立学校で感染者が確認された際は初動が大変重要だというふうに考えまして、迅速に対応できるよう昨年4月に独自の対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止に努めております。このマニュアルに沿って、学校における感染者の行動履歴、例えば部活動とか昼食時の状況など、こういったものや、マスクの着用、それから換気状況などの情報収集を行いまして、保健所による濃厚接触者の特定等に速やかに協力ができる体制を整えております。また、児童生徒及び保護者への説明や教室の消毒など、学校で対応すべき事項をチェックリストにまとめておまして、学校運営が混乱しないようにしております。

こうした対応によりまして、県立学校における感染拡大防止対策はこれまで成果が十分に出ているというふうに考えております。なお、市町村教育委員会には、県教育委員会が策定したマニュアルを参考に送付しまして、感染拡大防止のための適切な対応を依頼しております。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。よく分かりました。これで学校や保護者の皆さんは少し安心すると思います。

子供たちは、コロナ禍の中で、新しい生活様式となり、学校での様々な行事や文化芸術、スポーツなど活躍の場が激減し、その思いを察すると言葉になりません。一番我慢をしてきたのは子供たちではないでしょうか。私たちには彼らを守っていく使命があると思っております。子供たちに惜しみない支援を何とぞよろしくお願いいたします。

次に、人材育成と確保についてお伺いします。

日本的な雇用の特徴とされる新卒一括採用、終身雇用、年功序列、定年という労働環境は、

人口増加と高度成長がなければ成り立たないモデルだと言われております。そして、近年急速なデジタル環境の進展やグローバル競争などに対応するため、日本の労働環境や産業構造が大きく変わってきており、終身雇用制度の転換やテクノロジーの変化によって、仕事に求められるスキルは大きく変わってきており、人生100年時代においては、全世代の人が、これまで培ってきた知識や経験だけではなく、新しい知見を取り入れることが重要になってくると考えています。

また、2020年時点においては労働者全体の半分強が45歳以上、2030年にかけては55歳以上の層が増加を続けると予想されている中であっては、今後ミドル・シニア世代のニーズが一層高まってくるものと考えられ、そうした世代の方の経験や技術をリカレント教育などによって最先端の知識と結びつけることができれば、社会情勢の変化などにより離職をした方の再就職や起業なども含めて、長期に活躍できる人材の育成につながるものと考えます。

人生100年時代に必要なのは、誰もが幾つになっても学び直し活躍することのできる社会の実現であり、ミドル・シニア世代も含めたリカレント教育を推進することは本県産業の担い手の確保にもつながる重要な施策ではないかと思っておりますが、濱田知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありましたように、人生100年時代と言われますので、ミドル・シニア世代も含めましたリカレント教育は、これまでの知識や経験の幅をさらに広げて、また活躍いただける場の拡大や期間の長期化につながると考えます。さらには、御指摘もありましたように、人口減少の中で担い手の確保にもつながりますので、リカレント教育によるスキルアップで活躍をいただくというのは、御本人にとっても、また県、日本経済にとっても有益だ

と言えると考えます。

本県では、これまでも産業振興計画などにおきまして、各事業体のさらなる発展、そして新たな挑戦をするために必要になってまいります専門的な知識、技術を習得するための学びの機会の充実に努めてまいりました。例えば、土佐まるごとビジネスアカデミーにおきましては、最先端のプログラミングから、デジタル化の基礎的な技術を学びます入門講座なども設けました、IT・コンテンツアカデミーを開催してまいりました。また、第1次産業の分野におきましても、農業担い手育成センターあるいは林業大学校など各分野で多様なリカレント教育講座を開催いたしまして、担い手確保につなげているところでございます。

来年度は、ただいま申しあげましたIT・コンテンツアカデミーを高知デジタルカレッジに改称いたしまして、企業の経営者、従業員を対象とした講座を新たに開設するといった形で、リカレント教育を充実してまいります。このことによりまして、さらにその裾野を広げ、県内に不足いたしますデジタル化を担う人材の確保につなげていきたいと考えております。

引き続き、各産業分野の担い手確保策としてのリカレント教育の充実に努めてまいります。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

様々な産業において、人材不足、担い手の確保は長年の課題であります。林業では、平成20年度に、緑の雇用事業を利用した就業者の10年後の定着率は34%となっており、離職率が高くなっています。建設業のほうでも、高校卒業後、地元に残って就職する方は数えるばかりです。

林業関係者、建設関係者の人材育成を考える上で共通して言われたことは、子供の頃から山や木に親しんでもらう環境をつくる、建設現場での見学に来てもらい建設業に親しんでもらう

環境をつくるということでした。

そこで、小学校での出前授業、中学校では体験学習、高校ではインターンシップ、現場見学など、学校での社会学習を小・中・高とつなげていくことができれば、社会を支える地域産業に地域に愛着を持って関わることで、地域に残る、あるいは出ていっても地域に帰る人が増えるのではないかと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 地域の発展や産業を担う人材を育成するためには、家族や郷土への愛着を土台に、それぞれの地域で誇りと志を持って働く人々の思いや願いに触れる経験やキャリア教育が重要となります。

この一環として、例えば地域の林業関係者を山の一日先生に迎え、山への思いを聞く学習を行っている小学校もあります。中学校では、キャリア教育の副読本であります「みらいスイッチ」を活用して、県内の様々な分野の仕事を学習しますし、地域の建設会社等で職場体験を行い、働く人の苦労や情熱、ふるさとや家族に対する思いを肌で感じ取る学習に取り組む学校も多くあります。また、高等学校では、小中学校での学びを基に、農林業体験やインターンシップ、建設業界等と連携した共同研究など、これまでの地域産業の実習に加え、専門分野の魅力に触れる活動を行っております。

こうした学習は、小・中・高をつなぐことが大変重要でありますので、来年度からキャリア・パスポートなどを活用して学習の記録を引き継ぐ仕組みを構築し、キャリア教育を推進してまいります。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

また、高知県の農業高校との連携が、人材育成の上で大切だと考えています。林業分野では、高校生対象の研修事業の参加者が延べ49人となっておりますが、この研修の中で、林業・木

材産業のデジタル化を推進する次世代のスマート林業の研修などにも取り組んでいく必要があると考えますが、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県で実施しております高校生対象の研修につきましては、チェーンソーや車両系建設機械などの資格取得の研修が中心でございます。スマート林業を推進するためには、ドローンや森林GISといった先端技術を活用できる人材育成が重要と考えております。高校生を対象にいたしましたこの新しい技術に触れる機会を増やすことは、大変有意義だというふうに考えております。

現在、県内2つの農業高校では、四国森林管理局や高知大学の協力を受けて、ドローン研修や森林GISの体験学習を実施していると伺っております。また、両校の教員の方からは、教員の森林GISの研修を受講したいという御希望も伺っております。

今後につきましては、各学校の御要望も踏まえまして、関係機関と連携をしながら積極的に対応してまいりたいと考えております。また、現在林業事業体を対象にしている森林GIS等の研修に教員の方が参加していただけるよう、調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（土森正一君） また、農業分野のほうでも、高知農業高校で次世代型ハウスが令和2年7月に完成し、スマート農業の実習をするという記事が出ておりました。幡多農業高校でも次世代型ハウスが整備されると聞いております。

一方、県の進める次世代型ハウスでは養液栽培を行っているのに対して、農業高校の次世代型ハウスでは土耕栽培で行うなどの違いがあると聞いており、次世代型の農業と連携した学びができるのか少し心配をしておりますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 環境制御装置を活用しました新たな農業技術を学ぶことができる次世代型ハウスが高知農業高校に昨年度末に導入され、幡多農業高校にも来年度の整備を予定しており、その予算を今議会に提案させていただいております。高校段階においては、栽培の基本である土づくりの重要性から、土壌条件の違いによる栽培実験や研究を実践するため、この2校に導入する次世代型ハウスでは、土耕栽培による環境制御技術を学ぶ予定としております。

また、土を使わない養液栽培などについては、県内の大規模園芸施設への見学や実習などの体験活動を行うことで、環境制御技術を活用した多様な栽培方法について知識を深めるとともに、県が進めますI o Pプロジェクトの連携についても検討しており、次世代型の農業の学びにつながる取組を推進してまいります。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

次に、建設分野につきましても人材不足が深刻です。国土交通省の試算によれば、平成28年度における技能労働者数は330万人、2025年度には286万人まで減少する試算となっており、47万人から93万人の技能労働者が不足すると言われております。

将来の人材の確保が危惧される中、生産性の向上でカバーしようとするれば、デジタル技術の活用です。I C T機器など個別にとどまらず、デジタルをベースに建設生産プロセス自体を構築する建設デジタルトランスフォーメーションという動きが広がり、国土交通省では2020年度補正予算に約178億円を計上し、その基盤として、計画・調査・設計段階からその後の施工、維持管理の各段階に3次元モデルを導入し、情報を共有することにより、一連の建設生産システムの効率化を図るB I M / C I Mを活用する目標を掲げております。

高知県においても、公共インフラのデジタル

化の大きい変化に対応するために、より一層の支援が必要だと考えますが、土木部長の所見をお願いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 建設分野における担い手不足を解消するためには、デジタル技術の活用による生産性の向上が有効であると考えております。これまで、県内の建設業者等を対象に、I C Tの活用に関する研修会や現場見学会などを開催しており、4年間で延べ1,300人を超える関係者にデジタル化の効果を啓発してきたところです。しかしながら、深刻な担い手不足や労働基準法の改正などにより、現場の生産性向上が喫緊の課題となっているため、土木部としては、さらにもう一步踏み出す施策の必要性を感じていたところでございます。

このことから、デジタル技術の活用モデルや成功事例を県内各地に創出するため、建設業者に対しましてI C T機器の導入経費等を支援する建設業デジタル化促進モデル事業を令和3年度当初予算案に計上させていただきました。そして、このモデル事業を活用して実施された身近な事例と効果につきまして、現場見学会や研修会、ホームページ等を活用して、県内全域に発信していきたいと考えております。

さらに、建設業界の皆様の御意見もお聞きしながら、県内全域でデジタル技術が普及し、建設産業全体の生産性が向上するよう、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○2番（土森正一君） 人材育成と人材確保の取組は大切な施策だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、関西圏との経済連携の強化についてお聞きをいたします。

県は、観光コンベンション協会と大阪観光局の連携協定を締結することにより、国内外から大阪を訪れた観光客などを関西圏から高知に一段と送客できる見込みの下、自然・体験・滞在

型観光などの商品の創出を行うとしています。
大阪観光局との連携協定は、本県の観光産業も大きな期待を寄せています。

もう一つ、関西圏との連携の中で、知事が思わぬ副産物とコメントした日本みどりのプロジェクトに注目しております。大阪観光局が長野県や本県と一緒に産官学に呼びかけ、日本の緑を核に、都市と地方が連携して、地方創生や脱炭素社会に貢献しようという取組です。

このプロジェクトは、オールジャパンでSDGsを推進し、その中の一つ、Go Greenプロジェクトでは、持続可能な観光、サステナブルツーリズムという概念が包括されています。国連世界観光機関は、持続可能な観光を、訪問客、業界、環境及びコミュニティのニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光と定義しています。まさに今、持続可能な観光地づくりが世界中で進められております。

幡多地方は、過去から未来に守り継ぐべき自然や、そこに住む人々が連綿と紡いできた貴重な歴史文化を有する地域です。見る観光から、語り継ぎたくなる物語を有した観光が求められていると思います。幡多地方の観光は、SDGsの観点からも、目標4教育、目標14海を守ろう、目標15陸を守ろう、目標17パートナーシップが入ってくるのではないかと思います。

幡多地域でSDGsを取り入れた観光を進め、PRすることによって、関西の人にとって幡多はより魅力的な存在になると考えていますが、観光振興部長の所見をお願いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 現在、幡多地域では、幡多広域観光協議会を中心に、市町村の観光協会や事業者などが連携をし、SDGsを取り入れた、山、川、海の豊かな自然を生かした体験や滞在メニューづくりに取り組んでおられます。具体的には、昔ながらの里山環境が残る

トンボ自然公園をフィールドに、地域の方々が大切にされてきた四万十川流域の自然や文化、多様な生物の息吹を体験できるメニューなどが、まずは修学旅行をターゲットに、今年度中に整えられます。こうした幡多地域ならではの体験メニューは、都市化が進んだ関西圏の方々を魅了し、大いに受けるものと考えています。

今後、関西圏との経済連携による観光推進プロジェクトにおいても、大阪観光局と連携した情報発信などにより、幡多地域への誘客を図ってまいりたいと考えております。

○2番（土森正一君） 幡多の観光をサステナブルな観光地にしていくためには、人材の確保が不可欠です。幡多では、幡多広域観光協議会や市町村の観光協会の中で人材育成に努めております。

さらに幡多の観光資源を磨き上げ、それらを有効活用していくために、地元、現場において観光地域づくりをマネジメントする人材の確保と育成が必要と考えますが、観光振興部長の所見をお願いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） ただいま申し上げました体験や滞在メニューづくりをはじめ、議員のお話にございましたような観光地域づくりには、この取組をマネジメントする人材が重要だと考えております。このため県では、幡多を含む県内3つの広域観光組織に、地域振興に熱意を持った人材を配置いたしました。

現在、人材の育成策として、幡多地域では、観光客の旅の目的や消費金額、満足度などに関するアンケート調査とその分析を通じて、観光マーケティングの手法を学んでいただいております。今後は、このマーケティング手法も生かしながら、市町村や幅広い事業者の方々を交えた観光資源の磨き上げや、それらを活用した周遊ルート化と情報発信といった観光地域づくりのコーディネーター役を担うことで、この点のノウ

ハウも身につけていただくこととしております。これらの取組によりまして、マネジメントができる人材として育成してまいりたいと考えています。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

次に、濱田知事が、脱炭素化、SDGsを目指した取組の促進を表明されました。脱炭素に向けた国の政策を追い風とし、森林面積84%の豊富な森林資源がある強みを生かして、そこに持続可能な開発目標であるSDGsを絡めて県勢の発展を目指す政策は、とても評価できます。

その一方で、カーボンニュートラルとSDGsの実現には高いハードルがあると考えています。例えば、化石燃料から再生可能エネルギーに変えることに注目されがちですが、エレン・マッカーサー財団によると、化石燃料を燃やすことで排出する温室効果ガスは全体の55%にとどまり、再生可能エネルギーにするだけでは温室効果ガスの排出はゼロにはできないという試算もあります。

帝国データバンクが2020年に1万1,275社を対象にした調査では、SDGsの意味及び重要性を理解し取り組んでいると答えた企業は3割にも満たず、5割以上の企業が、重要性は理解できるが取り組んでいない、意味もしくは重要性を理解できていないという結果でした。SDGsの実践方法が分からないという結果が出ています。

脱炭素化、SDGsを目指した取組の促進をするためには、高知県の官民全ての人が実践することが必要だと考えています。2つの目標を横断的に行う方法論として、大量生産、大量消費、大量廃棄のリニア型経済システムから、廃棄物量を抑えたりシェアリングしたり再活用や資源のリサイクルを促進する循環型社会を目指したサーキュラーエコノミーと、環境、社会、ガバナンスの3つの側面に配慮した積極的な取

組をする経営であるESG経営があります。

この2つの概念を県内事業者の経営に取り入れることは、カーボンニュートラルやSDGsの開発目標の実現に近づくことになるとは思いますが、濱田知事の所見をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 国のほうでは、2020年5月に、循環経済ビジョン2020を策定いたしました。ただいま御指摘がありましたいわゆるサーキュラーエコノミー、循環経済ということでございますが、こうした経済への移行を通じました経済と環境の好循環の創出を実現するための方向性をこの中で明示されているということでございまして、今後その具体化が進められていくというふうに考えております。

また、もう一点御指摘がありましたいわゆるESG投資でございます。環境、社会に配慮して、また収益も生み出していく、そういうガバナンスを持つ企業を評価していくという方向でございますが、こうした投資が世界的に拡大をいたしております。今後、企業として評価をされるためには、ESG経営を行っていくということが重要となってきたというふうに考えます。

そういう意味で、御指摘もありましたように、こうした概念はSDGsの取組の中でも、事業者として、より取り組みやすい側面があるというふうに認識をいたしております。経営に導入をしていただくことによりまして、脱炭素社会の実現あるいはSDGsの目標達成に寄与されるというふうに見込まれますので、SDGsの普及の中でサーキュラーエコノミーあるいはESG投資、こういった取組の方向についても紹介をしてみたいと考えております。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。これからの主軸となってくるミレニウム世代とかZ世代というのは環境への意識がすごい高い世代でございますので、県と事業者がそういう

ことをやっていけば、とてもいい社会になるんじゃないかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、高知県のもう一つの役割は、都市の建築構造物などに豊富な森林資源を生かし、建物の木造化や木質化による都市の脱炭素化に貢献していく使命があると考えます。高知県は、関西戦略において、大阪・関西万博やIRの施設、中高層建築物に県産木材を活用してもらうことを目標に掲げています。大阪万博開催の6か月間での来場者数2,800万人や大阪IRなどの年間来場者数1,500万人のスケールメリットを生かすことは大きな戦略となり、大変評価をする政策です。

さらに、大阪万博では「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、会場にはグリーンワールドの設置の予定もしています。濱田知事が副会長を務める日本みどりのプロジェクト推進協議会では、万博に日本の自然のショーケースを取り入れることを想定しています。

そこで、世界から多くの注目を集める万博会場の中でどのように木材利用を働きかけて県産材の出口戦略へつなげていこうと考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県では、CLTで地方創生を実現する首長連合や日本CLT協会と連携いたしまして、2025年日本国際博覧会協会にCLTをはじめとした国産木材の活用を提案しております。今後は、TOSAZAIセンターに関西駐在員を配置して体制を強化することとしておりますので、国際博覧会協会や出展企業に対して、県産材によるパビリオンの木造化などを積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、県産材が採用されれば、その取引を通じて、施主や設計会社、建設会社との関係をより強固なものとして、継続的な取引につなげて

まいりたいと考えております。また、こういった施設をPRすることにより、さらなる県産材の採用に向けて営業展開を図ってまいりたいと考えております。

○2番（土森正一君） ありがとうございます。

それでは最後に、無電柱化の推進についてお聞きします。

国のほうでは、無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路における電柱の新設を禁止する措置を全国に展開し、低コスト手法導入などでコスト削減を図ることにより、本格的な無電柱化を推進しており、5か年加速化対策も踏まえ、次期無電柱化の推進を図っております。四万十市のほうでも、災害に強いまちづくりとともに、観光振興を生かした土佐の小京都の町並み景観の創出を目指すため、町並み再生エリア地区の無電柱化の整備を推進しています。

無電柱化は、防災・減災のことを考えたときにとても重要な施策です。高知県における無電柱化の整備計画はどのように進められていくのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 高知県では、無電柱化推進計画に基づきまして、これまでに29キロの無電柱化を行っております。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」で、6キロの事業に着手しているところです。

現在、国が、令和3年度以降の5年間を計画期間とします次期無電柱化推進計画の策定を進めております。県では、四万十市の市街地にある国道439号の一部区間を計画に位置づけるよう、関係機関と調整を行っているところでございます。

○2番（土森正一君） 無電柱化は四万十市の念願でございますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

今日は、濱田知事はじめ執行部の皆様におかれましては丁寧な御答弁をいただき、誠にあり

がとうございます。ちょっと早口になっちゃいまして、本当に申し訳ございませんです。

冒頭でも言いましたが、今回の予期せぬコロナに対し、高知県の様々な対策や支援制度が国に先駆けて行われたことは全国に誇れる決断で、大変濱田知事の政策を評価しております。しかしながら、今回のコロナ禍の長期化で大きなダメージを受けている県民の皆様は数多くおまして、このような事態を何としても克服していかなければならないと思っております。濱田知事の手腕に引き続き期待をしていますし、私も一生懸命頑張ってまいります。これからもどうぞよろしく願いいたします。

これで、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、土森正一君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時50分休憩



午後4時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大野辰哉君の持ち時間は30分です。

29番大野辰哉君。

○29番（大野辰哉君） 県民の会の大野辰哉です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスが県内で初めて確認されてから1年を超えました。本県においても、これまで少なからず感染やクラスターが確認されてきましたが、比較的、爆発的な感染の広がりや市中感染は抑えられてきたのではないかと思っ

ております。もちろんまだまだ予断を許す状況にはありませんが、会食など様々な自粛活動、営業時間短縮への御協力など、多くの県民の皆様のこれまでの御協力に改めて感謝を申し上げます。

これまで全国的には、PCR検査がなかなかできない、進まない状況の中で、本県においてはいち早く、地域のかかりつけ医など身近な検査協力医療機関においてPCR検査ができる体制を構築できたことも、感染拡大防止の効果となってきたのではないかと思います。また、そうした体制は、単に感染拡大を防止するというだけでなく、身近な地域で医師の判断によって検査ができるという安心感を県民に与えるという効果にもつながっているのではないかと思います。

そうした取組への評価も踏まえ、まず知事に、これまで本県で行われてきた新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組への御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話の感染拡大の防止には、まずは県民の皆さんお一人お一人がマスクの着用ですとか手洗いの励行といった健康行動を取っていただくということが必要でございますけれども、我々行政のサイドといたしましても、1つには、リスクの高い行為を抑制することによって感染リスクを引き下げていくということ、そして感染の早期発見の取組を進めていくということが重要になると考えております。

このうち、感染リスクを引き下げていくという点に関しましては、お話をいただきました飲食店などの営業時間の短縮要請あるいは会食の規模縮小、時間短縮などの要請に県民の皆さんに御協力をいただいたおかげによりまして、いわゆる第3波での市中感染は1月に入って減少に転じたという状況に至っているというふうに考えております。

また、感染の早期発見ということにつきましては、御指摘もいただきましたような検査が可能な医療機関名を公表いたしまして、今でも1週間単位で見まして1,000人近くの症状を有する方々が速やかに検査を受けられるという体制ができておりますのも、医療機関の皆様の御協力のたまものだというふうに感謝をいたしているところでございます。

このように、県民の皆さんがそれぞれの立場でコロナに立ち向かう行動に共に取り組めたということが、感染拡大防止に極めて有効であったというふうに考えております。県といたしまして、今後とも引き続き適切な情報提供をさせていただくということ、そして時宜を得た支援策を実施していくということに努めてまいりたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

知事はじめ新型コロナウイルス感染症対策本部、健康政策部、医療機関など、関係各位の皆様これまでの御尽力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

そうした取組の中において、特に福祉保健所においては、県民からの相談先、窓口としての対応に始まり、陽性者の入院や宿泊療養先の調整、濃厚接触者への対応、積極的疫学調査の実施、医療機関との連携・協議、クラスターへの対応など、まさにコロナの現場の最前線で、対策の中心的な役割を果たしてこられました。

全国的にも、業務の増大による保健所職員の労働過多や負担などが課題となっておりますが、新型コロナウイルス対策の最前線で頑張られている本県の福祉保健所の現状を踏まえた課題について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） これまで、現場の最前線にある福祉保健所におきましては、所内横断的な体制を組んだり、またクラスターの発生などによって一時的にマンパワー不足が想

定をされた際には、本庁や隣接の福祉保健所からの保健師の応援派遣、あるいは既に退職をされた保健師の雇用などを行って、何とか対応してきたところがございます。ただ、今後複数の福祉保健所で同時に多数のクラスターが発生をしたり、より大規模なクラスターの発生、また自然災害など他の健康危機管理事象と重なった場合には、そうしたこれまでの応援体制を取ってもなお厳しい状況が想定をされるところでございます。そのようにさらに厳しい状況となった場合にどう対応するかというのが課題だと考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症によって、改めて保健所の存在がクローズアップされることとなりましたが、保健所は新型コロナだけでなく様々な感染症への対応をはじめ、母子保健、精神保健、食品・環境衛生、医療機関との連携・協議など、その業務内容は公衆衛生全般に幅広く多岐にわたっており、県民、住民の命と健康を守るためのセーフティーネットの役割を果たしている重要な機関でもあります。

そうした一方で、平成6年の地域保健法の施行により、専門的、広域的な業務を県の保健所が担い、住民に身近な保健業務を市町村が担うこととなり、またこの間の行政改革によって、全国で約4割の保健所が統合や縮小などにより削減され、本県においても、平成6年当時に10か所あった県の保健所は、その全てが現在福祉事務所と統合され、安芸、中央東、中央西、須崎、幡多の5福祉保健所体制となっております。この間、そうした行政改革の矢面に立たされてきた福祉保健所ですが、新型コロナによって、現場に従事する医師や保健師といった専門スタッフの重要性を改めて認識させられることともなりました。

そこで、本県の福祉保健所における医師や保

健師など専門職員の人員体制の現状を踏まえた課題について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） まず、福祉保健所の公衆衛生医師につきましては、本庁にも公衆衛生医師が必要なことから、5つの福祉保健所に4名しか配置ができておらず、1名には兼務をして2つの福祉保健所管内を見ているという状況となっています。また、年齢の高い医師もおりまして、先行きも大変厳しい状況ということでございます。

一方、保健師につきましては、本県では保健師が地域福祉などの福祉事務所業務も担っておりますから、1福祉保健所当たりの保健師数でいいますと平均12人となっております、四国の他の3県と比べて若干多いという状況でございます。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症への対応といった事案に対応するには十分とは言えない数だと受け止めています。

加えて、近年ちょうど新陳代謝でベテランが退職をして、経験年数の浅い保健師が増えているという状況でありましたことから、感染症への対応技術をはじめスキルアップが課題だというふうに考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

保健所の体制整備の必要性については、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からも度々指摘がされ、また地方財政審議会においても、保健所の人員の増員、体制強化を図るための地方交付税増額などの財政措置について議論もされるなど、新型コロナウイルスが教訓となり、全国的にも保健所体制の強化、整備に向けての議論が行われるようになってきております。

そこで、財政措置を含めた本県の福祉保健所体制の強化に向けた今後の方針について知事にお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 福祉保健所のまず保健師についてでございます。昨年末に令和3年度の地方財政対策が発表されておりますが、この対策の中で、保健所の恒久的な人員体制の強化につきまして方針が示されております。具体的には、保健所の感染症対応業務に従事いたします保健師の人員体制を強化いたしまして、令和3年度から2年間で現行の1.5倍にするための地方財政措置を講ずるということが示されているところでございます。

こうした方針を受けまして、令和3年度につきましては、現実問題としてなかなか保健師さんの採用、育成へ直ちに対応というのが難しい部分もございますので、その配置先といたしまして、本庁などから福祉保健所のほうにシフトをして現場を手厚くするというような対応を指示いたしているところでございます。令和4年度につきましては、新たに保健師を採用した上で、感染症を担当いたします福祉保健所の保健師を増やすということを検討してまいります。

こうしたことを通じまして、新型コロナウイルスをはじめといたします新たないわゆる新興感染症にも対応できるような、必要な人員の確保に努めてまいります。また、保健師はもちろんであります。平時は他の業務に従事いたします保健師以外の技術職員につきましても、いわゆる有事には必要な対応ができるように、研修などを通じて人材育成を図ってまいります。

一方で、厳しい状況にあります公衆衛生医師の確保についてでございますが、高知大学をはじめといたしまして医学部を有する大学と連携を強めていくということと併せて、医学生あるいは若手医師に対しまして公衆衛生医師の魅力を発信するといったことを含め、様々な取組を行いまして、引き続き人材の確保に努めてまいります。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

平時から福祉保健所がその役割を十分に発揮できるよう、医師や保健師の確保や増員、恒常的な人員体制に向けた財政措置などについて要請をさせていただきたいと思えます。

次に、障害者施設の新型コロナウイルス対策についてお伺いしたいと思います。

今、障害者の就労支援施設の多くが、新型コロナウイルスの影響による収入の減少などによって苦境に立たされています。昨年10月に、障害者支援事業所の全国連絡会が行った調査によると、調査対象となったB型の事業所のうち、その6割を超える事業所が減収となっていることが分かりました。減収の原因としては、取引先の生産活動の低下で委託の仕事が減少していることや、貴重な販路、収入源でもあるバザーなどのイベントの多くが中止となり売上げが減少していることなどが理由とされています。調査は第3波の前でもあったことから、現状はさらに厳しくなっていると考えられます。

そこで、新型コロナウイルスによる本県の障害者就労支援施設への影響について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（福留利也君） 県内に102か所ございます就労継続支援B型事業所を対象に、令和2年の生産活動収入について先月調査を実施いたしました。その結果、回答のありました57の事業所の平均生産活動収入は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた3月以降12月までで、前年同期比約10%の減少でございました。特に、4月と5月は前年比で約25%の減少、6月から9月にかけて約14%の減少となるなど大きな影響を受けておりましたが、10月以降はおおむね前年並みに回復をしている状況でございます。

○29番（大野辰哉君） 支援施設の中でもB型の事業所については、その利用者は給与でなく、作業に応じた工賃の支払いを受けるという特殊

性から、国の雇用調整助成金や休業手当などの補償が受けられないことで、新型コロナによってさらに厳しい状況となっていることが考えられます。

そこで、新型コロナウイルスの影響を受けている障害者に対する本県の就労支援策について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（福留利也君） 就労継続支援B型事業所の生産活動収入が減少し、利用者の工賃にも影響が出ていたことから、国において障害者生産活動活性化支援事業が創設をされまして、県においても実施をしているところでございます。高知市においても実施がされております。

この事業は、1か月当たりの生産活動収入が前年よりも50%以上減少、あるいは連続する3か月で30%以上減少した事業所を対象に、生産活動の再起に要する費用等を助成しているところでございます。しかしながら、県内では、国の支援事業の対象とならない事業所が多くありましたことから、県としまして、高知市所管の事業所も含め、1か月当たりの生産活動収入が前年よりも30%以上50%未満減少、あるいは連続する3か月で10%以上30%未満減少した事業所を独自に助成する制度を創設したところでございます。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。次の質問は飛ばさせていただきます。

生産活動支援事業についてですけれども、実態調査に回答された事業者のうち、補助金を受給できたのは全国で2割しかなかったそうです。その理由としては、事業が利用者の賃金や工賃、職員の給与などに充てることができなかったことが言われています。

そうしたことから、今後新型コロナウイルスの影響を受けて減収となった工賃の補填が可能となるような個別補償制度の検討や、工賃の

向上などに積極的に取り組む障害者就労支援事業所への支援の拡充など、国への政策提言についても要請、お願いをしておきたいと思っております。すいません、質問を飛ばさせていただきます。

次に、障害を持たれている方々への新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いしたいと思います。先日より、医療従事者から順番に新型コロナウイルスワクチンの接種が始まり、今後医療従事者に続いて、高齢者や高齢者以外の基礎疾患をお持ちの方々へと順番に接種が進んでいくこととなっております。厚生労働省の接種順位案では、医療従事者、高齢者に続く3番目に、高齢者施設等の従事者が予定をされています。

そこで、対象となる高齢者施設にはどのような施設が想定されておられるのか、健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 国の通知では、対象の高齢者施設の例として、高齢者が入所、居住する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホームなどが示されています。また、3月3日に改めて通知が出されまして、訪問看護や通所介護などを行う居宅サービス事業所についても、市町村の判断や事業者の意向など一定の要件を満たす場合に対象となったところでございます。

○29番（大野辰哉君） それでは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る高齢者施設等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者施設とはどのような施設が該当となるのか、健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） もともとは、障害者施設のうち65歳以上の高齢者が入所、居住する障害者支援施設や共同生活援助事業所、福祉ホームなどが該当とされておりました。しかし、高齢者施設と同様に、新たな通知によりまして、今は65歳以上の障害者に対する居宅介護や就労

継続支援など訪問・通所系のサービスを行う事業所も対象となっております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

厚生労働省から示された当初の案では、入所施設の従事者などが優先ということでありましたけれども、現場からの声が国に届いたのか、訪問系や通所系の施設の従事者についても市町村の判断によっては優先対象ともなり得るという改正があったということで、施設における混乱は一定解消できるのではないかと安堵しております。そうした制度内容の変更についても、施設などへの速やかな情報提供、周知についてもお願いをしておきたいと思っております。

さて、今回の新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、全く新しいワクチンかつ任意接種ということで、接種にはワクチンについての正確な知識、認識も必要となります。また、障害を持たれている方々への接種については、意思確認など慎重な対応も求められ、施設のスタッフの理解や対応も必要となる場合もあると思っております。

そこで、障害者施設における新型コロナウイルスワクチン接種の課題を踏まえた対策について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 障害のある方にワクチン接種のメリットやデメリットなどを正確に御理解いただくために、例えば知的障害者の方に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明するなど、障害特性に応じた対応というのが求められると考えております。そのため、そうした障害のある方に日常的に支援を行っている障害者施設や障害者団体の方々に御協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、国からは、障害者に係る相談体制や情報周知、ワクチン接種時における合理的配慮などの例も示されておりますので、地域福祉部と

も十分に連携をしまして、市町村と一緒になつて、障害のある方のワクチン接種に臨んでまいりたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

医師などが施設へ出向いての投与や施設の従事者と利用者が一斉に接種することなども可能とされております。現在、各市町村において、施設での集団接種なども検討がされているところでもありますけれども、障害者施設においても、医師などが施設に出向いて職員と利用者が集団接種を受けられるような体制の検討もお願いしておきたいというふうに思います。これは要請とさせていただきます。

それでは次に、来年度予算において本県の政策の最重点ともなっている中山間対策についてお伺いしたいと思います。

先月、私の地元でもありますが、愛媛県との県境にある仁淀川町の奥山間地域において住宅火災が発生し、高齢者のお一人がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈り申し上げるものであります。

火災現場は山里深く、集落は高齢者世帯のみが点在し、人通りもほとんどない典型的な過疎集落であり、夜間に火が発生しても誰にも気づかれることもないまま、翌日夜が明けてから偶然通りがかった人が気づいたときには火はなく、家は完全に焼け切った後で、その現場から高齢者の御遺体が発見されたとのことであります。家火事が発生しても誰にも気づかれず、助けられることもなく、孤独に亡くられる。奥山間地域では、過疎化、高齢化によって、町場では考えられないような悲しい現実が起っています。

特に、山間地域に集落が点在する本県においては、今回のようなことが他の地域でも起こる可能性がないとは言えず、そうした意味においても、本県の中山間・奥山間対策は喫緊の課題

であると思います。県は、来年度予算で、集落活動センターの強化や、高齢者の暮らしを守るための取組、若者の定住化の促進など、381億円余りを計上され、中山間対策の充実強化を図るとされておられます。

そこで、来年度本県の中山間対策の強化策のポイントについて中山間振興・交通部長にお伺いしたいと思います。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 来年度における中山間対策の強化策のポイントは3点でございます。1つ目は、集落活動センターの継続的な運営に向けた支援策の強化としまして、センターが事業を拡充する際に柔軟に活用できるよう、集落活動センター推進事業費補助金を再編いたします。

2つ目は、生活用品の確保対策として、広域で展開する移動販売事業の維持・継続に向けて、沿線15市町村と連携し、事業者の車両更新の経費を支援しまして、中山間地域における買物環境の確保に努めます。

3つ目は、鳥獣被害対策の強化としまして、これまでの集落ぐるみの対策から、より広いエリアでの合意形成による被害対策を推進しまして、集落連携による野生鳥獣に強い高知県づくりを推進します。

○29番（大野辰哉君） 約10年ぶりに集落实態調査の実施ということですが、前回の調査では、中山間現場における課題の洗い出しなどによって集落活動センター事業のきっかけともなるなど、大変意義のある調査だったと思いますし、地域の生の声や状況の把握、課題の洗い出しは施策の基本中の基本でもあることから、再び行われる実態調査に大変期待もしております。次の集落实態調査の目的はまた飛ばさせていただきます。

今回の集落調査において、集落活動センター事業の検証は最大のポイントの一つだと思いま

すが、集落活動センターの活用によって、経済活動が活発で生産性も上がり、防災機能を備えたり、あったかふれあいセンターとの連携により福祉の向上にまでつながっているような活力のあるところもあれば、一方で、開設当初は盛り上がったものの、その後活動が縮小してきているところ、またこれから立ち上げようと頑張っている地域など、様々あると思います。

そうした集落活動センターの現状や課題の掘り起こしはもちろんですが、集落活動センター事業や集落活動に参加しない人、できない人が、どのような理由で、地域でどのような暮らしをされているのか、またどのようなことで困っているかなど、表に出てこない、産業や経済活動にまでたどり着けない、その向こうに隠れているところまでフォーカスが当たるような今回の調査としていただければと思っております。

そうしたことも踏まえ、改めて集落実態調査における調査対象について中山間振興・交通部長にお伺いしたいと思います。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 今回の集落実態調査は、前回調査と同様に、今後集落の維持が厳しくなるとされる50世帯未満の全集落を対象に、聞き取り調査とアンケート調査を実施いたします。聞き取り調査は、地区長さんなどの集落の代表者から、集落やコミュニティー活動の実態などについて聞き取りを行う予定であり、調査対象は1,560集落を想定しております。アンケート調査は、世帯主、世帯主以外に区分して、地域活動への参加状況や生活環境での不安などについて調査票に回答していただく予定としております。調査対象は、聞き取り調査の対象とした集落の中から、各市町村ごとに2から3集落を市町村と相談しながら抽出する予定であり、約110の集落、5,500人を想定しております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

中山間対策につきましては、今後産業や経済活動まで行けないなど、地域によっては生活支援や福祉的な支援に重点を置いた、あったかふれあいセンターを核とするような新たな施策の展開などにも期待をしたいと思います。次の市町村との連携も飛ばさせていただきまして、誰もがどこに住んでも安心して暮らせる高知県、新しい時代の中山間・奥山間地域のセーフティーネットづくりのスタートとなるような集落实態調査、中山間対策・施策に期待をさせていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、横断歩道等の点検についてお伺いしたいと思います。

横断歩道は、いわゆる交通弱者と言われる方々が多く利用されるセーフティーゾーンでもあります。現在県内には約8,500本もの横断歩道がある中で、PTAや自治会、役場など地域からの要望や危険箇所などから優先順位をつけられて、整備や補修、改良が行われていると理解をしております。私も、毎日のように自動車で国道、県道を利用させていただいておりますが、ところどころに横断歩道やラインが見えにくい箇所があり、特に国道33号に関しては、今後新たな産業廃棄物最終処分場の整備に関連して工事車両の往来も増えることが予想されていることから、地域住民から交通安全対策や通行危険箇所に対する御心配、御要望の声が多くありません。

そこで、交通安全対策における横断歩道等の点検の現状について警察本部長にお伺いしたいと思います。

○警察本部長（熊坂隆君） 横断歩道など交通安全施設は、交通事故抑止に重要な役割を果たしていると認識しており、県内を定期的に点検し、計画的に随時補修を実施しているところであります。

今後も、適正な交通安全施設の管理に努める

とともに、住民からの要望も踏まえ、関係機関と連携して、交通環境の整備に努めてまいります。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

子供たちや高齢者が安全に横断、通行ができてドライバーも認識しやすい国道、県道の維持のため、今後とも可能な限りの点検による整備や補修の実施をお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、学校施設のバリアフリー化についてお伺ひしたいと思います。

昨年、文部科学省が行った、学校施設におけるバリアフリー化の状況調査によると、全国の公立小中学校の校舎の3割以上、体育館の6割以上に、車椅子利用者が使用できる多機能トイレがないことが判明し、文部科学省は、学校が災害時の避難所になることが多いことなどを踏まえ、2025年度までに、避難所指定学校全ての校舎、体育館を含め約95%を整備目標として、車椅子利用者が使用できる多機能トイレの整備方針を示され、整備にかかる自治体への補助金についても来年度以降に拡充されるとのことであります。

そこで、本県の公立小中学校及び県立高等学校の車椅子利用者が使用できる多機能トイレの整備状況について教育長にお伺ひしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 車椅子使用者が利用できます多機能トイレを学校施設の中に1つ以上設置している学校の割合は、公立小中学校の校舎では69.5%、体育館では43.8%、県立高等学校の校舎では65.7%、体育館では62.9%となっております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

同じく文部科学省のバリアフリー化の状況調査によると、全国の公立小中学校におけるエレベーターの整備率は、校舎が約3割、体育館が

約7割となっておりますが、配慮の必要な児童生徒がいる学校全てに整備することを目標に、2025年度までに校舎の約40%、体育館の約75%をそれぞれの目標と定め、整備が進められることとなっております。

そこで、本県の公立小中学校及び県立高等学校のエレベーターの整備状況について教育長にお伺ひしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） エレベーターの整備状況につきましては、1階建てのみを保有する学校を含めまして、公立小中学校の校舎では20.5%、体育館では76.5%、県立高等学校の校舎では34.3%、体育館では37.1%が整備済みとなっております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

学校は、避難所や選挙の投票所などにも使われる、地域の重要な社会インフラでもあります。学校施設のバリアフリー化については、今後も学校現場や市町村の教育委員会との連携などを通して学校現場のニーズを把握していただいた上で、的確な予算措置をお願いしておきたいと思ひます。

そこで、学校施設のバリアフリー化の予算措置について教育長の御所見をお伺ひしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 県立学校のバリアフリー化は、基本的には、今後実施する長寿命化改修時において計画的に進めていくこととしておりますが、移動への配慮や多機能型トイレなどが必要な児童生徒が在籍する場合などは、現場の状況も確認して、優先的に予算措置をして整備を進めてきております。

また、公立小中学校につきましては、令和3年度から、施設のバリアフリー化に係る国の補助率が3分の1から2分の1に引き上げられる予定とお聞きしております。市町村に対しましては、引き続きこうした国の財政措置などの情

報を的確にお伝えしながら、学校施設のバリアフリー化が進められるよう、市町村の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。学校施設のバリアフリー化については、今後国への財政支援の強化について、今補助率も上がるということだったんですけれども、政策提言などもしていただきますようお願い申し上げたいというふうに思います。はしより過ぎてちょっと時間が余ったんですけれども、それぞれに御丁寧な答弁を本当にありがとうございました。

最後に、この3月をもって退職されます岩城副知事をはじめ県職員の皆様方のこれまでの御尽力、御功績に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。長い間の御勤務、本当にお疲れさまでした。皆様方には、これからもお体には十分御留意されまして、今後とも御活躍を御祈念申し上げますとともに、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

心からお礼を申し上げ、私の質問の一切といたしたいと思います。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、大野辰哉君の質問は終わりました。

ここで午後4時35分まで休憩といたします。

午後4時29分休憩



午後4時35分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡田芳秀君の持ち時間は40分です。

33番岡田芳秀君。

○33番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀です。農業政策について、そして中山間地域の集落調査に関わって順次質問をさせていただきます。

まず、農政について伺います。

昨年10月、JA高知県・高西地区四万十営農経済センターにおきまして、米の品種や産地の表示を偽装するという不適切な取扱いが明らかになり、JAのみならず高知県の食の信頼にも関わる大きな問題となりました。その後、農林水産省の調査が入り、続いて12月に消費者庁の調査も入っております。

JA高知県は、この偽装問題について、外部の識者を入れた調査委員会を設置し、独自の調査を行っております。この調査委員会は、発生原因及び問題点の調査分析、不祥事発生に関する内部管理体制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の調査分析、そして類似事案調査の適切性の評価をした上で、再発防止策についての提言を出しています。これを受けて、JA高知県は、この調査委員会の調査報告と提言を含めて、問題の発生の原因、役員の責任、再発防止策などについて、組合員に対しておわびと説明を行っているところと承知しています。

私は、この調査委員会の提言を読ませていただきましたけれども、問題点の深い解明と再発防止対策がしっかりと提言をされていると評価をするものです。しかし、本当に信頼が回復されるかどうかは、この提言が着実に実行されて、ガバナンスとコンプライアンスがしっかりと機能することが鍵だと考えます。米の生産者はもとより、取扱事業者、消費者の皆さん、そして県民からの信頼を取り戻せるように、JA高知県におかれては提言に沿ってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

信頼回復の取組はJ A高知県が自主的、主体的に行うものであることは言うまでもありませんけれども、高知県の食の信頼にも関わる問題でありますので、J A高知県の信頼回復の取組をどう受け止めておられるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） J A高知県では、再発防止策として、これまでに、食品表示の関係法令を指導及び監督する専門部署を設置するとともに、推進体制や責任の所在を明らかにした食品安全推進基本方針や業務に必要なマニュアルを制定するなどの体制を整備されております。また、昨年12月から、全職員を対象にした食品表示に関する研修やコンプライアンス研修を実施しているところでございます。また、今後は、組織のガバナンスの見直しを検討するというふうにお聞きをしております。

J A高知県では、再発防止に向けて早急に取組を進められておりますことから、引き続き着実な実践と併せて定期的なチェックや改善をしっかりと実施することによりまして、生産者や消費者の皆様の信頼回復に努めていただきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） あわせまして、県として食の信頼回復にどう取り組んでいくのか、改めて決意を農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） J A高知県では、本県の農産物の多くを取り扱い、県内外の消費者に届けておられますことから、県としても一刻も早い信頼回復に努めたいと考えております。このため、偽装販売が発覚した直後に、J A高知県の役員に対し、食品表示違反となる事例やそのリスク、加えてコンプライアンスの重要性についても研修を実施いたしました。また、この1月には、J A高知県だけではなく、食品を取り扱う県内の事業者の現場担当者に対しまして、食品表示に関する法令遵守を徹底するとと

もに、食品表示の知識を一層深める研修を実施したところでございます。

J A高知県には、引き続き食の信頼回復に取り組んでいただきますとともに、県としても定期的に報告を求めて、改善状況を確認してまいります。

○33番（岡田芳秀君） しっかりとよろしく願っていたしたいと思います。

次に、本県の主力園芸作物の一つでありますシシトウの値段が急落したと農家が困っている問題についてお聞きをいたします。ほかの園芸作物でも値下がりしたのがありますけれども、とりわけシシトウの市場価格が、昨年12月、今年1月と2か月連続して半値から半値以下になりまして、シシトウ農家は深刻な打撃を被っています。値下がりの原因には、新型コロナウイルスの影響で業務用の消費が大幅に落ち込んだということが大きく影響をしております。

県が支援策として構えた営業時間短縮要請対応臨時給付金は、12月の売上げが前年同月から30%以上減少した分に限って、個人事業主は上限20万円までということで支援が組まれました。もちろん給付金は農家の助けになるもので喜ばれているわけですが、不足している農家もございます。また、国の救援制度を受けても一部救済されない部分が残りますし、加えて入金が遅れるということで資金繰りに困っているという話もお伺いをしております。

私も、地元南国市そして須崎市で農業関係者や農家からも聞き取りをさせていただいたんですけれども、1つ例を。特に困っているのは、昨年に比べて作付面積を増やした農家です。私は、シシトウ農家のAさんとしておきたいと思っておりますけれども、お話を伺いました。

Aさんは、シシトウを一昨年の9畝から昨年は2反2畝にと、作を2.44倍増やしたと。ところが、値段が急落しまして、一昨年は12月に140

万円入金されたのに対して、昨年は105万円だったということです。面積を増やして300万円の売上げを見込んでいたけれども、105万円ということで、200万円見込みを下回ったことで落胆をしておりました。

シシトウの価格は1月も落ち込んだままで、私が聞きましたJA高知県・土長地区本部——南国支所ですけれども——によりますと、シシトウは12月に47%、1月51%に下落したといいます。全県もそうだと、同じような傾向だと思えます。そのため、同JAでは、重油を1リッター1円下げようと考えていたところを4円下げて支援をしたいということをおっしゃっていました。意欲を持つ農家が生産意欲を失ってしまわないような支援策が必要だと考えます。

こうした農家を支援するためにも、国の制度に加えて県としての支援を考えられないか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 先日、田中議員にもお答えしましたとおり、生産者の皆様にはセーフティーネットとしまして野菜価格安定制度などがございます。生産者への野菜価格安定制度の補給金の支払いにつきましては、特に影響のあったシシトウでは、昨年の11月から12月分は今月から開始をされ、今年の1月から3月に影響があった分につきましては6月から開始がされる予定でございます。

県としましては、全ての生産者が何らかのセーフティーネットに加入していただきますよう、JAグループや市町村とも連携しながら、未加入の生産者に加入を促してまいります。また、今後も価格動向に注視をしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期的に続く場合には、影響のある品目への必要な支援を検討してまいります。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

農家からお話を伺う中で、新型コロナウイルスの影響

によって収入減少が見込まれる自営業者の方たちに国民健康保険の保険料の減免制度があるということをおよその方が御存じなかったわけです。この点につきましては、市町村と連携して、ぜひ周知を図っていただくように要請をしておきたいと思えます。

次に、米の問題についてお聞きをいたします。昨年来、新型コロナの影響で米価が下落しています。特に西日本より東日本のほうが影響が大きかったと思えますけれども、最大の原因は、新型コロナ禍で中・外食需要が消滅して過剰が積み上がったことがあります。10万トンの需要が減退したと言われていています。このために全国では、60キロ当たり3,000円近く値下がりしたものもありました。全国の作況指数は99と、高知は93ですけれども、ほぼ平年並みということです。

問題は、政府の対応にあると思えます。冷酷なまでに米価対策を拒否する菅内閣の自己責任押しつけに、多くの農家が怒っているということです。昨年12月21日に農水省は、農林水産大臣談話、令和3年産米の需要に応じた生産・販売に向けてを発表しました。しかし、談話では、新型コロナによる需要減少を棚上げして、米農家に過剰の責任を押しつけて、直面している米価下落の苦難には一切触れていません。そして、米は在庫の過剰に直面しており、米の需給と価格の安定を図るためには2021年産米の36万トンの生産調整が実現されなければならないということで、ある意味脅しをかけていると言わなければなりません。米価下落の責任は生産者にあると言わんばかりの農家への減産押しつけです。資料を見ますと、高知県では約1,000トンの減産目標ということになっているようです。

政府は、国内消費に必要な外国産米、ミニマムアクセス米、MA米を義務として年間77万トンも輸入をし続けながら、国内生産は消費

量が減ったとして減産を求め続けてきました。このような米政策のツケを米農家が払ういわれはないと思います。生産者に減反拡大を押しつけるだけの生産調整方式を転換し、とりわけコロナ禍にあっては、備蓄米の追加買入れなど、国が米の価格と需給に責任を持つということ、また戸別所得補償を復活させること、MA米の輸入中止・削減などを実施することが必要だと考えます。12月25日に、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会が農水省に米価対策を申し入れた際には、農水省が、MA米は国内生産に一切影響はないとは言えないということ、初めて言及いたしました。

米価を維持するためにも、MA米を減らすよう政府に求めるお考えはないのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘のありましたいわゆるミニマムアクセス米は、国が一元的に輸入をいたしまして、主に加工用米あるいは飼料用米などの用途に限定をした販売により、国産米の需給に影響を及ぼすことのないように運営をしているというふうに承知をいたしております。そうだといたしますと、私といたしましては、ミニマムアクセス米の制限を政府に求めることまでは必要ないのではないかとこのように考えております。

○33番（岡田芳秀君） 実際、2007年、米の国際価格が急騰する中で70万トン、全量輸入じゃなくて7万トン残して打ち切ったという事例もあります。ですから、政治の判断で全量輸入ということをしなくてもいいと、できるということだと思いますので、求めていただきたいと私は思います。

あと、政府は転作支援策の活用を勧めていますが、緊急避難的に余剰米を国が買い上げるといこともやっていいと思います。政府に対して余剰米を買い上げるなどの米価対策を

求める考えはないのか、知事に伺います。

○知事（濱田省司君） 国の主食用米の買入れは、不作などによります供給不足に備えまして必要な量を保有しておく、いわゆる備蓄用米として運用されているというふうにお聞きをしております。また、国は、余剰米の買上げによります需給調整などを目的とした主食用米の買入れは行っていないと、そういう趣旨での買入れは行っていないというふうに認識をいたしております。県といたしましても、需要に応じた生産が行われるということがこの需給対策としては大事ではないかというふうに考えているところでございます。

国におきましては、消費喚起とともに、主食用米からの転換を支援するといった形での需給対策を十分に講じていただきたいというふうに考えるところであります。

○33番（岡田芳秀君） 転換というよりも、米の価格、需要には国がしっかりと責任を持っていただくように、地方からも声を上げていかなければならないというふうに思います。

次にですけれども、私は、日本の農政の根本問題は食料主権を投げ捨ててきたことにあるというふうに考えています。カロリーベースですけれども、食料自給率38%と4割を切ってきたにもかかわらず、生産を増やそうとせずに、農産物貿易の全面的な自由化を進めてきました。自国の農業にとっては、国際的にノーガードを前提にして農政が行われているというところに大きな問題があると思います。TPPの抵抗勢力とみなされた農協が改革を迫られたのも、輸入自由化を推し進めるためであったというふうに考えております。

こうした農政ですから、農業政策は、規模拡大と一般企業の参入によって国際的な価格競争力をつけることに力点が置かれています。しかし、輸出拡大、競争力強化が有効策となる地域

は限られていると私は思います。規模を拡大すれば競争力が高まるというのも机上の論理ではないかと考えます。

貿易一般を否定するものではありませんけれども、農産物の関税撤廃を進めてきた貿易自由化は食料主権を放棄するものだという認識がおりなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） これまでの貿易自由化に向けました例えばT P Pなどの協定におきまして、我が国の農林水産品については、米などの重要5品目を中心にいたしまして、関税撤廃という原則に対する例外が確保をされていたというふうにご認識をいたしております。

こうした中で、国は、総合的なT P P等関連政策大綱を昨年12月に改訂をされておられます。今後の発効が見込まれますR C E Pの協定あるいはコロナ禍への対応の視点を加えた改訂だというふうにお聞きをしておりますが、この大綱に基づきまして、我が国の農業の体質強化に向けた対策、そして経営安定や安定供給に備えた措置が講じられているというふうにご考えているところでございます。

また、食料・農業・農村基本計画によりまして、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給するというために、大規模化あるいは輸出の促進などといった攻めの施策の一辺倒ではございませんで、例えば担い手の育成ですとか確保の対策といった地域の農業を守る施策も併せて講じているというふうにご認識をしております。

国におきましては、今後につきましても、攻めるべきところは攻める、そして守るべきものは守るという姿勢で農政を進めていただきたいというふうにご考えているところでございます。

○33番（岡田芳秀君） 食料主権につきましては、やはり自国の国民のための食料生産を最優先して、食料・農業政策を自主的に決定する権利、これをしっかり守っていかなければならないと

思います。日本の農業の役割といいますか、国際的にも自然的・社会的条件が国によっても違いますし、多面的機能の評価も違ってまいります。工業製品と同じような基準で比べることはいかなるものかと思っておりますし、自国の農業を守るためにも関税とか輸入規制措置など必要な国境措置をやはり維持して国内の農業を守っていく、育てていくことが大事だと思います。

一方、攻めの農業といいますけれども、他方で、その10倍ぐらい輸入をしているわけです。あまり輸入のことが議論になりませんが、両方考えながら、国内の農業支援をしっかりと進めていかなければならないということをご指摘したいと思っております。

日本の農業は、家族農業が大きな役割を果たしています。日本農業を担ってきた、今担っている家族農業をしっかりと支援することが重要だと考えます。規模拡大といっても、中山間地域では限度もあります。

規模拡大を進める農家や法人に限らず、規模の大小にかかわらず、総合的な支援策が必要だと思いますけれども、総合的な農政をどう進めていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 本県におきましては、農業におきます家族経営体の割合が全体の約97%を占めております。その意味で、家族経営体の事業の発展を図っていくということが、本県で農業が産業として持続発展していくことに直結をするという関係にあると考えております。

また、中山間地域におきます産業の中心であります農業を家族経営体が守っていくということが、地域の暮らしそのものを守っていくということにつながるというふうにご考えておきまして、その意味で、家族経営体がしっかりと存続していけるような、そうした取組が大事だというふうにご考えております。具体的には、産業振興計画に基づきまして、デジタル技術を活用し

て労働生産性を上げていくというようなこと、また多様な担い手の確保を図っていくということ、さらには日本型直接支払制度を活用いたしまして生産基盤の下支えをしていくと、こういった取組を通じまして家族経営体を支援してまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 国連家族農業の10年が始まっておりますけれども、世界的にも家族農業の見直し、役割が重視されておりますので、しっかりと支援をしていただきたいと、また総合的に支援していただきたいと思っております。

次に、農業振興部が1月20日付で示した、企業の農業参入支援による新たな担い手確保に関連をしましてお聞きをいたします。これを見ますと、本県のハウス面積と施設園芸農家数はこの16年間に大きく減少してきており、ハウスを整備しても減少率に追いつかないという現状認識の下、このままでは産地としての市場における価格形成力が衰退してしまうことから、担い手の確保が必須であるとして、農業に参入する企業の力を借りるということも必要だとしております。地域と協働していただける企業を誘致し、生産量、生産面積の維持を図ると、そのための支援策が紹介されています。加えて、平成27年以降の企業の農業参入状況も示されているところです。

また、本県の企業誘致の取組は、大分県が5年連続年間20社の企業参入に比べて、平成27年からの参入件数が9件と少ないということで、課題も整理をされているところです。用地の確保が難しいとか、あるいは施設整備費が高額であるとか、労働力の確保が難しいなどですけれども、こうした課題を解決するために推進チームをつくって事業を進めていくということになります。

そこでまず、本県でなぜこういう事態に、つまり企業に頼らなければ施設園芸の生産が維持

できないような事態になってきているのかという現状の認識について農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 本県施設園芸農業の現状につきましては、担い手の高齢化や後継者不足による離農等により、平成14年からの16年間で生産面積は1,680ヘクタールから1,354ヘクタールと、326ヘクタール、割合にして約20%減少しております。ただ一方、生産量につきましては、野菜主要7品目で約4%の微減にとどまり、生産を維持しているところでございます。これは、小規模な家族経営体から大規模な企業に至りますまで生産者と関係機関が一丸となって次世代型ハウスの整備や環境制御技術の普及に取り組んだことで、生産性が向上したものと認識をしております。

今後、さらなる高齢化や離農者の増加が想定される中、家族経営や集落営農、雇用就農や移住を希望する新規就農など、多様な担い手の確保がまず重要となってまいります。企業の農業参入につきましては、その多様な担い手の一つであるというふうに考えております。また、その企業につきましては、多くの就農の受皿となりますことで、新たな就農や生産の維持・向上にもつながるものと期待をしているところでございます。

○33番（岡田芳秀君） 多様な担い手の一つというところで答えがあったと思っております。

ただ、企業としていろいろ形態がたくさんあると思っておりますけれども、具体的には一般企業を想定しているのでしょうか。どういうものを想定しているのか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 参入を想定している企業としましては、地域と協働をしていただける一般企業を想定しております。

○33番（岡田芳秀君） 次に、稼げる農業という

ことで、今できています次世代型ハウス、これはどれだけ採算が取れているのかということも伺いたいと思います。地域によっては、ここで収益を上げて耕作放棄地が広がるのを防いでいるというふうに、多角的な経営で地域の全体をカバーしていつているという経営もあります。

次世代型ハウスの設備投資、減価償却も含めてどれだけ採算が取れているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 平成27年以降の参入企業9社のうち、次世代型ハウスで生産事業を展開しているのは7社ございます。そのうち、減価償却を加味して採算が取れているのは5社となっております。採算が取れていない企業につきましては、操業開始1年以内で決算をまだ迎えていないものが1社、それから新型コロナウイルス感染症の影響などにより計画に対して売上げが減少しているものが1社となっております。

参入企業の大規模な次世代型ハウスでは、通常のハウスに比べまして施設整備は高額となるものの、単位面積当たり2倍から3倍の収量が実現できておまして、各社おおむね計画どおりの経営となっております。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

それで、企業参入についてはどうしていくのかにつきましては、まずは地元の関係者がよく話し合うことが大事だと思います。これを飛び越えて企業参入ということを進めると、後々地域との問題が生じるおそれがあります。地元にとっては、地域のことを知らない企業が来たら困るといふところもありますので、十分な準備といいますか、協議が必要だといふふうに思います。そして、地域の将来像を共有する、協働の内容を具体的に確認をするということが大事だと考えています。

この点で、参入している企業では地元との協

働ということを具体的にどう図られているんでしょうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 参入に当たりましては、地元のJAや品目部会など関係者との協議を十分に行い、地域の理解をいただいた上で、産地ビジョンへの参画や進出協定を締結するなど、全ての企業において地域との協働を図っております。例えば日高村では、トマト産地の生産拡大ビジョンを掲げる地元の誘致を受けて企業が参入し、地域の一員となって、地元ブランドでの販売やトマトの加工品開発など、トマト産地の振興に取り組んでおります。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

次に、農業振興と地域の活性化を図る上で、JAの役割ということについても伺っておきたいと思います。私は、今の農業を取り巻く厳しい状況と、一方で少子高齢化が進んでいる地域の現状、これを考えたときに、農業振興と地域の再生は車の両輪で進めていくことが非常に大事だといふふうに思っているところです。その際、JAが地域にある支所を基礎にして、地域をデザインする主体になってほしいと期待しているところです。

政府の農協改革は、協同組合としての性格をなくしてしまおうとしていると感じております。それだけになおさら、地域に根を張った協同組合として協同組合本来の役割を発揮していくことが、ある意味で財界や政府の農協改革への一番の対抗措置にもなっていくといふふうに考えているところです。農業経営の法人化や企業の農業参入も進んでいるわけですが、JAが地域で調整役としての役割を発揮し、地域住民の皆さんも含めて地域が一緒になって、地域の活力を取り戻す取組に一層力を入れていかなければならないと思います。

農業振興と地域の活性化を図るためにJAに期待するところを農業振興部長に伺います。

○農業振興部長（西岡幸生君） J Aグループ高知では、地域に根差した協同組合の確立を目指して、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組んでおられます。農業振興という面におきましては、産業振興計画の農業分野の目指す姿である、地域で暮らし稼げる農業の実現に向けた様々な施策を推進する上で、J Aは欠くことができない重要なパートナーとなっております。また、地域という面に目を向けますと、営農のみならず購買や信用、共済などの総合的な事業全体で地域社会の生活インフラを支えておりますし、食育や農福連携などの活動を通じて地域コミュニティの活性化にも貢献をしておられます。

J Aには、少子高齢化や人口減少、コロナ禍など、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、本県の農業振興や地域活性化に向けて共に取り組んでもらえるものと期待をしております。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

ところで、J A高知県の新3か年経営計画案が出ています。この中で、支所の再編や、ATMが各地でなくなるということが示されておまして、農家から、不便になるのではないかという懸念の声を南国市でもお聞きしました。背景には、2016年からのマイナス金利政策によって信用事業が苦境に陥ってきたということがあります。具体的には、農林中央金庫の奨励金水準が段階的に引き下げられていくという状況があります。

信用事業を取り巻く環境の変化、また信用事業の在り方が営農事業にも影響してくるという中で、新たな改善計画が示されてきておりますけれども、県として状況を把握し、農家や住民の皆さんへのサービス低下にならないようにしなければならぬと考えます。

この点について農業振興部長の御所見をお聞

きしたいと思います。

○農業振興部長（西岡幸生君） ただいま議員がおっしゃっていただきましたように、J A高知県につきましては、経営の安定化に向けた事業、組織、経営の改革を行う必要があるというふうにお聞きしております。新3か年経営計画の中には、営農販売事業では、労働力確保への支援や、例えば購買事業では、生産資材のコストの削減、システム導入による事業の効率化、組織の見直しでは、役員数の削減や要員数の見直し、支所や購買店舗の再編など、農業基盤の強化やJ A自らの経営基盤の強化対策が盛り込まれております。その中で、一定、組合員の皆様の利便性の低下を伴うものもあると思われませんが、こうした対策を進め、J Aの経営を安定させることで、組合員の皆様が安心して農業に打ち込める環境にしていくことを目指しているというふうにお聞きしております。

J A高知県におきましては、組合員の皆様のため、本来の使命を果たし、計画が達成できるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

次に、中山間地域の集落实態調査に関連してお聞きをいたします。これまでも多くの議員が質問されております。多少重なるかもしれませんが、質問いたします。

中山間地域を疲弊させてきたのは、これまでの国の社会経済政策、農林業政策の責任が本当に大きいと言わなければなりません。本県でも人口減少が進んでおりますし、そうした中で10年ぶりの調査ということでもあります。

この10年の取組をどう総括しているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 前回の集落实態調査の結果を踏まえまして、平成24年度から中山間対策を抜本強化し、中山間総合対

策本部における議論を経て、これまで様々な施策を展開してまいりました。中山間対策の核となる取組である集落活動センターは32市町村、61か所で開設され、また移住者は令和元年度の実績で1,030組、1,475名を数えるなど、集落の活性化や担い手の確保につながっております。さらに、鳥獣被害対策については、施策、体制を強化しまして、集落ぐるみで取り組む総合的な対策を進めました結果、農林水産業被害はピーク時の約3分の1まで減少しました。

このように、前回の集落实態調査で明らかとなった課題の解決に向けては着実に前進したものと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 大事な調査になってくると思います。私からも幾つか提案もさせていただきたいと、そして質問したいと思います。前回も20歳以上の皆さんの調査でしたけれども、この間18歳選挙権も実施をされました。アンケート調査は少なくとも18歳以上にすべきじゃないでしょうか。また、15歳以上とか、若い世代の意見も聞くことが大事だと思いますが、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 前回調査では、アンケート調査の対象者の年齢を20歳以上としており、経年変化を確認するためにも、前回と同様に20歳以上とする方向で検討していたところです。一方で、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、県民世論調査も対象を18歳以上に引き下げております。

こうしたことも踏まえ、集落实態調査のアンケート調査の対象者の年齢については、調査を監修いただく中山間地域活性化アドバイザーなど専門家の意見もお聞きしながら決定したいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

あと、アンケート調査は各市町村二、三か所ということですが、これも集落のばらつ

きが市町村にあります。柔軟に対応すべきだと思いますが、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） アンケート調査は、聞き取り調査を実施しました集落の中から、各市町村の協力を得まして、それぞれ2から3集落程度を抽出し、約110の集落を対象に実施する予定です。2から3集落という数字は市町村の平均値としてお示しをしております。50世帯未満の集落数は市町村によって異なることから、各市町村の集落数も踏まえ、市町村と相談しながら対象集落を決めていきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） よろしく願いいたします。

あと、地区長等の代表者からの聞き取り調査に関してですけれども、私の想像するところ、男性がほとんど、男性が多くなるのではないかと考えています。女性の視点も大事だと思いますけれども、どう取り入れられるのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 議員から御指摘がありましたとおり、中山間地域の実情や住民の皆様の思いをお聞かせいただくに当たっては女性の視点も重要であると考えております。聞き取り調査では、前回と同様に、地区長さんなどの代表者だけでなく、集落の役員の方々や民生委員さんにも同席いただく予定としておりまして、女性の方にも参加いただけるようお願いしていきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） ぜひよろしく願いいたします。

集落活動センターの取組と今後のあったかふれあいセンターとの連携、こういうことも大事になってくると思います。運営そのものは運営組織の主体的な判断ということですが、連携をどう図っていくのか、併せて中山間振興・

交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 集落活動センターの取組としましては、これまでも、あったかふれあいセンターとの連携を進めてまいりました。例えば、佐川町では、双方の機能を有する施設を1つの事業者が運営しまして、地域を挙げたイベントを協働で開催しております。また、津野町では、あったかふれあいセンターのサテライト事業の実施場所を集落活動センターが提供しております。さらに、黒潮町では、あったかふれあいセンターの利用者へランチ、弁当を提供するなど、集落活動センターが活動をサポートしております。

今後とも、地域福祉部や市町村と連携を図りながら、このような取組を横展開し、さらに県内各地に広げていくことで、地域の実情に合った支え合いの仕組みづくりをさらに進めたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 集落活動センターは61か所今まで出てきて、一つも欠けずに続いているということで、本当に関係者の皆さんの御努力に敬意を表するところです。他方で、集落活動センターのない地域も多く残されていますし、そういう地域が本当に取り残されないような施策をつくっていかねばならないということ強調しておきたいというふうに思います。

地域をよくするためには、アンケートの後も大事だと思います。ワークショップ等も含めて、ファシリテーターなどの役割も大事になってくると思いますけれども、県の支援について中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 地域の皆様が集落の将来像などについて話し合う際、その雰囲気づくりや参加者から意見が出やすい場づくりを担うファシリテーターの役割は重要です。県には、地域活性化の取組を後押しする地域づくりの専門家を派遣するアドバイザー制

度があり、これまでも集落活動センターの立ち上げの話合いなどの場面で活用されてきたところ です。

今後も、こうしたアドバイザー制度の活用のほか、地域支援企画員が市町村職員と共にワークショップに参加し、ファシリテーター役を務めるなど、地域の皆様の話合いが実りあるものとなるように引き続き支援を行ってまいります。

○33番（岡田芳秀君） 中山間の皆さんからは、既にもうアンケートを待つまでもなく、要望がたくさん寄せられています。介護保険料を払っているのに受けられないとか、移動手段を確保してほしい、あるいは飲み水を安定的に確保してほしいなど、たくさん要望が既に上がっております。

地域の皆さんのこうした声に応えるために生活基盤の整備が必要だと考えますけれども、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 生活支援、とりわけ生活用水の確保のための施設整備は特に重要な課題であると認識しております。市町村からの要望を平成29年度から令和3年度までの5か年の整備計画に取りまとめ、集中的な支援を行ってきたところ です。このような取組によって、中山間地域の生活環境の整備が着実に前進したものと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 最後になりましたけれども、中山間振興について知事の決意も伺わさせていただきたいと思 います。

○知事（濱田省司君） 就任以来、中山間地域へいろいろな機会にお邪魔をいたしましてお話を伺う中で、大変厳しい現状の中にありますけれども、多くの方々が地域に愛着と誇りを持って、創意工夫を凝らしながら課題解決に立ち向かっておられます。私自身、非常に感銘を受けましたし、力をいただくというような場にもなっております。皆様の声を真摯にお聞きしながら、

中山間地域の振興に全力で取り組んでまいります。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。
市町村の住民の皆さんの声をしっかり受け止めて、これからの政策づくり、本当に現場の声を判断の材料にさせていただいて、住み慣れた地域で安心して暮らせるような県政を進めていただきますように求めまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、岡田芳秀君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明10日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時15分散会

令和3年3月10日（水曜日） 開議第7日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 古 谷 純 代 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 中 村 知 佐 君
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第7号)

令和3年3月10日午前10時開議

第1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第 22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第 24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	例議案
第 33 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例議案	第 59 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 60 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案	第 61 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例議案	第 62 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号 高知県が当事者である和解に関する議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条	第 64 号 高知県が当事者である和解に関する議案

- 第 65 号 南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 67 号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 68 号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 69 号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 70 号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 71 号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 72 号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 73 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 74 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 75 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 76 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 77 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 78 号 都市計画道路はりまや町一宮線防

災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

- 第 79 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問(一問一答形式による)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」から第79号「(仮称) 南国日章工業団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上81件を一括議題

とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

上田貢太郎君の持ち時間は40分です。

3番上田貢太郎君。

○3番（上田貢太郎君） 皆様おはようございます。自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入らせていただきます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、全国的にも国民一丸となった取組の成果が徐々に始まっており、本県におきましても関係各位の皆様の身を切った御努力と御協力により鎮静化しております状況に、心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

また、ワクチン接種も始まったことにより、今後一層収束に拍車がかかるのではと思われま。そうしますと、国内外問わず、人の流れは確実に戻り始めることになりま。むしろ我慢の時期が長かったゆえに、V字回復することも考えられます。そのためにも、今後は関西圏と高知との経済連携のパイプを強め、そうした流れを本県に呼び込むことは非常に重要であり、まさに濱田知事からもありましたように、ピンチをチャンスに変え、攻めの姿勢に転じなければなりません。

そこで、今議会は、攻めの姿勢、反転攻勢をテーマに御質問させていただきたいと思。知事はじめ執行部の皆様、どうぞよろしくお。いをいたします。

それではまず、これまでも何度か御質問させていただいております、文化芸術との融合による経済の活性化についてお伺いいたします。

過日、アニメーション映画「時をかける少女」、「バケモノの子」、「未来のミライ」など、ヒット

メーカーの細田守監督の最新作「竜とそばかすの姫」の初映像が公開され、作品の主人公が暮らす町が、仁淀川エリアであることが分かりました。30秒の特報では、高知の現実世界とインターネット空間の仮想世界のカットが数多く披露されており、主人公の住む高知の自然豊かな夏の風景がとてもきれいに描かれております。

内容も、この目まぐるしく常識にとらわれずに変化していく時代の中で、圧倒的な速度で変わっていく世界と、自分たちにとって本当に大切な変わらないものを楽しんでいただきたいと、細田監督がコメントしており、今年の夏の公開予定ですが、国内はもとより世界的にも話題作となることが予想されます。

アニメーション映画で聖地巡礼を社会現象にまでした「君の名は。」の事例のように、映画が地方創生にもたらす効果が大きなものとなることは、以前にもお話しさせていただきました。

また、本県では、佐川町の牧野富太郎の朝の連続ドラマ化、土佐清水市のジョン万次郎の大河ドラマ化、黒潮町の上林暁作品の映画化など、そのほか複数の作品の映画化の動きが現在ございます。

昨年2月議会で御質問した牧野富太郎の朝ドラマ化について、知事には昨年11月、「朝ドラに牧野富太郎を」の会」とともに、東京のNHK放送センターを訪問し、要望活動を行っていただいたと伺っております。有言実行、早速、行動していただき、ありがとうございました。こうした要望活動やフィルムコミッション活動を通じて、多くの作品を早く現実にして、本県の魅力を国内外にコンテンツを通して発信することは、極めて大事なことと思われま。

そこで、こうした本県ゆかりの作品の映像化が企画される場合、このたび誘客に力を入れようとする関西圏においても、これらの作品を大いに観光プロモーションに生かすことを考えて

みてはどうでしょうか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 発信力のあります映画やテレビドラマなど、本県ゆかりの作品を観光プロモーションに活用することは有効ですので、関西からの誘客を図る際にも、ぜひ生かしていきたいと考えております。

本県と関西圏との双方にゆかりのある作品を活用したプロモーションとしましては、昨年12月に公開された映画「天外者」の事例がございます。大阪経済界の近代化に尽力した五代友厚氏が主人公で、坂本龍馬、岩崎弥太郎の両雄も登場いたします。

この映画のプロモーションを大阪観光局も担っておりましたので、感染拡大により急遽中止となりましたものの、大阪中心部での関連のPRイベントに、協定を結んだ御縁で本県観光のPRブース出展を準備しておりました。また、関西圏にはゆかりのない作品の場合でも、これを活用しまして、例えば大阪の主要駅にある大阪観光局の情報発信拠点で、本県のPRをさせていただくことなどもできようかと思えます。

大阪観光局など関西圏と連携したプロモーションに際しましては、制作者側の作品宣伝の意向にも沿いながら、こうした工夫を行ってまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

コロナで大きな影響を受けた、特にホテル・旅館・飲食業界、取引業者や、ほか多くの関係者の皆さんにとっても、反転攻勢の後押しとなる作品になると思いますので、ぜひ応援よろしくお願いをいたします。

さて、日本の場合、文化芸術は経済と一緒に語られることはあまりありませんが、文化芸術は人の行動心理を左右し、決定するプロセスには大いに関係しておりますし、そのことによる動きは経済活動となっております。全ての事柄

に親和性があるのが文化芸術だと思われま

す。今皆さんが着ている、スーツ、シャツ、ネクタイはどうやって選んだのでしょうか。乗っている車や毎日食べている食事に携帯電話など、身の回りのものや旅行などの行動、これはどうやって選んでいるのでしょうか。特別意識はしていませんが、全て文化芸術的な視点から選んでいないのでしょうか。経済活動の根源は文化芸術にあると言っても過言ではないと思えます。

ただ、世界はコロナによって一変してしまい、従来の生活様式から新しい生き方をしていかななくてはならない時代となりました。そして、文化芸術を生活に取り入れる手法は、オンライン配信や動画といった非対面型が余儀なくされ、文化芸術を創出する側は、この変化に対応しなければ発信することが困難になりました。

そこで、今こそ、他県がまだやっていないブルーオーシャンの分野に切り込んで、攻めの姿勢を実行することが早急に求められており、私はこの文化芸術と経済とを融合させることが、今後の高知県の経済発展に非常に重要になってくると思われます。このコロナ禍で多くの文化活動が中止となり、県民が文化芸術を感じる機会が減少するとともに、こうした分野で生計を立てるエンターテインメント業界の皆様にとっても、反転攻勢につながる県の取組が求められているのではないのでしょうか。

県としても、コロナ禍の環境変化をきっかけに、文化芸術と経済との融合をより意識し、本県産業との横の連携を図りながら戦略的な取組が進むよう、県の文化芸術振興ビジョンに文化芸術と経済の融合を位置づけるべきではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） ただいまお話がありました高知県の文化芸術振興ビジョン、これは平成29年に策定をいたしておりますが、このビジョ

ンにおきましては、4つの基本方針のうちの一つといたしまして、文化芸術を活用した地域の振興という柱を掲げております。観光振興や産業振興に、この文化芸術をつなげていくという取組を実施いたしているところでございます。例えば、これまで自然・体験型キャンペーンなどの観光振興とタイアップをした取組でございますとか、あるいはまんが甲子園などの開催によりまして、本県の文化の発信と併せまして、交流人口の拡大に向けた取組を実施してきております。

来年度は、このビジョンの計画期間10年間の中間年、折り返し5年目になるということがございますので、基本的な理念などは維持をしながらも、新型コロナウイルス感染症といった社会経済情勢の変化、こういったものを踏まえた見直しをしたいというふうに考えております。

このビジョンの見直しに当たりまして、これまでの取組の確認及び分析を行いました上で、産業振興などとの連携を、御指摘も踏まえて一層意識をいたしまして、文化芸術の振興を経済の活性化につなげていくと、これは一層力を入れてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 知事、ありがとうございます。

今後は、文化芸術と経済との融合が具体的なモデルケースとして創出されるよう、文化芸術においても攻めの姿勢で取組を進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

そして最後、漫画についてお尋ねいたします。漫画は、日本が世界に誇る文化の一つであり、本県は数多くの漫画家を輩出しているまんが王国であります。が、昨年は、このコロナ禍の影響で、まんが甲子園も通常開催は中止となり、高知県に全国の高校生が集う機会が失われたことはとても残念であります。

しかしながら、まんが甲子園がオンラインイベントという形で発表の場を確保できたということで、先ほど申し上げましたように、コロナ禍の中でも文化芸術を生活に取り入れる手法として、オンライン配信や動画が有効であることを証明するものであります。漫画文化の発信は、このコロナ禍を逆手にとってオンライン配信などを駆使し、国内と言わず世界に発信していくべきではないでしょうか。折しも、「竜とそばかすの姫」が公開となれば、海外から高知県の注目は大いに高まってきます。

これを絶好の機会と捉え、国内はもとより全世界に広く本県の漫画文化を発信していくことで、インバウンドの増加、本県経済との融合にもつながってくるのではないかと考えます。このことについて文化生活スポーツ部長の所見をお聞きます。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 本年度、まんが甲子園や全国漫画家大会議などのイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、通常の形式での開催はできなかったものの、新たな取組としてオンラインによる開催を実施いたしました。オンラインとの親和性が高い漫画の特性を生かし、オンラインによる作品の募集やインターネットでのイベント内容のライブ配信などを行うことで、まんが王国・土佐を、新たな形で国内外にPRできたものと考えております。また、本年度のまんが甲子園や世界まんがセンバツには、海外からの作品の応募が例年以上に多く寄せられ、オンラインによる漫画の交流には大きな可能性があるものと受け止めております。

さらに、議員のお話にありましたように、本年夏に公開予定のアニメーション映画「竜とそばかすの姫」により、高知県に対する注目が高まると見込まれ、まんが王国・土佐をより身近に感じていただくことにもつながるものと期待

するところであります。

こうしたことを踏まえ、来年度以降国内外に向けたさらなるPRを行うことで、漫画を通じた高知県の認知度の向上やアフターコロナの時代における交流人口の拡大を図り、本県の経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、横浪スカイラインの再整備について御質問させていただきます。

県道47号横浪黒潮ライン、別名横浪スカイラインは、高知県土佐市から須崎市を結ぶ横浪半島を横断する道路です。私が若かりし頃の横浪スカイラインは、絶好のドライブコースでありデートコースでもありました。先日、久々に横浪スカイラインを訪れる機会がありましたが、コロナ禍で3密を避けてマイカーで高知に訪れる個人旅行者にとっても、絶好のドライブスポットではないかと思いましたが、現状では、まさにがっかりの一言しかこぼれてこないのではと感じたところであります。

平成22年6月定例会で森田議員が、横浪スカイラインの美観について、清潔で美しい高知県をつくる条例と関連した質問を行いました。あれから約10年がたち、清潔で美しい高知県をつくる条例に基づくボランティアが、現在この地域でどの程度活動しているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 清潔で美しい高知県をつくる条例に基づくボランティアにつきましては、現在県全体で167団体と1,500名余りの方々が御登録いただいております。

当該浦ノ内地区におきましては、浦ノ内地区自主組織といたしまして16の団体に御登録いただいております。年に2回ほど、道路脇などのごみの収集活動をされていると聞いております。本

年2月の県民一斉美化活動の月間の取組におきましても、およそ200名の方が参加され、横浪スカイラインなどでのごみの収集活動を実施していただいているということでございます。

横浪スカイラインをはじめ、清潔で美しい県土づくりは、こういったボランティアの皆様のお協力なしにはなし得ないと考えておまして、深く感謝しております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

清掃など景観の保持に関しては、ボランティアの皆様のお協力もあり、引き続きしっかりとされているということですが、私といたしましては、さらにもう一步踏み込んで横浪スカイライン一帯を、人を呼べる場所として、さらに魅力を高めるような再整備を進めればと考えております。

そこで、この一帯は横浪県立自然公園でもありますので、県立自然公園を所管する林業振興・環境部長の見解をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県立自然公園につきましては、自然公園法を受けて制定いたしました高知県立自然公園条例の規定に基づきまして、県を代表する優れた自然の風景地を指定しているところでございます。基本的には、ありのままの自然を残すということ为原则として制度がつくられております。したがって、公園区域内で開発や再整備を行う際には、この条例の規定に基づく手続が必要となってまいります。

まずは、魅力を高めるためにどのような取組を行うのか、地元の皆様のお合意形成や関係する市町村との調整をしっかりと進めていただきまして、取組を進めていただければというふうに考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

地元の合意形成が第一であることはもちろん、自然公園での制約のクリアといったステップを

踏みながら進めていく必要があると考えていますが、私のように横浪スカイラインの景観に観光拠点としての可能性を感じ、再整備を期待する声も実際に聞いております。というのも、高知市内から車で約1時間という立地で、そしてあの景観、またすぐ近くにはゴルフ場もあって、令和4年には桂浜の再整備も行われます。

家族や仲間と海を見ながらキャンプでもできたら最高だと思いますので、官民が連携して、横浪スカイライン一帯の魅力を高められるような県の協力をお願いしておきたいと思います。

次に、移住促進の項目は、時間の都合で省略させていただき、また次回に質問させていただきます。

次に、次世代エネルギーについてお伺いいたします。

濱田知事は、カーボンニュートラル宣言をされ、その実現に向けた取組を進められようとしております。カーボンニュートラルの実現に向けた大きなポイントとして、省エネ化、電化を進め、電力についても、それを再生可能エネルギーに置き換えていくことが重要です。また、電力の再エネ化の推進は、太陽光、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギー資源の豊富な本県の特徴を生かした取組であり、ぜひ進めていただきたいと考えております。

さらに、将来的に期待されるエネルギーとして、水素がございます。国においては、2017年に水素基本戦略を策定し、水素社会の実現に向けた取組を進めております。昨年12月に策定された、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略においても、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーとして、乗用車用途だけではなく幅広い分野での活用に向け、取組を進めていくこととしております。

こうした国の動きを踏まえますと、カーボンニュートラルの実現を目指す本県においても、

水素の活用といった視点も将来的なテーマとして取り入れていくべきではないかと考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 議員から御指摘のございましたように、国においては水素社会の実現に向け、取組を加速していると承知しております。

水素社会の実現につきましては、カーボンニュートラルの実現に資するものと考えておりますので、本県としても、将来的なテーマとして水素の活用を検討していく必要があると考えております。

○3番（上田貢太郎君） 本県のカーボンニュートラルの実現を目指した取組として、移動の脱炭素化を進めていくことも重要であると考えます。ハイブリッド車や電気自動車への乗換えの促進がその取組の中心になろうかと思いますが、運転しても水しか排出しない燃料電池車は、移動の脱炭素化といった点からは、非常に有効な選択肢ではないかと思えます。

一般社団法人次世代自動車振興センターによれば、燃料電池車に水素を供給する水素ステーションは、2020年12月現在、全国137か所で運用されており、四国では徳島県、香川県で運用がなされております。本県でも、今後県民の方々が燃料電池車を選択できる環境を整備していくことも必要となるのではないのでしょうか。県内事業者の中には、水素ステーションの設置を目指し、共同会社を設立する動きもあるとお伺いしております。

そこで、本県のカーボンニュートラルの実現に向け、こうした事業者の方々と連携し、将来的な水素ステーションの設置について検討を始める枠組みを設けてはどうかと考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 水素は、

様々な分野で利用が期待されているエネルギーでございまして、移動の脱炭素化といった視点以外でも、水素の利用が考えられております。

例えば、国におきましては、再生可能エネルギーで水を電気分解いたしまして、生み出した水素を再生可能エネルギーの調整力として活用する技術について、研究が行われていると承知しております。水素というエネルギーの本県での利用の形あるいは新たな成長の芽となる可能性の有無等について、今後検討していくことは非常に有意義であると考えております。

議員の御指摘のありました水素エネルギーを供給する水素ステーションの設置も含めまして、外部有識者や意欲のある事業者の皆様とともに考えていく場を設けてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

水素の活用には、整備費用など様々な検討課題もあろうかと思いますが、攻めの姿勢で、県としても一歩先を見据えた検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、林業の振興についてお伺いいたします。

高知県内には、土佐グリーンパワーの土佐発電所や、グリーン・エネルギー研究所に代表される、木質バイオマスを燃料とした6,000キロワット級のF I T発電所が稼働していますが、現在これらは順調に稼働しているのか、まず林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 御質問のありました2か所の木質バイオマス発電所につきましては、現在順調に稼働していると聞いております。

○3番（上田貢太郎君） 私は、発電量が500キロワットに満たない小規模木質バイオマス発電所を計画していた県内の事業者の燃料調達が大変厳しい状況とお聞きしております。

四国島内や本県において、F I T発電事業者

は、木質燃料である未利用材の安定調達が大変厳しくなりつつあるとも聞いており、心配しているところでもあります。というのも、四国内では徳島県阿南市に、民間企業の共同で西日本最大級の7万5,000キロワットの大型バイオマス発電所が既に着工しており、年間100万トン余りの燃料が必要とされているとのことです。多くは東南アジアからの輸入PKS——パームヤシ殻と聞いていますが、本県をはじめ、四国近県や九州地方などからも、未利用材を含め多くの木質燃料を集めているため、小規模な木質バイオマス発電所の燃料調達への影響が懸念されています。

そうした中、本山町では、エフビットコミュニケーションズ株式会社が、発電と熱利用と二酸化炭素施用を同時に行うトリジェネ木質バイオマス発電所を来る3月15日に着工し、次世代型ハウス園芸施設を併設して、パプリカの苗を12月に定植する予定と聞いており、全国2例目の木質バイオマスを活用したトリジェネレーション施設で、2,000キロワットの発電を行う施設として大変注目をされています。

県としても、3億円を超える補助を実行しているだけに、何としても成功させなければならない重要プロジェクトであると思っておりますが、この木質バイオマス発電所では、年間約3万トンの未利用材の木質燃料が必要とされています。

そこで、未利用材の安定調達が厳しくなる中、当施設における20年間のF I T買取期間中の安定的な燃料調達に向けた体制は十分なのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） F I T制度の認定申請に当たりましては、資源エネルギー庁の定めた事業計画策定ガイドラインによりまして、バイオマス燃料の調達及び使用計画を策定することとされております。このガイドラインでは、既存の事業者に影響を与えないように

燃料用原木を増産することなどによりまして、安定した燃料調達を計画することがF I Tの認定の要件となっております。

この計画につきましては、その認定の前に、県もその内容を確認いたしまして、必要に応じて指導・助言を行っているところでございます。本山町の木質バイオマス発電所につきましても、この認定を既に受けているところでございまして、木質バイオマス資源の安定的な調達が可能な計画となっていると認識しております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

F I T制度における木質バイオマスは、未利用材のほかに、製材工場からの残材や建設現場からの廃材などがありますが、そのほとんどは製紙原料といった木質バイオマス以外に利用されているため、大部分は間伐材など森林経営計画の施業などによって発生した未利用材に頼ることになると聞いております。

そこで、今後はこれまで以上に県産材の川下需要を喚起し、素材生産性をもっと高めないと、未利用材は安定的に調達できないと思いますが、どのような姿勢で臨まれるのか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 木質バイオマス燃料のうち、林地残材などの未利用材につきましては、製材用や集成材、合板用の原木、いわゆるA材、B材と申しておりますが、これらの原木生産に伴って付随的に生産されるものでございまして、業界ではC材、D材と呼ばれるものでございます。

未利用材の安定的な供給におきましては、このA材、B材の木材需要を増やしながら原木生産量を拡大するなど、A材からD材まで全体の需要と供給を一体的にバランスよく拡大していく必要がございます。

このため、議員御指摘のとおり、川上におきましては高性能林業機械の導入などによる原木

の生産性向上や、川中においては製材工場の加工力の強化、また川下におきましては都市の木造化、木質化を推進して木材需要を拡大するといったことなど、川上から川下まで総合的な施策を展開いたしまして、原木生産を拡大して、未利用材の安定供給にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

未利用材の安定調達のためには、日本一の森林率を誇る本県の強みを生かして、先ほど御答弁にもありましたように、川上から川下までの取組が求められていると思われまますので、よろしく願いをいたします。

さて、今年は東京オリンピックの年ですが、国産材を使った新国立競技場が、その姿を世界に向けてアピールできる日が近づいてまいりました。

せんだって全国放送されたテレビ番組「アナザースカイⅡ」で、梶原町とのゆかりが深い隈研吾先生設計の国立競技場は、小さい角材が組み合わされ、巨大な屋根を支えることができると紹介されておりました。今や、新しい建築は土佐の山間よりいずの時代であり、梶原町には海外からの視察が絶えないと聞いております。

そこで、本県林業のさらなる攻めの姿勢という視点から木材の輸出について林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 現在、高知県では、木材の輸出につきましては、できるだけ付加価値をつけて輸出するという考え方で、丸太の輸出よりは製品を輸出するという一方で、様々な支援策に取り組んでございます。

例えば、輸出に当たっての商談活動、あるいは木材のトライアル輸出について支援を行っているところでございます。

○3番（上田貢太郎君） 近年、アメリカでは住宅着工が好調な一方で、中国から輸入していた

木材には貿易摩擦による関税が追加され価格が上昇したことなどにより、日本産の木材製品の輸入が増加していると聞いております。

本県からアメリカへの木材輸出の実績はどうなっているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 日本からアメリカ向けの木材の輸出につきましては、住宅用の外構用フェンスに使われる製材品が輸出されております。

高知新港からの輸出につきましては、昨年8月から輸出が始まっておりまして、昨年8月から12月までの5か月間で、365立方メートル、約1,600万円の輸出実績となっております。

○3番（上田貢太郎君） アメリカ西海岸のカリフォルニアでは、例年山火事が発生していますが、特に昨年は東京都の面積の7倍以上の山林が燃え、木材資源が焼失しております。今後も、日本産の製品への需要が高まってくることが想定され、本県においてもアメリカへの木材輸出を強化していくべきだと考えます。

アメリカへのフェンス材の輸出については、他産地との競争も予測されることから輸出のコストを低減するため、高知新港からアメリカへのコンテナ便に対して支援することができないか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 先ほどもお答えしたように、県ではこれまでも、木材の輸出に向けた商談活動やトライアル出荷などへの支援を行っているところでございます。

今回、県内の事業者が連携して、アメリカへの製材品の輸出に取り組む団体を設立する方向で準備を進めていると聞いております。その取組につきましては、輸出産地として、国が重点的に支援を行う対象地としても選定されているところでございまして、来年度については、この国の制度も活用しながら、引き続きしっかり

と支援してまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 木材の輸出に関しましては、私、委員会でも何度か提案してまいりましたがけれども、ただ、アメリカへの木材輸出が今爆発的に伸びていて、10月の一月を見ても、中国を抜いてアメリカが今ナンバーワンになっているということでございます。私は、今がまさに絶好の機会、チャンスだと考えておりますので、ぜひ攻めの姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。

中国では、比較的安価な九州の杉が好まれる一方で、韓国では、価格が高くても、より品質や香りのよい高知県産のヒノキが求められることがあるなど、国や事業者によって日本産木材へのニーズは様々であります。

そうした現地の事情に詳しい方をパートナーとして迎え、高知県産の木材の輸出の可能性が高い国の情報を分析し、輸出のための戦略を練ることが必要だと思いますが、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） これまでの輸出戦略につきましては、海外の情報分析、輸出事業者への支援といったことを、ジェトロ高知貿易情報センターと連携して、県が行っているところでございます。また、令和2年8月には、高知県木材協会とジェトロ高知の共催で木材輸出の状況など、セミナーを開催しているところでございます。

先ほどお答えいたしましたアメリカ向けの輸出に取り組む団体の中にも、木材貿易の豊富な経験を有する方がいらっしゃいまして、現在その方が中心となって、アメリカ向けの製品輸出の体制づくりを戦略的に進めていくということで、取組が進められております。

引き続き、県といたしましても、こうした戦略づくりをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは最後に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

2月21日、東京の後樂園ホールで行われた、チャンピオンの登竜門と言われるプロボクシング全日本新人王決勝戦が、無観客の中、開催されました。そこで、見事スーパーバンタム級の新人王となったのが、そう、黒潮ボクシングジムの福永宇宙選手であります。

二十歳のとき、何か自分自身打ち込めるものがしたいということで、全くのど素人からボクシングを始め、僅か3年弱で日本ランカーにまで上り詰めました。本当、誰が想像できたでしょうか。ただ、彼の所属するジムの会長は、この結果は、やはり福永選手の努力と研究心、そして向上心のたまものだというふうにおっしゃっておりました。若いときは、随分やんちゃだったと聞いておりますけれども、しかし彼のように生涯を通して自分にはこれがあると言える、そんなものに出会えることは人生において本当すばらしいことですし、コロナ禍で暗いニュースが多くなりがちな今、彼の今回の活躍は、多くの県民に感動と勇気を与えたと思います。

今年のスポーツ界は、コロナ禍で様々な制限下での活動を余儀なくされましたが、本県では福永選手以外にも、レスリングの桜井つぐみ選手、都市対抗野球では四国銀行野球部、そして全国高等学校バスケットボール選手権大会では高知中央高等学校女子バスケットボール部など、若き県勢スポーツマンが目覚ましい活躍を行っております。

こうした選手のように、全国や世界の舞台で活躍する選手を本県から一人でも多く輩出するためには、まずは地域において、子供たちが夢に向かって取り組む日常的なスポーツ活動の充実を図ることが必要と思いますが、その点につ

いて文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 現在、改定の作業を行っております第2期高知県スポーツ推進計画におきましては、地域における子供のスポーツ環境づくりなどの取組の充実を図ることとしております。

具体的には、子供たちが就学前からスポーツに触れ合う機会あるいは小学校の中高学年から適性に応じたスポーツに出会う機会の創出、また子供たちが身近な地域で希望する競技種目を続けられるスポーツサークルの立ち上げや、障害のある子供たちのスポーツ機会の拡充など、様々な取組を行うこととしてしているところであります。

こうした取組によりまして、競技力向上の土台ともなるスポーツの裾野の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

そして、さらに全国トップレベルに競技力を引き上げるために、選手の育成強化のさらなる充実が重要になってくると思いますが、その取組について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 全国や世界の舞台で活躍する選手の育成を図るためには、ジュニアからの系統的な育成強化や指導者の指導力の向上が、特に重要であると考えております。

このため、関係団体としっかりと連携し、各競技団体における組織的、計画的な競技力強化の取組や指導者の育成を支援するとともに、高知県スポーツ科学センターを拠点としたスポーツ医科学面からのサポートのさらなる充実を図り、競技力の向上につなげてまいります。

そして、議員のお話にありました大舞台で活躍している本県のスポーツ選手たちに続こうとする、次の世代をしっかりと育成してまいりた

いと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

もう時間ぎりぎりという予定でしたけれども、ちょっと時間が余りました。移住促進、やればよかったなど今ちょっと後悔しております。

それでは最後に、この3月末をもって退任されます岩城副知事はじめ幹部の皆様、どうも御苦労さまでございました。いろいろと御無理を申したこともございましたけれども、本当にお礼と感謝を申し上げたいと思います。そして、さらなる御活躍を御祈念いたしまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、上田貢太郎君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時38分休憩



午前10時45分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は30分です。

28番石井孝君。

○28番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井です。通告に従いまして質問をさせていただきます。知事はじめ執行部の皆様、よろしくお願いをいたします。

介護を取り巻く課題を中心に質問をしております。

厚生労働省では、令和3年度介護報酬改定の主な事項として、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度

化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を掲げ、介護保険制度の見直しを行っています。

知事は、これまでの介護保険制度の評価やあるべき姿についての黒岩議員の質問に対して、高齢者の生活を支える上で重要なものであると評価し、高齢者と家族を支える制度として今後も持続、発展すべきものと考えていると答弁されました。

他方で、増え続ける介護費用に伴う介護保険料の上昇や、団塊世代の全てが75歳となる令和7年における高知県の介護人材も約550人の不足が予測されているなど、今後のさらなる介護人材の不足の課題。さらには、年間10万人もの方々が家族の介護のために離職するなど、仕事と介護の両立が困難な課題もございます。

これらの課題を抱える介護保険制度の長期的な展望について知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、我が国も2040年には高齢者人口がピークを迎えるというふうに推計をされております。この2040年に向けましては、現役世代人口の減少が顕著となります中で、この介護サービスに対する需要はさらに増加をしていくというふうに見込まれます。加えまして、認知症高齢者の方々の増加といった介護ニーズのさらなる多様化も見込まれる中だと考えております。

そうした中、御指摘もありましたように、介護人材の確保は喫緊の課題であります。さらなる処遇改善でございますとか、職場の環境を改善していくといった取組によりまして、新規の人材を確保していくということ。併せて、今従事しておられる人材の離職防止を図っていく。この双方の観点からの総合的な人材確保対策を進めてまいることが必要であると考えております。

また、いわゆる介護離職問題への対策といっ

た御指摘もございました。こうした家族介護者への支援も重要な課題の一つであるというふうに考えております。御家族の身体的、精神的な負担の解消に向けました在宅療養体制の整備といった課題、また相談・支援体制の充実といった取組などによりまして仕事と介護の両立を支援していくと、こういった施策の展開も必要だというふうに考えているところでございます。

こうした取組などを通じまして、介護保険制度全体の持続可能性を高めていくということ、そして高齢者の方々やその御家族を支える制度として今後もさらに発展をしていくということ、こうしたことが目指すべき方向だというふうに考えております。

○28番（石井孝君） 知事からも多様化する介護についてのお話がありました。私からも、給付と負担のバランスから考えても、今後長期的に見た場合に大変厳しい介護保険制度の課題だなというふうに思っていますけれども、何とかしなければいけない課題なんです。

家族の支援も含めて様々多様化する問題があるんですけども、この介護サービスは、現在、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを基本として、幾つものサービスが重なって豊富なサービスメニューとなっています。しかし、どのサービスにも共通するのは、まず介護人材の不足ということが上げられると思います。

現状の介護人材の不足には、様々な理由があります。まず、日本全体で介護を必要とする高齢者が増え続けていること。介護を担う若者自体が減っていること。その上、介護職を目指す若者が少ないこと。これは、介護の仕事が重労働、低賃金であり、社会評価の低さが要因だと言われています。

国の平成29年の賃金構造基本統計調査からの推計では、介護職員の推定平均年収は330万円と

されており、全業種の440万円と比べると大きな開きがあります。中には、生活していくことが厳しい給与で働いている介護職員も存在しているとのことです。

このような介護職員の低賃金の現状について地域福祉部長の御所見をお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 国の賃金構造基本統計調査を基に、県内の賞与込みの年間賃金を比較いたしますと、勤続年数や平均年齢の違いはありますものの、平成27年には全産業の平均が約395万円に対しまして、福祉施設介護員が約250万円であり、約145万円の差がございました。その後の介護報酬における処遇改善加算の拡充によりまして、その差は改善されてきましたが、令和元年には全産業と比べまして、福祉施設介護員が約90万円低い結果となっております。

介護職員は、利用者やその御家族の生活を支える上でなくてはならない存在でありまして、その役割を正しく処遇に反映することが必要というふうに考えております。

○28番（石井孝君） 改善方向にあるということでございますけれども、生活設計、将来設計が立たないというような声もありまして、せっかくの介護人材も、特に若い人が現場では数年で離職してしまう、転職してしまうというような話もよく伺います。

この介護業界に対するネガティブなイメージは、特に若者や未経験者が介護の仕事に一步踏み出すに当たっての大きなハードルとなっています。介護人材の確保には、重労働、低賃金の改善と介護自体のイメージアップが必要となります。開発が進むロボット技術やセンサーなどの介護用IoT機器の促進など最先端テクノロジーの導入は、介護の負担軽減やイメージアップにつながるのではないかと。また、黒岩議員への答弁にもありましたように、令和3年度介護

報酬0.7%のプラス改定は、一定の人材確保にもつながると思います。しかし、超高齢化社会の中、今後の介護の需要拡大に対応するための介護人材の確保は、さらなる対策が必要だと感じます。

介護人材の確保に必要な介護職員のさらなる賃金改善や介護のイメージアップなど、社会評価を高めていく県の施策について地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 介護職員の賃金改善につきましては、今後も介護事業所の特定処遇改善加算の取得促進に向けて、様々な機会を通じて働きかけてまいりますとともに、専門家の助言によりまして、取得が進んでいくように支援を強化していきたいというふうに考えております。

それから、介護のイメージアップにつきましては、本県が全国に先駆けて取り組んでおりますノーリフティングケアについて、先進事例をフォーラムなどで発信いたしますとともに、今後は、動画を作成いたしましてホームページへ掲載するなど、PRを強化してまいりたいと考えております。

このほか、大学や専門学校、介護福祉士会と連携いたしまして、小・中・高等学校の児童生徒を対象にした、介護の仕事について理解を深めるための訪問授業などの取組を進めてまいりたいと考えております。

○28番（石井孝君） ぜひ県の専門家の助言、そして先進事例なんかの取組にも期待をしておりますし、課題先進県として何ができるのかというのが肝になってくるのかなというふうに思います。

県として、活動してもらっている地方自治体の医療や介護を担う人材の確保というのも重要な課題であります。看護師や医療技術職、看護助手など、高知県でも多くの会計年度任用職員

に頼っているのが現状ですが、自治体の職員全体に占める会計年度任用職員の割合は約4割に迫っており、自治体行政運営は会計年度任用職員抜きでは成り立たないと言っても過言ではありません。

今年度から導入された会計年度任用職員制度では、その移行に際して賃金・労働条件など一定の処遇改善が図られました。しかしながら、常勤職員との均衡、権衡といった法改正の趣旨からすれば、十分な処遇改善とは言えないのではないかと。

また、同じ会計年度任用職員でも隔たりがあります。例えば、これは知事部局の事例ではありませんが、従来からの非常勤職員の看護助手と今年度からの看護助手では、給与の上限設定に7万円以上もの差が生じている話も耳にしました。今年度新たに任用された職員の中には、これまでの前歴換算で既に上限の月額に達しており、豊富な経験や介護福祉士の資格があっても、これ以上の昇給がないのが現実です。

国からは、介護人材の確保に向け、介護福祉士などの経験や技能のある職員へ加算を行うことが示されている中、国が推奨する地域包括ケアシステムの一員として、介護福祉士の国家資格を持つ県の会計年度任用職員も、その処遇が改善されるべきだと思います。

本県も、多種多様な職種において会計年度任用職員に業務を担ってもらっています。会計年度任用職員制度導入から約1年が経過しようとしておりますが、さきに述べたような、任用職員からの不満や不安の声もあるのではないかと考えられます。

その受皿としての相談体制等はどうなっているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（井上浩之君） 会計年度任用職員からの相談体制でございますけれども、正職員と全く同じでございます。仕事上感じた不安や

疑問などについては、まずは職場の上司などに相談をしていただくということが基本となってまいります。

また、職場内での相談をちゅうちょするといった場合には、外部の弁護士などに気軽に相談できる外部相談員制度を設けておりますし、メンタルとかハラスメントに関する相談窓口も設けてございます。

さらに、今年度からは人事評価制度を取り入れまして、採用時と年度末の2回、所属長と職員とが面談し、率直な意見交換をする機会も設けておりますので、そういった機会を捉えてしっかり声を聞いてまいりたいと考えております。

○28番（石井孝君） 全く同じで、すぐやってもらっているということで、よろしくお願ひしたいと思います。

会計年度任用職員に対する能力開発の研修、それから資格支援など、人材育成のメニューにはどのようなものがあるのか、総務部長にお伺ひします。

○総務部長（井上浩之君） 人材育成メニューということですが、会計年度任用職員の中には、県庁で初めて勤務されるという方も多いということございまして、年度当初に全ての職員が県庁で仕事を行っていく上で必要な基礎知識の研修をこれまでもまず行っております。

その上で、職場内でOJTによりまして、業務上求められます知識、あるいは技術を習得することが基本となってまいります。また、能力開発のための様々な研修、こちらを正職員と同様に受講できるほか、一定の技術が必要な職場につきましても、その習得のための研修も実施をしております。

加えて、先ほど申し上げました人事評価制度を導入しておりますので、職員に期待する役割とかなどを、面談を通じまして所属長と職員が共有した上で取組姿勢あるいは能力などの評価

を行い、年度末に本人にしっかりフィードバックするといったことなどを通じまして、人材育成につなげてまいります。

○28番（石井孝君） そういう環境整備、整っているようにお伺ひします。そうなれば、やはり行政運営上、必要不可欠な会計年度任用職員は、その経験や有資格によって昇給上限の引上げの検討や、それが困難であれば次年度の任用において、新たな職種への変更、または新たな職種の創設など、運用面で昇給の上限を引き上げていくこともできるのではないかというふうに思います。また、引き上げる仕組みをつくらなければならないと考えます。

今後、県政運営上必要な会計年度任用職員の昇給も含めたキャリアアップの仕組みを整備することについて副知事の御所見をお伺ひします。

○副知事（岩城孝章君） 会計年度任用職員の皆さん方には、多様な行政需要に対して、正職員とともに頑張っていることに心から感謝をしております。

昨年4月の制度導入に当たりまして、地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、職員団体の意見も聞きながら、これまで勤務された職員の処遇改善にもつながるよう制度設計を行ってまいりました。

議員からお話のありました昇給などの仕組みにつきましても、会計年度任用職員制度が年度ごとに公募によって任用することを基本とする制度であることから、昇給という制度はすぐわないというふうに思っております。他方、職場によっては必要な資格を有した場合は報酬額の上限がアップするという仕組みがございまして、例えて言えば、看護補助業務は、無資格の場合は報酬額の上限は行政職の1級13号給相当でございますが、介護福祉士などの資格を有する場合は上限が1級33号給相当にアップするということでございます。

なお、法改正時の国会におきましては政府に対して、施行状況を調査し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずるよう附帯決議がなされていることから、引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○28番（石井孝君） よく分かりました。制度上厳しいところもあるということは分かりますけれども、何か日々の仕事の中で、会計年度任用職員の皆さんがその仕事に、やはりプラスアルファのやりがいとか楽しみを見いだせるような、インセンティブが働くような仕組みがあればいいなというふうに思っております。その辺のことをこれからも考えていただければというふうに思っております。

さきに述べた介護福祉士の資格を持つ看護助手などの賃金改善、キャリアアップの仕組みをつくることは、県が率先して介護のイメージアップを図ることにもつながり、介護人材の確保にも寄与していくのではないかと考えます。その他介護人材には、技能実習制度を利用した外国人労働者も挙げられます。そのため、高知の介護の強みや魅力を積極的に海外にPRしていく考えも示されました。しかし、この間の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、介護現場においても多大な影響を及ぼし、海外も含め介護人材の確保を困難なものにしている一因と言えます。

この1年のコロナ禍によって、皆さんの大切な日常が奪われ、暮らしや働き方は変化しました。併せて、家族を見詰め直すきっかけにもなったと思います。特に30代から50代の働き盛りの世代では、育児や介護など家族のケアと仕事の両立について考えた方も多くいらっしゃるのではないかと思います。

今の働き方で、仕事と介護の両立に対処できるだろうか。もしくは、近い将来親の介護のために退職を余儀なくされることもあるのだろうか。そうなれば金銭的にやっていけるのだろうか。

か。政府が長期戦略に掲げる介護離職ゼロの戦略など仕事と介護の両立支援策にはどのようなものがあるのか。受けられる介護サービスはどのようなものがあるのか。家族を介護するケアラー支援にはどのようなものがあるのか。実際、介護離職した方の体験談からは、かなり厳しい実態もうかがえます。

介護が必要となった原因では、循環器病21%、認知症18%、高齢による衰弱13%、骨折・転倒12%、関節疾患10%、その他25%と、介護の状況は人それぞれ千差万別で、複合的に絡み合うこともあるのではないのでしょうか。そうなれば、一体何にどう備えればいいのか分からなくなります。

近年、先ほども知事答弁にありましたように、高齢化に伴いまして、認知症患者数が増え続けています。また、平均寿命や健康寿命の伸びは、認知症での介護が長期化することも予想できます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための理想は、家族も支えながらの在宅療養ではないのでしょうか。現行の介護サービスは、認知症本人の自立と尊厳のための支援であり、原則として、同居家族がいれば、介護が必要な高齢者や認知症患者の炊事、洗濯、掃除、買物等の生活支援サービスは受けられず、その同居家族への支援も当然ありません。

しかし、老老介護や2人暮らしの家庭介護、育児とのダブルケアを含む通い介護、働きながらの介護が一般的な介護実態であり、その実態に即した介護制度を構築するためには、介護する家族の事情を勘案した支援策が求められていると考えます。

このような、現行の介護保険制度と介護実態とのギャップについて地域福祉部長の御所見をお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 炊事、洗濯などの訪問介護による生活支援サービスの提供につ

きましては、個々の利用者の状況に応じて判断されることとなっております。

例えば、同居する家族が仕事で不在などで家事ができない場合などには、生活支援サービスを提供することが可能とされております。また、家族介護者が高齢者である場合には、介護予防・日常生活支援総合事業で、例えば調理や買物代行などの訪問型のサービスや配食サービス、こういったものを利用できるケースもございます。

県内では、土佐清水市におきまして、元気な高齢者に協力をいただいて、見守りの必要な高齢者の外出支援や買物同行などを行う事例が出てきております。こうした先進的な取組を、今後県内に横展開していきたいというふうに考えております。

○28番（石井孝君） ぜひとも、市町村が進める先進事例を後押ししていくことで、頑張っていたらというふうに思っております。

埼玉県のケアラー支援条例について。「ケアラーとは、高齢、身体上または精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」と定義づけ、「全てのケアラーは、個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない」「その支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない」「18歳未満のヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない」など、介護する人への支援

について定めた埼玉県ケアラー支援条例は、昨年の埼玉県議会2月定例会で議員立法として提出され、全会一致で可決されています。無償かつ無制限、無限定の家族の介護をみんなで支えていこうという基本理念を定めた条例です。

先日の、米田議員の介護サービスの課題解決先進県としての取組についての質問に対して、「希望される方が、住み慣れた地域で入院や施設入所によらず、在宅で療養できるような施策を展開していきたい」、黒岩議員の質問にも、「在宅で療養していく上で、何かあと一押し支援があれば施設でなく在宅で頑張ってみようと思っただけのような施策を展開したい」という答弁でございました。

介護に適した柔軟な働き方の普及と、家族の介護を担う人を支援する新しい介護サービスの開発により、働きながら介護することが可能な介護サービスの環境整備こそが、在宅療養を可能にしていく、普及していくための必要条件だと思いますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 県が令和元年に行いました労働環境等実態調査では、介護休暇制度を導入している事業所は67.4%、実際に利用した従業員の割合は6.6%と、まだ低い状況となっております。今後、制度の導入や取得促進に向けまして、さらなる普及啓発に努めてまいります。

また、介護サービスにつきましては、今後、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備や、見守りセンサーなどのICTの導入などによりまして、家族介護者の支援の強化につながるよう取り組んでいくことが必要でございします。

こうした取組につきまして、有識者等による高知県在宅療養推進懇談会の中で御意見をお聞きしながら、検討を進めてまいりたいと考えて

おります。

○28番（石井孝君） 仕事と介護を両立するためには、財政支援も含めた法整備など、国への政策提言や県と市町村の積極的な関与が不可欠となります。

しかし、行政が整備する制度は、その予算や対象、規模、利用条件などの枠組みの標準化を余儀なくされます。その標準化の制約は、仕事と介護を両立させたい利用者が抱える千差万別のニーズに応えにくいものとなるのではないかと。よって、仕事と介護の両立には、現状、県内の介護実態について詳細な把握を行う必要があるのではないかと。

その詳細な実態把握によって得られた個別の支援ニーズに対して、行政として、幾つかの標準化した仕事と介護の両立モデルを示し、それぞれの支援制度を整備することが求められていると考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 仕事と介護の両立に関しましては、厚生労働省から企業向けに、仕事と介護の両立支援ガイド、また市町村に向けては、家族介護者支援マニュアルが示されているところでございます。

この企業向けのガイドの中では、平日は小規模多機能型居宅介護を利用して、週末は家族と一緒に過ごすといった事例が示されています。このガイドを、県のホームページなどを通じまして、県内企業に広く周知をしてみたいと考えております。また、市町村向けのマニュアルでは、介護者の勤務状態や休暇の状況などを、働く介護者アセスメントシートを活用しまして、ケアプラン作成につなげる具体的な取組が示されており、こうした取組がケアマネジャーなどに活用していただけるよう周知を図っていききたいというふうに考えております。

それからまた、県内における仕事と介護の両

立、こういった事例につきまして市町村にお聞きをして取りまとめていきたいというふうに考えております。

○28番（石井孝君） ぜひよろしく申し上げます。

私は、家族などの無償の介護者も社会全体の介護問題の担い手として支援されれば、介護に強い社会をつくることにつながるのだろうというふうに思っております。誰もがいざというときに慌てないように、介護を身近なものとして捉えて備えておくためにも、介護を主要なテーマとした研修やセミナーの開催についての質問を考えておりましたけれども、こうしたことも含めて進めていただければなというふうに思っております。

そして、社会全体で高齢者を支えていくために、教育課程における介護の勉強や体験なども効果的と考えますが、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 少子高齢社会の進展に伴いまして、全ての校種で異世代との関わりや介護等について学ぶことが、新学習指導要領で提示をされております。小学校の家庭科では、高齢者などの異世代との関わりについて学び、中学校では、高齢者の身体の特徴を踏まえた歩行などの介助の方法について学び、地域の一員として支える立場であることを自覚することになっております。高等学校では、食事や車椅子の介助など、高齢者の心身の状況に応じた生活支援に関する技能について学習し、高齢者の生活を支えるための家族や地域社会の役割の重要性について深く理解できるようになるということになっております。

このように、介護等に関する学習がそれぞれの学校の教育課程に位置づけられ、体験的、系統的に学ぶことによりまして、高齢者への理解を深め、共に支え合う社会を実現しようとする態度が育まれていくものと考えております。

○28番（石井孝君） 超高齢化社会の大介護時代を迎えるに当たり、専門職としての介護職員の社会的評価を高めること。そして、介護人材の確保に努めるとともに、最新テクノロジーの開発と導入を促し、現行の介護サービスを進化させていくこと。併せて、介護実態の把握に努めながら、貴重な働き手を介護のために離職させない取組として家族介護者の支援策を構築することで、在宅療養を基本とした仕事と介護の両立を実現させていくこと。

これらの取組によって、持続可能な介護保険制度の未来が見えてくるのではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありましたように、介護保険制度を今後とも持続可能な制度としていくためには、議員からお話がありましたような、例えば在宅療養環境の整備といった取組も含めまして、様々な取組が必要であるということを改めて感じた次第でございます。具体的には、介護ロボットなどの介護現場でのICT導入促進などによります人材の確保、また介護離職の防止に向けました家族介護者への支援、こういった取組が一体的に行われる必要があるというふうに考えます。

県といたしましては、より一層施策の充実強化を図りますとともに、介護サービスの分野だけにとどまることなく、医療・介護・福祉が地域におきまして包括的に提供されるといいます、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に全力で取り組んでいく必要があると、改めて決意を新たにしました次第であります。

○28番（石井孝君） 今回、介護施設の最前線で働くケアマネジャーさんや介護職員さんからお話を伺いました。人材不足や低賃金だけでなく、まだまだ様々な課題が現場にはあります。そこは次回のテーマとして、現行の介護保険制度の持続可能性は大変厳しい道のりにありますけれ

ども、道しるべとしての本県の役割は非常に大きいというふうに思います。

最後に、約1年のコロナ禍において、知事はじめ県職員や市町村職員はもちろん、主に医療、福祉、農業、小売販売、通信、公共交通機関など、社会生活を支える仕事をしている、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。介護職員もエッセンシャルワーカーの一員として御奮闘いただいております。知事からも会見などの際には、エッセンシャルワーカーへのねぎらいのお言葉をいただければと思います。

あと、私からも、副知事をはじめ今年度で退職される皆様のこれまでの御奮闘に敬意と感謝を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、石井孝君の質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩といたします。

午前11時15分休憩



午前11時25分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は30分です。

5番金岡佳時君。

○5番（金岡佳時君） 自由民主党の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から食品工場や飲食店などにHACCPが義務化されることになりました。今回の法改正によるHACCPの義務化は、原則と

して全ての食品業者が対象となっております。

義務化されたHACCPは、HACCPに基づく衛生管理と、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の2つであります。HACCPに基づく衛生管理の対象になる事業者は、食品または添加物の製造・加工に従事する従業員が50人以上である事業場などで、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象となる事業者は、飲食店や喫茶店、パンの製造施設、弁当や総菜の製造施設、学校・病院の給食施設など、ほとんどの業者が対象となります。

私の知っている限りであります。この法律について、ほとんどの業者の方々は承知をしておりません。法律ができただけということではよろしくないということは言うまでもありません。できた法律を生かしていくということが必要であります。

現在、どのような状況になっているのか、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） HACCPが義務化されることについて周知を図るために、県内に食品関連の店舗を有する全事業者7,082施設に対して、令和元年度末から令和2年度当初にかけて、制度の概要や新たに増える業務内容などについて、個別に郵送で通知をさせていただいております。また、県が所管いたします高知市以外の地域では、平成30年度から今年度までに、食品営業許可証交付講習会や食品衛生責任者講習会等の機会を捉えまして、全部で364回、合計しますと7,918人の事業者に対して制度の説明を行ってまいりました。

併せて、テレビやラジオ、県のホームページ、また、食と栄養など業界の広報紙なども活用しまして、広報啓発はかなり熱心に取り組んできたところでございます。

しかしながら、一方で、HACCP制度は、多くの中小事業者にとりまして初めて取り組む

新たな食品衛生管理の手法のため、各業界団体が作成したHACCPプラン作成の手引書を用いての助言・指導も予定していたところ、昨年度末から今年度新型コロナウイルス感染症の影響を受けてまいりまして、それが十分に行えなかったといったことから、食品関連団体等からは、新しい制度に対する理解がまだ十分得られていないのではないかといった御意見も寄せられております。

このことから、残念ながら、現時点において、自信を持って対応できる状況というまでには至っていないと受け止めております。

○5番（金岡佳時君） まだ不十分だということだと思います。

今後、どのように対応していくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県から各事業者に対して、直接助言や指導をしていただくようお願いしておりました高知県食品衛生協会の指導員に対する研修というのも、新型コロナの影響を受けて、十分にできなかったという点がございました。改めまして、指導員研修会などを早急に開催しまして、手引書を活用した指導方法についてよく御理解いただいた上で、各事業者の皆様へ助言や指導を行っていただけるよう取り組んでまいります。

またあわせまして、県としましても、施設立ち入り時や巡回指導の機会などを捉えて、冷蔵庫の温度の記録など、必要とされる具体的な取組内容や手引書の活用方法などの周知・啓発を図って、HACCP制度についての一層の理解、浸透を図ってまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） ありがとうございます。

次に、いわゆる過疎法などについてお伺いをいたします。

過疎法は、昭和45年以来4次にわたり議員立法として制定をされ、現行の過疎地域自立促進

特別措置法は、今年度末に期限が到来をいたします。約半世紀をかけても住民福祉の向上や地域格差の是正、雇用の増大などの目的は変わらず、多くの問題が解決されていないのが現実であります。それほど困難な問題であるということは、多くの国民が認識をしているところでもあります。

国においては、今国会に過疎新法が提案されるとのことであります。新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて都市と地方の在り方も、リスクの分散や生活様式の変化などから変わろうとしております。

こうしたことを踏まえれば、条件不利性の克服という従来からの過疎対策の考え方は維持しながら、国土形成の在り方として、持続可能な地域社会の形成や過疎地域が有する可能性の実現による発展に重点が置かれ、推進していかねばならないと言われております。SDGsの理念やSociety5.0の可能性が求められると思われま。

高知県においても、平成27年11月に高知県過疎地域自立促進方針が示され、各市町村は、この方針に基づいて過疎地域自立促進計画が立てられております。県も、平成28年3月に高知県過疎地域自立促進計画を制定しています。産業の振興から生活環境の整備、教育の振興や集落の整備、地域文化の振興など、全てを網羅しているわけですが、この計画が本年度末に期限を迎えるわけです。県の方針と計画の内容はほぼ同じですが、記載されていることについて、どれだけ達成されているのかお尋ねをいたしたいと思いますが、非常に多岐にわたりますので、幾つかに絞ってお伺いをいたします。

最初に、農業・農村の振興について、ブランド化の推進や規模に応じた流通・販売の強化と展開を図るということでありました。土佐あか

うしと特Aに選ばれている仁井田米や土佐天空の郷などの土佐のお米は、ブランド化を進めていけば高知県の強力な特産品になると思われませんが、東京などの都市において、一部では認知をされておりますものの、一般の方々にはほとんど知られておりません。

どのようにブランド化が進められているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） ブランド化を進めるに当たりましては、味や品質の良さはもちろん、商品化されるまでの背景と併せて、生産や販売にかかる生産者の思いなどをストーリーとして消費者に伝えることが重要でございます。

例えば、土佐天空の郷では、厳しい寒暖差を生かした栽培に加え、早くから食味検査や大粒の米の厳選、品質の平準化などに取り組んでこられました。その結果、これまでに全国的な食味コンテストで2度のグランプリを獲得されておられます。これは、まさに世界一の米を作るという生産者の情熱が表れた結果でありまして、そのブランド力は確実に高まっております。

県では、引き続き生産者の皆様がこだわりを持って生産された農畜産物のブランド化を支援し、販売につなげてまいります。

○5番（金岡佳時君） よろしくお願ひしたいと思います。

土佐あかうしや土佐米のブランド化が一般的に認知されるまで進めば、ふるさと納税の獲得の大きな後押しとなります。先日の新聞報道によれば、芸西村と黒潮町などで、テレビなどのメディアへの露出が寄附金確保に貢献したとありました。

テレビなどのメディアの活用についてどのように考えているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県内外の多くの消費者の皆様に県産農畜産物を手に取っていた

だきますために、テレビなどのマスメディアを活用しPRすることは、即効性があり、効果が高いと考えております。

例えば、土佐あかうしでは、販売先のターゲットを高級レストランに絞り、業界で発信力のあるアドバイザーや有名シェフによる赤身肉をおいしくする焼き方をウェブなどで紹介いたしました。こうした情報発信がテレビのグルメ番組などの取材につながり、それが全国に発信され、知名度の向上につながっております。

引き続き、SNS等を活用した情報発信を行いますとともに、積極的に報道機関にプレスリリースするなど、マスメディアでも取り上げていただきますよう、県産農畜産物の魅力を広く発信してまいります。

○5番（金岡佳時君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、地域の実情に即した新規就農者の確保・育成と地域農業の核となる企業的経営体の育成を図るとともに、基盤整備と担い手への農地集積を促進しますということでありましたが、新規就農者や農地集積などについて、県内全域でどのような成果が上げられたのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県内全域の新規就農者数は、担い手確保対策に取り組んだ結果、近年は約260人から270人で推移をしております。直近5年間の合計は1,342人であり、その内訳は自営就農で887名、雇用就農で455名となっております。また、担い手への農地集積率は、直近5年間で21.4%から32.1%と、10.7ポイント増加をしております。

なお、この間高齢化の進行などによりまして、販売農家が直近5年間で3,209戸減少するなど、厳しい状況であるとも認識しておりまして、今後さらに取組を強化してまいります。

○5番（金岡佳時君） かなり厳しいということ

でございます。

その中でも、この新規就農者や農地集積など、嶺北の具体的な状況についてもお伺いをしたいと思ひます。農業振興部長にお願ひをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 嶺北地域におけます直近5年間の新規就農者の合計は66人となっております。その内訳は自営就農で26人、雇用就農で40人となっており、この間販売農家は168戸減少をしております。担い手への農地集積率は、直近5年間で16.4%から22.1%と、5.7ポイント増加しているものの県平均よりも低く、厳しいものと認識をしております。

また、農業者の高齢化率も県平均より高いことから、今後より一層厳しい状況になっていくことが予想されます。

なお、本山町へ民間企業の農業参入が決まるなど、明るい材料もございます。こういった成功事例が、一部に限定されず他の中山間地域でも展開されますよう、引き続き取り組んでまいります。

○5番（金岡佳時君） よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

中山間地域におきましても安心して暮らしていけるような、地域特性を生かした新たなビジネスの創出に取り組めますということでありましたが、どのような成果があったのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 県では、中山間地域での新たなビジネスを創出するため、産業振興計画の地域アクションプランを推進してまいりました。

例えば、農業分野では、仁淀川町の沢渡茶や四万十市の四万十牛など、特産品づくりでは、土佐町の地元米を使った日本酒や土佐清水市の宗田節加工品など、観光交流の分野では、室戸市のむろと廃校水族館や幡多広域でのスポーツ

ツーリズムなど、その成果として、第1期から第3期までの累計で、推計値ではありますが、1,736人の雇用、362億円余りの売上げの増加を創出しております。

また、集落活動センターでは、杉苗やマイタケ、イタドリなどの農作物の生産をはじめ、キムチやジビエなどの加工品づくり、農家レストランやカフェの運営、さらには宿泊体験などの観光交流など、様々な経済的な活動が行われているところです。

あわせて、支え合いの活動として、集落コンビニやガソリンスタンドの経営、葬祭事業や配食サービス、コインランドリーの運営など、住民の知恵と工夫を凝らしたコミュニティビジネスが展開されております。このような取組が、中山間地域の暮らしを支えていると考えております。

○5番（金岡佳時君） 次に、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針」で、過疎地域における住民生活に密着した公共交通機関の維持とその利便性の向上を図るため、情報端末を主要施設に設置し、利用者の要望によって運行するデマンドバスなど、情報通信技術を利用した交通システムの整備を進めますということですが、これについては、2019年3月に高知県嶺北地域公共交通網形成計画が策定をされております。

どのような検討がされたのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 嶺北地域の公共交通網形成計画、いわゆる網計画は、公共交通のネットワークの形成、地域外との公共交通体系の整備など、4つの計画目標を掲げ、JR大杉駅に停車する特急列車の本数の増加と、大豊バスストップでの乗降の利便性の向上の2つの取組を主要施策としまして、主要施策を支える補助施策で構成をされております。

このうち、本山町や大川村ではコミュニティーバスの運行が開始されておりますが、これは町村での過疎地域自立促進計画にも位置づけをされております。

計画の進捗状況ですが、2つの主要施策、ホームページでの情報発信、バスマップの作成などに時間を要しております。一方で、パーク・アンド・ライド用の駐車場、バスの待合室や停留所の整備などが実現しておりまして、嶺北地域の持続可能な公共交通ネットワークを目指した取組が、徐々にではありますが進んでいる現状です。

○5番（金岡佳時君） この交通網形成計画の中で大きな期待をされておりますのが、大杉駅に停車する特急列車の本数を増やして、併せて路線バスを接続するという社会実験を行うということですが、現在どのような状況になっているのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 網計画では、大杉駅に停車する特急列車の本数を増やして接続するバス路線との連携を強化することとし、社会実験を経て、令和4年度の下期からの本格実施を目指すこととしております。

現在、嶺北地域と高知大学医学部附属病院をつなぐバス路線の再編作業を行っておりまして、本年10月には新たな事業者による運行がスタートする予定です。

再編したバス路線と特急列車を連携させるため、現在JR四国との協議を進めているところです。

○5番（金岡佳時君） 次に、いわゆるダイヤの改正についてお伺いしたいところですが、今少し述べていただきましたので、次に大豊バスストップで、高知から、あるいは高知への高速バスを乗り降りできる社会実験を行うというふうにあります。どのようになっているのか、中

山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 現在、高速バスの大豊バスストップは、上りの県外方面への乗車と下りの県外方面からの降車にしか利用することができず、高速バスで高知方面へ行き来することができない状況です。

このため、網計画では、高知市と大豊町間の利便性の向上と移動時間の短縮を図るため、高速バスの上り便でも下り便でも、大豊町で乗り降りできる社会実験を今年度行う予定としておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で高速バスの利用者が大幅に減少し、運休する便が多くなっていることもあり、実施できていない状況であります。

今後、高速バスの路線回復と利用者の回復状況を見ながら、社会実験を進めてまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

地域の足の確保と同様に、物流手段の確保も大変重要になってまいります。過疎地域での物流手段の確保は、地域住民の生活の質を維持するためにも極めて重要であります。人口が少なくなっていくということは、必然的に荷物量も少なくなっており、そうしますと、当然荷物の輸送単価が上がってまいります。それは、必然的に小売価格に反映されますので、地域の消費者の負担となってまいります。買物に関しても、地域間格差が現れるようになってまいりました。

物流拠点の少ない地域においては、既存の物流網を共同配送することで、維持コストを引き下げるといふふうにあります。もう既に共同配送がなされており、その共同配送すらも維持が危ぶまれております。

この物流の維持に関してどのような御所見をお持ちなのか、中山間振興・交通部長にお伺い

いたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 物流に関連しまして、県では、生活用品などの確保に向け、宅配事業や移動販売事業の実施に必要な車両の購入経費などに対して、市町村とともに事業者に対する支援を行ってまいりました。移動販売事業などを行っていただいている事業者への支援に際しては、高齢者の見守り活動、地域住民に異変があった際の通報、防犯活動への協力などの公的な役割を担っていただくことを条件としております。

過疎地域における物流については、先日事業者の方から支援の要請をいただきました。産業振興推進部及び商工労働部とともに、高知県中小企業団体中央会が先月実施しました勉強会に参加し、情報共有を行ったところです。

引き続き、過疎地域における物流の現状について把握をし、行政による支援の在り方などについて関係部局とともに研究したいと考えております。

○5番（金岡佳時君） よろしくお願ひいたします。

守られない法律、実行されない計画、そして実現されない計画は、幾ら立てても意味がありません。特に時限立法の中で、計画は期限内に着実に達成されなければなりません。知事は、今議会の提案説明の中で、中山間対策の充実強化の中で、全庁を挙げて中山間地域の振興に取り組みますと決意を述べられました。

今回、挙げさせていただきました新たな過疎法における方針、計画にどのような御所見をお持ちなのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の新たな過疎法の法案におきましては、過疎地域の持続的発展という理念を掲げまして、人材の確保・育成をはじめといたしまして7つの目標を掲げて、過疎地域の住民福祉の向上、地域格差の是正などを目指

すと、そういった方針が示される方向であります。

今後、この法律の理念、目標に沿いまして、県が方針を定めて、市町村におきましては、この県の方針に基づいて計画を定めて、具体的な施策に取り組んでいくというような枠組みが想定されることとなっております。県の方針を定めるに当たりましては、それぞれの市町村が、過疎地域の持続的発展に向けまして、例えば産業振興、医療、教育など、各分野で幅広い施策を実現できるように検討を重ねていただくこととなります。

また、過疎地域の持続的発展を図るためには、県の事業についても、県の計画というものも策定をいたしまして、ただいまお話にありましたように、しっかりとそれが実行されなければ意味がないということがございますから、これについてしっかりとPDCAサイクルを回しながら、過疎市町村とともに、計画の実現に向けまして過疎対策を進めてまいります。

○5番（金岡佳時君） よろしくお願ひいたします。

次に、林業振興について質問をいたします。

原木の価格は、ピーク時の20%まで落ち込んでおり、森林所有者の山への関心は薄れつつあるのも事実であります。原木価格は、今後大きく上がることは考えにくく、コウヨウザンのように短伐期で収入が得られるようなことができれば、再び林業に関心を寄せる森林所有者も増えてくるのではないかと考えます。

そこで、最近のコウヨウザンの県内での植栽実績について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県内におけるコウヨウザンの最近の植栽実績につきましては、試験的なものも含めまして、平成30年度が0.88ヘクタール、令和元年度は0.16ヘクター

ルとなっております。また、令和2年度は予定量でございますけれども、6.51ヘクタールとなっております。

○5番（金岡佳時君） コウヨウザンを普及していくためには、造林事業による支援制度の活用は有効であります。

県は、昨年8月に造林事業の対象樹種としてコウヨウザンの承認を国から既にいただいております。そして、現在植栽に関する指針を整理していると伺っております。また、コウヨウザンの植栽は県内に広く普及をしていないことから、森林所有者や林業事業者にとって、こういったことに留意をしながら進めたらよいのか分からない中で、こうした指針は有用なツールになると思います。

植栽に関する指針は年度末までに完成することですが、次年度はどのような形で普及に取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） コウヨウザンの植栽実績につきましては、全国的にもまだ少ない状況でございます。植栽に関するデータも十分にそろっているとは言えない状況でございます。

このため、国や先進的に取り組んでいる他県の情報を収集いたしまして、また本県で試験的に植栽して調査をしているデータを併せて、植栽に必要な留意点として、暫定版ではございますけれども、指針として現在整理を進めているところでございます。

来年度につきましては、この指針を市町村や林業事業者の皆様へ配布して、また県のホームページへの掲載や市町村の広報紙にも掲載していただくなど、より多くの森林所有者の皆様へ情報提供していきたいと考えております。

また、林業関係者との会合の場、様々な会議の場も活用いたしまして、直接御説明もしてま

いりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） 私も、地域の森林所有者の方々と意見を交換する中で、コウヨウザンの認知度はまだまだ高くないと感じております。早生樹であることや短いサイクルでのバイオマス利用などの話をすると、関心を示す方も少なくはありません。県としても、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

その一方で、苗木の供給が大丈夫なのかという心配もしております。せっかく植栽をしたいという声が高まっても、肝腎の苗木が供給できないということがあってはなりません。

県内で苗木の生産をしている方もおりますが、供給の対応について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 現在、高知県内でコウヨウザンの苗木を生産している方は1名いらっしゃいまして、一定の規模で生産がされており、ある程度まとまった植栽の要望があっても、対応は可能というふうに承知しております。

また、大規模な植栽を希望される方が出てきたとしても、事前に情報をいただければ、他県からの購入という形で対応が可能というふうに考えております。

○5番（金岡佳時君） よろしくお伺いしたいと思っております。

最後に、もう一点お伺いをいたします。現在、本山町において小型バイオマス発電の計画が進んでおります。これはハウス園芸とセットになった、中山間地域にとって画期的なモデルになると大いに期待をしておるところであります。

今回は、この施設の話はいたしません。小型のバイオマス発電とはいえ、それなりの原木量が必要になってくることから、短いサイクルでのバイオマス利用が可能なコウヨウザンの活用が有効となってまいります。

そこで、将来的には一定量の安定したコウヨウザンの需要が発生することから、県内において苗木を生産する体制の強化が必要と考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 山で植栽が可能となる苗木を育てるには、1年半から2年程度育成する必要があると考えております。このため、県内の苗木生産者に対しまして、大規模な出荷を求める場合は、2年程度手前から調整が必要となってまいります。

県内の苗木の生産体制の強化につきましては、需要と供給のバランスを考えながら、苗木生産者と連携を図りつつ進めてまいることが重要と考えております。

今後、コウヨウザンの普及を推進していくとともに、この需要の拡大に合わせた苗木の生産体制の整備につきましても、関係者と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） 林業と農業という1次産業が合体をし、そして地域資源の循環利用による取組が成功すれば、中山間地域にとって新たな雇用と、そして収入の機会が生まれることとなります。ぜひ成功をさせたいと考えておりますので、よろしくお伺いを申し上げます。

予定をしておりました質問は以上でありますけれども、今年度限りで勇退されます岩城副知事をはじめとする県職員の皆様には、それぞれの立場で長きにわたり、高知県、そして高知県民のために御尽力をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思っております。これからも、それぞれの活躍の場で県民のために御尽力を賜りますよう、よろしくお伺いを申し上げます。私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は40分です。

6番下村勝幸君。

○6番（下村勝幸君） 自由民主党会派、黒潮町区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

知事の所信表明におきまして、令和3年度は攻めに転じる年とするという、非常に気合の入ったお言葉がございました。暗くなりがちな気分を一新し、新しい気持ちで頑張ろうという気分させていただけるような表明でした。これまでの守りの姿勢から一気に反転攻勢をかけられるように、私も気合を入れて質問させていただきたいと思います。

まず、脱炭素化、SDGsを目指した取組についてということで質問させていただきたいと思います。

知事は、今議会の提案説明の中で、ウイズコロナ、アフターコロナの時代におけるキーワードは、デジタル化、グリーン化、グローバル化の3つであると述べられました。ここでは、その中のグリーン化に関する施策について質問いたします。

現在、国連ではSDGsの取組を積極的に訴え、我が高知県でも今から約30年後の2050年までにはカーボンニュートラルの実現を目指す、知事が宣言をなされました。一般的にはあまり

知られておりませんが、このSDGsの取組が始まる前の2000年には、国連でMDGsが採択されています。このMDGsは、世界の飢餓や貧困から人々を救おうという趣旨から始まっているのですが、昨今の地球温暖化による気候変動や激甚災害の頻発によって、世界中の人たちが、脱炭素社会へ向かう機運が高まり、今回のSDGsの取組が始まったわけであります。

そこで、まず1つ目の質問です。テレビなどではよく報道されるようになったSDGsですが、私はもう少し、今述べたような歴史的背景や究極の目標が何を目指しているのかを、もっと分かりやすく県民に伝える必要があると思います。企業側の取組をさらに促さねばなりません。プラスチック製の買物袋削減の実態からも見えるように、様々な仕掛けにより個人の意識が変われば、企業も変わらざるを得ません。

県民を大きく巻き込み、この脱炭素社会構築の機運を醸成するためにも、テレビ等の特集番組やオンライン・オフラインでのシンポジウムの開催、さらには県民への冊子の配布など、積極的な県民への呼びかけが必要だと考えます。この件につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） カーボンニュートラルの実現に向けた取組のためには、オール高知で進めていくということが肝要であると考えております。そのためには、ただいま御紹介をいただきましたようなSDGsの歴史的な背景あるいは目的を分かりやすく広報していくこと、そしてカーボンニュートラルに取り組む目的などのコンセンサスを得ていくことが必要であるというふうに考えております。

このため、来年度は、基礎的な情報をまとめたSDGsの普及啓発動画を作成したいと考えております。この動画を活用いたしますことや、あるいは高知県地球温暖化防止県民会議

によります講演会の開催など、様々な発信方法を組み合わせまして、分かりやすい広報に積極的に取り組んでまいります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ、皆様が同じ方向を向けるように、同じ土俵に立てるように取組をお願いしたいと思えます。

次に、高知県の温室効果ガス総排出量は、平成27年度でおよそ900万トンです。また、そのときの森林吸収量は154万トンですので、その差分の約750万トンをこれからの30年間で減らさなければなりません。これは単純計算で、年間25万トンの削減量となります。

温室効果ガスの排出量を大きく減らしながら、森林吸収量を少しずつでも上げていくことが、このカーボンニュートラル達成の鍵を握ると思えます。その排出量を減らすためには、これまでも指摘されてきたように、木材を積極的に利用することも重要であります。

そのためには、伐採期を迎えている高知県の森林から生産された木材を余すことなく、可能な限り製品として出荷・販売していくことが重要であると思えますが、これについての具体的な方策はあるのか、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 木材を可能な限り製材品として出荷するためには、非住宅建築物の木造化、木質化など、製材品の新たな需要を増やしていく必要があると考えております。

このため、県といたしましては、経済同友会と連携して木材利用推進全国会議で、非住宅建築物の施主となる企業の経営者の皆様に対して、木材利用への理解の醸成を図っているところでございます。また、全国レベルの建築家集団の方々と県内の事業者の連携によりまして、新たな木材製品の開発も進めております。こうした

開発した商品につきましては、TOSAZAIセンターを核として、情報発信や営業活動により出荷につなげていきたいと。

こういった取組で製材品の需要拡大に取り組んで、ひいてはカーボンニュートラルの実現につなげてまいりたいと考えております。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。今回の質問をするに当たって、いろいろ調査していると、例えば、ふるさと納税などを通して、冬に利用するまきなども東北のほうに注文が多くて、そちらへも発送しているというようなお話もお聞きしました。ですので、いろんな方法があるかと思えます。ぜひ今後もいろんな方策を考えていただければと思えます。

それから、3つ目に移ります。森林吸収量を大きく上げることが難しくとも、せめてそれを維持するためには、今よりさらに多くの県民が山に関わるような取組をすることが必要であると思えます。

そのためには、佐川町で実践されているような自伐型林業についても支援、育成する取組も重要であると考えます。これにつきまして林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 佐川町においては、地域おこし協力隊の制度を生かして林業の担い手を育成しております。この担い手が安定的に事業継続できるよう、事業地の確保を町が担うことで、任期満了後の定住にもつながっているというふうに伺っております。

県といたしましても、こういった林業の担い手の裾野を広げることは大変重要であると認識しております。このため、自伐林家やボランティアなどによる小規模林業推進協議会を、平成27年に設立しております。この協議会の会員を対象といたしまして、専門的なアドバイザーの派遣や安全装備の導入など、パッケージで総合的な支援を行っているところでございます。

引き続き、佐川町の例をはじめ、小規模な事業者も含めて多様な担い手の育成・確保に取り組み、森林整備の適切な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。

次に、高知県の森林率84%は、約10年前に84プロジェクトとして、高知のデザイナーとして有名な梅原真氏により提唱され、高知県ではある一定認知が進んでいるとも思われます。しかしながら、全国的に見れば、高知県がそれほど山に囲まれているのかという印象は少ないと思います。高知といえば、目の前に大きく広がる太平洋やカツオのたたきといったように、海のイメージが圧倒的に強いと思います。

私は、これからの高知県は、その海のイメージも大切にしつつ、山も実はすごいんだという、日本国民に対してイメージが定着できるようなブランディング戦略を打ち出せないかと思えます。森林率日本一の高知県では、84の森と銘打ち取組を進めておりますが、それをさらに進めて、多くの日本人の頭の中に、84と言えば高知の木材だと浮かぶような、イメージ戦略が必要ではないかと考えます。

84から、高知のヒノキや杉をイメージしてもらえるようなブランディング戦略を、高知県として積極的に進めるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 日本一の森林率84%という数字は、県外の方に対して分かりやすく高知の個性を示すことができる、象徴のような数字だというふうに考えます。この数字を生かしました84プロジェクトは、御紹介いただきましたように、高知県の森林全体をブランディングするものであります。84の森から生み出されます様々な木製品などを応援する、よい取組だというふうに思っております。

県におきましては、2050年カーボンニュート

ラルの実現に向けました取組のキャッチフレーズに84の森を使用いたしまして、森林吸収源対策あるいは都市の脱炭素化への取組を行ってまいります。

今後は、高知県全体の森林あるいは木材のブランド力を高めていくためのツールといたしまして、情報発信あるいは県外での展示会などの機会を捉えまして、この84プロジェクトのロゴを積極的に使ってまいります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。

香川県が、うどん県というコマーシャルを通じまして、香川といえばうどんと印象づけることに成功したと私は思っています。ですので、高知も、日本一の森林率84%が本当に定着できるような、そういった取組をお願いしたいと思えます。

次に、水産振興についての質問に移ります。

今から4年前、平成29年の2月議会におきまして、漁業者が減少し、それに伴い漁獲が減少していく中、いかにして高知県の漁業を守るのかということについて質問をいたしました。あれから高知県でも、様々な取組を通じまして漁業者への支援を行って来ておりますが、残念なことに、あまりその状況は改善されていないように見えます。

報道で御承知のように、今年度でカツオ一本釣りの船が5隻廃船となります。非常に悲しく寂しい限りですが、後継者不足や漁船の老朽化、魚価の低迷、さらにはこのコロナ禍が廃船を早めたと言っても過言ではないのかもしれない。

さて、高知県の漁業は、カツオ一本釣りやマグロのはえ縄漁のように、漁獲資源保護という面でも非常に他国に対してアピールできる漁法だと思えます。言うまでもなく、先ほどの質問で取り上げたSDGsの海の豊かさを守ろうという、漁獲資源の保護という観点でも、非常に重要であると考えます。

さらに言えば、安全保障の面でも、漁業者の皆様が日本の沿岸や近海、さらには大洋上で漁を営むだけで、他国への大きなプレゼンスにもなります。このように考えただけでも、海に囲まれた日本の漁業者を守り抜くということは非常に重要だと思います。それゆえに、私は、漁業者への支援を今よりさらに強める必要があると考えております。

さて、そうした中、今年度の当初予算に、カツオやマグロ漁を守るための県独自の施策が組まれています。カツオ一本釣りに欠かすことのできない活餌供給の対策や、他国とのマグロの漁獲枠拡大等の問題など、いろいろな視点で私自身これまでも訴えてまいりましたが、今年度のように県独自の施策の中で取り上げていただいていることを、まずもってありがたいと思います。

ところで、本年は活餌、いわゆる生き餌のことではありますが、そのカタクチイワシが全国的に不漁で、高知県のカツオ船団のみならず他県からも、その活餌を求めて佐賀漁港に入港していたとお聞きいたしました。以前から活餌の供給体制の支援につきましては、本会議で質問してまいりましたが、このカツオ一本釣りの文化を残すためには、活餌の供給を怠ることはできません。しかしながら、この当初予算には、カツオ一本釣りにとっての出発点であり、最も大切な活餌の供給体制への支援がないように思います。

さきの大石議員の質問にありましたように、高知県にとってカツオ一本釣りがいかに重要なものであるのかを、いま一度お考えいただき、このカツオ一本釣りという高知の大切な文化が継承できますように、さらなる対策を考えていただきたいと思います。水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（田中宏治君） カツオ一本釣り

船は活餌の積込みができる港への水揚げを優先しますことから、本県のカツオ船は、活餌の供給体制が整っていた近隣県への水揚げを優先する傾向にありました。このカツオの水揚げを本県に取り戻し、さらに拡大するため、地元漁協などの働きかけによりまして、平成22年に佐賀漁港において活餌供給事業が開始されました。この事業により、近隣県に水揚げしていましたがカツオ漁船が、佐賀漁港をはじめ、県内へ水揚げする傾向が強まってまいりました。

その結果、近隣県と本県のカツオの水揚げ量を比較しますと、事業の開始前の平成21年はほぼ同じであったものが、昨年は本県がおよそ2倍となるなど、成果が見られております。

一方で、地元関係者からは、全国的な活餌不足や後継者の確保などの課題もお聞きしております。このため、県外のイワシ産地との関係の強化や後継者の確保・育成などの対応策を町や漁協とともに検討しまして、活餌供給事業の安定的な継続に向けて取り組んでまいります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。高知にとってカツオは、やっぱり欠かせないものだと思います。経済的な波及効果をカツオ文化、本当に大事なものですので、ぜひ継承できますようによろしくお願いをしたいと思います。

次に、先ほども述べましたように、何としても守り抜かねばならない高知県の漁業であります。これまで比較的安定的に推移してまいりました高知県漁協の運営が、残念ながら非常に厳しく、苦境に立たされております。漁業者が減少し漁獲が上がらず、さらにはこのコロナ禍によって魚価が低迷していることにより、当然漁協を維持するための運営費の確保も難しくなってきました。

これまで高知県も共に支援してきたこの漁協を、何としても支え、維持し、そしてさらなる発展の方向に導かねばなりません。そのために

は、漁協自らが痛みを伴う改革を断行することは言うまでもありませんが、県も、その断行に報いてあげられるような漁業者、ひいては漁協への支援を継続させていかねばならないと思います。

今後、この状況をどのように打破し、そしてさらなる発展に結びつけるおつもりなのか、知事の意気込みをぜひお聞かせ願いたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話しございましたように、高知県漁協は、不漁や新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、近年収入が減少傾向にあり、2年連続の赤字が見込まれるという大変厳しい現状でございます。経営改善いたしませんと、今後も赤字が続くということが懸念をされている状況でございます。県漁協のほうでは昨年12月に、令和3年度から5年間の計画期間とする中期の経営計画を策定いたしまして、経営改善に取り組まれるところでございます。

この中では、燃油の価格あるいは施設利用料の引上げといった収入の確保策、支所の統廃合による組織のスリム化といった組合員や漁協自身にとりまして、大変厳しい取組を実行される決意だというふうに伺っております。県漁協は、組合員数、水産物の取扱高が県全体の半分以上を占める県内で最大の漁協ということもございます。

県においては、系統団体と連携いたしまして、計画の策定段階から支援をいたしております。今後も水揚げ状況などを逐一把握いたしまして、不測の事態により計画の達成が危ぶまれるような場合には、速やかに必要な対応も検討してまいります。

県といたしまして、高知県漁協をしっかりと支え、確実に経営の安定化につなげていく所存であります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。

本当に、今自然環境が大きく変化し、漁業者だけの努力では解決が難しい部分も出てきております。どうか今後とも漁業者、またそれを支援する漁協が、今知事おっしゃられたように、ぜひお守りいただけますように、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、農業について御質問したいと思います。農業分野です。

高知県では、デジタル化により、Next次世代型の農業を目指し、最先端の技術を取り入れつつ技術集約を図り、農業のクラスター化を目指しております。私は、オランダでも現場を確認してまいりましたが、これは決して間違った方向ではないと思います。しかしながら、このコロナ禍により、農業分野でも大打撃を受けました。特に、花卉や業務需要の大きい作物に大きな影響が出ております。これらにつきましては、これまで以上に十分な対策を取っていただき、こうした農業者の皆様をぜひ救っていただきたいと思います。

そんな大変な中、昨年JA高知県による米の産地偽装問題が発覚いたしました。私は、この一件を聞いたとき、何ということをしてくれたんだと率直に思いましたし、何とも言えない怒りが込み上げてまいりました。これまで真面目に、おいしい高知の米を生産してきた農業者の皆様が顔が浮かび、とても悔しく、また同時に悲しくもなりました。

SNSがここまで発達し、情報の伝達速度が大きく伸びた今、情報の伝わり方を決して見くびってはなりません。JA高知県には、こうしたことを二度と繰り返さないために、農業に限らず、不正を働いた場合、どれほどのダメージを高知県全体に与えるのかということ、役員のみならず、職員に対しても徹底的に教育する必要があると考えます。

そこで質問いたします。まず、この一件により、高知県全体への風評被害や何らかの実害が発生しているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） J A高知県によります偽装販売の発覚後、消費者の買い控えやその影響が、J A高知県が取り扱う米にとどまらず他の県産米、さらには県産農産物にまで拡大するのではないかというふうに危惧しておりました。

J A高知県では、偽装販売の発覚後、いち早く取引先への連絡や米の販売停止などの対応によりまして、風評被害を抑えてきたところでございます。

なお、県内外の米穀関係者や市場関係者に、高知県産の米や他の農産物についてお伺いしたところ、風評被害など、特に大きな影響は出ておりません。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。

本当に、今農業振興部長のお話しありましたが、まだまだあまり大きな実害なかったということで、ちょっと安心しているところではあります。やはり生産者の気持ちを裏切らない、それが大切だと思いますので、どうかそういった意味で、いろんな御指導をお願いしたいと思います。

次に、私は、今回の一件がある意味公的な性格を持つJ A高知県という組織で発生したことを大変危惧しております。J A高知県では、再発防止策を講じているとお聞きしておりますが、これで二度とこうした問題は起きないと考えられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） J A高知県におきましては、食の安全・安心を提供することを使命とするということを自認されておるわけでございますので、今回の米の産地偽装については誠に遺憾でございます。二度とあってはならないこと

だというふうに考えておるところでございます。

J A高知県におかれましては、外部の有識者を含めた不祥事調査委員会の調査報告を受けまして、マニュアルの作成などの環境整備、あるいは職員の研修といった再発防止策に取り組まれているところと承知をしております。この再発防止策をJ A高知県の全職員がしっかりと実践していただくこと、併せて、その取組をチェックし、改善を図っていくことを繰り返していくということが大事であると考えます。加えて、この問題を将来にわたって風化させないということが大事であります。

こうした取組を継続していくことで、このような不祥事を二度と起こさないように努めていただきたいと、切に願っております。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。

ぜひ本当によろしくお願ひしたいと思います。

次に、航空会社との連携・協調についてお伺いをいたします。

昨年の12月議会におきまして、コロナ禍の影響で海外に赴任することのできなくなった青年海外協力隊員の皆様の積極的な受入れについて提案をいたしました。それと同じように、世界各国がロックダウンを行い、国内でも移動制限が行われている関係で、御承知のように、日本の航空業界が大きな打撃を受けております。

そうした中、そこで働いていた人材の一時的な受入先として、日本国内の公的機関が手を挙げております。例えば、CAさんであれば、幅広い見識と高い接遇能力にたけたプロフェッショナルであり、営業職であれば、国内外の観光地や特産品などの知識に加え、地域資源の掘り起こし、それを商品化していくノウハウ、さらには個人や法人、また国内外に企画提案する経験やネットワークを備えたプロフェッショナルであります。

そういった方たちを高知県庁に迎え入れるこ

とができるのであれば、接遇をはじめ、地域資源の商品化に向けた企画提案のノウハウなどを学べる素晴らしい機会だとも考えます。高知県庁でも、積極的にこういった方たちを迎え入れ学びを受けることも、今後の県政運営上、非常に有益なことであると考えます。また同時に、コロナ収束後の経済での反転攻勢をかけるときには、航空業界の皆様の協力が欠かせません。

高知県との将来における有効な協力関係を構築するためにも、こうした方たちを一時的にでも県庁内に迎え入れる方向で、ぜひ積極的に協力すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、航空業界は今回のコロナの影響を受けて、旅行需要が大幅に減少いたしております。各航空会社の経営環境は、極めて厳しい状況にあるというふうに考えます。また、高知龍馬空港におきましても、路線の運休、減便が続いており、今年度の利用者数が前年の約3割にとどまるといった状況でございます。県としても、路線の維持に向けた取組が必要な状況であると認識しております。

そうしたこともございまして、議員からもお話がございましたように、コロナ後の反転攻勢に向けまして、これまで以上に航空会社との緊密な協力関係を構築していくと、こういう視点が極めて大事であるというふうに考えております。

こうしたことから、本県におきましても、令和3年度からの航空会社社員の県庁におけます受入れについて、準備を進めているところであります。航空会社で培った知識、ノウハウ、経験を県の重要課題であります産業振興でございましてか中山間地域の活性化、こういった取組の場で発揮をしていただくということを大いに期待いたしているところであります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ、今後とも積極的なアプローチをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、交通安全対策についてお伺いをいたします。

ちょうど1年前の2月議会におきまして、私の町で発生した信号機のない横断歩道での交通死亡事故を取り上げました。その際、平成30年に日本自動車連盟、J A Fが行った、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査の結果についてお話をいたしました。その調査結果によりますと、高知県は停止率4.2%で全国35位、令和元年の調査でも7.8%で全国41位と低迷していることをお伝えし、当時の警察本部長に、長野県が停止率58.6%と、全国平均が8.6%の中でも飛び抜けてよい結果を収めているが、本県との差についての解析がなされているのかとお伺いいたしました。当時の警察本部長の答弁では、高知県の取組も長野県とほぼ同じである旨の回答でありました。

その後、県警では、信号機のない横断歩道での一時停止違反の取締りの強化や、横断歩道自体をカラー舗装し目立たせるなど、ドライバーに意識づけをさせる取組等を実施し、対応してくれております。そして、最新のJ A Fによる令和2年の、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査によると、全国平均が21.3%に上昇する中、高知県は相変わらずの13.4%と、残念ながら低迷しております。その反面、長野県は停止率がさらに上がり、過去最高の72.4%になっております。

こうした事実を踏まえて、結果として高知県と長野県にこれほどの違いがあるのは、私は何かがあるはずだと思い、その後長野県の取組について私なりに調査してみました。すると、子供たちの態度に特徴のあることが分かりました。我々も、保育園や小学校の時代には、手を挙げ

て、右を見て左を見て、さらにもう一度右を見て横断歩道を渡りましょうという教育を受けてきたと思います。ここまでは長野県でも同じなのですが、横断歩道を渡り終わった後に、ドライバーに向かっておじぎをしている子供が多いことをお聞きいたしました。

信号のない横断歩道で歩行者がいれば、当然ドライバーが横断歩道の前で止まらなければなりません。したがって、学校ではおじぎの強制などは行っていないようなのですが、以前からこうした行為が上級生から下級生へ引き継がれ、そうした経験をした方が大人になり、長い年月をかけて、この地域の文化の一つになっているのではないかと感じました。また、これは私の想像なのですが、人として生きていく上での、この地域の道德教育を通じて、お互いが感謝、また譲り合うという教育がきちりとなされているのではないかと強く感じたところです。

そこで、教育長に御質問をいたします。

この長野県のような状況をつくり上げるためには、子供たちの時代からの、年月をかけた息の長い文化の醸成が必要であると私は考えます。

そこで、子供たちへの道德教育を通じ、譲り合い、そして感謝し合う心を育み、最終的には横断歩道での事故を減らせる地域に変革していくという、非常に長い目を見た交通安全意識の醸成をつくり上げていくためのこの提案なのですが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 議員からの御指摘のように、交通安全意識を醸成していくためには、交通安全教育をしっかりと行うとともに、その土台として、例えば横断歩道で車が止まってくれたときに自然と感謝の気持ちを表すなど、相手を気遣い、譲り合う心を育むことが必要であり、充実した道德教育が重要であると私も考えております。

心を耕す教育として長年取り組んでおられま

す黒潮町では、横断歩道で止まってくれるドライバーの方に、振り返ってお礼の挨拶することが児童の習慣となっている学校もございます。今後、こうした取組をさらに広げていくとともに、家庭や地域と連携・協働しながら、自ら行動を律し、互いに感謝し合うような交通安全意識が地域の文化となるよう醸成していきたいというふうに考えております。

なお、私も毎朝車で通勤しておりますが、横断歩道の手前で停止しますと、高知市内の子供たちも、横断歩道を渡る前や渡り終えた後、ちゃんと挨拶をしてくれます。まずは、車が歩行者優先を徹底し、停止することが大事だと思います。児童生徒の通学時の交通安全には、県民の皆様のお協力をくれぐれもお願いしたいというふうに思っております。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。今、教育長のお話にもありました。決して子供たちのおじぎを強制するものではありませんけれども、私もその体験をしたときに、この子供たちを守るためにも交通安全に努めようという気持ちになりました。どうぞ——これは本当に長い時間、もしかしたらかかるとも思います。でも、やっぱり着実に、ぜひこの取組は進めたいと、そのように思います。

次に、1年前にこの質問を取り上げてから、私は以前にも増して信号のない横断歩道を非常に意識するようになりました。そして、そこで分かったことがあります。横断歩道付近にいる歩行者が携帯電話を見ていたり、あまりドライバーの方向を見ていなかったりすることが非常に多いということでもあります。そのため、ドライバーとしては、その方が本当に信号を渡りたいのかどうなのか、その判断に困ることが何度もありました。

そこで提案なのですが、歩行者にも、横断歩道を渡りたいという意思表示をしてもらえるよ

うな動作、例えば、手を挙げたり、顔をしっかりとドライバーのほうに向けたりするなどの意思表示を行うという啓発を、確実に行っていただきたいということでもあります。

免許更新や交通安全講習会等の機会を捉え、信号のない横断歩道に歩行者がいればドライバーは必ず停車しなければならないという指導と同時に、歩行者としての心得、特に御高齢者のドライバーの免許返納時などのときには、信号のない横断歩道では歩行者はきちんと渡りたいという意思表示をするということの啓発を行っていただきたいと思えます。

こうした啓発や安全教育を長く着実に続けていけば、それは必ず高知県の文化にできると、私は信じています。さきにも述べましたように、この取組は、教育機関だけではなし得ないことだと考えますし、県警察の協力なくしては、達成することは難しいと思えます。

この提案につきまして、警察本部長の御所見をお伺いいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 横断歩道における状況につきましては、議員御指摘のとおりでございます。県警察においては、信号機のない横断歩道対策を最重視し、交差点関連違反取締強化旬間を設けるなど、まずは交通指導取締りを強化しているところでございます。

一方で、ドライバーの意識向上を図る上で、広報啓発、安全教育も重要と考えております。ラジオ放送等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発や、運転免許更新受講時をはじめとした各種交通安全教育の場において、歩行者保護の重要性や歩行者の意思表示について、広報、教育を実施してきたところでございます。特に、「横断歩道は歩行者優先」というPR動画を作成し、県警察のホームページ、SNS等で情報発信を行うほか、デジタルサイネージを活用して、広く県民に広報を実施しているところでござい

す。

今後も、運転者に対して、横断歩道における歩行者優先義務を再確認させるための交通教育や交通指導取締りを実施するとともに、議員からの御指摘のあった歩行者に対しては、手を挙げるなど合図する方法により運転者に対して横断する意思を明確に伝える等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す安全教育を、関係機関と連携しながら推進してまいります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当に、やはり文化として定着させるためには、先ほど教育長にも申し上げましたが、息の長い取組が必要だと思えます。また、みんなが同じ気持ちで取り組まなければ、これは達成することができません。歩行者も運転者側も同じ気持ちになれるような、そういった部分で抜けのないような取組を、ぜひお願いしたいと思います。それでは、最後の質問に移りたいと思えます。

最後に、高知県で頑張っておられる外国人技能実習生の皆様のことについてお伺いいたします。

私は、これまでも県が進めるグローバル化に関し、特に技能実習生の受入れ環境の整備等につきまして、何度も質問や提案を行ってまいりました。そうした中、このコロナ禍で多くの外国人労働者の皆様も、我々日本人と同じように苦しんでおられる方がたくさんおられるとお聞きしております。ここでは、高知県におけるそうした方たちの支援の実態について御質問させていただきます。

報道によりますと、外国人技能実習生が他県において、このコロナ禍によって仕事を失い、失踪者も発生し、その人たちが窃盗などの犯罪にまで手を染めているというようなことをお聞きいたしました。そこで、高知県警に確認をいたしました。高知県では、そのような事案は確認されておらず、それを聞き、一安心してい

るところであります。

このコロナ禍において渡航の自粛を迫られるなど、外国人技能実習生もいろいろな面で御苦労されていると思います。また、このコロナ禍にあっても外国人労働者への期待は、さらに高まっているとお聞きしております。このようなときだからこそ、県内で働く外国人に心から寄り添った対応を行うことで、世界からの高知県に対する評価も高まり、コロナ収束後の本県の受入れにも大きな影響を与えるものと思います。

技能実習生をはじめ外国の方々から、これからも高知県への渡航を選んでいただけるように、高知県として今後どのような方針を立て、取り組んでいかれるのか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 本県では、各産業の継続、発展を支える貴重な人材として外国人材を受け入れるため、3つの戦略の柱から成ります高知県外国人材確保・活躍戦略を年度内にまとめる予定であります。

具体的に申し上げますと、1つ目の柱である、海外から優秀な人材を確保では、本県とのえにしを生かした人材送り出し国との友好関係の構築に向けた取組を実施していきます。具体的に言いますと、例えばインドであれば、関西戦略の取組の中で在大阪・神戸インド総領事館とのつながりができまして、今年度インドのセミナーも開催することになっております。こうしたえにしをしっかりとつないで、大きくしていきたいと考えております。

2つ目の柱であります、県内における就労・相談体制の充実では、県内事業者の理解を深めるため、外国人雇用に関するガイドブックの作成や説明会などの取組を実施していきます。こうした取組に加えまして、外国人を対象とした訓練の県内での実施や、中小企業団体中央会を

通じた交流会による支援、こういったものも行っています。

3つ目の柱であります、地域の一員としての受入れ態勢の充実では、地域における日本語教育の強化や外国人生活相談センターにおける相談支援などを実施していきます。

来年度から、こうした戦略に基づいた取組を関連部と連携して着実に実行していくことで、外国人の方々から本県が選ばれるよう取り組んでまいります。

○6番（下村勝幸君） ありがとうございます。

SNSがこれほど本当に発達した今、日本で働く多くの外国人の皆様は非常に密に連絡を取り合っております。そういった方たちが口コミで、高知は最高だよと言ってもらえるような、そういった取組が今本当に求められていると思います。日本人も苦しんでいる中、こうやって外国人の方にもやっぱり寄り添うような気持ち、これが本当に大切だと思いますので、そういった意味で、ぜひ今後ともよろしくお願いをしたいと思います。少し時間が余っているだけになりましたが、私の用意した質問は全て終わりました。

最後に、今年度いっぱい退職される県職員の皆様、またここにおられる執行部の皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。また、岩城副知事も退任されるということで、大変寂しい思いもしているところでもあります。

高知県では、まだまだ皆様のお力を必要とする場面が多々あるかと思えます。退職される皆様の今後ますますの御活躍を御祈念いたしまして、私の全ての質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、下村勝幸君の質問は終わりました。

ここで午後1時50分まで休憩といたします。

午後1時39分休憩



午後1時50分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

野町雅樹君の持ち時間は40分です。

9番野町雅樹君。

○9番（野町雅樹君） 自由民主党の野町です。お許しをいただきましたので、早速質問に入ります。知事はじめ執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

まず、国土強靱化の推進についてお伺いをいたします。

今年は、東日本大震災から明日3月11日で10年の節目を迎え、国の国土強靱化対策も10年が経過をいたします。そうした中、政府は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、次年度から事業規模15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定いたしました。本県でも、命の道である四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消や浦戸湾の三重防護、中小河川の整備促進など、大いに追い風となる対策であり、今議会にも関連予算案として317億円が計上されており、大変心強い限りであります。

そうした中、先月27日に高知南国道路が全線開通をいたしましたことは、コロナ禍で何かと暗い話題が多い中、県民にとりましては大変明るいニュースであります。特に、私ども県東部に住んでおる人間にとりましては、東部への高速道路網の起点がやっとながったという点でも、格別のものがあります。

この区間の開通により、本県の8の字ネット

ワークの整備率は61%となりました。とはいえ、県東部における整備率は33%と、まだまだ低い状況に変わりありません。濱田知事は、開会日の提案説明において、今回の開通による経済効果や命の道としての減災効果にも触れられ、5か年加速化対策予算を最大限に活用し、その整備を進めるといふふうに述べられておられます。

そこで、国の5か年加速化対策を踏まえ、県東部への延伸を含めた命の道の整備促進について県知事としての決意を改めてお聞かせください。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、先日の高知南国道路の全線開通によりまして、県内の8の字ネットワーク整備率は6割を超えたところであります。

東部地域におきましては、南国安芸道路の高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの間の整備が鋭意進められており、次なる開通区間として、この区間の早期の開通が望まれるところであります。また、平成31年度には海部野根道路の事業化、そして令和2年度には野根安倉道路の直轄権限代行により事業化と続いているところでございます。

東部で残る未事業化区間につきましては、阿南安芸自動車道の2区間、約22キロが残るのみとなりました。このため、先日財務省や国土交通省などに対しまして、ウェブ形式という形ではございましたが、沿線の町村長の皆様とともに、安倉から和田間の早期の事業化を強く訴えたところでございます。

県経済の活性化に大きく寄与いたしますとともに、命の道、大規模災害への備えを高める上で、この四国8の字ネットワークは不可欠だと考えております。国の5か年加速化対策を好機と捉え、より一層の整備促進に向けまして、引き続き全力で取り組んでまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

今後とも、国、市町村と連携をしっかりとっていただきまして、整備の加速化に御尽力いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、和食ダムの整備促進と和食川河口の排水対策についてお伺いをいたします。芸西村は、日本でも有数の施設園芸地帯ですが、平成元年8月豪雨によって壊滅的な被害を受けました。このことをきっかけに、県営和食ダムの建設工事が進められておりますけれども、平成28年に和食ダム堰堤の岩盤内の亀裂が確認されまして、節理面への対応工事のため、本来平成30年度完成予定が、結果的に6年程度遅れる事態となっております。このことにつきましては、地震発生時の安全面も踏まえ、地元の理解を得て工事が進められておりますけれども、地元住民は一日も早いダムの完成を切望しております。

そこで、住民の期待に応え、流域の安心・安全を確保するために、今後和食ダムの整備と周辺河川の改修工事をどのように進めていくのか、改めて土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 和食ダムは、左岸の再掘削が必要となりましたことから工程を見直ささせていただき、令和6年度の完成に向けまして、鋭意事業を進めさせていただいているところでございます。

和食川では、平成元年規模の洪水を安全に流下させる計画として、ダム建設と併せまして、下流の470メートルの区間の河川改修に平成30年度から着手しているところでございます。この河川改修に活用できます有利な起債事業が、5か年加速化対策に合わせまして令和7年度まで延長されたことを最大限活用しまして、早期の完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、ダム完成後は、50年に一度の確率に相当する平成元年8月豪雨規模の出水にも氾濫を

しないということでありましてけれども、近年は猛烈な集中豪雨や長期間にわたる大波を伴う台風など、予想をはるかに超える気象災害が発生していることや、肝腎の和食川の河口部に設置をされている水門に砂が詰まってしまうという事態が頻繁に発生しており、地域の農家の皆さんの最大の関心事であります。

そうした中、一昨年8月には、県と村との協議の場となる和食川導流堤に関する検討会が設置をされ、詰まった砂を除去するための仮設ポンプが設置をされるなど、一定の対策が進んできました。しかしながら、先月開会されました検討会でも、農家や住民代表からは、ダムの完成前にも起こり得る園芸農業などへの深刻な浸水被害を念頭に、より抜本的な改善策を求める強い要望が出されたところであります。

そこで、和食川河口の排水対策について、より確実な砂の除去や一連の対策の自動化など、より踏み込んだ対策が必要というふうに考えますけれども、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 河口部に位置します和食川水門は、波浪の影響を受けまして放水路内に砂が堆積し、流路が塞がれる場合があります。洪水を安全に流下させるために、水路内の閉塞対策が重要であります。このため、放水路内に堆積した砂を重機により取り除き、またあらかじめ水門を閉め、ためた水を利用して一気に砂を押し流すフラッシング、これを実施してきたところです。加えまして、令和元年度からは、水門を閉めた状態で、土木工事で使用するような排水ポンプを稼働させまして、放水路に水を送り込む方法、これも試行しているところです。

本年2月に開催しました和食川導流堤に関する検討会では、この試行の効果を確認する一方、作業に多くの時間を要する、こういった課題に

ついて情報共有を行ったところでございます。

これを受けまして、検討会では、より効率的に砂を押し流すことができるよう、様々な対策を検討したところです。この結果、現在和食川の水を直接海岸に排水している排水機場のポンプを活用しまして、これまでの約35倍の能力で放水路に水を送り込む施設を整備することとなり、県におきまして、来年度具体的な設計を実施していきたいと考えております。

設計に当たりましては、この検討会におきましても協議しながら進めるとともに、引き続き和食川河口の適切な維持管理に努めてまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

なお、検討会には、農業振興部からも御参加をいただいております。農業用の排水機場の機能強化や排水路の改修など、芸西村や土木部ともこれまで以上に連携して対応いただきますよう、よろしく願いをいたします。これは要請とさせていただきます。

次の項目に移ります。ひきこもりや障害者などの就労支援についてお伺いをいたします。

ひきこもりやその御家族の抱える8050問題が大きな社会問題となる中、昨年度本県でも、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会が設置をされ、県内での実態把握調査を実施、その調査結果に基づいて今後の支援策が検討されているというふうにお聞きをしています。

調査結果で明らかとなったひきこもりの人数は県全体で692人と、当初の推計値であった6,000人からは大幅に少なく、まだまだ多くの潜在的なひきこもりがいるものと推測をされます。また、そのうち、就職氷河期世代に近い30から40歳代で46.5%と最も多いこと、さらに現在支援

を受けていないという回答が33.7%あったというふうにお聞きをしています。

そこで、今回の調査結果を、今後ひきこもりの方々への個別・具体的な支援にどうつなげていくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 今回のひきこもりの実態把握調査は、個人を特定する調査ではありませんでしたので、まずは市町村における関係機関のネットワークの中で、ひきこもりの方の情報を共有することが必要というふうと考えております。

そうして把握された対象者に対しましては、関係機関が連携してアウトリーチなどのアプローチを行うとともに、多職種によるアセスメントを行い、個々の状況やニーズを確認することが必要であります。その上で個別ケース検討会において支援方針を決定し、居場所や就労体験、農福連携などの支援につないでいく仕組みづくりに、現在取り組んでいるところがございます。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、農福連携の取組についてお伺いをさせていただきます。このことにつきましては、2年前の2月議会でも取り上げていますけれども、その後本県でも農福連携の取組が進み、令和2年3月時点で400人のひきこもりなど生きづらさを抱えた方々が農業の現場で活躍をしているというふうにお聞きをしています。今回の調査で明らかとなった692人のひきこもりの方々にも、条件が合致すれば、農業現場にいざなうことも有効な手段の一つではないかというふうに、改めて感じています。

そこで、本県における農福連携の拡大がもたらす効果について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 障害のある方やひきこもりの方など、生きづらさを抱えている

方が働くこと、これは経済的な自立にとどまらず社会参加や生きがいにつながる、非常に大切なことでございます。特に、農業が基幹産業であります本県にとりまして農福連携は、障害のある方などの働く場の拡大につながってまいります。

また、本県において、農作業に取り組む就労継続支援B型事業所の平均工賃は県の平均額を上回っておりまして、利用者の工賃アップにもつながってまいります。さらに、農作業により、利用者の表情が明るくなったといった声もお聞きをしております。また、障害のある方の精神面や情緒面においても、よい影響を及ぼしているというふうに考えます。

このように、農福連携の拡大は、福祉の面において大きな効果をもたらすものと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、同様に、農業のサイドから見た効果について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 農業におきましては、高齢化等による担い手不足が深刻になる中、収穫や調制作業に従事していただく方々の確保が喫緊の課題となっております。

このため、地域福祉部と連携して農福連携の取組を進めており、令和2年3月時点で400人に農業現場で活躍をいただいております。受入れ農家やJAからは、仕事が丁寧と高く評価され、農業現場になくてはならない貴重な人材と頼りにされております。

農福連携の取組がさらに拡大をしていけば、本県の農業の生産維持・拡大に大いに寄与するものと確信をしております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、安芸地域では、農福連携に積極的に取り組む農家らが一般社団法人こうち絆ファーム・多機能型事業所TEAMあき、いわゆるB型事業所

を設立しまして、農業現場で安心できる居場所と生きがいの持てる就労の場を提供していこうと、命を守るをキーワードに新たな取組を展開しています。

この事業所では、ハウスナスと露地オクラの栽培に加えて、周辺農家からのナスの袋詰め作業を受注するなど、周年雇用体系を確立しつつあり、現在32人の方々が農業現場で生き生きと汗を流し、そして自立に向けてそれぞれが頑張っております。また、昨年新たに自己資金でハウスを増設、今月からは作業所も移転拡大し、さらに地域や親元を離れて、安心できる暮らしを希望する利用者のために、グループホームの整備を計画中というふうにお聞きをしています。

県内では、ほかにも高知市の、くぼファームやいわた農園などで、地域の福祉事業所と連携し、複数の障害者を受け入れているケースやJAの集出荷場などでの就労など、障害特性や地域特性に応じた地域発の新たな試みが広がっているというふうにお聞きをしています。

一方、県では、令和元年度から安芸地域などの支援体制の優良事例を標準化し、他の市町村にも農福連携支援会議を立ち上げるなど、その横展開に取り組んでおられます。

そこで、こうした地域発の新たな取組を集中的に支援し、生きた成功事例として磨き上げることは、今後の横展開にとりまして大変効果的だというふうに考えますけれども、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 農福連携に積極的に取り組み、成果を上げている障害者就労継続支援B型事業所などをさらに支援し、モデルをつくることは、農福連携の拡大につながる取組であるというふうに考えております。

例えば、議員のお話にありましたように、こうした事業所の利用者などを対象としたグループホームを整備し、就労支援とともに生活支援

を行うことで、就労定着につながることを考えられます。また、事業所に県の工賃向上アドバイザーを派遣し、農作物を活用した加工品など、新たな商品開発の取組への支援なども考えられるところでございます。

今後、事業所や利用者、農業関係機関の方々の御意見をお聞きしながら、支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。ぜひ積極的に、様々な応援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、国は、令和元年度から農福連携に取り組む事業主体を対象に、園芸用ハウスなどの生産施設の整備やマッチングを行う専門人材の育成など、新たな施策を打ち出しました。本県でも、こうした施策を積極的に活用した一層の推進を期待しているところであります。

一方で、農家や事業者が農福連携に取り組もうとした場合に、ハウスの強度など国の補助要件のハードルは高く、活用できないケースもあるというふうにお聞きをしています。

そこで、障害者雇用に積極的に取り組む農家や社会福祉法人などに対して、園芸用ハウスなどの施設整備を支援するため、県独自の補助制度が検討できないか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 農福連携の取組を支援する国の農山漁村振興交付金では、園芸用ハウスの補助要件として耐風速50メートル以上の強度が求められ、投資額が高くなることから、事業への応募を断念したケースがあったとお伺いをしております。

農福連携を拡大するため、まずは、施設整備に対する御要望につきまして、障害者の雇用に積極的に取り組まれております農家や社会福祉法人などにお聞きしたいというふうに考えております。

その上で、地域福祉部とともに、国や県の既存制度の検証と必要な支援策を検討してまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

次に、安芸地域においては、現在JAが積極的に障害者の受入れや農家の掘り起こしなどの就労支援を行っております。また、独自に農業就労サポーターを雇用しておりますけれども、その効果は抜群で、サポートの有無によって就労後の定着率には圧倒的な違いがあるというふうにお聞きをしています。

そこで、就労後の定着支援を行うサポート体制の整備についてどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 福祉の分野では、障害者就業・生活支援センターが定期的に訪問をいたしまして、障害のある方の相談に応じるとともに雇用者に助言するなど、定着支援に取り組んでいるところがございます。

加えて、平成30年度に制度化されました障害者総合支援法に基づく就労定着支援サービスが、より多くの就労継続支援事業所で実施され、農家に就職した方の定着支援の強化につながるようサービスの普及に取り組んでまいります。

農業の分野でも、来年度国などの研修の受講によって農福連携に関する基礎知識を身につけた人材の育成を図るとともに、就労を開始した障害のある方や雇用する農家の悩みなどを聞き、双方にアドバイスを行う就労定着サポーターを設けるなど、就労定着への支援を強化することとしております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、県は、新たに県域での農福連携支援調整会議の設置を今議会に提案しております。この会議には、福祉と農業分野が連携し県の基本的な方針を明確にすることや、現場の支援会議

の効率的な運営支援、また前述したような推進上の課題に対して足りない支援策を具体化するなどの役割が期待をされるところであります。

そこで、新たに設置をする農福連携支援調整会議の果たすべき役割について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 来年度は、農福連携の取組の普及拡大を目的といたしまして、福祉分野と農業分野の関係機関による官民協働の農福連携支援調整会議を設置することとしております。

この会議では、日本一の健康長寿県構想と産業振興計画に位置づけている農福連携の取組状況について情報共有するとともに、充実強化すべき点などについて協議をすること、また地域の農福連携支援会議で出された課題への対応方法を検討し、助言するといった役割を担うことを想定しております。

この会議が地域の取組を後押しして、農福連携が拡大し、地域共生社会づくりにつながっていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。じっくりと、そして着実にこの取組を前に進めていただきたいというふうに思います。

次の項目に移ります。知的障害者の職業教育についてお伺いをいたします。昨年2月、土森県議、山崎県議らとともに、東京都立永福学園と水元小合学園を訪問させていただきました。両校とも知的障害教育部門で、職業教育に特化した就業技術科を設置し、社会に貢献できる人材育成を目指し、企業就労率100%を目標に掲げております。

授業内容は、1年生で全てのコースの基礎を学ぶトライアル学習に始まり、2年生後期から生徒の適性や能力に合わせて、ビルクリーニング、事務、物流、食品、福祉などの中から専門

コースを選択し、3年間で企業の即戦力として就職できるように、総合的なカリキュラムが設定をされております。これまで、両校ともに就職率95%から100%を達成するなど大きな成果を上げています。

また、特に印象深かったのは、学校経営について、都内の企業や大学、教育委員会などで構成する企業就労戦略会議を定期的開催しているということでありました。大きく変化する企業や社会のニーズ、さらに保護者からのニーズにも機動的に対応するため、常にPDCAを回しながら様々な改革に取り組んでいるとのことでありました。

本県では、県立日高特別支援学校高知みかづき分校が、こうした学校に準ずるということをお聞きしていますけれども、キャリアプロジェクトなどにも積極的に取り組まれ、就職率は80%以上というふうにお聞きをしております。県教育委員会では、昨年2月議会における土森県議の質問を受けて、9月には本校も参加して水元小合学園とのリモート会議を実施したともお聞きしております。

そこで、県立特別支援学校の学校経営や職業教育カリキュラムの編成などについて、外部人材を交えた協議の場を設置してみてもどうかというふうに考えますけれども、教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県立の特別支援学校では、地域住民や学識経験者等の外部委員から御意見をいただき、地域とともに特色ある学校づくりについて協議を行います学校運営協議会を、本校が7校ある中で6校で設置してありまして、残る1校につきましても令和3年度に設置予定としております。

さらに、来年度から分校を含めまして、県立の知的障害特別支援学校5校におきまして、学校ごとにキャリア教育戦略会議を設置し、年2

回程度、民間の方々の御理解、御協力をいただいて開催をすることとしております。この会議では、企業等の人事管理者から人材育成のポイントなどを、そして農業生産等の専門知識を有する方からは年間計画や作業環境及び作業工程の見直しなどについて、御助言をいただくことにしております。

また、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きましたら、令和3年度にはお話のありました東京都立水元小合学園などの先進校を県教育委員会の指導主事が訪問し、外部人材の効果的な活用などについて情報収集を行う予定としております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、現在県立特別支援学校の卒業生のうち、農業関係の職場に就職をしている生徒は、毎年1名程度というふうにお聞きをしております。しかし、農業現場での受入れ体制が充実をし、双方のニーズが合致することが前提でありますけれども、東京のように就職先の数や条件に恵まれていない本県において、将来的には基幹産業である農業に特化した職業教育コースを設置してはどうかというふうに考えます。

例えば、施設園芸やユズなどの農業が盛んで、農福連携の取組も活発な県東部にある県立山田特別支援学校及び田野分校において、モデル的に取り組んでみてはどうでしょうか。

そこで、まずは、農福連携に取り組んでいる農業関係者や地域の農福連携支援会議との情報交換や職場体験などで交流を図ってみてはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県立の知的障害特別支援学校の多くは、教育活動の中で、農作物の生産や販売を行う実習を行っております。しかしながら、農業生産者の方に対しまして、特別支援学校の取組について十分に情報発信ができて

いないことや、生徒の農業への理解も十分に進んでいないことなどから、農業関係へ就職する生徒が少ない状況でございます。

このため、県教育委員会としまして、昨年12月に特別支援学校の生徒の社会的自立のために立ち上げました、特別支援学校就職サポート隊こうちに、農業関係者の方々にも登録していただけるようお願いし、まずは農業分野の職場体験などができるように取り組んでまいります。

また、安芸市をはじめ各地で行われております農福連携に係る会議に教員が参加できるように調整させていただきまして、情報共有を図るとともに、農業関係者との交流や就業に向けての課題整理を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

障害を持つ生徒の親御さんの多くは、自分たちが亡くなった後の子供たちの自立を常に願っております。安心できる職場に就職をさせたいというふうに願う気持ちはひとしおだとも、よくお聞きをします。もちろん、それぞれの障害の特性に応じた居場所や就労の場がほかにも多くあることは承知をしておりますけれども、障害者の多様な社会参加の受皿の一つとして農福連携が進むことは、大いに歓迎すべきことだというふうに考えます。今後の前向きな取組に期待をいたします。

次に、高知なすの販売促進についてお伺いをいたします。

昨年9月、信州大学や本県の農業技術センターなどの研究グループによって高知なすに豊富に含まれるコリンエステルという機能性成分が、世界で初めて人の高血圧と気分の改善に効果があるということが認められ、生鮮食品である高知なすが機能性表示食品に登録をされたという、うれしいニュースが飛び込んできました。

これまで、ナスは一般的に栄養価が低いと思

われてきましたし、加工食品もあまり多くありません。しかし、ナスに他の野菜の3,000倍ものコリンエステルが含まれているなど、新しい価値が見いだされたことを受けまして、JA高知県では、高めの血圧が気になる方へといった健康機能を表示するなど、高知なすのパッケージを一新して販売拡大への取組を進めているところであります。また、大変元気ななすマダムさんたちによって、自慢のナス料理、こういったものについてSNSで情報発信を積極的に行ったりということで、農家として大変に頑張っている姿に感銘を受けております。

そこで、この研究成果を広く全国の消費者に知っていただき、高知なすの販売拡大につなげるためには、機を捉えた、よりインパクトのある支援が必要だというふうに考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） このたびの研究によりまして、生鮮のナスでは全国で初めて、血圧改善効果がある機能性表示食品として販売ができるようになりました。高血圧が気になる方をはじめ健康への意識が高い方など、より多くの方に買い求めていただけるのではないかと期待をしているところでございます。

県では、JA高知県と連携し、出荷の最盛期を迎える来月から新たなパッケージで販売を開始し、4月17日のよいナスの日に向けて、全国で大々的にPRする予定でございます。具体的には、まるごと高知で著名人による記者発表と併せてフェアを開催するとともに、県内外の量販店でPRを実施します。

今回の機能性表示を高知なすの販売拡大の絶好の機会と捉え、まずは消費者の皆様手に取っていただけるよう、引き続き機会を捉えてPRを行い、販売拡大につなげてまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。ぜひインパクトのある、機を捉えた取組をよろ

しくお願いしたいと思います。

次に、今回の研究を主導してきました信州大学では、今後の研究テーマとして、コリンエステルの睡眠改善機能などにも着目しているとのことでもあります。

ナスの主産県として、今後のさらなる研究にも積極的に関わっていくべきではないかというふうに考えますが、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 本県は、ナスの日本一の生産県であります。先ほどお話のありました睡眠改善作用などの新たな機能性を確認できますと、ナスの販路拡大のさらなる追い風になるものと考えております。そのため、信州大学やJA高知県などと連携しながら、国の研究開発資金に応募して、コリンエステルの新たな機能性を研究してまいりたいと考えております。

まずは、来年度から農業技術センターにおいて、コリンエステルを多く含む品種の育成や、含有量を高める栽培条件の解明などの予備的な調査に取り組んでまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。日本一のナス産地として、ぜひ今後の研究をリードできるように頑張ってくださいというふうに思います。

次に、今回の研究成果の普及を図るため、昨年8月に本県も参加して設立されました機能性野菜ナスコンソーシアムでは、全国で毎年約9万トンもの規格外品のナスが廃棄をされているということに着目をし、これらを機能性食品用の加工原料として有効に活用することを提言しております。また、ナスの乾燥粉末を活用したナスサプリメントやナスの浅漬が機能性表示食品として商品化をされるなど、新たな需要拡大に向けた動きも始まっております。

そこで、本県産のナスを使った新たな加工品

開発に向けた支援について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 国民の健康志向がますます高まります中、ナスの機能性を加工品開発に生かすことは、とても大切な視点だと思います。一方で、新たな加工品として開発し商品として販売するには、市場ニーズを的確に捉えることが重要となります。また、開発した加工品を機能性表示食品とするには、改めて根拠を整えて届出を行う必要がありますので、経費や時間が相当かかるものと思われま

す。そのため、県内食品事業者の交流や学びの場であります食のプラットフォームを通じまして、ナスの機能性などについて情報提供し、加工品開発を促しますとともに、事業者が加工品開発に取り組む際には、市場ニーズに精通した専門家のアドバイスやハード・ソフト両面に対する補助制度などにより支援をしてみたいと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。平成30年度の本県の農業産出額は1,170億円です。そのうちナスは140億円、品目トップでありまして、まさに本県農業の主力品目です。今回のことを契機といたしまして、機を捉えた攻めの外商戦略につなげていただきたいというふうに思います。

また、農業技術センターでは、先ほどもありましたけれども、平成26年度からナスのほかにも、独自にシシトウ、ショウガ、ユズなど、本県の主要な23品目について、機能性成分の基礎的調査を実施しているというふうにお聞きをしています。ぜひ、そうした研究もさらに進めていただきまして、コロナ禍によって消費者の健康志向がますます高まっております。そういった中、その成果を新たな加工品開発などを含めまして、県民所得の向上につなげていただきたいというふうに期待をいたしております。

最後に、一つ要請をさせていただきます。昨年春から1年以上に及ぶコロナ禍の影響というのは、本県の農業、特にシシトウなど業務用野菜や花卉類などでその影響が大きく、JA高知県によりますと、新園芸年度に入りました昨年の9月から今年の1月までの出荷販売額は約12億円減少したというふうに聞いております。

こうした中、農家の皆さんは、新たな販路開拓やコストの削減、さらには品目転換も含めた経営改善に懸命に取り組んでおられます。首都圏における緊急事態宣言の解除が2週間延長される中、これから収穫最盛期を迎えますハウス園芸農家にとりましては、不安が膨らむばかりであります。

そこで、先日浜田県議や田中県議からもありましたように、今回の第3波の影響を大きく受けました農業生産者への支援の充実につきまして、私からも、改めて要請をさせていただきたいというふうに思います。

少し時間が余りましたけれども、最後に、この3月をもって勇退をされます岩城副知事をはじめ、多くの県職員の皆様の長年にわたる県勢浮揚への御尽力に対し、心から感謝を申し上げまして、私の一切の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、野町雅樹君の質問は終わりました。

ここで午後2時35分まで休憩といたします。

午後2時28分休憩



午後2時35分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内隆純君の持ち時間は30分です。

12番西内隆純君。

○12番（西内隆純君） 自由民主党会派の西内隆純でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問を行わせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。昨年暮れの第3波襲来を受けて、感染者数はもとより、濃厚接触数も増加いたしました。濃厚接触者に対しては、PCR検査結果が陰性であれば、陽性者と最後に接触した日から14日間の健康観察への協力、事実上の外出自粛要請を求めることとなっています。

同対象者がアルバイトやパート、家族経営的な個人事業主等である場合、就業機会減による収入減により、経済的に困窮するケースが想定されます。既に大変厳しい経済状況にある中、健康観察への協力によって経済的に追い打ちとなるような事態は回避されるべきと考えます。県の営業時間短縮要請協力金制度の協力者と健康観察対象者は、新型コロナ感染症拡大抑止への協力という共通点で、同じ評価がなされるべきと考えます。

このような観点から、濃厚接触者でPCR検査が陰性と判明したことを受けて、健康観察への協力により収入の減少を余儀なくされた者から申出があった場合には、感染拡大抑止への協力金もしくは損失を考慮した給付金の対象とすることの是非について知事にお尋ねいたします。

○知事（濱田省司君） 本県で、昨年末に行いました飲食店などへの営業時間の短縮要請は、いわゆる新型インフルエンザの特措法に基づき実施をしたものでございまして、実効性を高めるために国の財政支援も受け、協力金も支給をしたというような枠組みでございます。

これに対しまして、お話がございました濃厚接触者についての外出の自粛要請と申しますのは、国立感染症研究所の要領というのに基づき

まして、14日間の健康観察期間中には、不要不急の外出をできるだけ控えるようお願いをするということにとどまるものであります。こちらのほうは、不要不急の外出自粛ということでもありますから、一律に仕事を休んでくださいとまでお願いをしているものではないということでもあります。

また、そうした性格もありまして、飲食店の休業要請の場合のような、国の財政的な支援の枠組みも用意されていないということもございますので、これを飲食店以外の方について、飲食店の場合と全く同じように扱えというのは、これは大変難しいということにはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

ただ一方で、昨年末に県が行いました営業時間の短縮要請あるいは特別警戒のお願いによりまして影響を受けた事業者の方々には、臨時給付金を支給いたしております。

その意味で、濃厚接触者の方々が、結果として休業などを余儀なくされて収入の落ち込みがあつて、例えば30%以上減といった要件を満たすということであれば、この臨時給付金の対象としていくことに関しましては、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○12番（西内隆純君） 大変難しいという話は分かります。それは、それぞれの法律のたてりがあつて、その中でできること、できないこと、またお金の問題があるという、ごもっともなお話でございます。ただ、現実には、やっぱり自分がPCR検査で陰性だけれども濃厚接触者で発症する可能性があるという中で、要請に従って営業を自粛される方が実際いらっしゃる。

私にも相談に来てくださった理容の方は、仕事上、お客さんの口の非常に近い場所で1時間近く仕事をされると。お客さんが万が一コロナだったらお店を休まなくてははいけない。しばら

くその間、一家が収入を失うわけでありませぬ。また、保健所からそういう要請があつて休まないわけにもいかないと。行政側の都合はいろいろあれども、受け取る側としては、なかなかそうはいかないというのが実情でございます。

そういったことも、ぜひ県側にもお酌み取りいただきまして、もし機会がありましたら、様々な場で国に向けて発信、問題の提言なんかもしていただければありがたいと思ひます。次の質問に移りたいと思ひます。

審査基準についてお尋ねいたします。

本県で一般建設業を新規に営むために知事許可を得る場合は、建設業法第3条に基づき、第7条の許可基準とこれに基づく県の審査基準等を満たした上で、申請しなければなりません。県民室にあります審査基準書類には、当該項目につき、判断基準が法令に具体的に示されているため、審査基準は策定しないとあります。したがって、建設業法第7条の許可基準に基づく審査基準、建設業許可事務ガイドラインを満たせばよいこととなります。

ところが、ある申請者は、県から必須とされていない追加書類を求められました。そこで、土木部のホームページを確認しますと、建設業許可の手引きが別途にアップロードされており、その記載には、更新の場合も含め新規許可申請は次のいずれかを満たすこととありました。イ、自己資本の額が500万円以上であること。ロ、500万円以上の資金を調達する能力を有すること。ハ、許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

最後のハは更新の要件ですので、新規の場合、イかロを満たせばよいこととなります。しかし、当該申請者は、イに加えて、ロを証明するための預金残高証明書の提出を求められました。確かに手引の欄外には、より客観的に正確な判断のために500万円以上の預金残高証明書を提出

することを求める旨が、ただし書として記載されています。であるならば、新規許可を求める場合は、イかつロを満たすこと、もしくはロを必ず満たすことと記載されるべきと考えます。

さらに言えば、県審査基準にある判断基準が法令に具体的に示されているため審査基準は策定しないの、法令に具体的とは、どの法令の何を指すのか。関係するとおぼしき建設業法第7条の第4号には、「請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかでないこと。」との記載のみであり、国の審査基準である建設業許可事務ガイドラインには、県の手引とほぼ同じ文面で、イロハの記載はありますが、預金残高証明書の提出を義務とするただし書はございません。

つまり、本県においては、法令で明らかであるから審査基準は定めないとしながら、手引において、国のそれとは異なる独自運用を行っていることとなります。県固有の事情があり、そして地方自治の裁量があることは存知しております。しかし、この許可申請の在り方は、行政権の濫用とまではいかないまでも、適正に運用されているとは言い難いと考えます。

審査基準がどうあるべきかについて、言及のある訴訟を引きますと、判決の中で裁判官は以下のとおり述べています。

行政手続法5条の趣旨は、行政庁の解釈・裁量の余地のある許認可等について、その性質に応じてできる限り具体的な審査基準を作成し、公表することにより、行政庁の判断過程を透明化し、もつて申請に対する適切・公正な処理を確保するとともに、申請者に対して許認可等を受けられるか否かについての予測可能性を与え、また、申請者ごとの不公正な取扱いを防止しようとするところにあるものと解される。そして、このような趣旨に鑑みれば、行政手続法5条にいう審査基準とは、

審査に当たってよるべき数量的指標その他の客観的指標のみならず、行政庁内で共有されるべき法令の規定に対する解釈や審査に際しての指針、留意事項、考慮事項等を含むものと解するのが相当である。

したがって、法令自体に許認可等の基準が具体的に明らかにされており、法令の定めのみによって審査をし得る場合は格別、そうでない場合は、行政庁は審査基準を設けなければならないことになる。ある事項についての許認可等につき一律に数値的及び期間的な客観的指標をもって審査基準を定めることが困難であるとしても、法令の解釈、審査の指針、留意事項、注意事項等、行政庁内で共有されるべき審査基準を定めることは可能であるというべきであるから、客観的指標を持って審査基準を定めることができないからといって直ちに審査基準を要しないとは言えないのであります。

以上、引用を終わります。

このような考え方に基づいて、本県の審査基準も定め置かれるべきと考えます。前述の建設業許可だけでなく、県関係の審査基準を調査すれば、中には、法令の定めのみによって審査をし得る格別——これは例外の意でございますけれども——に該当することから、必ずしも審査基準を策定する必要がないものもあれば、行政権の濫用までには至らないものの、その必要がありながらも策定されないままになっているケースも存在すると考えられます。

そこで、行政庁の判断過程を透明化し、もって申請に対する適切・公正な処理を確保するとともに、申請者について申請の可否の予測可能性を与え、また申請者ごとの不公正な取扱いを防止する観点から、県関係の審査基準が適切な状態にあるかについて調査を実施し、必要に応じて適当な措置を講じていくお考えはないか、

総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（井上浩之君） 審査基準についてでありますけれども、県が法律や条例に基づく許認可をする際には、行政手続法及び行政手続条例の規定によりまして、それぞれ審査基準を定めて、公表する必要があります。このため、法務所管部であります総務部におきまして、全庁の審査基準を審査し、パブリックコメントを求めた上で決定し、公表しておるところでございます。

県の基準につきましては、国、あるいはその他の都道府県の基準も十分に参考にして定めてはおりますけれども、行政手続法の施行時に従来基準を踏襲し、一定期間見直しがされていないといった基準もあると考えられます。御指摘の点も踏まえまして、改めてそれぞれの所管課に内容の精査を依頼するとともに、運用面での確認も行いまして、全庁的により適正な制度となるように努めてまいりたいと考えております。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。しっかりと対応をお願いいたします。

高知県の建設業の新規・変更許可の審査基準を策定し、公表するお考えはないか、土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県では、国のガイドラインを参考に手引を策定いたしまして、建設業の許可事務を行っております。本県への申請者は、国に比べまして小規模な事業者が多いことから、許可基準の一つである財産的基礎等を確認する際に、より客観的で正確な確認を行うため、新規の申請者に対しまして預金残高証明書の提出を求めてきたところでございます。

この事務処理は、国のガイドラインとは異なりますことから、改めて内容を精査いたしまして、基準の策定を進めてまいりたいと思っております。

○12番（西内隆純君） また、対応のほどよろし

くお願いいたします。

今日は、たまたまこの建設業の許認可の案件を取り上げましたけれども、この件の発端になった経緯の中で、他の審査基準にも同様の課題があると。例えば、近々策定して——県民室の審査基準は棚に置かれておりますけれども——公表資料に挟むと回答しながら、数か月にわたって挟まれていない状況が続いておるといったこともございました。確認をいたしました。

ぜひ、審査基準を利用しようとする者が不利益を被ることのないよう、しっかりとした対応をよろしくお願ひしたいと思います。次に移りたいと思います。

県内企業がウイズコロナ、アフターコロナを乗り越えて存続していくためには、大変厳しい状況とはいえ、新しい生活様式下でも必要とされるサービスを提供できるよう、おのおの変化を遂げていかなければなりません。

知事の提案説明では、感染対策に万全を期しつつも、これまで準備を進めてきた各種施策を実行に移す攻めの年と位置づけ、IT化の促進や関西圏との連携などの積極的な提案がありました。大変有意義なものだと考えますが、これら支援策に加えて、国の助成金等をうまく活用していくことが重要と考えます。

特に、国の第3次補正事業である中小企業等事業再構築促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少している事業者が新分野展開、業態転換、業種転換などに取り組む場合に支援を行う制度で、例えば飲食店を営んでいる事業者がオンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰り需要に対応する場合などに、新たな事業に必要な設備だけでなく、大規模な建物の改修費や建物の撤去費用も補助対象になる画期的な内容です。

本事業の実施に当たっては、事業計画を策定することが要件となっており、事業を最大限に

活用していくには、しっかりとした実効性のある計画を策定する必要がありますが、事業者のみでは計画を一から考え策定するのは困難が伴うものと思われます。支援機関による支援も必要と考えるところです。

まずは、中小企業等事業再構築促進事業の評価について商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 中小企業等事業再構築促進事業の補助金は、小売業、飲食業など多様な業種が行う様々な取組に広く門戸が開かれていること。従来の小規模事業者持続化補助金やものづくり補助金と比較して、補助上限額が高く設定されていること。さらに、お話にもありましたように、大規模な建物の改修費や撤去費なども補助対象となっていますことから、事業者の創意工夫により広く活用ができるものと、高く評価しております。

ポストコロナ、ウイズコロナに対応する業態転換等を迫られている本県の中小企業者にとって、大きな追い風になるものと考えております。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。

中小企業等事業再構築促進事業の活用に向け、県内企業をどうバックアップしていこうと考えているのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（松岡孝和君） まずは、高知県産業振興センターや商工会、商工会議所などの支援機関に対して、制度の周知、説明を行うとともに、事業者への積極的な支援を依頼してまいります。

支援機関におきましては、これまでにもものづくり補助金や持続化補助金の計画策定から実行後のフォローまでの伴走支援を行っていただいております。また、建物を対象とする補助事業にも一定の知見を持っております。本事業についても、例えば、建物の建築、改修など補助対象とした事業に慣れていない事業者には、必要に応じて建築業者を紹介するなど、これま

でと同様に支援機関においてしっかりとサポートしてまいります。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。建築の話もありましたけれども、しっかりと、その専門のところにつないで、制度を積極的に活用できるような環境を構築していただければと思います。

国の第3次補正予算案では、既存事業のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金や小規模事業者持続化補助金、サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金などの中小企業生産性革命推進事業において、低感染リスク型ビジネス枠が新設され、さらに有利な条件で制度を利用できるようになりました。産業振興計画では、こうした国の有利事業を活用し、県内企業の設備投資を進めることとしていたと記憶しております。

まず、平成24年度以降毎年国の補正予算で実施されている、いわゆるものづくり補助金について、この補助金の活用が県内企業の製造品出荷額等にどのような影響を与えたと考えているのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） ものづくり補助金につきましては、平成24年度の制度創設以降、これまでに県内で557の案件が採択され、省力化、効率化に向けた既存設備の更新や新たな製品を製造するための設備投資等に当該補助金が活用されたところです。

この間の製造品出荷額等を見ると、平成24年の4,945億円から、直近の平成30年は5,945億円と、約1,000億円伸びているところです。

製造品出荷額等は、その時々を経済情勢による影響を受けるものであること、またこうした国の補助金を活用した企業の個々の売上高までは把握していないものの、ものづくり補助金が県内企業の設備投資を促進し、製造品出荷額等の増加に大きく寄与しているものと考えており

ます。

○12番（西内隆純君） 部長からも御紹介ありましたとおりでございますけれども、このものづくり補助金は、企業にとって設備投資における大変有利な制度であるとともに、製造品出荷額等の増加など、本県の産業振興に大いに役立っているものと思います。

そこで、ものづくり補助金が今後も継続実施され、かつ十分な予算も確保されるよう国に要請していく必要があるのではないかと考えますが、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） ものづくり補助金に関しましては、これまでも国に対して、事業の継続実施と十分な予算の確保などについて政策提言を行ってまいりました。平成30年には、企業にとって十分な事業実施期間が確保できますよう、事業の基金化についても併せて提言したところでございます。

その結果、基金化には至らなかったものの、令和元年度補正予算におきまして、令和2年度から令和4年度までの3か年にまたがる事業として措置されたところです。このことによりまして、公募が通年で行われ、また補助事業の実施期間が延びるなど、事業者にとって使い勝手のよい事業となっております。

今後も、令和5年度以降の継続実施と十分な予算の確保に向けて、また企業のニーズに応じて改善すべき点があればその点も併せまして、機を捉えて国へ政策提言を行ってまいります。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。既に基金化も含めて要請を行ってくださっているということで、これからも引き続きお願いいたします。我々もしっかり頑張っております。

また、ものづくり補助金をはじめとする中小企業生産性革命推進事業を県内企業がより活用できるよう、県としてどのように取り組もうとお考えか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（松岡孝和君） ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金を柱としますこの中小企業生産性革命推進事業は、県内企業の生産性の向上、デジタル化を促進するための有効な施策であると考えております。このため、産業振興センターや中小企業団体中央会、商工会、商工会議所、さらには業界団体などと連携し、機関紙やセミナー、企業訪問時などにおきまして積極的にPRを行い、活用企業の裾野を拡大したいと考えています。

加えて、これらの団体のコーディネーターや経営指導員によりまして、補助金の活用に向けたアドバイスや申請書のブラッシュアップを行うなど、県内企業の補助金の活用に向けましてしっかりとサポートしてまいります。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。しっかりとお願いいたします。

ルールは、答弁の中でも部長が話し、私が冒頭で述べたとおり、コロナによって世界が一変してしまいました。生活様式が変われば、それとともに事業者のサービスの提供方法などの業態、そもそもの業種なども迅速かつダイナミックに変化していくことを要求されるわけであります。

まさに、適者生存という言葉のとおり環境変動になってしまいました。そこについていける体力のあるところ、手広くやっているところは、組替えによって対応できる。そういう努力する余地がございますけれども、本県のような中小零細事業者が大勢を占め、しかもコロナで傷ついた状態にある場合は、やはり幾ばくかのアシスタントが必要であろうと。

県単体でも、やはり予算に限りがある。そういった中で国費をいかに、今までも当然そのように取り組んでこられたと思いますけれども、積極的に取りにいく体制をつくっていくかということが、我々にとって非常に重要なことであろうと思います。また、その中でしっかりと事

業者さんに、業種転換をして生き残っていくために力を尽くしていただく、そういう取組を今後しっかり進めなくてはならないと、そういう思いで質問させていただきました。

次、2050年カーボンニュートラルに向けた取組について質問を行います。

脱炭素化、SDGsを目指した取組を進めるために、新エネルギー推進課を環境計画推進課に改編し、カーボンニュートラル推進担当の企画監を新設するとお聞きしております。主な取組については、アクションプランを策定し、間伐、再造林などの吸収源対策に加え、新たに耕作放棄地への早生樹の植林、建物の木造化や木質化を進めるとともに、省エネルギー化に資する生産性向上の取組を支援するとの知事提案説明がございました。

これに加え、公共建築物の省エネ化による二酸化炭素排出削減に取り組んではいかがでしょうか。4月の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、300平方メートル以上の中規模建築物、または2,000平方メートル以上の大規模建築物を新設する場合、建築確認や完了検査において、省エネ基準への適合等の審査が義務化されたことにより、新規の公共建築物の省エネ化が一定進むものと思われま

す。既存の公共建築物については、既におのおの長寿命化計画が策定されております。修繕、改修の必要が生じた際には、同計画内容に加えて、断熱改修やエネルギー効率の高いエアコンや照明、換気、給湯の導入など、施設の省エネ化に取り組む余地があると考えます。

新規または既存の県の公共建築物の省エネ化によってカーボンニュートラルの取組を進めるお考えはないか、知事にお尋ねいたします。

○知事（濱田省司君） カーボンニュートラルの取組を進めていくということに関しましては、県庁自らも、隗より始めよということがござい

ますので、脱炭素化を促進していくことが必要だと考えております。このため、御指摘のありました公共建築物につきましても、省エネ化を進めていくということは大事な視点であるというふうに考えます。

お話にもありましたように、新築につきましては、建築物省エネ法に基づき、言えばこの法律に従う形で省エネ化を推進することになりますし、既存の施設につきましては、来年度高知県公共施設等総合管理計画の見直しを予定しております。この長寿命化計画の中で、省エネ化の考え方を盛り込んで取組を進めてまいりたいと考えております。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。我々日頃、この議会棟を利用してございまして、また本庁に行くと感じるのが、窓際へ行くと非常に寒いんですね。それは、当時の基準で、いわゆるシングルのガラスで外と仕切っているわけで、そこから大体部屋で発生している熱量の5割が放出されているわけでありまして。

そこの窓、もちろん改修には多額の費用を要しますので、その辺のコストとの兼ね合いはあると思いますけれども、例えばダブルないしトリプルか、ペアガラスといいますかね、そういったものに改修するだけでも、かなりの熱エネルギーの効率化になるわけで、ひいては一次消費エネルギーの削減、化石燃料の削減というふうにつながっていくと思うわけでございます。そういうふうなことでしっかりと、本当にトータルでどうかということも検証が必要だと思っておりますけれども、先ほど知事の言われた計画にのっかって進めていただければと思います。

次に、国は本年1月、2030年度の住宅エネルギー消費量を対2013年度比で18%減にするという目標を定めました。既存の住宅の改修に際しても、この達成の一助となる措置を講じてはど

うかと思っております。

既存住宅の改修を実施する際に、断熱改修などの住宅のエネルギー消費量を削減するための支援について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県では、既存住宅の断熱改修を促進するため、住宅所有者に向けまして、県のホームページや市町村の窓口を通じ、断熱改修による居住者の健康への優位性などについて情報発信をしてくれているところがございます。また、断熱改修に対する国の助成制度や税制の特例措置などの情報も併せて提供しております。

さらに、耐震改修を実施する住宅所有者に向けまして、断熱改修を同時に行うことにより、費用負担の軽減などの有効性をお話しさせていただいております。また、耐震改修に併せた断熱改修の普及を図ってきているところがございます。また、市町村が実施する空き家再生・活用事業では、耐震性に加え、本年度から一定の断熱性能を確保することを要件とさせていただいております。

引き続き、これらの取組を進めることによりまして、既存住宅における断熱改修の普及促進に取り組んでまいります。

○12番（西内隆純君） ありがとうございます。

持続可能性をどう担保するかという観点から、建物の材料についてもトータルで、省エネ、環境負荷の低いものを選ぶということも考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問の一切を終わりますけれども、この春で御退任されます県庁職員の皆様、本当にお疲れさまでした。また、岩城副知事におかれましても、本当にお疲れさまでございました。これからも行く先で、さらなる御活躍されますことを心から祈念申し上げまして、私の全てとさせていただきます。誠にありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、西内隆純君の質問は終わりました。

ここで午後3時30分まで休憩といたします。

午後3時5分休憩



午後3時30分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は40分です。

17番依光晃一郎君。

○17番（依光晃一郎君） 本日は、ウイズコロナ社会をテーマに質問させていただきたいと思えます。8問と質問数が短くなっております。答弁が短ければ再質問という形になろうかと思えますので、しっかり御答弁をよろしく願います。

さて、新型コロナウイルス感染症について県議会で議論するのも、はや1年がたちました。こんなにも長期化し、マスクを外せる生活が1年たっても見通せないという事態は全く想像もしていませんでした。希望が持てるのは、新型コロナウイルスのワクチン接種が先月から始まったことで感染症が落ち着き、対応していただいている病院や関係機関に余裕が生まれることと同時に、大きなダメージを受けた高知県経済が上向き、会食や旅行、イベントなどが自由に楽しめる高知県に戻ることを切に願うところです。

まず、ワクチンとは何かといえば、人が持つ免疫というウイルスへの抵抗力を高めるためのもので、ウイルスに感染しにくくしたり、感染後の症状を軽くすることが期待されています。そして、ワクチン接種により、免疫を持つ人が一定割合を超えることによって、新たに感染者

が出て感染が流行しなくなり、間接的に免疫を持たない人も感染から守られるという状態が、いわゆる集団免疫の状態です。

しかし、ワクチンが感染症への切り札と言っても、新型コロナウイルスが消滅するわけではありません。リスクは残るのです。私は、この感染リスクがゼロではないウイズコロナ社会を、感染症患者が出て、県民の命と経済を守り通せるだけの基礎的な力を持つ社会にしなければならぬと考えています。

そこで、まず最初に、ウイズコロナ社会に向けた医療について質問をさせていただきます。先月から2つの医療機関でワクチン接種が始まり、これまで感染リスクを避けるために、緊張感を持って仕事をされていた医師や看護師などにとっては、今後少しは安心して仕事ができるようになるのではと思います。また、県民へのワクチン接種がスムーズに進むことで、重症化する新規感染者の割合が落ち着くことにも期待するところです。

一方で、ワクチン接種を受けた医師や看護師であっても、防護服などのこれまでの感染対策は変わらないと聞いていますので、これからの季節、気温が上がっていく中での苛酷なお仕事は今後も続いていくのだと思います。そうであるならば、今最前線で頑張っている、限られた医師や看護師の皆さんだけに今後も頼り続けるのではなく、重症化した感染症患者にも対応ができる医師や看護師の育成が必要ではないかと考えるところです。

そこで、ウイズコロナ社会の前提である安定した医療体制維持のために、専門的な知識を身につけた医師や看護師が診療に当たる体制を確保することについて、どのような考え方で進めていくのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 重症患者には、

ECMOや人工呼吸器による管理は適切に行う必要があります。感染症指定医療機関をはじめ、そうした機器が整備をされている医療機関で対応することになります。その重症患者を受け入れる医療機関では、内科や救急部門など他科の医師、また看護師等が新型コロナウイルスについての知識を身につけるとともに、感染制御を専門とする医師や看護師等が助言できる体制を構築することが重要です。

現在、重症患者を受け入れる医療機関には、必ず集中治療や感染症診療に対応できる医師や看護師が配置をされておりますが、さらに今申しましたように、感染症に対応する場合には、感染管理を専門とする医師等とも連携をして診療に当たる必要がございます。現在、新型コロナの重症患者を受け入れていただける医療機関ではそうした体制が整っておるんですけれども、そうした体制が整っていない医療機関には、県が調整をしまして体制が整っている医療機関から人材を派遣していただくという仕組みがございます。

一方、診療に関する知識については、感染症指定医療機関と入院協力医療機関間での意見交換会や症例検討会などを通じ、臨床診断に悩んだ事例などを共有するなどしまして深めていただいているところでございます。

引き続き、こうした取組を充実させまして、安定した医療の提供というのを維持してまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 本当に医療関係者の皆さんは大変な思いをされてやっていただいていることだと思います。長期化していくということが想定されますので、本当に限られた人に頼るのではなくて、その方も時には休めるような体制づくり、しっかりとやっていただくよう要請をいたします。

次に、ウイズコロナ社会における県民のリス

ク許容についてお聞きをいたします。深刻な経済状況が続く中で、これまで言われ続けてきたのが、特効薬が見つかるまでの辛抱、ワクチンが開発されるまでの辛抱というものでした。特効薬はまだ見通しが立たない中ですが、待ちに待ったワクチン接種が始まったことを契機に、今やらなければいつやるんだという気概を持って、落ち込んだ高知県経済を上向かせていかなければなりません。しかし、私が心配するのは、必要以上にリスクを恐れ行動をためらったり、人の目を気にして我慢するという自粛ムードが経済の回復を遅らせていくことです。

ウイズコロナ社会とは、どんな社会かといえ、新型コロナウイルスが社会に存在することを前提にして生活していく社会なので、日々の陽性患者数に一喜一憂するのではなく、リスクに応じて県民が行動を抑制したり、元に戻したりしながら生活していくものだと思います。デジタル化がなぜ必要かといえ、リスクが高まった場合に、人との接触を避けて仕事をするためであり、教育においては学校での感染拡大を防ぎ、自宅での学びの機会を保障するためです。つまり、感染リスクに合わせて働き方や学び方を臨機応変に変えながら、日常生活を送っていくというものです。

そうであるならば、県民の過度な自粛が経済を停滞させ、雇用を奪い、精神的にも経済的にも追い込まれる人が増えることで、社会が不安定になるという共通認識を、県民の中で共有する必要があるのだと私は考えています。

そこで、ウイズコロナ社会というのは、県民が一定の感染リスクを許容しながら生活していく社会であり、必要以上の自粛がかえって社会を不安定にさせると思うが、この見解に対する所見について知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 感染リスクを恐れ過ぎた過度の自粛ということになりますと、必要以上

に経済の停滞を招きますし、それを通じて社会の不安定化ということにつながりかねないというのは、御指摘のとおりだと思います。一方で、リスクを甘く見過ぎても、感染拡大を招くことにつながるという可能性もあるわけでございますので、その意味で新型コロナウイルスを、まさしく正しく恐れて、正しく行動することが大事だということだと思います。

およそ我々の生活は、例えば交通事故であったり災害であったり、いろいろなリスクにもまかれた中で生活をしていると言えらると思いますけれども、でき得ればそれが10人に1人程度のリスクなのか、極端な話1万人に1人というようなリスクなのか、今度のワクチンの話もある意味似たような面があると思います。そういったリスクの度合いというのをできるだけ正確に各人がはかって、合理的に行動していくことが望まれるということだと思います。

なかなか、コロナ関連での県民皆さんの行動のお願いのリスクを定量化するというのは難しいわけでございますけれども、この県内の感染状況に応じながら、根拠を持った情報を正確にお伝えしていくということによりまして、県民の皆様が正しく恐れる行動を取っていただきますよう、そういったことにつなげていくという考え方に立って対応してまいりたいと思っております。

○17番（依光晃一郎君） 正しく恐れるということで——本当に難しい。知事はじめ県庁の皆さんも、相当難しいことをやっているということは私も認識をしております、お聞きしましたら、県庁のほうにもいろいろと電話がかかってくる。特に、電話をかけられる方は、感染に対して相当心配をして電話をかけてくることだろうと思いますので、そういう意味でいくと、緩めていくというような、なかなか正しく恐れるということは難しいんだろうと、そういう

認識を持っております。ただ、私としては、もうちょっと踏み込めんかなというところで質問を続けさせていただきます。

次に、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安という指標に着目してお聞きをしていきます。私は、これまで述べてきたようにウイズコロナ社会における高知を、これからは起こり続けていくであろう感染者発生に翻弄されず、賢く対応できる県にしていかなければならないと考えています。そのためには、県民の命が守られる医療体制を前提としつつ、同時にリスクに合わせて日常生活を変化させ、社会と経済を維持していくための、県民で共有された行動原則の確立が必要だと感じています。

私の言う行動原則とは、県が発表している感染症対応の目安に合わせて、何ができて、何ができないのかを明確に示し、同時に県民の了承も得られたもので、例えばリスクを取って開催した文化イベントで万が一感染症が発生した場合でも、感染症対策をやった上での発生なので仕方がないと、社会として許容されるということです。

なぜ、この行動原則が必要かといえば、必要以上の自粛ムードに対抗するため、県の発表する感染症対応の目安の判断が改善した場合に、その判断を号令にして、高知県の社会経済活動を速やかに再開させるようにするためです。県民にとっては、県の判断が改善したから、花見をやりようとか、べふ峡温泉に泊まりに行こうというように、行動の後押しとなります。

では、現状の高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安について説明をいたします。この感染症対応の目安は5つの区分があり、一番安全な状態を示す緑色で示された感染観察から、黄色で示された注意、オレンジ色の警戒、そして緊急事態宣言が検討される赤色の特別警戒、そして最終的な段階である紫色の非常事態

という区分になっています。

これまでの区分変更を見ると、昨年4月末以降ずっとゼロだった陽性者が7月になって判明し、黄色の注意となりますが、一旦落ち着き9月23日に安全状態の緑に下がります。しかし、12月の感染拡大を受けて、1日に黄色の注意、2日にオレンジ色の警戒、9日に赤色の特別警戒と、一気に判断が引き上がります。県は、12月16日から1月11日までの営業時間短縮要請を行うことで感染拡大に歯止めをかけ、1月22日にオレンジ色の警戒、2月22日には黄色の注意へ引き下げること成功をしました。

私は、12月の感染拡大期に必要な対策を取り、感染拡大を最小限に抑えたことはすばらしい対応だったと、改めて感謝をいたします。一方で、現在の目安は黄色の注意ということで、年末の赤色の特別警戒から思えば、社会活動も経済活動ももっと活発になってもよいように思います。しかし、花見の計画や旅行の計画は、私の周りでは聞こえてきませんし、県民の消費マインドは、まだまだ慎重ではないかと思えます。

最近、健康政策部の中で、心理学をベースにしたナッジ理論を使って県民の行動変容を促していくということをお聞きしました。ナッジ理論とは、肥満予防のためにラーメンのスープを飲んではいけないというより、スープは半分飲むというように前向きな表現に変えて、行動を変えていくものだそうです。そうであるなら、赤色からオレンジ色に、オレンジ色から黄色に区分が改善されることで、県民に、何ができるようになるのか、消費できるサービスに何が加わるのかという明るいメッセージを加えて、発信していただきたいと思うところです。

この高知県が示している高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安は、高知県の感染状況をベースに、県民の経済活動、行動範囲を狭めたり緩めたりするものだと思いますが、

この1年間の情報発信を振り返ってどのように評価をするのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 昨年5月に1回目の緊急事態宣言が解除をされました後、次の感染の波に備えるという趣旨で、県独自の対応の目安を5月の末に作成いたしたところでございます。

内容は、ただいま御紹介いただいたとおりでありますけれども、国の分科会の提言をベースにいたしまして、各ステージを判断する6つの指標を設定しております。新規の感染者数ですとか病床の占有率、こういった6つの指標を踏まえまして、その時々の中身の感染状況を5段階のステージのいずれかに位置づけるという作業を、先ほど御紹介いただいたように続けているところでございます。

そして、決定したステージに応じまして、この対応の目安に基づき、そのときそのときの対応方針を決定いたしました上で、私自ら、県民の皆様へのメッセージとして、その都度、議員から御指摘あった県民の皆さんの行動原則に関して、県からのお願いという中身で発信をさせていただいたところでございます。

この情報の発信におきましては、例えば最近でございますと他県との往来に関しまして、従来ですと不要不急の往来を自粛という形をお願いをしておったところでございますが、こうした形では、どうしても受け取られた県民の皆さんの印象が自粛、ネガティブ、しないようにというところが耳に残るのではないかと。必要以上にネガティブになり得るという懸念もあるのではないかと。ということがございまして、今回の2回目の緊急事態宣言に当たり、首都圏等への往来に関しましては、不要不急の往来を自粛というメッセージではございませんで、そうした都県への往来は必要最小限にしてくださいといった形で、必要以上にネガティブにならないようなメッセージとするということに心がけた

ところでございます。

今後、特に目安のステージを引き下げる際のメッセージにつきましては、具体的な社会経済行動の回復に向けて、できる限り、同様に明るいようなメッセージとなるということを心がけて対応してまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） どういう表現を使うかということも、いろいろと御苦労されながらやっていただいたことがよく分かりました。また、明るいメッセージをとということです、それも含めて、また次の質問に移っていきたいと思います。

次に、リスクに応じて経済活動を再開させるために、感染症対応の目安を有効活用するという視点でお聞きをしていきます。この1年で大きく影響を受けた業種は、飲食業と観光業が代表的な2業種だと思いますが、業績のV字回復にはまだまだ時間がかかることが予想されます。しかし、この2業種は、雇用を維持し外貨を稼ぐ高知県には、なくてはならない産業であることから、県が事業を再生できるように応援をしていく必要があります。

そんな中、飲食店を応援するための「Go To Eat キャンペーン」については非常に期待をしておりましたが、2月11日の高知新聞に、配分額の62億5,000万円に対し販売額が18億8,000万円ということで、3割の予算しか活用されていないとの報道がありました。無理もないことで、12月に入ってからの相次いだ利用制限が大きな要因であると思います。ちなみに3月3日までの集計分では、販売額が25億円まで伸びたということで、利用期限の6月末まで県内の飲食業を下支えしてくれるものと期待をしています。

さて、この「Go To Eat キャンペーン」は多くの県内飲食店が参加し、県民の関心も高かったように思うので、相次いだ利用制限が、県民の消費マインドに与えた影響は大きかったのだ

はと感じます。振り返ってみると、12月9日に会食利用制限として、4名以下、2時間以内という縛りが設けられ、16日からは午後8時までの時短要請、さらに25日には、31日からの利用自粛要請が出されました。翌1月12日に時短要請は解除されたものの、利用自粛要請は25日まで延長されます。

私が問題ではと考えるのは、1月22日に高知県の感染症対応の目安がオレンジ色の警戒にレベルが下がりましたが、「Go To Eat キャンペーン」は予定どおり、食事券の利用自粛が25日まで続き、さらに4名以下、2時間以内という会食利用制限が2月7日まで続いたことです。

私は、リスクに応じて経済活動を再開させるために、県の発信する感染症対応の目安はとても重要なメッセージであると思っていて、シンプルで分かりやすいメッセージを出すことが重要だと考えています。そもそも、オレンジ色の警戒は、小規模グループかつ短期間でと、可能な範囲で規模縮小・時間短縮をという基準が同居しており、よっぽど詳しくなければ、その違いは分からないのではと思います。また、この小規模グループかつ短期間での表現は、赤色の特別警戒レベルでも使われる表現ですので、2月8日からの会食についての表現の切替えを知らなければ、赤色の特別警戒がいまだに続いていると勘違いする県民もいるのではとも考えるところです。

私は、色を使って警戒レベルを県民にお知らせし経済活動再開の目安を示すことは、非常に有効なことだと思っていますが、先ほど述べたように、Go To Eatの金券利用再開のタイミングとずれたり、色をまたいだ表現があることは、伝えたいことがうまく伝わらず、せつかくの感染症対応の目安の効果が発揮されていないのではと危惧するところです。

また、この感染症対応の目安ですが、観光に

関してはそのボリュームが小さく、県境をまたぐ人の移動として他県との往来という項目に、全国の感染状況と感染拡大リスク等を踏まえて判断というものがあるだけです。私は、観光に関する目安のボリュームを増やしてもよいのではと思います。例えば、赤色の特別警戒であっても、家族での会食は禁止されていないことから、家族だけで楽しめるキャンプ場に出かけることは感染リスクが低いと思いますし、国の緊急事態宣言が解除されていなくても、高知県の目安が黄色の注意であれば、県民が県内観光地に行くことは何ら問題がないのではと感じます。

もちろん、高知県はこれまでも県民に対してお願いはしても、行動を規制する命令はしていません。しかし、世の中の自粛ムードは、万が一の感染リスクにより会社や家族などに迷惑をかけてはいけなし、会食や旅行に行くなんてどうかしているというような、人からの中傷を恐れて行動に移せないということもあるように感じます。

私は、新型コロナウイルス感染症の収束までには、現在の目安である色の判断が悪化したり、また元に戻ったりというように、行ったり来たりすることもあり得るのではと思います。このことを考えれば、曖昧さや分かりにくさを感じる現在の区分を、これまで述べたように、県民に共有された行動原則の視点も踏まえ、経済団体や消費者団体にも意見を聞いて見直すことも考えてはと思います。

そこで、県民の消費などのマインドを的確に向上させるために、経済団体や消費者団体に意見を聞き、県民からも一定の合意が得られる形に目安を改善してはどうかと考えますが、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘の県独自の対応の目安は、ただいま申し上げましたように、国の分科会が示されました指標やステージを参考に

して作成をしております。区分したステージごとに、議員がおっしゃいます行動原則に当たります、外出はどうか、あるいは休業等の要請はどうか、あるいは会食はどうかといったような、それぞれの局面におけます県の対応方針を決定するためのおおむねの目安として、ああした形で整理をさせていただいたということでございます。

議員から御提言ございましたように、できるだけこの5段階のステージと行動原則が1対1で、シンプルに対応するというのが望ましい、理想的だということは、私もよく理解をいたしているところでございます。

ただ、ステージの決定そのものが、ただいま申し上げましたような6つの指標に基づきまして、かなり機械的に近い判断を——最後は総合的判断をいたしますけれども——しているという中で、これがなかなか日々こうした形で対応している中では、シンプルな1対1の対応というのが難しいという状況でございます。同じような指標の状況でありましても、感染が拡大をしている局面と収束に向かっている局面では、県民の皆さんへのお願いの中身が違ってまいりますし、県内の感染状況が同じようであっても全国的な状況がどうかによって、またメッセージも違ってくるといったようなこともあって、そういった難しさがあるということはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

議員から御提案いただきました趣旨は、県民の皆様が県外に出かけていいのかどうかあるいは家族以外と外食していいのかどうかといったことは、できるだけ一目で分かりやすくなるようにということだと理解をいたします。これまでステージの変更のときには、県民の皆様、あるいは事業者の皆様へのお願いという形で、そうした点をまとめて、対応の目安とは別にお示しをしてきたところでございます。

今後は、発信する情報の内容あるいは発信の仕方を、さらに工夫をしてまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 私ちょっと勘違いしておいて。目安というものは県民向けだと勘違いしておったんですが、実は政策判断のための指標に使っておいて、県民には知事からのメッセージを使って発信しているということだと思っていて、そういう意味で一つ取り下げた質問の中に観光版の目安をとということがあったんです。

ただ、難しいことを自分も言わせていただいているということは承知の上で、このコロナウイルスがどうも長期化していきそうだということが分かってまいりました。というのは、政府の新型コロナウイルスの分科会の尾身会長が参議院で、今月5日にお話をしたということが新聞報道にもあったんですけれども、年内の収束は見込めないというような発言があったと承知しております。

そういう意味では、どこら辺から私が言っているようなことが起こるか分からないんですけれども、やっぱりここら辺はしっかり議論しておくことは重要だと思います。コロナ対策と経済の両立、これはかなり難しいことだと思うんですけれども、高知県としてしっかりと先駆けてやっていただきたいと思います。

また、Go To Eat食事券なんですけれども、最新データを先ほど言わせてもらったんですが、先月の24日から今月3日の1週間で3億円ぐらい伸びたということですので、しっかり消費を回していただけるような対策にも目を配っていただければと思います。それでは、次に行きたいと思います。

次に、県内の雇用維持に向けた取組についてお聞きをいたします。高知労働局が1月29日に発表した資料を基に、感染拡大が続いた昨年12月のパートを含む産業別新規求人の動向を見て

みると、宿泊業、飲食サービス業が前年同月比でマイナス127人の317名。一方で、建設業は84人増の467名。卸売業、小売業が229人増の1,142名となっています。卸売業、小売業については意外な気もしましたが、9月、10月、11月の求人がそれぞれ849名、822名、634名となっており、年末商戦に合わせて一気に求人が出たのではと分析をしました。また、ここ数年安定しているのが医療・福祉の求人で、おおむね1,300人台の求人があり、昨年12月は1,371名となっております。

私は、宿泊業、飲食サービス業など、コロナ禍の中で職を失った方々に、何としても高知県で仕事をし続けていただきたいと思っております。

また、昨年12月の新規求人数が4,947名の中で、医療・福祉が27.7%、建設業が9.4%を占めていますが、例えばこの2つの業種へ、コロナ禍で失った仕事から移ってもらうようなことができれば、慢性的な人手不足が解消され、失業者の問題も改善させる有効な手だてとなります。

これまで慢性的な人手不足の続く介護の仕事や建設作業員の仕事は、肉体的にきついことから敬遠されてきましたが、ここ近年では、夜勤の業務を楽にする、例えば、ベッドに設置するセンサーのような機器や、これまで建設現場の熟練運転手しか扱えなかった建設機械の操作をサポートするソフトウェアの開発など、敬遠されてきた職場が、新しい技術により働きやすい魅力ある職場に変わってきています。しかし、このような職場の変化については、求職者にはあまり伝わっていないように感じ残念に思います。

そこで、県内の就職に関するミスマッチを解消するために、これまで敬遠されてきた職場の働き方改革の成果について、求職者が興味を持てるような情報発信をする取組を拡大していく

べきだと思いますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 御指摘のとおり、慢性的に人手が不足している業種では、仕事に対するイメージが先行し、就職先として敬遠されるケースもあると考えます。

昨今は、デジタル技術等の活用によりまして、様々な業種において、従前よりも働きやすい職場環境づくりが進んでおります。こうした働き方の変化を情報発信することは、従来の業種のイメージを払拭し、担い手の確保につながるものと考えます。

来年度は、県内の働き方改革の優良事例集を作成する予定でございます。御指摘のような、新しい技術による働き方改革の事例も含め編集し、働き方改革の意識醸成と横展開を図ることとしております。その際に併せまして、高校生や大学生、求職者にも情報発信を行っていくことで、従前のイメージの払拭につなげてまいります。

○17番（依光晃一郎君） 次に、ウイズコロナ社会における新たな価値観によって見直される大工についてをテーマにお聞きいたします。私は、ウイズコロナ社会が進んでいく中で、生活空間を自ら工夫していこうという価値観が高まってきていることを感じます。

新型コロナウイルス感染症によって、会社に行かなくても仕事ができるという環境整備が進み、在宅ワークは普通の働き方になりました。この在宅ワークは、長時間過ごす空間を快適にしようというニーズを高めます。地方への移住もその流れであり、都会の狭いマンションよりも環境のよい広い空間を求めて、地方の一軒家を購入するという話も聞くようになりました。

高知県もこの流れを受けて、中山間地域の魅力的な日本建築の家をどう生かすかという視点を持って、移住促進課を中山間振興・交通部に

移し中山間対策を進めていこうとしているのだと、私は高く評価をしております。こういった魅力ある中山間地域の日本建築を、自分の理想のライフスタイル実現のために思いどおりに改造して住むことは、高知県が選ばれるための大きな要素となるはずですが、しかし、伝統的な日本建築を改造しようとしても、地域地域にいる大工は高齢化し、若い大工も育っていないことから、改修が思うようにできないという課題があります。

私はこれまでも、大工職が地域地域に存在することは南海トラフ地震後の復旧・復興時にも役立つし、修理できる日本建築を壊してプレハブ住宅を新たに建設するというような計画よりも、迅速に被災者に住居が提供できて、環境にも優しく、経済的だと述べさせていただきました。加えて、県が力を入れているSDGsの視点からも、今こそ重要なテーマとして力を入れるべきです。

現在、香美市では、森林を次世代に引き継ぐために、森林の適正な管理と地域の特性に応じた林業及び関連産業の振興を図ることを目的に、香美市未来の森づくり委員会を設置しています。その委員会において、木材を扱う大工の高齢化が進み後継者が育っていない、製材品をプレカット加工して建築する大工がほとんどで手刻み加工を行う大工の育成が必要との意見があり、手刻み加工ができる大工の育成支援について検討が進められています。

私は、デジタル化が進む社会になればなるほど、人にしかつくれないオーダーメイドの伝統技術にはニーズが高まってくると感じており、大工が手作りで造った家は高知にしかない魅力となって、人を呼び込む切り札になると信じています。そして、古い日本建築の家の改修ができる若い大工の育成には、大工技術を生かせる場の確保が重要です。

そこで、県が現在取り組んでいる移住希望者の受皿となる住宅を確保するための空き家の改修や、南海トラフ地震対策である住宅の耐震改修は、大工技術を生かす機会にもなると考えますが、土木部長の御所見をお聞きいたします。

○土木部長（村田重雄君） 中山間地域における移住希望者の受皿となります住宅を確保するため、空き家の再生、活用に取り組んでおります。空き家のリフォームに当たっては、それぞれの空き家の特徴に合わせた改修が必要となり、その際には大工の技術が生かされるものと考えております。

さらに、ウイズコロナにより生まれた地方への人の流れを受け止めるため、空き家をシェアオフィスとして再生、活用する市町村を支援する制度が本年度からスタートしております。この制度を活用し、現在市町村による旧小学校や旧保育所などの大きな規模の木造建築物を改修する取組が進められており、こちらも大工技術を生かす機会となるものと考えております。

また、年間1,500棟を目標に取り組んでおります住宅の耐震改修は、そのほとんどが昭和56年以前の古い木造住宅でありまして、大工の仕事が一定量あるものと認識しております。

今後、大工技術を生かせる機会にもつながる空き家の再生、活用や住宅の耐震改修の促進に積極的に取り組んでまいります。

○17番（依光晃一郎君） 大工の重要性、非常にいい答弁をいただいたと思っています。先ほど御紹介した香美市未来の森づくり委員会では、災害復旧サポート建築技能士というものをつくらうというような話も出ておりまして、大工をどうやって養成するかということで、なかなか今までそこに目が行かないとか、補助もつくりにくいところあるんですが、県としてもしっかり目を配っていただきたいと思います。

次に、デジタル技術を活用した課題解決と産

業振興についてお聞きをいたします。昨年9月の代表質問で、私は、デジタル化を原動力としたSociety5.0の実現と、高知ならではのSociety5.0関連産業群の創出について、知事にお聞きし、知事は、デジタル技術の活用により、地方の強みを生かした地場産業の高度化を目指し、地域の暮らしと経済をよりよいものにしていくためのデジタル技術の活用について、引き続き積極的に取り組んでいくと答弁されました。非常に前向きな御答弁だったと、本当にうれしく思いました。

このデジタル技術のベースになる学問は、データサイエンスという新しい学問領域なのですが、現在高知工科大学がデータ&イノベーション学群という学部を設置しようと構想を取りまとめています。国も、このデータサイエンスに関する学問領域については大変重要視しており、令和4年度からは高等学校で情報Ⅰが必修科目となります。このデータサイエンスは、高知県が目指すSociety5.0関連産業群の創出のベースとなる学問であり、1次産業や高知県企業がこのデータサイエンスをいかに経営に取り入れるかが、高付加価値産業創出の鍵となります。

高知県は、この新たな時代に必須のデータサイエンスを高知県内に普及させるために何が大事だと考えているか、高知県の産業政策の要を担う産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 議員のお話にありましたデータサイエンスを生かした経営を県内で普及させるためには、2つの点がポイントになると考えております。

まず1つ目は、人材育成です。この分野は、ITスキルのみならず統計学や数学など、多くの学問領域にわたる専門的かつ長期間の学習が必要となりますことから、大学などの高等教育機関の役割に期待をするものであります。2つ目は、いかに県内事業者がデータサイエンスを

活用し、生産性の向上やイノベーションの創出に取り組んでいただくかであります。ただし、最先端の学問領域であり、県内事業者の皆様の理解と関心はまだまだ低いと思われるので、学びとビジネス活用の両面から後押しが必要だと考えます。

特にビジネス活用に関しましては、本県事業者の多くが中小・小規模企業であり、経営基盤が脆弱であるという状況を鑑みますと、自社での人材確保が難しいことから、これに関しても高等教育機関と連携した取組が必要になるものと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 最後に、高知工科大学のデータ&イノベーション学群設置についてお聞きをします。先ほど、産業振興推進部長から非常にいい答弁をもらって、県内企業の理解と関心が重要であるという御答弁がありました。先日の2日の代表質問で、工科大学への知事の御答弁が、産業界などのニーズを把握して検討を進めていただきたいというような——個人的にはちょっと残念な、悲しい思いをしたわけでございます。

やっぱり、産業の基盤となるものをつくるに当たっては、高知県のほうから積極的に力を発揮していただきたいと思うんです。そういう意味では、私はもう昔から産学官連携をずっと言ってきて、私が期待するのが新しく今回できるんだと思っております。

改めて、高知工科大学の新学群設置について、高知県はどのような役割を果たすのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 新学群の設置構想についてであります。方向性はこのデジタル化の時代の流れに沿ったものと受け止めておるところでございます。まずは、大学におきまして、本県の産業界が具体的にどういう人材を求めているか、また研究開発にどういった支援が必要で

あるかといったニーズの把握を行っていただき、どのような学群とするべきかについてさらに掘り下げた検討をしていただきたいということをお願いいたします。

その上で、県といたしましては、そうした検討の結果を踏まえまして、高知県公立大学法人と具体的な議論を行っていくということになるかと思っております。そして、一定の方向が出ましたら、法人の設立者である県といたしまして、これだけの大きな改革となりますと長期目標の改定等が必要になってくると思っておりますので、そういったことに関しまして県議会に御相談をしていくというような段取りになるかと思っております。

○17番（依光晃一郎君） ありがとうございます。一緒になってやっていくという方向だと思っております。知事がよく想像力を発揮して先手を打つという話をされます。そういう意味では、今回の工科大学のデータ&イノベーションというのは絶対に必要であって、本来であれば高知県のほうから工科大学に、データサイエンスが学べる場所をつくってくれというような、本当はそういう感じになればいいんだろうと思うんです。

県庁内でもいろいろと動きが出てきて、デジタル化と言っている中で、高知県内に——もう全国的な競争になると思うんです。そういう意味では、いい教授を早く確保して、そしていろいろな意味で産学官連携が進むためには、スピード感を持っていかないといけないし、もっと言えば、高知県内の事業者にデータサイエンス要りますかってニーズ調査したところで、先手を打つという意味では、まだ理解がないんじゃないかなと思うんです。そういう意味で言えば、先手を打っているいろいろなことをスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。

知事には御答弁求めませんが、そのことを私のほうから要請させていただきまして、私の一

切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

ここで午後4時20分まで休憩といたします。

午後4時10分休憩



午後4時20分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

桑名龍吾君の持ち時間は40分です。

19番桑名龍吾君。

○19番（桑名龍吾君） 自由民主党の桑名龍吾でございます。三石議長のお許しをいただきまして、質問に入らせていただきます。今議会最後の質問者でございます、27人目でございます。何とこれまで、定稿をざっと見ましたら500問ぐらい、この議会で質問が出たところがございます。私も極力、皆さん方の質問とかかからないように作ったところではございますが、二、三かかるところもあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、質問に入ります。まずは、知事の政治姿勢というところで聞かせていただきます。

この1年は、新型コロナウイルスに終始をした、危機管理が問われる1年でございますが、濱田知事は、危機管理の要諦というものをどう考えて取り組まれてきたのか、まずお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 危機管理の要諦と言われるのは、1つには、正確な状況把握と状況分析、2つには、この分析結果を基にちゅうちょ

することなく対策を決断するという、3つには、対策の決定の際には最悪の事態も想定をするということであるというふうに考えますが、より標語的に、端的に申しますと、私といたしましては、危機管理においては、空振りは一オケであるけれども、見逃しはアウトだということかなと思います。

あらゆる事態を想定して、先手先手を打っていくということが肝要ではないかと考えております。

○19番（桑名龍吾君） 濱田知事は、これまで消防庁のほうでも危機管理に当たられてきて、この危機管理の要諦というものは、しっかり承知をして取り組まれたものと思います。

私がもう一つ付け加えるとするならば、この危機管理というものは、これが天災であっても、一たび対策が遅れて広がってしまえば、これは人災に変わるというぐらい厳しいものであろうかと思っております。まだまだ、このコロナ禍というものは続くわけでございますけれども、どうかこの危機管理の要諦というものをしっかりと胸に、これはもう県庁の職員も一緒でございますが、取り組んでいただきたいと思っております。

そして、このコロナの対応におきましても、第1波から第3波までありました。それぞれ対応の仕方も違うと思っておりますし、また心の置き方、考え方も違ってきたと思っております。

この1年を振り返って、どのような心の変化とか考え方の変化があったのか、あれば知事にお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（濱田省司君） 昨年春からの全国第1波の状況におきましては、新型コロナウイルスは、まだまだ国民の皆さんにとって未知のウイルスでもありました。そうした中で、県民の皆さんの命を守る、感染拡大を何としても防ぐと、こちらを優先に対応が迫られた時期であったと思っております。

ただ、その後の緊急事態宣言の解除後に至りまして、この感染拡大防止と社会経済活動の回復、これの両立をどう図っていくか、むしろそうした立ち位置でこの問題に対応を図らないといけないというところに局面が変わってきたというふうに考えておりますし、そうした中で、特に大きく傷つきました本県経済のダメージの回復というところにも意を払う必要があったということだと考えております。

また、年末の第3波は、県内でも複数のクラスターが発生するという形になりましたし、第1波、第2波の当時に比べて、はるかに上回るスピードで感染が拡大をし、感染者も増加をしたということでございました。再び、そういう意味では、その局面のさなかでは感染防止に軸足を置くといった対応になりました。

現時点では、県民の皆さんの御協力のおかげで、かなり落ち着いてきたというふうには思っておりますが、また逆に一つ違う軸として見ますと、これだけ県内が落ち着いてきていても、まだまだ県民の皆さんはかなり慎重なお考えをお持ちなのではないかと。私なりに、これはどうした要因かなと考えましたときに、やはりこういった中でも全国的な状況、特に首都圏の状況が厳しくて、まだ緊急事態宣言が続いていると、こういう中では、なかなか県民の皆さんの心理というの、簡単には切り替わらないということなのではないかなというふうな思いをいたしているところでございます。

○19番（桑名龍吾君） そういった中、濱田知事は、節目節目に県民に対してメッセージを出してきました。その中で、政治というものは言葉であるというふうに言われておりますし、その言葉で人を動かし、人を導いていかなければなりません。

知事が県民に対してメッセージを出すときに、どんなことを心がけてきたのか、お聞かせいた

だけますでしょうか。

○知事（濱田省司君） 特に、感染状況に応じまして、新たな県の対応方針、県民の皆様への呼びかけ、お願いを打ち出すという際に、本部会議でございますとか記者会見の場などにおきまして、メッセージを私自ら発信するということは心がけてまいりました。その際には、1つには、具体的な事実を、可能な限り分かりやすく整理をして県民の皆さんにお伝える、判断の根拠を丁寧に説明するというところに心がけました。

もう一つ加えますと、メッセージを受けられます県民の皆さんの気持ちをできる限り想像力を働かせて想像いたしまして、それに寄り添い、県民の皆さんと県庁が心をつなげて前へ進んでいくためにはどういうメッセージを発するのがいいのかということ、絶えず自問自答しながら対応してまいったところでございます。

○19番（桑名龍吾君） 知事がよく使われます、共感を持ってメッセージというものが発せられてきたと思います。先般、坂本議員のほうから、御自身の共感力はどうかというような御質問があつて、自分の思いというものも述べられたところですが、この共感とか共感力というものは、自分もそうでございますが、周りの人がどう受け止めているのかということも、これも大切であろうかと思っております。

そういったところで、これまで長らく一緒に県政運営を図られてきた、一番近くにいた岩城副知事は、濱田知事の共感力というのをどのように感じているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○副知事（岩城孝章君） 知事室には多くの方がお見えになりますし、また知事も会合で多くの方と接します。私も同席することが多いので、あくまでも私自身の感想ですが、知事は、最初はよく相手の方のお話をじっくり聞くと。それ

から自分の思いというのを丁寧に優しく説明する。つまり、相手の立場に寄り添って接しているかなというふうに思っております。

一例を挙げますと、「濱田が参りました」に出席をしたとき、帰ってきた翌日には必ず、例えばこういう話を聞きました。何かをやりたいけれどこういうハードルがあるというお話を聞きましたというときには、必ず次の日に担当部署を呼んで、私はこう思うがこういう対処法はできないのかという宿題をすぐに出すと。

そういう、相手に寄り添う、相手の立場をしっかり理解してということから、記者会見のときに、県民に非常にづらい思いをさせたということで、若干感極まったということではございました。

濱田知事の共感力、相手に寄り添う、相手の立場に立って考える。つまり共感力の源は、生来持っている優しさではないかなというふうに感じております。

○19番（桑名龍吾君） 本当に、12月の知事がメッセージを県民の皆さん方に出すときに胸を詰まらせての会見がありました。まさに共感力の極みではないのかなというふうに今感じているところでございます。

そして、そういった知事のメッセージを受けて、県民も1年間コロナに向き合って対応してきたところでございますが、県民の皆さん方の対応をどのように知事は感じているのか、見ているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○知事（濱田省司君） この1年間の対応の中では、春先の第1波のとき、そして年末の第3波のときですね、かなり県内で感染が急速に拡大をした時期に人口当たりで見ますとワースト4位、5位ぐらいといったような感染拡大が、本県でも起きたことがありました。

そうしたときに、率直に申し上げまして、やはり高知県の県民性として、人と人の密なつ

ながりというものを大事にするので、ある意味、そういったところの影響が出ている結果でもあるのかなと思った部分はございました。ただ春先、また年末、いずれも県民の皆さんに御協力をお願いし、危機感をという点でお気持ちが一つになった後は、非常に休業の要請、時間短縮の要請、外出自粛の要請等も真摯に御協力をいただきまして、ほどなく感染の拡大の防止といえますか、収束に向けました道筋が見えたということだと思います。

その点は、非常に私はありがたく思っておりますし、高知県民はよく、熱しやすく冷めやすいとも言われますけれども、一旦いざというときにはしっかりと団結をして一つになって、みんなのためにということで動いていただけていることに、心より感謝を申し上げます。

○19番（桑名龍吾君） そういった中、12月15日には、コロナの第3波の対応をしているさなかに、鳥インフルエンザが発生をいたしました。恐れていた危機事象というものが重なったことでございますけれども、そのときに県庁のほうもそれに対応をしたわけです。

知事から見て、この危機事象が重なったときの県庁の危機管理体制というものをどのように評価するのか、お聞かせください。

○知事（濱田省司君） 御指摘のとおり、昨年12月15日でございますが、コロナ対応がピークにありましたときに、同時に、宿毛市の養鶏場におきまして、県内初となります鳥インフルエンザの発生が確認をされたところでございます。県としては、速やかに高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部を設置いたしまして、関係団体などと連携をして、目標とされる24時間以内の殺処分を終了いたしました。

こうした中で、東京から派遣をされました農林水産大臣政務官とも会談をさせていただきましたけれども、農林水産大臣政務官のほうから

も、非常によく準備が事前にされて、迅速な対応を取られていて、感銘を受けましたということで評価をいただきました。この際には、県職員が、これもあらかじめ決めておりました輪番によりまして、殺処分等の非常につらい作業にも、一言の文句も言わず対応していただいたということでございます。

その意味では、今回2つの危機事象が並行してという、かなり厳しい局面でございましたけれども、少なくともこの局面を見る限りにおきましては、高知県の危機管理対応体制、しっかりと確立ができているというふうに判断をした次第でございます。

○19番（桑名龍吾君） このように、今後も複数の危機事象が起り得るわけでございます。今回のこと、いろんな教訓があったと思いますけれども、それを受けて、これから危機管理体制をどうつくっていくのか、危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 複数の危機事象が同時に発生した場合でも、基本的には個々の事象の対応マニュアルに基づき、それぞれの事象に対応することとなります。そのため、個々の事象ごとに、いつ、誰が、何をするといった対応マニュアルの作成や、そのマニュアルに基づく訓練の実施、必要な資機材の整備といった事前準備をしっかりと整えておくことが重要と考えています。昨年12月の鳥インフルエンザへの対応におきましても、こうした準備により円滑に対応できたものと考えております。

その上で、同時発生で最も懸念されますことは、マンパワーの不足でございます。そのため、事務局となります危機管理部や現場対応を行います職員が不足することを想定し、いざというときに支援をお願いすることとなる庁内の他部局や、自衛隊、警察、消防といった関係機関との連携を日頃から図ってまいりたいと考えてい

ます。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

次は、新型コロナウイルス感染症による受診控えへの対応についてお聞きをいたします。

令和2年4月6日、厚生労働省から県に向けて、歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策についてという事務連絡がございました。この文書の中で、歯科医師の判断により応急処置にとどめることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなどを考慮することという一文がありました。

ただ、この一文が何か独り歩きをして、歯科診療だけではなく、医科もそうでございますし、接骨院の皆さんもそうですし、鍼灸の皆さんも、要は医療行為をするものは大変感染リスクが高いということがマスクなどにも取り上げられて、受診控えが起こっているというふうにも言われているところでございます。

第3波で、まだ受診控えがあるということで、昨日の武石議員の質問にもあり、そしてお答えもあったところではございますが、現在の状況について、昨日は医療全般についてお答えがありましたけれども、歯科とか接骨院とか鍼灸とか、そういった医療的行為を行うところの受診控えの現状を、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 歯科の受診状況を国民健康保険のレセプト件数から見ますと、受診率の対前年比では、4月、5月はマイナス25%まで減少しておりました。それが10月にはほぼ前年並みに回復をし、さらに第3波が起こった12月にはマイナス3.4%と再び減少が見られて、新型コロナウイルス感染症の流行による影響というふうに考えられるところでございます。また、高知県歯科医師会から、回復傾向にあるものの、県民の受診控えが継続しているとの御

意見も伺っております。

また、接骨や鍼灸につきましては、保険診療分として国保のレセプトで同じく見てみますと、受診率の対前年比は、昨年の5月が71.4%で最も低く、その後徐々に回復をして、12月は対前年比で96%という状況になっております。なお、こちら各職能団体のほうにお伺いをしましたところ、高齢者を中心に受診控えがあることや、高齢者施設や旅館などへの出張業務が減少しているといったお話もお伺いをしております。

○19番（桑名龍吾君） 現在も受診控えがありますし、第4波、第5波が来たときもまた受診控えというものが起こり得ることもあります。

県のホームページを見ても、今では、適切な治療を行ってくださいというようなこともアナウンスをされていますけれども、やはりここで、一度知事のほうから、今安全対策が取られているならば、しっかりとした治療というものを受けていただくということを、メッセージを県民の皆さん方に伝えることも私は必要だと思いますけれども、濱田知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、歯科の診療所や接骨、鍼灸などの施術所におきましては、院内感染の予防策が講じられまして、県内では、これまでそれらの従事者から、患者あるいは利用者に感染をさせた例はないというふうに承知をしております。しかしながら、いわゆる受診や利用控えの傾向があるというのは、ただいま部長から答弁をしたとおりでございます。

県民の皆様には、コロナ感染を心配し過ぎるあまり、自己判断で受診を控えるということではなくて、かかりつけの歯科医などに御相談をいただき、必要な診療、適切な利用を行っていただきたいというふうに思います。また、この趣旨をメディアをはじめといたしまして、様々

な方法や機会を通じて、呼びかけをしてまいる考えであります。

○19番（桑名龍吾君） 今、知事のほうから、適切な治療を安心して受けてくださいというメッセージが発せられたところでございます。

この発せられたメッセージを、やはり広くあらゆる媒体を使って県民の皆さんに分かっていたかなければなりません、健康政策部長のほうで何か考えていることがあれば、お聞きをしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 知事からありましたように、県民の方々に必要な医療を先延ばしすることなく、適切に受けていただくということが必要でございます。この3月には、知事に出演していただいております歯周病予防のテレビCMというのを放映しております。その中では、知事からメッセージで歯科診療所への受診を促しております。

また、県と県歯科医師会との協議、この場合の県は我々健康政策部あるいは地域福祉部になりますけれども、その協議の場におきまして歯科医師会長から、医師会や薬剤師会、看護協会も合わせた4つの職能団体が県民に向けて啓発を行う新聞広告の掲載についてという御提案もいただいております。

この御提案に県も参画をして、一緒に啓発をするということも方法の一つでございますし、そうした機会など、いろんな機会を通じまして、また訴えかけてまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） ぜひよろしく願いしたいと思います。

そしたら次は、医師の負担軽減について質問をさせていただきます。

平成20年度の診療報酬改定において、勤務医の負担軽減を図ることを目的に、医師事務作業補助体制加算が創設されました。これを機に、医師事務作業補助者が急速に普及をしたところ

でございます。また、12月議会でも、勤務環境改善事業費補助金の対象として、医師事務作業補助者の雇用も認められたところでございます。

この医師事務作業補助者導入の効果というものをどのように考えるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 医師事務作業補助者は、医師の指示の下に診断書などの文書作成補助や診療記録への代行入力を行うなど、診療に従事する医師の事務負担を軽減し、医師の勤務環境改善に大きく寄与しているものと認識をしております。

この医師事務作業補助者につきましては、今お話がございましたとおり、平成20年の診療報酬改定において、その配置に係る加算が新設をされて以降導入が進んでおりまして、県内では本年3月1日現在で32の医療機関から加算の届出がなされております。導入した医療機関からは、時間的余裕が生まれ、医師が本業である診療やデータ整理、学会等の準備、家庭や趣味などに使う時間ができたとの声をお聞きしております。また、導入前後の比較という面でも、退院時サマリーの完成率が向上するなど、医師の業務が効率化したとの研究報告もございます。

県としましては、こちらも御紹介ございましたが、本年度から診療報酬で加算措置をされる数以上の医師事務作業補助者を雇用する場合に活用可能な補助制度を創設しておりまして、そうした制度を活用しながら、医師の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援してまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） そしてまた、県立病院で従事する医師事務作業補助者をどのように評価するのか、公営企業局長にお聞きをいたします。

○公営企業局長（橋口欣二君） 県立病院におきましても、医師事務作業補助者は電子カルテの代行入力や診断書の作成補助などの業務を担っ

ており、診療における医師や看護師の事務的な負担の軽減につながっております。このことは、医師は診療に、また看護師は看護業務により集中でき、患者サービスの向上にもつながっているものと考えております。

今後、医師の働き方改革を進める上では、この医師事務作業補助者の役割は、ますます重要になってくるものと認識しております。

○19番（桑名龍吾君） 今後、県立病院でこの医師事務作業補助者の増員というものは考えているのか、公営企業局長にお聞きをいたします。

○公営企業局長（橋口欣二君） 現在、あき総合病院では、フルタイム3人、パートタイム7人の計10人、一方幡多けんみん病院では、フルタイム10人の医師事務作業補助者を配置しているところでございます。

今後は、病院現場の実情や診療報酬加算の改定の動きなども踏まえまして、必要に応じた増員の検討を行いたいと思います。当面は、あき総合病院において、一定の人数をパートタイムからフルタイムへと勤務体系を変更いたしまして、体制を充実させることとしております。

○19番（桑名龍吾君） 医師事務作業補助者のスキルが上がれば上がるほど、効果というものも上がってくるところではございますが、現在スキルアップのための研修とか教育体制というのは県立病院の中で取られているのか、公営企業局長にお聞きをいたします。

○公営企業局長（橋口欣二君） 医師事務作業補助者には、適正、効率的に業務を進めるために、一定の医療知識や医師の治療方針への理解などが必要とされております。県立病院におきましては、診療報酬上の加算の要件である研修として、医療安全などの基本的な知識の習得、電子カルテの操作、文書作成などの研修を実施しております。このほか、職員の経験に応じまして、日々の業務の中で発生した課題を題材とするよ

うな勉強会、また解剖など専門知識を深めるための勉強会等の院内教育により、段階的にスキルアップを図っております。

今後は、議員からお話のありました補助金なども活用しながら、より高度な知識を学べる外部の専門機関によります研修がございますので、そうしたものに積極的に参加を進めることなどによりまして、スキルアップを図ってまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） 本当に事務作業補助者のスキルが上がれば上がるほど、単なる事務の補助だけではなく、医師、看護師、コメディカルの間での調整役ということにも活躍ができると思います。

ただ、実力がなければ、これは国家試験がある資格ではございませんので、やはりスキルアップをどんどんしていかなければ、そこまで到達をしないということがございます。ぜひ県立病院は、県内のモデル病院になっていかなければならないと思いますので、そういう教育体制も充実を図っていただきたいと思います。

そこで、この項最後でございます。県立病院で勤務するこの医師事務作業補助者の方々に長く勤めてもらうためには、処遇の向上というものも必要だと思いますが、公営企業局長にお聞きをいたします。

○公営企業局長（橋口欣二君） この医師事務作業補助者でございますが、昨年度までは非常勤職員または臨時的任用職員として採用をしておりました。今年度からの会計年度任用職員制度への移行に当たりまして、元の勤務形態や年数によって異なりますが、給料額のアップや期末手当、通勤手当の制度化、また勤務条件におきましては、任期ごとの空白期間の要件をなくした上で、公募などによりまして連続雇用を可能とするなど、処遇の改善を図ったところでございます。

今後、医師の働き方改革に関します国の動向や病院自体の経営状況なども見ながら、処遇の向上につきましては判断をしてみたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） よろしく申し上げます。

そして、今日は県立病院のみお話をさせてもらいましたが、医療センターも同様でございます。高知県・高知市病院企業団のほうで、関心のある議員の皆さん方はそこのところを、またお話をいただければ幸いですと思っております。

続きまして、新しい人の流れについて御質問をいたします。

昨年の高知県推計人口の社会増減を見ますと、転入者が転出者を上回った月が、4月、5月、7月、9月、10月、11月、12月と7か月間、これは少ない数でございますけれども、増となりました。この傾向は過去数年、私は記憶がなかったところがございますし、また総務省の資料によりますと、東京では、逆に7か月間減少となったということがございます。

この結果をどのように分析をするのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） まず、人が集まる都市圏の動向でございますが、東京圏、名古屋圏、大阪圏の3大都市圏では、令和2年の転入超過数は前年に比べて4割近く減少しております。中でも東京都に限って申しますと、6割超と大幅に減少をしております。一方、転出超過数が前年より縮小した都道府県は、令和元年の12団体から36団体と大幅に増加をしております。

お話にもございましたように、本県では、令和2年は過去10年間で転出超過数が最も少ない状況となっております。その要因は例年よりも転出者数が減少したということによるものでございます。これを日本人に限って年齢別で見ますと、10代から40代で大きく減少をしております。

ます。その要因としましては、3大都市圏を中心に、県外での就職が減ったものと考えられ、特に10代に関しましては、県外に進学したものの、オンライン授業の実施等により転居を伴わなかったのではないかというふうなことが推測をされております。

本県を含めまして、こうした状況は、いずれも新型コロナウイルス感染症により、人の動きが減少したことによるものだと推測をされます。

○19番（桑名龍吾君） この分析を聞いて、地方創生の取組を進める上で分析結果をどのように受け止めているのか、濱田知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回のコロナ禍を契機といたしまして、大都市の人口過密によりリスクが顕在化したということだと思います。これによりまして、多くの人々が、人口が集中をする都会は感染症にもろいということを痛感しているのではないかと、こういったことが背景にあるのではないかと考えます。

また、これと併せまして、人々の生活、価値観が変化をいたしまして、テレワーク、兼業・副業、ワーケーションといった柔軟で多様な働き方が広がりつつあると。こういった状況を受けまして、都会から地方への新しい人の流れが生まれつつあるということが、まさしく地方創生の実現の追い風にもなり得るというふうな期待をしているところでございます。

こうしたことから、移住、企業誘致などの施策を積極的に進めますとともに、新たな時代のキーワードになりますデジタル化あるいはグリーン化、グローバル化、こういったことに引き続き挑戦をしていくということによりまして、本県におけます地方創生の実現に向けて、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） この傾向を一過性のもの

にすることなく、しっかり高知県の社会的人口

増に向けて取り組んでいくように、またお願いをしたいと思います。

そして、この人口問題でございますけれども、私は6月議会でもお話をしました。やはりターゲットを絞って、1つずつ対策を打っていく必要があるのではないかとということで質問をさせていただきました。6月は、女性の県外への流出をどう食い止めるのか、また出ていった女性がどう返ってくるのかということで御質問させていただきましたが、今日はもう一つターゲットを絞って、県内大学の県外出身者をどうとどめるのかといったところで、少し質問をさせていただきたいと思います。

高知大学は県外出身者が75%、高知県立大学が60%、高知工科大学では70%となっております。また、さきの黒岩議員の質問では、昨年3月の県外出身者の県内就職率は、高知大学が15%、高知県立大学が13%、高知工科大学が4%となっております。

これらの学生というのは、本当に全国たくさんの大学がある中、この高知の魅力を感じたり、またその大学の魅力を感じてこの高知に来ていただいております。この魅力というものを4年間ずっと継続していただいたら、この中でも高知で残って仕事をしたいという人も、一人でも多く来ようかと思います。

この議場でも、それこそ米田議員は兵庫県から来られて、そして奥様も県外の方で結婚して、今すごく活躍をされているわけでございますけれども、こういった方がまた1人でも2人でも多く残るといふこと、これもやはり県としても私は力を注いでいかなければならないのではないかなと思っております。

そういった中、今後人口の社会増を目指すなら、毎年1,000人以上の卒業生を輩出する県内大学の県外出身者の就職も促進すべきと考えますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 人口の社会増に向けましては、お話にありましたように、縁あって高知にお越しいただいた県外出身者の方に県内で就職していただくことも、大変重要であると考えております。

本県においては、これまで就活準備セミナーの開催や県内インターンシップの実施などに取り組んできたところございまして、こうした結果、近年徐々にではありますが、県内に就職いただける県外出身者の数が増えてきているところでもあります。

引き続き、さらに多くの県外出身者の方に、県内に就職していただけますよう取り組んでまいります。

○19番（桑名龍吾君） そして、高知大学では、平成27年度から令和元年度まで、地元企業への就職率を高める事業、まち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステムを、高知県立大学、高知工科大学、高知工業高等専門学校と連携し、取り組んできておりました。しかし、この事業というのは令和元年度に終了をしております。しかし、高知大学では、事業が終了しても、この事業を縮小しながらも今引き続いてやっていたというところでございます。

大学の第一の使命というのは、別に地元就職をしてもらうということではございません。ただ、そういった中でも、高知大学はやっていただけるといえるのであれば、これは、県は人口を増やすのが第一の使命であるならば、もっと県も力を入れていただきたいなと思います。

県内大学の県内出身者はもちろんのこと、県外出身者の就職促進に向けて、この事業の趣旨を生かしながら取組を充実させていくべきと考えますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 高知大学は、国の制度を活用しまして、地域社会への理解を深め課題解決に取り組む地方創生推進士の認証

や、県内企業によるインターンシップの実施に取り組んでこられました。

この取組は、学生が県内の企業や産業への興味、関心を持つことにつながりまして、県外出身者の県内就職の促進に大変有効であったと考えております。このため、令和元年度に事業が終了した後も事業運営を行う、大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部に県も参加し、県内就職率の向上などについて、共に知恵を出し合っているところです。今月開かれます推進本部には、私も出席させていただきます。

今後、さらに多くの県外出身者の方に県内で就職していただけますよう、大学と連携し、こうした取組の充実を図ってまいります。

○19番（桑名龍吾君） この問題も、決して私は高知大学と正式にお話をして質問しておりません。ですから、高知大学が、県がこれをまた一緒にやろうと言ったときにどう反応するか分かりませんが、ただ、これは喜んでいただけるものであろうかと思えます。あえてまだ私も、大学側と接触しておりませんので、知事にはお聞きしませんでした。どうか、そういったときには知事もしっかり後押しをして、推進をしていただければと思うところでございます。

そして最後は、公衆衛生の強靱化について御質問をさせていただきます。

自民党の国土強靱化推進本部では、昨年公衆衛生の強靱化政策というものを取りまとめ、そして政府に要望をしたところでございます。これは、今回のコロナで日本の公衆衛生というものの脆弱さというものが明らかになって、もっと保健体制、医療体制、そして感染に強いまちづくりまでパッケージとして物事に取り組んでいこうというものでございます。

ちょっと時間もございませんけれども、知事に、自民党の公衆衛生の強靱化について私のほうからも前回資料のほうもお渡しさせていただ

きましたが、それを見てどのように受け止めているのか、お聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 今回、自民党の国土強靱化本部で取りまとめられました公衆衛生の強靱化政策でございますが、今議員から御紹介もございましたように、今回のコロナ禍で露呈された課題、そして取るべき戦略、併せましてこの新型コロナ共存時代の経済、社会像の在り方、こういったものを示されたものだというふうに承知しております。

とりわけ、国家レベルで感染症対応を安全保障の一環として明確に位置づける必要があるのではないかとといった点、そして国・政府と自治体の役割分担の整理をしていくという問題、さらには感染症防止と経済活動の均衡、感染症に関わりますステークホルダーの平時からの連携の必要性などを掘り下げておまして、こうした観点は、私といたしましても大変共感できるところでございます。

○19番（桑名龍吾君） この公衆衛生の強靱化というものは、第4波、第5波に備えるというだけではなくて、やはり将来に備えていくというようなものでございます。ですから、これからは市町村と、今回のコロナにおいて何が足りて、何が足りなかったのかというものをしっかり議論し、そしてまた目指すべき社会像というものをつくって、取り組んでいていただきたいと思っております。

そして、そのためには、やはり県庁の内部も国土強靱化のように部局横断型の体制を取って、公衆衛生の強靱化に取り組んでいただきたいと思っておりますが、知事に御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 今回のコロナウイルス感染症対応を通じまして、私たちの生活様式、経済活動にも大きな影響が及んだということでございます。こうしたことを考えますと、単に公衆衛生、医療の分野にとどまらずに、まちづく

り、経済活動などとの両立した観点も含めまして、部局横断的に対応する必要があるというのは、御指摘のとおりであると思っております。

今後、自民党の御提言も受けまして、国のほうでも動きがあるということは想定をされるところでございますので、こうした動きもにらみながら、県におけます対応の体制についてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

それでは、もう質問のほうはこれで終わりとさせていただきますが、今期退職される皆様方に、一言私のほうから送らせていただくならば、名将に名参謀ありと言われておりますし、また名将は時代を飾り、そして名参謀は時代をつくるというふうに言われております。

今期、岩城副知事はじめ退職される皆様方は、歴代の知事に仕え、そしてまたこの高知県をつくってまいりました。どうか自分たちが高知をつくったという自信と誇りを持って退職され、またこれからの人生すばらしいものになりますことを御期待申し上げたいと思っております。

これをもちまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、桑名龍吾君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（三石文隆君） ただいま議題となっている第1号から第79号まで並びに報第1号及び報第2号、以上81件の議案を、お手元にお配りい

たしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末469ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明11日から21日までの11日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月22日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月22日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時2分散会

令和3年3月22日（月曜日） 開議第8日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 沖 本 健 二 君
 推 進 部 長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部 長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部 長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主査 久保淳一君



議事日程(第8号)

令和3年3月22日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和3年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第32号 令和2年度高知県中小企業近代化資

第 33 号	金助成事業特別会計補正予算 令和2年度高知県流通団地及び工業 団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和2年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 50 号	職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例議案
第 35 号	令和2年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 51 号	職員の給与に関する条例及び警察職 員の給与に関する条例の一部を改正 する条例議案
第 36 号	令和2年度高知県林業・木材産業改 善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県部設置条例の一部を改正する 条例議案
第 37 号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を 改正する条例議案
第 38 号	令和2年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 54 号	高知県青少年保護育成条例の一部を 改正する条例議案
第 39 号	令和2年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正 する条例議案
第 40 号	令和2年度高知県流域下水道事業会 計補正予算	第 56 号	高知県の事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和2年度高知県病院事業会計補正 予算	第 57 号	高知県道路の構造の技術的基準及び 道路に設ける道路標識の寸法を定め る条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び 運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県建築士法施行条例の一部を改 正する条例議案
第 43 号	高知県指定居宅サービス等の事業等 の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準等を定める条例議案	第 59 号	高知県建築基準法施行条例の一部を 改正する条例議案
第 44 号	高知県指定障害児通所支援事業者等 が行う障害児通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例議案	第 60 号	公立学校職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県指定障害福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例議案	第 61 号	高知県立中学校、高等学校及び特別 支援学校設置条例の一部を改正する 条例議案
第 46 号	高知県ホストタウン新型コロナウイルス 感染症対策基金条例議案	第 62 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴 力的不良行為等の防止に関する条例 の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金基金条例議案	第 63 号	高知県が当事者である和解に関する 議案
第 48 号	高知県中小企業・小規模企業振興条 例議案	第 64 号	高知県が当事者である和解に関する 議案
		第 65 号	南国市と高知県との間の行政不服審

<p>査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第66号 香南市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第67号 日高村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第68号 香南香美衛生組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第69号 仁淀川下流衛生事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第70号 日高村佐川町学校組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第71号 仁淀消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第72号 高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第73号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第74号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第75号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第76号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案</p> <p>第77号 包括外部監査契約の締結に関する議案</p> <p>第78号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結</p>	<p>に関する議案</p> <p>第79号 (仮称)南国日章工業団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>追加</p> <p>第80号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第81号 高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第82号 高知県監査委員の選任についての同意議案</p> <p>第83号 高知県副知事の選任についての同意議案</p> <p>第2</p> <p>議発第1号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案</p> <p>追加</p> <p>議発第2号 「望まない受動喫煙」を防止するための環境整備支援を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第3号 地域産業を担うデジタル人材育成への支援を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第4号 中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書議案</p> <p>議発第5号 中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じることを求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第6号 海上自衛隊潜水艦「そうりゅう」事故に関する原因究明と再発防止</p>
---	---

を求める意見書議案

追加

議発第7号 医療制度改悪に反対し、誰もが安心できる医療を求める意見書議案

第3 常任委員の選任

第4 議会運営委員の選任

追加

継続審査の件

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末498ページに掲載〕



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第79号まで並びに報第

1号及び報第2号、以上81件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長浜田豪太君。

（危機管理文化厚生委員長浜田豪太君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（浜田豪太君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第9号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第29号議案から第31号議案、第41号議案から第46号議案、第53号議案、第54号議案、以上18件については全会一致をもって、また第1号議案、第52号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、防災情報提供アプリ改修委託料について、執行部から、昨年4月から運用開始している防災情報提供アプリについて、国による避難レベルの変更やユーザーの意見等を踏まえて改修するための経費であるとの説明がありました。

委員から、ユーザー数は今どれくらいなのか、またユーザーからどのような意見があったのかとの質疑がありました。執行部からは、インストール数は現在2万5,757件、またユーザーからは、情報が分かりやすいとか、災害情報だけでなく安否情報も登録できて、様々な場面で役立つといった意見をいただく一方で、SNS等で広めるためのリンク先がアプリ内にないか、グループSOSの機能について、複数のグループが登録できるようにしてほしいといった意見があったので、それができるような改修を予定

しているとの答弁がありました。

委員から、県民の多くの方がスマートフォンを利用している中で、2万件という数が多いのかどうかという分析はこれからも必要かと思うが、ユーザーの意見をしっかり反映して、県民の方々が役立つ機能にしていきたいとの意見がありました。

次に、津波災害警戒区域指定平面図作成委託料について、執行部から、近年約7割にとどまっている津波から命を守る早期避難の意識の向上につなげるため、津波災害警戒区域の指定に向けて、沿岸19市町村と協議を行い、警戒区域を確定するための公示に必要な図面を作成する経費であるとの説明がありました。

委員から、警戒区域に指定されることにより、どのような規制がかかるのかとの質疑がありました。執行部からは、津波災害警戒区域であれば、社会福祉施設や学校、病院において避難確保計画の策定や避難訓練の実施、また不動産取引の際に警戒区域であることの説明が義務づけとなる。津波災害特別警戒区域では、一定の社会福祉施設や学校、病院を新築または改築する際は、津波に対する安全な構造や居室等を基準水位以上とするなど、措置が必要となってくるとの答弁がありました。

委員から、特別警戒区域に指定された場合、新築や改築以外の既存施設についても、基準に適合するための費用について補助制度を検討すべきではないかとの意見がありました。

次に、事前復興まちづくり指針策定事業委託料について、執行部から、南海トラフ地震の発災後市町村が速やかに復興まちづくりに着手するためには、事前に計画を策定しておくことが重要であり、計画を検討するための基本的事項を取りまとめた高知県事前復興まちづくり計画策定指針を作成するための検討会の運営補助などの経費であるとの説明がありました。

委員から、指針を策定する検討会の委員構成について、まちづくりの視点を考えた場合、女性や障害を持たれている方の視点をどのように考えているのかとの質疑がありました。

さらに、別の委員から、それぞれ専門分野の有識者の方が委員に入っているが、本来は女性や障害を持たれている方の視点も入った検討会にすべきではなかったか。指針を検討していく上で、県として積極的に意見を取り入れる場を設定していくことが必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、指摘をいただいた点は非常に重要な視点であるため、今後検討していくとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、健康づくり推進事業費について、執行部から、重篤な循環器病を未然に防ぐため、AIを活用した効果的な受診勧奨を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、具体的にどのようなデータを用いて受診勧奨を進めていく形になるのかとの質疑がありました。執行部からは、令和3年度は5つのモデル市町村で実施することとしており、過去5年間の特定健診の結果とレセプト情報、生活習慣病で治療中の薬の状況から対象者を抽出し、重症度と治療復帰確率から4つのグループに分類した上で、グループの特性に応じナッジ理論を活用した受診勧奨のはがきを送付することとしている。他県の先進事例では20%近く再治療が開始されたデータもあり、モデル市町村の効果も見ながら、県内各市町村に広げていくことも検討していきたいとの答弁がありました。

委員から、治療を中断している方はいろいろなリスクを抱えているケースもあり、はがきによる受診勧奨だけでなく、丁寧な対応も必要になってくるのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、対面での保健指導は有効であるが、市町村においては、人員不足や体制の問題などでなかなか難しい状況もある。はがきによる受診勧奨をした後も受診につながらない部分については、市町村とも協議をしていきたいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、あったかふれあいセンター事業費について、執行部から、地域福祉の拠点としてこれまで整備を進めてきたあったかふれあいセンターの運営に係る経費等で、令和3年度は須崎市、安田町、津野町で新たに3拠点が新設され、県内55拠点となる予定であるとの説明がありました。

委員から、センターの拡充機能の強化を図っているが、成年後見や相続問題など権利関係の保護についての機能は考えていないのかとの質疑がありました。執行部からは、センターでの様々な分野の専門的な相談に対応するため、県において研修などを実施しているが、権利関係についても今後検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、地域におけるセンターの役割はこれまで以上に大きくなり、職員の専門性もより求められる中、正規職員の配置が少ないことやスタッフの約25%が退職している状況などから、処遇面での改善が必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、スタッフの人件費については、人件費の総額内で弾力的な運用が可能となるよう、補助金交付要綱を見直す予定であるとの答弁がありました。

委員から、地域で公的な役割、専門的な役割を果たさなければならない部分については、しっかり対処すべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、地域共生社会の実現に向けて核となる施設と捉えている。今後、市町村に

において重層的な支援体制を整備していく上で、体制づくりの検討を行っていくこととなるので、新たに創設が予定されている国の交付金制度の活用や職員の処遇改善、専門性の向上について、市町村や市町村の社会福祉協議会に話をしていきたいとの答弁がありました。

委員から、これまでの県の予算を維持した上で、新たな国の交付金制度が充実する方向に使えるよう検討していただきたいとの意見がありました。

次に、障害児施設支援等事業費について、執行部から、医療的ケア児等への支援として、令和3年度は新たに重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターを設置し、総合的な相談支援を行うこととしているとの説明がありました。

委員から、医療的ケア児の支援体制の構築について、現在どのような進捗状況なのかとの質疑がありました。執行部からは、昨年度から実施しているコーディネーター養成研修を51名が修了しており、昨年度時点で確認している18歳未満の医療的ケア児90名に対して、来年度以降コーディネーターを1人ずつ配置できる体制にしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、スポーツツーリズム振興事業費について、執行部から、プロスポーツやアマチュアスポーツのキャンプ、大会の誘致、高知龍馬マラソン開催のための補助などを行う経費であるとの説明がありました。

委員から、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった高知龍馬マラソンについて、来年度は大会の規模など、どのような形を想定して予算計上しているのかとの質疑がありました。執行部からは、現状では1万人規模

の大会を目指しているが、今後の新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種の状況などを勘案して判断することとなる。今年度実施した高知龍馬リレーマラソンwithよさこいで得た感染症対策のノウハウを活用しながら準備を進めていくこととしており、特にスタート・ゴール地点や給水所での対策や、救護スタッフなどへの対策を考慮し、運営方法、規模などを検討した上で、方向性を示したいとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興推進事業費について、執行部から、地域スポーツ関係団体などが行う地域スポーツハブの取組や県スポーツ協会が行う戦略的な育成強化に要する経費などを補助し、スポーツの振興を図るものであるとの説明がありました。

委員から、スポーツを始めるきっかけづくりや選手の育成支援など、スポーツを行う環境は整備されてきたものの、一方で人口の減少により、競技種目によっては小学生や中学生の運動部活動の継続が大変厳しい状況も生まれている。各競技団体や教育委員会などに関係する課題でもあるが、県が主導で各地域のニーズを調査した上で、計画的に地域のスポーツクラブをつくっていくことも重要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、競技種目など地域ごとに実情が異なるため、県においてニーズの把握に努め、地域スポーツハブの関係者への情報提供や協議の中で、可能な部分から新たなクラブの立ち上げや既存クラブの活用などで対応をしていきたいとの答弁がありました。

委員から、スピード感を持って対応しなければ、スポーツをする子供たちがいなくなってしまうおそれもある。これまで行ってきた育成の取組など、今後どのように継続していくか、教育委員会など関係機関と今まで以上に協議を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部から、新型コロナウイルスワクチン接種について、現段階の想定でのワクチン接種スケジュールと接種体制について報告がありました。

委員から、対象者が接種当日、会場に来ることができなかった場合、ワクチンの扱いはどのようにするのかとの質問がありました。執行部からは、3月から実施している医療従事者等の優先接種においてそのようなケースがあり、その際は、当日予定していなかった自治体職員に接種するなど、ワクチンを無駄にしないように努めているとの答弁がありました。

委員から、高齢者の接種の場合は、当日の体調などによりかなりの方が会場に来ることができないことも予想される。ワクチンの取扱いについて現場で判断する上で、一定の基準などを事前に決めておけばワクチンの無駄がなくせると思うが、県において対応は検討していくのかとの質問がありました。執行部からは、他県の事例なども参考に、具体的な取扱いについて幾つかのパターンを示したいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長黒岩正好君。

（商工農林水産委員長黒岩正好君登壇）

○商工農林水産委員長（黒岩正好君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第32号議案から第37号議案、第47号議案、第48号議案、第55号議案、第56号議案、第73号議案から第75号議案、第79号議案、報第1号議案、報第2号

議案、以上24件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、県内企業のデジタル化を促進する取組について、執行部から説明がありました。

委員から、小規模事業者などの中には、デジタル化という言葉で伝えても理解してもらえず、お手上げといった考えになる事業者もいる。こうすればもっと楽になる、便利になる、売れるようになるなど平易な言葉で伝え、具体的に役に立つツールとして捉えてもらい、社会変革に全ての事業者が対応できるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。執行部からは、デジタル化は効率化の面だけでなく、働き方改革や事業承継などにも有効なツールであり、様々な機会を通じていろんなメッセージを発信し、事業者の理解が広がるように工夫していきたいとの答弁がありました。

次に、報第2号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」のうち、新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金事業費についてであります。執行部から、営業時間を短縮した飲食店等と直接、間接の取引があった、または感染拡大に伴う外出、移動の自粛により直接、間接の影響を受けた事業者が、昨年12月の売上高が対前年比で30%以上減少した場合に、その減少額に相当する金額を法人は40万円、個人事業主は20万円を限度として支給するものであるとの説明がありました。

委員から、支給対象が資本金10億円未満の事業者で売上高30%以上減少という要件になっていることに関し、要件に合致しない事業者から

は不満の声が聞かれる。資本金規模にかかわらず、社員の給料を下げざるを得ない事業者もあり、今回のような給付金において資本の大きな企業を対象外とするのは疑問が残るがどうかとの質疑がありました。執行部からは、国の支援制度の要件が売上高50%以上減少となっているところ、できるだけ支援対象を広げることにはできないかということで検討し、限られた財源の中で今回の支給要件を決定した。新型コロナウイルス感染症の先行きはまだ不透明だが、今後とも経済動向を注視し、改めて事業者のお話も聞きながら、これまでの支援制度も検証して、工夫を凝らしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、給付対象者を約8,700事業者と見込んでいるのに対し、現時点での申請件数が1,155件、支給済み件数が696件である状況についてはどのように分析しているか、また農家、タクシーや代行運転業などの方々に申請してもらう手だてはどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、現時点の申請件数は想定よりも少ないため、広報を徹底していきたい。審査についてはスピード化を図ろうとしているが、申請の3割から4割に不備が見られる。農業と水産の分野では、県出先機関の職員が生産者に申請を働きかけるとともに、系統出荷をしている農家については売上減少などの認定に関して農協の協力を得ており、1次産業分野の申請件数も多い状況となっている。タクシー業界からは多くの申請が来ているが、業界団体から会員に周知することで申請が伸びると見られることから、そういった働きかけもしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、申請書類の不備についてはどういった点が多いのかとの質疑がありました。執行部からは、押印漏れや数字の不一致、桁の誤りなどがあり、間違いが多く見られる事項については、ホームページなどで注意喚起するよ

う考えたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、新規就農総合対策事業費について、執行部から、就農希望者を発掘し就農まで伴走支援する体制と、オンラインでの就農相談の充実、ポータルサイトでの情報発信を強化するなど、産地、地域と共に新規就農者の確保に向けて取り組むとの説明がありました。

委員から、今の農業は情報処理などの技術も重要になってきていることから、情報処理技術を学ぶ工業高校などと連携した取組が必要ではないかとの意見がありました。執行部からは、過去には工業高等専門学校から農業大学校に進学した生徒もいたが、今後I o Pの分野などでの活躍が期待されることから、情報処理などを学ぶ生徒へのアプローチを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、スマート農業推進事業費について、執行部から、省力化や高品質化を実現し得るドローンなどのスマート農業技術を普及するため、技術の実証や導入後の効果的な活用方法の検討など、各地域の取組を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、県内のスマート農業の導入状況と今後の拡大の見通しはどうかとの質疑がありました。執行部からは、例えばドローンを使った防除面積は非常に増加しており、直線を保持する田植機も県内に10台以上入ってきている。肉体的な負担軽減などの面から、こうした動きは広がると思われ、一層加速するよう、現場での実証を継続して取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、獣医師養成確保修学資金貸与事業費負担金、獣医師修学資金貸付金について、執行部から、畜産分野を目指す高校生・大学生向けの修学資金で、令和3年度は25名への貸付けを予

定しているとの説明がありました。

委員から、これまで修学資金を貸与した学生の状況と、高校生に向けた制度の周知について質疑がありました。執行部からは、これまで貸付けを受けて大学を卒業された方のうち、7割に当たる14名が高知県に入庁し、県庁の獣医師70名の2割を占めている。高校生に向けた制度周知は、進路指導の先生にお伝えするとともに、生徒が集まる場でのお知らせもしている。加えて、夏休み時期には県庁の獣医師の仕事を知ってもらうため、インターンシップも行っているとの答弁がありました。

次に、競馬対策課関係の令和3年度当初予算についてであります。執行部から、高知県競馬組合への競馬場敷地の貸付けについては、再建支援のために平成15年度以降無償としていたが、高知競馬では、令和元年度まで4年連続で売上記録を更新するなど、運営基盤も安定しつつある。この状況を受け、令和3年度から同組合による土地貸付料の支払いを再開することとし、令和3年度一般会計当初予算に競馬場敷地の土地貸付料7,175万円余の歳入予算を計上している。なお、競馬場の建物施設の貸付けについては、当面無償貸付けを継続したいとの説明がありました。

委員から、競馬関係者の身を削るような努力によって存続の危機を乗り越えたものであり、厩舎関係者などの待遇を元のように改善する努力もしてほしいが、現在の状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、馬主、調教師、騎手、厩務員といった関係者への手当、あるいは競走の賞金額ともに順次引き上げてきており、他の競馬場に引けを取らない水準になってきているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、特用林産業新規就業者支援事業費補助金

について、執行部から、特用林産業への新規就業を目指す方々に生産技術を習得してもらうため、市町村が行う研修の助成金支給などに対し補助するものであるとの説明がありました。

委員から、特用林産業は中山間地域での重要な所得となり、中山間対策に非常に有効であるが、生産者育成の現状はどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、室戸市や東洋町、大月町での土佐備長炭の生産者育成に継続して取り組んでいるが、来年度は菌床シイタケやシキミ、サカキなど品目も増え、取り組む市町村も増える予定であるとの答弁がありました。

別の委員から、シイタケ栽培は初期投資が大きいいため新規参入が難しいとの話を聞くが、そういった面での支援制度はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、菌床シイタケ、原木シイタケともにハウス施設などが必要で、その整備に向けては国の補助事業があり、対象とならないものについても県の地域林業総合支援事業などで支援が可能であるとの答弁がありました。

次に、高性能林業機械等整備事業費補助金について、執行部から、国の交付金を活用して木材の生産に必要な高性能林業機械の導入やリースを支援し、また県単独事業により機械の改良やレンタルを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、県内では架線集材で木材の切り出しを行ってきたが、新たな架線技術に対応する機械の開発についてはどういう状況かとの質疑がありました。執行部からは、県内の企業と森林技術センターが連携し、現行機械の改良などにより集材機の確保を図っている。全国的に見ると、集材機の自動運転化などの研究も進んでおり、県内の急峻な現場でどう活用していくかといったことも検討していきたいとの答弁があ

りました。

別の委員から、欧米製の高性能林業機械は非常に値段が高い。県内には集材機メーカーや建設機械のアタッチメントを扱う企業などもあり、県内で新たな機械を開発、製造できるのではないかと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、多額の開発費や機械の需要量などを踏まえると、独自の開発は難しいと思うが、県内にはフィールドとなる森林が豊富にあり、関係者にも声をかけ、状況を確認しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、牧野植物園磨き上げ整備事業のうち、長江圃場の一部高台移転についてであります。執行部から、優先順位の高い植物から、順次圃場の周辺の高台に移転することとし、来年度に行う基本設計の中で、できるだけ広い敷地を確保できるように検討するとの説明がありました。

委員から、そこに造成する敷地で、保存すべき植物のうちどれくらいの割合のものが移転できるのか、また残るものはいつ頃までにどうするかとの質疑がありました。執行部からは、約4,000種のうち、まずは絶滅危惧種など3分の1程度の移転を考えている。残りの3分の2については移転先の検討を要するため、移転するのは令和6年以降になると見込んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、希少な植物を失うことにならないよう、スピード感を持って取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、漁業生産基盤整備事業費について、執行部から、漁協や市町村などが行う、漁業生産に必要な施設の整備などを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、漁業生産基盤維持向上事業費補助金により進めている屋外燃油タンクの撤去につ

いてはどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、来年度は宿毛市沖の島で4基の屋外燃油タンクの撤去が予定されており、その後に残るのは宿毛市内外ノ浦のタンク1基となるとの答弁がありました。

さらに、委員から、沖の島においては島に燃料を運ぶタンク船を望む声も多い。大きな漁船は島外に燃料を入れに行っており、こうしたコストの支援策についても検討してもらいたいとの要請がありました。

次に、執行部から、漁業就業希望者に向けた長期、短期の研修制度など、令和3年度における漁業の担い手確保対策の取組について説明がありました。

委員から、デジタル化、スマート化など漁業は大きな転換期を迎えている。農業大学校、林業大学校のように、これからの水産業に求められることを総合的に勉強できる場が必要ではないかと思うが、そうした検討は行われているかとの質疑がありました。執行部からは、他県では漁業学校を設置しているところもあるが、本県の場合漁業種類が多く、地域によって操業形態も異なるため、習得する技術がそれぞれ違い、学校形式で学ぶのは効率的でない面がある。また、研修の開始時期などフレキシブルに対応できる利点もあり、今の研修制度がよりよい形だと考えている。なお、共通する事項については、集合研修を実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、多様な漁業の形態の中から絞り込んでスタートするのではなく、間口を広げて集め、それぞれを見渡した上で専門的に学ぶ方向を絞り込むという考え方もあると思うので、そういった観点も生かしてもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長田中

徹君。

（産業振興土木委員長田中徹君登壇）

○産業振興土木委員長（田中徹君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第18号議案、第20号議案、第24号議案、第38号議案、第40号議案、第55号議案、第57号議案、第58号議案、第63号議案、第76号議案、第78号議案、報第2号議案、以上13件については全会一致をもって、また第1号議案、第59号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、SDGs推進事業委託料について、執行部から、深刻化する人手不足や後継者不足、コロナ禍による社会経済構造の変化といった状況に対して、県内事業者のSDGsを意識した取組を促進することで、人材の確保や新たなビジネスチャンスなどにつなげていくための経費であるとの説明がありました。

委員から、登録事業者の目標数を令和5年度末に70社としているが、県内でどのような規模の事業者をどのくらい対象として考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、アンケート調査を行った92社のうち関心を持つ企業が3割ぐらいあり、目標を令和3年度末に30社、令和4年度末に累計50社と設定した。事業者の規模によらず、SDGsを企業経営に取り入れてもらい、外商拡大や人材確保につながるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、SDGsを意識して取り組むことで、企業の継続性や安定性が高まり、投資

対象としての企業価値が上がることも県内企業が取り組むきっかけとなるので、こうした視点も持ちつつ、取組を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、産学官民連携・起業推進費について、執行部から、こうちスタートアップパーク、こうちネクストコラボプロジェクト、産学官民連携など、産学官民連携・起業推進課とココブラが一体となって、新たな付加価値を生む機運の醸成や人材育成を進めていくための経費であるとの説明がありました。

委員から、過去3年間の産学官民連携の事例で、高知県の事業者が他県の大学や研究機関と一緒に取り組んだものはあるのか、また県外の事業者が県内大学と提携する可能性もあるが、補助制度や基本的なガイドラインのようなものは定めているかとの質疑がありました。執行部からは、過去に採択した産学官連携事業の中には、県内大学に併せて県外大学も参加した事例はある。次年度に向けては、こうちネクストコラボプロジェクトの中で、県外の大学発ベンチャーなどの参加も視野に入れて事業を進めていきたい。また、ガイドラインは定めていないが、来年度産業創造課から産学官民連携・起業推進課に事業移管される補助金においては、県外の事業者や大学が参画する場合、県内の事業者や大学が中心となって研究会を立ち上げる形になるとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、集落連携による野生鳥獣に強い高知県づくりの推進について、執行部から、新たにサル被害総合対策モデル事業委託料を計上し、近年猿の被害が深刻になっている地域で生息調査、行動圏調査、捕獲おりの設置等を行い、防除から捕獲までの総合的な被害対策についての実践

的な成功事例をつくるものであるとの説明がありました。

委員から、猿の被害対策については、被害の深刻な集落の割合も増えているが、どのように対策を進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、猿は学習能力や身体能力が高く、捕獲や防護柵、環境整備の対策ごとでは被害を防止できないため、新たにモデル地域を育成する事業に取り組むこととしている。全国有数の専門家を招き、GPSによる群れの行動調査の実施など、住民勉強会から始めて徹底的に対策を行うとの答弁がありました。

さらに、複数の委員から、鳥獣との共存という視点も大事で、里山の整備を行うなど、集落を維持できるよう、攻めと守りを常に意識して同時進行で取り組んでいってほしいとの意見がありました。

次に、第24号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、生活用品確保等支援事業について、執行部から、広域連携事業を新設し、広域で実施されている移動販売網の維持・拡充に向けて、15市町村と連携し、事業者の車両6台の更新に対する支援を行い、中山間地域における買物環境の確保につなげるために必要な経費を助成するものであるとの説明がありました。

複数の委員から、移動販売については、中山間地域の生活を守る視点で考えたときに事業の継続は非常に重要であり、現在も赤字覚悟で事業の継続や新規参入をしている民間事業者もある。県においても、いわゆる公共インフラと同様の感覚を持って取り組むべきであり、運営経費への支援も含め、関係市町村とどのように取組を進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、新たに事業を開始する事業者には12か月以内の試行期間における経費の補助を行っている。また、昨年度から15市町村と移動販売事業の研究会を立ち上げて、支援の在り方

について協議をしてきた。来年度も引き続き、事業の必要性についての意識合わせをし、広域でカバーする仕組み等の支援について検討を重ね、取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、関西・高知経済連携強化戦略、観光推進プロジェクトについて、執行部から、このプロジェクトはウイズ・アフターコロナを見据えた観光地の磨き上げと外貨を稼ぐ仕組みづくり、より一層の誘客を目指した国内旅行者に対する高知観光の訴求、大阪・関西万博を見据えたインバウンド施策の展開の3つの戦略で構成し、観光分野が将来の目指す姿の実現に向けて、本県の観光資源をフルに活用するものであるとの説明がありました。

委員から、国のGo To Travel事業が終わった後の観光需要の喚起についての取組はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、県内や他県の感染状況を十分踏まえながら、国のGo To Travel事業の動向も見据えた上で検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、このコロナ禍でのニーズがあるのかどうか等、状況に合わせた観光の誘致を図る視点が大事であり、コロナが収束に至らず予算や人員が無駄になることのないよう、現場の動きに合わせて施策を進める柔軟性を持つことも大事ではないかとの質疑がありました。執行部からは、感染状況によって予算や体制、事務事業を見直すことなども十分意識している。

これまでも感染症対策のための宿泊事業者への支援や屋外観光資源を磨き上げるための支援などにも取り組んできた。来年度においても時々々の状況などを踏まえつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立をしっかりと意識して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、住宅耐震対策事業費について、執行部から、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修や、危険性の高いコンクリートブロック塀の安全対策等への補助などを行う市町村に対し、その費用の一部を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、第4期南海トラフ地震対策行動計画で住宅の耐震改修は4,500棟が目標とあるが、達成すると耐震化率は何%になるのか、またコンクリートブロック塀安全対策については広報により関心が高まり、今後増えてくる傾向なのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度の目標1,500棟の耐震改修を達成すると、住宅の耐震化率は今年度末でおよそ85%になると推計している。また、コンクリートブロック塀の安全対策については、今年度予定していた出前講座や説明会をコロナ禍により開催を見送ったが、引き続き広報活動を実施し、コンクリートブロック塀の安全対策の加速化に取り組んでいくとの答弁がありました。

別の委員から、耐震改修について、市町村によって温度差があるが、県としてどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、地域によって低コスト工法が使える事業者が少ないことや、地元の大工と耐震診断士がつながっていないことなどが理由で、耐震改修が進んでいないため、大工と診断士が参加する勉強会などにも取り組みたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

産業振興推進部についてであります。

執行部から、高知県関西・高知経済連携強化戦略案について、2025年に開催される大阪・関西万博などを契機として、関西圏においては今後ますます経済活力が高まることが期待されて

いることから、この活力を本県経済の活性化につなげることを目指して、経済連携の方策を総合的に取りまとめた関西・高知経済連携強化戦略を策定するものであるとの説明がありました。

委員から、関西・高知経済連携強化戦略ということだが、大阪府以外も含めて連携していくのか、またその場合の連携協定等をどのように戦略に盛り込んでいくのかとの質問がありました。執行部からは、兵庫県や京都府なども含まれている。特に、外商面では、大阪府を中心に活動していたものを、地域密着型量販店への営業活動などにも取り組み、兵庫県や京都府に広げるとともに、今後は奈良県や滋賀県、和歌山県などにも拡大していきたい。また、戦略については年度ごとにバージョンアップをしていく予定であるとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

執行部から、令和3年度の入札・契約制度の改正案について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連し、来年度は国の補正予算による事業量の増加が見込まれることから、技術者不足に対応し迅速な発注を可能とするため、制度改正しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、令和2年度の工事の不調、不落の割合はどういう状況になっているのか、また今回の改正は不調、不落をなくすことが目的だと思うが、どの程度の改善を見込んでいるのかとの質問がありました。執行部からは、指名競争入札において、競争性を確保した上で、一者入札を有効としたことにより、昨年度と比べて不調、不落が約半分に減っている。また、今後は配置技術者の兼務の要件緩和など新たな制度改正に加え、発注見通しの公表回数を増やすことや、国や市町村など発注者間での情報共有を密に行うなど、より一層不調、不落が減少するよう取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、住民の不安が少しでも早く解消できるように、山間部の工事についても速やかな着手に向けて取組を進めてもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 総務委員長横山文人君。

（総務委員長横山文人君登壇）

○総務委員長（横山文人君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第7号議案、第19号議案、第24号議案から第28号議案、第39号議案、第44号議案、第49号議案から第51号議案、第60号議案から第62号議案、第64号議案から第72号議案、第77号議案、報第1号議案、以上31件については全会一致をもって、また第1号議案、第52号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、退職手当について、執行部から、令和3年度は定年退職者の人数が増えることなどから、前年度当初予算と比較して3億円余りの増額となっているとの説明がありました。

委員から、今後の退職者数の状況と退職手当に充当する退職手当債の活用について、中長期的にどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、今後知事部局の退職者が増えてくる状況がある。退職手当債は地方交付税措置がないため、できれば活用したくはないところだが、当該年度の財源不足や基金残高を勘案し、将来の財政運営の平準化を見据える

と、一定活用せざるを得ないと考えている。また、コロナ禍において、今後地方財政を取り巻く状況もさらに厳しくなってくると考えており、そういう場合には、国に対して退職手当債のさらなる延長ということも話していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、行政サービスデジタル化等推進委託料などデジタル化関連予算について、執行部から、全庁で共通利用する電子申請やRPAの運用経費などである。庁内のオンライン手続の対象業務を拡大するほか、電子申請システムの市町村との共同利用を開始して、県全体のオンライン化を促進するとともに、AI-OCRの導入などデジタル技術を活用した業務の効率化などに取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、電子申請システムの共同利用について、参加予定の市町村はどの程度あるのか、また今後全ての市町村と連携することを目指していくのかとの質疑がありました。執行部からは、現在25市町村と連携する予定である。全ての市町村との連携を目指し、市町村がシステムの導入にメリットを感じられるように丁寧な説明を行っていききたいとの説明がありました。

別の委員から、共同利用に当たっては、セキュリティの確保が問題となる。特にヒューマンエラーの防止が大切だと思うが、どのような対応を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村に対してデジタル化を共に推進していこうと呼びかけていくからには、人材育成やトレーニングといったソフト面についても、しっかりと支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」に関連し、令和3年度組織改正の概要について、執行部から、予算編成と同様の考え方に基づいて体制を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、総務部に新たに設置する政策調整担当理事の役割はどのようなものかとの質問がありました。執行部からは、基本政策等の推進に当たっては部局横断的な事項が多いことから、県として政策をしっかりと推進するため、部局間の総合調整役として設置する。情報収集や課題の絞り込みなど部局間の調整を行うほか、部局長同士をつなぐ役割を担うものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、地域教育振興支援事業費補助金について、執行部から、第2期教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の施策の基本方針を踏まえて、各市町村が自主的、主体的に推進する取組を教育版地域アクションプランとして位置づけ、児童生徒の知・徳・体の向上につながる取組に対して支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、市町村は主にどのようなことに取り組んでいるのか、また市町村によって取組に温度差はないのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村が策定する計画では、不登校や特別な支援を要する児童生徒への支援、ICT活用のための支援員の配置などが多い。令和3年度も全市町村に支援を行う予定であり、それぞれ必要なニーズに対応できているとの答弁がありました。

さらに、委員から、各市町村が地域の特性に合わせた独自の取組を行うことも期待するが、県の方針に沿っただけのものとなっているのではないのかとの質疑がありました。執行部からは、県として支援をする観点から、教育大綱等に沿った取組を基本としているが、市町村の計画はそれぞれの地域の実情に応じたものとなっており、それが申請に反映されているとの答弁がありました。

別の委員から、事業の実施に当たっては、市町村と綿密に連携を取りながら、進捗管理を行うことが重要であるとの意見がありました。

次に、幼保連携推進費について、執行部から、保育所、幼稚園等の組織力、実践力の向上を図り、就学前の教育、保育の質の向上と、小学校への円滑な接続を図るための経費である。保育所、幼稚園などで育んだ子供の育ちや学びを円滑につなぐための保・幼・小の連携・接続に取り組むほか、親育ち支援の充実などに取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、ゼロ歳から6歳の幼児期は大切な時期である。この時期の保護者に対して親としての自覚を促し、成長をサポートするための仕組みをつくり、働きかけていくことは非常に重要だと思うが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、コロナ禍もあり研修の実施は難しいところもあるが、保育所の送迎時などに保護者に声をかけ相談につなげるなど、研修に限らない取組について、好事例の収集を行っているところである。うまくいっている取組をほかの園にも広げて対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、保育現場にいる保育士等とも連携し、保護者の子育てに対する自覚や意識の底上げができるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、これまでも就学前教育や保・幼・小の連携の重要性については指摘してきた。非常に大切なことなので、一貫性を持って継続的に取り組んでもらいたい、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、就学前教育の重要性はしっかりと認識している。平成29年には保育所保育指針が改定され、保育所でも教育をすることになっている。令和3年度は、公立の保育所を中心に保育所における教育に向けた取組を実施し、親育ちや保・幼・

小の接続にもつなげていきたいと考えている。市町村とも協議し、協力しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、地域運動部活動推進事業委託料について、執行部から、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究を、総合型地域スポーツクラブや市町村教育委員会に委託するものであるとの説明がありました。

委員から、教員の働き方改革もあり、部活動を学校単位から地域に移そうという動きであることは理解するが、部活動を通じて教員と生徒の信頼関係が形成され、学級経営に非常に有効に機能するという効果もある。部活動は、主として学校の教員が担うべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、教員の長時間労働が問題となる中、教員の負担軽減策として研究するものである。部活動は学校の教育活動の一環として行われることもあり、過度な働き方とならないような形で、教員が顧問として指導することが基本だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、学校の部活動は、目標に向かって生徒と教員が一緒になって取り組むことにより、様々な集団的なことを学び、部活動を通じて人間形成がなされるという大きな意味合いも持っているとする。部活動の単位を地域に移すことにより、それらが失われることがないように取り組んでもらいたいとの要請がありました。

さらに、別の委員から、地域により運動部活動を取り巻く状況は異なっている。委託事業によって、地域の子供たちに最も適したやり方を見つけてもらいたいとの意見がありました。

次に、第24号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、自転車ヘルメット着用推進事業委託料及び自転車ヘルメット着用推進事業費補助金について、執行部から、ヘルメットの購

入に係る助成件数が当初の見込みを下回ったことによる減額である。今後は、新1年生に重点を置いた啓発などの取組を強化し、ヘルメット着用を一層促していくとの説明がありました。

委員から、特に高知市においてはヘルメット着用が進んでおらず、取組の実態が見えてこない。条例も制定されているが、条例の規定は努力義務にすぎない。郡部の学校ではヘルメット着用がルール化されており、意識的に着用している生徒は多いと思われるが、高知市内の学校においても同じようにルール化することはできないのかとの質疑がありました。執行部から、ヘルメット着用については、条例で保護者の努力義務とされているところであり、ルール化等については、生徒、保護者の理解を得ることが大切と考えている。県立学校の中には、保護者と協議の上、ルール化をする動きも出てきており、県としても支援をしながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、学校側が主導権を持って指導しないと状況は変わらない。命が失われてからでは遅いので、ぜひしっかりとした取組をお願いしたいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第62号「高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、現行条例で規制対象外となっている盗撮等の卑わいな行為について、盗撮行為等の規制場所の拡充や盗撮前段行為からの規制等、現状の課題に対応するための改正であるとの説明がありました。

委員から、盗撮前段行為については判断が難しいが、どのように見極めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、事件の立件に当たっては、撮影機器の設置者や撮影機器を向けられた者の供述、周りの状況等を総合的に判断することになる。警察職員についても、法令の

適用を誤らないよう教養研修を徹底していきたいと考えている。適正な運用により、県民の安全・安心を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部であります。

高知県デジタル化推進計画案の概要について、執行部から、コロナ禍による社会構造の変化や国の方針を踏まえるとともに、5つの基本政策におけるデジタル化の取組を一元化して進めることを盛り込むなど、現行の計画をより総合的な計画にバージョンアップするものであるとの説明がありました。

委員から、進むべき方向であることは間違いないが、県民ニーズに応えた形でやることが重要である。また、計画に5つの基本政策の内容も盛り込み、県庁を挙げて取り組むということであれば、各部の取組状況を県議会にも報告し、それを県民や事業者が知るとい形にするべきではないのかとの質問がありました。執行部からは、デジタル化により何がどう変わるのかを県民の皆さんに具体的に示すことが一番大切であると考えている。いろいろな機会を捉え、しっかり見ていただけるよう各部と連携して取り組んでいきたい。計画を進めるに当たっては、現在もそれぞれの常任委員会で報告をしているところだが、総務委員会でも、他の産業分野のデジタル化も併せて報告したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、関連する部局からそれぞれの常任委員会へ報告する形をとってもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、デジタルディバイドの問題について、地域のインフラ整備状況による格差が生まれやすいように取り組まなければならない。光ファイバー整備などは、通信事業者の採算性の問題も絡んでくると思うが、どのように考えて

いるのかとの質問がありました。執行部から、光ファイバーの普及率は全国平均を下回る状況にある。中山間地域を多く抱える県として、国への政策提言を引き続きやっていく。また、条件不利地域を多く抱える他の都道府県とも連携し、国への提言や対策を行っていききたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第1号議案、第52号議案及び第59号議案に関し、討論の通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっています第1号議案「令和3年度高知県一般会計予算」並びに第52号議案、第59号議案に反対の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、当初予算に対する態度は、その予算の具体的中身と同時に予算に反映されていない県民の願い、また知事の政治姿勢による方向性など、その総合的な評価に基づき判断をしてみました。

2020年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックで、ケア労働や海外依存でない生産の大切さなど社会の在り方が問い直されることと

なりました。また、2020年は気候危機に対するパリ協定のスタートの年であり、これもまた従来型の生活や経済、そして土地利用と食料生産の在り方の変革が待たなしで迫られることにもなっています。とりわけ、この10年が決定的に重要であり、未来への分岐点と指摘をされており、政治がどう向き合うかが今回の判断の大前提です。

しかし、菅政権はパンデミック、気候危機にまともに向き合わず、目の前の利益優先、格差と貧困を拡大してきた新自由主義の従来路線を見直すこともなく、個人情報保護の制度も不十分なままデジタル化を強行し、惨事便乗型で加速させようとしています。

その下で編成された2021年度高知県一般会計予算案は、私たちが県民と共に求めてきた少人数学級の前進、第44連隊跡地の購入、事業規模別減収補助など前進面はありますが、濱田県政誕生以来の1年余の議会論戦を通じ、国直結の県政に変質しつつあると判断し、その流れと対峙し、県民の命と暮らしを守る取組を一層強めていく決意を新たにしています。

反対理由の第1は、新型コロナウイルス感染症対策です。新型コロナ感染症を収束させ、社会活動を再開するには、無症状の感染者の発見と保護、社会福祉施設など定期検査が不可欠であることを我が党は早くから提案してきました。高知県の検査の取組は当初は先進性があったものの、多くの自治体が積極的検査に踏み出している中、社会的検査をかたくなに拒む姿勢が改まっていません。既に、幾つかの県内市町では独自に検査を行い、無症状の陽性者を発見し、その効果を評価していますが、県の対応は社会的検査に終始後ろ向きな国の姿勢に追随をしています。

第2に、医療・介護問題です。日本一の健康長寿県構想では、県民の意識醸成・行動変容が

3つの柱のトップに据えられ、2番目の体制づくり、地域で支え合うの文言が入るなど、自助・共助を強調するものに転換しています。コロナ医療危機を経ても公立病院の再編統合、今後5年間で急性期病床を約2,000床も削減する地域医療構想路線を継続させ、病床を削減させる病院のダウンサイジングを明記し、予算化をしています。また、2,000人を超える多数の特別養護老人ホーム入所待機者がいる下で、在宅療養推進を目玉政策とし、数値目標化、在宅療養推進課まで新設しているのは、医療費や介護保険施設・居住系サービスの1人当たりの給付費が高いことを問題視している国の介護保険の改悪、社会保障切捨て路線と軌を一にするものです。また、厳しい環境の子供たちへの対応が柱から消えていることも重大です。

第3は、経済産業対策です。インバウンド観光、海外輸出などコロナ危機以前の路線の踏襲であり、特にギャンブル依存症を生み出すカジノを含むIRに期待を表明し、関西圏の活力を取り込むと体制、予算を拡大している点は看過できません。世界的な食料危機が言われる下、一部の稼げる農業だけでなく、今ある生産を守っていくことが重要です。ミニマムアクセス米の輸入削減を求めない、政府による米の買上げを求めない姿勢では、高知の約97%を占める家族経営体農業は守れません。

全国知事会が地方の人口流出を止め、地域経済を活性化させるとして提言をしている全国一律の最低賃金制も、政府と同様に否定。最低賃金の改善をせずに外国人労働者を積極的に受け入れようとするのは、国内外を問わず労働者の環境悪化につながると言わざるを得ません。誰のほうを向いて政治をしているのでしょうか。

福島第一原子力発電所事故から10年を迎えましたが、いまだ事故の収束が見通せず、県民の多くは原発のない日本を願っています。しかし、

今議会での知事の答弁では、原発ゼロに向かうという言葉すらも聞くことができませんでした。

第4は、デジタル化の無批判な推進です。昨年12月議会の質問で、自治体デジタル化が窓口でのサービスの切捨て、また事務の標準化が自治体の独自性を奪う懸念を指摘した際にも、知事はメリットのみを語りましたが、中核市市長会が市民サービスを考慮し、自治体の規模の相違等による機能選択や一部カスタマイズ、単独事業の存続の可能性を残した柔軟なシステムとすることと提言していることと対比しても、あまりにも自治体の長としての意識が欠如しています。

第5に、これは従来から県政の最大の問題としてきた、学力テスト偏重の教育行政、教壇に立たない教員が全国比でも異常な多さとなっている事態も一向に改まっていません。デジタル化による学びの個別最適化政策が、一層の孤立した学び、競争主義的な学びにつながる危険性があることも指摘しておきます。以上が、一般会計予算についての主な反対の理由です。

第52号議案の部局再編では、人権課と男女共同参画課を1つにし、女性相談支援センターの業務とともに改編した子ども・福祉政策部に設置した点は、SDGsの中で、ジェンダー平等があらゆる目標に共通する土台と位置づけられている国際的基準から見ても、福祉部門に位置づけることは納得できるものではありません。また、第59号議案は、容積率の緩和などで市民の住環境が守れなくなる懸念があることから反対するものです。

この間の県政は、国に対して、県民の実態から出発し、自助や共助の偏重ではなく、公としての役割をいかに果たすことができるかと課題解決先進県を自覚し、取組を進めてきました。県民の実態への共感こそが前進の源であり、国に共感するばかりの県政では、コロナ危機を乗

り越え、県勢を前進させることはできません。医療、介護、保育などの抜本強化と充実、地域に根づいた農林漁業、安心・安全な県土づくりに取り組んでいただくことを求め、私の討論いたします。(拍手)



採 決

○議長（三石文隆君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第51号議案まで、第53号議案から第58号議案まで及び第60号議案から第79号議案まで、以上76件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上76件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よっ

て、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案及び報第2号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第80号—第83号）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末475ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第80号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」から第83号「高知県副知事の選任についての同意議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第80号議案は、高知県公安委員会委員の古谷純代氏の任期が今月25日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第81号議案は、高知海区漁業調整委員会の全ての委員の任期が今月31日をもって満了いたしますため、石田実氏、蔭山純由氏、木下清氏、問可証善氏、畠中悠氏、前田浩志氏、益本俊郎氏、山崎國光氏を再任いたしますとともに、新たに浦尻和伸氏、小笠原利幸氏、澳本健也氏、川竹佳子氏、中川幸成氏、中澤芳江氏、前田嘉広氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第82号議案は、高知県監査委員の選任に関するものであります。県議会議員のうちから選任されております今城誠司氏と西内隆純氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に桑名龍吾氏と土居央氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

第83号議案は、副知事の選任に関するものであります。副知事の岩城孝章氏は、平成24年1月に選任されて以来、優れた行政手腕を発揮され県行政の推進に多大な貢献をされましたが、今月31日をもって退職されることとなりました。このため、後任の副知事として井上浩之氏を起用したいと考え、選任の同意をお願いするもの

でございます。井上氏は、産業振興推進部長や総務部長などを歴任し県行政に精通しており、人格、識見、力量ともに優れております。副知事として、今後の県勢発展を図る上で大きな力を発揮していただける適任者だと考えております。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第80号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第81号「高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第82号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

（19番桑名龍吾君退場）

○議長（三石文隆君） まず、桑名龍吾君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、桑名龍吾君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(19番桑名龍吾君入場、8番土居央君退場)

○議長(三石文隆君) 次に、土居央君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、土居央君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(8番土居央君入場)

○議長(三石文隆君) 次に、第83号「高知県副知事の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第1号 規則議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末476ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) 日程第2、議発第1号「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第2号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末478ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「望まない受動喫煙」を防止するための環境整備支援を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「望まない受動喫煙」を防止するための環境整備支援を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第3号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号 巻末481ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「地域産業を担うデジタル人材育成への支援を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「地域産業を担うデジタル人材育成への支援を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第4号—議発第5号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第4号、議発第5号 巻末484～486ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書議案」及び議発第5号「中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じることを求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第4号「中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書議案」について賛成討論を行います。

中華人民共和国海警法が2月1日に施行され、中国海警局の活動領域が拡大され、武器使用を含む権限の強化も行われました。海警法は、中国が独自に我が国の管轄海域と主張する海域において、臨検、建築物・構造物の強制撤去、武器使用を含むあらゆる必要な措置の行使など、強制措置を取る幅広い権限を定めています。法制定後、中国は東シナ海や南シナ海での力による現状変更の動きをエスカレートさせ、尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入した中国海警局所属の船舶が、2日連続で日本漁船に接近しようとする動きを見せた看過できない事態も起きており、今後武力衝突などの事態を招かないためにも、冷静かつ断固たる対応を取ることが日本政府に求められています。

そもそも、海洋法に関する国際連合条約は、沿岸国の主権の及ぶ範囲を領海に限定するとともに、沿岸国の権利に配慮しながらも、領海に隣接する接続水域、排他的経済水域、大陸棚など海域ごとにその権限を限定的に規定することで、国際社会の航行の自由を広く認めています。しかし、海警法は、中国が我が国の管轄海域と独自に主張する無限定性ととともに、上に述べた

ように、国連海洋法条約では領海ですら無害通航に対しては強制的な措置は取れないのに、領海どころか、それを越えた管轄区域で武器使用ができるという、明らかな国際法違反の法です。

日本政府は、海警法は国際法違反だと中国に正面から指摘し、撤回を求めるべきです。にもかかわらず、中国が海警法を制定した後の2月3日に開催した第12回日中高級事務レベル海洋協議において、政府は強い懸念を伝えるだけでした。2月16日の記者会見でも茂木外務相は、中国の海警船舶2日連続の侵入、接近に対して深刻に懸念をいたしているところでありますと懸念表明だけにとどまっています。政府のこのような弱腰の態度は、3月16日に開かれた日米外交・軍事担当閣僚会合、2プラス2の共同発表文書でも同様で、深刻な懸念の表明のみにとどまっていることは重大です。

国連海洋法条約に基づく国際法秩序を無視し、違反してもいいとした海警法そのものを容認するのではなく、中国に対して正面から厳しく批判し、その撤回を求めることが我が国の領海と船舶の安全を守ることにつながることは自明の理です。そしてあわせて、アジア諸国のみならず国際社会に対して中国の海警法の違法性を訴え、国際世論で中国を包囲し追い込み、実質的に横暴な行動を取ることを断念せざるを得なくなるような政治的・外交的対応を全方位で強力に推し進めることが急がれます。

看過できないのは、こうした全方位平和外交による世論形成で中国を追い詰めていくのではなく、日本が日米同盟をさらに強化するために能力を向上させると、軍事的役割の拡大を2プラス2の共同発表文書で約束したことです。米インド太平洋軍のデービッドソン司令官は、9日米上院軍事委員会の公聴会で、インド太平洋地域での米国と同盟国の最大の危機は、中国に対する通常兵力による抑止力の崩壊だとし、軍

事態勢強化の必要を訴えています。米艦隊が米本土を出発し、日本の南西諸島、台湾、フィリピンを結ぶ第1列島線に到着するまでに約3週間かかるとし、その間海から敵地に上陸する水陸両用作戦能力など様々な戦闘能力を持っている自衛隊が対処することに期待を示しています。台湾有事などの際にも、自衛隊が、在日米軍と共に米中軍事衝突の最前線に立たされることになりかねません。

米インド太平洋軍は、2022米会計年度から6年間の予算要求で、第1列島線に沿った精密打撃ネットワークを構築するとし、射程500キロ以上の地上配備型中距離ミサイルの費用を求めていると報じられています。鹿児島県の大隅諸島から沖縄県の先島諸島へと連なる南西諸島が配備候補地になる危険性があります。共同発表文書は、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の早期完了を明記しました。2プラス2に先立つ日米防衛相会談では、鹿児島県西之表市の馬毛島で基地建設を進めることも確認しました。中国に対抗する米軍と自衛隊の基地増強・一体化の一環です。

これら米軍との際限のない軍備増強・一体化は、日本国民の目を最も実効性のある平和的外交から遠ざけ、米国との軍事同盟にのみしがみつかせる誤った危険な道へと我が国を追い込むことにつながります。軍事的対応の強化では決して解決しません。毎日新聞社説でも、大事なものは、日本が冷戦時代の米国に頼っていれば大丈夫という思考に戻らないことだ、米国にかけたの国力はない、国際秩序を安定させるには、民主主義と市場経済を基調とする国々による連帯が欠かせないと主張しています。自衛隊による軍事的対応は、軍事対軍事の悪循環を生み出すだけです。海上保安庁の活動で不法侵入を許さず、さきに述べた政治と外交の力で解決すべきです。

今や国際平和、国際社会の動向は、軍事同盟諸国によってではなく、核兵器禁止条約の締結に見られたように、圧倒的な非軍事同盟諸国によって動いていく時代へと移ってきています。東南アジア諸国連合、ASEANが紛争の平和的解決を掲げた条約を土台に、平和の地域共同体をつくり上げ、この流れをアジア・太平洋地域に広げていることは、世界の平和秩序への貢献となっており、この流れをこそ東アジアにおいても大きくすることが日本政府に求められています。大国の横暴に反対する国際世論を高め、中国を外交的に包囲するとともに、軍事対応の強化にも反対していくことが何よりも重要です。

以上、同僚議員の皆さんの御賛同をお願いし、議発第4号議案の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第4号「中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第5号「中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じることを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号 巻末489ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「海上自衛隊潜水艦「そうりゅう」事故に関する原因究明と再発防止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

30番橋本敏男君。

（30番橋本敏男君登壇）

○30番（橋本敏男君） ただいま議題となりました議発第6号「海上自衛隊潜水艦「そうりゅう」事故に関する原因究明と再発防止を求める意見書議案」に賛成する立場から討論を行います。

先月2月8日に発生した、足摺沖での海上自衛隊の潜水艦そうりゅうと商船が衝突した事故は、県内外の漁業従事者や海運業関係者に大き

な衝撃と恐怖を与えました。事故現場は、県が設置した土佐黒潮牧場の浮き魚礁がある近隣海域であり、一本釣りやひき縄船が操業し、本県の沿岸カツオ漁業を支えている最もよい漁場です。操業隻数や漁獲高においても県下トップクラスの実績を上げています。この海域は、宿毛から室戸、東洋町に至るまで本県沿岸漁業者の多くが利用し、日常的に県民の暮らし、経済を支えている大事な場所です。

そのような県民にとって、かけがえのない宝のような海域で起きた事故です。漁業者の多くからは怒りや不安の声が上がっており、生産者の安全や安心の担保、さらには高知県に關係する商船など、高知の漁業や海運を守るという観点からも看過できない大きな問題です。県民の声を届ける県議会として、その声にしっかり応えていかなければならないというふうに思います。

一般質問初日、自民党会派を代表して梶原議員は、県民の声を受け、国に対し再発防止を強く働きかけていく必要があると知事の姿勢を求めました。梶原議員のおっしゃるとおり、県民の命と暮らしを守るため、知事を先頭に国へ強く働きかけをしなければならぬというふうに思います。知事もそれを受けて、国の再発防止策が不十分であれば、国に強く働きかけをしていくとの力強い答弁があったところです。その知事の姿勢を後押しするためにも、国の実効ある再発防止策を求めるためにも、県議会として、国に対し率直に県民の声を届けなければならぬと思います。

これまでも、この潜水艦事故に限らず、海上自衛隊の艦艇と民間の船舶が衝突する事故は度々起きています。そのたびに再発防止策は示されますが、依然として事故を回避するには至っていません。これまでのように原因究明することにとどまれば、再発の恐怖は拭い切れな

県民の安全・安心は確保できないと思います。

知事は、防衛大臣に対し事故原因の徹底究明と確実な再発防止策を要請していますが、海自現場トップの山村海上幕僚長は2月9日の記者会見で、宮崎沖あさしおの事故以降、浮上の手順は基本の厳守、厳正な規律、これでもかというぐらいの対策を講じて今日に至っていたと説明しています。それでも事故は起こってしまいました。また、潜水艦にとって海面への上昇は音との戦いであるとした上で、海中を音だけを頼りに動く潜水艦が海上という全く違う次元へ姿を現すことは、様々な危険要因をはらみ最も緊張するところだとも語っています。

潜水艦が海上に浮上することについては、有事においては敵に気づかれるリスクを高めますし、平時であっても海中から無防備な民間船の底に、もし突き上げるようにぶつかれば大事故は必至です。今回の事故はたまたま被害が少なく、原因究明はこれからですが、専門家は浮上時の衝突が再発した時点で海自は音の戦いに負けたというふうに言っています。そのようなことを考えれば、今回の事故は潜水艦の宿命的な構造上の問題であり、それを管理する人間の限界を超えた挑戦ではないかとさえ思っています。

過去に起きた事故の教訓を生かして、これだけ再発防止策を徹底し注意を払っても、なおかつ事故が起こってしまったということは、従来の再発防止策では限界があるということではないかと思います。少なくとも、不安を解消するための徹底した調査の結果と確実な再発防止策が示されるまでは、この海域での演習はしないよう、防衛省に対して申し入れるべきではないかというふうに思います。

一昨日、近所の漁業者が私の家を訪ねてきて、県議会の中継を見た、自民党も共産党も県民の会も党派を超えてこの問題を一般質問に取り上

げてくれてうれしい、われらは感謝しちようと話してくれました。その上で、われらは何ちゃ悪いことはしちよらん、自衛隊の練習で命を取られたらばかみたいな、国はいろんなことがあるけんどんなになるか分からんけん、われらの声を国に届けてもらえるよう知事に言うてくれたことがうれしいと、切実で悲しい感謝の念を込めた複雑な心境を吐露していました。

突然、一方的に暮らしを支える大事な場所が奪われる。確かに、外交や防衛上の問題はあるかもしれないし、国は大所高所に立った判断をしなければならぬことは理解できます。しかしながら、何も悪いことはしていないのに命と暮らしの安全が奪われる、そんな不条理があっというわけがありません。どのように国が判断しようとも、高知家の家族が暮らしている海域で起こってきた事案ですので、家族の声を国に率直に訴えていくべきであろうと思います。どんな国の調査結果や再発防止策が示されようとも、ここで暮らしの糧を得て家族を養い、生きていくために、操業を続けていかなければならない漁業者の苦しみを、高知家の家族として、県議会として受け止めてほしいのです。

高知の県民を一つの家族とするならば、その家族の安心・安全を確保するための努力は惜しむことがあってはならないと思います。関係者の皆さんは口をそろえて、国に対して我々の悲痛な声を届けてほしいと訴えています。今さら私が言うまでもありませんが、意見書は住民を代表する地方議会の総意を表すものであり、国民の声、地方の意見を国に届ける方法です。少なくとも高知県議会は、県民の切実な生の声を、心の叫びを国に伝え、寄り添う議会であってほしいと心から願います。

この意見書は、事故原因の徹底究明と再発防止策は無論のこと、それが示され関係者の理解が得られるまでは、当該海域での訓練や演習は

控えていただくよう、県民の命と暮らしに関わる安心・安全を求めたものであります。

何とぞ議員各位におかれましては、この意見書の趣旨に御賛同いただきますよう心からお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議発第6号「海上自衛隊潜水艦「そうりゅう」事故に関する原因究明と再発防止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末492ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「医療制度改悪に反対し、誰もが安心できる医療を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、ただいま議題となりました議発第7号「医療制度改悪に反対し、誰もが安心できる医療を求める意見書議案」について賛成討論を行います。

今国会に2つの医療関連法案、いわゆる医療法改定法案と医療制度改定一括法案が提出され、早期の成立を図ろうとしています。これらの法案は、政府が設置した全世代型社会保障検討会議での議論を基にして、医師数の抑制と長時間労働の容認、病床の削減、そして高齢者への医療費窓口負担増、また国民健康保険料引上げへの圧力など、全面的な医療制度の改悪が盛り込まれています。国民の生存権を脅かし、憲法を踏みにじるものであり、断じて許せません。

全世代型社会保障検討会議が昨年12月に出した全世代型社会保障改革の方針案では、目指す社会像として次のように述べています。菅内閣が目指す社会像は、自助・共助・公助そして絆である、まずは自分でやってみる、そうした国民の創意工夫を大事にしながら家族や地域で互いに支え合う、そして最後は国が守ってくれる、セーフティーネットがしっかりとある、そのような社会を目指しているとしています。まず、自助を強調し、自己責任を押しつける新自由主義的な社会像です。この自己責任論は、必要な方が公助へのアクセスを阻まれ、セーフティー

ネットにたどり着かない大きな要因ともなってきました。

菅政権が打ち出したこの自己責任を第一とする新自由主義路線は、決して新しいものではありません。1980年代の臨調行革路線から1996年橋本政権の構造改革路線、2001年に発足し自己責任論に拍車をかけた小泉政権による公的医療費の抑制政策を経て、今に至るまで40年間続けられてきた路線です。この路線の下、患者負担増の押しつけ、病床削減や病院の統廃合、医師養成数の抑制などが進められてきました。

新型コロナウイルス感染症は、このように不測の事態に対応するために必要な余裕を奪われてきた日本の医療制度の脆弱性を直撃しています。病床の逼迫で感染しても入院ができず、自宅療養中に亡くなる方が多発しました。医師をはじめとした医療スタッフへの負担も極限まで高まっています。このような事態が決して自己責任では解決しないことは明らかです。

コロナ禍を受け、本来ならばこの新自由主義路線を見直し、誰もがどこに暮らしていても必要な医療が受けられるよう公的な責任を果たすことこそ、政治に求められている役割です。にもかかわらず、これまでの新自由主義路線に固執し、推し進めようとする菅政権には、国民の負託に応える意思も能力もないと言わざるを得ません。

今回の医療関連法案には、国民の命と暮らしを顧みない菅政権の新自由主義的な危険性が明確に表れているではありませんか。単身年収200万円以上の後期高齢者など370万人への医療費窓口2割負担導入は、有病率も高く、収入も低い中で、既に自己負担率の高い高齢者世帯へ、さらなる負担増を強いるものです。現役世代、20から59歳においては、年間収入に対する医療費窓口負担の割合は1から1.8%であるのに対して、75歳以上では3.7から5.7%と、若い世代の

4から6倍も負担をしています。

今回2割負担化の対象となる高齢者にとっては、高い負担率がさらに倍増する大変な改悪です。特に、高齢者にとって重症化リスクが高いと言われる新型コロナウイルス感染症が蔓延するさなかに提案するという点においても、あまりにも無慈悲な仕打ち、政策だと批判しなければなりません。日本医師会の中川俊男会長は、2割負担となる対象者の範囲を狭めるよう求めてきた日本医師会の思いとは乖離がある、多くの疾患を持つ高齢者の受診が費用負担の面から抑制されることがないように求めていくとしています。

政府は、高齢者の負担増が現役世代の負担軽減につながると正当化をしますが、全くのごまかしです。現役世代の負担軽減は月額100円にもなりません。しかも、最も減るのは年980億円の削減となる公費です。かつての老人保健制度では1983年時点で、老人医療費に占める国庫負担割合は45%でした。現在の後期高齢者医療制度では、国庫負担は33%まで削減をされています。現役世代も高齢者も安心できる医療制度にするためには、この国庫負担を増額する公助こそ必要ではありませんか。

医師数の抑制、医学部定員削減は大きな問題です。医師の絶対数の不足が、コロナ禍で医療体制が逼迫した大きな要因でもあります。日本の人口1,000人当たり医師数は2.4人であり、これは経済協力開発機構、OECDの加盟国平均3.5人を大きく下回ります。フランスの7割、ドイツの6割の水準です。OECD加盟国の単純平均と比べ、約13万人も足りません。絶対的に不足しているのが実態です。この低水準が医師の長時間労働を助長しています。新型コロナウイルス感染症に対して、使命感を持って医療現場を支え続ける医師の労働条件を改善するためにも、医師数の抑制ではなく、国際水準の医師

数確保を目指す方向へと抜本的に切り替えるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症で病床が逼迫する中で、地域のそれぞれの病院が多様な役割を担うことで地域医療を支えている実態を顧慮することなく、病床削減や病院統廃合を行った医療機関に全額国費の給付金を配る仕組みが導入されようとしています。しかも、その原資は社会保障のためとしてきた消費税です。まさに国民を愚弄するものであり、増税分で病床削減を進めるなど許されるものではありません。

さらに、国民健康保険は長年国民が求めてきた子供の均等割の減額措置という重要な前進はありますが、公費の国保会計への独自繰入れの廃止や、国保料の都道府県統一化への圧力を強め、国保料の一層の値上げにつながるものです。コロナ危機の下で深刻な生活の真ただ中、国保料のさらなる値上げを推進する法案強行は言語道断であります。

以上のように、自己責任を是とする新自由主義的な医療政策が継続されることは、国民の命、暮らしにとってリスクでしかありません。新型コロナウイルス感染症があらわにしたのは、感染症に自己責任では対応できないという現実です。これまでの医療政策の誤りを正し、誰もが安心して医療を受けられるよう、医療政策を転換すべきときが来ています。今回の医療制度の改悪を中止し、抜本的な医療体制整備に向けて公助の役割を果たす決断を強く求めるものであります。

同僚議員の皆さんの御賛同をお願いし、議発第7号議案の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「医療制度改悪に反対し、誰もが安心できる医療を求める意見書議案」を採決い

たします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



常任委員の選任

○議長(三石文隆君) 日程第3、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末494ページに掲載〕



議会運営委員の選任

○議長(三石文隆君) 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委

員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末495ページに掲載〕



継続審査の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末496ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

(議長三石文隆君退場、副議長西内健君議

長席に着席)



議長辞職の件

○副議長(西内健君) 御報告いたします。

議長三石文隆君から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

令和3年3月22日

高知県議会議長 三石 文隆

高知県議会副議長 西内 健様

○副議長(西内健君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(西内健君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、三石文隆君の議長辞職の件を採決いたします。

三石文隆君の議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(西内健君) 全員起立であります。よって、三石文隆君の議長辞職を許可することに決しました。

(21番三石文隆君入場)

○副議長(西内健君) 三石文隆君の御挨拶があります。

(21番三石文隆君登壇)

○21番(三石文隆君) 高知県議会議長の職を辞

するに当たり、一言退任の御挨拶を申し上げます。

昨年の3月、議員各位の御推挙をいただき、第99代高知県議会議長の職に就任させていただきました。

在任中は、公明・公正かつ円滑な議会の運営を心がけてまいりました。また、県民の皆様のご信頼と期待に応えるため、県行政全般にわたるチェック機能の強化と併せて、県勢浮揚に向けた積極的な政策の提言などに誠心誠意、全力で取り組んできたところでございます。

この間、経験豊かな西内健副議長には、あらゆる面でお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには濱田知事をはじめとします執行部の皆様、報道関係の皆様、そして何よりも県民の皆様のご温かい御支援と御協力をいただきました。おかげさまでもちまして、本日ここに、こうして議長の職責を全うすることができましたことに、厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、議長就任以来この間を振り返りますと、本当に新型コロナウイルスとの闘い、新型コロナウイルスの感染拡大防止をどのようにしていくのか、医療関係者や事業者への支援をどのようにしていくのか、社会経済活動との両立をどのようにしていくのかなどの難題に懸命に取り組んだ一年でございました。

昨年4月には、正副議長で濱田知事に対して、新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として、全庁を挙げて迅速かつ的確に取り組むことを要請するとともに、5月臨時会では緊急対策などについて審議をいたしました。また、各定例会におきましても、新型コロナウイルスへの対応が大きな論点となりました。

こうした中、新型コロナウイルスの影響で開催が危ぶまれた第44回全国高等学校総合文化祭

は、WEB SOUBUNという新たな手法により成功を収めたほか、昨年7月にリニューアルオープンした足摺海洋館SATOUMIも、年間入場者数が3か月で過去最多を記録するなど、明るいニュースもございました。そして、この間の県民の皆様、医療機関の皆様、事業者の皆様の多大な御協力と御尽力とともに、濱田知事をはじめとする執行部の皆様のご取組により、本県の感染状況は一時期と比べますと落ち着きを見せるとともに、今月からは、県内でも感染拡大防止に大きな効果が期待されていますワクチンの接種が開始されたところであります。

まだまだ楽観視することはできませんが、厳しい新型コロナウイルスとの闘いの中にあっても、次に向けての光明を見だし、知事の提案説明にもありましたように、ピンチをチャンスに変え、攻めに転じて、県民福祉の向上や県勢の発展、飛躍に向けて、議会一丸となって全力で取り組んでいかななくてはならないと考えております。

今後は、この1年の貴重な経験を生かし、一議員として決意を新たに県勢浮揚に向けて取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます、退任の挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)



議長の選挙

○副議長（西内健君） お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（西内健君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。
本選挙は、投票により行います。
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(西内健君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番土居央君及び33番岡田芳秀君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(西内健君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に8番土居央君及び33番岡田芳秀君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(西内健君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○副議長(西内健君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(西内健君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(西内健君) これより開票を行います。
8番土居央君、33番岡田芳秀君の立会いを願

います。

(開票点検)

○副議長(西内健君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

森田英二君 32票

塚地佐智さん 5票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、森田英二君が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森田英二君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

森田英二君の御挨拶があります。

(20番森田英二君登壇)

○20番(森田英二君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様のご御推挙をいただき、第100代高知県議会議長に選任をいただきました。

議長の職責を担わせていただきますのは、平成25年の第92代議長就任に続きまして2度目となります。誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げます。特に、今回は初代片岡健吉議長から数えて100代目となる節目の議長への就任ということで、本議会が積み重ねてきた歴史と歴代議長の御活躍に思いをいたし、職責の重さに改めて身を引き締めているところでございます。

濱田知事は、今新型コロナウイルス対策にしっかりと取り組むとともに、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、県政を一段と高いステージへ引き上げるべく、日々全力で御奮闘をされております。その運営姿勢は、官民の協働であり、また市町村政との一層の連携・協調であり

ます。その上で、政策の柱は、尾崎県政から引き継ぐ経済活性化の5つの基本政策と3つの横断的な政策に沿った施策であります。

一方、私たち県議会も、県民の皆様から負託を受けた立場といたしましては、県民の皆様の声に直接耳を傾け、それぞれの地域の実情と課題の把握に努め、県政に反映をしまいでいるところであります。また、行政への監視機能と政策提言力を十分発揮し、執行部をはじめ関係の皆様とも連携を図りながら、さらなる県勢の浮揚に向けて一丸となって取り組み、県民の皆様への期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

議員の皆様への御指導、御鞭撻も賜りながら、公正かつ公平な議会運営と県勢浮揚のため、誠心誠意努めてまいり所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、県民の皆様には一層の御協力、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(西内健君) それでは、新しい議長と交代いたします。

(副議長西内健君退場、議長森田英二君議長席に着席)



副議長辞職の件

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

副議長西内健君から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職した

いので許可願います

令和3年3月22日

高知県議会副議長 西内 健

高知県議会議長 森田 英二様

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、西内健君の副議長辞職の件を採決いたします。

西内健君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、西内健君の副議長辞職を許可することに決しました。

(14番西内健君入場)

○議長(森田英二君) 西内健君の御挨拶があります。

(14番西内健君登壇)

○14番(西内健君) 副議長を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年3月、皆様方の温かい御推挙により、副議長に就任させていただきました。在任中は至らぬところも多々あったと思いますが、この1年間、その職責を全うすることができたのも、人格、識見ともに優れた三石議長、また先輩・同僚議員の皆様方の御支援、御協力のたまものであり、深く感謝申し上げます。

あわせまして、濱田知事をはじめ執行部の皆様方、報道関係の皆様方、そして県民の皆様方の温かい御支援、そして御指導をいただいたこ

とに心よりいま一度感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策、また産業振興の推進、保健・医療・福祉、これらの充実の政策、そして南海トラフ地震対策など、高知県を取り巻く課題は多く存在しております。一方で、現代社会は進歩が著しく、変化のスピードが日々絶え間なく続き、現代にとどまっているところを容赦しないわけでありまして、我々は課題を見つければ、またすぐそれが課題を生む、こういった社会に住んでいるわけでありまして、この1年間の貴重な経験を通して、私も一議員としてこの高知県の県勢浮揚のために改めて一層粉骨砕身、課題に取り組んでまいります所存であります。

最後になりますが、今後も皆様方のより一層の御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。私からの退任の挨拶とさせていただきます。

1年間誠にありがとうございました。(拍手)



副議長の選挙

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（森田英二君） 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の

規定により、立会人に8番土居央君及び33番岡田芳秀君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に8番土居央君及び33番岡田芳秀君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（森田英二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（森田英二君） 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（森田英二君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（森田英二君） これより開票を行います。8番土居央君、33番岡田芳秀君の立会いを願います。

（開票点検）

○議長（森田英二君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

加藤 漠 君 32票
米田 稔 君 5票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、加藤漠君が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました加藤漠君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

加藤漠君の御挨拶があります。

(13番加藤漠君登壇)

○13番(加藤漠君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様より格別の御推挙をいただきまして、副議長の職に就かせていただくことになりましたことを、身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。経験、人格、識見ともに優れた森田議長の下、補佐役といたしまして、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいる所存です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、本県が直面している人口減少や過疎化、高齢化、南海トラフ地震への備えなど、様々な課題の解決に向け議会機能を発揮できますよう、議長と共に全力を尽くしたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様にも御支援、御協力を賜りますようお願いいたしまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)



前正副議長に対する謝辞

○議長(森田英二君) この際、議員明神健夫君から、ただいま辞職されました三石前議長並びに西内前副議長に対し、議員一同に代わって謝辞を述べられます。

16番明神健夫君。

(16番明神健夫君登壇)

○16番(明神健夫君) それでは、僭越ではございますが、お許しをいただき、年長議員ということで議員一同に代わり、辞任されました三石前議長、西内前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年の2月定例会におきまして、第99代議長、第104代副議長の要職に選任されました。

在任中は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済対策をはじめ、産業振興や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、教育の充実など、幅広い県政課題について、執行部や市町村、関係団体などの皆様と連携し、全力で取り組まれました。

また、全国議長会や四国4県の正副議長会などにおいては、全国都道府県議会議長会の地方自治委員会の委員長として政府要望を行うなど、本県はもちろんのこと、全国の地方が直面している喫緊の課題の解決に向けまして、国に対する積極的な政策提言にも取り組まれました。

さらに、議会における新型コロナウイルスの感染拡大の防止と議会活動の両立を図りながら、公正かつ円滑な議会運営を行うとともに、広く県民の皆様の声を議会に反映させ、議会の取組についても積極的に発信されるなど、名実ともに県民の皆様の議会となるよう、御活躍をしていただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の高邁な人格と識見、県勢の浮揚、地方自治の発展に向けた、その強い信念とたゆまぬ努力によるものでありまして、私ども議員一同心から敬意を表

し、感謝を申し上げる次第でございます。

お二人におかれましては、御自愛の上、さらなる県勢浮揚のため、今後とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。

本当に御苦労さまでございました。そして、ありがとうございました。(拍手)



○議長（森田英二君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



副知事の退任挨拶

○議長（森田英二君） この際、3月31日をもって退職されます副知事岩城孝章君から御挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これを許します。

副知事岩城孝章君。

（副知事岩城孝章君登壇）

○副知事（岩城孝章君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび3月31日をもって、副知事の職を辞することといたしました。在任中は、議員の皆様をはじめ多くの皆様方から御指導、御鞭撻を賜り、心からお礼を申し上げます。また、任期途中の退任となりますことを、選任に御同意を賜りました議員の皆様におわびを申し上げます。

平成24年1月に副知事拝命以来、これまで尾崎前知事、濱田知事の補佐役として、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策や、中山間対策など本県が抱えます構造的な諸課題の解決に向け、私なりに取り組んでまいりました。県民の皆様や市町村の皆様のお力添えを賜り、ま

た県職員の皆様のたゆまぬ努力に支えられ、人口減少や経済の疲弊にあらがいながら、県勢浮揚に向けて力を尽くしてきた9年3か月でありました。これまでの月日を振り返ると、万感胸に迫るものがありますが、新しい時代の潮流を見定めつつ、微力ながら県政推進に携わることができたことを大変誇りに思います。この上は、濱田知事の下、さらなる県勢発展をお祈り申し上げます。

最後になりますが、皆様方のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)



副知事選任同意に伴う挨拶

○議長（森田英二君） 次に、副知事に選任同意されました井上浩之君から御挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これを許します。

井上浩之君。

（井上浩之君登壇）

○（井上浩之君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、私の副知事就任につきまして御同意を賜り、誠にありがとうございました。何分微力ではございますが、選任をいただきました知事の思いをしっかりと胸に刻み、また議会から賜りました御同意の意義を重く受け止めまして、知事の補佐役として、知事が目指す共感と前進の県政の実現に向けて誠心誠意努めてまいります。また、職員が一丸となって県勢浮揚に向けた施策を推進していくためにも、日頃より私自身職員に声をかけ、そして職員からも気軽に相談してもらえ、職員にとって身近な存在であり続けられるよう努力してまいります。

議員の皆様方には、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)



閉会の挨拶

○議長（森田英二君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会には、令和3年度一般会計当初予算をはじめ、高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。

議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者が本県で発見されてから丸1年以上が経過をいたしました。この間、県内で感染が確認された方は900名を超えております。亡くなられた方も19名を数え、いまだ闘病中の方もいらっしゃいます。改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

現在、本県では一定落ち着いた状況となっておりますが、感染力が強いといった可能性が指摘される変異株の疑いのある事例が本県でも確認されました。いつ感染が再拡大しても不思議ではありません。今後の感染の状況をより注視

していく必要もあります。

こうした中、今議会に提案された当初予算には、新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止に向けて、円滑なワクチン接種体制の構築など感染防止対策の推進が盛り込まれております。県内でもワクチン接種が本格化することにより、早くコロナが収束していくことを願っております。

今月末をもって岩城副知事が退任されることになりました。初代の産業振興推進部長に就かれ、産業振興計画を策定し、本県の経済発展に尽力をされ、平成24年1月に副知事に就任された後も、県庁内外にわたり卓越した手腕を遺憾なく発揮され、県中央部の公共交通再編といった困難な課題の解決や、高知市との連携・協議の推進に努めてこられました。これまでの県の発展のために御尽力を賜りましたことに、改めまして感謝申し上げますとともに、今後の御健勝をお祈りいたします。

新たに就任されます井上新副知事には、これまでの豊富な経験を生かされ、御活躍いただけるものと期待を申し上げます。

日一日と暖かくなってまいりまして、桜の便りも聞かれるようになりました。もう新年度は目前です。議会活動もまた新たな体制でスタートを切ります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 令和3年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和3年度一般会計当初予算や高知県中小企業・小規模企業振興条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方に

は熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症に係りますワクチン接種への対応や関西連携強化戦略、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、さらには教育政策などにつきまして、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、いわゆる第3波以降県内の状況は一定落ち着きを見せてはいるものの、感染の火種は残っており、なお予断を許さない状況であると捉えています。再度の感染拡大に備え、引き続き医療提供体制の拡充に取り組みますとともに、高齢者向けのワクチン接種が円滑に開始されますように、国、市町村や関係者と緊密に連携をしてまいります。

提案説明でも申し上げましたとおり、昨春からの一年は新型コロナウイルス感染症という未曾有の難局にありまして、その対応に全力で取り組んでまいったところです。そうした中で、令和3年度は言わば守りから攻めに転じるべく、これまでの仕込みを生かしながら、各種施策の具体的成果につなげる重要な一年にしたいと考えております。そのため、デジタル化やグリーン化、グローバル化といった新しい時代の潮流や社会構造の変化を見据えながら、共感と前進の基本姿勢で引き続き官民協働、市町村政との連携・協調の下、様々な施策を展開し、県勢の発展につなげるべく力を尽くしてまいります。

議員の皆様方におかれましては、県民を代表するお立場から、様々な場面におきまして引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを

申し上げます。

また、先ほどは、新しい副知事の御選任に御同意をいただき、誠にありがとうございました。岩城副知事におかれましては、その優れた御見識、御人徳によって長年県行政に多大なる御貢献をされました。この9年3か月間、副知事として県庁組織をまとめられ、力強く支えてくださいました岩城副知事の御尽力に、改めて心から感謝を申し上げます。新年度からは新しい執行体制で、さらなる県勢浮揚に取り組んでまいります。議員の皆様方に重ねてよろしくお願いを申し上げます。

また、ただいまは、三石議長、西内副議長が退任をされ、新しく森田議長、加藤副議長が御就任になりました。三石議長、西内副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、優れた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力をされ、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な貢献をされました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

また、新しく就任されました森田議長、加藤副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（森田英二君） これをもちまして、令和3年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後1時7分閉会